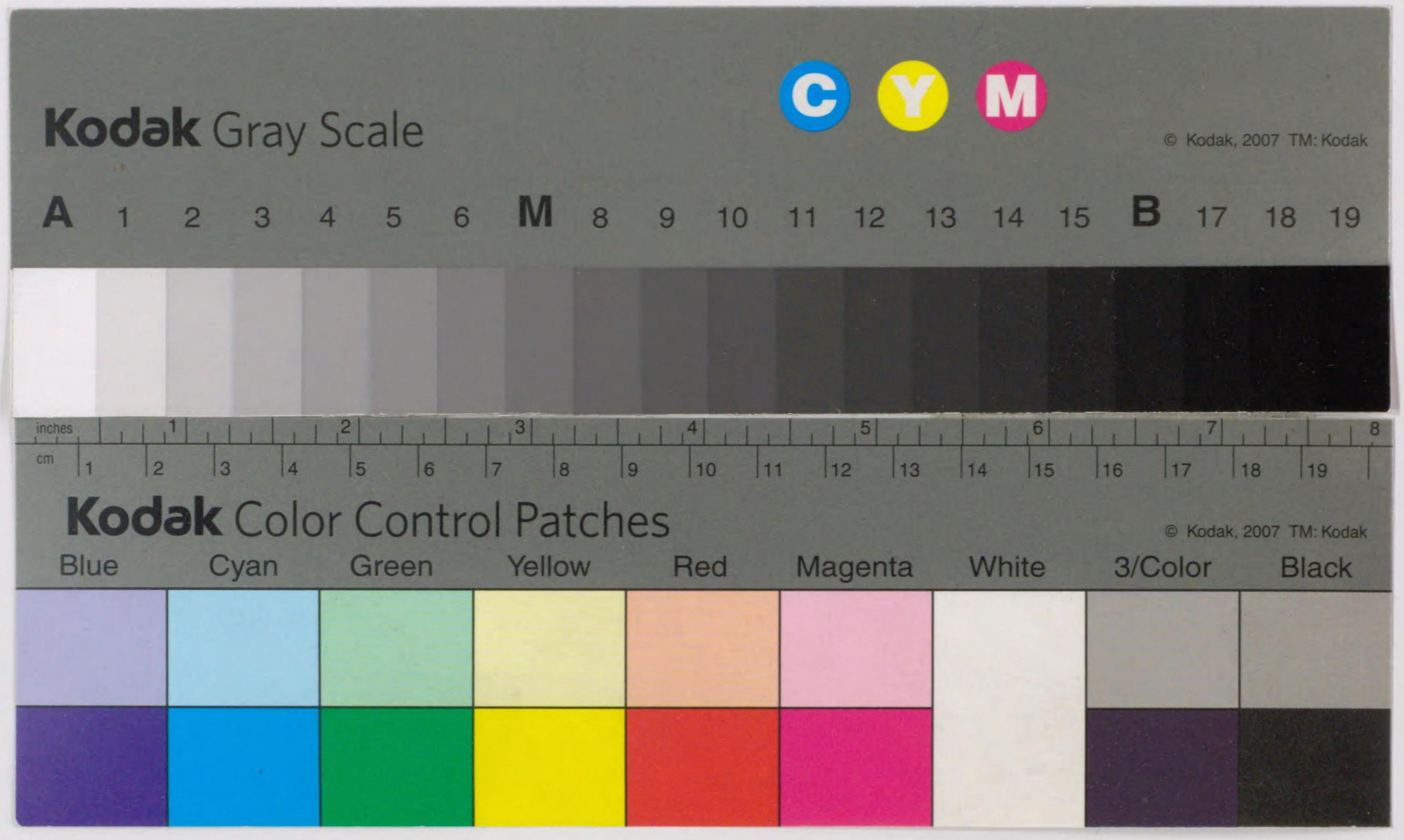

577 8
577-8
1200501520289
0 複写

A88

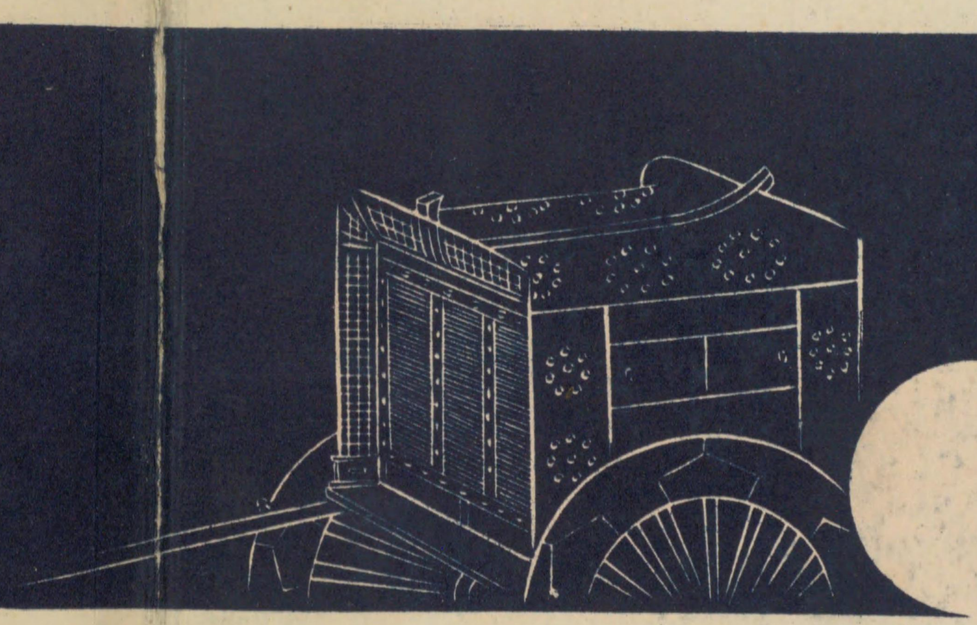

88

エトA88

577-8

な

十 名

名義 事物に定まりて付きたる稱呼をいふ、ナ(爲)の義、人類の各箇に附したるを人名といひ、畧して單にまた名とも稱す、(今は人名のみを記し他は省畧す)**起源沿革** 太古にありては、男女共に同樣類俗の名を附したり、但貴族間には、尊(又は命)姫(又は姫)字を加へて之を別ちたりしが、奈良朝時代の頃より、女子には某刀自、某女、某虫等いへる特種の稱呼を附することとなりたれども、中には橘三千代、藤原延福、刑部勝磨、多治比眞宗等、一見しては男女孰れに屬せるかを判じ難きものありき、中世以後は多く子の字を附することとなり、直ちに女子たるを推し得るに至れり、また男子の名は某彦、某麿等の例上古には甚多く、近世まで堂上家にては幼名に磨字を附したり、なほ中世以後の風俗たる、兒生れて七日にして名を命ず、これを童名、幼名、俗名等と稱し(「ワラハ」參看)元服の後更に又名を(異名)加ふ、これを名乘、又は實名とも稱す、また武門にては、名乘の外別に通稱を附けたり、一例を擧ぐれば、豊臣秀吉は初め日吉丸といひ、元服して藤吉郎秀吉といへり、日吉丸は幼名、藤吉郎は通稱、秀吉は名乘なり、名を賜ふことは上古より其例同じからざれど、偏名を附與することは、平安朝時代の末年より起れり、源義經が、伊勢三郎に義の字を與へて義盛と稱せしめたるは、蓋し其初見なるべし、後世多くは下の一字を與ふること普通にして、上の一字を授くるは特例とす、北畠親房が、足利義滿より滿字を賜ひて滿泰と稱し、尼子詮久が、足利義晴より晴字を賜ひて晴久と稱し、立花千熊麿が德川秀忠より忠字を賜ひて忠德とせるが如き、いづれも下の字を授與せるものなり、名を避くる事は、上古は全く(避名)なかりしが、孝德天皇の大化改新の時、御名代御子代の民、及び部曲を廢せられしと共に、王名を山野百姓に負はしむる事の穩なきよしを告げ給へり、これやがて避諱制の始めなりとす、尋で大寶令の制にも、避諱の法を立て、治部省をしてこれを掌らしむ、爾來避諱に關する政令屢々出でゝ、姓名地名を改め、其他事物の名稱についても、尊貴の諱を忌みたる事多く、至尊の御名のみならず、後ちには公卿、武將の名をも避けしむるに至れり、一例を擧ぐれば、甘南備眞人神野は、嵯峨上皇の御諱神野を避けて眞野と改め、足利義成は、後土御門天皇の御諱成仁を避けて義政と改めたり、而して此頃には將軍より賜はりたる名は、天皇の御諱に觸るゝを避けざるの慣例を生じたれば、義成はかくのごとく改名したるも、義成より成字を授りたる藤原成冬、足利成氏、細川成之等はこれを改めざりき、なほ御名は最初一字を避くることなりしも、後ちには二字共に避くることとなり、また文字を同じくせざるも、訓を同じくせざる場合、もしくは法名にても、同じくこれを避けたり、藤原隆治は、後醍醐天皇の御諱尊治と同訓なるを以て隆文と改め、僧弘覺が鳥羽法皇の法名宗覺を避けて等範と改めたるが如し、將軍の名を避けたるは、藤原敎有が、足利義敎の名を避けて、淨瑠璃語、相撲、藝者、遊女等それ〴〵の名あること人の知る所なり(名字紳、大上﨟御名の事、四季草、江談抄、平家物語、源平盛衰記、古事類苑

(名諱)付寺社町勘定の三奉行等重職の者に其記下より、諸大名は其臣下より之を避けたるの例ありと雖も、今は省畧に從ふ(詳しくは國學院雜誌第八卷に、和田英松氏の本朝避諱の制あり、就きて見るべし)また醜名と稱するあり、罪人の名を貶して醜名を負はしむるものにして、黃文王に多夫禮、道祖王に廢度比、和氣淸麿に穢麿といふ名を負はせたるが如き其一例なり、また唐名(反名ともいふ)あり、平安朝時代支那崇拜熱の盛んなるの際、邦名を以て野鄙なりと考へ、其名の字の音に近きものを撰びて、これに代へたるものにして、大江匡房の訓マサフサなるを、滿昌の二字を以てマサの二辭を寫し、藤原明衡のアキヒラなるを、安蘭の二字を以てアラの二辭を寫せるが如く、其名の半分を寫したるものと、三善淸行の居遠、紀長谷雄を發昭、大江朝綱の達幸と書せる等、其名の全部を寫したるものとの二種あり、又通り名と稱し、代々同名を附すること、御戸時代武家商人藝人等に多し、德川鶴千代丸(水戸)長坂血鎗丸(小栗又一)の如し、但しこれは幼名通稱にて、實名には及ばず、受領に至りては必ず一定して變更せることなし、土佐の山内は代々土佐守、與板の井伊は代々兵部大輔、彦根の井伊は代々掃部頭、旗本の向井は代々將監と稱するが如し、これ受領なりと雖も、實は名と同樣に用ひられしものなり、なほ禁中、幕府、諸大名等の奥向の女中は、又特種の名を用ひたり、楓内侍、丹後局(以上は内侍の職にあり、又は局を有するより内侍、局等の字を附したるなり)姉小路、岩藤等のごとし、(藝名)又藝名あり、技藝に携はるもの〻附する所にして、俳優、人形遣ひ、淨瑠璃語、相撲、藝者、遊女等それ〴〵の名あること人の知る所なり(名字紳、大上﨟御名の事、四季草、江談抄、平家物語、源平盛衰記、古事類苑

帝國圖書館

昭和 帝國圖書館藏書

姓名部、國學院雜誌「本朝澄詮の制」)

ナイ井 内位 王朝時代、内官即ち在京の人に賜ふ位ないふ、地方官に賜ふ外位に對しての稱、民部省式に、「外五位位田者、減二内位半一、また式部省式に、「凡元正行列次第(中略)外位不レ得レ列二内位上一」とあり、「ナカイ」「ゲキ」參看、

ナイイン 内印 印章(インシャウ)な見よ、

ナイ井ン 内院 齋宮の三院の一、齋院の御座所な云ふ、「サイグウレウ」を見よ、

ナイ井ン 内院 的の名所、續紀慶雲三年正月の條に、定二大射禄法一、(中略)一節中二外院一布二十端、中院二十五端、内院三十端と見えたり、「マト」參看、

ナイヱ 内衛 左右近衛府の稱、左右衛門及び左右兵衛を外衛と云ふに對しての稱なり、「コノエフ」の條參看、

ナイエン 内宴 名義 宮中内々の節會ないふ 歴代 正月廿一日仁壽殿に於て行ふを恒例とす、此日詩人を召し、題を給はりて詩を賦し、御前にて披講す、若し廿一日、廿二日、廿三日の内、子の日あらば其日に行ひ、一二獻の後、親王公卿に若菜の羹を給ふ由、公事根源に見えたり 起原沿革 嵯峨天皇の弘仁三年、神泉苑に行幸ありて、文人に詩を賦せしめられし事、日本後紀にある初見とす、爾後代々行はれたりしが、平安朝時代の末期に至り一時頽れしも、保元の頃藤原信西の請によりて再興せられたるも、數年にして全く廢絶せり(年中行事歌合、公事根源、壒嚢抄、年中行事秘抄)

ナイエンノタチ 内宴劔 「カザリタチ」を見よ、

ナイカイ 内階 内位に同じ、三代實録仁和三年三月朔日の條に、「勅叡二良臣及故兄全雄外位告身一、特賜二内階一」と見えたり、世紀天慶四年九月二十日の條に、「叡二彼承平二年十二月外階位記一、賜二内階位記一」とあり、「ナイキ」「ゲキ」參看、

ナイカウ 内考 王朝時代、六年を經て黜陟ある官を、外考と云ふに對しての稱なり、類聚三代格弘仁十三年三月二十六日太政官符に、「養二活病者一者三十人以上、白丁考入二内考一者減レ半」と見えたり、(中略)外考入二内考一(中略)一考入二内考一者、(中略)所小舍人、御書所小舍人、穀倉院雜色、内御書所小舍人、作物所小舍人、御厨子所小舍人、内藏舍人、御院舍人、近江日次所預、交野長、御鷹飼官人、織手等以二内給一給レ之」と見えたり 起原 初め詳かならず、除目大成抄に、朱雀天皇承平三年内給として、紀公頼を尚掾に申任せし事見えたれば、是より以前にありし事明なり(西宮記、除目抄、除目大成抄、史學雜誌「年給考」)

ナイキユウレウ 内弓 射禮のことな云ふ、「ジャライ」を見よ、

ナイキユウレウ 内厩寮 名義 「ウチノウマヤノツカサ」とも訓む 職員令 宮中の御厩一切の事を掌る 職員 頭一人從五位上、助一人正六位下、大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從八位下 起原沿革 天平神護元年に創置、延暦十六年史生四人を置く、次で廢せらる(續紀、後紀)

ナイキヨ 内舉 學問料(ガクモンレウ)な見よ、

ナイグウ 内宮 皇大神宮(クワウダイジングウ)な見よ、

ナイグブ 内供奉 名義 朝廷に於て、海内より廣く撰びたる戒律智德高き十人の僧な云ふ、内道場に供奉する故に名づく、十人ある故に十禪師ともいひ、又内供奉十禪師とも云ふ、單に内供とも云ふ、

ナイキ 内記 禪宗の役名、書狀侍者を云ふ、

ナイキ 内記 内史も書記とも稱す、敕答、敕書、無レ事二文字一、取二元戎幕府署記室參軍之名一、於二禪林一特請二書記一、以職レ之、猶存二書狀一列二於侍者一、使レ司二方丈私下書問一、曰二内記一、(中略)内記とあり(禪林象器箋)〇官名の内記は、中務省(ナカツカサシャウ)な見よ、

ナイギ 内儀 内々にて評議することな云ふ、また其評議なども云ふ、内義とも書す、平家物語に、「内義支度は樣々なりしかども、義勢ばかりで此謀反叶ふべしとも見えざりければ云々」と見え、また源平盛衰記に、「平家は斯樣に、日比源氏の内議の支度あるなども不知」とあり、

ナイキドコロ 内記所 中務省の内記の詰所な云ふ、「ナカツカサシャウ」な見よ、

ナイキフ 内給 名義 天皇の年給(ネンキフ)參看)な云ふ、内給はウチの意にて、即ち天皇なり、後世は女房乳母の給なども、内給の中にて給ひし事あり、簾中抄に、内の女房などの中に給はるなりと云へるは誤なり、又臨時内給あり「リンジノキフ」な見よ○給數は、掾(三分)二人、目(二分)三人、史生(一分)廿人な、縣召除目一分召の時任ぜらる、又介な申任ずる時あり、其場合には掾目各一人宛な減ず西宮記一分召の條に、「頭奉勅仰二諸司所々一令レ進二申文一、撰定奏聞、(中略)内給廿人、(中略)外考入二内考一(中略)外考入二内考一者減レ半」と見えたり、

ナイキヨウ 内侍 (一)内侍司の掌侍を云ふ、「ナイシノツカサ」を見よ (二)齋宮及び(三)中宮に仕へたる女官(四)嚴島の舞姫等の數種あり、(二)は古今著聞集に「かゝる程に七月十日荒祭宮齋宮の内侍に託宣あり云々」とあり、(三)九條殿年中行事に「十一月中寅日鎭魂祭事、中宮鎭魂同日行之、掌侍有レ障、内侍一爲二代官一」とあり(四)平家物語之時、以二中宮内侍一爲二代官一」とあり(四)平家物語に「彼社(嚴島)には内侍又上皇嚴島に御參着、入道相國最愛の内侍が宿所皇居となる」と見えたり、又内侍代あり、東宮に從ふ、東宮年中行事に「中の巳の日、鎭魂の條の事、此日の夕内侍代、内には内侍行向ふ、東宮には内侍なし、然れば代を用ふる、其代勤むる人は、位の御時内侍になるべき人を、代に求めらるゝなり」と見えたり、

ナイキヨウ 内侍宣 勾當内侍が勅を奉じて、直に藏人頭に仰せて宣する文書を云ふ、又内宣とも云ふ、官職雜儀に「内侍宣とは、官位職を宣下するは、外記、史、内記、必ず々につきて知る也、是は申は、職事上卿へ申さずして、直ちに藏人方にて出納小舍人など申者迄、次第に下知し侍ると申候、藏人頭、五位藏人、六位藏人以下藏人方のさ、又昇殿を聽るゝ時は、皆内侍宣なり、彼物語に、源氏元服の時、御前への召を内侍宣旨傳へて侍るやらん、昇殿は内侍宣にてあれば、かやうにかき侍るなり」と あり、綸旨奏之、紙皇惡者多、自今以後簡二清好者一應レ充、奏紙、若不二改正一、執奏之二少納言必罪」之者、當番案主、宣二知職事一勘之、不レ可二遺忘一、

へり 起原沿革 光仁天皇寶龜三年三月始めて定め置く、秀南、廣達、延秀、延悪、首勇、清淨、法義、尊敬、永興、光信を以て之に宛つ、詔して供養を充て其身を終らしむ、其後闕あらば清行のものを擇補せしむ、延暦廿四年八月景飾を供奉師に、天長七年十月延勝、同八年仙樹を十禪師に、天安二年十一月春耀、安圓を内供奉十禪師となし、貞觀年中安慧、湛海、詮暉、善行、戴寶、承雲、願祥、空操、眞延等を内供奉十禪師に補す、猶ほ宇治拾遺、今昔物語、宇津保物語、十訓抄等にも内供奉十禪師のこと見えたり(類聚國史、初例抄、諸宗義範、塵添壒嚢抄、官職要解)

ナイクワン 内官 王朝時代、令制にて在朝の官をいふ、地方官を外官といふに對しての稱なり、

ナイクワンノヂモク 内官除目 京官除目(ツカサメシノゲモク)を見よ、

ナイクワンリヤウ 内管領 鎌倉時代、執權の家司を云ふ、專ら家政を掌る、保暦間記に「正和五年高時將軍家の執權す(中略)彼内管領長崎入道圓喜と申すは、正應に討れし平左衞門入道が甥(中略)爰に高時管領長崎入道老耄に依て、子息長崎左衞門尉高資に、彼管領を申付云々」と見えたり、

ナイケウバウ 内教坊 名義 朝廷に於て女樂、蹈歌、舞妓等を養成する所、長心を別當と稱し、納言以上にて音律に通じたる人之を兼ぬ、上東門内の北、大宿直寮の東、菜園の南に在り、南北四十丈、東西三十五丈の地を占め、南に面す 沿革 起原詳かならず、續紀天平寶字三年正月乙酉の條に「作二女樂於舞臺一、奏二内教坊踏歌於庭一」とあるを初見とす(大内裏圖考證)

ナイザヨリアヒ 内座寄合 江戸幕府の時評定所の内座にて行ふ寺社町勘定の三奉行の評定をいふ、「ヒヤウヂヤウショ」參看、

ナイシ 内侍 (一)内侍司の掌侍を云ふ、「ナイシノツカサ」を見よ (二)齋宮及び(三)中宮に仕へたる女官(四)嚴島の舞姫等の數種あり、(二)は古今著聞集に「かゝる程に七月十日荒祭宮齋宮の内侍に託宣あり云々」とあり、(三)九條殿年中行事に「十一月中寅日鎭魂祭事、中宮鎭魂同日行之、掌侍有レ障、内侍一爲二代官一」とあり(四)平家物語之時、以二中宮内侍一爲二代官一」とあり(四)平家物語に「彼社(嚴島)には内侍又上皇嚴島に御參着、入道相國最愛の内侍が宿所皇居となる」と見えたり、又内侍代あり、東宮に從ふ、東宮年中行事に「中の巳の日、鎭魂の條の事、此日の夕内侍代、内には内侍行向ふ、東宮には内侍なし、然れば代を用ふる、其代勤むる人は、位の御時内侍になるべき人を、代に求めらるゝなり」と見えたり、

ナイシセン 内侍宣 勾當内侍が勅を奉じて、直に藏人頭に仰せて宣する文書を云ふ、又内宣とも云ふ、官職雜儀に「内侍宣とは、官位職を宣下するは、外記、史、内記、必ず々につきて知る也、是は申は、職事上卿へ申さずして、直ちに藏人方にて出納小舍人など申者迄、次第に下知し侍ると申候、藏人頭、五位藏人、六位藏人以下藏人方のさ、又昇殿を聽るゝ時は、皆内侍宣なり、彼物語に、源氏元服の時、御前への召を内侍宣旨傳へて侍るやらん、昇殿は内侍宣にてあれば、かやうにかき侍るなり」と あり、綸旨奏之、紙皇惡者多、自今以後簡二清好者一應レ充、奏紙、若不二改正一、執奏之二少納言必罪」之者、當番案主、宣二知職事一勘之、不レ可二遺忘一、

ナイシドコロ 内侍所 賢所(カシコドコロ)な見よ、

ナイシノツカサ 内侍司 職員令 后宮十二司の一、天皇に供奉して、奏請宣傳、及び禁中の禮式を掌り、女孺を檢校し、内外命婦朝參の事を兼ね知る 職員 尚侍二人、准從五位、後ち從三位、ナイシノカミ」とも云ふ、婦人の官中尤も重し、平城天皇の御代、尚侍藤原藥子枕席に侍して寵あり、留後尚侍は天皇の枕席に侍するものと定まり、内侍司の事は專ら典侍の職となれり、鎌倉時代以後廢絶す、初めは門閥の家の女之に任ぜしが、後には攝關家の女に限れり、典侍四人、准六位、後ち從四位、ナイシノスケ」とも單に「スケ」とも云ふ、陪膳に侍して禁色を許さる、禁祕抄によれば、公卿侍臣の女を以て之に任じ、天皇の御乳母なる人は、諸大夫の女にても、典侍に任じたり、鎌倉時代以後枕席に侍するものあるに至れり、典侍は多くは其父の官名を附し、大納言典侍、宰相典侍、帥典侍など稱し、江戸時代には、大典侍、大夫典侍、新典侍、權典侍など稱し、人數猶多き時には、新大夫典侍、又は父の姓を呼びて、源典侍、藤典侍と稱したること光吉一覽に見えたり、現今にても宮中に典侍、權典侍あり、權典侍は多く枕席に侍す、掌侍四人、後に權掌侍二人あり、准從七位、後ち從五位に昇ぜしめたれども、終には相當によらず、二位に至るものありき、「ナイシノシャウ」とも云ひ、單に内侍とも云ふ、周防内侍、辨内侍の如し、掌侍の第一を勾當と云ふ、勾當内侍の略なり、常に長橋局に居ぜしを以て長橋局とも、長橋殿とも云ふ、尤も權力あり、後世奏請傳宣の事を掌る、即ち内侍宣なり、もと傳宣は尚侍の掌る所にして、尚侍

延暦九年五月十四日 (内侍) (侍) (長橋局) (掌侍) (侍典)

なき時は典侍掌り、掌侍は奏宣に預るを得ざりしが、尚侍枕席に侍するに至りて、内侍のみ専ら掌ることとなれり、後世勅命を受けて、直ちに内侍より出す女房奉書と云ふ、又剱璽を守る（「カシコドコロ」参看）而して譲位の時、先帝の内侍一両人必ず留りて新帝に仕へ、剱璽を渡す際には、其内侍之を取りて近衛次将に附す、之を送内侍（スリウナイシ）と云ふ、内侍は禁中に於て尤も重職なるを以て、納言の孫又は此と同格なる公卿の孫女が撰補し、稍には侍臣、生公達、諸大夫の女を撰補せり多くは氏名父の官名を附けて呼ぶを例とす、女嬬一百人、御所中の掃除燈明の事を掌る、采女、主殿司の女官等より補す、委しくは「ニョウジ」を見よ

ナイシ 内臣 内大臣（ナイダイヂン）を見よ、

ナイシンワウ 内親王 親王（シンワウ）を見よ、

ナイシヤ 内射 射禮（ジャライ）を見よ、

ナイシヤウ 内相 内大臣の唐名、「ナイダイヂン」を見よ、

ナイシャウレウ 内匠寮 「タクミレウ」を見よ、

ナイジュドコロ 内豎所 名稱 又内豎局とも云ふ 所在 役所は一本御書所、内の候所は春興殿の東 職掌 内豎は「チヒサワラハ」「チサワラハ」とも稱し、未冠の童を以て殿上の駈使に充つ、即ち（特内裏）節會の日御挿鞋を儲け、行酒を爲し、時刻を奏し、賭弓の時矢を取り、或は白馬節會に式兵を召し、十二月陵幣の時矢を取り等の事を掌る 職掌 別當一人、攝政關白たる人を以て之に補す、或は大臣、納言等之に補す、又頭執事をも置きたり 沿革 天平勝寶八年に内豎淡海三船あれば、これより先内豎を定めたるると明なり、神護景雲元年七月、始めて内豎省を置き、正三位弓削清人を卿とし、九月卜部古麿を員外大輔とし、二年六月葛井根主を大丞となす、是に於て入省と同じく職員を置く、寶龜三年省を罷め、後ちまた之を復し、内豎所を置く延暦八年従三位高倉福信相撲の術を善くするを以て内豎所に侍せしむ、大同二年廢して左右大舎人寮に併す、弘仁十年復た置く、後ち内豎の數增して三百人となる、明治維新以後宮内省に内豎を置き、華族の子弟を撰任す（續紀、後紀、令集解、三代格、和名抄、拾芥抄、職原鈔、法令全書）

ナイシン 内臣 内大臣（ナイダイヂン）を見よ、

ナイシンワウ 内親王 親王（シンワウ）を見よ、

ナイシヤ 内射 射禮（ジャライ）を見よ、

ナイシヤウ 内相 内大臣の唐名、「ナイダイヂン」を見よ、

ナイシャウレウ 内匠寮 「タクミレウ」を見よ、

ナイジュドコロ 内豎所 名稱 又内豎局とも云ふ 所在 役所は一本御書所、内の候所は春興殿の東 職掌 内豎は「チヒサワラハ」「チサワラハ」とも稱し、未冠の童を以て殿上の駈使に充つ、即ち

ナイシン 内染司 名稱 ウチノソメヅカサ」とも訓む 職掌 宮中供御の雜染を掌る、

ナイシンワウ 内親王 親王（シンワウ）を見よ、

ナイシヤ 内射 射禮（ジャライ）を見よ、

ナイシヤウ 内相 内大臣の唐名、「ナイダイヂン」を見よ、

ナイシャウレウ 内匠寮 「タクミレウ」を見よ、

ナイジュドコロ 内豎所 名稱 又内豎局とも云ふ 所在 役所は一本御書所、内の候所は春興殿の東 職掌 内豎は「チヒサワラハ」「チサワラハ」とも稱し、未冠の童を以て殿上の駈使に充つ、即ち

ナイシン 内染司 名稱 ウチノソメヅカサ」とも訓む 職掌 宮中供御の雜染を掌る、

ナイセンシ 内膳司 名稱 ウチノカシハデノツカサ」とも訓む、唐名尚食局 職掌 天皇の御膳を總監し、進食を先づ嘗むることを掌る、宮内省の被官 職員 本膳二人正六位上、典膳六人従七位下、令史一人初位上、史生二人、膳部四十人、使部十人、直丁二人、驅使丁二十人 沿革 上古高橋阿曇二氏の掌る所なり、高橋氏初め膳氏と云ふ、景行天皇の時、其祖磐鹿六雁御膳を供奉す、依て膳職の長に任ず、また安曇氏は其祖大濱宿禰、應神天皇の時、海人率となり、爾來二氏の子孫並に御膳の事を掌る、大寶の令制、内膳司をおき、兩氏を以て奉膳となす、延暦年中安曇氏罪を得て流されしより後ち、高橋氏獨り其職を掌る、この時大膳職の綱曳長、江長各一人、筑摩御厨長一人を本司に隷す、大同三年内膳司食長上一人、料理上一人を停む、嵯峨天皇の初年膳部四十人を加ふ、元慶七年本司の進物所を廢して、近江負外貳一人を置く、後世別當を置きて本司の事を掌らしめ、納言を以て之に補す、又進物所を置き、近衛次將を以て別當とし、奉膳を預となす（令義解、姓氏錄、後紀、類聚國史、三代格、高橋氏文、拾芥抄、職原抄、職官志）

ナイソ 内訴 鎌倉時代訴訟の時、鎌倉幕府にては執權連署、六波羅にては探題に、内々上訴するを云ふ、或は將軍直に裁斷し、或は奏者を以て申さしむる事あり（沙汰未練書）

ナイダイジン 内大臣 名稱 ウチノオホイマウチギミ」とも訓む、唐名内府、内相府、内丞相 職掌 左右大臣に同じ、兩大臣不參の時は、代りて政務儀式を奉行す、令外の官 ○定員一人正従二位 沿革 寶龜八年正月、藤原真鷲を内大臣に任ぜしを始めとす、是より先き、孝徳天皇大化元年中臣鎌足を以て内臣となし、天智天皇八年十月内大臣と改めらる、然れども當時の内臣は後世稱する内大臣とは異にして、左右大臣の上に位したり、其後ち廢せられて、大宰令制定の時にも置かざりしが、寶龜二年三月、中納言藤原真鷲を内臣とし、左右大臣の下に列したり、是れ後の内大臣の起りなり、八年内

大臣と改む、九年三月三日大納言藤原魚名をまた内臣とし、同月三十日忠臣と改め、翌十年正月再び内大臣とし、爾來遂に定稱となり、相續きて任命したり、維新の際一旦廢したりしが、明治十八年二月宮中に内大臣及び内大臣祕書官を置く、内大臣は親任官にして、御璽國璽を尚藏し、常侍補弼の職なり、齊の内大臣と其職掌を異にせり、三條實美始めて之に任ず（公卿補任、職原抄、官職難儀、法令全書）

ナイダウヂヤウ 内道場 内裏にて佛道を修する所を云ふ、唐の玄宗皇帝開元中、大内の長生殿を捨てゝ内道場となし、佛事を修せり（僧史略、壇諺抄）我國にても之に倣ひ、眞言院を置きて佛事を修せしめたり、神皇正統記嵯峨天皇の條に「大唐の内道場に准じて、宮中に眞言院を立つ（もとは勘解由使の廳なり）大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の祕法なり」と見えたり、

ナイダンシユウ 内談衆 引付衆（ヒキツケシユウ）を見よ、

ナイダンハジメ 内談始 室町幕府の時、歳首、又は將軍襲職の始め、引付衆及び引付頭人等幕府にて會集するを云ふ、「ヒキツケシユウ」を見よ、

ナイテン 内典 佛家にて、佛典即ち經文を云ふ、佛教以外の書を外典と云ふに對したる稱（釋氏要覽）

ナイトウウヂ 内藤氏（日向延岡） 姓は藤原、鎭守府將軍秀郷より出づ、五世の孫頼俊内含人左近將監となる、藤原姓にして内含人たるによりて氏となす、子俊行、孫盛俊、平政子に仕ふ、十二世重清、應仁年中三河碧海郡上野村に住す、其子義清、明應三年以後松平親忠、同長親に歷仕し軍功あり、

三河加茂郡の内三百二十一貫百文の地を領す、後ち松平信忠、同清康等に仕ふ、其子清長、天文二年清康に仕へ、屢々軍功あり、同六年松平廣忠に仕へ、永祿元年德川家康に仕へ、長篠役其他數度軍功あり、二百二貫六百文の地を賜ふ、永祿元年德川家康に仕へ、長篠役亦家康に仕へ、長篠城を治む、前封と併せて七萬石、寬永十一年泉の巢田二萬石を弟政晴に（元祿十五年政晴母に移る）分封す、延享四年政樹日向（眞享四年三千石加賜）に分封す、延享四年政樹日向國に移封し、延岡城を治む、子孫いづれも相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、系譜、德川加除封錄、華族譜）

○義清——清長——家長——政長——忠興——義泰
- 義孝——義稠——政樹——政陽——政脩——政韶
- 政和——政順——政義——政擧
- 三河舉母（二萬石）
- ○政晴——政親——政森——政里——政苗——學文
- 政峻——政成——政侹——政文——文成——政共
- 政光

陸奥湯長谷（一萬五千石）

○政榮——政德——政貞——政醇——政業——貞幹
- 政廣——政篇——政璋——政民——政恒——政敏
- 政養——政憲——政潔

ナイトウウヂ 内藤氏（信濃高遠） 姓は藤原、内藤義清の二男思政の四男思政を祖とす、思政諱川家康に仕へ、一萬七千二百石を領す、其養子清成、慶長六年關東奉行に補せられ、二萬三千石加賜せらる、元和九年罪を以て封を收められ、更に嗣子正勝に二千石を賜ふ、寬文二年重紹書院番頭に補せらる、真享二年累進して大阪城代に補せられ、三萬三千石を領す、元祿四年清枚の時信濃國に移封、高遠城を治む、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、系譜）

○忠政——清成——清次——正勝——重頼
- 清枚——頼卿——頼申——頼尚——長好——頼以
- 頼寧——頼直——彌三郎

ナイトウウヂ 内藤氏（信濃岩村田） 姓は藤原、内藤思政の四男正次を祖とす、元和六年將軍德川家光に謁し、書院番士に列し、嘉永三百俵を賜ふ、其後屢々加封あり、其子正勝の時、元祿六年大阪定番に累進し、一萬石を信濃國に加賜せられ、岩村田を治む、前封と併せて一萬六千三百石、正德元年正友、千石を次子正直に分封す、安政五年正縄伏見奉行の累勳を以て城主格を賜ふ、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、系譜）

○正次——正勝——正友——正敬——正弼——正與
- 正愿——正縄——正義——正誠——正毅

ナイトウヂ　内藤氏（維後村上）　姓は藤原、内藤信成を祖とす、信成は、内藤義清の女が、松平廣忠の寵妾となり懐妊せる後、島田景信に嫁して産む所なり、母の兄内藤清長養うて子とし、内藤三左衛門と號す、幼より德川家康に仕へ屢々戰功あり、天正八年伊豆國韮山に於て一萬石を賜ふ、其後屢々加封ありて近江長濱、駿河府中等に移り、慶長十一年また長濱に移る、寛永五年、信照一萬石加賜、陸奥國に移封、棚倉城を治む、前封と併せて七萬石、寛文十一年信眞、五千石を弟信全に分封す、寛永二年式信駿河國に移封、田中城を治む、享保五年越後國に移封、村上城を治む、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、系譜）

○信成——信正——信照——信眞——式信——信輝
　信興——信旭——信凭——信敦——信思——信美
　信任

ナイヒヤウゴシ　内兵庫司　名義　ウチノツハモノノツカサ」とも訓む、職掌御料の兵器を掌る、宮内省の被官職員正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、使部十人、直丁一人　起原沿革　大寶の令制、始めて之を定む、延暦十四年使部を六人となす、大同三年兵庫寮に併す（令義解、職官志）

ナイヒヤウヂヤウ　内評定　問注所（モンチユウジヨ）を見よ、

ナイフ　内府　内大臣の唐名、「ナイダイヂン」を見よ、

ナイフウジヤウ　内封狀　腰文を云ふ、貞丈雜記に「時により隱密の事を申遣す時には、常の腰文の如く狀を切て紙にせず、別紙を細く截て紙にして、狀の中程をまき、棚にてつけ、裏にて封するなり、其上に體紙を卷き又表卷する事、常の竪文の如くして上下を捻、紙よりにて結ぶ如く當」と見えたり、

ナイベン　内辨　節會の時、承明門内にて諸事を辨備する者を云ふ、門外に在りて諸事を辨備するを（外辨）と云ふ、江次第抄に「第一大臣以下於二承明門内一辨二備諸事一故曰二内辨一第二大臣以下於二承明門外一辨二備諸事一故曰二外辨一」と見えたり、建武年中行事に「元日の節會、其儀小朝拜はてぬれば、内辨の大臣陣の座につきてことを行ふ云々（中略）内辨陣の座を立て、陣の後にて靴をはく、是よりさきに、諸卿外辨につく云々」とあり、「セチヱ」參看、

ナイミヤウブ
ナイムシヤウ　内命婦　内務省　「ミヤウブ」を見よ、

ナイヤクシ　内藥司　名義　ウチノクスリノツカサ」とも訓む、禁中藥香を供奉し、御藥を調合す、職員正一人正六位上、令史一人大初位上、侍醫（ジイ）參人、使部十人、史生二人、使部十人、直丁一人　起原沿革　大寶の令制、始めて之を定む、寛平八年典藥寮に合併す（令義解、官職䟦鈔）

ナイヨリアヒ　内寄合　評定所（ヒヤウヂヤウシヨ）を見よ、

ナイライシ　内禮司　職掌　宮中の禮義及び非違を禁察する事を掌る、中務省の被官職員正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、主禮六人、使部六人、直丁一人　起原沿革　文武天皇の大寶元年創置す、平城天皇の大同三年彈正臺に合併す（令義解、三代格）

ナイラン　内覽　名義　太政官并に殿上より奏下の文書を、前に内見して萬機を宣行するを云ふ、文書内覽についての命を内覽宣旨と云ふ、又百官并天下執行宣旨とも云ふ、後には職名の如くなれり　起原沿革　醍醐天皇寛平九年關白を置かず、左大臣藤原時平、右大臣菅原道眞をして萬機を宣行せしめしを始めとす、圓融天皇天祿三年、權中納言藤原伊尹を以て關白となして公務を宣行せしむ、太政大臣藤原伊尹薨ずるに及びさるに依りてなり、一條天皇長德元年三月、關白道隆病により、内大臣藤原伊周をして内覽せしむ、五月大納言藤原道長に勅して内覽せしむ、攝政關白は必ず文書を内覽するを以て、攝政關白ありし時には別に内覽の人を置かざれども、まゝ異例あり、近衞天皇仁平元年正月右大臣藤原賴長に勅して、關白藤原忠通に關れ申さず内覽せしむ、賴長兄忠通と不和たるに依りてなり、後鳥羽天皇文治元年十一月攝政藤原基通を措き、右大臣藤原兼實をして内覽せしむ、源賴朝の奏請に依りてなり、後鳥羽天皇保安元年關白忠實の内覽を停めしが如きは又異例なり、後世關白を辭して後、内覽如元の宣下を蒙り、或は前關白を以て當職の關白以外に内覽となしことあり、後醍醐天皇元亨三年十一月前關白左大臣藤原道平、十一

月太政大臣藤原冬平を元の如く内覽せしめし類なり、文書内覽の有樣は、江次第、上卿故實に詳かに見えたり（日本紀略、公卿補任、大鏡、增鏡、官職雜儀）

ナイロンギ　内論義　御齋會及び曜奘の時に行ふ、「ミサイエ」「シヤクテン」參看、

ナウグ
ナウマイ　乃貢　乃米（能米）　田租米、卽ち年貢米を云ふ、乃の意義は年貢の條を見て知るべし、人車記に「仁平四年四月二日、寮試雜事注文、能米三斛、油二升云々」、吾妻鏡建長四年三月十九日の條に「御雜事能米卅石、自米二石（宣旨斗定）」東寺百合文書文永五年七月若狹國實檢太田文に「一石代一反百五十步、乃米一石四斗一升一合六夕七才、八斗代二町一反八十步、乃米十六石九斗七升七夕八才云々」など見えたり、

ナカ井ウヂ　永井氏（大和櫛羅）　姓は大江、もと平氏、平政頼四世の孫、長田忠致の弟親致より出づ、男政後、承久の亂北條氏に屬し、軍功により、三河國碧海郡棚尾村百町の地を賜ふ、八世の孫廣常、妻は大江宗秀の女なり、其子政廣子なし、因て後醍醐天皇の皇子宗良親王四世の孫大橋定廣の四男廣正を養子となす、孫直勝德川家康に仕へ、屢々軍功を顯はす、家康より、長田氏は源氏の仇、汝の祖は大江氏に由あれば、永井と稱ふべき由吉命を蒙り、永井と更む、慶長六年關ヶ原役の功を以て、六千五百石加賜、元和二年大阪役の功を以て二萬石加賜、常陸國に移封、筆間城を治む、八年二萬石加賜、下總國に移封し、古河城を治む、寛永十年卽政二萬石加賜、封を山城國に移され、淀城を治む、前封と併せて十萬六千五百石、萬治二年卽征七千石を次弟尚保に、二萬石を三弟尚庸に、（寛文十年一萬石加賜、貞享四年尚敬の時下野鳥山城を治む、其後播磨赤穗、信濃飯山、長岡を治む、寛安二年に移され、高槻城を治む、前封と併せて三萬六千五百三十石、子孫相襲ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄）

○直清——直種——直逢——直英——直期
　直行——直珍——直進——直興——直寛——直郷
　直矢——直諒

ナカ井チクザン　中井竹山　名義　名は積善、字は子慶、通稱は善太、竹山また同關子と號し、老後漢翁と稱す、文憲先生と私謚す　系統　中井甃菴（諡之）の長子　事績　大阪の人、幼時甚だ魁なりしが、長ずるに及び憤然として書を讀み、五井子祥に師事す、はじめ父諡之の幕命を奉じて、大阪に懷德書院を建てしが、父歿するの後竹山之を繼で其教授となる、この時に當りて陽明學、復古學、古文辭學等盛に行はれ、朱子學大に衰へたりしも、竹山非徵を著はすに及び、天下靡然として之に傾き、其門に入る者多し、會々老中松平定信事を以て大阪に至りし時、竹山を召して政事の得失を問ふ、竹山卽ち草茅危言を作りて之を上り、時政の闕失を說く事最も詳なりき、又逸史を作りて德川家康初期の事跡を詳にす、幕府賞して紋服白金を賜ふ、文化元年二月歿す、年七十五、大阪瓦願寺に葬る、竹山專ら斯文を以て任とし、己を修めて法あり、人を敎へて則あり、嬉修勤勉老て益々壯なりしと云ふ、人となり曠度淵識、英邁絶倫にして、慈愛に富み、風骨偉大、膂力人に絶す、眼光電の如く、聲音雷の如し、人戲れて曰く、徂徠は夜叉にして、竹山は鍾馗なりと、以てその人となりを知るべし　著書　逸史、草茅危言、草茅問對、非徵、建學私議、社倉私議、養子私議、洛陽志、四上稿、東征稿、竹山文集、喪祭私說集、祭祀私議等（竹山中井先生墳誌、中井竹山傳、慶長以來諸家著述目錄）

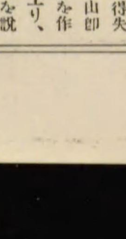
（竹山自署）

ナカ井リケン　中井履軒　名義　名は積德、字は處叔、通稱は德二、履軒と號し、文清先生と私謚す　系統　中井甃菴の第二子、竹山の弟　事績　大阪の人、生れて天資英邁、才識卓偉、學で通ぜざる

なし、己を持する事清廉にして、また官仕を求めず、恬澹自適してその志を養ひ、後學を啓迪するを以て任とす、其經史を講說するや、前說の盡さゞる所を盡し、前人の發見せざる所を論ず、而して著はす所の書數函に滿つ、人或は上梓せんことを請へば、愕然として怒れり、其利を見ざる概れ此の如し、其文辭前代に超絶し、唐宋名家にも多く讓らず、近代の碩儒と稱せらる、文化十四年二月歿す、年八十六、大阪誓願寺に葬る 新書 六經逢源、七經影題略、朝野紀事、傳疑小史、擴斥等議、憶刑茅議、再嫁茅議、弊幕全書等(屋軒先生墓誌、慶長以來諸家著述目錄)

ナガウタ 長歌 名義 和歌の一體、多數の句より成りたるものにして、三十一字の歌を短歌といふに對しての稱なり、五七調、又は七五調なるが多しと雖も、四六調より成れるものもあり、但し孰れも末句は七言二句にて結ぶか法とす、句數は定限なし、なほ別に反歌(ハンカ)といひ、三十一文字の短歌を添ふることあり 起原沿革 古事記神代の卷に沼河比賣の「八千矛の、神のみことは、八島國、妻まきかねて云々」といへる長歌を載せたるを初見とし、爾來盛んに行はれしこと、紀記萬葉集等に據りて伺ふべし、而して當時の長歌は多く五七調なりしが、古今集所載の長歌に至りては、多く七五調となりたり(以後大抵七五調なり)なほ此頃よりして、短歌の流行したるより、長歌は自然に衰頽せること、歷代の公私歌集によりて知ることを得、江戸時代古文學の研究興るに及び、歌人往々にして長歌を詠ずるものありしと雖も、未だ發展するに至らざりき、明治以後新體詩といへる名稱の下に、長歌が長足の進歩を爲したること、普ねく人の知れる所なり、ウタ一參看○なほ平安時代には長歌を短歌、短歌を長歌と記したること、古今集等に見ゆ、

ナガウタ 長唄 名義 俗曲の一種、小唄に對したる稱なり 起原沿革 勘五郎は大藏流の狂言師なりしが、元和年中江戸に下りてこれを弘む、其曲調甚艷美なるを以て大に行はる、寛永二十年九月歿す、二代目を六左衛門と云ふ、又名人なり、三代目勘五郎も名人にして、始めて小唄の三味線を彈きしと云ふ、之れ歌舞伎に三味線を用ふるの始なり、爾來今に至るまで家元として十二代相つぎ、其門葉繁延して、一般に流行するに至れり、又長唄に荻江の一派あり、七代目杵屋六左衛門の門人阪田平四郎の弟子荻江露友を元祖とす、明和安永の頃最も名あり、露友は津輕侯の舊臣にして森庄吾と云ひしが、天明中薙髮して素林と號す、幕臣山室半左衛門の孫東四郎を養て子となし、二代目をつぐもむ、爾來相續して、今は四代目露友一派の首領たり、此外長唄の中には鳥羽屋、松島、岡安、岡村、芳村、松永、吉住、坂田、富士田、富久田等の諸派あれども、其曲節は皆同一なり、これ世の太平に伴ひ、御家人等長唄を習ふ者多く、隨て其達人等密かに劇場に出勤したることありしより、各自其名を唱へしが爲め、かくの如く多くの派名を生じたるなるべし(聲曲類纂、遊藝紀原)

ナガエガサ 長柄傘 柄を長く造りたる傘の一種、貴人馬上の時、さしかけに用ふ、單に「ナガエ」ともいふ、江戸時代の制、武家にて之を使用するには、騎馬以上以下に關らず、目見以上に限られたり(現今八十石にて、騎馬以上なれども、之を得ず)立長柄は立傘に準じ、萬石以上及び五千石高の役人、交代寄合、那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆、上野の岩松氏等に限り、袋入傘は、三家、國主、連枝、溜詰(彦根、及び雁之間より特に本席に列したる者を除く)大廣間、柳之間、帝鑑間の大名、交代寄合及び表高家の內の一部、三家の家老の內五家、那須衆の內那須氏、美濃衆の內高木氏、其他信濃衆、及び岩松氏等これを持たせたりき、其他雁之間詰大名は袋入を用ひず、但折袋入傘は、三家、越前、加賀、薩摩、仙臺、熊本、福岡、安藝、長門、佐賀、因幡、備前、津、土佐、阿波、久保田、久留米、盛岡、米澤、喜連川、對馬、會津、高須、西條、矢田、高松、津山、糸魚川、松江、廣瀨、母里、前橋、明石、富山、大聖寺、宇和島、松山(伊豫)忍、中津、鷲田、柳川、二本松、弘前等にて、柳之間詰の大名、高家等の內、爪折形の長柄を用ふる家あり、家格による、蛇之目傘は目付に限りたりき(眞丈雜記、德川盛世錄)

ナガエトウシン 長柄同心 八王子長柄同心、また八王子千人同心ともいふ、「ハチワウジセンニンドウシン」を見よ、

ナガエトウジュ 中江藤樹 名義 名は原、字は惟命、通稱與右衛門、西江、嘯軒、愚軒、藤樹等の號あり、世に近江聖人と稱す 系統 吉次の子 事蹟 近江國高島郡小川村の人、父歸農せるを以て、幼より祖父吉長に養はる、吉長は伯耆米子の城主加藤真泰の臣なり、元和三年真泰封を伊豫大洲に移すに及び、吉長と共に之に從ふ、十一歲にして、大學の「自天子以至於庶人一是以修身爲本」の章を讀みて深く感ずる所あり、始めて聖賢の學に志す、十五歲祖父を喪ひ其家を承く、十六歲にして十三經を通習し、翌歲禪僧の京都より來れるにつきて論語を學び、其去るの後獨學四書を講じ、博能く其義に通じたり、幾もなくして命により眞泰の弟直泰に仕へしが、寛永二年父吉次歿せるを以て近江に歸り、母北川

氏を省し、即ち伴ひ來らんとしたりしが、母これを欲せざりしが故、仕を致して近江に赴き、孝養怠らず、また藤樹書院(陸奥磐城)を興し、徒を聚めて書を講じ、程朱學を修めしが、既にして王陽明の說を悅び、存養本心を以て務と爲す、又孝經を以て標旨とし、愛敬の二字を揭出せり、我國の學者陽明學を唱ふるもの、實に藤樹に始まる、藤樹人となり溫厚、平居未だ嘗て疾言遽色ぜることなく、人を帥ゐに躬を以てし、毎に里民を引て之を訓諭ぜり、故を以て德化善く行はれ、州人惡を去り善に就く者頗る多く、名聲藉甚たり、池田光政、加藤眞泰等之を聘せんとしたれども、皆辭して從はず、慶安元年八月廿五日歿す、年四十一、同國小川村王琳寺に葬る、鄕人祠廟を作りて之を祭り、四時祭祀怠ることなかりしといへり 著書 孝經啓蒙、大學啓蒙、大學解、大學考、中庸解、論語解、鄕黨圖說傳、翁問答、小學南針、神方奇術、藤樹先生遺稿、心學文集、江西文集等(近世大儒列傳)

ナガエボシ 長烏帽子 立烏帽子の長きを云ふなるべし、枕草子、人にあなづらるゝもの、條に「みそかに忍びて來る所にながえぼしもて云々」と見えたり、

ナガラカゲトラ 長尾景虎 上杉輝虎(ウヘスギテルトラ)を見よ、

ナガラカノオトド 長岡大臣 藤原內麻呂、及び藤原永手をいふ、

ナガラカノコホリ 長岡郡 所在 陸前國 起原 天平の初めごろ置く 沿革 和名抄に、長岡、溝城等の鄕あり、拾芥抄又此郡を載す、然るに戰國の際遂に廢して栗原遠田二郡に併せたり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナガラカノコホリ 長岡郡 所在 土佐國

ナガラカノテンワウ 長岡天皇 桓武天皇の皇子(カンムテンワウ)を見よ、

ナガラカノミサザキ 長岡陵 高畠陵(タカハタノミサザキ)を見よ、

ナガラカノミヤ 長岡宮 桓武天皇の皇居 所在 山城國乙訓郡長岡村 起原沿革 延暦三年五月、藤原小黑麻呂等を遣はして地を相せしめ、六月宮殿を營作せしめ、同年十一月天皇遷御し給ふ、十年間此に都し、延暦十三年平安京に遷都し給ふ(續紀)

ナガオクコシヤウ 中奧小性 職名 江戸幕府の職名、專ら中奧に伺候し、將軍表に在る時は、また儀式ある時は配膳役迄に從ひ、其他諸般の雜務を掌る、小性を奧小性といふに對し、これを表小性ともいふ、若年寄の支配、山吹間詰、從五位下とす、蓋し此職は諸侯の庶流、萬石以下重代番頭の家流の者、多くは家督の後、奧勤を企望して出仕する處にして、本祿の外、別に役料なし、但部屋住の者へは之を給せしことあり、人數數十人あり、平日は八九人交番して登營す 起原沿革 元和二年十二月始めて之を置きしが、慶應二年八月廢したり(東職紀畧、國郡沿革考)

ナガオクバン 中奧番 職名 江戸幕府の職名、中奧に伺候し、中奧小性の指揮を受けて其雜務に從事す、家祿二千石內外の人を以て之に補し、其番所に下したる令狀に、江戶よりの出船は夜中通すべからず、入船は夜中も通すべし、往還の者、番所にては、笠頭巾を脫ぎ、轎は戶を開きて通すべし、婦

ナガラハノベンショ 中川番所 名義 江戸時代武藏江戶中川口に設けたる番所を云ふ、通行の川船を查撿する處なり○延寶四年六月、幕府が番所に下したる令狀に、江戶よりの出船は夜中通すべからず、入船は夜中も通すべし、往還の者、番所にては、笠頭巾を脫ぎ、轎は戶を開きて通すべし、婦

殿御實紀に見えたれば、其以前よりありしものなるべし、また同書寬永十年十二月廿日の條に、十人を補したることあり、慶應二年八月これを罷す(東徵、明良帶錄、古事類苑官位部)

ナガカハウチ 中川氏(豐後岡) 姓は清和源氏、賴光の曾孫多田明國より出づ、其後裔清村、其子太郎清照早世して男子なし、依て平眞文の裔平重利の二男を養子とす、是を中川重清と云ふ、其子清秀、初め池田勝正に屬し、後織田信長に仕へて、荒木村重に屬す、村重謀逆の時織田信長に與して功あり、因て、攝津國茨木城六萬石餘を賜ふ、後ち豐臣秀吉に從ひ、志津嶽の役佐久間盛政と戰て陣歿す、男秀政初め信長に仕へ、播磨三木城を賜はる、後ち秀吉に仕へ、朝鮮役に渡海し彼地に在て戰死す、依て弟秀成後を繼ぎ、叙爵して修理大夫となり、後ち豐後竹田城(岡城)を賜ひ、七萬四百石餘を領す、關ヶ原の役德川家康に應じ、亂後豐領を安堵す、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳)

○清村——清照——重清——清秀——秀政——秀成(シゲ)
　久盛——久清——久恒——久通——久忠——久慶(ロン)
　久眞(ノリ)——久德(モチ)——久持(タカ)——久貴(ノリ)——久敎(アキ)
　久成(ナリ)——久任

女はゆき〻共に、證狀ありとも許すべからず、銃器二三挺までは通すべし、それより多きは府の旨を受けて通すべし、その他武器も同じかるべし、人匿るべき程の器物は點檢し、不審の事なくば通すべし、それより小なる器は、點檢に及ばず、萬一不審あらば、其船は留め置き、府に告げて旨を受くべし、罪人又は手負死人等は、確かなる證狀なくば、通すべからずと見え、貞享三年十月の令またこれと同じ、以て番所に於て點檢を行ふ大概を知るべし（中川番）中川番ありてこれを掌る、若年寄の支配、持高、御蹶闕間詰なり 起源 番所はもと、深川に在りしが、木所の溝渠成るに及び、寛文元年六月中川口に移し、改めて中川番所と稱す（明眞帶錄、德川實紀）

ナガカミシモ　長上下

著用 江戸時代、諸大名、高家、交代寄合等の家士これを著し、幕士は目見以上著用す、目見以下にては、富士見宝藏番士、天守番士に限りて、著用を許されたり、皆小サ刀を帶す（カミシモの挿圖、及び「アサガミシモ」の條參看（德川盛世錄））

ナカグロノモン　中黑紋

紋所の名、一ツ引兩、又は大中黑ともいふ（「オホナカグロ」、「ヒトツヒキリヤウ」參看、

ナガサキ　長崎　肥前國西彼杵郡に在り、もと

深江村と稱す、應永年中、長崎小次郎といへる者、幕府より此地を賜はりて下向し、數代相傳へて土著の御家人たりしより、遂に長崎を以て地名となすに至れり、其後ち長崎氏は大村家に屬して其家老となりしが、元龜元年葡萄牙の商船風難に遭うて西浦福田に漂著したる時、長崎の眞港たるを檢知し、來年再び渡來すべければ、其用意ありたしと、時の領主長崎甚左衞門頴純に約し、貿易を遂げて出帆したり、頴純其由を領主大村純忠に具申して、町の地割を爲し、附近所在の商人を招き寄せて家屋を建築し、諸國より來るべき商人等の旅店をも設け、凡そ五六町の町なし造りて待受けたるに、翌二年の夏、約の如く媽港より二三艘入津せり、これより長崎は外人通商の港となる、天正年中頴純は、大村龍造寺兩家戰爭の時、長崎の地を抵當として巨額の軍貲を葡萄牙人より借入れ、一時の急を救ひしが、期限に至りて返濟することを能はず、遂に長崎を去る、是に於て葡人は純忠に迫り、長崎の地を擧げて教會に附與せられんことを求めしかば、純忠も餘義なく之を許したり、之より長崎は全くゼスキト教會の所領となり、宣教師は何の憚る所もなく長崎に寺院を建て、市中の政治を沙汰し、延いて更に浦上村までを管轄して頗る專橫を極めたり、同十五年豐臣秀吉、九州征伐として下向するに及び、此事を聞いて大に怒り、長崎を收めて公領となし、一時鍋島直茂をして管轄せしめしが、文祿元年更に寺澤廣高を長崎奉行と爲す、これ長崎奉行の始めなり、なほ此年秀吉は外敎を禁じたれども行はれず、特に其幾後は宣敎師等長崎、島原、天草を中心として、盛んに布敎を試みたれば、外敎は依然として當地方に流行せり、既にして江戸時代に及び、德川家康大に通商の事を奬勵せるが故に、西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利、安南、暹羅、支那等の商船長崎に輻湊し、慶長十八年に入津したる外國船は、百廿餘隻に及びといふ、初め家康の意、外敎を禁じて貿易を許すの方策を執りたれども、兩者を相區別することの甚困難なるを感じたりしが、其幾後、幕府は外敎の蔓延を恐れ、西、葡、蘭、英四國の貿易は長崎と平戶とに限り、專で西班牙の通商を禁じ、英國は利益尠なきの故を以て、自ら商館を閉ぢて引拂ひたれば、蘭、葡、清の三國のみ、渡來することゝなりたり、然るに寛永年間鎖國令を發し、同時に葡國の來航を禁じ、和蘭支那の二國に限り、長崎の一港にて通商を許すことゝなりしより、此地爾來內外交通の唯一門戶となり、四方の文物消息皆これより經由して來る、なほ鎖國令と共に長崎の警衞は防海の第一要務なりとて、港口に許多の砲臺を築き、鍋島、黑田の兩家をして隔年交代して其守衞に當らしめ（港內の砲臺守衞は、長崎奉行の直轄に屬す）其他西國大名にて、大村、五島、島原、唐津、久留米、柳川、熊本、鹿兒島、平戶、中津、及び長門、松山等十七藩の主なして應援の任に備へ、長崎奉行は、事あらば、將軍の名を以て諸大名に號令する權力を與へられたりき、（「ナガサキブギャウ」參看）かくの如くにして、長崎の地は事なきこと百餘年、幕府の末造に際して外船の此地に來るもの漸く多きを加ふ、卽ち文化元年には露國政節レザノフの通商を求むるあり、同五年には英國艦隊司令官ドルラー狼藉の事あり、嘉永六年には露國艦隊司令官プーチヤチンの通商を求むる等の事ありしが幾干もなくして、幕府は米、英、露、佛、蘭の五國と通商條約を締結し、橫濱長崎箱館等の諸港を開きて、貿易場となしたるより、長崎また頓に面目を改め以てい今日に及ぶ〇出島は、森崎大波戶の南なる砂嘴にして、いま出島町と稱す、寛永十一年幕命により、長崎の市民が私財を以て築く處にして、初め西、葡兩國の商館を置きしが、島原の亂後、闔人を平戶より移して此處に居らしむ、其出入は凡て奉門より、門番衞士ありて之を警固し、奉行所の許可證あるにあらざれば、其出入を許さず、また一年何回と數を限りて市中の散步を許したるの外、全く島內に蟄居せし

（出島）

めたり、なほ水門と稱し、海に通ずる門ありて、貨物陸揚の用に供す、また出島乙名、和蘭通詞ありて、各々役所を島內に設け、諸商人の如きは皆其特許證を帶びて出入したりき 市場 寛永以前は詳かならず、寛永及び元祿の改革にて支那、和蘭の商貿は、盡く市民の手より奪ひて長崎會所に收むる事となり、兩國よりの輸入品は、都て長崎會所に買ひ取りて、之を五ヶ處の商人に賣渡し、又輸出品は長崎會所にて諸方より買ひ集めて、兩國の商人に渡すを以て、此輸出入品より生ずる利益は、之を商法出割と稱し、會所の收益とす、會所にて會所調役（町年寄より兼會所役人あり、市政には長崎町年寄の七人、各町の乙名あり、警察武備には鐵砲方、御船頭、遠見番、唐人番、船番、町使、散使あり、貿易には五ヶ所絲割符、宿老、絲目利、諸目利あり、唐方には大小唐通事、和蘭方には大小の和蘭通詞あり、されば凡ての事、長崎地役人の取扱にて、差支なく執行し得るを以て、長崎奉行、長崎目付、勘定方等の幕吏在勤して、文武の政務を指揮せしと雖も、只名義に留まり、外國貿易及び市政等に至りては、垂拱して制を地役人に受けたりといへり、なほ關係諸外國の條、並に吉利支丹宗（キリシタンシュウ）を併せ見るべし（長崎三百年間、大日本地名辭書）

ナガサキダイクワン　長崎代官　長崎奉行（ナガサキブギャウ）を見よ、

ナガサキブギャウ　長崎奉行　職制 江戶幕府の職名、長崎市を管し、兼ねて支那、和蘭兩國貿易の事を知り、また諸外國の動靜を監察して外寇に備ふることを掌る、而して一朝事ある時は、將軍の名によりて、九州の諸大名に號令するの權能を有す、人數は沿革あり、老中の支配にして、役高千石、役料四千四百二俵、役金三千兩（慶應元年二千石高、役料二千俵、役金三千五百兩となる）芙蓉間詰、諸大夫とす 支配 長崎代官（輸入品を檢し、倉庫を守管し、兼ねて寺社のことを掌る、百俵高、燒火間詰とす、奉行交替の時之を改補す）長崎町年寄（長崎奉行支配組頭 豐臣氏の時寺澤廣高を奉行となして市政の事を掌る、外國貿易の事務其他を統べ、並に世襲にして、苗字帶刀を許さる）起源沿革 豐臣氏の時寺澤廣高を奉行となしたるに始まりしが、江戶時代にも之に倣ひ、慶長八年始めて小笠原一庵（爲宗）を任補したり、當時一人なりしが、寛永十年二人、貞享三年三人、元祿十三年更に四人となり、尋でまた正德三年三人、同四年二人、天保十四年一人となり、弘化三年以後二人となる、而して二人は隔年に交替するの制なりしも、文久二年改めて、一人は長崎に一人は江戶に各在住する事となりたり（東徵、同附錄、同別錄、長崎年表附錄、東職紀聞、德川實紀、武鑑、古事類苑官位部、福地櫻痴、高島秋帆）

ナガサノコホリ　長狹郡　所在 安房國

起源沿革 元正天皇養老二年五月上總國より割て之を置く 沿革 和名抄に壬生、日置、田原、酒井、伴部、賀茂、丈部（ハセツカベ）置津等の鄕あり、郡名考ニナガサ」と稱し以後之に從ふ、今は東北隅置津鄕の地、上總國夷隅郡に入れり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ナガシノタタカヒ　長篠戰　戰場 三河國南設樂郡長篠村 起源 天正元年七月、德川家康、武田勝賴に屬せる長篠城を拔き、奧平信昌をして之れを守らしめたり、是より先將軍足利義昭、密に使を武田晴信に送りて織田信長の討滅を托せしに、晴信未だ之を果さずして逝きしかば、義昭は更に勝賴に囑し、北條氏と謀りて其目的を達せんとせり、勝賴卽ち之を諾し、且つ長篠城を德川氏に奪はれし憤りを、まづ兵を家康に加へんとし、家康に屬せる高天神の城を攻むること急なり、家康援を織田信長に求む、時に勝賴は、德川織田兩氏の連合軍後詰すと聞き、高綠を以て高天神の城主小笠原長善を誘ひて之を降し、軍を率ゐて國に歸り、尋で翌三年二萬餘の大兵を擁して長篠城を圍む 經過 家康諸將を率ゐて出陣し、信長亦之を援け、兩家の兵合して七萬二千餘騎、五月十八日家康は高松に、信長は極樂寺山に陣す、廿日家康、酒井忠次をして、鳶ノ巢山なる勝賴の後陣を襲はしむ、忠次暗夜雨に乘じて廣瀨川を渡り、廿一日早曉火を敵寨に放つ、信昌之を見て、急に城門を開き、突出して奮戰す、勝賴の兵風靡して大に亂れ、叔父信實戰死し、祖父山、君が伏、床久間山等の諸寨悉陷る、此日信長は家康と謀を合せ、營前に堀を鑿ち、壘を築き柵を結び、精兵をして鐵砲數千挺を放たしむ、勝賴應戰し、山縣昌景、小幡眞政、馬場信房、眞田一德齋等の諸將亦力戰して柵を破らんとせりと雖も、兩家の銃丸雨のごとく下り死者相繼ぐ、勝賴の軍遂に敗れ、晴信以來驍名を馳せたる山縣、內藤、土屋、小幡、眞田等皆戰死す、勝賴敗軍を率ゐて甲州に歸る 結果 長篠の一戰に於て、武田氏の諸將多く戰死し、甲州の武威これより衰ふ、戰終るの後、信長は、美濃に殘れる武田氏の諸城を拔き、家康は駿遠を平定せんことを約し、尋で家康岐阜に赴きて信長を訪ひ、長篠援助の勞を謝す（松平記、三河物語、德川實紀）

ナガシマノコホリ　中島郡　所在 美濃國

地名 尾張國中島郡木曾川西北の地を割てこれを越つ、今其起原を考ふるに、尾張志以下の諸書皆天正十二年の事となせど明ならず、蓋し豐臣氏撿地の時之を分置せしなるべし、古圖始めて之を載せ、郡名考「ナカシマ」と稱し以後之に仍る、明治廿九年羽栗郡と合し羽島郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナカシマノコホリ　中島郡　地名 稱德紀神護景雲三年八月に郡名見ゆ 沿革 尾張國和名抄に、葉和、神戸、拜師、小寒、三宅、茜部、石作、日野、川崎等の郷あり、今は石作の郷、海東郡に入る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ナカセンダイ　中先代　北條時行をいふ、時行は、高時の子なり、後醍醐天皇建武二年七月十四日、諏訪頼重父子、時行を奉じて兵を信濃に舉ぐ、小笠原貞宗兵を發して之を伐ちしも利あらず、廿三日時行進んで武藏に入る、足利直義之を拒さて、皆利あらず、護良親王を弑して西走す、廿五日時行遂に鎌倉に入る、八月足利尊氏自ら東伐し、征夷大將軍總追捕使たらんことを請ひ、命を待たずして發し、同月十八日北條時行の兵と大に相撲川に戰ひ、明日鎌倉に入る、時行逃れ、諏訪頼重等自殺す、時行鎌倉に入りしより僅に二十餘日にして亡ぶ、因て中先代とも、廿日先代とも云ひ、其事件を中先代の亂とも云ふ（梅松論）

ナカソノウヂ　中園氏　姓は藤原、閑院家に屬す、藪嗣眞の末子季定を祖とす、季定參議從二位に至り、眞宰三年十月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（知譯拙記、系譜）

○季定――季親――季顯――季豐――實綱――季隆――實暉――公利――實知――實受――實元――榮若

ナカチヤウ　長帳　人夫の人數等を記したる帳簿を云ふ、長は長案の長にて、書つきする義なり、晉妻鏡弘長元年二月廿五日の條に「京下御物送夫、任二雜掌申請一、無二左右一、依レ令下知二八夫多々之間、民之煩尤不レ可、自今以後申請人夫之時、令レ見二知御物多少一、定二人數一可レ被二長帳一也云々」と見えたり、

ナカヅカサシヤウ　中務省　名稱 ナカツカサとも云ふ、唐名中書省、又鳳閣と號す 所在 大内裏建禮門の南 職掌 至尊に侍して其儀禮を相け、諫諍を上り、詔勅文案を審署し、事を受けて覆奏し、宣旨、勞問、上表を受納し、國史の編輯を監し、女王内外命婦宮人等の名帳を掌り、勤務を考て位に叙し、幷に五位以上の位記、諸國の戸籍租調帳、僧尼の名籍等を掌る、其屬司に中宮職、左右大舍人、圖書、内藏、縫殿、陰陽等の寮、畫工、内藥、内記等の司あり 職員 卿一人正四位上、宮中の事を統領する故當官を最も重んじ、多く親王を以て之に任ず、人臣を任ずるは稀なり、文官と雖も納言以下帶劍の職なり、大輔一人正五位上、少輔一人從五位上、大丞二人正六位下、少丞二人從六位上、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、史生二十人、省掌二人、使部七十人、直丁十人、又所屬に侍從、内舍人、内記、監物、主鈴、典鑰

ナカツソノニフダウサキノダイジヤウダ　中園入道前太政大臣　洞院公賢（トウキンキンカタ）を見よ、

ナガダチ　長劒　細く長く作りし劒を云ふ、又「ホソダチ」とも云ふ、節會の時諸衙府の將佐等之を用ふ、和名抄に「長刀、唐令云、銀裝長刀、又云細刀（和名之路加爾都久利乃奈加太選）」と見え、武家名目抄に「和名抄に長刀細刀を奈加太選、短刀を能太知と訓じて、保曾太知と云ふ者なし、西宮記も同じく長劒のみにて細劒は見えず、枕草子に、ほそたち見えて、江次第は長劒と互に載せたり、後裝束諸抄の如きは、細劒としるして長劒をいはず、只京極黃門の明月記、一條禪閤桃華藥葉などに、長劒と是照して思ふに、皇朝禮容の太刀なるべく奈加太知とのみ云ひしを、一條院の頃には、保曾太刀ともいふ、戰場にて人馬の足をなぐりたゝき倒す物なり、切る事を專とせざれば刃を磨くに及ばざるなり、さやもなきなり、柄を長く片手卷にまく放長卷ともいふなり、石突ありと見えたり、見聞雜錄に「信長家にて、秀吉の仕始られし事なり」といへど、富樫記に、既に其名見えたれば、夫より以前ありし事明なり、今左に武器二百圖によりて其圖を示す、

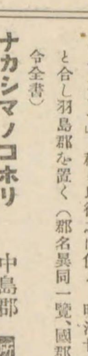

ナカツソノニフダウサキノダイジヤウダ　中園入道前太政大臣　洞院公賢（トウキンキンカタ）を見よ、

ナガダチ　長太刀　身柄共に長き太刀を云ふ、軍陣に用ふ、野太刀とも、長卷とも、又大太刀とも云ふ、へり、細劒に、餝劒、螺鈿長劒、木地螺鈿長劒、蒔繪螺鈿長劒、沃懸地蒔繪長劒等の種類あり、

ナカツボネ　長局　局（ツボネ）を見よ、

ナカツケイゴバン　長門警固番　鎌倉幕府の職名、長門國を警固して、支那よりの來襲に備ふ、建治年中より、山陽南海兩道の地頭御家人等に課して、結番守衛せしむ、長門探題の支配する所に係る、元弘の頃までなほ存したりしもの〻如し（武家名目抄）

ナカツタンダイ　長門探題　職官 鎌倉幕府の職名、中國の政務を總管し、兼ねて外寇防禦の事を掌る 地理別沿革 もと長門守護と稱し、其一國のみを管し、守護代一人を置きたりしが、中國の政務を總覽し、異賊防衛の事をも預り聞くに及び、守護代の外に、吏務に長じたるものを擧げて代官とし、其事を攝せしむるに至り、守護の名を改めて探題と稱する事となれり、其名の書に見えたるは、伯耆卷、太平記等に、長門探題北條時直とあるを始めと爲せども、建治元年北條宗賴守護となりて下向し、豫め元寇に備へたるより以來、兼時、師時、實政、時村、時直等みな北條氏の一族を以て政務を總管したるのみならず、永仁中、九州探題を置きたることを併せ考ふるに、蓋し建治以後弘安の際に、探題と改稱したるものなるべし、而して元弘年間時直出でゝ官軍に降りしより以來、また置きたることなし、但し建武一統の後、足利直冬中國探題となりしことあり、尋で大内義興が長門及び其他の數國を領するに及び、また中國探題の稱あり、幷に長門探題に相當す、然れども當時は中國探題とのみ唱へて、長門探題とは稱せざりしがごとし、なほ毛利元就をも見聞雜錄等には、中國探題の稱を以て呼びたれども、正式に任補せ

（典）あり、侍從、内舍人は各其條に述べたれば見るべし、

（記門）内記「ウチノシルスツカサ」と稱し、又音讀して「ナイキ」とも云ふ、文書を以て職とするもの、詔勅を作り、禁中の動靜を錄する事を掌る、故に能文の人を以て之に任ず、唐名、柱下内史、柱史、著作郎、起居郎とも云ふ、内記の詰所を内記所とも、内記局とも云ふ、宣陽門の南に在り、大内記二人正六位上（後ち五位）中内記二人正七位上（後ち六位）少内記二人正八位上、大同元年七月中内記を廢して、少内記を正七位上の官となす、後更に史生四人を置く、

（物監）監物、「カロシモノツカサ」とよみ、「ケンモツ」とも云ふ、唐名城門郎、主監など云ふ、内藏大藏等の諸司の庫藏の出納を監察し、關司に往來して管鑰を請進するとを掌る、詰所は陰陽寮の西北なり、大監物二人從五位下、中監物四人從六位上、少監物四人正七位下、史生四人あり、持統天皇七年四月の條に「監物巨勢邑治、雖二物不一レ入一於己一、知レ情令レ盜レ之、故降二位二階一解二見任官一」と見えたれば、此より先き既にありしと明なり、大寶元年二月詔して始めて下物職を任ず、蓋し一旦廢し、こゝに至り再び置きしものなるべし、大同四年、中監物二人、少監物二人を增置し、弘仁四年舊に復す、平安朝の末期、中監物を廢して大小の二となす、後には、六位の諸侍を以て之に任ずるに至れり、

（主）主鈴、鈴印、傳符、飛驛、函鈴の出納、及び諸國に下す公文に捺印することを掌る、唐名符寶郎、大主鈴二人正七位下、少主鈴二人正八位上、大寶元年之を置く、職原抄に「近代强不レ任レ之」とあれば、中古は有名無實となりしなるべし、江戸時代に至りて、内豎の頭渡邊出雲守の家、御鷹を預り掌るを以て、主鈴な錄官とし、少納言に屬して之を掌れり、

（典）典鑰「カギノツカサ」と訓む、唐名門僕、監物と共に庫藏の管鑰の出納を掌る、典鑰式に「凡諸司藏庫鑰匙、每日與二監物一共且請夕進、但兵庫鑰臨時請進」とあり、大典鑰二人、從七位上、少典鑰二人從八位下 起原沿革 文武天皇大寶元年制定す、和銅六年庚午十人を加へ、大同三年十人を省く、貞觀六年庚午六人を省き、延喜の制、令制に復す、明治維新の後又之を置かず、宮中の事は、宮内省に、學事は文部省に屬せしむ（書紀、令義解、續紀、延喜式、職原抄、職官志）

ナガツキ　長月　九月の別名なり、夜長月の眞淵は、九月は稻を刈り收むる月なるにより、稻刈月（イナカリ月）の上下を略したるものなりと云ひ、本居宣長は、稻熟月（イネアガリ月）の略言なるべしといへり、記し跡部光海は、穫長月の略言なるべしといへり、記して參考に供ふ、萬葉集三、石田王卒去の歌に「九月能四具禮能時者黃葉乎云々」とあるを始めと爲せども、建治元年北條宗賴守護となりて下向し、豫め元寇に備へたるより以來、兼時、師時、實政、時村、時直等みな北條氏の一族を以て政務を總管したるのみならず、永仁中、九州探題を置きたることを併せ考ふるに、蓋し建治以後弘安の際に、探題と改稱したるものなるべし、而して元弘年間時直出でゝ官軍に降りしより以來、また置きたることなし、但し建武一統の後、足利直冬中國探題となりしことあり、尋で大内義興が長門及び其他の數國を領するに及び、また中國探題の稱あり、幷に長門探題に相當す、然れども當時は中國探題とのみ唱へて、長門探題とは稱せざりしがごとし、なほ毛利元就をも見聞雜錄等には、中國探題の稱を以て呼びたれども、正式に任補せ

ナカツボネ　長局　局（ツボネ）を見よ、

ナカツケイゴバン　長門警固番　鎌倉幕府の職名、長門國を警固して、支那よりの來襲に備ふ、建治年中より、山陽南海兩道の地頭御家人等に課して、結番守衛せしむ、長門探題の支配する所に係る、元弘の頃までなほ存したりしもの〻如し（武家名目抄）

ナカツタンダイ　長門探題　職官 鎌倉幕府の職名、中國の政務を總管し、兼ねて外寇防禦の事を掌る 地理別沿革 もと長門守護と稱し、其一國のみを管し、守護代一人を置きたりしが、中國の政務を總覽し、異賊防衛の事をも預り聞くに及び、守護代の外に、吏務に長じたるものを擧げて代官とし、其事を攝せしむるに至り、守護の名を改めて探題と稱する事となれり、其名の書に見えたるは、伯耆卷、太平記等に、長門探題北條時直とあるを始めと爲せども、建治元年北條宗賴守護となりて下向し、豫め元寇に備へたるより以來、兼時、師時、實政、時村、時直等みな北條氏の一族を以て政務を總管したるのみならず、永仁中、九州探題を置きたることを併せ考ふるに、蓋し建治以後弘安の際に、探題と改稱したるものなるべし、而して元弘年間時直出でゝ官軍に降りしより以來、また置きたることなし、但し建武一統の後、足利直冬中國探題となりしことあり、尋で大内義興が長門及び其他の數國を領するに及び、また中國探題の稱あり、幷に長門探題に相當す、然れども當時は中國探題とのみ唱へて、長門探題とは稱せざりしがごとし、なほ毛利元就をも見聞雜錄等には、中國探題の稱を以て呼びたれども、正式に任補せ

ナカツシヤウ　中津城　所在 豐前國下毛郡中津町〇一に屬城、大家城、要城ともいふ 起原 天正十六年正月、黑田孝高起工して居城となす、慶長五年其子長政筑前に移り、細川忠興小倉城に入り、此に城代を置く、寛永九年細川忠興肥後に移り小笠原長次當城に入り八萬石を領す、五世長興參保二年播磨に移り、奥平昌成之に代り十萬石を領す、子孫相傳へ、明治維新に至り廢城す（豐前志、明治政覽）

ナカツノコホリ　仲津郡　所在 豐前國治治革帳仲津に改む、今之に依る、明治二十九年京都郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナガツボネ　長局　局（ツボネ）を見よ、

ナガトケイゴバン　長門警固番　鎌倉幕府の職名、長門國を警固して、支那よりの來襲に備ふ、建治年中より、山陽南海兩道の地頭御家人等に課して、結番守衛せしむ、長門探題の支配する所に係る、元弘の頃までなほ存したりしもの〻如し（武家名目抄）

ナガトタンダイ　長門探題　職官 鎌倉幕府の職名、中國の政務を總管し、兼ねて外寇防禦の事を掌る 地理別沿革 もと長門守護と稱し、其一國のみを管し、守護代一人を置きたりしが、中國の政務を總覽し、異賊防衛の事をも預り聞くに及び、守護代の外に、吏務に長じたるものを擧げて代官とし、其事を攝せしむるに至り、守護の名を改めて探題と稱する事となれり、其名の書に見えたるは、伯耆卷、太平記等に、長門探題北條時直とあるを始めと爲せども、建治元年北條宗賴守護となりて下向し、豫め元寇に備へたるより以來、兼時、師時、實政、時村、時直等みな北條氏の一族を以て政務を總管したるのみならず、永仁中、九州探題を置きたることを併せ考ふるに、蓋し建治以後弘安の際に、探題と改稱したるものなるべし、而して元弘年間時直出でゝ官軍に降りしより以來、また置きたることなし、但し建武一統の後、足利直冬中國探題となりしことあり、尋で大内義興が長門及び其他の數國を領するに及び、また中國探題の稱あり、幷に長門探題に相當す、然れども當時は中國探題とのみ唱へて、長門探題とは稱せざりしがごとし、なほ毛利元就をも見聞雜錄等には、中國探題の稱を以て呼びたれども、正式に任補せ

られしにあらず（長門國守護職次第、太平記、伯耆巻、見聞雑錄、武家名目抄）

ナガドノ　長殿　大藏省の倉をいふ、諸國の貢物を納む、大内裏内安嘉門と達智門との間、率分藏の西に在り、東四四十九丈、南北四十丈の地を占め、築垣を以て周らし、四面に門あり、十四間長殿、東十四間長殿、北長殿等あり、天德元年十一月三十日、竊盜大藏省長殿を穿ちて銀鐵等を盜みしこと紀略に見え、弘仁十四年辛丑、大藏十四間長殿出火、勇士三十許人、北長殿に登り、幕を湯らして之を撲滅せしこと國史に見えたり、職員に勾當、預等あり（大内裏圖考證、平安通志）

ナガトノクニ　長門國　**畿内**　東は周防石見、南は周防及び海、西北海に至る、東西十九里餘、南北凡十三里、山陽道に屬す　**形勢**　山脈石見より來り、横に周防を界す、西南隅豐前に對して海門遥望す、山陽の要害此を以て最とす、赤間關衆舶の碇泊する所、民富贍なり、土壤膏腴　**地味沿革**　古へ穴門（又は穴戸）に作る、仲哀天皇の熊襲を征する時、行宮を豐浦に營み、徙御八年にして崩ず、天智天皇四年答炑春を遣て城を築かしめ、九年又一城を築く、後ち國府を豐浦郡に置く（即豐浦にして、仲哀天皇の行宮址に在り）文治元年平氏安德天皇を奉じ、讃岐より海に泛んで、壇浦に至りしが、源軍に迫られ天皇海に崩じ、平氏亡ぶ、鎌倉幕府の初、佐々木高綱を以て守護となす、後ち長門探題を置きて、山陰山陽を控制す（ナガトタンダイ）參看）、元弘中北條氏亡び、探題北條時直王師に降る、建武中興、厚東武實を守護とす、足利尊氏の叛するや、武實之に應ず、正平十三年大内弘世、武實の孫義武を滅し、遂に本國を取る、相傳ふること七世義隆に至り、家臣陶隆房に弑せらる、毛利元就隆房を誅し、其地を併す、元就の孫輝元、關ヶ原戰後、德川氏の爲めに封を削られ、僅に本國及び周防を領し萩に鎭す、輝元地を分ち義子秀元を府中（後に豐浦と稱す）に封じ、秀元六世の孫師就、其弟政苗を清末に分封す、文久中毛利敬親（輝元十三世の孫）萩城を撤し、徒て周防山口に治す、明治維新慶して豐浦清末二縣を置く、又改めて山口縣より兼治せしむ　**統轄**　古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見よ（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式（ヌ）拾芥抄	古元祿（ヌ）知集（ヌ）	郡名（ヌ）考	明治沿革
阿武（ヌ）	同	同	新郡區編制
見島	同（ヌ）	同（アム（ヌ））	天保郷帳（ヌ）地誌提要（ヌ）郡區編制
大津	同	同（イシマツ（ヌ））	同
美禰	同	同（イホ（ヌ））	同
厚狹	同	同（アツサ（ヌ））	同
同	同	同（アサ（ヌ））	同
豐浦	同	同（トヨラ（ヌ））	同
同	同	同（トヨラ（ヌ））	同
豐浦	豐東（ヌ）豐西（ヌ）豐田（ヌ）豐浦（ヌ）	厚狹（ヌ）厚狹（ウガ）厚東（ヌ）	阿武

ナカドノクワンバク　中殿關白　基實（コノエモトザネ）を見よ、

ナカトミ　中臣　神祇別、津速魂命三世の孫天兒屋根命より出づ、朝臣姓、連姓あり、後ち改めて大中臣朝臣と云ふ、はじめ瓊々杵尊の降臨に際し、天兒屋根命天祖の詔を受けて、輔弼の臣となり、祭祀を掌り、以て神人を和す、故に中臣と云ふ、其孫天種子命、神武天皇に仕へて天神を祀る、子孫業を受けて、累世朝に顯はる、常磐の時欽明天皇に仕へて勳功あり、中臣連を賜ひ、氏上となる、常磐の子可多能祐、三子御食子、國子、糠手子を生む、御食子の長子は鎌足なり、天智天皇の世、國子の孫意美麻呂、また藤原氏を賜ふ、天武天皇十二年十二月、中臣連の姓を改めて朝臣となす、文武天皇の時、意美麻呂等神事に供奉し、本姓に復す、稱德天皇の時、中臣清麻呂再度神祇官となり、嚮を勤め、大中臣朝臣の姓を賜ふ、桓武天皇の時、一族五百餘人に大中臣の姓を賜ふ、清和陽成二天皇の時、又中臣坂田麻呂、同伊波人等十餘人に大中臣氏を賜ふ、御食子、國子、糠手子の三流連綿として蕃衍し、或は伊勢祭主となり、大宮司となり、卿宣となり、或は神祇官大副以下の官に任じ、神祇に關する事は、大概其一族を以て滿たされたり、後ち其嫡家を藤波と號す、親隆の時岩出と號せしが、清宣の時岩出の外藤波と號す、其九代の「孫最忠以來藤波氏となる、世々祭主神祇大副たり、明治に至り華族に列し子爵を授けらる、此他常陸に在るもの鹿島氏、下總に在るもの香取氏あり（中臣氏系圖、氏族志、華族諸家傳、藪族譜）

（氏族略）

○常磐―可多能祐―國子―意美麻呂―清寓呂
- 今麿―常麿―雄眞―岡眞―輔道―賴基
  - 能宣―輔親―輔經―親定―親仲
    - 親隆―隆通―隆世―定世―定忠
    - 隆隆―隆直―隆宣

ナカトミデラ　中臣寺　所在　大和國添上郡東市村大字藤原の東は其舊地ならんと高橋健自氏はいへり○法光寺とも、藤原寺ともいふ　**地味沿革**　天武天皇の時、中臣國足の建立する所なりといふ、色葉字類抄法光寺の條に「天武天皇御宇、中臣寺、是爲祈淨原天皇萬歲建立者」大中臣氏文に「中臣朝臣國足（法光寺本願、中臣寺是也）」と見ゆ、高橋健自氏は、大中臣本系帳により、中臣國足の一族が、宗家の藤原氏と同じく、文武天皇二年迄は、藤原氏と稱したること明かなれば、文武天皇以前は氏寺として藤原寺と稱し、文武天皇二年中臣意美麿より賜姓に復し、中臣氏となりしを以て、中臣氏の氏寺とし、中臣寺と號したるならんと云へり、從ふべし、大和名所圖會、大和志料等、皆厩坂寺及び興福寺と混同せしは誤なり（歷史地理「中臣氏の氏寺及び其遺址」）

ナカノ井ンウヂ　中院氏　姓は村上源氏、右大臣師房の六世源通親の五男通方より出づ、通方大納言正二位となり、嘉禎四年十二月薨ず、其子通成文永六年内大臣となる、是より子孫大將を兼任ずして、大臣を拜任する恒例となる、故に大臣家の一たり、子孫相繼きて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（尊卑分脈、有職袖中抄、系譜、華族諸家傳）

○通方―通成―通輔―通重―通顯―通冬
- 通氏―通守―通淳―通秀―通世―通胤
- 通爲―通勝―通村―通純―通茂―通躬
- 通枝―通惟―通古―通知―通繁―通富
- 通規（リ）

ナカノ井ンミチムラ　中院通村　名號　後十輪院と號す、初名通眞　**系統**　通勝の子　**事蹟**　天正十五年生る、慶長五年從五位下侍從に叙任し、爾來累遷して元和三年正三位權中納言に階り、六年また從二位に進む、寬永元年武家傳奏となり、六年權大納言となる、是より先通村、深く後水尾天皇の信任を尋うし、寵遇他に異りしが、會々天皇、幕府の行爲に平かならざることあり、憤怒の餘、氏の出なる女一の宮に讓らんとするの御志あり、通村また幕府の不遜を憤ること深く、殊に女一の宮は、萬般の待遇、他の諸皇女に異なること「世を渡る人の上にもかけて見よいかに心のまゝの繼橋」と詠じて之を諷したりき、繼橋宮とは、卽ち女天皇（テンチテンワウ）を見よ、

ナカノオホエノワウジ　仲大兄皇子　天智

ナカノカミノコホリ　長上郡　所在　遠江國　**起原**　古へ長田と稱す、和銅二年二月分て此郡を置く　**續紀**　長田に作り、延喜式長上に作る、和名抄に茅原、碧海、長田、河邊、蟾沼（ヒキヌマ）壹志等の鄕あり、後世東方の地豐田郡に入り、又長下郡を併す、古圖、寬知集之に仍る、地誌提要「ナカカミ」「チヤウノカミ」兩樣に唱ふ、明治廿九年磐田及び濱名の二郡に編入す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナカノクワンバク　中關白　藤原道隆（フヂハラノミチタカ）を見よ、

ナカノコホリ　那賀郡　所在　伊豆國　**起原**　延喜式に始めて見えたり　**地味**　和名抄に井田那賀、石火等の鄕あり、後世北方六ヶ村の地は君澤郡に、南方の地は賀茂郡に入り、今僅に那賀一鄕の地を存す、明治廿九年本郡を廢して賀茂郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナカノコホリ　那珂郡　所在　武藏國　**起原**　國郡制定の時之を置きしものなるべし　**沿革**　和名抄に那珂、中澤、水保、弘紀等の鄕あり、仁明天皇承和十年五月四鄕となし、小郡を改めて下郡とす、正保圖那賀に作り、以後之に從ひ、明治の始め那珂に復す、地誌提要以後之に仍る、明治廿九年兒玉郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナカノ村（道）　一の宮の道稱なり、はもしこの皇女自ら、其夫婿たる（署）よりて、勢力制すべからざるを恐れ、且つは德川氏を喜ばしめんとし、一月俄に位を女一の宮に傳へ給へりと爲す、而して滿朝の公卿より、中宮、所司代等に至るまで、悉く其事あるを知らず、只通村と右大臣二條康道の二人のみ、天皇の謀議に參したりといへり、是に於て幕府は、今回のこと通村の計畫に出づるものなりと爲し、翌七年六月奏して武家傳奏を免じ、江戸に幽屏す、後水尾上皇深く通村を憐み、特に數首の御製を賜うて、亟歸を慫め給へり、後ち天海（或はい

ナカノコホリ 那珂郡 所在常陸國起原 崇神天皇の朝、建借間命國造となる、孝德天皇の朝遂に立て、郡とぜり 沿革 古事記、舊事記は、仲に、三代實錄、續紀及び神名式那賀に作り、日本後紀那加、延喜式那珂に作る、和名抄に入野、朝妻、吉田、岡田、安賀、大井、河内、川邊、常石、全隈、日下部、志萬、阿波、芳賀、石上、鹿島、茨城、洗井、那珂、八部、武田、幡田等の郷あり、拾芥抄、那珂に作る、中世東西の二郡となし、那珂川を以て之が界とぜり、又吉田郡の私稱あり、文祿檢地の時、那珂西郡を茨城郡に併せ、那珂川以北久慈川以南を那珂郡となす、寛知集那賀に作り、元祿帖再び那珂と改め、郡名考以後那珂に復す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカノコホリ 那賀郡 所在石見國起原 國郡制定の際之を置く 沿革 和名抄に都農、都於、石見、周布、三隅、粟束、伊甘、久佐等の郷あり、延喜式以來今に變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカノコホリ 那賀郡 所在紀伊國起原 續紀大寶三年五月の條に郡名見ゆ、蓋し國郡制定の時之を置きたるなり 沿革 續紀奈我に、延喜式那賀に作る、和名抄に神戸、右手、扁門、那賀、荒川、山埼、埴埼等の郷あり、郡名考「ナカ」と稱し、郡錄「ナガ」に復す、地誌提要之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカノコホリ 那賀郡 所在阿波國起原 允恭天皇紀十四年九月の條に其名見ゆ 沿革 舊事記長に作る、和名抄に山代、大野、島根、坂野、幡羅、和泉、和射、海部等の郷あり、中世海部郡を分置す、拾芥抄之に仍る、後ち又那東、那西の二郡に分つ、阿波志並に正保圖之に仍る、寛文中亦之を廢して那賀に復す、以後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカノコホリ 那珂郡 所在筑前國起原 續紀慶雲四年五月の條に郡名見えたり 沿革 續紀に作り、後那珂に改む、和名抄に眞野、瓦野、子松、高篠、櫛無、垂水、喜德、郡家、柳原、金倉、智多等の郷あり、正保圖仲に作り、寛文中菅に復す、寛知集之に仍り、以後又之に從ふ、明治三十二年多度郡と合併して仲多度郡と置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナカノコホリ 那珂郡 所在筑前國起原 古へ儺縣の地なり、其津口を那津と稱す、齊明天皇の七年三月御船那津に至り、其名を改めて長津と稱し、因て郡名を那賀と云へり 沿革 書紀、類聚國史那珂に作る、和名抄に田來、日佐、那珂、眞人、海部、中島、三宅、山口、板鬼等の郷あり、古圖那河に作り、元祿帳那賀に作る、郡名考之に仍り、天保郷帳以後又那珂に復す、今之に從ふ、明治二十九年御笠席田の二郡と合して筑紫郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナカノコホリ 那珂郡 所在日向國起原 風土記に古老傳、大穴持命巡行此國に至此所に詔ふ和名抄に夜開、新名、土熊、於部等の郷あり、後世財部郷の地兒湯郡に入り、而して宮崎郡の地大半を併す、古圖那河、寛知集那珂に改む、以後之に仍る、明治二十九年北那珂郡を宮崎郡に合併す、是れより先南北二郡に分つ(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナカノシモノコホリ 江國起原 舊長田と稱す、元明天皇和銅二年二月之を分置す 沿革 續紀長田に作る、和名抄に大田、長野、宮名、伊筑、幡多、大楊、老馬、通、熊等の郷あり、後ち自ら廢して長上郡及び豐田郡に入る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナカノヤキ 中野燒 筑前國上座郡 小石原村南中野にて製出せる陶器、又小石原燒ともいふ 沿革 天和二年筑前國主黑田光之、陶工に命じ、商中野に於て窯を開き、一種の磁器を製せしを始めとす、その工人肥前の有田より來り、製法は支那に倣へり、貞享中は皿山奉行を設けて藩用とし、頗る盛なりしに、享保の末より之を停め、更にまた水甕酒壜等を製す、麁工なれども條遠の運送便ならざる地なれば、其近村の民に利用せらる、寛政年中には陶工八戸、窯三區ありき、又之より先享保三年小石原に住居せし陶工數人を西新町に移らしめて、民用の擂盆、水甕、井垣、夜壺の類を製す、之を西皿山燒といふ、寛政中其地の陶工二十七戸、窯三ヶ處ありき、而して藩より陶戸に本錢を貸して其陶成せし器を收め、奉行を置きて其業を學らしめ、士庶の乞ふ者には廉價を以て發賣せしむ、有司其利至少なるを以て、廢せんと議したれども、多くは日用品に係るを以て、もし之を廢すれば、他藩より高價にて買ひ入るゝの不利ありとて、藩主其言を用ひず、以て今に至れり(工藝志料、官報)

ナガバカマ 長袴 着用儀禮 古くは素襖の下に着したれど、近世は、主に肩衣の下に着し、肩衣と合せて長上下と稱す、武家の士人が着用する禮服なり、「ナカカミシモ」參看(四季草)

ナガハシノツボネ 長橋局 内侍司(ナイシノツカサ)を見よ、

ナガハマジャウ 長濱城 近江國坂田郡長濱町 所在 水正年中上杉景重之を築く、今演と稱す、永正十三年九月淺井亮政之を奪ひしが、

後ち景重復城して之を修築す、同十四年淺井氏の兵復之を降す、天正元年織田信長淺井氏を亡し、豐臣秀吉を置き、修築して長濱と改稱す、同十年淺井氏の舊臣阿閉貞之之を取り明知光秀に薦す、光秀滅亡の後柴田勝家之を領し、子勝豐を置く、慶長十一年内藤信成此に封ぜられ改築す、寛永五年奥州棚倉に移封、後ち廢城となる(近江國輿地志略、廢城考)

ナガフクリンノタチ 長覆輪太刀 芝引 殿寄の長く通りし太刀を云ふ、

ナガヘ 名替 年給(ネンキフ)參看)にて、諸國の據目等を給はりて、一旦申任せられし人の、其國本望にあらずと稱し、任符を給はらざるを以て、其人を停めて、再び同國に他人を申任するを云ふ、其方法は申文を出し、上卿外記をして下勘せしめ、然る後改任するなり ○又既に任符を返上したる後、給主の同國に他人を任ぜんと申請して改任するを、任符返上の名誉と云ふ、名誉に、三重四重五重の名誉あり、例へば一旦甲の人を某國に任じたるを、非望を稱して任符を受けざるを以て、乙の人を改め任ぜしに、又赴任せざるを以て、更に丙の人を其國に申任するを云ふ、四重五重は只だ人數を增すの差あるのみ、國替更任も皆これに同じ(史學雜誌、年給考)

(替名上返任符)

ナガマキ

ナカマキノダチ 長卷 長太刀(ナガダチ)を見よ、

ナカミカドウヂ 中御門氏 中峯野太刀 長太刀(ナガタチ)を見よ、

修寺經俊の四男經繼より出づ、經繼權大納言正二位に進む、始めて中御門と號す、名家の一たり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる(尊卑分脈、有職袖中抄、華族譜)

○經繼——經宣——宣明——宣方——宣俊——俊輔

明豐——宣胤——宣秀——宣綱——宣忠——宣敎

資胤——尙眞——資熙——資基——宣顯

宣誠——宣時——俊臣——宣家——經定——資文

經之——經明(アキラ)——經藤

ナカミカドセツシャウ 名號 御名は慶仁 系統 東山天皇の第五皇子、母は九條眞經(クデウヨシツネ)を見よ、

ナカミカドテンワウ 新崇賢門院櫛笥賀子、内大臣隆賀の女、百十四代の天皇なり 非現 資永五年東山天皇の皇太子となり、資永六年受禪す、時に御年九歲、在位二十六年、改元すること二享保二十年三月位を櫻町天皇に讓り、元文二年四月十一日崩ず、壽三十七、京都市下京區今熊野町の月輪陵に葬る(野史、陵墓一覽)

ナカヤノウダイジン 豐成なり、

ナカヤマウヂ 中山氏 姓は藤原、花山院家忠の男忠宗の三男忠親より出づ、忠親掾非違使別當右衛門督等を經て、内大臣正二位に至り、建久六年三月薨ず、中山内大臣と號す、羽林家の一にして、其家世々將官を經て大納言に至る、二十世の孫愛親尊號事件の起るや、閤東に下向し、遂に罪を幕府に得て京都に幽居す、後ち子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し侯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

○忠親——兼宗——忠定——基雅——家親——定宗

親雅——滿親——定親——親通——宣親——康親

孝親——親綱——慶親——元親——英親——篤親

兼親——榮親——愛親——忠尹——忠頼——忠能

孝慶

ナカヤマウヂ 中山氏(常陸松岡) 姓は多治比、武藏丹黨の族頭加治左近衞門氏秀の男家勝より出づ、家勝武藏高麗郡中山に住す、依て氏となす、其子家範天正十九年武藏八王子城に戰死す、德川家康、其武勇を嘆賞し、男二人を近侍とす、次男信吉、慶長十一年十二月奏曲に依りて水戸藩の附家老となり、五千石加賜、十三年正月壹萬石加賜、十四年十二月五千石加賜、元和八年九月常陸國に封、松岡城に治す、寛永五年五月備前守信敏五千石を太田鄕に加賜、前封と併せて貳萬六千五百石、慶應年中水藩の附庸より離れて、獨立したる大名となりしが、明治に至り、華族に列し男爵を授けらる(系譜、德川加除封錄)

○家勝——家範——信吉——信正——信治——信行

信成——信敏——信順——信昌——政信——信敬

信情——信守——信寧——信徵(アキ)——信實

ナカヤマヨシチカ 中山愛親 名號 諱陰室主人と號す 系統 榮親の子 事績 寛保元年五月生る、延享二年閏十二月叙爵、三年二月侍從に任じ、爾來累遷して正二位權大納言となり、安永四年十二月これを辭す、會々光格天皇は、御生父閑院宮典仁親王に、太上天皇の尊號を上るの御志なりしかば、早く天明の末年愛親に命じて、尊號准擬の先例を調査せしめ給へり、愛親卽ち後高倉院、後崇光院等が、皇位を踐まず、單に皇父たるの故を以て尊號の宣下ありし故事を錄して上り、其議を贊せしかば、天皇

愛親 (愛親自署)

は寛政元年八月を以て、始めて幕府に通知し同意を求めたれども、老中松平定信固く執りて不可とし、止め奉りしかば、數回文書の往復あり、天皇遂に其志の遂ぐべからざるを知りて、同四年十一月宣下停止のことを仰せ出されしが、幕府は之より先、傳奏正親町公明、議奏中山愛親、同廣橋伊光の三名を指示して、江戸下向のことを求めたり、これ此時の事情を問はんとするにありき、而して宣下停止のことありし後も、なほ下向を迫りしを以て、五年正月愛親は、公明と共に京都を發し、二月江戸に着し、老中松平定信と數回の對問あり、互に論難極めて劇しかりしかば、愛親は遂に捧げ來りし宸翰を示さんとせり、然るに定信は、宸翰拜見の先例もなく、且つ畏れ多きことなりとて、これを拜受せず、愛親また之を強ふること能はず、なほ幾多の問答ありしが、定信は遂に兩卿の言辭中不行屆のことありしの故を以て、三月七日愛親に閉門百日、公明に五十日逼塞の申渡しを爲したり、されど其まゝ歸京を許されしかば、十日江戸を發し、廿二日に入洛して罪に服し、同時議奏を免ぜらる、文化十一年八月十八日薨ず、年七十四、「マツダヒラサダノブ」參看(公卿補任、東海道名所圖會、史學雜誌「尊號紀略」、松平樂翁公と德川時代)

ナガヤワウ　長屋王　〔系統〕高市皇子(天武天皇の第二皇子)の長子〔事蹟〕慶雲年中正四位上に叙し、和銅二年從三位に進み宮內卿となり、後ち累進して、養老五年從二位に進み右大臣に拜す、尋で元明天皇不豫のことあるや、召して後事を託せらる、神龜元年正二位となり左大臣に轉ず、天平元年二月漆部君足等讒して曰く、長屋王私に左道を學び國家を傾けんとすと、朝廷即ち使を遣はして三關を固め、藤原宇合等をして、六衞府の兵を帥ゐて王の邸を圍ましめ、明日また舍人親王等をして糺問せしめ、其日自盡を賜ふ、年四十六(或はいふ五十五)按ずるに長屋王の變は古來より疑問の存する所なり、今昔物語によれば、元興寺に大法會あり、王勅を奉じて諸僧を供養せし時、一沙彌の濫行を責めて、其頭を碎きしかば、人ありて、王、法會の日不善を行へり、國家を傾けんとする也と訴へしを以て、聖武天皇怒りて、自盡せしめしなりとあれど信じ難し、蓋し王は壬申の功第一位に在る高市皇子の長子にして、重要の地位にありしを以て、政權爭奪の犧牲に供せられしなるべし、なほ按ずるに、聖武天皇は夫人藤原安宿媛の腹に一皇女(孝謙)在しますのみなりしに、神龜四年同腹に皇子誕生あり、殊寵甚しく、同年直ちに太子と爲し給ひしに、明年九月薨ぜしかば、天皇大に悼惜し給へり、而して長屋王の變ありしは、又其明年二月なるを思へば、藤氏の族が、其所生の皇子の早生は、王の咒詛に出でたりと疑ひて、私かに左道を學ぶと譖せしめたるならん、抑王が藤原氏と相容れざりしこと、王の薨後やがて、藤原夫人立后の詔の下りしにても、推察すべきに似たり(大日本史、大日本通史)

ナガラノコホリ　長柄郡　〔所在〕上總國〔起原〕國郡制定の際之を置く〔沿革〕延喜式又長柄に作る、和名抄に刑部、管見(ツヽミ)、車持、簗陰、柏原、谷部等の鄕あり、後ち西南隅の地埴生郡に入る、地誌提要「ナガラ」と訓す、明治廿九年上埴生郡と共に廢し、長生郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナガラノヤマサキノミササキ　長等山前陵　弘文天皇の御陵、近江國滋賀郡大津市別所町に在り　○古來憚る所ありて世に顯はれず、明治十年六月、龜丘田地と推定し、兆域五十間を限れり(近江國名跡案內記、陵墓一覽)

ナギナタ　長刀(薙刀)　〔名義〕刀の幅廣く、また長く反りたるに、長き柄を附したるもの、薙ぎ刀の義、即ち薙ぎ拂ふ用に供する故に名づく、又眉尖刀とも書す〔起原沿革〕起原詳かならず、奧州後三年記に「左る程に龜次が長刀の、頸りにあたるやうに見ゆる程に、龜次兜きながら、鬼武がなぎなたのさきにかゝりておちぬ」とあるを初見とす、而して同合戰繪を按ずるに、後世の制と全く同じ、下りて源平合戰の頃よりして、之を戰場に用ひたること、多く諸書に見えたり、然るに後世鎗の發明あるに及び、武人多く鎗を用ふることゝなり、元龜天正以後に在りては、其用大に衰へ、專ら僧侶婦人の携ふる處となりしが、江戸時代には、特に之を以て婦人の武具となし、武門の女子は、必ず稽古するの風を生じ、微祿の者と雖も、婚嫁の際、これを持參せざるはなかりき、然れども男子にして使用せるもの、全くなきにはあらざりしも、極めて僅小なりしなり〔種類製作〕大長刀、小長刀、兩刃長刀、小反刃長刀、鉈長刀、無爪鉈長刀等あり、蓋し大長刀は、刃の特に長大なるものを稱し、これに對して並の者を小長刀といひたれども、古今によりて長短同じからず、源平盛衰記には三尺の大長刀(本書なほ此の外に三尺五寸の長刀、三尺の長刀等とも記したる所あり、されど三尺の大長刀と、特に注したるをおもへば、普通は三尺以下なりしなるべし)とあれども、南北朝時代より室町時代に係けては、漸く大となり、太平記には三尺五寸の小長刀と見え、なほ四尺餘の大長刀、六尺三寸の大長刀等見えたり、此頃には三尺前後なるを小長刀、四尺以上なるを大長刀といひ、長さは六尺に餘れるもありしを知るべし、江戸時代には普通二尺乃至三尺にして、單に長刀とのみ稱したり、兩刃長刀は、兩

刃なるをいひ、會津陣物語に見ゆ、小反刃長刀は、小長刀の殊に反りたるをいひ、判官物語、高館草子等に見ゆ、鉈長刀、無爪鉈長刀は、大友興廢記に見ゆれども其制詳かならず、また長刀の柄は、人によりて同じからざりしが如く、志太雙紙には「長刀の四尺八寸ありけるが、柄をば三尺五寸にこしらへたり」とあり、大友興廢記には「大長刀の、柄は一丈、身は六尺あまりの長刀」また「身も五尺、柄も五尺の大長刀」などあり、富樫記には「柄も六尺身も六尺なり」と見えたり〔流派〕長刀術に流派を立てし事の起原詳かならず、蓋し元龜天正の際にあるもの〻如し、其重なるものに、穴澤流、先意流、正木流、戸田流、月山流、留多流等あり〔名所〕身のそりたる峯の方を瀞形、刃の方を坂刃、柄の下端にある金具を石突といふ(將軍德川家禮典附錄、本朝軍器考、武家名目抄、武術流祖錄)

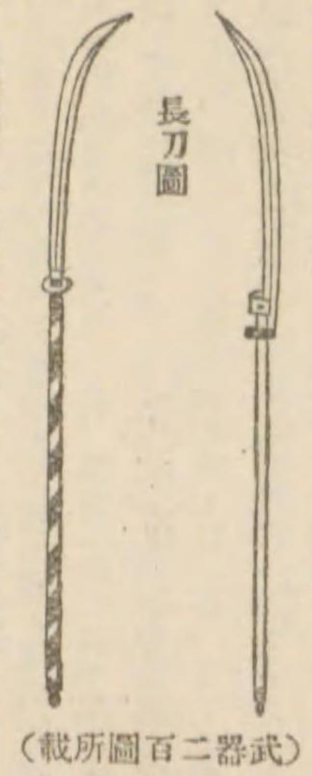
筑紫長刀圖　長刀圖
(武器二百圖所載)

ナクサノコホリ　名草郡　〔所在〕紀伊國〔起原〕神武天皇始めて此地に至り名草戸畔を誅す、又橿原經營の時材を此山に採り、宮殿を造ると云ふ、其始めは名草邑なりしが、國郡制定の日、立て、郡とせり〔沿革〕和名抄に大屋、直川、苑部、大田、大宅、忌部、誰戸、斷金、驛家、野應、津廐、神戸、國懸、島神戸、有眞、大屋、八先賀、大野、且來、日前神戸、伊太祈曾、神戸、須佐神戸等の鄕あり、後ち海部郡東北隅梨谷村以南の地を併す、以後變更なし、明治廿九年海部郡と合併して海草郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナクニガヘ　名國替　年給にて諸國椽目を賜はりて、一旦申任したる人なも國をも停めて、更に別人を他國の椽目等に任ずるを云ふ、即ち名と國とを同時に替ふる故に名く　○又任符を給はりたる者任符を返上して、名と國とを替ふるを、任符返上の名國替と云ふ、「ネンキフ」參看(史學雜誌「年給考」)

(任符返上名國替)

ナゲケミ　投撿見　江戸時代に行はれたる撿見の一種、內見合毛付等は普通の如くにして、村落に派出し、村吏を宿泊に召喚し、豐凶を訊問し、談判の上租額を增減決定するものにして、居撿見に類す、只村落に派出し、且內見取を徵するが故に、若不調又は關心の事あれば、直ちに臨撿するに備ふ「ケミ」參看(舊幕縣治要略)

ナゲシ　長押　家屋の柱面へ取付けたる長き横木を云ふ、上下に在り、後世は鴨居の上の横木のみを云ふ、鴨居の上にあるを內法長押、柱の中腹にあるを腰長押又は胴長押天井と壁と交る所に取付たる横木を廻緣長押又は天井長押、敷居の下條板との間にある横木を切目長押と云ふ(貞丈雜記、建築辭彙)

ナゲブシ　投節　江戸時代に行はれたる端唄の一種、貞享元祿の頃、京都より流行し始め、江戸大阪にも盛んに行はれたり、而して其頃の歌は松の葉に載せたれど、今一二を擧ぐれば「あまのたくなるもしほの烟ひとの立居のしほとなる」「あられふらし外山のかづら色に見ゆるを如何にせん」「ふけてきぬたの音より聞けば月におちくる我涙」等の如し、「ハウタ」參看(聲曲類纂)

ナゴシノハラヒ　名越祓　〔名義〕六月に行ふ祓をいふ、八雲御抄には「邪神を祓ひなごむる祓故、なごしと云也」と見え、下學集には「夏秋交代之時候、而夏火秋金、火與金相剋、故越夏之名、攘相剋之災、故云名越之祓也」と見ゆ、また夏祓、六月祓ともいふ〔起原沿革〕上古は六月十二月兩月の晦日、朝廷に於て大祓を行はれ、又民間に於ても、一般に祓除を行ひしが、後世は十二月の祓除は、遂に廢絕して、六月祓のみ行はるゝ事となりたり、而して其祓の法は、菅或は茅を以て輪形を作りて、之を潛り越ゆるなり、其輪を茅の輪とも菅貫ともいふ(「チノワ」參看)また水邊に出でゝ麻木綿などを著けたる五十串を立てゝ祓を行ふ事あり、なほ中世までは必しも晦日に限らず、六月中には何日にても行ひしもの〻如し、「オホハラヒ」「ハラヒ」參看(古事類苑神祇部)

ナコソノセキ　勿來關　〔所在〕常陸國多賀郡關本村に在り、新編常陸國誌に「多珂郡關本村の北に方り、陸奧菊多郡の界なり、往昔の關趾今に石祠二あり、一を關東宮とし、一を奧州宮と云ふ、蓋し所謂堺明神なり」と見えたり、今嘉永四年の石碑あり、表に源義家の歌を書し、裡面に筒井憲の文あり〔名義〕菊多關を本名とす、又クキタノセキとも、キクノセキとも、ヨシナクノセキとも云ふ、勿來は後世の稱呼なり、勿來の名義は、常陸國誌に「波越の意にて、此地大海に濱して波濤山下に至る、其謂ありと云ふべし」と云へり、然れども本關は海道にあらずして山道に在るを以て信じ難し、な來その意にて、蝦夷を防ぐより名づけしものなるべし、石橋五郞氏の說に「元來ナコソと云ふ辭は、人を防ぐものなるを以て、關と同格に、殆ど枕詞の如く用ひられて、菊多の雅名と見るを至當とす、元來菊多關は蝦夷の內地へ入るを防ぐ爲めに設けたるを以て、自餘の關が、單に行人を撿判するとは大に異なれば、ナコソの名は、京都附近

の關には應用することなく、菊多關の異名となり、義家の歌詠によりて、愈々世に著名なるに至りしなり」と云へり、從ふべし 地誌 古事 始め詳ならずと雖も、蝦夷を防ぐ爲めに設けられたること疑なきが如し、承和二年の官符に「置」剗以來、予今四百餘歳矣」とあるより考ふれば、允恭天皇以前の創置ならんか、吉田東伍氏は、勿來の關考に於て、道と岐閇道尻岐閇國及び高石城國等建置の跡を推して、官符の四百餘歳とあるは、成務應神の朝を指せるものとし、更に岐閇はキノヘにて柵戸の義なれば、上古道口道尻の二柵を置きしが、後に至り廢して、菊多の一剗を以て之に代へしならん、而して其代りし年は、養老二年菊多以北を割きて石城國を建てし日なりと斷定せり、弘仁二年是より先き陸奥海道の蝦夷叛し、文屋綿麿陸奥按察使として出征したり、是の時より官道は海道より山道に移りて、今の久慈郡松平村より、陸奥棚倉へ通ずる道となりしより、菊多關も荒廢し、浮囚の出入自在となりたれば、承和二年に至り更に奏請して、勘過を廢にせしなり、是より海道の關となりしが、暫によりて菊多剗と稱したりき、なこその關の名の見えたるは、小野小町集に「みるめかる海士のゆきかふみなと路に名こその關もわれはすゑめを」とあるを始めとす、また夫木集紀貫之の歌に「をしめどりとまりもあへず行春をなこその山のせきもとめなん」とあり、此の後、後撰集、後拾遺集、金葉集等歴代の撰集に、なこその關の名見え、千載集春下に、源義家の「吹風をなこその關と思へども、みちもせにちる山櫻花」の詠を載せしより嚴著名となりなり、而して其愈々盛はれし時には、關の實は失はれたるが如し、蓋し奥威遠く奥地に及び、海道の蝦夷恭順となり、且つ官道も山道に移りしより、自然に衰頽せしものなるべし、四行法師の歌に「東路のしのぶの里にやすらひて名こその關を越ぞわづらふ」とあれば、此の頃まで存せしものか、南北朝時代に至りては、徒に歌人が其遺跡を尋れたるのみなるに似たり（新編常陸國誌、歴史地理「勿來關」、同「勿來の岐閇考」）

ナゴヤ　名護屋、那古屋、那古野

所在 肥前國東松浦郡名古屋村 沿革 豊臣秀吉征韓の役を起さんとするや、天正十九年冬、西海の諸大名に課し城を此地に築き、翌文祿元年四月大本營と爲す、前田利家、徳川家康以下の諸將、また城の附近に陣營を布きしが、同年八月秀吉大阪に歸るに及び、利家代りて軍事を攝したり、慶長三年八月秀吉の薨後幾もなくして其營を撤し、唐津の城主寺澤廣高、其跡に番所を置きて、之を守りたることありき（海東諸國記、太宰管内志）

ナゴヤ・ジヤウ　名古屋城

古屋市の北方〇本丸、二丸、立丸を有すとは那古野庄内の一村落に過ぎざりしが、今川氏親歴々斯波義統と戰ひしを以て城を築き、清須（義統の居城）の押とし、豊なして之を守らしむ、之を柳丸城の二丸の地是なりと云ふ、享祿年中以て城を奪ひ取り、其子信長相次で之に居住す、弘治元年信長清洲城に移るの後、伯父信光をして之に居らしむ、信光家臣に拭ぜられし後、後ち城代とせしが、幾もなく光豊信長之を放つ、後ち終に廢城となれり、慶川家康子義直を從へて清須城に入り、義直を名古屋の城地を相す、明年二月名古屋城を築き、前田利光、毛利秀就、黒田長政、細川忠興、山内忠義、蜂須賀至鎭、鍋島勝茂、加藤清正等諸大名をして役を助けしむ、十五年城成りて義直移徙し、清須の士民も亦これに移住す、城は堀廣く石壘高く、殿守櫓門の作堅牢にして、江戸大阪に亞ぐの名城となれり、特に天主閣は加藤清正の望み請うて、計畫造營せし所にて、五層樓高さ十六丈あり、棟上には有名なる黄金の鯱を置きたり、古來天下の壯觀と稱せらる、名古屋城の一名を金城と呼ぶもこれより出でしなり、爾來代々子孫相繼ぎ明治に至る、維新の後収公して陸軍省の所轄となり、第三師團の兵營を置く、本丸は近年離宮となれり（尾張志、尾州府志、尾張名所圖會、大日本史料、明治政覽、法令全書）

ナシウチエボシ　梨子打烏帽子

名稱 柔かにもみて作れる烏帽子をいふ、梨子は揉しの借字なり 調製 表は、ふしかれ染の綾、裏に海標を、黒漆にてぬりて縫ひて作る 着用 軍陣の時、冑の下に着用す、圖は「エボシ」の條にあれば就て見よ（貞丈雜記）

ナシツボノゴニン　梨壺五人

後撰集の撰者なる源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城を云ふ、禁中の書司梨壺にて後撰集を撰びしなりてなり（八雲御抄）

ナシモトノ井ン　梨本院（梨下）

所在 大内裡中の別宮、左近衛の西、縫殿寮の東、職曹司の北、大宿直の南の間に在り、方四寸丈を占む 起原 沿革 仁明天皇天長九年、大内裡修造の爲めに此所に遷幸せしこと、類聚國史日本紀略に見えたり、蓋し仁明天皇の後院にして、この頃造營せられしものなるべし、江談抄に「梨本院者、左近衛府西、仁明天皇皇居云々」とあるにて知るべし、文德實錄に「仁壽三年二月庚辰、自東宮移梨下院、此院先代別舘也」と見えたれば、文德天皇の時にも、一時皇居とせられしが如し、また同書九月丁卯の條及び仁壽四年、齊衡元年正月の條にも同じく南殿に御して、踏宴のことを見えたれば、内裏に擬したること明かなり、明年四月後院冷泉院に遷御し給へり、この後荒廢詳ならず（大内裡圖考證）

ナシモトノミヤ　梨本宮

伏見宮貞敬親王の王子守修親王より出づ、初め親王梶井宮（或は圓融院門跡、梨本門跡と稱す）に入りて入道親王たりしが、明治元年復飾を命ぜられ、三年十二月梨本宮と稱せしむ（纂輯御系圖、法令全書）

〇守修親王——守正王

ナシモトバウ　梨本坊

三千院（サンゼンキン）を見よ、

ナシロ　名代

御名代（ミナシロ）を見よ、

ナスココクザウノヒ　奈須國造碑

下野國那須郡湯津上村に在り、黒羽城より南方一里餘、上野三碑の一、俗に笠石とも云ふ、其形によりて名づく、碑の高さ四尺、御影石にて正面は砥の如く磨き、他は自然石なり、碑文は左の如し、

永昌元年己丑四月、飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹那須直韋提、評督被賜、歳次康子年正月二壬子日辰節殄故、意斯麻呂等立碑銘偲云爾、仰惟殞公、廣氏尊胤、國家棟梁、一世之中、重被貳照二命之期、連見再生、砕骨飛髄、豈報前恩、是以曾子之家、死有嬰子、仲尼之門、死有驚者、行孝之子、不改其語、銘茂奠心遂、神照乾六月童子意、香助坤作、徒之大合冒喩守抄無、翼長飛、死根更固者、

右の碑文中、卷點を附せしものに就きて、古來より說あり、永昌元は朱鳥四の誤りにて、發見當時の改作に係り、評督は官名にして後の郡領なり、一說に都督の誤なりとも云ふ、康子は庚子の誤なりとも云ふ、但は德の字なりとも云ふ、墓は墓の義なりとす、嬰子は驅子、銘は銘日の脫にて、驚者は乃老、六月は大引、徒は從の誤なりと云ふ、碑の建設の年詳ならず、一說に、文武天皇庚子の年に建てしものにて、後ちに顚倒して、草叢中に在りて知る人なかりしが、江戸時代に至りて草刈人等石に腰を掛け、若しくは其附近に放尿すれば祟を發し、物狂はしくなれるなど、漸く土人等の間に擾がしかりしが、會々奥州岩城の僧圓順といへるもの、同郡武茂庄小口鄉梅ヶ平の庄屋大金久左衛門重貞に語りしに、天和三年六月水戸光圀武茂庄馬頭村に下向の際、重貞之を告げたれば、光圀は貞享四年九月再び下向して、儒臣佐々宗淳に命じて碑石のある所に遣し、淳をして讀み解かしむ、後ち古碑たるを以て保存すべしとなし、元祿四年二月重貞井に家臣等と計りて、湯津上村は代官所、榎本内記、安藏九郎右衛門の知行入會地なるを以て、碑の附近二反歩餘を、替地を以て水戸領とし、竪八間、横七間の塚を新に築き、其上に寶形造りの堂を建て、其中に碑石を安置す、同五年六月光圀親しくその地に臨み、修驗者泉藏院を堂守となしたりといふ（古京遺文、下野國誌）

ナスノ——ナタイ

ナスシ　那須衆

江戸にて萬石以下の秩祿を食みたる那須姓を有する者を總稱す、那須家は世々下野那須郡に住し豪族たりしが、千本、福原、伊王野、岡本、福原、蘆野、千本、福原、伊王野、岡本の諸氏に分れ、之を那須の七家と稱せり、江戸時代には大關、太田原（本家）は大名に列し、伊王野、岡本は斷絶し、更に那須、福原、蘆野、太田原（分家）の四家となりて、此四家を那須衆と稱し、交代寄合に准ぜられ、參勤交替を爲したり、井に柳間詰にして、幕府は大抵五ヶ年に一度なりき、其在所は左の如し、「カウタイヨリアヒ參看（武鑑、德川盛世錄）

下野福原千石　那須氏
下野佐久山三千五百石　福原氏
下野蘆野三千五百石　蘆野氏
下野那須千三百石　太田原氏

ナスノコホリ　那須郡

所在 下野國 起原

古へ國造あり、那須郡湯津上村の古碑に「飛鳥淨御原大宮、那須國造追大壹那須直韋提云々」と見えたりて其起原を知るべし 沿革 和名抄に那須、大笥、熊田、方田、山田、大野、茂武、三和、金倉、大井、石上、黒川等の鄉あり、拾芥抄又那須に從ひ、以後皆之に仍る（鄉名異同一覽、國郡沿革考）

ナタイメン　名謁（名對面）

（同箱）

朝廷にて亥の一刻に、宿直勤番の滝口が、姓名を名のり奏することを云ふ、又問籍とも云ふ、日中行事に「下格子の後、殿上のなだいめんの事あり、藏人頭孫庇の南の端に尻をかく、殿上人は上の戸の口、六位は壁の下に候す、瀧口北の戸より入りて前廷に立つ、六位藏人上首の前に進みて、誰ぞと云ふ、各名のりす、六位は姓を加ふ、六位藏人一人、孫庇を北へ歩みゆきて、二の間のほしより、第三の板數の上にひざまづきて、誰々か侍ると云ふ、瀧口弦打して各名のりを唱ふ、瀧口の戸より出でゝ問籍のさきおひちらして、北の陣より始めて、所々の問籍御湯どのゝはざま、殿上の口などにて申める、殿上にては貫首なり、小板數に何候したるやとたづぬれば、さなきよしを主殿司答ふ、貫首あれば、めんきよにつきて、ひざまづきて申なり、かへり遊に歌ふ」と見えたるにて明かなり、年中

行事歟合注に「問籍と申は、名謁の事なり、今も瀧口の問籍とて、殿上の口にて高く名乗り侍る」と見えたり、延喜元年より此事あり（簠簋抄、侍中群要、河海抄、壒嚢抄、増補日中行事略解）

ナチノジンシヤ　那智神社　所在 紀伊國牟婁郡

（今東牟婁郡那智村○單に那智とも那智山とも云ひ、今は熊野夫須美神社と云ふ、本宮新宮と併せて、熊野三所權現とも、熊野三山とも云ふ）祭神 熊野座神の御祖伊邪那美尊を祀る、之を熊野牟須美大神と云ふ、中古以來神佛混同するに及び、那智權現、或は十二所權現とも云へり、即ち第一殿を瀧宮と稱し、大己貴命を祭る、第二殿を證誠殿と稱し、家都御子命、國常立尊を祀る、第三殿を中御前と稱し、御子速玉命、伊弉諾尊を祀る、第四殿を若一王子と稱し、天照大神を祀る、第五殿は八社合祀にて、禪師宮に忍穗耳尊、聖宮に瓊々杵尊、児宮に彦火々出見尊、子守宮に鸕鷀草葺不合尊、一萬宮に國狹槌尊、十萬宮に豐斟渟尊（十萬一萬を一宮とす）勧請十五所に泥土煮尊、飛行夜叉に大戸道尊、来持金剛に面足尊を祭る、以上を十三所權現と云ひ、瀧宮を除きて十二所權現と云ふ、又第二殿より四殿までを熊野三所權現と云ふ 社傳 社傳には、仁徳天皇の御代の創設とせり、又往昔裸形上人權現を勧請し、如意輪観音を安置し、權現に奉仕す、即ち今の如意輪堂なりとも云へり、紀伊國續風土記稿に「裸形此地にて苦行せしより、昔人多く之に倣ひて、熊野を以て修行場とす、是れ世に著はれし始めにて、今に當山に瀧修行、新宮に神倉修行、本宮に大峯金峯の修行あり、後世修験者の金峯大峯熊野を修行するは皆是に起れり」と云へり、また平家物語鬼ヶ島の事を書きし條に、十二所權現の事見え、仁和寺諸堂記に、北院御室の時、三所權現を勧請し、又十二所を勧請せしこと見えたれば、權現のことは鎌倉初期既にありしを知るべし、之より先天平神護二年神封四戸を献じ、後ち宇多法皇御幸あらせらる、寛治二年六月那智遷宮により、院廳より神寶を献じたる事あり、後ち白河法皇も屢々御幸ありて、三山の別當檢校を命じたり、共に本宮の條に述べたり、後鳥羽上皇尤も崇信し、御譲位の翌年正治元年より承久三年まで二十三年間、毎年御幸ありき、當時の有様は建仁元年十月熊野御幸記（明月記の一部分）に詳しく見えたり、かく歴代の尊崇厚かりしを以て、神領多く盛なりしが、豊臣秀吉南征の時悉く神領を没収し荒廃せり、慶長六年淺野幸長新に三百石を寄せて社領とす、元和中幕府より舊により三百石を賜へり、社殿は造營次第にて、寛治二年、天治元年朝廷より造營し、建久四年源頼朝造營せりと云ふ、後ち數次の造營を經て、天正十八年豊臣秀吉之を造營し、歸口な寄進せり、慶長六年豊臣秀頼修理を加へ、享保十八年徳川吉宗二千両をドし、紀州侯に命じ之を造營せしむ 大正十年官幣中社に列す○如意輪堂、門の西方、鐘樓の東にあり、裸形最初の道場なりと云ふ○瀧本飛瀧權現、本社の北六町にあり、瀧を神體とす、拝殿、本地堂、護摩堂等あり、花山法皇此に參籠して苦行せしより、瀧修行起ると云ふ、文覺の荒行は尤も著名なるものとす○如法道場、本社の西北妙法山の麓にあり、本尊大黒天は傳教の作なりと云ふ○奥院は法燈國師の開基にして、本社の丑の方にあり（神紙志料、紀伊國續風土記稿、官國幣社一覧）

ナツリリ　納曾利　名義 高麗傳來の樂、壹越調廿四曲中の一、一名髪龍舞、又落舞と稱し、舞者一人の時は落蹲と稱す、小曲二人舞○番舞陵王、納曾利は、始めは面を帯けて聽て見えずして、卒爾に見えたり、競馬相撲に之を用ふ、舞樂（アガタ）の挿輪參看（雑樂志、歌舞音樂略史）

ナツハギ　夏萩　髪の色目の名、表は青、裏は紫なるものをいふ（胡曹抄、薩凉草）

ナツバラヒ　夏祓　名越祓（ナゴシノハラヒ）を見よ、

ナデシコ　瞿麥（撫子）　髪の色目の名、表紅梅、裏青なるものをいふ、夏之を著用す（カサネノイロメの挿物を見よ、

ナデシコノワカバイロ　撫子若葉色　髪の色目の名、表蘇芳、裏青なるものをいふ（源氏装束抄）

ナデン　南殿　紫宸殿（シシンデン）を見よ、

ナデンノサクラ　南殿櫻　左近櫻（サコンノサクラ）を見よ、

ナデモノ　撫物　祓の具、身を撫で、穢を祓ひ棄つる爲に用ふ、即ち形代なり（カタシロ參看）室町幕府にては、撫物を祓ひ棄つる役と撫物使と云ふ、永享六年足利義勝の生れし時、千秋刑部少輔撫物使となりし始めとす（武家名目抄）

ナトリノコホリ　名取郡　所在 陸前國　沿革 大化年中國郡を定むるに及び、始めて道奥を置く、並し國府此郡武隈（即ち玉前郷に屬す、今岩沼村なり）にあれば、建國の始め之を置きしものなるべし　沿革 延喜式又名取に作る、和名抄に、指賀、井上、名取、磐城、餘戸、驛家、玉前等の郷あり、以後變遷な

し（郡名異同一覧、國郡沿革考）

ナナクサノイハヒ　七種祝　名義 年中行事の一、正月七日に七種の若菜を調じ、粥にして食ふをいふ、これ萬病を除き、邪氣を拂ふとの傳へあるが故なり、若菜節、七種節、七種の節句ともいひ、略して單に七種とも云ふ、また人日とも稱す、江戸時代には、五節句の一にして、此日を式日としたり 行事 古き時代は詳かならず、江戸時代、幕府には、將軍家以下七種粥を食し、諸大名等は熨斗目長上下を着し、登城して祝節を賀す、また一般にも之を祝ふ、なほ前夜七ツ時、及び當朝六ツ時に、幕府并に諸家にて七種の囃子を爲す、即ち小桶に俎板を載せ、其上に菜、薺を載せ、庖丁、火箸、雷木、杓子等にて裏方に向ひ、拍子を取りて、菜及び薺を打ち「たうどの島と日本の島と渡らぬ先に、七種なづな、手につみ入れて六葉斗張となる」と謡ふ、殊に幕府にては、尤も重儀なりしといへり、此日土庶とも多く松飾を除きたり 起原沿革 子の日に若菜を摘むとは早くよりありて、其日また若菜の羹を調して食する事、朝廷を始め其他の風なりしが（「ネノヒノアソビ」參看）正月七日に七種の若菜を調するとは、何時始まれるか詳かならず、蓋し子の日の羹の轉じたるものなるべし、而して枕草子に「七日の若菜を、人の六日にもてさわぎ、とりちらしなどするに、見もしらぬ草を、子供のもて來るを云々」と見ゆれば、當時は七日に若菜を調じたること明かなれども、七種なる名目は見えず、尊で慈顔和尚の拾玉集に「けふぞかしなづなはこべら芹つみてはや七種のおものまいらん」とあり、これ七種なる事實、并に文字の初見と爲す、以て七種の粥を食ふこと、既に習慣となりたるを知るべし、爾來七種のこと和歌に屢々散見す

れども、其他の群籍に此ことなきを以て考ふれば、朝廷にては内々の行事たるに過ぎざりしものならんか、鎌倉時代また然り、拾芥抄、年中行事秘抄にも、七種粥のことを載せたれど、朝廷の公事たりしことは見えず、室町時代にも、朝廷にては内々此儀ありしが如く、公事根源に「正月七日に七種の菜羹を調して食すれば其人萬病なし云々」とあり、幕府にても、同じくこれを祝したること、年中恒例記によりて知るを得べし、江戸時代に至り始めて幕府の重なる儀式となり、其日は五節句の一として、天下一般に祝賀することなりしが、朝廷にては其行事ありしと雖も、なほ靈元天皇の御代の創設とせり、又往昔裸形上人權現を勧請し、如意輪観音を安置し、權現に奉仕す、即ち今の如意輪堂なりとも云へり、紀伊國續風土記稿に「裸形此地にて苦行せしより、昔人多く之に倣ひて、熊野を以て修行場とす、是れ世に著はれし始めにて、今に當山に瀧修行、新宮に神倉修行、本宮に大峯金峯の修行あり、後世修験者の金峯大峯熊野を修行するは皆是に起れり」と云へり、また平家物語鬼ヶ島の

ナナクサノカユ　七種粥　「ナナクサノイハヒを見よ、

ナナセノハラヒ　七瀬祓　名義 朝廷及び幕府に於て、七ヶ所の河海の岸に臨みて行ふ祓をいふ○七瀬は朝廷にては三種ありて（一）は雜波、農夫、河俣、大島、佐久那谷、辛崎にて、單に七瀬と稱し、（二）は河合、耳敷川、松崎、石影、東瀧、西瀧、大井川にて、之を御所七瀬と稱し、（三）は川合、一條、土御門、近衛、中御門、大炊御門、二條の來にて、之を加茂川七瀬と稱す、鎌倉幕府にては鎌倉附近なる由比ヶ濱、金洗澤池、固瀬川、六連、柚川、杜戸、江の島龍穴等なりき 行事 朝廷にては毎月これを行ひ、また臨時にも行へることあり、まづ當日を擇び、其日陰陽師より人形（折櫃に入れ、蓋あり、祓を行ふ場所の名を記す）を進らす、女房これに色々の衣を着せしめ、上臈の女房取りて天皇に呈す、天皇即ち御息をかけ御身を撫で、返し給へば、折櫃に收め、四五位の内七人を擇びて七瀬に發遣し、陰陽師祓のことを勤仕す、なほ當時の公卿等も、朝廷に徴びて行ひしこと權記に見えたり、幕府の行事大略これに准じて知るべし 起原沿革 村上天皇の應和三年七月廿二日天文博士賀茂保憲なるを以て、難波湖及び七瀬に臨みて祓せしめしことある初見とす、爾來引續き行はれし如くなるも、毎月の行事となりたるは、何頃なるか詳かならざれども、玉葉、禁祕抄等は、既に毎月之を行ひしことを載せたり、幕府にては嘉祺元年十二月廿七日、建長六年九月四日等、靈所七瀬祓を行ひし事、吾妻鏡にあれども、毎月の行事たりしか、また何年頃まで行はれしものなるかは詳かならず、「ハラヒ」參看（禁祕抄、日中行事、應和三年御記、權記、勘中記、延内記、吾妻鏡、古事類苑神祇部）

ナニハ　難波（浪速、浪華）　（一）攝津國を云ふ（二）攝津國西成東淀川流域の總稱、即ち今の大阪地方の古名なり、難波大津とも、難波津とも稱す（一）は神武天皇此地に至りしに、浪速かなりよし、地名となれりと傳ふ、即ち神武紀に「皇師至難波之崎、會有奔潮、太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華（今曰難波訛）」と見え、又古事記に「故從筑紫國上行之時、經浪速之渡而泊青雲白肩津」と見えた

り、然れども、これ文字によりて附會せる說なるべし、萬葉集古義名所考に「浪速浪華と書きて、ナニハと訓むことの樣に思ひ、殊に風雅の樣に思ひて好み書く人多かめるは、片腹痛き事なり、浪華浪速にてはナニハと訓れぬことなり」と云へり、應神紀四十一年の條に始めて津國の稱見ゆ、此稱は萬國の船舶此に會する故なりと云ふ、萬葉集にて押光難波國、忍照難波之國など見えたり(二)古今集序に「難波津の歌は御門のおほむ始めなり、難波津にさくや木の花ふゆごもり、今をはるべとさくやこの花(大鷦鷯の御門の難波津にて皇子と聞えける時、東宮を互に讓りて位に卽き給はで三年になりければ、王仁と云ふ人のいふかりおもひて讀みて奉りける歌也)」神功紀に「三神誨之曰、吾和魂宜居大津淳中倉之長峽、便因看往來船」、又應神紀にも「自大津發船而往之」と見えたり、神武天皇東遷の折り、此地に到らせ給ひし後ち、神功應神の朝三韓を征服し、貢船を難波の津に致さしめ、大隅宮(離宮)を此地に建て、仁德天皇に至り高津宮を難波に營みて皇居となす、尋で堀江を高津宮の北に堀り、宮の南門より河內の丹比邑に直指する大道を通じたり、履中天皇以後多く大和に都せりと雖も、猶難波に亭館倉庫の設けありて、外蕃入貢の際、往來の便に供せり、推古天皇元年四月厩戶皇子四天王寺を建て、十六年隋使來るに因り、新館を高麗館の近傍に作り、二十一年大和に通ずる大道を開き、舒明天皇二年十月、三韓館を改修したり、大化元年十二月、都を此地の長柄豐崎に遷し、二年京坊の制を定めたれども、一代にして都を遷されたり、白雉六年十月攝津職を置き、同八年十一月羅城を築きて別都と爲す、慶雲三年九月文武天皇難波宮に幸し、神龜二年十月聖武天皇もまた幸し、同五年天平六年にも此事あり、同十六年二月終に都を此地に遷されしかど、翌十七年また平城に遷されたり、然れども難波宮は此後も依然として存し、聖武孝德の二天皇屢々行幸し給へり、延曆七年に至り、荒陵の南に堀江を堀りしも、朝廷は蝦夷の經營に力を盡せるを以て、難波の經營は忽にせられ、延曆十二年には攝津職を停めて國府を置きたりき、故を以て難波これより大に衰へ、承和十一年には、外人の宿所なる鴻臚館を以て國府となしたり、爾來愈々衰へ、正平年中後村上天皇住吉を行宮とし給ひしも、戰利ならずして止めり、天正年中豐臣秀吉大阪城を築くに及びて、難波復た盛んなり、なほ委しくは大阪の條に述べたり、就て見るべし(書紀、古事記、古事記傳、續紀、萬葉集、萬葉集古義、五畿內志、大阪城誌、大日本地名辭書)

ナニハノヲトド　難波大臣　藤原豐成を云ふ、

ナニハノタカツノミヤ　難波高津宮　【名義】仁德天皇の皇居【所在】攝津國東成郡大阪、安國寺坂の北【起原沿革】仁德天皇元年正月難波に都し給ふ、これを高津宮といふ、同八十七年天皇崩去に至るまで、卽ち八十七年間の皇居たり(書紀)

ナニハノナガラノトヨサキノミヤ　難波長柄豐碕宮　【名義】孝德天皇の皇居【所在】攝津國西成郡本莊村【起原沿革】孝德天皇白雉二年十二月天皇大郡より遷りて新宮に居給ふ、名づけて難波ノ長柄ノ豐碕宮といふ、同五年十月天皇崩去に至る迄、四年間の皇居たり(書紀)

ナヌカクワンパク　七日關白　藤原道兼をいふ、關白となりし事、七日間なればかく名づく、「フヂハラノミチカネ」を見よ、

ナヌシ　名主　町役人(マチヤクニン)村役人(ムラヤクニン)を見よ、

ナノニシノコホリ　名西郡　【所在】阿波國【起原】古へ名方郡と稱す、宇多天皇寬平八年九月之を分て名東名西の二郡とせり【沿革】續紀靈異記名方に作り、類聚三代格名西に作る、和名抄に埴土、高足、土師、櫻間等の鄕あり、郡名考「メツサイ」と稱し、郡銘錄「メウザイ」地誌提要「ミヤウサイ」「ナノニシ」兩樣に訓ず(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナノヒガシノコホリ　名東郡　【所在】阿波國【起原】古へ名方郡と稱す、宇多天皇寬平八年九月分て之を置く【沿革】續紀靈異記名方に作り、類聚三代格名東に作る、延喜式又同じ、和名抄に名方、新井、賀茂、井上、八萬、殖栗等の鄕あり、戰國の際私に此郡を分て以西郡と稱す、正保圖井に阿波志之に仍ろ、寬文中廢して又名東郡に併す、寬知集以後之に仍り、郡名考「メウトウ」と稱し、地誌提要「ミヤウドウ」「ナノヒガシ」兩樣に唱ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナノリ　名乘　名(ナ)を見よ、

ナハエイ　繩纓　纓(エイ)を見よ、

ナハノコホリ　那波郡　【所在】上野國【起原】國郡制定の時之を置きしものなるべし【沿革】續後紀延喜式那波に作る、和名抄に朝倉、韜田、田後、佐味、委文、池田、韮東等の鄕あり、後ち郡の西境朝倉、韜田二鄕の地群馬に入る、以後變更なし、明治廿九年廢し、佐位郡と合併して佐波郡を設く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナハメガハ　繩目革　染革の一種、筋文の斜にあるものをいふ、武人用ひて甲冑を綴る(工藝志料)

ナバリノコホリ　名張郡　【所在】伊賀國【起原】國郡制定の際之を置きしものなるべし【沿革】書紀名墾、續紀隱郡に作り、延喜式名張に作る、和名抄に周知、名張、夏身等の鄕あり、拾芥抄以後名張に從ひ、郡名考「ナバリ」と稱す、明治廿九年伊賀郡と合併して名賀郡と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ナフシ　衲子　禪僧を云ふ、一に衲僧とも云ふ、禪僧常に衲衣を着くる故に此稱あり、衲は補綴の義なり、一に納にも作る、智度論に「五比丘初得道、白佛言、我等着何等法衣、佛言應着衲衣」とあり(禪林象器箋)

ナベシマウヂ　鍋島氏(肥前佐賀)　姓は藤原、始め龍造寺と稱す、鎭守府將軍秀鄕七世の孫季清より出づ、其孫季家龍造寺を稱す、其後裔豐前守胤榮、天文十六年肥前國守護代となり、其嗣子隆信肥前筑前筑後豐前壹岐を徇へて五州の大守と爲る、其養子直茂跡を繼ぎ鍋島と稱す、實は鍋島駿河守清房の二男なり、天正十五年豐臣秀吉、九州を征せる時、其幕下に歸す、慶長五年關ヶ原の役、德川家康に志を通じ、役畢る後功によりて肥前國本領を安堵し佐賀城に治す、十二年、勝茂父の後を繼ぐ、十五年弟忠茂に(鹿島藩)肥前鹿島の地二万石を分知す(忠茂初め秀忠に仕へて、下野香取郡矢作の地五千石を領す、因て併せて二萬五千石を食む、後に二萬石となる)十九年二男元茂に(小城藩)肥前小城の地七萬四千石を分知す(後に七萬三千二百五十石と爲る)寬永十六年四男直澄に、(蓮池藩)肥前蓮池の地五萬二千六百石を分知す、明曆三年二月致仕し、嫡孫光茂家を繼ぐ、所領三十五萬七千石、初め光茂、慶安元年十二月元服し、松平の家號及び將軍德川家光の編諱を賜ふ、爾後恒例となる、いづれも子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して本家は侯爵を、分家は子爵を授けらる(系譜、德川加除封錄)

○直茂―勝茂―忠直―光茂―綱茂―吉茂
宗茂―宗敎―重茂―治茂―齊直(ナリ)―直正
直大(ヒロ)

肥前鹿島(二萬石)

○忠茂―正茂―直朝―直條(エダ)―直堅(カタ)―直鄕(サト)
直熈―直宜(ヨシ)―直彜(ノリ)―直永―直晴―直賢(カタ)
直彬(ヨシ)

肥前小城(七萬三千二百五十石)

○元茂―直能―元武―元延―直英(テル)―直員(カズ)
直愈(ヤス)―直知―直堯(タカ)―直亮(スケ)―直虎

肥前蓮池(五萬二千六百石)

○直澄―直之―直稱(ミツ)―直恒―直興―直寬
直溫(ハル)―直與(トモ)―直紀(タダ)―直柔(トホ)

ナベシマカツシゲ　鍋島勝茂　【名號】幼名伊平太、初名を淸茂といふ【系統】直茂の子【事蹟】肥前佐賀城主なり、文祿四年叙爵して信濃守と稱す、慶長五年關ヶ原役起るや、父直茂は在國し、勝茂は德川家康の催促に從ひて、征途に上りしが、會々石田三成等豐臣秀賴の命と稱して之を誘ふ、勝茂卽ち、我れ家康に從うて景勝を討ずるも、秀賴の命を重ずるが故なり、何ぞ大阪の命に背かんやと稱し、軍を返して伏見城を屠り、伊勢安濃津、同松坂の二城を攻む、直茂聞きて大に驚き、急使を馳せて諫めしかば、勝茂また曉る所あり、黑田長政によりて家康に陳謝す、家康これを宥し、命じて立花宗茂を柳川城に攻めしめたり、是に於て勝茂は歸國して久留米、柳川の諸城を陷れ、進んで薩摩に迫らんとするに際し、島津家久降を家康に求めたるを以てこれを停む、十二年二月直茂致仕して勝茂家を襲ぐ、十九年大阪冬の陣には、東上して家康の軍に會し、翌夏の陣には、命によりて本國に留る、寬永二年從四位下侍從に叙任す、十四年島原亂の時、勝茂江戶に在り、諸弟に兵を授けて發向せしめ、尋で十五年自ら島原に赴き、二月城を攻めて陷れたれども、軍法に背きしを以て罪を蒙りしが、幾もなくして許され、明曆三年二月致仕し、同年三月廿四日卒す、年七十(野史、德川實紀)

ナベシマナホシゲ　鍋島直茂　【名號】初名信生といふ【系統】淸房の二男【事蹟】龍造寺隆信に仕へ、屢々軍功あり、天正十八年隆信の子政家、病により致仕するに及び、其子高房幼弱なるを以て、國を擧げて直茂に讓る(直茂の繼母は隆信の母にして、政家とは叔父の親あり)直茂卽ち佐賀城に入りて肥前國卅五萬七千石を領し、なほ鍋島氏を冒したりしが、後ち豐臣秀吉に屬し、兩度の征韓の役には渡航して威名を顯はし、秀吉薨ずるに及び軍を返したり、其時井伊直政に就きて、德川家康に欵を通じ、慶長五年關ヶ原戰起るや、直茂本國に在りて、筑後國に軍を出し、久留米城を受取り、また立花宗茂を柳川城に攻めたりしかば、戰畢るの後其功を賞せらる、慶長十二年十二月致仕し、元和四年六月三日卒す、年八十一(藩翰譜、德川實紀)

ナホシ　直衣　【名義】高貴の人が、着用する略服をいふ、宿直の衣といふ意なりとも、常服といふ意なりともいひ、兩說あれど、古言「ナホ」は、通常の義を含みたること、其例多ければ、後說信ずべきが如し、又「スソツヒノコロモ」「ナホシノコロモ」とも稱せり【製作】形袍の如し、只地質、文、色の異なれ

ると、後方にはこえなく、同地の織物を、腰帶にするとの別あるのみなり、地は綾、平絹、織物等を主に使用す【着用】衣冠に同じ、只直衣には衣冠の如く、石帶、平緒、表袴、魚帶等を着用するを要せず、又強て冠ならずとも、烏帽子をも用ひ、袴も指貫にて、事濟むなり、烏帽子を着用するを、烏帽子直衣といひ、冠を着用するを、冠直衣といふ、烏帽子直衣は、公卿内々にて常服として着用するは子細なけれど、參内には冠を着するを例とし、立烏帽子は三位以上又は參議等に限り、それも勅許を得るを要す、又神事の時は着用せぬこと故實にして、晴の時は直衣の下に、出衣を着することあり、然して地質文樣等は、童體の時は白き浮織物、紋小葵なり、裏濃紫、元服の後は、白き志々艮の綾、紋浮綾の丸、裏は平絹、染色は年齡にしたがふべし、若年の時は紫、次は淺黃、老者は志々艮なき白き綾を用ふることなり、或は平絹、裏は何れも白き平絹なり、夏は縠、紋は三重襷、老者は張平絹、或は薄物の紋なきを用ふ、なほ少年は紋の勢少く繁く、成長に及では勢分大に違居る、また主上は、冬白御紋、浮線綾、夏薄物青し、花田染あり、文三

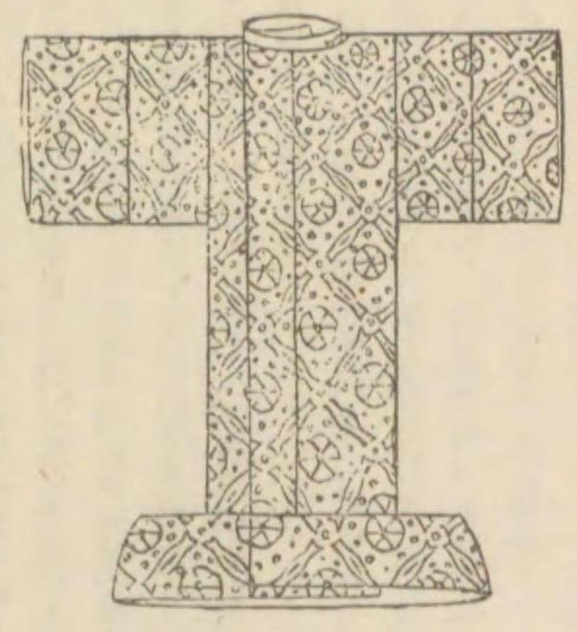

(裝束圖式所載)

重襷なり【種類】引直衣(裾を長く引く故に名づく、天皇着御す、後ちには帶を用ひて結び上ぐ)小直衣(「コナホシ」參看)無襴直衣(詳かならず)布直衣(布にて作りたるもの)等あり○色目は、紅梅、桃、櫻、靑、淺黃、黃、紅、濃紫、香、葡萄、花田、麴塵、紫苑、二藍、蘇芳等なり、服制の條挿繪參看すべし(裝束深淺抄、四位五位裝束抄、裝束圖式、裝束集成、歷世服飾考、裝束甲胄圖解)

ナホシノホウコ　直衣布袴　直衣に指貫下襲を着て、劔、笏を用ひたる裝を云ふ、布袴と異なるは、袍を直衣に換へたるの差あるのみ、布袴よりは着用の場合稀なりと云ふ、多くは其日の第一の公卿着用す、下臈のものは斟酌すべし、又神社へ參詣する時には、着すべからずと或記に見えたり(西三條裝束抄、桃花蘂葉)

ナホシモノ　直物　除目の後、執筆申行て任官するを云ふ、除目の誤を直す義なるべし、除目の後兩三ヶ月經て行ふ事あり、或は翌年に行ふ事もあり、玉葉に「文治三年三月一日、癸卯、亥刻有直物事、執筆雅長卿參入之後、定經持來直物勘文(直去年秋今年春等也)余見了、反給、」直物抄に「依別勅被停事、召本召名、摩除其名、差夾竿加放、殘枚入硯筥、反給外記、文治三年三月一日、大外記頼業勘文云、陸奧國按察使正二位藤原朝臣朝方、右劄件一行、別紙可書太政官謹奏、陸奧國按察使正二位藤原朝臣朝方、文治二年十二月十五日四行、又可付兼字、正事摺按字一行、今如勘文被書別紙可、宜之由、付雅長令問答了云々」とあるにて一斑を知るべし、

ナホヤマノニシノミサザキ　奈保山西陵　元正天皇の御陵、大和國奈良大字奈良坂に在り、東陵を距る三町許、兆域東西三町、南北五町、守戸四烟を置く(延喜式、陵墓一覽)

ナホヤマノヒガシノミサザキ　奈保山東陵　元明天皇の御陵、大和國奈良市大字奈良坂に在り、高さ三丈、兆域東西三町、南北五町、守戸五烟を置く(延喜式、陵墓一覽)

ナホラヒ　直會(直禮)　神祭の後に行ふ解齋の式を云ふ、後世は其饗膳に神饌の下物を以て之に充てたり、本居宣長は、ナホリアヒの約にて、直るとは齋をゆるべて平常に復る意なりといへり、續紀稱德天皇の天平神護元年十一月の詔に「大新嘗猶良比」とあるを初見とす、而して其饗膳をおく處を直會殿また解齋殿といふ、卽ち神事果て丶後、神官等會合して酒食する處なり、古くは重なる神社大抵此設ありしが、後世これを設けざる處多し(大神宮儀式帳、歷朝詔詞解、古事類苑神祇部)

ナホリノコホリ　直入郡　【所在】豐後國【起原】景行天皇紀十二年十月の條に、直入縣と見えたり【沿革】萬葉集名欲に作り、延喜式後直入に作る、倭名抄に三宅、直入等の郷あり、郡名考「ナチリ」、郡銘錄「ナチイリ」と訓じ、地誌提要「ナホリ」に復す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ナマムギノヘン　生麥變　【起原】【經過】文久二年八月、島津久光、勅使大原重德に從ひ、江戸を發して歸洛の途、武藏國神奈川生麥村に至るや、偶々橫濱在留の英國商人(或はいふ海軍士官)二人、婦人一名と共に騎馬にて久光の行列の中を切りて通行す、供奉の士其無禮を咎め、一人を斬り二人を傷く、神奈川奉行變を聞きて大に驚き、直ちに屬吏を派し、久光の跡を逐うて其旅宿に就き、解死人を出すべき事を命じたれども、久光は、英人を斬りたる者は、先

年薩藩を浪人したる足輕岡野新助といへる者にて、藩主の行列を拜せんが爲め、竊に生麥に來りしが、英人の行爲を憤り之を斬り付けたるものにして、供奉の士にあらずと强辯し、其請求に應ぜず、幕吏は遂に要領を得ずして歸る、是に於て英國公使は、幕府に對し、解死人を極刑に處し、被害者の遺族を救助し、英國政府に償金を出して謝罪すべしと談判を開きたり、幕府は諾否の返答を依違して、徒らに日月を經過するに際し、翌三年二月英國艦隊數艘橫濱に入港せり、而して其廿九日に、代理公使ニール大佐より(一)幕府は英國政府に謝罪狀を出し、償金として十萬ポンドを支拂ふべし(二)薩州侯は被害者の遺族に一萬ポンドを出し、且つ行兇者を嚴罰すべしと請求し、更に薩摩との談判は、英艦自ら彼地に赴きて爲すべければ、幕府は幕府だけのことを履行すべし、期するに八日間を以てす、此期限內に應諾の答なくば、要求に應ぜざるものとし、英國は兵力を以て其履行を求むべしと迫りたり、然るに幕府は將軍德川家茂の不在を名とし(時に京都に在り)再三返答の延期を求めて彌縫策を講じつゝある間に、禍機次第に切迫せり【結末】老中小笠原長行は英國の請を郤くる事の不可能なるを察し、五月八日神奈川に急行し、外國奉行をして公使に應接せしめ、遂に償金の支拂を承諾したり、是に於て英艦七艘は更に鹿兒島に赴き、談判を開かんとしたれども、薩藩これに應ぜず、直に戰を開きたるより、英艦また砲火を交へ、市街を燒き、砲臺を破壞し、汽船を燒き沈めたりしが、英艦にありても多大の損害を蒙り、艦長以下五十餘名の死傷者を出し、好結果を得ずして退却せり、されど薩藩は再び戰を開くの不利を知り、藩士を橫濱に派し、十一月朔日、公使と會して償金を支拂ひ、漸く其局を結

びたり(戊辰始末、久光公記、幕府衰亡論、懷往事談)

ナミキノミヤ　列城宮　泊瀨列城宮(ハツセノナミキノミヤ)を見よ、

ナン井ンノオトド　南院大臣　藤原道隆(フヂハラノミチタカ)を見よ、

ナンヱンダウ　南圓堂　興福寺內に在り、「コウフクジ」を見よ、

ナンカイダウ　南海道　京畿の南方太平洋に臨める一部の地方をいふ、紀伊、淡路、阿波、讚岐、伊豫、土佐の六箇國より成る、此內紀伊は畿內の南部に位し、淡路はその中間に在り、他の四國は、一大島を爲し、瀨戶內海を隔てゝ海中に位す、仲哀天皇二年三月南國の名始めて見ゆ、天武天皇十四年九月、使者を六道に遣せる時、路眞人迹見を南海使者と爲す、持統天皇の御宇、伊豫總領あり、國司田中朝臣法麻呂を以て之に任ず、而して南國といひ南海といふも、孰れの範圍なりしか詳ならず、また伊豫總領とは、恐らくは伊豫のみならずして、四國全體を管したるものならん、文武天皇の朝に至り、七道の制定まり、南海道は紀伊等の六國を管し、今日に至れり、延喜式の制、紀伊淡路を近國、阿波讚岐を中國、伊豫土佐を遠國と爲したり(國郡沿革考)

ナンガク　南學　土佐における朱子學をいふ、南海の朱學の意なり、源を南村梅軒に發す、梅軒は何處の人たるを詳にせず、初め周防の大內氏に仕へ、後ち石見に赴き、儒學を僧桂庵に受けしが、天文年中土佐に來り、弘岡城主吉良宣經による、宣經其從弟宣義及び忍性、信西堂、天室の三僧等皆其敎を受く、梅軒嘗て宣經に語りて曰く、儒とは學者の總稱にして、小人儒と君子儒との別あり、彼の義理に暗く名聞を求め、文章字句に拘泥して大體に通ぜず、當世の用に

適せざるもの、是を小人の儒といふ、君子の儒とは然らず、仁義の道を講習し、心に得て躬に行ひ、言行一致し心親相和し、君父に仕ふるも臣妾を使ふも、等しく此道を以てし、治國平天下の大義を辨ふ、因て又道義の學と稱すと、以て其主唱する處實踐躬行に在るを知るべし、既にして宣經戰死の後、梅軒去りて行く處を知らず、宣義また尋で歿し、幾もなくして吉良氏亡ぶ、長曾我部元親、姪親實をして吉良氏を冒さしめ、蓮池城に居らしむ、親實驍勇にして武略あり、心を儒學に傾け、元親に勸めて高知の城中に學舍を設け、信西堂(字は如淵、親實の異父兄)及び忍性を邀へて師となし、一月六回、諸士を集め、文武の道を講究し、奎運漸く盛んなりしが、天正十六年親實事により、元親の忌む處となりて死を賜ひ、信西堂亦連坐して殺され、忍性も漸く疎斥せられ、南學一時衰へたりしが、天室の門に谷時中を出すに及びて再び盛んなり、時中人となり、豪邁にして峭嚴、深く許魯齋、薛敬軒等が、存養踐履實行篤學なるを慕ひ、愼重甚だ厚く、一身を束縛する事尤も謹み、子弟を敎育すること頗る嚴峻なりき、野中兼山、小倉三省、山崎闇齋等皆其誨督を受く、既にして時中、三省相尋で歿し、闇齋は京都に去り、兼山また政治上に失敗して憤死するに及び、南學分裂せり、これより後ち時中の子谷一齋、及び長澤潜軒、大高坂芝山、黑岩慈庵、谷秦山等の鴻儒ありしと雖も、其勢振はずして南學遂に衰ふ、○南學の始祖梅軒の人を敎ふるや、字句に拘泥せず、心に得て躬に行ひ、言行必ず一致し、當世の用に適すべきを主唱し、小倉三省また「書を讀まば、實踐躬行を勸め、當世に用あらんことを期すべし、聖人の敎ふる處亦これを出でず、君子の大道何ぞ彫蟲の小藝を勸むる事を容さんや、言辭を誦し、訓詁を

解するが如きは、無用の糟粕のみ」といへり、加ふるに時中、雅山、闇齋等皆嚴毅憺励の資な以て子弟を率う、南學が實學の傾向を有し、狷介氣を貞ふの風ある、蓋し偶然にあらざるなり、今南學の學統を示せば左の如し（南學傳、先哲叢談、日本儒學史）

○南村梅軒
- 吉眞宣經
  - 吉眞宣義
    - 忍性
      - 信西堂
        - 天室
          - 谷一齋
            - 大高坂芝山
        - 谷時中
          - 谷秦山
          - 野中兼山
          - 山崎闇齋
          - 小倉三省

ナングワ　南畫

支那より傳來せる繪畫の一派、抑も支那にて繪畫に南北二宗の稱あるは、唐の時に起る、蓋し禪宗に南北二宗あるより、繪畫をもまた南北の二宗に分つことゝなれり、北宗は李思訓父子を宗とし、流傳して宋の畫院の徒に入れり、南宗は王摩詰を宗とし、宋の董源これを中興し、これより米南宮父子、元の四大家、明の沈文等、其法を傳承して清に及べり、而して北宗は、早く我國に入り、室町時代大に發達せしも、南宗は、江戸時代に至り元禄中荻生徂徠、始めて李笠翁の芥子園畫譜を見、大にこれを奇として、幕府の文庫に納めしが、其後十竹齋、佩文齋書畫譜舶來し、輞川一派の風格を窺ふことを得たり、尋で享保中伊孚九渡來し、頻に冷淡蕭疎なる山水を畫きしかば、これによりて漸く心を南畫に傾くるあり、遂に彭城百川、祇園南海等南畫を唱道し、柳澤里恭、池大雅、與謝蕪村相つぎて興り、世人始めて畫に南北宗あることを知れり、百川は名を眞淵といひ、號を蓬洲又八德堂といふ、元尾張の人にて京都に住す、寶暦三年八月廿五日歿す、年五十六、又南海は名を瑜といひ、字を伯玉といふ、紀伊の儒官にして當時才學無雙と稱ぜられき、常に清人蕉尺木畫譜を座右におきて、其格に倣ひしといふ、寛延四年九月八日歿す、而して眞に南宗の骨法を得しは、柳澤里恭なり、里恭は大和郡山柳澤家の庶流にして、名は里恭、字は公美、竹溪、玉桂、淇園等の號あり、夙に畫譜を集めて、研究し、只に水墨のものをつくりしのみならず、まゝ設色のものをも試みたりしが、大概筆情纖勁にして鮮明なりき、寶暦八年九月五日歿す、年五十三、里恭に次で池大雅、與謝蕪村名あり、大雅名は無名、字は貸成、九霞山樵、霞樵、竹居、癡瀋釣叟等と號す、初め伊孚九の山水を好みて學び、後ち柳里恭に從ひて其秘蹟を摸し、頓に面目を改め、又更に南海より蕉尺木畫譜を借入れて學びよりて、其風趣を得て、技術大に進みたり、書も亦蕉氏に倣たる所あるは、書畫共に畫譜より得たるものか、大雅平生好みて海內の名區に遊び、特に富士山、白山、立山の三山に登り、三笠道人と稱ぜらる、大雅の山水を作るや、皴法疎漫にして正派にあらざるも、胸襟磊落よく塵俗を脫す、この故に文人墨客に珍重せらるゝこと甚し、安永五年四月十三日歿す、年五十四、蕪村はもと俳人にして、夙に元明の名家を摸し、別に一格をいだし、ことに山水に長ぜり、（ヨサブソン參看）これら三氏の後をうけて、關西に野呂介石、村上玉堂、中林竹洞、山本梅逸、岡田半江、村上靜華、小田海僊、田能村竹田、貫名海屋、日根對山等出でゝ、南宗の派大に世に用ひらる、特に竹洞の山水、梅逸の花卉、ともに精妙の域に達す、關東には南宗の畫絕えて行はれざりしが、文政の末年劍雲泉闕東に來り、始めて南宗畫を主唱し、遂に高久靄厓、渡邊崋山、椿椿山等をいだしてより益々行はる、長崎は清國人の居留地ありて、伊孚九、沈南蘋等來往せしことゝて、一種の南宗畫ありしが、文政五年十二月江稼圃來朝せしより、遂に謝翁、三浦梧門、木下逸雲など出づ、維新以來中西耕石、前田鵞堂、渡邊小華、田能村直入、僧五岳、野口幽谷等いでゝ、一時大に用ひられしも、今は大抵古人となりて、只僅に、瀧和亭、野口小蘋、川村雨谷等の二三子あるに過ぎず（橫井博士「日本繪畫史」）

ナンクワウバウ　南光坊　天海（テンカイ）

を見よ、

ナンケ　南家

藤原氏四家の一、不比等の長子武智麿の子孫を云ふ、武智麿の邸藤原房前の第の南に在りしを以て名づく（尊卑分脈）

ナンサウ　南曹　勘學院（クワンガクキン）

を見よ、

ナンシヨク　男色　名目抄

男子の色香をいふ、古くは其行爲を名づけてカハツルミといひ、後に若衆道、衆道、鵆鯵、お釜とも稱し、また容色ある少年を美少年、若衆、若氣といひ、色を鬻ぐ者を生ずるに及び、之を若衆、蔭間、陰子ともいへり　地方別沿革　古き時代の事は詳かならず、後ち佛教の行はるゝに及び、僧侶が女色を厳禁せられたる結果、美少年を愛するの風を生じ、遂に轉じて俗間にも廣く行はるゝに至り、平安朝時代の末期より盛んとなれり、宇治拾遺物語に「この僧わないきたる聲にて、かはつるみはいかゞ候ふべきといひたるに、諸人顏を解きて笑ひたるに、一人の侍ありて、かはつるみはいくつばかりにて候ひしぞと問ひたるに、この僧頭を捻りて、きとよべもして候ひき云々」とあり、以て當時の僧徒間に此事ありしを知るべし、されど僧徒のみに限らず、俗間にも行はれたりし事、白河院が東大寺別當敏寛の兒童を召して寵し給ひ、鳥羽院が宰相中將

信道を愛で給ひし等の事ありしにて明なり、爾來引き續きて僧俗の間に弄ばれ、徒然草にも、大納言法印の兒童なる乙鶴丸といへるが、やすら殿といへる人と男色の關係ありし事見えたり、なほ室町時代に入りては、武家にも之を執する者多く（此以前既に行はれたるべきも詳かならず）足利義敎が北野參詣の途、或る美少年に遇うて伴ひ歸り、從來寵愛せる小性に心遠ざかりたるを以て、其小性怨みて嵯峨野に隱れたる事、老人雜話に載せ、男色の關係よりして赤松と三井寺と戰爭を開きたりといへる小說、秋夜長物語に見ゆ、また織田信長の森蘭丸に於ける、德川家康の井伊萬千代における、皆男色の關係ありしと傳へらる、江戸時代に入りても、其初期にありては、女色を賤しみ男色を喜び、之れと兄弟の契を結び、死を約する等のこと行はれ、僧侶貴族等には兒小性といふありて、美少年を選びてこれに補したりしが、いつしか陰間と稱し、恰も遊女の如く色を鬻ぐ者を生じたり、幕府は屢々令を出して、媚童を禁じ、殊に永野忠邦の行へる天保の改革の時、之を嚴禁せるを以て、其跡を絕ちたりしも、（カゲマ參看）男色の流行は依然として盛んなりき、また水戸烈公も、結城寅壽と男色の關係ありしといへば、以て其一斑を知るべきなり（嬉遊笑覽、雜波江、隨者考、江戸の花）

ナンゼンジ　南禪寺　別所在　山城國上京區

南禪寺町○瑞龍山と號す　宗旨區　臨濟宗南禪寺派本山　地域沿革　永仁元年、龜山上皇禪林寺の離宮を捨てゝ寺となしたまふ、卽ち當寺なり、初め上皇此地に離宮を造營して遷御し給へるに妖雀あり、正應四年東福寺の僧普門を召して之を攝はしむ、普門弟子を率ゐて來り日夜禪座し妖雀跡を絕つ、乃ち賜ひて寺と爲す、普門、之を弟子祖圓に傳へ、祖圓宮殿の規模を改めて禪刹の制となす、後宇多天皇瑞龍山太平興國南禪禪寺の額を親書して賜ふ、上皇佛殿を創建せしめ、二年にして成り金剛王寶殿と云ふ、尋で諸堂宇を建營ぜり、七年上皇親ら願文を作り、之を佛殿に納めたまふ、元中三年（北朝至德三年）後小松天皇勅して五山の上に位せしめ、宗風愈々盛なり、延曆寺の僧徒之を嫉み、明德四年山門の僧徒を以て山徒朝廷に抗訴し、遂に南禪寺を燒く、其後再建せしが、應仁元年八月戰亂に一山悉く焦土となり、僧侶皆四方に奔竄せり、後ち屢々再興を謀りて成らず、遺跡頗る荒廢す、天正文祿の頃僧玄圃の住持たるや、豐臣秀吉に知遇せられ、征韓の役に文書及び應接の事に預りしを以て、此に中興の運を開き、其後寺傳、德川家康に信任せられ、楓樹に參與し、僧錄となり、慶長十六年皇居造營の時、請うて清涼殿を下賜せられ、方丈となれり、幕府また伏見桃山の殿宇を寄附して移す、是れ今の小方丈なり、寬永四年藤堂高虎三門を再建す、是亦今特別保護、建築物たり元祿中幕府南禪院を再興せるを以て、稍々往時の觀に復せり、塔頭子院草創以來其數六十二、其後多くは廢絕し、現今存するもの天授庵（普門の塔所）金地院、歸雲院、慈氏院、聽松院、眞乘院、正的院、正因寺、法皇寺等なり、就中金地院は最大にして、應永中大業和尙の開基する所、今特別保護建築物たり　○寶物は本坊の大明國師畫像、南院國師畫像、清涼殿拜領由緒書六幅、金地院の宋畫着色秋景雪景山水二幅、傳明兆筆墨畫山水一幅、元信筆墨畫山水、本光國師日記四十六冊、異國日記二冊、異國渡海御朱印帳、異國近年御書草案合一冊、異國日記御記錄雜記一冊、天授庵の細川幽齋同夫人畫像二幅は皆國寶に指定せらる（山城名勝志、山州名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄）

ナンゼンジハ　南禪寺派　臨濟宗の一派、

南禪寺を本山とす、大明國師普門南禪寺を創めてこれに居り法燈を傳ふ、「リンザイシユウ」「ナンセンジ」「フモン」參看、

ナンタイジ　南大寺　大安寺（ダイアンジ）

を見よ、

ナンチン　難陳　年號（ネンガウ）を見よ、

ナンテウ　南朝　南北朝（ナンボクテウ）を見よ、

ナント　奈良（ナラ）を見よ、

ナントブギヤウ　南都奉行　室町幕府の職

名、東大寺興福寺及び奈良中の事を取扱ふことを掌る、「ジシヤブギヤウ」を見よ、

ナンドヤク　納戸役　職務　江戸幕府の職

名、又御納戸方ともいふ、內府の金銀、衣服、調度の出納、及び大名饋本以下進獻の衣服、又は賜與褒賞の時服等を掌る、後ち元方、拂方の二に分たるゝや、元方は拜領物祿并に金銀、其外御手元道具類一切の品々を掌り、拂方は一切外へ出だす品々を司る　職員　納戸頭、二人あり、若年寄の支配にて役高七百石、燒火間詰とす、同心六十人之に隸屬す、納戸組頭、五人あり、役高四百俵、納戸衆三十人、役高二百俵　起源沿革　納戸は、古へ納殿と稱し、衣服諸器具を藏する廠なり、鎌倉幕府の時、蓋し評定引付二司をして互に掌らしめしならん、其詳かなる事は知るべからず、室町幕府の時には政所之を總領し、其屬をして出納を司らしめ、時に隨ひ費用を給せしも、然れども其職未だ定名あらず、江戸幕府に至り遂に職名となせしこと、

る、始め天正の末安藤小次郎及び水野小左衛門を以て奉行に充てしな起原とす、爾來寛永十九年まで二人役にて、小性兼役の者過半なりき、寛永十二年九月始めて納戸頭二人を置く、慶安元年九月四人とし、元方拂方に分ちて、加々爪半之丞、榊原小右衛門を元方、間宮忠左衛門、石丸權左衛門を拂方に充つ、同三年九月、納戸頭四丸附二人を置く、享保三年組衆を減少し、一組四人宛、八組合廿二人、組頭八人となる、寛政四年また元方拂方を合せ、納戸頭二人、組頭四人、番衆同心各四十人となす（東徵、武家名目抄、明良帶錄、武鑑、官制沿革略史）

ナンバウ　男房　女房に對して男子を云ふ、新儀式御庭申事の條に「又進二碁手一（先獻二御料物一、分二男女房一）九條年中行事灌佛事の條に「女房灌之（仙殿上小舍人不レ灌、而去寛平年中小舍人依レ仰男房之後女房之前灌二佛之一）源平盛衰記壹岐判官知康が鎌倉にて手鼓を打ちたる條に「男房女房心を澄し、落涙するもの多かりけり云々」、明月記天福元年九月廿一日入レ夜金吾來、此間私產穢云々、其後男女房總不レ入二見參一云々」などと見えたり、

ナンバウチ　難波氏　姓は藤原、師實の五男忠教を祖とす、其子賴輔は蹴鞠一道の祖にして安元御賀の時上鞠を勤む、爾來世々蹴鞠を業とす、十二世宗宮の後家絕ゆ、其後飛鳥井雅康の二男宗勝再興して、飛鳥井家庶流となる、慶長十八年宗勝飛鳥井家を相續して雅胤と改め、男宗種をして當家を相續せしむ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（尊卑分脈、有職釋中抄、華族諸家傳、華族譜）

○忠教―賴輔―賴經―宗長―宗教―敎繼
　宗繼―宗緒―宗清―宗仲―宗相―宗興
　宗富―宗勝（中衆脫）―宗量―宗尙―宗建
　宗城―宗直―宗享―宗職―宗弘（ナンボ）―宗禮

ナンバンジ　南蠻寺　京都四條坊門　なりと雖も、遺跡詳ならず　永祿十一年織田信長、セスキト派の宣教師（葡萄牙人）ウルガンを九州より召して安土城に引見す、時にウルガン數種の珍品を呈し、布敎の公許を請ふ、信長其請を允し、京都四條坊門に於て四町四方の地を與へて敎會を建立せしめ、永祿寺と號す、古來年號を以て寺號と爲すものは、獨り延曆寺あるのみなるが故に、叡山の僧徒喫訴せるを以て南蠻寺と改稱す、信長近江の地五百石を寄附し、結構壯麗を極めたり、天正十三年豐臣秀吉外敎を禁ずるに及び、これを毀たしむ、創立より此に至りて十八年なり○南蠻寺の半鐘、今京都妙心寺の塔頭春光院に藏す、高さ約二尺餘、口徑約一尺五寸、口の厚さ約一寸八分にして、重さ凡十八貫目餘、其中に舌懸あり、以て舌を懸くべし、外面の中腹には1577なる曆數及びセスキト派の徽號を鑄出したり、一五七七年は我天正五年に當る、蓋し宣敎師の舶載せるもなり○信長が外敎の布敎を許れを保護したるは、信仰の結果にあらずして、蓋し其勢力を借り、僧徒の勢力を殺がんとせる政略なりしとの說あり、從ふべきに似たり（南蠻寺興廢記、內政外敎衝突史、考古界「南蠻寺の遺鐘」）

ナンピンハ　南嶺派　支那人沈南嶺の傳へたる繪畫の一派、南嶺名は詮、字は衡齋、淸國吳興の人なり、享保十六年十二月來朝し、長崎に駐まること二年にして、十八年九月歸國したりしが、其間一種の寫生畫を傳授し、我國の畫風を一變せしめたり、最花鳥に長じ、蘭竹梅菊等にも工なりき、長崎の譯官熊代繡江、名は斐、字は淇贈、略して熊斐と稱す、沈氏の來朝するに及び大に其畫を愛し、幕府の允許を得て其門人となり、畫法を學び、子斐文も亦父に學びて南嶺風をよくせり、なほ熊斐の門より鶴亭、宋紫石、關齋、諸葛監等をいだし、南嶺風大に行はる、而して熊斐一門の外、其法を暗に利用したるもの甚多し、近世寫生畫にて有名なる圓山應擧、岸駒、森狙仙、伊藤若冲の輩、いづれも沈氏により、己の工夫を凝へて、遂に一格を出し、谷文晁の如きも寫生畫に至りては、往々沈氏の法によりて研究せりといふ、蓋し沈氏の前には伊孚九來朝し、後には江稼圃來朝して、揮毫せしかど、多少其風を模するものありしかど、沈氏の如く、我國一般の繪畫の上に、影響を及ぼしたるものなし、斬新なる寫生法を傳播し、遂に我國一般の畫工をして花鳥を描くに長ぜしめたるは、南嶺の功與りて多きに居る、今其傳統を示せば左のごとし（橫井博士「日本繪畫史」）

○沈南嶺―熊斐―斐文
　斐明
　宋紫石―宋紫山
　僧鶴亭―土方稻譜
　諸葛監―鵜崎波響
　森關齋―大西圭齋―岡本秋暉

ナンフウチ　南部氏（陸中盛岡）　姓は淸和源氏、新羅三郎源義光より出づ、曾孫加賀美次郎遠光三男南部光行、甲斐國巨摩郡南部鄕地頭となる、子孫依て氏とす、六世の孫祐政興國年中奧州に到り、糠部五郡を略して岩手郡盛岡に居す、其孫守行應永年中足利持氏に從ひ、逆徒を討て功あり、七世信直

天正十八年豐臣秀吉に謁し、十九年九戸の亂を鎭し、文祿元年朝鮮の役肥前名護屋に出軍す、重直の時、寬文四年弟直房に陸奧八戸の地二萬石を分知し、行信の時、元祿七年弟政信に新田五千石を分知す（文政十二年信隣の時、宗家利敬の願に依り、六千石を加へ嫡主格に列す）利敬文化五年十二月西蝦夷地警衛の勢により、加封して貳拾萬石となる、文政四年四月利濟、行列に金章の雙箱、及び薙刀を用ふるを許さる、子孫相襲ぎて明治に至り、戊辰の役利剛會津に與し、封を削られ、十三萬石を領す、後に華族に列し、宗家は伯爵を、分家は子爵を授けらる（系譜、德川加除封錄、華族諸家傳）

○信長―政行―守行―義政―政盛―助政
　光政―時政―通繼―信時―信義―政康
　安信―晴政―晴繼―信直―利直―重直
　重信―行信―信恩―利幹―利視―利雄
　利正―利敬―利用―利濟―利義―利剛
　利恭―利淳
　陸奧八戸（二萬石）

○直房―直政―通信―廣信―智信（民福院）信依
　信房―信眞―信順―利克
　陸奧七戸（一萬千石）

○政信―信彌―信傳―信喜―信郡―信譽
　信民―信方

ナンボクテウ　南北朝　足利尊氏既に東國に據りて叛したりしが、延元元年戰利なくして西奔するに及び、諸將を中國南海に排布し、備後の鞆に至り、光嚴上皇の院宣を得て兵を徵發し、尋で九州に渡航し、更に兵を整へ、大擧して東上するや、官軍兵庫の戰に敗れしかば、後醍醐天皇は之を叡山に避け給へり、六月尊氏、光嚴上皇を奉じ、進みて東寺に駐營して、京都に血戰し、月を亘りてなほ決せず、八月光嚴上皇、尊氏の議に從ひ、太弟豐仁親王を立つ、これを光明天皇と爲す、上皇政を聽き、なほ建武の號を用ふ、既にして後醍醐天皇權に尊氏と和し、十月九日花山院の皇居に還御あり、尊氏、後醍醐天皇に迫りて神器を新主に傳へんことを求めしかば、新造のものを取りて之を授け、十二月窃に神器を奉じて大和國吉野に幸して行宮を營み、以て恢復を圖る、是に於て大覺寺統は吉野に在り、因て南朝と稱し、持明院統は京都に在り、因て北朝と稱し、爾來南朝は後村上、長慶、後龜山に傳へ、北朝は光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松に傳ふ、是より先足利二代の將軍義詮は、後小松天皇の眞治六年に、使を吉野に遣して和を求たり、此時南朝は後村上天皇の正平廿二年に當りしが、天皇は楠木正儀の議に因りて之を嘉納し、四月九日璽宝光資を勅使とし、らしめたるに、義詮は天皇の綸旨を拜し、文中降塗の旬ありしな見て大に怒り、和議遂に敗る、正儀兩朝の間に在りて調停する處あり、纔和の議再び起りしが、會々後村上天皇は翌廿三年を以て崩じ、義詮また其年十二月に薨じたるのみならず、長慶天皇大に主戰の說を唱へしかば議成るに及ばざりき、既にして、南朝正平廿四年（北朝眞治八年）に、足利義滿は法勝寺の僧延豪を使者とし、十一月吉野に赴きて議する處あらしめしも、吉野の諸廻及び降將楠井石堂等和を以て不可となし、盛に反抗せるが故に、延豪は京都に還り歸したり、此後南朝の勢威は月に日に衰へたりしが、義滿は其無遠に乘じ、南朝元中九年（北朝明德二年）の十月、大內義弘をして和を調へしむ、曰く、兩朝嬪和し、蒼例に從ひ互に迭立せん、まづ御合體ありて、神器を北朝に傳へらるべきなりと、南朝は後龜山天皇の御宇なりしが、天皇も天下の形勢到底恢復の見込なきを察して遂にこれを裁可し、父子の禮を以て神器を後小松天皇に傳ふ、因りて尊で太上天皇の號を奉れり、南北分立すること實に五十七年にして合一し、天下全く持明院の皇統に歸す、而して合一の後、足利氏は、兩統迭立の約を守らざりしを以て、南朝の餘黨往々にして各地に蜂起したりしも、皆其目的を達すること能ざりき（國史眼、國學院雜誌、南朝の末路）

ナンリウ井ン　南龍院　德川賴宣（トクガハヨリノブ）の見よ、

ナンレウ　南鐐　名古屋　銀貨の一種、もと銀の美なるものを鐐といひ、和名にて「ソロカネ」と稱す、爾雅に「白金謂之銀、其美者謂之鐐」とありて最上の銀をいふ、南鐐は、時に南延、南挺、軟挺とも書せり、是陽漫錄に、丁銀を軟挺南挺ともいへるならんとあり、南鐐の南は、詩の大路南金の南を假借せしが如し　北海道沿革　南鐐の名は、本邦に傳ほること古し、源平盛衰記治承二年の條に、砂金千兩、南鐐百と見え、八島大臣より仲綱に送られし馬、ふとく逞く、極めて白き馬なれば、南鐐と名付られし由も同書に見え、平家物語には熄遂に作り、同じく異本には、軟丁と書きたり、吾妻鏡に南延といひ（延は挺なり、延喜式に、銀一分、鐵一廷三斤、五兩爲一挺とあり）砂金集に、軟挺と見えたるも皆同じ、永享行幸記にも、南鐐の建盞あり、然れば鎌倉宇町の兩時代より、專ら南鐐の名ありしなり、降りて江戸時代には、二朱銀を南鐐と稱

ぜり、貨幣（クワヘイ）の條參照を見よ（金銀圖錄）

ナンレウイチリヤウ 南鐐一兩 古銀貨の一種、縱二寸二分強、橫一寸二分強、重三匁五分、一面に、南鐐及び壹兩の極印あり（大日本貨幣史）

ナンレウニシユギン 南鐐二朱銀 二朱銀（ニシユギン）を見よ、

ナメ 靡脊 馬具の一種、馬の兩脇の、鐙の當る所に、垂れ被ふ物を云ふ、後世俗に前付と云ふ、和名抄に、「蔣防切、韻云、靡、思協反、靡脊奈女）鞍下靡脊也」と見え、左馬寮式にも見えたり、又大滑あり、鈐抄諒闇中鞍事の條及び諸鞍日記等に見えたり、

ナメカタノコホリ 行方郡 現在 常陸國 郡制 孝德天皇白雉四年、茨城郡八里、那賀郡七里、共に七百餘戸を割て之を置く（治革）風土記行方に作り、延喜式又同じ、和名抄に提賀（テカ）小高、麻津、大生、當鹿、蓬鹿、井上、高家、麻生、八代、香澄、荒原、道田、行方、曾禰、坂來、餘戸等の郷あり、今は當麻郷の地、鹿島郡に入る、他は變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ナメカタノコホリ 行方郡 現在 磐城國 郡制 元正天皇養老二年五月、陸奥國行方郡以下六郡を割て石城國を置くこと見えたれば、既に此以前よりありし事明なり（沿革）和名抄に吉名、大江、多珂、子鴨、眞能、眞野等の鄉あり、標葉郡宇眞鄉の地今此郡に入る、明治廿九年宇多郡を合併して相馬郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナヨセチヤウ 名寄帳 江戸時代、撿地帳より地主及び畝歩等を鈔錄したるものをいふ、また小拾帳ともいふ（田制編）舊幕縣治要略に「田畑屋敷反別の筆數を、各所有者一人別に區分し、納租及び村費賦課等の標準を取る基礎として、村役場に備置候册なり」と見えたるにて之を知るべし、

ナラ 奈良 名義 地名 一に平城、平那羅、諾樂、寧樂、乃樂、楢に作る、崇神天皇紀十年九月武埴安彦の叛を謀りし條に、「時天皇遣二五十狹芹彦命一擊二吾田媛之師一、中略、爰以忌瓮鎭二於和珥武鏡一、而軍之時官軍屯聚而不レ能レ進、那羅山、而軍之時官軍屯聚而不レ能レ進、那羅山」とあるを初見とす、蓋し「ナラ」の稱は「ノラ」と同じく平なる地を云ふ詞にして、奈良は、大和國中最も平地なるを以て地名となりしなるべし、金澤博士は、寧樂諾樂の韓音より研究せられて、萬葉書紀時代には、ナラキの別名ありたらんと思はるゝ、云はれどいかゞあらん、蓋し那羅山は奈良坂以西法華寺以東の山城に境する一帶の山嶺を云ひ、其以南の方面を總べて那羅里と稱せるなり、（因に云ふ、古歌に青丹吉奈良と云へる青丹吉は、青炎の義にして、彼の彦國葺の忌瓮を居たる法師、福智院ノ與二郎、寺林ノ三郎二郎、京ハテノサコノ五郎、福寺ノ明春房、河上ノ石クラ、小塔院ナヘヤノ三郎二郎、カキノツカノ兵衛、ナル河のエホシヤ、南大門カヤヤ、椿井ノ兵衛五郎、西ハシノ院ノ五郎）等の人名を載す、點を附するものは即ち地名にして、當地皆諸院亡びて單に地名となりしを知るべし、又萃寶僧正長祿四年閏九月廿六日記に引ける、正長元年の間別錄納帳によれば、京城諸寺院がいかに多く田地となりしかを知るべし、此時代には奈良七郷、又は南都七郷とし稱して興福寺の支配に屬したり、南都七郷記に（光明院僧正實曉記錄）「南大門郷、食堂郷（東城戶、高御門、—西城戶、鳴川、—脇戶花園、—井上）新藥師郷、塔—郷（上高畑、肘塚、—下高畑中辻、—新藥師二坂、—京終）東御門郷、金堂郷（中村、東野田、—上ツ大路、芝、—東里、重持院、西野田）北御門郷、講堂郷、（菖蒲池宿院、—下北小路、押小路、—南法蓮、新薬院、穴口郷、北圓堂（符坂北方、內侍原、—高天北方、二條、—阿彌陀院、東芝辻、—西芝辻）西御門郷、西金堂郷、（小西、—角振北方、—林小路、—高天南方、—今辻子）不開門郷、南圓堂郷、（今辻子南方、—下三條、—角振南方、—椿井橋爪、—橋本、—餅飯坂）享祿二年乙丑九月一日」と見えたり、應仁の大亂後、寺社の所領沒收せられしより、民家漸く增加し、隨て工商の來りて業を營むもの頗る多く、遂に繁華の市街となるに至れり、筒井順慶大和を領するに及び、中坊秀國を南都奉行として、政刑を掌らしむ、豐臣秀長の時、家臣井上定利をして之れに代らしむ、此時南都に家地子三千四百石を課したりと云ふ、江戸幕府も亦舊制に仍り、中坊秀政を擧げて奉行に補し、特に地子千石を免す、明治維新の初奈良府を置かれ、幾もなく縣となりしも、明治九年廢せられ、堺縣の所轄に屬し、尋で大阪府に屬せしが、廿年十二月奈

良縣を復置せられ、大和十五郡の治所となれり、廿一年町村制の布かるゝに及び、舊南都百四十七町村を以て奈良町と稱し、後に市と爲る（平城坊目遺考、大和志料、史學雜誌「奈良考」）

ナラテンワウ 平城天皇 平城天皇（ヘイゼイテンワウ）を見よ、

ナラノダイブツ 奈良大佛 東大寺（トウダイジ）を見よ、

ナラノミヤ 平城宮 名義 元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱德、光仁七代の天皇の皇居 現在 大和國、平城京の中央北部に位せしものにて、今生駒郡（舊添下郡）都跡村大字佐紀に、二條垣内、北垣内、大宮、東大宮、内裏宮、神明野、中神明野等の地名の存ずるは、其舊址たること明なり、卽ち南は二條大路、東西各左右京の一坊大路を限り、北は一條大路に臨み、東西八町、南北八町なりと云ふ（沿革）元明天皇和銅三年三月、始めて都を藤原宮より此に遷さる、初め元年詔して曰く、朕祇奉二上玄一、君二臨宇内一、以二華海之德一、處二槃宮之尊一、常以爲レ作レ之者勞、居レ之者逸、遷都之事必未レ遑也、而王公大臣咸言、往古已降、至二于近代一、撰二日瞻一星、起二宮室之基一、卜二世相一土、建二帝皇之邑一、定鼎之基永固、無窮之業斯在、衆議難レ忽、嗣情深切、然則京師者百官之府、四海所レ歸、唯朕一人獨逸曠、荷利レ於物、其可レ遠乎（中略）方今平城之地、四禽叶レ圖、三山作レ鎭、龜筮並從、宜二建二都邑一、宜二其營構一、資須レ隨二事條一奏、亦待二秋收一後令二遣三路橋一、子來之義、勿レ致二勞擾一、制度之宜合後不レ加」と、秋九月官原より各地を巡幸して其地形を觀給ひ、阿倍宿奈麿、多治比池守を造平城宮司長官と爲す、次官大丞判官主典を定め、同年冬十月宮内卿大上王を大神宮に遣はして、平城を營むを告げ、十一月官原の民家を他に移し、十二月地鎭祭を行ひたり、二年二月漸く道捗し、八月平城宮に幸し、九月新京の百姓を巡撫し、尋で遣宮將頭已上に物を賜ひ、後又遷都の爲め民心安堵せざるを憫み、當年の調租を免じたり、かくて十二月遷幸し、翌三年正月大極殿に御して、朝を受け、隼人蝦夷を引見し、尋で重閣門に御して宴を文武百官隼人蝦夷に賜ひ、三月に至りて都を平城に遷されたり、然れども未だ全く成らず、五年正月諸國役民の鄉に還さんと謀り、天平十二年橘諸兄をして、山背相樂郡恭仁を經略せしめ、十三年正月新宮にて朝賀を受け、奉幣使を大神宮に遣し、遷都を告げ、八月平城舊京、延暦七年遷長岡（其後七十七年、都城道路變遷の條にて見るべし、皇居（クワウキヨ）、都（ミヤコ）變看（續紀、扶桑略紀、首府沿革論、平城京及大内裡考）

十二月地鎭祭を行ひたり、二年二月漸く道捗し、八月平城宮に幸し、九月新京の百姓を巡撫し、尋で遣宮將頭已上に物を賜ひ、後又遷都の爲め民心安堵せざるを憫み、當年の調租を免じたり、かくて十二月遷幸し、翌三年正月大極殿に御して、朝を受け、隼人蝦夷を引見し、尋で重閣門に御して宴を文武百官隼人蝦夷に賜ひ、三月に至りて都を平城に遷されたり、然れども未だ全く成らず、五年正月諸國役民の鄉に還さんと謀り、天平十二年橘諸兄をして、山背相樂郡恭仁を經略せしめ、十三年正月新宮にて朝賀を受け、奉幣使を大神宮に遣し、遷都を告げ、八月平城舊京、延暦七年遷長岡（其後七十七年、都城道路變遷の條にて見るべし、皇居（クワウキヨ）、都（ミヤコ）變看（續紀、扶桑略紀、首府沿革論、平城京及大内裡考）

ナラハノコホリ 檜葉郡 所在 磐城國 郡制 中世磐城郡を割て之を置く、現在 和名抄に磐城郡檜葉、白田、二鄉の地此郡に入る、寬知集始めて檜葉領と見え、元祿檜葉郡に作り、郡名考、ナラハと稱す、今之に從ふ、明治廿九年本郡の一部は菊多磐前磐城と共に合して石城郡を置き、他の一部は、標葉郡と合して雙葉郡を置き、名は失せたり（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ナラブキヤウ 奈良奉行 職制 江戸幕府の職名、大和國奈良に駐在し、民事を理し非常を警戒し、社寺の事等を掌る、總て京都所司代の指揮を受け、また京都町奉行と商議す、老中の管轄にして、諸大夫、芙蓉間詰、役高千石、役料千七百俵とす○俗に南都町奉行といふ 奏考 與力七騎、同心三十人、宇番一人 地 陸沿革 室町時代、既に南都奉行あり、應仁以後は、其領主たりし畠山氏、細川氏より代官を置きしが、織田信長兵權を執るに及び、筒井氏を以て大和の守護とし、中坊秀祐を以て其附屬とし、奈良の代官と稱す、江戸時代にもまた其舊制に據り、慶長十八年五月、中坊秀政（秀祐の子）を以て奉行となし、元祿九年四月、更に一人を增置して二人とし、毎歲更替赴任せしむ、同十五年に至りまた一人役となる（明良帶錄、吏徵、職制錄、官制沿革略史）

ナリイタ 鳴板 大内裡清涼殿孫廂の南切妻の所に、釘付にせざる板あり、之を踏みならして謂ふ、又退出などを知らしむる用となす、卽ち鳴板なり、また見參板とも稱す、

ナリカ 成箇（成郷箇帳） 江戸時代田畑屋敷の出來高を云ふ、箇は數の意、卽ち出來高の義なり、而して此時代諸村より租稅として公納する品類を詳記したる帳簿を成箇郷帳といひ、略して郷帳とも成箇帳とも

稱す、地方三帳の一なり、卽ち取筒、本途見取反高、流作場、小物成、高掛物等の高反別、並に租稅額、及び上納に係る運上冥加の類を記載したるものにして、收稅の基礎となるべき至重の帳簿なり、竪一寸五分、横七寸五分、綴目外八分、紙の中程村寺縄、双紙綴と爲す、慶安二年德川家光の時、諸國の代官に命じ、每年の租稅を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめしにはじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せしむる事となりたり（一說に十二月限りに呈出せしむるともいへり）畑租の永納のものは、永一貫文を、米二石五斗替として換算す（地方凡例錄、大日本租稅志、舊幕府治要略）

ナリカブラヤ　鳴鏑矢　鏑矢（カブラヤ）を見よ。

ナリガラ　成柄　除目の成文をいふ、建武年中行事略解に「是執筆人以申文（既任終之文也）とあるが如し、成柄三通に及べば、捻り紙を以て之を結び、大間に具して主上に獻るなり、又成文ともいふ（建武年中行事、同略解、同註解）

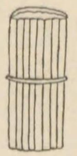

ナリナガシンワウ　成良親王　系統　後醍醐天皇の第七皇子、母は宮入藤原廉子　事蹟　元弘元年上野大守となり、出でゝ鎌倉を鎭し、建武元年征夷大將軍に任ず、二年北條時行の兵を起して鎌倉を襲ふや、成良、足利直義と共に之を三河に遁げ、尋で京都に還る、三年尊氏天皇を華山院に幽するに及び、光嚴院成良を立てゝ皇太子となす、既にして天皇吉野に幸するに至り、廢して京都に幽す、後ち恒良親王と共に害に遇ふ（大日本史）

ナルシマモトナホ　成島司直　名譽通稱　稱邪之助、後ち邪之丞と改む、東岱又は墾齋と號す、作場、小物成、高掛物等の高反別、並に租稅額、及び上納に係る運上冥加の類を記載したるものにして、收稅の基礎となるべき至重の帳簿なり、竪一寸五分、横七寸五分、綴目外八分、紙の中程村寺縄、双紙綴と爲す、慶安二年德川家光の時、諸國の代官に命じ、每年の租稅を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめしにはじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せしむる事となりたり（一說に十二月限りに呈出せしむるともいへり）畑租の永納のものは、永一貫文を、米二石五斗替として換算す（地方凡例錄、大日本租稅志、舊幕府治要略）

ナルシマモトナホ　成島司直　名譽通稱　稱邪之助、後ち邪之丞と改む、東岱又は墾齋と號す、作場、小物成、高掛物等の高反別、並に租稅額、及び上納に係る運上冥加の類を記載したるものにして、收稅の基礎となるべき至重の帳簿なり、竪一寸五分、横七寸五分、綴目外八分、紙の中程村寺縄、双紙綴と爲す、慶安二年德川家光の時、諸國の代官に命じ、每年の租稅を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめしにはじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せしむる事となりたり（一說に十二月限りに呈出せしむるともいへり）畑租の永納のものは、永一貫文を、米二石五斗替として換算す（地方凡例錄、大日本租稅志、舊幕府治要略）

ナルシマモトナホ　成島司直　名譽通稱　稱邪之助、後ち邪之丞と改む、東岱又は墾齋と號す、作場、小物成、高掛物等の高反別、並に租稅額、及び上納に係る運上冥加の類を記載したるものにして、收稅の基礎となるべき至重の帳簿なり、竪一寸五分、横七寸五分、綴目外八分、紙の中程村寺縄、双紙綴と爲す、慶安二年德川家光の時、諸國の代官に命じ、每年の租稅を記載し、帳簿として勘定所に呈出せしめしにはじまるといふ、爾來年々の異動を正し、其年成を翌年五月晦日までに、代官より勘定所へ呈出せしむる事となりたり（一說に十二月限りに呈出せしむるともいへり）畑租の永納のものは、永一貫文を、米二石五斗替として換算す（地方凡例錄、大日本租稅志、舊幕府治要略）

（押花年長）

ナワナガトシ　名和長年　系統　通稱又太郎、初名を長高といふ、後ち大神に祭りて氏殿權現といひまた名和社ともいひたりしが、明治七年名和神社と改めて別格官幣社に列せらる、社祠は伯耆國西伯郡名和寺に在り　系統　行高の子　事蹟　伯耆國名和の地頭たり、人となり勇健にして射を善くし、資産饒贍、宗族彌盛なるを以て、國人の畏服する處となる、元弘三年後醍醐天皇、密に源忠顯と共に隱岐の行宮を出でゝ伯耆に幸し長年に據る、長年、卽ち天皇を船上山に奉じ、子弟を集めて之を守る、翌日佐々木清高、同昌綱等來り攻めしと雖も、長年奮戰して、昌綱を斃し、清高を破りしかば、近國の將士風を望みて來附するもの多し、是に於て天皇は、忠顯及び長年の子、義高を遣はして京都を恢復せしむ、尋で長年從四位下に叙し左衞門尉に任じ、伯耆守を兼ね、既にして所在の官軍皆勝つの報を得たりしかば、五月廿三日、鷲塚伯耆より京都に還御あり、長年父子之に從ふ、建武元年功を以て因幡伯耆の守護となり、尋で記錄所寄人に補し、雜訴決斷所に候し、將士恩賞の事あるや、楠木正成と共に京都を留守す、延元元年尊氏京都を陷すに及び、長年二千餘人を以て勢多橋を拒したりしが、諸軍敗れ、車駕延曆寺に幸するを聞き、兵を收めて京都に還りて、行宮に祇候し、諸將と力を戮せて尊氏を討ちてこれを走らし、駕を護りて旋る、幾もなくして尊氏再び至るに際し、駕に延曆寺に從ふ、會々尊氏の兵東坂を犯す、長年脇屋義助等と擊つて之を卻け、また新田義貞と尊氏を京都に攻めて利あらず、從弟信貞等と奮鬪して戰死す、明治十六年八月從三位を贈らる（大日本史、官國幣社一覽、官報）

ナワナガトシ　名和長年　系統　通稱又太郎、初名を長高といふ、後ち大神に祭りて氏殿權現といひまた名和社ともいひたりしが、明治七年名和神社と改めて別格官幣社に列せらる、社祠は伯耆國西伯郡名和寺に在り　系統　行高の子　事蹟　伯耆國名和の地頭たり、人となり勇健にして射を善くし、資産饒贍、宗族彌盛なるを以て、國人の畏服する處となる、元弘三年後醍醐天皇、密に源忠顯と共に隱岐の行宮を出でゝ伯耆に幸し長年に據る、長年、卽ち天皇を船上山に奉じ、子弟を集めて之を守る、翌日佐々木清高、同昌綱等來り攻めしと雖も、長年奮戰して、昌綱を斃し、清高を破りしかば、近國の將士風を望みて來附するもの多し、是に於て天皇は、忠顯及び長年の子、義高を遣はして京都を恢復せしむ、尋で長年從四位下に叙し左衞門尉に任じ、伯耆守を兼ね、既にして所在の官軍皆勝つの報を得たりしかば、五月廿三日、鷲塚伯耆より京都に還御あり、長年父子之に從ふ、建武元年功を以て因幡伯耆の守護となり、尋で記錄所寄人に補し、雜訴決斷所に候し、將士恩賞の事あるや、楠木正成と共に京都を留守す、延元元年尊氏京都を陷すに及び、長年二千餘人を以て勢多橋を拒したりしが、諸軍敗れ、車駕延曆寺に幸するを聞き、兵を收めて京都に還りて、行宮に祇候し、諸將と力を戮せて尊氏を討ちてこれを走らし、駕を護りて旋る、幾もなくして尊氏再び至るに際し、駕に延曆寺に從ふ、會々尊氏の兵東坂を犯す、長年脇屋義

ニイタノコホリ　仁多郡　所在　出雲國　起源　風土記に、始めて見えたり　語源　延喜式「ニタ」と訓す、和名抄に三處、布勢、漆仁、三澤、阿位、横田等の郷あり、後ち東隅三處郷の内數村、能義郡に入る、正保圖仁田に作り、寛文中改めて仁多に復す、寛知集以後之に仍る、郡名考、「ニタ」と稱し今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ニウギウ井ン　乳牛院　内藥察に屬し、供御の乳牛を養ひ置く所、右近馬場の西に在り、職員に別當、乳師、預等あり（（捨芥抄）

ニカイダウ　二階堂　永福寺（エイフクジ）を見よ、

ニカイノタナ　二階棚　調度の一種、棚の二段ある御厨子を云ふ、略して單に二階とも云ふ、中古賜殿造の家には、母屋に置く二階と、庇に置く二階とは其製を異にしたり、母屋のは、概して檜木にて作り、黑塗りとす、下に開き戸ありて、棚は二段共に青地小き、戸ありて、棚は二段共に青地小文唐錦を押す、四方に組緒をさし廻して、餘れる緒を棚の四隅に總角して、垂れて飾りとす、高凡二尺、弘一尺三寸七分、長二尺八寸五分、上棚には御笥二雙、下層には香爐笥一雙を置く、庇のは下に開戸なく棚のみなり、大さは母屋のと同じく、文ある錦を敷き、上棚には右方に白銀の火取り、同じく龍を寫ひ、左に泔杯を置く、下棚には右に唾壺、左の打亂筥を置く、北庇のも、前の分と同じく開き戸なく、棚のみなり、上棚には右に掻上筥、左に泔杯を置き、下棚には右に手筥、左に火取を置きたり、猶調度の揷繪を參看すべし（類聚雜要抄、丹鶴圖譜）

ニカイノヅシ　二階厨子　「ニカイノタナ」を見よ、

ニカイロ　苦色　躑の色目の名、襖衣抄には、表は濃香にて裏は二藍なりと、胡曹抄には表は香のくろばみたるにて、裏は二藍なりと、また裏を、雜事抄には薄紫ともいへり、

ニガフ　二合　名稱　年給に二分の目一人、一分の史生一人の代りに合せて三分の祿一人、又は一分の史生二人を合して二分の目を申任するを云ふ、年官を二つ合する意にて、舊は史生目擬何れをも二合せしが、後世には專ら祿を申任する事の名となる　方言　内給、院宮給は年々二合するを得、親王給以下公卿の給は制を定めて其時にのみ二合するなり、其方法は、内給、任意二合、院宮給、任意二合、親王給、別給、別巡給、巡給當年二合、女御給、別給（或任意二合）大臣給、隔年二合、納言給、三年二合、參議五節舞姫を獻じたる翌年二合等なり　地方　冷泉天皇安和二年宣旨により天祿元年より申任す（年給考）

ニギテ　和幣　幣帛の一種、木綿又は麻ないふ、ニギタイの義、ニギは熟、タイは絹布類の總稱にして、卽ち精製したる布の意なり、和幣、青和幣の二種あり、白和幣は木綿、青和幣は麻のことなり、木綿幣に麻にして、之を神の幣帛に供ふる場合に之を和幣と

ナルセウヂ　成瀨氏（尾張犬山）　姓は清和源氏、新田義重より出づ、曾孫政義の次男、大館次郎家氏の孫、氏明、宗家、義貞に屬して、軍功多し、曆應三年近江勢田城に討死す、其曾孫忠房、應永三十一年尹良親王に仕へ、後ち三河國に到り鳴瀨に住し、成瀨と號す、曾孫國重、實は二條良基五世の孫大藏卿國平の男也と云ふ、故に藤原氏と稱す、國重其子正頼、德川氏に仕へ三河安祥に討死す、其孫正成、慶長五年堺奉行となり、十二年駿府の老中に補せられ、一萬六千石加賜、叙爵單入正と稱す、十四年十二月尾張義直の傅相に補せらる、十六年正月一萬石を尾張國知多郡に換へ賜はる、前封を併せて三萬石、元和三年尾張國に移封、犬山城を治む、子孫相襲ぎ明治に至り、元年間四月藩屏に列し、後ち華族に列し、子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○正成——正虎——正親——正幸——正泰——正典

正壽——正住——正房——正雄

ナワウヂ　名和氏　姓は村上源氏、右大臣顯房の八子雅兼より出づ、五世の孫、憲政豪運を生み、延曆寺の僧となる、其孫昌明常陸房と稱す、勇力を以て顯はる、卽ち源行家を獲たる者なり、昌明行明を生み、承久中伯耆長田邑を食み、長田氏と稱す、其孫行高伯耆守長年を生む、本國名和莊地頭となる、因て名和氏と號す、後醍醐天皇を船上に來迎し、賊を擊ちて功あり、後足利尊氏と六條大宮に戰ひ之れに死す、子弟亦多く節に殉す、其族大石、鏡、筑見、春日部、蓁高、上神、大井、加悅、布施、竹方、河南等の氏あり、長年の孫顯興望眞親王に四海に從ふ、其後裔後世伯耆に歸りて長年を祀りたる名和社の祠官たり、明治に至り、特に男爵を授けらる（氏族志）

ナルセウヂ　成瀨氏（尾張犬山）　姓は清和源氏、新田義重より出づ、曾孫政義の次男、大館次郎家氏の孫、氏明、宗家、義貞に屬して、軍功多し、曆應三年近江勢田城に討死す、其曾孫忠房、應永三十一年尹良親王に仕へ、後ち三河國に到り鳴瀨に住し、成瀨と號す、曾孫國重、實は二條良基五世の孫大藏卿國平の男也と云ふ、故に藤原氏と稱す、國重其子正頼、德川氏に仕へ三河安祥に討死す、其孫正成、慶長五年堺奉行となり、十二年駿府の老中に補せられ、一萬六千石加賜、叙爵單入正と稱す、十四年十二月尾張義直の傅相に補せらる、十六年正月一萬石を尾張國知多郡に換へ賜はる、前封を併せて三萬石、元和三年尾張國に移封、犬山城を治む、子孫相襲ぎ明治に至り、元年間四月藩屏に列し、後ち華族に列し、子爵を授けらる（系圖、德川加除封錄、華族諸家傳）

○正成——正虎——正親——正幸——正泰——正典

正壽——正住——正房——正雄

稱す、多くは榊の枝に掛けて神に供へたり（古事記傳）

ニギミタマ　和魂　荒魂（アラミタマ）を見よ、

ニギヨ　和世　荒世（アラヨ）を見よ、

ニグウ　二宮　中宮及び東宮をいふ、各條參看（江次第）

ニグウノタイキヤウ　二宮大饗　大饗（ダイキヤウ）を見よ、

ニシヲウヂ　西尾氏（遠江、橫須賀）　姓は清和源氏、賴信の次男賴清より出づ、其孫四郎清景、丹波國に住し、十六世粟井光秀、三河幡豆郡西尾に來り吉眞家に屬し（一說東條左兵衞佐持廣の子とす）西尾氏を稱す、後ち美濃に移り曾根城に居す、孫吉次光敎父子相繼ぎ守護齋藤氏に仕へ、後織田信長に仕へ三千石を賜ひ天正十年六月信長弑せらる、後豐臣秀吉に仕へ、後ち德川家康に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役功を以て一萬石を加へ三萬石を領す、十一年七千石削封、元和四年、大阪役の功を以て一萬石加賜、常陸國土浦城を治む、慶安二年忠照五千石加賜、駿河國田中城に移る、前封と併せて二萬五千石、延寶七年信濃國に移封、橫須賀城を治む、天和二年又遠江國に移封、橫須賀城を治む、延享二年忠尙老中に補せられ、五千石加賜、寬延二年老中職たるの累勳を以て五千石を加賜せられ合せて三萬五千石を領す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華譜族）

○吉次——忠永——忠照——忠成（ナリ）——忠尙（ナホ）——忠需（ミツ）
忠移——忠善——忠固——忠受（サカ）——忠篤

ニシオホタニベツ井　西大谷別院　所在山城國京都市下京區五條橋東六町目　宗旨眞宗

宗、宗祖親鸞の廟所なり（東山大谷は眞宗の開祖親鸞の墳壁にして今の智恩院の北崇泰院の地なり、天正十七年豐臣秀吉其墓地の祖を免す、慶長八年德川家康智恩院を造營するに際し今の地に移さし む、大谷の遺稱途に此に歸す、元和六年江戶幕府先規に准し、墓地の租を免す、萬治二年佛殿を再興し、元祿七年七月に廟を建營す、慶應三年佛殿燒失、同年六月朝廷再建の綸旨及び白銀七百枚を賜ふ、明治三年十一月佛殿成る、十三年舊大宮御門の黑戶を賜ひ、尊牌を移し歷代の聖靈を合祀と其法要を修せり、元年祕す、年八十一（扶桑名畫傳、浮世畫人傳）

ニシキ　錦　名義　織物の一種、絲を諸色に染め、華章を織り成したるものにして、其地質甚厚し、倭訓栞に、丹白黃の義なりといへり　起源沿革　雄略天皇の七年、百濟の織工定安那を召し河內國桃原錦部郡錦部鄕に居らしめ、錦を織らしめたり、これを韓錦（後世大和錦と稱す）錦を織ること茲に始まる、而して定安那の子孫は錦部連の姓を賜ひて、朝廷に奉仕し、其業を世々にせり、孝德天皇の頃に及び漸く進歩し、大伯仙錦、小伯仙錦、革形錦、菱形錦、麒麟錦等の種目あり、支那人之を神錦と稱して賞美したりといふ、此時織部司を置き、始めて錦を營殺の下に織る、天武天皇十年新羅より霞錦を獻ず卽ち韋紐錦にして、我工人また其法を學び、幾もなくしてこれを製出せり、爾て文武天皇の時織部司に屬する錦綾の織人百十戶、錦機三十枚を置かる、其後慶雲元年、窠子錦を織らしめて伊勢大神宮の幣物となし、和銅四年織部司の桃文師を諸國に遣して錦を織る事を敎へしめ延曆十三年織部司を皇城の艮位に建て、織手町を置きて錦を織らしめたる等の事あり、延喜五年に至りては、伊勢、尾張、越前、丹波、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿

隆綱——隆行——隆政——隆有——隆持——隆仲
隆躬——隆富——隆範（此間中絕）隆鄕——隆平——隆榮
隆業——隆廉——隆共——隆良——隆明——隆枝
隆意——隆脩——吉光

ニシオモテ　西面　西面武士を云ふ、「キンノセイメン」を見よ、

ニシカハスケノブ　西川祐信　名畫家　通稱孫右衞門、後ち右京と稱す、文華堂自得齋の號あり　起源沿革　京都の人、初め狩野永納に畫を學び、傍ら土佐の畫風を折衷して西川派を開く、祐信特に婦女の姿儀を描くに巧妙にして、筆致頗る優美なり、曾て英一蝶が百人女繪品定に倣ひ、百人美人と題する冊子を著し、大に世に行はる、是より先西鶴、自笑、其磧等の著作流行するや、其挿圖は多く祐信若年の頃の筆に係るといへり、此外其畫本數十部に及べり、就中祕戲の圖に至りては、古今獨歩の稱あり、總じて其著したる繪本は、香染或は紫紺の表紙に、金泥して雲煙雜草等を描き、體裁極めて高雅なりといふ、なほ文筆にもまゝ長じたるが如く、自畫の繪本和比事には其自序を載せたり、寶曆

ニシキ　錦　名義　織物の一種、絲を諸色に染め、華章を織り成したるものにして、其地質甚厚し、倭訓栞に、丹白黃の義なりといへり　起源沿革　雄略天皇の七年、百濟の織工定安那を召し河內國桃原錦部郡錦部鄕に居らしめ、錦を織らしめたり、これを韓錦（後世大和錦と稱す）錦を織ること茲に始まる、而して定安那の子孫は錦部連の姓を賜ひて、朝廷に奉仕し、其業を世々にせり、孝德天皇の頃に及び漸く進歩し、大伯仙錦、小伯仙錦、革形錦、菱形錦、麒麟錦等の種目あり、支那人之を神錦と稱して賞美したりといふ、此時織部司を置き、始めて錦を營殺の下に織る、天武天皇十年新羅より霞錦を獻ず卽ち韋紐錦にして、我工人また其法を學び、幾もなくしてこれを製出せり、爾て文武天皇の時織部司に屬する錦綾の織人百十戶、錦機三十枚を置かる、其後慶雲元年、窠子錦を織らしめて伊勢大神宮の幣物となし、和銅四年織部司の桃文師を諸國に遣して錦を織る事を敎へしめ延曆十三年織部司を皇城の艮位に建て、織手町を置きて錦を織らしめたる等の事あり、延喜五年に至りては、伊勢、尾張、越前、丹波、丹後、播磨、安藝、紀伊、阿

波、讃岐、伊豫の十一箇國は、其産出の錦を調貢と爲さしむ、然るに承平天慶の亂を經て、其業漸く衰へ、織部司もまた之を製する事尠なきに至れり、降りて天正年間に及び、支那の職工和泉の堺に來りて明樣（ミン）の學び、精好なること堺の上に出で、更に糸錦を製し、また蜀江錦に倣うて唐織錦を製するものあり、後ち西洋の織法により毛宇留（モウル）を織る、銀線を用ひたるを銀毛宇留、金線を用ひたるを金毛宇留、金銀線を用ひたるざるを風流毛宇留と稱す、然るに享保の頃に際して支那の商人、錦を輸入せざるを以て、商賈等西陣にて織る錦を以て、支那錦と稱して、之を鬻ぎしが、支那錦に勝ること數等なりしといへり、既にして文政の初年、上野國桐生の織工始めて糸錦を織り、天保年間には同地の人石田九野、殊に花章を製する法を發明して機上に施す、工人乃ち糸錦を織り、繊糸を以て花文を成したり、これをよりいと織又あついた織といふ、爾來織業大に發達し、十數年を經て其産額昔日に數倍し、西陣より出す處のもの、爲めに壓せらるに至れり、安政年間に及び外國貿易開け、外商木綿絲を齎し來る者多かりしより、桐生の織人これをよりいた織の緯となしたりしが、習熟すること一兩年の後には、木綿絲を以て製するも、恰も甍絲を以て織りたるが如く、一目して緯じ難きに至れり、かくて四陣及び桐生の兩地錦を織ること巧妙を極め、以て今日に及ぶ（工藝志料）

ニシキエ　錦繪　名義　江戶にて木版摺としても刊行せる浮世繪をいふ、錦の如く美麗なりとの意なるべし、一枚摺なりしより一枚繪ともいひ、また江戶の産物なるより江戶繪ともいひ、更に東錦繪ともいへり　起源沿革　延寶天和の頃既に江戶繪の稱を以て、一枚摺のもの行はれしが、多くは武者繪にて、墨摺の上に、丹綠青黃土を以て、處まだらに色どり、如何にも麁笨の者に過ぎざりしが、元祿年中に及び、元祖市川團十郎が鍾馗に扮したる姿容を畫きて刻したる役者一枚繪と稱する者世に行はれしより、役者の似顏繪行はれ、享保の初には、和泉屋權四郎の工夫せし紅繪、漆繪、墨の上に膠を塗り、金泥を用ひしもの）一時弄ばれたり、其後明和二年の頃、鈴木春信（司馬江漢）が、下繪を支那の彩色摺金六といふ者を板摺に語らひ、板木に見當をつくる事を創意し、始めて四五遍の彩色摺を出して刊行するもの漸く多く、加ふるに浮世繪法に倣ひて刊行するもの漸く多く、加ふるに浮世繪の發展と相俟ちて長足の進歩を遂げ、江戶名物の一として數へらるゝに至り、三枚續き五枚續き等のもの、盛んに刊行せられたり、畫は武者俳優遊女其他時世粧を描きたるが多かりき、維新後もなほ引つゞきて行はれしが、近時費用の高きが爲め石版畫寫眞版等に壓せられ、現今は殆んど衰頹の狀況に陷り、版元の如きも日を逐うて廢業しつゝあるは人の知れるが如し（增補浮世繪類考、宮川舍漫筆、日本工業史）

ニシキガハ　錦韋　地紫色にて章を云ふ、又面章とも云ふ（貞丈雜記）

ニシキノアカガハ　錦赤韋　赤地に白く唐草等の紋を出したる韋を云ふ、源平盛衰記に「腰刀に錦の赤韋をさげて火打袋と云ふと見えたり、

ニシキノコウヂウヂ　錦小路氏　後漢靈帝より出づ、五世高貴王、魔神天皇二十年始めて我邦に來り、其子志摩直丹波國に住し、坂上の姓を賜ふ、其七世孫康賴始めて丹波宿禰の姓を賜ほり醫博士に任ぜられ、從五位上に叙せらる、其後裔賴庸に至り、寬永四年四月丹波を改めて錦小路と號す、その子尙秀

享保二十年堂上の列に加へられ、玄米三十石三人扶持を賜ほる、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○賴庸——尙秀——賴理——賴易——賴德
賴言——在明

ニシキノコウヂドノ　錦小路殿　足利直義を云ふ、京都四條錦小路堀川の第に居せしを以て名づく（太平記、園太曆）

ニシキノハタ　錦旗　名義　天皇の御標の旗を云ふ、錦を以て作り日月を畫く、音讀して「キンキ」とも云ふ　起源沿革　承久の役、後鳥羽上皇より、十人の大將に錦御旗を賜はりて、官軍の標とせられし事、承久紀に見えたれば、此頃より始まりしにや、武家名目抄に、節刀を賜ふとなくなりしより錦旗を賜ふとなれりと見ゆれば、節刀に準ずべきにやと云へり、後醍醐天皇北條氏を征するや、後鳥羽天皇の例を追ひ官軍の大將には必ず錦旗を賜はりき、梅松論に「元弘二年の冬、楠兵衞尉正成と云ふ勇士叡慮を請ひて、河內國に金剛千波屋と云無雙の要害を城廓に構へて、錦の御旗を上しかば」云々と見え、太平記主上自令修三金輪法一給條に「第六の若宮は、元弘の亂始武家に被囚させ給て、但馬國へ流され給ひたりしを、其國の守護太田六郎左衞門殿取立奉て、近國の勢を相催し、則丹波篠村へ參會す、大將頭中將不斜悅て卽錦の御旗を立て此宮を上將軍と仰ぎ奉て軍勢催促の令旨を被二成下一けり箱根竹下合戰條に「竹下へ被」向たる中書王の御勢、諸庭の侍北面の輩五百餘騎、悉武士に先を不レ被レ懸とや思けん、錦の御旗を先に進めよ」とあり、其他笛吹峠軍條にも、節度使下向の條にも、大塔宮熊野落、菊池合戰の條にも、錦旗を先に立

てしこと見えたり、室町時代には、朝敵追討には必ず錦旗を賜はりたるが如し、祇園執行日記に「觀應元年六月廿一日、高越後守師泰、爲レ討二伐兵衛佐一今日(丑刻)先發二向中國一、可レ經二淀邊一云々、申二給院宣一之上、錦幡用意云々」とあり、尙明德紀、長保記等にも見えたり、明治維新の際、朝敵征伐の爲め明治元年小松宮彰仁親王を征東大將軍として、錦旗節刀を賜ひたりき、此の時の錦旗は日月の二流なり、明治三年十月海軍の天皇旗皇族旗等を定めて、天皇旗は赤錦にて、表は金の日、裏は銀の月を章とし、縱七尺八寸、横一尺七寸、皇族旗は青錦紅日章とし、縱横天皇旗と同じ、四年九月臨時行幸の節の御旗を定め、地精好色緋、御紋金の菊、縱一尺六寸、横一尺二寸、總長二尺八寸八分、竿鯨とす、六年四月皇太后宮皇后宮の御旗を定め、地精好、色紫、御紋金の菊、縱二尺三寸、横一尺五寸となす、同年十二月、海軍の天皇旗を紅布菊紋白(縱横同前)皇族旗を紺布菊紋白(縱横同前)に改め、八年十二月また改正あれども異ならず、二十二年九月天皇旗は絹の赤地に金の菊紋、横は縱の一と二分一、皇后旗は、大體天皇旗と同じけれども、横は縱の一と四分三、先端燕尾狀に裂開す、皇太子(同妃)旗は天皇旗と同じく、唯だ菊の紋章の周圍に白輪廓を畫く、親王(內親王)旗も、天皇旗と同じく、たゞ白地に菊紋を出し、周圍赤の輪廓を畫く、これ今日用ひらるる旗なり(武家名目抄、史學界「日章旗考」、法令全書)

ニシキノヒタタレ 錦直垂 「ヒタタレ」を見よ、

ニシゴリウヂ 錦織氏 姓は藤原、萩原員從の二男從久、從二位に至る、正德元年五月藤原を改めト部氏となる、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜)

○從久—從房—後繩—從平—久雄—久隆(ナガ)—敎久

ニシゴリノコホリ 錦部郡 【所在】河內國【起原】仁德天皇紀に始めて見えたり【沿革】書紀錦織に作り、續紀、延喜式以下錦部に作る、和名抄に餘戸、百濟等の鄕あり、郡名考「ニシキベ」と訓じ、地誌提要「ニシゴリ」と唱ふ、今は南河內郡に入りて、其名亡ぶ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニシサンデウノオトド 西三條大臣 藤原良相(フヂハラノヨシスケ)を云ふ、

ニシサンデウノダイリ 西三條內裏 【所在】山城國京都三條の北室町の東○又室町殿とも云ふ【起原沿革】白河法皇の仙洞にして、藤原顯隆の造進する所なり、大治元年八月成りて渡御せらる、續世繼に「白河院おはしましゝ程は、本院、新院とて、ひとつ院に、御かたぐ＼にて、三條室町殿にぞおはしましゝ」と見えたり、同四年法皇こゝの處にて崩御、後ち鳥羽上皇西對を鳥羽殿に移して、追善の佛堂となし、其迹に新に御所を造り、同五年十二月之に渡御せらる、後ち鳥羽上皇の皇女統子內親王に傳領して御所とす、承安二年七月後白河上皇建春門院と共に移徙して仙洞とす、權中納言成親の造進する所なり(百練抄、拾芥抄、山城名勝志)

ニシタニリウ 西谷流 一條流(イチデウリウ)を見よ、

ニシヂンオリ 西陣織 【名義】京都西陣に於て產出する織物をいふ【起原沿革】應仁の亂後、昔の織部司の名稱を存したる大舍人町の織工、居を白雲の原野に移し、桑を植ゑ、蠶を養ひ、自ら絲を採りて絹布を織り、朝廷及び搢紳の用途に供したり、後ち其地を白雲村と稱す、天正年中豐臣秀吉、白雲村の井水不良にして、練糸の用に適せざるを以て、新在家の地

に移し、其業を奬勵せり、旣にして此地の織工また西陣に移り、堺より明樣の織法を傳へて、紗、紋紗、縮緬類をも織り出しゝが、遂に樑良元の倭錦、俵屋某の唐織錦、野末某の金襴の如き精良の品出るに至れり、之より西陣の機舍年々增加し、久しく廢絕したる綾織を再興し、且つ明樣の織法によりて緞子、繻子、綸子の類をも織出し、更に歐洲の織法に模して毛宇留(モール)、天鵞絨の類をも製せり、江戸時代に及び、禁裡、幕府、諸大名、各寺院等に用ひらる處の貴重品は、西陣の外、他國に於て織り出す者なかりしかば、其機業年を逐うて益々隆盛となり、緞子織より七絲緞を織出し、綸子織より紋繻子を織出せり、又慶安年中、天鵞絨の如きは、虎斑天鵞絨、和奈天繻絨、柳條天繻絨の類を產し、平絹もまた寬文年中諸國より產せりと雖も、西陣、堺の製殊に精良なりしが故に、これを羽二重と稱し、加賀、丹後、美濃等より出すものを撰絲と稱して、其精粗を區別せり、尋で紋羽二重、綾羽二重を織出せりといふ、天和年中に及び、機業大に發達し、綾織より紋紗綾、綾唐織、加女綾入反掛、柳條綾をいだし、繻子織より絖幷に柳條繻子を出し、また琥珀織を始め、紋琥珀幷に茶字をも出し、更に縮緬織より紋縮緬、柳條縮緬の類をもいだし、其織法の精好なる、遙に明樣(ミン)の上に出でたり、此時に際し、享保頃より上野の日野、桐生、伊勢崎、武藏の秩父、陸奥の福島等より絹織物をいだし、尋で元文三年西陣の織工、桐生に至りて紋織の法を傳へ、關東の機業一變して、やゝ精好の者を出すに至りしかば、寬保四年西陣の機業家幕府に訴へ、桐生紋織の差止を請へり、幕府は西陣保護の爲め、延享元年新規の紋織を停止したれども、諸國の機業大に開け、綾織、縮緬の類、多く京都へ輸入したりき、同二年西陣の機業家相計りて幕府の允許を得、松

組、竹組、栫組、鶴組、龜組、永字組、紗組の七組を設け、始めて織工の取締に關する規約を結びしが、寶曆十三年本字組を加へて八組となし、更に紋屋、筬屋、下職のものに關する規約をも結びたり、天明八年京都大火あり、機業家の組合、一時中絕せしも、寬政十二年より、舊の如く組合を設けしが、天保十二年儉約令の發布によりて絹布を用ふることを禁ぜられしを以て、仲間組合又廢絕したれども、嘉永六年更に舊に復せりといふ、然るに維新後朝廷の典禮貴紳の服裝全く一變したると、株仲間の制廢れて、營業上規律を失ひしより、一時衰頽を極めしかば、明治二年京都府知事長谷信篤の盡力により、西陣物產會社、製品檢查所を設立し、尋で植村正直の府知事となるに及び、工人を佛國(リヨン)に遣はして織物を傳習せしめ、物產會社を西陣織物會所と改稱し、十年更に京都府の官有となし、名を織殿と改めしが、十三年磯野小右衞門等に拂渡し、十五年再び府の官有となり、廿年京都織物會社の起るや、更に同社に讓り渡したり、西陣は大概自家工業にして、工場を有するは、唯西陣紋織會社、川島工場と織物會社あるのみなりしが、後ち各種の工場起り、特に海外に輸出すること多きを加へ、以て今日に及べり(日本工業史)

ニシナリノコホリ 西生郡 【所在】攝津國【起原】古へ難波小郡と稱す【沿革】書紀難波小郡に作り、續紀延喜式西成に作る、和名抄に長源、安良、伏見、槻本、郡家、宅美、讚楊、雄惟、三野、津守、驛家、餘戸等の鄕あり、古圖西成に改め、寬知集又西生に作る、元祿帳以後西成に作り、以後これに仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニシノウチ 西の內 日本紙の一種、始めて產したる村の名によりて云ふ、後には常陸國水戸より

產出する紙を云ふ、又武藏、信濃、下野等よりも產す、(程村)此類にて少し厚き紙を程村と云ふ、其寸法西の內は竪一尺一寸、横一尺五寸一分、程村は竪一尺四分、横一尺四寸なりと云ふ(紙譜)

ニシノシユウ 西衆 室町幕府にて、公武家諸人の出家せる人が、營中に參向して將軍に謁する時、西向の椽より出仕する衆を云ふ、外樣たる人は是より爲す、之に對して東向の椽より出仕する衆を東衆と云ふ、譜代又は緣類たる人是より爲す(貞丈雜記)

ニシノタイ 西對 對屋(タイノヤ)を見よ、

ニシノトウヰンウヂ 西洞院氏 姓は桓武平氏、天皇第五皇子一品太宰帥葛原親王の子高棟王十七世の孫行時に至り、西洞院に居せしを以て氏とす、應安二年十一月薨ず、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

○行時—時盛—知高—時基—時兼—時顯—
—時長—時當—時慶—時直—時良—時成—
—時國—時光—範篤—時名—時義—信庸—
—信順—信堅(タカ)—信愛(ナル)—信意(ムネ)

ニシノミヤサダイジン 西宮左大臣 源高明(ミナモトノタカアキラ)をいふ、

ニシハチデウドノ 西八條殿 山城國京都八條の北、坊城の西北に在り、平淸盛の第なり、平家物語長門本に「平相國禪門をば八條太政大臣と申き、八條より北、坊城より西北に亭ありし故なり、彼入道うせられし曉燒けにき、大小棟かず五十餘におよべり」と見え、源平盛衰記に「此所をば八條殿の蓬壺とぞ申ける、入道蓬を愛して坪の內を一つしつらひて、蓬を植ゑ、朝夕是を見給ふ」と見えたり(山城名勝志)

ニシハチデウノダイジヤウダイジン 西八條太政大臣 平淸盛(タヒラノキヨモリ)を見よ

ニジフイチジ 廿一寺 朝廷の恒例御讀經を行はるゝ二十一ヶ寺を云ふ、卽ち廣隆寺、上出雲寺、常住寺、珍皇寺、淸水寺、法觀寺、聖神寺、東寺、西寺、延曆寺、法性寺、貞觀寺、極樂寺、元慶寺、仁和寺、下出雲寺、祇園、法成寺、鴨神宮寺、六角堂、佐井寺なり、維新の後此事なし、此中著名なるものは各條にあり、就て見るべし、

ニジフイチダイシフ 二十一代集 勅撰集(チヨクセンシフ)を見よ、

ニジフゴキグミ 二十五騎組 百人組(ヒヤクニングミ)を見よ、

ニジフゴダイジ 二十五大寺 東大、興福、元興、大安、藥師、西大、法隆、新藥師、大后、不退、法華、超證、龍興、招提、宗鏡(實者崇敬)弘福、崇福、梵釋、檀林、延曆、貞觀、元慶、仁和、醍醐、淨福、勸修の二十五箇寺を云ふ(拾芥抄)○以上載する所凡て廿六寺あり、暫く原書に從うて疑を存す、

ニジフゴボサツ 二十五菩薩 佛敎にて、極樂淨土に於ける、阿彌陀如來の大菩薩衆二十五をいふ、卽ち觀世音、大勢至、藥王、藥上、普賢、法自在、師子吼、陀羅尼、虛空藏、德藏、寶藏、金光藏、金剛藏、光明王、山海慧、華嚴王、象寶王、月光王、日照王、三昧王、定自在王、大自在王、白象王、大威德王、無邊身王是なり、十往經に出づ(諸乘法數)

ニジフニシヤ 二十二社 【名義】朝廷より奉幣の便宜上定めたる二十二箇所の神社をいふ、蓋し一種の社格なり、其名左の如し、伊勢大神宮、石淸水八幡(山城)、賀茂明神(山城)、松尾神社(山城)、平野神(山城)、稻荷神社(山城)、春日明神(大和)、大原野神

社(山城)、大神神社(大和)、石上神社(大和)、大和神社(大和)、廣瀬神社(大和)、龍田神社(大和)、住吉神社(攝津)、日吉神社(近江)、梅宮神社(山城)、吉田神社(山城)、廣田神社(攝津)、祇園神社(山城)、北野神社(山城)、丹生神社(大和)、貴布禰神社(山城)なほ廿一社記によれば、右の内龍田を除きて廿一社と稱し、賀茂を上下に分ちて廿二社と爲すとあり、記して參考に供す 起源沿革 廿二社の稱は、日本紀略醍醐天皇の昌泰元年七月三日の條に「祈雨奉幣廿二社」とあるを初見とすれば、其以前より定まりしものならん も詳かならず、又其社も某々なりしかも明ならざれども、北野神社は此時いまだ創立せられざる以前なれば、此列にあらざりし事は知ることを得、此後の奉幣には、十六社なるあり、十九社なるあり、廿社なるあり、廿一社なるあり、時に臨みて加除し、いまだ定數なかりしが、白河天皇永保元年に至り、廿二社の制を定め、奉幣の順序亦右に擧げたる表の如くなり、爾來變更する所なし、維新の後奉幣の事廢す(廿一社)

(朝野群載、日本紀略、拾芥抄、古事類苑神祇部)

ニ・シホングワンジ　西本願寺　所在 山城國京都市下京區堀川通本願寺前町〇山號龍谷山 宗旨 本願寺派本山〇本尊阿彌陀佛 起源沿革 文永四年親鸞の季女覺信尼、親鸞の遺弟高田の顯智と謀りて、山城國紙園林の東北の地(今の知恩院楼門の正北崇泰院の後林)に、大谷の原(今の勢至堂山)なる親鸞の墓地の一字を移して、佛堂を建立し親鸞の影像を安置し親鸞を開山となす、寺傳に、同九年十一月五日龜山天皇勅願所と爲し、久遠實成阿彌陀本願寺の號を賜ひたりと云へど誤也、此時親鸞の孫覺惠留守職たりしが、弘安三年第二世如信同寺に住す、正安元年覺惠長樂寺支院を買收して、寺基を擴張す、第三世覺如に及び、伏見天皇再び勅願所と爲し給ひたりと云へど、之又信じ難し、同四年比叡山の大衆寺地を濫妨したるも後益擴張ぜり、延元元年五月兵火に罹り、同三年十一月再興す、第七世存知の時戰亂の爲め一時衰微したるも、第八世蓮如萬難を排して再興し、文明十一年山科に移りて工事を起し、十二年八月に親鸞の影堂、同十四年に本堂落成す、大永元年後柏原天皇勅して第九世實如を法印に叙し、香衣を賜ひ、且つ門跡に準ぜられたりと云ふ、天文元年八月兵火に罹り、十世證如大阪石山の別院に移り、遂に之を本山となす、同五年後奈良天皇卽位の用度を獻ず、天皇嘉賞して三十六人家集を賜ひ、尋で權僧正に任ぜらる、十一世顯如亦正親町天皇卽位の用度を獻ず、天皇嘉賞して僧正に任じ、坊官を置き、院家末寺の稱を許さる、同七年十二月火し、明年八月再營成る、元龜元年織田信長本山を攻めて屢々激戰し、天正八年閏三月に至り、勅によりて和議を媾し、四月顯如紀伊鷺の森の院別に移りて本山と爲したりしが、同十一年七月和泉貝塚の別院に移りて假堂を建築し、之を本山となす、十一月勅あり、顯如を大宮御所に召して假堂に止宿せしむ、十二年五月大阪天滿に移りて假堂を建築し、之を本山となす、十一月勅あり、顯如を大宮御所に召して假堂に止宿せしむ、十二年五月大阪天滿に移りて本山となす、同十三年五月臣秀吉京都七條坊門堀川の地十餘萬歩を寄附す、八月三日顯如此地に移り、文祿元年十一月影堂工事成り、本山の基礎始めて定まる、同月顯如寂し、十二世准如、其兄教如と相善からず、德川家康本願寺の勢力を憚りて之を割かんとし、慶長七年教如の爲め別に一寺を創む、東本願寺これなり、これより東西の兩派に分る、同十二年第十二世准如本堂を罹災せり、元和三年十二月火災に罹りて大半燒失し、同四年四月再建の工事成り、聚樂の草閣を移し、之を飛雲閣と云ふ(今特別保護建造物となる)六年二月太秦廣隆寺の古鐘を移し、鐘樓を造營す、十三世良如寬永九年伏見桃山城の四脚門、大玄關、大廣間、白書院及び同院附屬の鴨塞を移す(今并に特別保護建造物となる)十年六月影堂再建の工事を起し、十三年八月に至りて落成す、正保二年四月影堂の正門再建落成し、明曆二年黑書院落成す、延寶五年三月輪藏を造營し、翌年に至りて成る、第十七世法如寶曆八年本堂再建の工事を起し、十年三月に至りて落成す、卽ち今の建造物是なり、寬政元年正月本堂の正門類燒す、第十八世文如大坂津村別院の正門を移して、本堂の正門となす、第十九世本如の時宗門の紛擾ありて一時諸堂頽廢せんとす、後本如門徒を勸化して大に修理し、文化七年十一月に至りて竣工す、安政四年三月再び本堂影堂を修理し、萬延元年九月に至りて竣工す、明治十二年九月廿九日勅額見眞二大字を賜はり、今之を影堂に掲ぐ、現今所藏の別院三十五、末寺約一萬、門徒七萬人を有すと云ふ〇本堂、寬延二年三月起工、十年三月竣工〇大師堂(影堂)本堂の左側に在り、寬永十年六月十一日起工、十三年竣工〇本堂の正門、影堂の正門、經藏、鐘樓、號樓、大玄關門、大玄關、大廣間、雁の間、菊の間、白書院、紫明の間、二の間、三の間及び飛雲閣等あり〇寶物に、阿彌陀如來像(傳春日作)見眞大師傳繪緣起(絹卷如筆、繪淨賀筆)正親町天皇勅書(陽光院宸筆)教行信證(見眞大師筆)顯詠集(傳尊圓親王筆)武田信玄、豐臣秀吉の書翰、織田信長血誓文、近衛前久誓詞等あり(本願寺通紀、本派本願寺名所圖會、京都名勝誌)

ニシマル　西丸　城の一部にして、本丸の西方に在る一廓をいふ(ニシロ參看)松隣夜話に前橋城の事を述べて「城主入道讓忠は西の丸穴門の内、一段低き地に陣を取ることあるを初見とす、城毎に必ず此稱ある

古鐘を移し、鐘樓を造營す、十三世良如寬永九年伏見桃山城の四脚門、大玄關、大廣間、白書院及び同院附屬の鴨塞を移す(今并に特別保護建造物となる)十年六月影堂再建の工事を起し、十三年八月に至りて落成す、正保二年四月影堂の正門再建落成し、明曆二年黑書院落成す、延寶五年三月輪藏を造營し、翌年に至りて成る、第十七世法如寶曆八年本堂再建の工事を起し、十年三月に至りて落成す、卽ち今の建造物是なり、寬政元年正月本堂の正門類燒す、第十八世文如大坂津村別院の正門を移して、本堂の正門となす、第十九世本如の時宗門の紛擾ありて一時諸堂頽廢せんとす、後本如門徒を勸化して大に修理し、文化七年十一月に至りて竣工す、安政四年三月再び本堂影堂を修理し、萬延元年九月に至りて竣工す、明治十二年九月廿九日勅額見眞二大字を賜はり、今之を影堂に掲ぐ、現今所藏の別院三十五、末寺約一萬、門徒七萬人を有すと云ふ〇本堂、寬延二年三月起工、十年三月竣工〇大師堂(影堂)本堂の左側に在り、寬永十年六月十一日起工、十三年竣工〇本堂の正門、影堂の正門、經藏、鐘樓、號樓、大玄關門、大玄關、大廣間、雁の間、菊の間、白書院、紫明の間、二の間、三の間及び飛雲閣等あり〇寶物に、阿彌陀如來像(傳春日作)見眞大師傳繪緣起(絹卷如筆、繪淨賀筆)正親町天皇勅書(陽光院宸筆)教行信證(見眞大師筆)顯詠集(傳尊圓親王筆)武田信玄、豐臣秀吉の書翰、織田信長血誓文、近衛前久誓詞等あり(本願寺通紀、本派本願寺名所圖會、京都名勝誌)

にあらずして、有る所と無き所とあるなり、江戸城の西丸に就きては、其條に述べたれば就きて見るべし、なほ江戸城の西丸は、大御所もしくは、世子公子等の住居所に宛てたれば、西丸附の職員は、老中以下悉く表方と同樣に置き、職名は、みな西丸の字を附して呼びたり、職掌は表方と同じきを以て別に細說せず、各職員の條を參看せよ、

ニシヤマソウイン　西山宗因　名義 名は豐一、通稱二郎(また次郎作に作る)始め一幽と號し、後ち宗因と改む、又西翁、梅翁、西幽子、梅幽子、梅花翁、野梅子、忘吾子、向梵庵、自西翁、有芳庵等の別號あり 事蹟 肥後加藤家の侍臣たり、早く豪信法印に就て和歌連歌を學び、後ち黒村昌琢(或云紹純)の門に入りて連歌を修めしが、寬永九年主家滅亡の際浪人して京都に上り、寬永十三年始めて松永貞德の門人松江重賴と會し、親しく風交を結びてより、俳諧に對する趣味を感得する事深く、斯道に其才氣を試んとするの念漸く熾なりしより、十九年京を去りて、大阪天滿宮の社地に寄寓し、天滿天神の連歌月並宗匠となりしが、次で宗匠を其子宗春に讓り、天滿碁盤屋町に移り、正保四年向梵庵を結ぶ、爾來西國各地を周遊し、其間法雲和尙に參禪して、自得する處あり、歸阪の後向梵庵に檀林の額を打ちて、兎木田守武、山崎宗鑑等が滑稽を嘉び、俳諧壇上一生面を開き大に世に行はる、これを檀林(ダンリンフウ參看)と稱す、會々門人田代松意江戸に下りて盛んに當風を鼓吹したりしが、寬文二年宗因亦奥羽行脚の途次江戸に滯留して、檀林の基礎を定め、尋で延寶三年松意の請により、再び江戸に入り十百韻を興行したるより、江戸においてもまた、檀林風の隆盛を來し、かの松尾芭蕉の如きも、一時之を學びたりき、天和二年三月廿八日歿す、年七十八(或云七十三)大阪西寺町西福寺中に葬る、宗因また狩野探幽の女を妻とし、繪畫にも妙を得たりといふ 門人 井原西鶴、北條團水、田代松意、岡西惟中、林梅朝、高瀧似仙、遠藤正友、小坂井雪才、內藤風虎、同露沾 著書 西翁十百韻、大阪獨吟集、天滿千句、五德集、四吟百韻、丸二番船、山の端千句(俳家人名錄、人物故事、俳諧年表)

ニシユキン　二朱金　名義 江戸時代に行はれたる金貨の一種、一分金の半に當す 性質 形ち鑄造にして異なれども、縦四分內外、横二分五厘內外、厚さ四分六厘 起源沿革 元祿十年六月始めて通用を以て、寶永七年四月、通用二朱金といふ、寶永十三年十月に至り、また之を鑄造す、天保二朱金と稱す、八箇を以て金一兩に當つ、萬延元年之を改鑄す、萬延二朱金と稱す、各條并金銀貨(キンギンクワ)の插圖參看(大日本貨幣史)

ニシユキン　一朱銀　名義 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、南鐐二朱銀ともいふ、八箇を以て金一兩に當つ、形狀長方形なり 起源沿革 安永元年初めて文政七年改鑄す、文政南鐐銀と稱す、同十一年古二朱銀の通用期限を定む、天保八年二朱銀通行の期を三年八月、通用を停む、安政六年五月に至りまた之を鑄造す、安政二朱銀といふ、各條參看、金銀貨(キンギンクワ)の插圖參看(大日本貨幣史)

ニシヨツツジウチ　西四辻氏　姓は藤原、四辻正二位權大納言公享の二男公碩、始めて四四辻氏を稱す、左近衛權中將正三位に至り、嘉永四年十二月薨ず、子孫相襲ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜拙記、華族譜)

○公碩——公尹(マサ)——公條(ツム)——公業(ナル)——公照(テル)

ニリン井ン　二尊院　所在 山城國葛野郡嵯峨村小倉山〇山號小倉山 宗旨 天台宗(天台、律、法相、淨土四宗兼學)帝室四箇御黒戸の一〇本尊春日作釋迦彌陀の二尊立像 起源沿革 初め承和年中嵯峨上皇の御願ありて一宇を創立し、華臺寺又は二尊教院と號せり、其後一旦荒廢せしを、源空其地を愛し、一宇を再興して淨土教を修す、後ち源空の弟子湛空住して淨土教を修し、一方の念佛道場となる、歷世天皇公卿の歸依厚く、益々隆盛を致す、應仁の亂後、復荒廢せしを永正中廣明和尙長州阿彌陀寺より來り荒址に草堂を結び、十方を勸化し遂に堂宇を再造し、當時の名卿三條西實隆父子また大に力を盡し、再興の運を開き、江戸時代に及び、諸堂造營の功を擧げり、維新以後一旦荒廢せんとせしが、三條實美住持を奬勵して維持法を立て、洛西の一名刹となる〇佛殿(本堂)阿彌陀堂あり、境內に嵯峨、土御門、後嵯峨の三天皇の御塔、三條西實隆、三條忠成、伊藤仁齋、同東涯の墓あり〇寶物は、實隆、公條の畫像各一幅(國寶)及び源空足曳の影像等あり(山城名跡志、山城名勝志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

ニダイノキサキ　二代后　藤原多子(マス)をいふ、德大寺公能の女なり、姑美藤原賴長之を子養す、聰慧にして書畫を善くし、箏琵琶に工なり、久安六年正月近衛天皇の女御となり三月皇后となる、久壽二年天皇崩ずるの後、保元元年に至り、賴長の故を以て近衛河原に幽居す、是年後白河天皇立つ、尊びて皇太后となし、三年太皇太后となる、既にして二條天皇位に卽くに及び、其美なるを聞き、旨を公能に諭して宮に入れしめんとす、群臣以て不可となし、後白河法皇また屢々諫むる處ありしも聽かず、永暦元年遂に後宮に入

る、時人因つて二代后といふ、治承元年福原遷都の事あるや、留りて近衛河原に居る、建仁元年十二月崩ず、年六十二(大日本史)

ニタウリウ　二刀流　宮本武蔵の創めたる劍術の流派、世に武蔵流、政名流、二天流ともいひ、其家にては圓明流といふ○武蔵、名は政名、二天と號す、幼字七之助、後ち友次郎と改め、また武蔵と改む、播磨の人、父を新免無二齋と稱し、十手の術に達す、武蔵幼にして之を學び、其奥に達す、後ち二刀の術を究め其妙を得たり、出でゝ加藤清正の臣宮本武右衛門の養子となる、諸國を遍歴して、其武術を縦縦し、竟て天下に敵するものなく、名聲海内に轟き、人々推して二刀流の開祖となす、慶長中關ヶ原大阪の両役に軍功あり、寛永中細川家に仕へ、島原の軍に從ふ、正保二年五月十九日熊本にて死す、年六十四、法名玄信二天と云ふ、武蔵また畫を海北友雪に學びて頗る氣韻あり、また俳諧を嗜み、衆藝を渉獵ざるはなし(武術流祖錄、扶桑畫人傳)

ニチアウ　日奥　名號　安國坊と號す　系統　辻藤兵衛の子　事蹟　永祿八年六月京都に生る、十歳にして妙覺寺日典に師事し、文祿元年日典の後をつぎて妙覺寺に住す、四年九月、豐臣秀吉妙法院に於て千僧の請待し、法會を營むに際し、日蓮宗の僧侶亦其供養に列す、時に日奥は、一宗にあらざれば、國恩と雖も、其供養を受けずと稱し、宗祖日蓮が、鎌倉幕府の請待を却けたるより以來、歴世諸高僧の事實を陳奏し、且つ供養に與らずして、所謂不受不施の義を唱道せり、然るに日重は、獨り供養に列したるのみならず、却て日奥の唱ふる處を以て異端邪説と爲しこれを排撃したりしが、日奥は途に同月直に妙覺寺を出でゝ、丹波小泉に隱棲せり、慶長四年德川家康の召に應じて大阪に登り、審問を受るに及び、益々不受不施の義を主張し、受不施を以て宗義に背くものと爲せるが故に、幕府は異端邪説を以て罪に問ひ、五年六月對馬に流す、日奥配地に在りて同じく其義を固執し、一宗にあらざる輩の供養を受けざりしを以て、衣食供せず、凍餓交々至り、纔に草衣木食を以て身命を支へたりといふ、かくて具に辛苦を嘗むる事十三ヶ年に亘り、十七年赦免せられて京都に歸り、再び妙覺寺に住し、且つ幕府より不受不施の義を認許せられたりと傳ふるも、當時日奥は妙覺寺にありて靜に老前の如く抗諍せざりしなり、寛永七年三月十日寂す、年六十六、「ニチレンシュウフジュフセハ」參看(本化別頭佛祖統記、日本佛教史綱)

ニチイン　日印　日蓮宗本成寺派の祖、「ホンジャウニチインを見よ、

ニチエン　日遠　名號　一道と號し心性院と呼ぶ　系統　俗姓石井氏　事蹟　世々京都に住す、六歳にして日奥に給事し、宿々長じて三大部を講究し、後ち南都に赴き、俱舍、法相、律等を修め、慶長四年飯高談林の請に應じ其化主となり、九年日乾に繼いで身延山に主たり、幾もなく辭して大野に退隱し、學徒を教養す、元和九年再び身延山に入る、其間四谷談林を興して一山の學風を振作し、後ちまた大野に退隱せり、池上日樹の罪せらるゝに及び、幕府日遠を召して本門妙本の二寺を附興す、然れども居常寺用の繁を厭ひて鎌倉經ヶ谷に幽棲し、寛永十九年三月五日池上に歸りて寂す、年七十一、世に日重、日乾と共に、中興の三師と稱す　著書　法華大意(日本佛教史綱)

ニチエン　像　名號　幼名萬壽丸、肥後阿闍梨と稱す　系統　平賀忠晴の子　事蹟　建治元年七歳にして身延山に登り、日蓮に謁す、後ち日蓮が池上に於て寂ぜる時、病褥に侍して、洛地に法華經弘通の遺囑を受けたりといふ、尋で日朗を仰いで師資の禮を執り、常に入洛弘通を以て念とし、力學苦行漸く功を積み、永仁二年密に志を決し、日朗の下を辭し、小湊、伊東を初め、越後、佐渡等を巡遊して、祖師當年辛苦の狀を想見し、轉じて越前、若狹、丹後の諸國を經歴し、到る處法華經の功德を説き、五年四月始めて京城の東門に立ち、旭日に對して、高聲唱題日沒に及ぶ、爾來或は十字街頭に妙題を高唱し、或は諸所に石を立て、七字を大書して逆縁に供し、又三條の北に一草堂を營みて、法華經を講説し、盛んに攝受折伏の門戸を張り、自ら號して法華宗といふ、道俗相傳へて來集するもの漸く多し、山門の徒其法華宗の名を私稱するを惡み、屢々講説に障害を加へたり、德治二年遂れて深草に至り、二年の後再び入洛し、一堂宇を開創し、また攝折の義を唱ふ、此に於て日像の三黜三赦といふ、元亨元年勅を蒙りて妙顯寺を開く、廣永元年十一月寂す、年七十四(本化別頭佛祖統紀、日本佛教史綱)

ニチジフ　日什　日蓮宗妙滿寺派の祖、「メウマンジャ」を見よ、

ニチチユウ　日重　名號　一如院と號す　事蹟　若狹に生る、七歳の時京都本國寺に投じて沙彌となり、爾來梵行精修を以て尊重せらる、世に安土問答を以て著名なる妙國寺日珖、當時泉州堺に於て日諦、日詮等と共に社を結び、天台の三大部を講究す、日重また其社衆に加はり、孜々として心力を傾け、智解屢々衆を驚かせり、後ち南都に遊學して法相、因明等を學修し、元龜の頃京都に歸り、本滿寺に留住して帷を垂れ、教養を事とし、門學日に盛大を致せり、尋で本國

寺日祐の請により、同寺に來法を興す、風な聞いて來學する者頗る多し、元和九年閏八月六日寂す、年七十五、世に日乾、日遠と共に中興三師と稱す(日本佛教史綱)

ニチリユウ　日隆　日蓮宗八品派の派祖、「ハッピンハ」を見よ、

ニチレン　日蓮　名號　俗姓は貫名氏、幼名藥王丸、薙髪して蓮長といひ、後ち日蓮と改む　系統　重忠の子、母は清原氏　事蹟　日蓮宗の宗祖也、貞應元年二月十六日、安房國長狹郡小湊浦に生る、十二歳の時同國清澄山に登り、俗道善に師事し、十八歳出家して眞言宗を學び、年二十餘にして、戒體即身成佛義を著はし、後鎌倉に出でゝ、偶ま延曆寺の尊海に邂逅し、相伴ひて叡山に登り、三塔の諸學匠を歴訪して講習十餘年に亘り、大和、紀伊、攝津の諸寺を巡回し、聖一國師、道元禪師等にも會したる事ありといふ、建長五年安房に歸りて再び清澄山寺に投じ、同年四月、同寺に於て法席を張り、大衆の前にて、淨禪密律の諸宗を罵り、始めて四箇の格言を説く、日蓮が本門の妙法蓮華經を弘通し日蓮宗を唱ふると茲にはじまる、是が爲め其師道善、井に邑主東條景信の逐ふ處となり、五月鎌倉に赴き、松葉ヶ谷に、一草庵を營構して日夕法華經を讀誦し、時に出でゝ街頭に立ち、法華の題目を高唱し、其功德を説いて通行の男女を勸誘す、而して漸次に其感化を蒙る者多く、日昭、日朗の如きも亦當時門下に歸せり、既にして守護國家論、災難對治鈔を著はし、尋で立正安國論を作る、蓋し正元正嘉の際連年天災ありて五穀登らず、諸國の細民多く饑餓に迫る、日蓮此等の災害を以て、一に淨土宗諸他諸宗の弘傳に因る者となし、守護國家論等に盛に之を唱説し、安國論に至りて、專ら淨土の念佛を詆訶し、之を停止するにあらざれば、惡師大惡諸は悉く併起し、他國逆逆の難遠からずして到らんと極論せり、文應元年此書を以て幕府に上るや、其言の矯激なる、頗る有司の忌憚する處となり、讒惑罪として伊豆の伊東に配流せらる、三年十一月赦されて鎌倉に歸るや意氣益々壯、文永元年小湊に老母を省覲し、弟子鏡忍、日昭、日興、日向、日頂、日持等あり、之を六上足と稱す、「ニチレンシュウ」參看(本化別頭佛祖統記、元祖化導親注書攷、佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

ニチレンシュウ　日蓮宗　名稱　佛教の一派、俗に日蓮の開く處なるを以て宗名となせり、また法華宗とも、一乘圓頓妙宗ともいふ、而して妙法蓮華經は、教主釋迦牟尼佛の所立なり、故に所依の經典により法華宗と名づく、蓋し日蓮宗は、法華經、無量義經、觀普賢經の三部に據ると雖も、無量義經は、法華の開經にして序分の如く、觀普賢經は、法華の結經にして流通分の如し、故に正依は唯一法華經なりとす、唯一法華經によりて、一代の教相を判釋し、眞實教は、唯一法華經に限る、其他は悪く方便説なるを以て、依用すべからざるものとし、其教判の方法には、一に天台の五時八教を應用したり、なほ法華宗の號は、宗祖の自稱にして、且つ法華宗號の綸旨現存せり、是を以て維新以前は、天台法華宗に簡別して、日蓮法華宗と稱せり、今單に日蓮宗といふは、日蓮法華宗の略稱なり、なほ本宗にて七字の題目を唱ふる所以のもの、所謂日蓮宗の三大祕法の一なる本門の題目と稱し、心を本尊に歸投せしむる方法にして、方法は即ち唱題なり、唱題は五字の經題に、南無の二字を加へ、南無妙法蓮華經の七字を口唱するにあり、もと妙法蓮華經の題目は、法華八軸の祕奥を概括し、本尊の奥義は、此五字に攝して洩るゝ所なきが故に、本尊に歸依歸向の意を表して南無の二字を加へ、之を唱ふるを以て、本尊歸投の方法とす、愚者本尊の意な解せざるも、唱題すれば、自然に本尊の影を生じ、遂に成佛の花を開くといふにあり　建長五年四月、日蓮滅めて妙法蓮華經を弘通し本宗を開く、

（七字の題目）

然れども當時未だ其宗義を解きたる著作あるにあらず、之より廿年の後、佐渡の配所に在りて、觀心本尊抄等を作り、十界互具の曼荼羅を圖示するに至りて、始めて其宗義を開顯し、自ら佐渡以前の說を以て、佛の留前の說に比擬せり、故に本尊抄著作の時を以て開宗と爲すべきなり、日蓮の門下甚盛んにして、就中日昭、日朗、日興、日向、日頂、日持の六人は、殊に擢でられて上首となる、世に之を日蓮上人門下の六老僧といふ、而して日朗の門下また所謂九老僧あり、爾來信徒日を逐うて增加したりしが、日興は事によりて日昭、日朗と相爭ひ、日蓮宗分派を生ずるの濫觴を爲したりしも、未だ教義上の論爭あらざりき、然るに日蓮が法華本迹二門の判釋を爲すに於て、時に或は一致を說き、時に或は勝劣を說き、遺書に散見せるもの、一樣ならざる故、遂に一致勝劣は末資論爭の題目となり、日興の後に、日目等相承けて勝劣の義を主唱し、日朗等の末資は一致說を執り、兩派相對峙して互に下らざるに至り、日蓮宗遂に二分す、日興の流は卽ち興門派なり、而して日朗門下の日印は、獨り本迹勝劣を主張し、越後に本成寺を開きて、北陸に一族幟を飄す、其流を本成寺派といふ、降りて永德の頃に至り、日什あり、また盛んに本迹勝劣を主張し、京都に妙滿寺を開く、これを妙滿寺派といふ、日什と同時に日隆も、勝劣の義を唱へ、八品派を創めたり、尋で日眞出づるに及び、長享の頃、京都に本隆寺を建つ、是に於て更に本隆寺派あり、かくのごとく日蓮宗は幾多の分派を生じたりと雖も、一時の俊傑東西に崛起し、就中京都にありては、公武權族の間に其勢を得たるより、寺院の造營年々に盛んにして、享祿天文の際には、日蓮宗廿一ヶ寺の稱あるに至る、蓋し公家御讀經寺の數に擬するなり、會々天文五年七月法華宗名

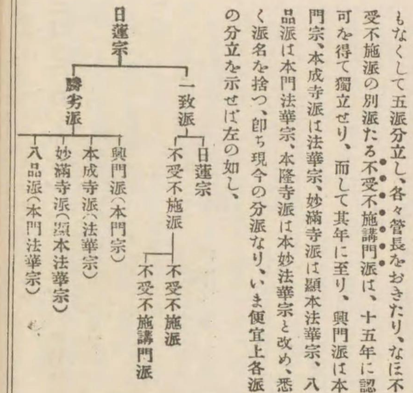

の爭に起因し、叡山の僧徒三千餘人蜂起して、日蓮宗の諸寺を毀ひ、其二十一箇寺を悉く灰燼に歸したり、(天文法華亂)世に之を天文の法華亂といふ、其結果、京都の日蓮宗は、一時大に衰へたりしも、幾もなくして勢力を恢復し、殊に日重、日乾、日遠等の英俊(之を中興の三師といふ)出で、宗風頓る面目を改む、然るに、文祿慶長の際、京都妙覺寺の日奧、不受不施の議を唱へ、寬永年中、池上本門寺の日樹、再び之を主唱し、宗內爲めに大に動搖す、玆に於てまた不受不施派あり、幕府は此一派を以て治安に害あるものと認め、江戶時代を通じて、禁遏したりしと雖、遂に其跡を絕つこと能はざりき、既にして維新の後ち、明治五年一宗一管長の制定まるに及び、一致勝劣の二派合同して、其制を奉じ、七年兩派に管長をおく事となりしが、九年一致派は其名稱を廢して、單に日蓮宗と稱し、不受不施派もまた官許を得て再興し、獨立の一派となり、尋で勝劣派も派名を廢して、同じく日蓮宗といひしも、幾もなくして五派分立し、各々管長をおきたり、なほ不受不施講門派は、十五年に認可を得て獨立せり、而して其年に至り、興門派は本門法華宗、本成寺派は法華宗、妙滿寺派は顯本法華宗と改め、悉く派名を捨つ、卽ち現今の分派なり、いま便宜上各派の分立を示せば左の如し、

日蓮宗
- 一致派
- 不受不施派
- 不受不施講門派
- (興門派〈本門宗〉)
- 本成寺派〈法華宗〉
- 妙滿寺派〈顯本法華宗〉
- 八品派〈本門法華宗〉
- 本隆寺派〈本妙法華宗〉

各分派は、別に其項あれば就きて見るべし、而して日蓮宗の一分派としての日蓮宗は、一致派に屬するものにして、日期以來法燈を傳へて今日に及びたるものにして、現今は甲斐の身延山久遠寺を總本山とし、武藏の本門寺、京都の妙顯寺、本國寺、下總の法華經寺を四大本寺と定め、外に三十九の本山と、三千六百二十二箇の末寺を有し、諸派中最も勢力を有す、「ニチレン」及び各僧の傳參看(佛教各宗綱要、日本佛教史綱、通俗佛教各宗綱要)

ニッカウ　日講　名號　安國院と號す　事蹟　山城の人、寬永三年九月生る、十歲にして、妙覺寺に投じて出家し、專ら宗義を講究し、後ち關東の諸談林を遊歷して益々蘊奧を極め、尋で下總野呂妙興寺に住したりしが常に日奧の後を受けて不受不施を固執せり、然るに寬文五年幕府は殊に寺領の土地田園を以て、幕府の供養にかゝるものとし、日講に告ぐるに處あり、日講卽ち守正護國章十一部を上りて、不受不施の義を詳にし、寺領の土地田園は、國主の仁恩に出で、所謂供養にあらざるを陳したれども用ひられず、而して幕府は身延山主日奧等の請を容れて日講を審問し、遂に日向佐土原に配流せり、日講配地に在ること三十餘年、元祿十一年三月寂す、年七十三、日講不受不施を唱ふると雖も、日奧門下の日堯、日雅等と、本尊論を異にし、所謂清濁一結、清濁別結の義に因由して其系統を別にせるものなりといふ、明治十五年日心、日講の遺風を繼ぎて不受不施講門派を立てたり(ニチレンシュフジュフセカウモンハ)參看)　著書　錄內啓蒙(佛教各宗綱要、日本佛教史綱)

ニッカン　日乾　名號　寂照院と號す　系統　俗姓は塚本氏　事蹟　若狹小濱に生る、幼より佛門に歸

し、父の歿後母と共に京都に上り、日重に師事し、三大部を究め、後ち圓城寺を訪うて俱舍を學び、南都の諸寺を經周して法相律等を修むる事數年、日重の求法院興るに際し、諸弟子に率先して力を致せり、慶長七年推されて身延山に主たりしも、僅に葬年にして日重の下に歸る、後ち十四年、再び推されて身延山主となり、一山の制規を釐革して經營最も力む、十九年退隱し、尋で京都に赴き、寬永四年鷹峰に一菴を結びて住す、學徒雲集し、鷹峰談林の稱あるに至れり、十二年十月廿七日寂す、年七十六、世に日重日遠と共に中興の三師といふ　參考　宗門綱格(日本佛教史綱)

ニッキフノフダ　日給簡　侍臣殿上に出仕する者の姓名を記したる簡を云ふ、日給とは上日を云ふなり、又殿上簡とも云ふ、姓名の下に上番の日數を紙に書きて張る、之を放紙と云ふ、日數を以て朝日毎に奏す、之を月奏と云ふ、日中行事に「臺盤にてしをのこども、各宿直裝束をあらためむ、藏人まちにおりてかへりまゐる、御倚子の邊を取りて棹の間にかく、日給の事あり、袋に入たる簡をとり出で、もとのまゝに唐櫃のそばにたつ、袋はたゝみて、簡のまたにし、簡の三段に、名の下に押したる紙を放紙と云ふ、その紙に、名の下にまゐりたるものをば、日をかく、午とも、未とも書くなり、宿したるをば、其の傍に夕と書く、藏人是をつとむるなり」と見えたり、簡の長五尺三寸、上の方弘さ八寸、下七寸、厚五分なり、殿上の奥の疊の未の方に立つ(殿上間、テンジャウノマ)參看)之を又仙籍と云ふ、仙は殿上の意、籍は簡なり、藏人この簡を掌るが故に、又轉じて藏人を仙籍と云ひ、猶昇殿を聽されたる人をも云ふに至れり、侍臣罪科ある時、藏人頭仰を承け、藏人に仰せて簡を削る、之を除籍と云ふ、又殿上の簡を削るとも云ふ(禁總抄、(續侍)(關上關)

同格樣、日中行事略解、安齋雜考、儀訓參)

ニックワウシャサン　日光社參　名義　江戶時代、將軍が日光東照宮の四月の大祭に參詣するをいふ(時に延引して祭後數月に參詣せるもあり)儀式嚴重、貫に當代の盛典たり　起源　元和三年四月、德川秀忠が參詣せるを始めとし、爾來同五年、同八年、寬永五年に秀忠、元和九年、寬永二年、同三年、同九年、同十一年、同十三年、同十七年、同十九年、同二年、寬文三年に家光、同二年、寬文三年に家綱社參したり、尋で安永五年に家治、天保十四年に家慶社參したりしが、此後また社參のことなく、其事遂に絕ゆ、盛し社參のことたる一代の盛典なるを以て、多大の費用を要するが故に、年々窮乏を告げつゝある幕府の財政は、これを舉行するを許さゞりしなり、而してもし將軍參詣する時は、譜代大名、又は高家等をして代拜せしむ、これを名代と稱す(東武實錄、德川實紀、泰平年表、國師日記、雜山文集、元寬日記、御日記、萬天日錄、柳營秘鑑)

ニックワブギャウ　日光奉行　職掌　江戶幕府の職名、日光山東照宮の營繕、祭祀、警備等一切の事を管し、日光町の庶政を行ひ、兼ねて上野下野二國の公事訴訟を裁斷する事を掌る、老中の支配にして、定員二人、諸大夫、芙蓉間詰、役高二千石、役料五百俵とす　支配　日光奉行支配組頭(三百俵高、役料二十人扶持、初め一人、後ち二人)日光奉行支配吟味役(百俵高、役料五人扶持、初め一人、後ち二人)日光奉行支配下役(二十俵二人扶持)

ニックワウブギャウシタヤク　日光奉行下役　江戶幕府の職名、日光奉行の下役にして七人あり)日光御殿番、同心等ありて宮寺の事を管し、神領の貢賦を掌る、并に日光に在住す　起源　沿革　承應元年七月、提定員を以て日光山の守護職となしたるを始めとす、而して定員をば延寶六年江戶鑑には日光御宮守、貞享元祿頃の武鑑には、日光御宮番と記せり、其後元祿十一年六月目付より同人づゝ、三十日交替にて之を勤めしが、後ち兩人の中一人は使番を以て補することゝなり、十三年八月に至り、改めて日光奉行の職を置き、目付井上正清、使番稻葉正能を任じ、半年毎に交替せしむ、寬政六年以後一年交替となり、文久以後更に、一人は必ず日光に在住する事となれり(德川實紀、明良帶錄、京兆府尹記、吏徵、吏徵別錄、諸御役代々記、古事類苑官位部)

ニックワウボサツ　日光菩薩　佛經にて菩薩の一種、藥師如來の左の脇大士、委しくは日天子(ニッテンシ)を見よ、

ニックワウレイヘイシ　日光例幣使　名義　江戶時代朝廷より、日光東照宮の四月の大祭に差遣せらるゝ奉幣使をいふ、勅使は參議を以てこれに充て、幣帛は內藏寮より調進す　○例幣使は、中山道を經て四月十五日日光へ下着(雄水嶺を越え、上野國新田郡より下野國梁田へ出で、佐野杓木を經て日光に下向す、此道筋を例幣使街道といふ)山內淨土院を旅宿とす、十六日の朝、淨土院より手輿に乘じ、石の鳥居前にて下乘、唐櫃は仕丁等に昇せて先に進み、宮門を入り、幣使は史生衞士雜掌を從へ、雁皐客にて陽明門まで步み、此處にて器を下し、唐門を入り、拜殿中央にして奉幣の式あり、宣命を讀む、式畢りて、同日晝時日光山を發し、宇都宮より、千住を經、淺草觀音境內に小休し、江戶に入り、尋で東海道より歸洛するといふ　起源　沿革　元和二年四月、始めて日光

に鎭座せし時差遣せられしを始めとす、當時泰幣使と稱したりしが、正保三年宮號を賜ふに及び、毎年四月下向の制となり、改めて例幣使と稱す（職原抄別勘、内式、日光山志、古事類苑神祇部）

ニツクワモン　日華門　「ヲツクワモン」を見よ、

ニツシツ　入室　佛教にて法門を親愛するをいふ、法華經に「著二如來衣一入二如來室一」とあり、又「知二佛入レ室寂然禪定一」ともあり、祖庭事苑に「五祖大師垂レ夜密令二侍者於二碓坊一召レ盧行者一入レ室遂傳二法衣一」とあり、支那禪宗の第五祖弘忍が、慧能を召し室に入らしめて、法衣を傳へたるより、親附の弟子を入室の弟子といふとなる、

ニツシン　日神　「ヒノカミ」を見よ、

ニツシン　日眞　日蓮宗本隆寺派の派祖、「ホンリユウジハ」を見よ、

ニツシンクワン　日新館　薈會津藩の學館

所在 陸奥國會津郡會津、會津城廓内追手前大町通

起原沿革 寛永二十年、保科正之封に就くや、始て山崎闇齋、吉川惟足等を聘し文教を布く、寛文の初め、若松後ノ分町に學館を設け、名を稽古堂と稱し、士庶の別なく入學せしむ、延寶六年、正經、遺志を繼ぎ講所を本一ノ丁に移し大に改造す、元祿元年、北原門外に移し、同三年町講所と改稱す、元祿年中、正容屢々學料を給し、又山崎闇齋の贈れる孔聖の像を安置し聖廟を造る、天明八年二月容頌、學舍を今の地に改作し、名を日進館と改め、老臣田中玄宰をして之を掌らしめ、尋で六科規則の令を下し、常に勸戒を加ふ、享和三年家臣に命じ朱文公の小學に倣ひ、日新館童子訓を著し、子弟に頒つ、而して程朱の學を主とす○出版に、孝經刊誤、四書纂註、小學、四書輯疏、近思錄、近思錄輯疏、二程治教錄、三子傳心錄、玉山講義附錄、保養篇、童子訓、本朝二十四孝、和漢年代歌等あり（日本教育史資料）

ニツタウヂ　新田氏　姓は清和源氏、鎭守府將軍義家の三子義國より出づ、義國嘗て内大臣藤原實能と慾爭し、下野國に竄せられ、後ち上野國新田郡に居り、義重義康を生む、義重新田太郎と稱し、子孫國て氏とす、義重源頼朝と協はず、故に官位達するを得ず、義俊、義純、義兼、義季、經義を生む、義兼大炊介となり、義房を生む、義房政義を生み、政義、政氏、家氏、家貞を生む、政氏基氏を生み、基氏朝氏を生み、朝氏、義貞を生む、義貞北條高時を鎌倉に攻め滅し、鎌武中興の元勳となり、身王事に嬴し、而して子孫世々忠烈を承け、僅れて復た興る、然れども竟に其志を得ず、其本宗既に竭くと雖も分流に里見、山名、德川、世良田、額戸、田中、竹林、中澤、大田、大井田、大島、島山、豐岡、今井、大館、堀口、一井、江田、長岡、羽川、桃井、細谷、金谷、岩松等の諸氏あり（氏族志）○岩松氏は江戸時代、上州新田郡の地を食み、頗る優遇せられしが、明治に至り、新田氏に復し、男爵を授けらる、イハマツウヂ」參看、

ニツタヨシアキ　新田義貞　參考 通稱小太郎 系統 義真の長子 事蹟 義貞に伴はれて常に軍中に從ひしが、後ち父の功によりて越後の守護となる、延元元年（北朝建武三年）義貞、皇太子恒良親王及び尊良親王を奉じて越前金崎城に入るや、兵二千餘即ち叔父脇屋義助と共にまづ同國杣山城に入らんとしたるに、城將瓜生保拒みて納れざりしを以て、更に越後に赴かんとせしも、士卒多く遁れ去りしかば、再び金崎城に歸る、之より先金崎城は足利高經の圍む處となりしが、二年の春に及び、大兵日に加はり、城兵糧道を失ひて大に苦しみたるの結果、義貞密に脱して杣山に遁れ援兵を集めんとし、義顯之を留守す、三月敵兵肉薄して城に迫る、時に城兵餓うること久しくして戰に堪へず、外廓既に破れ、城將に陷らんとす、義顯即ち皇太子を奉して遁れしめ、尊良親王と共に自盡す（大日本史）

ニツタヨシオキ　新田義興　名號 幼名德壽丸 系統 義貞の二子、義顯の異母弟 事蹟 母賤しきの故を以て、義貞の愛する處とならず、幼にして上野に居る、延元二年（北朝建武四年）北畠顯家鎌倉を攻めんとし、軍を進めて武藏國府に至るや、義興また兵を起して之に應じ、相共に鎌倉を拔きて四上し、三年春青野原の戰に上杉憲顯を破る、顯家の薨後、其弟顯信に從ひて男山に據り、翠で吉野に趣く、後醍醐天皇引見して其才器を愛し、御前に於て加冠し、今の名を賜ひ左兵衛佐に任じ、北條時行と共に、義貞親王を奉じ、往いて東國を略せしむ、海路風に遇うて諸軍相失し、義興の船武藏石濱に着す、即ち東國に匿る、正平七年（文和元年）春、弟義宗、從弟脇屋義治等と兵を起し、足利尊氏、及び其子基氏を破りて鎌倉を陷れ、暫く其地に屯せしが、尊氏の來攻するに及び、遁げて越後を保つ、既にして武藏上野の豪族の招きによりてまた東國に來り、兩州の間に客たり、將士從ふもの漸く多し、基氏及び畠山國清之を憂ひ、竹澤右衛門、江戸高重等をして密に義興を圖らしむ、二人偽りて義興に降り、甘言を以て之を賂き、勸めて鎌倉を襲はんとす、義興其議を容れ、正平十五年（延文五年）十月を以て發し、途六郷川矢口渡に至り、中流に及ぶの頃、伏兵俄に兩岸に起る、義興兎るべからざるを知り舟中に自盡す、後人祠を矢口に建て新田大明神と稱

せしが、現今新田神社と改稱す（大日本史）

ニツタヨシサダ　新田義貞　參考 系統 朝氏の子 事蹟 世々上野國に住し、豪族たり、元弘三年北條高時の催促に應じ、諸將と共に楠木正成を千劍城に圍みしが、密に勤王の志を抱き、護良親王の令旨を得るに及び、病と稱して本國に歸り、遂に義兵を擧げ、兵を率ゐて鎌倉に迫り、稻村崎を徒渉して奮戰す、高時これを防ぐ事能はずして自盡し、北條氏亡ぶ、師を出してより僅に十五日にして鎌倉平ぐ、即ち使を馳せて捷を後醍醐天皇に奏し、自ら鎌倉に居る、八州の豪族命を聽かざるはなし、天皇義貞の報を得て大に喜び、遽に左馬助を授く、建武元年入朝し、從四位下に叙し、左兵衛督に任じ、上野播磨二國の守護を兼ね、京都を宿衛す、會々足利尊氏天皇の寵を得て、行賞義貞の上にあり、故を以て義貞意平かならず、蓋し尊氏義貞共に源家の二大名族として、世に重んぜられしを以て、當然の結果として勢力の爭を生じ、互に相陷擠せんとするに至れるなり、既にして同二年尊氏鎌倉に據り、義貞を除くを名として叛するや、義貞尊良親王を奉じ、大擧して東海道より進み、矢矧川、瀧坂、手越河等に於て尊氏の兵を破りたれども、竹下箱根の兩戰に大敗して京都に歸る（「タケノシタノタ、カヒ參看）諸國の豪族尊氏に屬するもの多し、延元元年（北朝建武三年）春尊氏の京都に逼るに及び、防戰せしと雖も利あらず、遂に天皇に供奉して延曆寺を保ちしが、北畠顯家の來り援ふに會し、遂に之を破り、尊氏を西海に走らす、功によりて左近衞中將に任ず、既にして赤松則村播磨白旗城に據り

（義貞花押）

て尊氏に應ず、是に於て諸將を率ゐて自旗城を圍み、勝敗未だ決せざるに當り、尊氏西海より捲土重來すの報に接せるを以て兵を回し、楠木正成等と共に、走せて京都に入る、車駕既に還幸し、既にして後醍醐天皇復宜上儔和するに際し、義貞に命じて、皇太子尊良親王を奉じ、北國に赴きて後圖を爲さしむ、義貞乃ち越前金崎城に據る、時將足利高經大兵を以て來り圍むこと數月、二年の春に至り城内糧盡きて外救援なく、而して敵兵日に加はるを以て、密に城を脱して杣山城に入る、旬日の後金崎城遂に陷り、太子慶となり、尊良親王及び新田義顯等自殺す、義貞杣山に在ること半歲にして、また鷲舊之を招きて、三年高經を越後の國府に破り、兵勢亦振ふ、七月高經を黒丸城に攻むるに當り、藤島城に據りて高經に應じたる平泉寺の僧兵の勢猖獗なるを聞き、赴き救ふの途上、高經の兵に會し相戰ひしが、流矢ありて其額に中る、義貞免るべからざるを度り、自ら刎れて死す、時に年卅七、高經を收めて岸水村往生院に葬る、後ち遺骨を稱念寺に改葬す、萬治三年正月福井藩主松平光通、戰場の遺跡に碑を建て、明治三年、藩主小祠を設けて其祀典を行ひ、九年十一月別格官幣社に列ぜられ、藤島神社の號を賜ふ、十四年遷宮す、地は吉田郡牧島村とす、三十一年また福井市足羽山字共遊山の地に移す、明治九年從三位を贈られしが、十五年重ねて正一位を贈らる（大日本史、法令全書、新田公御略傳）

ニツチユウギヤウジ　日中行事　參考

一條 内容 卯時主殿司朝ざめする事より、御湯殿の儀、石灰壇にての御拜、玄の時の下格子、殿上の名對面、夜御殿のさし油など、禁中日々の行事、及び毎月の月奏、祭祓の事等を記す、題名は内裏、禁中、禁裏、禁省の文字を日中行事の上に冠せるものあれども、原名は單に日中行事なりと云ふ、系統 後醍醐天皇の撰ばせ給ひしものにして、後村上天皇の御宇、足利義詮の降を容れて、一統の政を行ひし時、北畠親房に命じて清書せしめたること、建武年中行事中院通透の奥書に見えたり 考證 大石千引の日中行事略解あり、和田英松氏增補して建武年中行事と共に刊行す（增註日中行事略解）

ニツテンシ　日天子　梵語、蘇利耶又は修利と云ふ、日神と譯す、即ち日天なり、又日宮天子、寶光天子、寶意天子と云ふ、帝釋の内臣にて、四天王に屬す、宿世に布施持戒修善奉佛して此の生を受く、其宮殿城廓皆百寶より成る、五風運持して停住せず、須彌山の半を環繞して四大州を照し、冥闇を除破し、萬物を成熟す、一晝夜に巡行する處百四十六萬七千九百十由旬餘なりと云ふ、其宮殿の順行するを目して日輪と云ひ、又單に日とも云ふ（佛教いろは辭典）

ニツポウニデウ井　日峰　宗舜（ソウシュン）を見よ、

ニデウ院　二條院　山城國京都二條の北堀河の東に在り、朱雀院の仙洞なり、村上天皇天曆二年新造して朱雀上皇中宮と共に移徙し給ふ、同三年正月、天皇二條院に幸して太后に拜謁す、後ち白河天皇に傳はる、宇治拾遺に「二條の大宮と申けるは、白河院の宮鳥羽院の御母しろにおはしましける、二條の大宮とぞ申、二條よりは北、堀川よりは東におはしましける」と見えたり、其後の興廢詳かならず（山城名勝志）

ニデウ井　二條院　名號 章子内親王 系統 後一條天皇の第一皇女、母は法成寺關白道長の三女、藤壺中宮藤原威子 事蹟 後冷泉天皇の皇后、

萬壽四年二月内親王と爲り、長元三年十一月一品を授けられ、准三宮となり、長暦元年十二月太子（後冷泉天皇）の宮に入り、寛徳二年正月女御、永承元年七月中宮、治暦四年四月皇太后と爲り、同五年三月御落飾、延久元年七月太皇太后と爲り、承保元年六月院號、長治二年九月十七日崩ず、年八十（女院小傳）

ニデウウヂ 二條氏 姓は藤原、五攝家の一、月輪關白兼實の孫攝政關白道家の三子頁實、父の讓を受け、東二條院（法興院）を傳領して二條京極に居す、依て氏とす、左近衛大將左大臣を經て、仁治三年三月關白氏長者となり、隨身兵仗を賜ふ、是より子孫、近衛九條一條鷹司と交々攝政關白となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる（尊卑分脈、系譜）

○頁實―師忠―兼基―道平―頁基―師頁
- 師嗣―滿基―持基―持通―政嗣―尙基
- 尹房―晴頁―昭實―康道―光平―綱平
- 吉忠―宗熙―宗基―重頁―治孝―齊通
- 齊信―齊敬（ナリユキ）―基弘

ニデウクラブギヤウ 二條藏奉行 職掌 江戸幕府の職名、二條城倉廩の出納を管し、地役の者に扶持米渡し方等の事を掌る、初め京都町奉行の支配、後ち勘定奉行の支配、持高、合力米四十石とす 文献 二條御藏手代、二條御藏番、二條御藏小揚頭 二條御藏小揚之者等あり 起原沿革 寛永二年三人を置きたるを始めとし、爾來一人二人三人四人等の時ありて、人員一定せず、慶應四年には一人ありき（明良帶錄、東徹別錄、同附錄）

ニデウゴテンバン 二條御殿番 職掌

江戸幕府の職名、二條城殿中の守衛を掌る、所司代の支配、役高四百石、役料百俵とす、與力十騎、同心三十人づゝこれに屬す、また二條御殿預と稱す 支配 起原沿革 設置の年代詳かならず、柳營祕鑑、東徹附錄、官中祕策）

ニデウザイバン 二條在番 職掌 江戸幕府の職名、二條城に在番守衛の事を掌る、大番組其任に當り番頭四人、番士五十人を率ゐ、四ヶ月代りにて江戸より上京して交替す 起原沿革 寛永元年四月江戸より上京して之を勤む、每年四月江戸より上京して交替す、文久二年閏八月之を廢し、新に二條定番を置く（ニデウザイバン）參看（官制沿革略史、泰平年表、德川禁令考）

ニデウジヤウ 二條城 所在 山城國京都二條堀河の西、桃花敎業の二坊に跨り、北は大炊御門の南、南は押小路、東は堀河、西は櫛笥に至る、現今二條離宮と稱す 起原沿革 慶長七年德川家康、禁裡の鎭營、及び上洛の時の駐在所と爲さんと欲し、始めて工を起し、同八年に略ぼ落成し、同年三月入城す、世に織田氏の創建と傳ふれども誤なり、元和元年家康樂裏法度を此城にて決行し、また足利、豐臣二氏に微ひ、車駕の臨幸を請はんとし、益々宮殿を修め、華麗を窮極し、更に伏見城の天守及び殿舍を移し、本丸を築く、寛永三年九月御水尾天皇の行幸を請ひて盛事を極め、五年仙洞造營の時、行幸殿及び許多の宮殿を毀ちて仙洞に移し、十一年家光三十萬の兵を率ゐて此に駐旆し、大に武威を耀したることあり、其後本丸、天守、櫓樓等は回祿に係れり、後ち二百年を經て將軍家茂上洛の時、再びこゝに駐旆し、慶喜もこゝに在りて大政返上の表を呈したり、明治維新の後朝廷に收め、明治元年正月太政官代となし、二月天皇臨幸ありて、親征の詔を頒ち給ふ、四年三月京都府の所管となり、假に府廳となし、六年二月陸軍省の管轄となり、十七年七月改めて離宮となし、廿六年苑中に在りし桂宮の宮殿を本丸の遺趾に移され現今に至れり 構造 本丸 東西八十二間半、西面八十五間半、南面八十四間八分、北面八十二間半、堀の廣さ十四間、東西二所に橋を架す、昔は西南隅に天守臺あり、乾艮二方に櫓あり、殿宇其中に突兀たり、皆小堀遠州の企畫に成れり、天主は寛延三年の雷火に、本丸は天明の火災に類燒せり、明治二十六年桂宮の建物を其跡に移す○二ノ丸 外廓東大手門内にて本丸の東に當り、本丸と橋を以て相通ず、面積九千六百三十三坪餘、繞らすに築垣を以てす、家康以來上洛の時館舍に充てたりしが、今は離宮の正殿となれり、而して本丸二ノ丸以外は卽ち外廓にして、昔時は組士の小屋米倉等ありしも、今は一切取拂ひて平地となれり○二ノ丸宮殿 東大手門の内に在り、門を入り少しく西して南向に唐門あり、鑰石門とも云ふ、門内數十間にして御車寄あり、また南に向ふ、階敷級を昇れば第一殿あり、城中最大の建物にして、總坪數三百四十坪餘あり、殿屋南北榮にして北向なり、遠侍ノ間、若松ノ間、芙蓉ノ間、殿上ノ間を經て上段ノ間（勅使間とも稱す）二ノ間に至り、相鱗次して方形を成し、西南角に遠侍廣椽あり、曲折して兩方を繞る、廣椽の西は式臺ノ間、老中ノ間、三間を併せて第二殿とす、東西十四間半、南北十六間、總坪百八十九坪あり、第一殿に次ぐ大廈なり、三ノ間より西第三殿に入る、大廣間、二ノ間、三ノ間、北ノ間、蘇鐵の間を總稱す、蘇鐵ノ間を經て西北第四殿に入る、東西十五間、南北十一間半、諸殿中最も莊麗華美を極めたり、溜ノ間、二ノ間、三ノ間、菊ノ間（四

ノ間とも云）を過ぎ、上段ノ間（黒書院と稱す）を出で長廊を過ぎ、北第五殿に至る、將軍上洛の時、蒞居の室に充てたり、上段ノ間（白書院）二ノ間、三ノ間、四ノ間、東南ノ間等あり、卽ち最北部の別殿にして、構作粧飾等皆制を異にす、凡そ宮殿全部の大形は、東南より西北に延き、風曲雁行し、飛棟傑閣半空に突兀たり、全部瓦葺白木造にして、材は最も精美を擇み、天井、戸障子の繪畫、欄間の彫刻等、金碧絢爛、人目に燦爛す○林泉 大廣間と黒書院との西南に在り、西は本丸の濠に接す、中に大池あり、廣さ四百八十餘坪、加茂川の水を引き、城内に入り瀑布となり池に注ぐ、池中島嶼洲崎を築き、橋梁を架す、奇石怪岩、向背突兀たり、舊と樹木無し、作者の意は樹木の榮枯ありて林泉の觀を變するを恐れ、故さらに之を栽ゑず、只水石の布置を以て一偉觀を作りたりといふ、近年雜樹を叢植し、面目爲めに一變せり、尙詳しくは京華要誌參看すべし（京華要誌）

ニデウジヤウダイ 二條城代 職掌 江戸幕府の職名、二條城を警衛する事を掌る、定員一人、與力十騎、同心三十人、これに屬す 起原沿革 寛永二年渡邊山城守始めてこれに補し、尋で山岡七右衛門代りしが、元祿十二年停廢し、二條城番をして警衛せしむることゝなれり（東職紀聞、東武實錄、柳營祕鑑）

ニデウジヤウバン 二條城番 職掌 江戸幕府の職名、二條城々門を守護警衛する事を掌る、老中の支配、持高、合力米百二十石とす、與力十人、同心三十人これに屬す、また二條城御門番頭、二條定番とも稱す（二條定番は別に文久年間置く處のものあり、別項に出す） 起原沿革 寛永二年始めてこれを置き一員たりしが、元祿十二年城代を廢する後二員となる（東徹、柳營祕鑑、東職紀聞、東武實錄、德川實紀）

ニデウタカクライダイリ 二條高倉内裏 二條殿（ニデウドノ）を見よ、

ニデウチヤウバン 二條定番 職掌 江戸幕府の職名、二條城に在番して警衛の事を掌る、定員二人、役料三千俵、與力三十騎、同心百人づゝこれに屬す 起原沿革 寛永六年始め大番頭より交代して城中に在番せしを廢し、文久二年閏八月改めて本職を置く、「ニデウザイバン」參看（泰平年表）

ニデウテツパウブギヤウ 二條鐵砲奉行 職掌 江戸幕府の職名、二條城に貯藏せる鐵砲の事を掌る、所司代の支配、持高、合力米六十兩とす、同心十人づゝこれに屬す 起原沿革 寛永六年始めて之を置く、爾來一人もしくは二人ありて定まらず、而して元治武鑑を按ずるに、二條武具奉行あり慶應武鑑もまた然り、其合力米及び附屬同心の人數等、相同じきを以て考ふれば、後ち改稱したるものなるべし（東徹、德川實紀、古事類苑官位部）

ニデウテンワウ 二條天皇 名簿 御名は守仁 系統 後白河天皇の皇長子、御母は藤原懿子、鳥羽天皇の皇長子、御母は藤原懿子、鄜に生る、早く特を失ひ、美福門院の鞠養する處となる、久壽二年九月後白河天皇の太子となり、保元三年八月受禪、十二月卽位す、後白河上皇院中に在りて政を聽く、平治元年十二月九日藤原信頼、源義朝等反し、兵を率ゐて後三條殿を圍み、火を放ちて宮を燒き、上皇を一本御書所に遷す、廿二日の夜天皇黒戸御所に遷す、廿二日の夜天皇潛かに宮を出でゝ、平清盛の六波羅第に幸し、上皇また仁和寺に入り給へり、既にして清盛及び其子重盛等、信頼義朝を敗るに及び、廿八日を以て美福門院の入條第に卽し、清盛重盛等の官爵を加ふ、永暦元年太皇太后藤原多子の美なるを聞き、旨を諭して更に之を宮中に納る、世に二代后と稱す、永萬元年六月位を六條天皇に讓り、七月崩ず、壽二十三、山城國葛野郡衣笠村の香隆寺陵に葬る、天皇性沈重にして移らず、藤原經宗、同惟方等を信任し、政事一に關白に詢り、上皇をして與り知らしめず、是に由りて二宮相協はず、近臣事を用ふるもの上皇これを逐ひ、上皇の壓迫は天皇之を貶黜し、放流相踵ぎ、人心危懼を懷く、故に世人評して、天皇政事に長じて幸道に短なりといへり（大日本史）

ニデウドノ 二條殿 所在 山城國京都二條の南、押小路北、高倉西東洞院の東○二條内裏ともに二條高倉殿とも云ふ 起原沿革 藤原道長造營の第宅にして、其子二條關白敎通に傳ほる、後冷泉天皇永承元年四月、大膳職より二條第に幸して御所とし給ふ、是より先き大内裏燒失せしを以てなり、後ち白河天皇に傳領す、鳥羽天皇保安四年、白河上皇備前守長親をして、二條東洞院に新御所を造進せしめ、竣て六月移徙せらる、崇德天皇長承二年より里内裏と給ふ、保延四年二月燒亡す、正元二年四月後嵯峨上皇仙洞とし給ふ、後ち龜山天皇に傳ほり、後宇多天皇文永十一年正月二條高倉殿に讓祚し、皇居と爲し給ふ、弘安元年閏十月燒失す、弘安六年又皇居としたるも、尋で大覺寺流に傳ほり、鎌倉時代末までは存せしも、其後の興廢詳かならず（百練抄、拾芥抄、山城名勝志）

ニデウドノ 二條殿 藤原道兼、藤原道隆、藤原實行をいふ、

ニデウトミノコウヂノダイリ 二條富

小路内裏 **所在** 京都二條の南、富小路の西、萬里小路の東、冷泉の南にあり、故に冷泉富小路殿と云ふ、今の寺町爽川下町の西側に當ると云ふ **起源** もと小川右衞門督入道親兼の家なりしが、後に西園寺實氏の私第となる、貞永元年十月後堀河天皇讓位の後、始めて此所に移御して仙洞とし給ふ、中宮も同じく渡御あらせらる、後ち後嵯峨院之に座し給ふ、後深草天皇建長元年二月、閑院内裏焼失せしを以て、富小路第を假皇居とす、寛元元年正月譲位の後、後嵯峨院と共に富小路殿に渡御し給ふ、後ち持明院流に傳領して、伏見後伏見の二院皆此の御所に御座したりき、花園天皇内裏と定め、正和二年造營數地を評定し、十一月造營始めを行ひ、文保元年竣成して遷幸し給ふ、其結構閑院内裏の如し、元弘元年八月北條高時皇太子量仁親王を立てゝ、此所を御所とす、尋で土御門東洞院に移御す、是を光嚴天皇と云ふ、同三年六月後醍醐天皇隠岐より富小路殿に還御あり、延元元年正月足利尊氏禁闕を犯し、細川定禪火を放ちしを以て遂に焼亡す(山城名勝志、平安通志)

ニデウノキサキ 二條后 **名義** 藤原高子 **系統** 贈太政大臣長良の二女 **事蹟** 清和天皇の女御、陽成天皇、貞保親王、敦子内親王を産み、貞觀十三年從三位に累進す、陽成天皇卽位ぜらるゝに及び、夫人となり尋で中宮と稱す、寛平八年東光寺の僧善祐と姦ぜるを以て、廢せらる、延喜十年三月薨ず、年六十九、天慶六年本位に追復し、二條后と稱す(大日本史)

ニデウノリキウ 二條離宮 二條城(ニデウジヤウ)を見よ、

ニデウヨシサネ 二條良實 **名義** 普光園院入道關白と稱す、法名行空 **系統** 二條氏の祖、九條道家の二男、母は公經の女倫子 **事蹟** 寛喜三年三月累進して官權中納言に進み、同年十月春宮權大夫となる、天福元年四月左大將を兼ね、嘉禎元年六月權大納言に任ぜらる、尋で内大臣と爲る、同二年右大臣に轉じ、從一位に叙せられ、大將元の如し、曆仁元年大將を辭す、同年七月左大臣に轉じ、仁治三年三月關白に補す、寛元二年六月左大臣を辭し、同四年正月關白を辭す、弘長元年四月關白に再補、文永二年閏四月關白を止む、同七年十一月出家、同月廿九日薨ず、年五十五(公卿補任、尊卑分脈、大臣補任)

ニデウヨシモト 二條良基 **名義** 後普光園院大閤と號す **系統** 道平の長男 **事蹟** 嘉曆二年從五位下に叙し、權中納言に累進す、後醍醐天皇西幸の事あるに及び、前任を以て光嚴院に奉仕し、北朝建武三年三月權大納言に轉じ、光明、崇光、後光嚴、後圓融の四帝に歴仕し、内大臣左右大臣を經て文和五年左大臣を辭し、延文三年正月復た關白を辭す、貞治二年六月再び關白に還補し、六年八月之を辭し、永德元年七月太政大臣に進み、二年四月攝政となり、嘉慶元年正月太政大臣を辭したりしが、二年四月また攝政となり、同年二月攝政を辭したりしが、二年四月また攝關となる、卽日辭職し、越えて十二日薨ず、年六十九、眞基博覽にして文才あり、和歌を好む、家集と舊記多きのみならず、諸家の祕書を悉く文庫に藏す、故に朝廷の儀式武家の禮記、山鳥之祕、菟玖波集、魚鳥平家、小倭寐覺等(野史)

ニナイロ 蜷色 **名義** 蜷の色目の名、表は黄にて、裏の青なるものをいふ(四季色目)

ニナイシャウコ 荷鉦鼓 **名義** 樂器の一種、道樂に用ひて、普通用ひず **構造** 鍮石を以て之を作る、其形鉦鼓に同じ、徑八寸高さ及び厚さ之に準す、左右の耳に環を施して輪に懸く、徑一尺二寸許、左右に鈎釘を設けて鉦鼓を懸け、外火炎を作る、其横の左右各四寸許、火炎大太鼓の火熖の如く雲象を彫り、中間に寶珠三ツ、及び龍或は鳳凰を彫り皆彩どる、左方龍右方鳳凰なり、外邊に火形を刻む、朱彩なり、また之を荷ふ棒あり、棒の長さ七尺許、太さ横二寸五分、高三寸許、本末、肩に當る處を圓くす、之を以て火熖を貫きて荷ふ、桴の長さ一尺五寸許、太徑四寸許、頭の圓處、徑り一寸、長さ九分許、皆黒漆なり(樂家錄、樂器考)

ニニギノミコト 瓊々杵尊 天津彦火瓊々杵尊(アマツヒコホニニギノミコト)を見よ、

ニノコ 二皷 皷の一種、細腰皷(クレノツヅミ)を見よ、

ニノヘノコホリ 二戸郡 **所在** 陸奥國 **起源** 寛知集に始めて見えたり、蓋し戰國の際豪部郡を割きて之を置きしものなるべし **沿革** 寛知集以後二戸に作り、郡名考「ニノヘ」と稱す、今之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニノマル 二の丸 城の一部分にして、本丸に隣れる一廓をいふ、二の曲輪ともいふ、江戸城の二の丸につきては、其條に述べたれば就きて見るべし、城(シロ)參看、

ニノマルルス井 二丸留守居 「ルスキ」を見よ、

ニノミヤソントク 二宮尊德 **名義** 通

稱金次郎、法名誠明院功譽報德中正居士、世に報德先生また報德翁といふ **系統** 父は利右衞門、母は川窪某の女 **事蹟** 天明七年七月相模國足柄山村に生る、年十四にして父を失ひ、家貧極まる、尊德夙に起きて薪を伐り、夜は草鞋を作りて更に鬻れ、以て母の手を助く、而して聖賢の道を知らざるは日惜しとして、大學を當に懷中にして之を讀む、十六の時母に別る、因て二弟を母の生家に托し、自ら伯父萬兵衞の養ふ所となる、尊德日夜農事を勵み、務むること甚しきと雖も、萬兵衞吝嗇にして、尊德が夜中讀書することを好まず、之を罵る、固て自ら河邊の磧地を開きて油菜を種ゑ、實を得るに及び之を燈油に代へ、晝は家業を務め、夜は草鞋を作り、夜半人寢ぬるを待ちて書を讀み、算術を學ぶ、嘗に廢家を起さんことを志し、人の顧みざる土地を耕し、捨てたる苗を拾ひて植付け、一莖餘の收穫を得たれば、之を基として日夜家業を勵むこと數年、遂に獨立して家を興すに至れり、當時小田原大久保侯の大夫服部十郎兵衞、家計不如意となり、貢債を償ふこと能はず、遂に尊德を聘して再興するに至る、文政四年、小田原侯の分知、宇津家の采邑下野國芳賀郡櫻町荒廢に歸したりしかば、尊德に命じ之が再興を計らしむ、尊德采地に赴きて調査し、六年、家を携へて移住し、是より自得する所の開拓法を以て風勵施行、擧直奬勵法、無利子金旋回貸附法、報德日課積金法等幷に行ひ、大に德化を敷き、數年ならずして功績大に成る、天保三年常陸眞壁郡青木村邑主川副氏の養嗣を恢復せしめ、四年、下野烏山大久保侯の領民大に飢ふるを以て、藩命を奉じて之が救濟を施し、五年、谷田部の細川侯も亦尊德に請うて、家計の疲弊を興復せり、七年二月、小田原侯尊德を召し、勤勞を賞し、禮服を賜ふ、尊德悦ばず、改めて千兩を賜ひ、駿相豆の三州領中の飢民の救濟を托す、尊德乃ち倉廩を發き、大に其法を行ふ、飢民死せざるを得たり、是に於て開拓法を小田原封内に施行す、過々候逝きて、寧遂に罷む、八年下館侯民政を托す、十一年伊豆韮山の代官江川氏の招を受く、是時に當り、尊德の門に入りて教を受くる者多く、在塾の者常に百人を下らず、十三年八月幕府に召抱へられ、普請役格に班し、印藩沼開鑿の事を命ぜらる、尊德意見を呈すれども、其議遂に用ひらるゝに至らず、乃ち辭して歸る、弘化元年日光神領荒蕪開拓調査方を命ぜらる、中村の相馬侯、國政を擧げて尊德に謀り、專ら興復の事を托す、因て尊德、爲政鑑三卷を著して之を奉る、弘化二年下野眞岡の代官由内氏の屬吏となり、眞岡に移り、其法を芳賀眞壁の二郡に行ふ、嘉永七年日光神領九十村荒蕪開拓の命を受く、乃ち今市驛に移り、日光奉行に屬し、其法を施行す、中途にして病に罹り、安政三年十月二十日歿す、年七十一、下野今市の如來寺に葬る、明治二十四年十一月、從四位を贈らる、後人小田原城趾内及び今市町に其遺德を追慕し、報德二宮神社と稱す、尊德貧賤に身を錄り、寒苦に心を鍛ひ、學問を實際に應用し、而して行事は、德を以て德に報ゆるの道を以てし、其人に教ふるに亦德を以て德に報ゆるの道を以てす、因て報德教と云ふ、其教に法あり、報德法と云ふ、其法に金あり、報德金と云ふ、故に人呼びて報德先生と云ふ、蓋し其教、道德經濟の二途に在り、而して天地の恩德を講明し、其報德に勤むるに在り、其教旨神儒佛の三教に基づく(報德記、二宮尊德翁略傳)

ニハウチ 丹羽氏(播磨三草) 姓は源氏、眞純親王より出づ、其後裔足利泰氏の七男公深、薙髮して律師となる、是れ一色氏の祖なり、其子範氏一色次郎と稱す、其子直氏筑紫探題となる、其長子を氏宗といひ、次子を氏茂と云ふ、氏茂常に宗家の衰運を憂ふ、氏宗の嫡子氏明嗣ぐに及びて、之を輔佐して倶に尾張國丹羽郡に移る、依て丹羽氏と改稱す、氏勝の時織田信長に仕ふ、其子氏次天正十一年德川家康に仕へ、屢々戰功あり、後ち織田信雄に再仕し、伊勢にて七千石を領す、十八年信雄流され、家康關東に入るに及び、武藏の地七千石を賜ばる、慶長六年關ヶ原役の功を以て、五千石加賜、三河國に移封し伊保を治む、寛永十五年氏信壹萬石加賜、美濃國に移封、岩村城を治む、前封と併せて二萬石、元祿十五年氏音封除ぜられ、更に族氏薫に一萬石を越後國高柳に賜ばる、元文四年大阪定番に補ぜられ、封邑美作國に換へ賜ばる、寛保二年播磨國三草に移封し、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜)

○氏明―氏時―氏盛―氏範―氏從(ヨリ)―氏貞(カズ)
氏興―氏清―氏誠(サト)―氏勝―氏次―氏信(アキラ)
氏定―氏純(スミ)―氏明―氏音(ヒデ)―氏蕭(シゲ)―氏槃(ヒデ)
勝道―氏昭(アキ)―氏賢(マサ)―氏中(ノリ)―氏厚(ヒロ)

ニハウチ 丹羽氏(陸奥二本松) 桓武天皇の皇子眞峰安世より出づ、二十九世の孫忠長、長政尾張丹羽郡兒玉邑に住し、斯波義敏に仕へ屢々武功を顯し、その名遠近に聞ゆ、これを始祖となす、初め

平氏を稱し、後ち藤原氏に改め、遂に眞峰氏に復す、その子長秀、天文十八年織田信長に仕へ、屢々武功あり、元龜三年近江國佐和山城五萬石に封ぜらる、信長弑せらるゝや、豊臣秀吉と謀り明智光秀を討じ三法師を主とす、尋で柴田勝家等を討つ、秀吉功を賞して舊領の外越前及び加賀半國を授け、越前守に任ず、男長重、佐々成政に從ひて秀吉を謀りし爲め、越前加賀の領を奪はれ、天正十五年、九州征伐の時、家人軍法に背きしを以て近江を奪はれ、加賀松任城三萬石に封ぜらる、慶長五年前田利長と戰ひしを以て除封、八年一萬石を常陸古渡に賜はり、御話衆に補せらる、其後屢々加封轉移し、寛永四年白河城に治し十萬石を領す、十四年嫡子に偏諱を賜ひ、光重と改む、正保二年二本松城に移る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜)

○長秀——長重——光重——長次——長之——秀延
高寛(ブネ)——高庸(ブネ)——長貴(ヨシ)——長祥(アキラ)——長富——長國
長裕——長德

ニハタウチ　庭田氏　宇多天皇の皇子敦實親王三男源雅信より出づ、九世の孫經資始めて庭田と號す、權中納言正二位に進み、嘉元二年出家す、羽林家の一、將官を經て權大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、華族譜)

○雅信——時中——濟政——資通——政長——有賢
資賢——時賢——有資——經資——蒐資——重資
經有——重有——長賢——雅行——重經——重親
重保——重具——重定——重秀——雅純——雅秀

ニハダチ　庭立　舞樂の時、舞臺を設けずして庭上にて舞を奏するをいふ(歌儀品目)

ニハノコホリ　丹羽郡　所在 尾張國

起源 分國の際之を建て、郡となす 沿革 延喜式丹羽に作り以後同じ、和名抄に五鹿(アブラ)稻木、上春、丹羽、穗積、大桑、下沼、上沼、前刀、小弓、小野、小和名抄に五鹿(アブラ)稻木、上春、丹羽、穗積、大桑、下沼、上沼、前刀、小弓、小野、小日(小口の誤か)等の鄉あり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニハバン　庭番　織豊時代 江戸幕府の職名、將軍の耳目となりて祕密に國事探偵に從事す、若年寄の支配、兩番格小十人格の二種ありて、兩番格は、百俵高、七人扶持にして、小十人格は百俵高、持扶持、部屋住は廿人扶持を給す、卑官なりと雖も、直接將軍に拜謁して意見を具陳し得るを以て頗る權力ありしといへり、大抵十人內外あり 起源 沿革 八代將軍德川吉宗、紀藩より倶び來れる村垣左大夫を以て奥庭の番とし、內密の探偵となしたるに始まる(左大夫は紀藩にても庭番なりき)爾來代々の將軍直接に面命して諸國に派遣し偵察に從はしむ、而して庭番等が、或は陪臣の從者となり、或は工商となりて諸藩の國情を探偵し、歸府の上は、また將軍に面謁して復命す、村垣氏世襲の職にして、兩番(書院番小性組)に補せられて此役を兼ねしが、世襲の外臨時に命ぜられしものもあり、彼の間宮倫宗が西國の某大名(薩藩なりともいへり)の偵察を命ぜられし時、身を經師屋に變じて、城內に入りたるが如き其一例なり(明眞帶錄、官制沿革略史、德川史)

ニハヒ　簫　神樂(カグラ)笛(カグラ)を見よ、

ニハンバ　二半場　江戸時代、御家人の一家格、德川家康より四代將軍家綱の時に至るまでの間に、四丸留守居同心等の職に居りしもの、子孫にして、其抱入れられたる時代は、譜代と同じくとも、譜代と爲さず、而して又抱入(四代將軍以後大番の與力同心等、新に採用せられしものをいふ)にも入るべからざるものをいふ、卽ち譜代と抱入との中間の意なり、四丸留守居與力同心、四丸裏門與力同心、賄六尺、膳所奉行支配寨所石之番番人本丸奥表坊主、女中樣御侍並書役、女中樣御路次之者、同小人、同下男、同仕丁、同陸尺並小間遣之者、臺所小間遣等の職に任ぜらるゝものこれなり(明眞帶錄、古事類苑官位部)

ニヒ井ノコホリ　新居郡　所在 伊豫國

起源 始め神野と稱す、孝謙天皇紀に見ゆ、大同四年九月新居に改む、嵯峨天皇の諱を避けしなり 沿革 續紀神野に作り、日本後紀新居に作る、以後之に從ふ、和名抄に新居、丹上、島山、花、賀茂、神戸等の鄉あり、郡名考「ニイ」郡銘錄新井に作りて「ニイ」と訓じ、地誌提要「ニキ」「ニヒキ」兩樣に訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニヒガタブギヤウ　新潟奉行　職掌 江戸幕府の職名、新潟港出入の船舶の事を管し、其地の市政を掌る、老中の支配、芙蓉間詰、千石高、役料千俵とす 沿革 新潟奉行支配組頭、二人(持高、役料二百俵)同支配廣間役六人(高百俵、百人扶持)同定役十七人(高五十俵、十人扶持)同見習六人(五人扶持)同並役(二十俵高、二人扶持)同足輕二十人(四石二斗二人扶持)同水主頭取(同上)同足留水主三十人(一人扶持)同手附出役(二人扶持) 起源 沿革 天保十四年六月始めて一員を置く(東鑑、同別錄、同附錄)

ニヒクラノコホリ　新座郡　所在 武藏國

起源 孝謙天皇の天平寶字三年八月新羅郡を置き、後ち新座と改稱す 沿革 延喜式以後新座に作る、和名抄に志木、餘戸等の鄉あり、郡名考「ニイクラ」と訓し、郡銘錄「ニイザ」と唱ふ、地誌提要「ニヒクラ」に復し今之に從ふ、明治廿九年北足立郡に合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ニヒタノコホリ　新田郡　所在 陸前國

起源 續紀聖武天皇の天平九年四月の條に新田柵見ゆ、蓋で建てゝ郡となし、桓武天皇の延曆十八年三月讃馬郡を併す 沿革 延喜式新田に作り「ニフタ」と稱す、和名抄に山沼、仲村、貝沼、餘戸等の鄉あり、拾芥抄又此郡名を載す、後ち廢して栗原郡に併す、寛知集以後之に仍ろ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニヒナメマツリ　新嘗祭　「シンジャウサイ」ともいふ、

ニヒバリノコホリ　新治郡　所在 常陸國

起源 孝德天皇の朝建てゝ郡となす 沿革 續紀延喜式又新治に作る、和名抄に坂門、竹島、沼田、伊讀、博多、巡廻、月波、大幡、新治、下眞(シモツマ)巨神(オカミ)井田等の鄉あり、鎌倉時代郡名大に衰れ、東郡、中郡、西郡の稱あり、東郡又笠間郡と稱し、中郡を中郡庄と稱す、西郡を南北二條に分ち、南條を關郡及び下妻庄と云ひ、北條を小栗保及伊佐郡と唱へ、遂に新治の名を失ふに至る、文祿檢地の時、東郡を茨城郡に併せ、中郡を那珂郡と稱し、西郡北條を眞壁郡に併せ、西郡下妻庄を河內郡と稱す、那珂河內皆本郡と相隔るを以て、西那珂、西河內と稱す、元祿中、西那珂を茨城に併せ、西河內を眞壁に併す、明治廿九年筑波信太郡の一小區域を本郡に編入し、同時に又本郡の葛城大穗田永山の三村を筑波郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ニヒヤクシキ　新川郡　所在 越中國

物事の成就を云ふ、畫工が筆を置く、東寺、高野山等にあり、三昧の上にて、三十寺とあるは、定額廿四口入寺に對する言なり、東寺にては承和四年、これを定め、高野山は康平八年入寺六人を定めたり、後には增して八十五人となれり、又石清水八幡宮寺に、社僧の入寺十人を置きたり(東寺長者補任、紀伊國續風土記、檜別當宗清願文)

ニフダイ　二分代　年給(ネンキフ)奏石)にて、二分(目)の代に、內官の內舍人助充屬の中を申任するを云ふ、長德三年東宮(三條天皇)の二分代として、源治を內舍人とせしを始めとす(年給考)

ニフダウ　入道　佛道に歸入するを云ふ、後には在家にして剃髮著衣する者の稱となる、神皇正統記藤原兼家出家の條に執政の人出家の始めなり、其頃出家の人なかりしかば、入道殿となん申ける云々とあり、一說に、入道は貴人のみに用ひ、位卑き人は新發意と云へる習なりと云へども、必ずしも一定せず、上下に通じて用ひたるなり、

ニフダウシンワウ　入道親王　親王(シンワウ)を見よ、

ニフタノコホリ　新田郡　所在 上野國

起源 光仁天皇紀寶龜二年十月の條に始めて見ゆ 沿革 延喜式又新田に作る、和名抄に新田、澤野、石西、祝人、淡甘、驛家等の鄉あり、中世全郡を新田莊と稱し郡名廢す、後ち村里荒帳往々勢多郡新田領と記する者あり、尤清雜を極む、江戸時代の始め之を復して新田郡となし、正保圖之を載せ、以後又之に從ふ、寛文十一年古の笠懸野を墾闢して、大原本町等十餘となす、郡名考「ニッタ」と稱し、地誌提要「ニフタ」「ニッタ」兩樣に訓す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ニフチヤウ　入定　佛教にて禪定に入ること、を云ふ、定は、梵語禪那の譯語にして靜慮とも云ふ、智度論に「入定火亦不ㇾ能ㇾ害、亦不ㇾ命終」とあり、後

に死のことにも用ひることゝなる、

ニフノカハカミノジンジヤ　丹生川上神社　所属社　大和國吉野郡南芳野村丹生〇現今官幣大社　祭神　高龗神、闇龗神（水神罔象女神を祭り、雨師神とも稱す）　起源沿革　傳に云、天武天皇四年に祀ると、昔此神教へ給はく、人聲の聞えざる吉野丹生川上に、我宮殿を建て敬ひ奉らば、甘雨を降して霖雨を止めんと、因て宮社を造るといふ、淳仁天皇天平寶字七年五月旱するを以て、幣帛及び黒毛馬を奉り、光仁天皇寶龜四年、四戸を神封に充て、六年九月、霖雨の斷の爲めに幣帛を奉り、留後この神を祭るもの、旱には必ず黒馬を奉る、霖雨には必ず白馬を奉る、桓武天皇延暦十九年月次祭に預り、嵯峨天皇弘仁九年從五位下を授け、陽成天皇元慶元年、正三位に進め、宇多天皇寛平二年從二位に至る、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、祈年、月次、新嘗の案上官幣、及び祈雨の祭に預る、凡そ其祈雨幣は、大和社神主をして事に與からしめ、奉幣の事屢々國史に見えたり、降りて明治の代官幣大社に列す（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

ニフノコホリ　丹生郡　所在　越前國　起原　光仁天皇紀寶龜五年三月の條に始めて見ゆ、嵯峨天皇の時今立郡を分置す　沿革　和名抄に賀茂、野田、丹生、岡本、泉、從省（ヘトム）下知、朝津、三太等の郷あり、後ち南境を割て南條郡を建て、本郡を丹生北郡と稱す、正保圖南條を南中條に作る、寛文中更めて丹生郡、南條郡の二郡となし、寛知集以後之に仍ろ、郡名考「ニブ」郡名錄「ニフ」と訓じ、地誌提要「ニア」と稱す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ニフボクダウ　入木道　名義　書道をいふ、また筆道とも稱す、入木道とは、晉代の王羲之が、成（大師流）（三筆三蹟）（大師流）帝の時、北郊の祀の祝版にかけるものを、後に削りて見るに、其筆勢深さ七分ばかりも、墨色のしみ入りしよりいひ初めて、唐代の人はなほ、當時の書を觀て、二王の風ありて、唐人の筆迹を學べりといへり、保元、平治の頃に至りては書益々古に及ばず、されど藤原忠通の如きは、大に當時に貴重せられ、多く神社佛字の額を書きたりき、又其頃童子に始めて書を教ふるには、假名起りてより後は、難波津、淺香山の二歌を授け、且つ平假名の前に片假名を授けしが、後には平假名の伊呂波歌を授けて之を假名手本といへり、假名は一名を女手と稱し、婦人の書くべきものとしたれば、婦人には妙手尠なからざりき、而して藤原行成の子孫は、累世書を能くし、十數世の久しきに及び、之を世尊寺流と稱し、（世尊寺家）（本手名假）（ヘセソンジリウ）染看）入皆其風を尚べり、世尊寺家の絶ゆるに及び、清水谷家にて、其法を傳へしが、清水家中絶の後は、持明院流にてこれを承けたり（ヘヂミヤウキンリウ）染看）然れどもまた藤原忠通の風に倣ふ者多かりしが、伏見天皇の皇子青蓮院尊圓法親王に至り、最も書に妙なりしかば、朝野の書法是に於て一變せり、これを青蓮院流、又は御家流と稱し（ヘオイヘリウ）染看）青蓮院にて世々これを傳へたり、然れども假名に至りては、尊圓は伏見天皇に及ばざれば、假名はなほ伏見院流と稱して、後世これを學べり、是より先き禪宗傳はりしより、僧には黄庭堅、張即之等の書に法るありて、吾邦從前の規矩を守らず、且つ元の僧一寧來朝し筆錄を善くしたれば、精帛を持して書を索むる者常に門に盈てりといふ、僧中正の如きは眞草兼備し、自ら一家を成し、當時の佛盧、官舍の殿榜、柱聯、靈く其手に出でたり、江戸時代に及び、近衛信尹能書を以て名あり、これを三藐院流とす、時に本阿彌光悦（世に光悦流と稱す）僧照乘（世に流本流と稱す）と共に三筆と稱せり、尊純法（流院見伏）（流家御）（流尊尊世）（流院明持）

親王の門人（或はいふ照乘の門人）に大橋長左衛門（大師流）といふものあり、卽ち大橋流の祖にして、幕府に用ふる所は、多くは此流なり、又藤本敬直（貫茂流）佐々木志津摩（志津摩流と稱す）あり、なほ建部傳内を祖とするものあり（傳内流と稱す）是等は概して舊套を脱せざるものにして、唐様と稱するものは、元祿の頃細井廣澤出づるに至りて、始めて盛なり、廣澤の學は北島雪山より出で、眞行草の外に、篆隷を能くしたり、之を廣澤流といふ、纂書は殊に書する者なかりしに、延寶の頃支那の僧心越歸化して、其法始めて明かなりしといふ、廣澤と同時に、深見去僞、林道榮あり、井に長崎の人にして、能書の名あり、これより後、天明寛政の頃澤田東江あり、文政天保の頃市川米庵あり、卷菱湖あり、皆善書を以て著はれ、或は碑子昂に法り、或は米元章に依り、專ら書を以て業とし、諸體を兼ねて書家と稱せり、當時書家の名は唐様に限れるなり、彼の和様家は、多くは行書の一體に止り、手習師匠と稱するものは、皆此體を用ひ、幕府大名の祐筆、其他農商の業、通常の人は、多くこれに依り、唐様は多くは、儒者詩人浮屠の徒に屬せり、故に儒者には唐様を善くするものありて、萩生徂來、賴山陽の如き、井に著名なるものとす、また假名に於ては橘千蔭あり、近代の名家と稱せらる、世に千蔭流といふ、いま重なる流派の傳統を示せば左のごとし　流派　大師流、定家流、青蓮院流（御家流、または尊圓流）三藐院流（また近衛流）瀧本流、光悦流、世尊寺流、持明院流、大橋流、傳内流、伏見院流、廣澤流、志津摩流、千蔭流等其他なほ多し（傳訓集、和漢三才圖會、二老略傳、諸家々業記、大師書流系圖、鑒定便覽、德川實紀、日本教育史資料、日本教育史、史學雜誌、本朝の入木道）

（流師千）

〇王羲之—王獻之—羊欣—王僧虔—蕭子雲—智永—虞世南—陸東之—張旭—徐浩—韓方明—空海（大師流）
　皇甫閲—柳宗元—橘逸勢
　嵯峨天皇—小野篁—紀夏井—藤原敏行—小野義材
　淳和天皇　仁明天皇
　藤原伊衡—小野道風—大江匡時—藤原佐理—藤原行成（世尊寺流）（中略）—藤原公任
　藤原定頼—藤原兼行—藤原俊房—覺融—藤原敎長—
　藤原成頼（中略）曾我孝成—飯河秋共—賀茂成定
　藤原忠通　近衛信尹（三藐院流）本阿彌光悦（光悦流）
　角倉與市玄之（角倉流）
　藤木敦直（貫茂流）佐々木志津摩（志津摩流）
　世尊寺經尹—尊圓法親王（御室流、中略、世尊寺流）
　同行房—尊圓法親王（御室流）
　同行尹（中略）同行高—持明院基春（持明院流）
　建部傳内廣文（傳内流）
　尊純法親王—大橋長左衛重政（大橋流）

【備考】飲河秋共は、諸家々業記には世尊寺行朝、同行尹の二人に作る、今大師書流系圖に從ひ、大橋重政は瀧本流の祖昭乘に受業ぜりと二老略傳にあれど、いま教育資料に從ひ、光悦は近衛信尹の門人と二老略傳にあれど、今鑒定便覽に從ふ、

〇文衡山—文彭
　文嘉—文啓美—全梁—任德元—愈立德—北島雪山—
　細井廣澤（廣澤流）思恭（思恭流）
　三井親和（親和流）
　松下葛辰（葛辰流）

ニホヒノヲドシ　匂威　何色に限らず、釉草摺の上の方色濃く、次に中色、次に淺色、次に白と次第に薄くしたるを云ふ（ヘヲドシ）參看）匂とは薫物の香のとりとめなく、次第にうすれ行く様の義、萌黄匂、櫨匂、紫匂、蝦匂等あり（軍用記、鎧色一覽）

ニホン　日本　我が帝國の國號、日の出づる處の義、されど日本なる文字が國號として何時代より用ひられしか、將た如何に訓じたりしかに付き、學者間諸説ありて、今なほ定説なし、（一）水居宣長は、日本の號は、孝德天皇の、大化元年に、新に制定せられたるものにして、始めよりニホムと字音にて唱へたるものに係り、日本紀皇極天皇の卷すでに、ヤマトといふに日本なる文字を用ひたるは、日本紀擬定の時に、改め書したるものにして、ヤマトに日本といふ文字を填用するは、日本紀に始まる（日本國號考）といひ、（二）伴信友は、日本なる號は、もと早く韓人の稱へ始めしものにして、我國にても、其稱號の佳なるにより、採用したるものなり（中外經緯傳）といひ、（三）星野博士は、上古早く既にヒノモトといふ稱あり、而して日本なる文字は、ヒノモトといふ原語に對し、填用せしものなり、ヒノモトとは邦人自ら稱する處にして、外國にてもこれを傳承し、從て我國をヒノモトの國と稱したるとなるべし、なほ日本を、普通に字音を以て、ニホンと呼ぶ

嵯峨天皇宸筆

北嶽華山延暦寺一宇上
勅賜額
院受菩薩大戒位頭
永電慈恩校濟謹和南疏
弘仁四年四月十四日受菩薩戒竟 沙門最澄

空海書

法大勇毘奘建法幢報
仏恩徳望三惟煩勢捨
降赴此院此四望、為
天皇陛宸条状上
五月十日

橘逸勢書

聖汎俱生愛河慧
柯一飛便超苦海空
有二縁真佑益照
六夜圓淡三明河

小野道風書

勅答状 乃、ここ多年
永久に来修理要少
未理要留少来乃
八稼ら持仁勅

藤原佐理書

修理東塔事
専修学問僧
等状
右被大納言
藤原朝臣宣
偁、件僧所
奏、事既
有実、宜
依請者、
勅旨如
件、

藤原行成書

申請流のするんなり
まりてまりまる
まるのたほまりまる
まんのまりまりまる
なりまりまりまりまる
まりまりまる

尊圓法親王書

勝地不来尋号
芳来意家二
千二百年四度

に至りしは、後世專ら漢文を使用し、多く音讀を用ひしが爲めにして、初めよりかく定められしにあらず（史學雜誌）といひ、（四）木村博士は、日本といふ稱は、崇神天皇頃より韓國との交通開けたるの際、同國人の云ひ出したるものにして、後ち我國にても之を採用し、初めは外國人に對する時にのみ用ひ、最初よりニホンと音讀せしものならん（東洋學藝雜誌）といひ、伴信友以下木村博士に至るまでは、國號の制定を以て、本居宣長と同じく、大化改新の時に係けたり、（五）内田博士は、ヤマトといへる語を、漢字に寫す場合に、我國が日の出づる方に在る國、即ちヒノモトノクニなるを以て、其考にて、日本なる文字を填補したるものにして、最初よりヤマトと訓じ、ヒノモトともニホンともいひしにあらざりしが、後世音讀の行はるゝに及び、ニホンと稱するとなれり（史學雜誌）といひ、（六）喜田文學士は、我國は地理上、支那等より東方に在るが故に、國名としては、古へよりヤマトといふと雖も、早くよりヒノモトなる思想ありて、枕詞として、日の本のヤマトなどいふともありしが、日本紀を撰する時、其枕詞の文字を取りて、日本の二字をヤマトなる國名に宛て、畿内の一國なるヤマトに、倭或は大倭と用ふるものと區別し、而もなほヤマトと訓じ來りしが、後にヒノモト或はニッポンと文字通りに讀むととなりたり（同上）といへり、史を按ずるに、日本なる文字の使用せられたる年代は、書紀、神代卷より、既に見えたれども、それは同書撰定の時追書に係れること、先賢の定論あり、下りて繼體紀二十五年の條に引用せる百濟本紀の文中に、日本天皇の句あり、欽明紀十一年の條に引用せる同書には、日本使人の句あり、百濟本紀の編纂せられたる時代が、これより以後なることは勿論なりと雖も、其文の趣を見るに、同時代記錄の原文を其儘採錄したるものと考へらるゝが故に、これを以て吾人が比較的安心すべき範圍に於て、日本なる文字の書に見えたる始めとなすべし、以て當時既に韓土に在りて、日本なる文字を、吾が國號として用ひしを知るべきなり、されど此文字が、日本人によりて使用せられしに起因するか、韓人の使用に起因するかは疑問なりと雖も、日本の義が日の出づる處の意にして、或る意味に於て美稱なるより考ふれば、蓋し邦人の自稱より起りしものならん、されど伴、木村兩氏の主唱する如く、韓人の呼びなしたるものにしても、後ちに我國にて採用せしといへるも、亦絕對に非定すべからざるなり、なほ我國の書に於てこれを使用せるとは、孝德紀大化元年の條に、明神御宇日本倭根子天皇と稱して用ひられし時代なるをおもへば、絕對に枕詞と解するよりは、地名を二つ重ねたりと見ること至當なるべく、なほ拾遺集には「ひのもとに咲ける櫻の色見れば」の歌を載せ、源氏物語には「ひのもとには更に御覽じうる處なし」とあり、此時に及びては、日本の和訓は、專らヒノモトとして用ひられしものなるべし、爾來ヒノモトの和訓と、ニホン、ニッポンの音讀と併用せられたりしが、近世に至りては、和訓を用ふるは、擬古文もしくは歌謠に限られ、明治以後は音讀を以て正格となせり、然れどもニホンとニッポンとの併用は、今なほ舊のごとくいまだ定まる處なし（日本銀行の兌換券には羅馬字にてニッポンギンコーと記したり、文部省の國定教科書またこれと同じ）なほ日本の文字、支那人ニッポンまたはジンポンといへるより、マルコポローの紀行にはジイポンシ、又はシパングーと記し、更に轉化して英米語にては、ジャパン、和蘭、獨逸語にてはヤポン、伊太利語にては

ヤポネ、佛蘭語にてはヤポン、西班牙語にてはパポン、葡萄牙語にてはゼハンなど稱することなり、今日にては官民共外語文にて認むる場合は、皆其國の語に從へり（日本國號考、史學雜誌「日本國號考」同「日本國號考の補考」同「星野氏の日本國號考に就て」同「駁星野氏日本國號考の補考」同「日本號の起原」同「日本號に關する諸家の說に贊成す」）

ニホンイツシ　日本逸史　巻數四十卷、國史大系第六卷に收む　内容日本後紀が散逸して備はらざるを概し、其時代即ち桓武天皇の延曆十一年より、淳和天皇の天長十年に至るの間の史實を、日本紀略、類聚三代格、政治要略、及び其他の書籍に就きて渉獵し、原文のまゝ編年史體に編纂し、一々其書目を註したるものに係り、單に後紀の缺を補ふに足るのみならず、此時代の事を研究せんとするものに、多大の裨益を與ふ、享保九年に刊行せり　著者鴨祐之（日本逸史）

ニホンギノツボネ　ラサキシキブ（紫式部）を見よ、

ニホンキリヤク　日本紀略　巻數嘉永の刊本十四卷、國史大系第五卷に收む　内容神代より後一條天皇までの重なる史實を、漢文にて編年體に略記したるもの、神代より宇多天皇までは、概ね六國史を抄略して文を爲し、醍醐天皇以後は、書法體裁前紀と異なり、全く編者の記述に係る、而して六國史を抄出したる部分は、本史と互に出入ありて、對照するに利する處多く、其以後は、正史なき時代なるを以て、讀史者にとりて大に便益なり、嘉永の刊本は、山崎和雄の標注校訂を加へたるものにして、醍醐天皇以後に屬す、なほ本書は日本紀類、編年略記の別名あるのみならず、醍醐天皇以下後一條天皇に至るの紀

ニホンコウキ　日本後紀　巻數四十卷、國史大系第三卷に收む　内容恒武天皇の延曆十年より淳和天皇の天長十年二月迄、凡四十二年間の史實を、漢文にて編年體に記述したるものにして、繼日本紀に續ける正史なり、本書は中古以來亡佚せるを、嵯峨天皇の勅命に依りて、藤原冬嗣等勅撰、或は云ふ藤原緒嗣撰（國史學の粲、群書一覽）

ニホンサンシャウニン　伊勢神宮の慶光院上人、尾張熱田の聲願寺上人、信濃善光寺の大本願上人の併稱なり（善光寺名所圖會）

ニホンシヨキ　日本書紀　巻數三十卷十五册、國史大系第一卷に收む　内容神代より持統天皇迄の史實を、漢文にて編年體に記述したる正史なり、第一、第二の兩卷は神代紀にして、本文の外別に、請家の傳說を彙め、一書曰として附註せり、第三卷以下は神武天皇より持統天皇に及ぶ、神武天皇以下歷朝の事蹟は、古事記に勝りて精しく、されど漢文なるを以て、まゝ文飾に流るゝ所あるは本書の缺點なり、故に兩書相俟ちて上古史を明かにすることを得、本書刊本の傍訓は、養老以來博士等の進講せし時に施したるものにて、其訓の萬葉集にも見えざるもの多し、刊本は慶長四年勅板の神代卷、同十五年古寫本に據りて全部活版、其後寛文九年に訓點を加へて活版せるもの、今の普通本なり、其他寛政の小寺本、文政の大關本等あり　著者元正天皇の養老四年一品舍人親王及び太安麿等勅撰　註釋貧老年中以後請家進講の私記、釋日本紀、神代紀口訣（忌部正通）日本紀纂疏（一條兼良）日本紀通證（谷川士清）書紀集解（河村秀根）標註日本紀（數田年治）日本紀類聚解（夏目甕麿）日本紀通釋（飯田武郷）其他神代の卷に關するもの尚多けれど一々擧示せず（國史學の粲、群書一覽）

ニホンジユン　二孟旬　孟夏旬、孟冬旬をいふ、「ジユン」を見よ、

ニマノコホリ　邇摩郡　所在石見國　起原國郡の制定まるに及び石見國は凡て五郡を管す、蓋し此郡も亦其一なり　沿革和名抄に託農（タクノ）大國湯泉（ユ）杵道、大家、群治等の鄉あり、後ち安濃郡、西北靜間鄉の地を併す、以後變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ニンアン　仁安　名義六條天皇御宇の年號、永萬二年八月二十七日、代始に因りて改元す、三年を經て、高倉天皇嘉應と改む　出典毛詩正義に「行寬仁安靜之政、以定天下、得至於太平」とあるに據る、文章博士藤原成光之を勘申す（國號年號譜）

ニンカイ　仁海　名称統俗姓は宮道氏　事蹟天曆九年和泉（或いふ丹波）に生る、幼にして出家し、高野山に登りて眞雅に師事し、後ち醍醐寺に投じ、石山内供淳祐の附法元果僧都に就いて傳法受灌す、寬朝示寂の後其聲譽大に揚る、寬仁二年權律師となり、翌年東者二ノ長者、東大寺別當に補し、僧正に昇進す、長元の頃醍醐寺の近隣小野に一寺を開きて兩部曼荼羅を安置し、曼荼羅寺と號し、彌來此に留りて、聖寶以來嫡流の眞言を弘演し、門下甚だ盛なり、世に小野流と稱す、長久四年正月より五月に亘りて請

國雨降らず、而して仁海は、大師以來一家の相傳を以て、請雨經法の靈驗顯著なるの故を以て、後朱雀天皇特に勅して雨を祈らしむ、卽ち六月八日より宮中に入りて法を修すること六日、大雨沛然として降り、朝野其高德を感歎す、天皇勅賞して輦車を恩許し、且封七十戸を賜ふ、これより世に雨僧正といふ、永承元年五月寂す、年九十二(元亨釋書・日本佛教史綱)

ニンカウテンワウ　仁孝天皇　名諱　御名は惠仁(アヤヒト)、系統　光格天皇の第四皇子、御母は東京極院藤原婧子、第百二十代の天皇、即位　文化六年光格天皇の太子となり、同十四年三月受禪、九月卽位す、天保十二年閏正月廿七日諡を先帝に奉りて光格天皇と云ふ、嘗て宇多帝諡法を停められしより始ど六十世、爰に於て舊に復す、在位廿九年、年號を改むる事三、三年正月廿六日崩す、御年四十七、京都市下京區今熊野町の月輪陵に葬る(野史、陵墓一覽)

ニンキフデン　人給田　莊園内に於て莊司に賜ふ得分田を云ふ、東寺百合文書、高野山文書等に見えたり、

ニンケンテンワウ　仁賢天皇　名諱　御名は億計王、又は大脚(オホシ)、字は島雄子(シマヲカ)、系統　市邊押磐皇子の皇長子、御母は荑媛、第二十四代の天皇、即位　市邊押磐皇子の、雄略天皇に殺さるゝに及び、皇弟弘計(ヲケ)王と共に難を丹波國余社郡に避け、更に播磨國赤石郡に赴き、縮見屯倉首忍海部細目の家僮となる、會々清寧天皇の二年一月、播磨國司伊與來目部小楯、赤石郡に來り細目の家に宿れるの際、弘計王、歌に托して押磐皇子の王子たるを顯はしたるを以て、小楯驚き、急使を以て天皇に奏す、時に天皇皇子なかりしかば、大に喜びて二王を迎へ、億計王を立てゝ太子と爲す、天皇崩するの後、太子、弘計王の功績を稱へて天位を讓る、顯宗天皇之なり、億計王太子たること蓋の如し、三年天皇崩するに及び、はじめて位に卽き、大和國石上廣高宮に都す、十一年崩す、河内國南河内郡藤井寺村大字野中の埴生坂本陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ニンジヤウボン　人情本　小說(セウセツ)　を見よ、

ニンジユ　仁壽　文德天皇御宇の年號、嘉祥四年四月二十八日、卽位改元、三年を經て齊衡と改元す(文德實錄)

ニンセイヤキ　仁清燒　京燒(キヤウヤキ)　を見よ、

ニンソクヨセバ　人足寄場　名義　江戸時代無宿の者、幷に寺社町勘定の三奉行、及び火附盜賊改加役の取計らひし囚徒の中にて、入墨、敲等輕罪の者が、所刑既に濟みたるも引取人なきもの、又は引取人あるも再犯の廉あるものを、人足として使役する處を云ふ、正しくは加役方人足寄場(ニンソクヨセバ)ともいへり　所在　江戸石川島

ニンダイジンノセチヱ　任大臣節會　大臣を任命する時、朝廷より賜はる御酒宴を云ふ、其儀式は玉葉文治二年十月廿九日、愚昧記文治五年七月十日の條等に委しく見えたり、就て見るべし、

ニンチ　仁治　年號　四條天皇御宇(鎌倉執權北條泰時)の年號、延應二年七月十六日、天變地震に因て改元す、三年を經て後嵯峨天皇寬元と改む　出典　書義に「人君以て仁治三天下こしとあるに據る、大力の多少に從ひて賃錢を與へ、其內三分の一を預り置き、放免の時、これを附與す、而してよく規定を守り、且手業等に精勵し、改悛の効著しきものにして、引取人あるは、其身元を糺したる上にて放免し、引取人なきは、生地の名主或は地役人に引渡したり、放免の際には手當として錢五貫文乃至七貫文を與へ、品によりては、百姓ならば相應の土地、江戸市民ならば、生地へ店を開かしめ、職業用の諸道具をも官より給與するの制なりき、人足の數は寬政年間には約百二三十人なりしが、後漸く增加し、天保十三年には四百六十餘人、弘化元年には六百餘人に及び、幕府の末年には、大抵平均四五百人なりしといふ、經費は設置の年には米五千俵、金五百兩を下附し、翌年よりは米三千俵、金三百兩を以て常經費と定め、其不足は島內貸地の地代、及び人足の手業より生ずるものを以て支辨せり、また其刑罪は、別に寄場內の規定ありて所罰したり、かくて王政維新の際に至り、人足を悉く解放し、途に寄場を廢す○常州筑波郡上郷村の寄場は、石川島と同じく、寬政二年二月におきしが、幾もなくしてこれを廢し、函館には文久元年三月に設立せり、廢したる時代評ならず(憲教類典、寄場人足仕置幷心得書、寄場人足仕置書留牒、嘉永明治年間錄、德川太平記、江戸會誌)

藏卿式部大輔菅原爲長之を勸申す(國朝年號譜)

ニントクテンワウ　仁德天皇　名諱　御名は大鷦鷯皇子、系統　應神天皇の第二皇子、御母は皇后仲姬命、第十六代の天皇、即位　應神天皇初め少子菟道稚郎子を寵し太子となしたりしが、天皇の崩後太子位を以て大鷦鷯皇子に讓りてこれを菟道に避け、互に揖讓すること三年の後、太子遂に自盡せるを以て、卽ち位に卽き、攝津國難波高津宮に都す、四年天皇高臺に登りて遠望するに、烟氣域中に起らざりしを以て、百姓の窮乏せるを察し三年の間課役を免じ、用度を儉にし給ひしが、三年の後再び遠望するに、烟氣盛んに起れるが故に大に喜び、朕既に富めりと宣へり、皇后磐之媛傍に在りて、今や宮室析壞し暴露を免れず、何をか富めりといはんやと訝りたるに、天皇は、天の君を立つるは、もと百姓の爲なれば、君は百姓を以て本と爲す、百姓の富めるは卽ち朕の富めるなりと宣へりといふ、百姓傳聞して感激し、調を納れて宮室を營まん事を請ひしも聽し給はす、數年の後始めて課役を科せて宮室を造るや、庶民悅びて營作に從ひ、幾ならずして成る、世に聖帝と稱し奉る(高きやにのぼりて見れば烟立つ民のかまどはにぎはひにけり」といへる歌は、御製なりとして世に傳ふるものあれども、蓋し誤傳なり、此歌始めて和漢朗詠集に見えてより、扶桑略記、水鏡、新古今集にも載せたり、而して朗詠集なるは、帝王の題中に見えずして、國司の唐名なる劍史の題中に見えること注意すべきなり、且つ歌調を按ずるも、後世のたものなること疑ひなし)天皇また大に開墾のことに注意し、十一年には宮北の郊原を堀りて、所謂難波の堀江を通じ、茨田堤を築き、なほ河内なる和珥池を造り、槇野堤を築き、攝津東生郡なる猪甘津に橋を渡し、大道を作り、尊で河内國石川郡なる感玖に濕邏な道ずる等、土功見るに足るもの多し、八十七年正月十六日崩ず、壽詳かならず、和泉國泉北郡舳松村の百舌鳥耳原中陵に葬る(大日本史、陵墓一覽、大日本通史)○按ずるに、天皇と稚郎子と皇位互讓のことは、蓋し疑問の存する所にして、書紀に傳へたるがごとく、形式上の互讓にあらざるは、伴信友既に中外經緯傳に之を疑へり、思ふに稚郎子の御母は身分賤しきに反し、天皇の御母は皇后にして、有力なる武内一族の後援を有し給へるがゆゑに、皇位繼承に關し、勢力の爭ありしに基因せるものに似たり、

ニンナ　任那　「ミマナ」を見よ、

ニンナ　仁和　光孝天皇の御宇の年號、宋一年は宇多天皇の御宇に係る、元慶九年二月二十一日卽位改元す、四年を經て、宇多天皇寬平と改元す、

ニンナジ　仁和寺　所在　山城國葛野郡花園村字御室○山號大內山、世に御室と稱す　別名　眞言宗、大本寺なり○本尊阿彌陀如來　起源沿革　光孝天皇の勅願により、仁和二年八月小松鄉大內山の麓に造營の工を起し、未だ成功に至らずして崩御あり、宇多天皇、先皇の遺志を繼ぎ、同四年八月落成供養ありて、大內山仁和寺と勅號を賜ふ、天皇落飾の後、卽ち延喜元年十二月其南に一宇を造營し、此に遷御あり、仍往信につき、法皇眞言密經藏、文庫、寶藏等あり○寶物は、木造文殊菩薩坐像一軀、著色孔雀明王像一幅、著色聖德太子像一幅、唐草蒔絵寶珠筥一個、御室相承記六卷、尊勝陀羅尼梵字經一帖、蒔繪箱入聖敎三十卷、櫻町天皇宸翰、漆紙金泥般若心經、紺紙金泥藥師經一卷、承久三年四年日次記一帖、皆國寶に指定せらる(山城名跡志、平安通志、京華要誌、國寶目錄)

四年會々皇居造營に際し、朝廷紫宸殿、常御殿、上舍唐門、四脚門を賜ふ、僧顯證之を經營し、正保三年に至りて落成し、始めて舊觀に復す、文政十年四國の靈場を摸し、大內山に八十八箇所の佛堂を造立す、明治二十年五月十五日火を失し、寢殿、庫裏、四脚門、其他廿五宇一時に燒亡し、金堂、觀音堂、御影堂、五重塔、輪藏、鐘樓、大黑殿、南大門、中門、外數宇幸に其災を免る、廿一年より殿舍七宇を再築し、其他も漸次增營せり、輪奐の美固より舊時に同じからざれども、その構造規模の如き、略ぼ舊に據るもの〻如し○三門、一に南大門と稱す、南面す、金剛力士を安置す○假殿、南大門を入りて西側に東面す、方丈庫裡等同所にあり○飛濱亭、寢殿の北に在り、光格天皇御遺愛の茶亭なり○遊龍亭、光琳が意匠を凝らしたる茶亭なり○二天門、中門なり、持國天多門天を安置す○祖師堂、一に御影堂と云ふ、中央に空海の像を安置し、傍らに宇多天皇の寢像、性信法親王の像を安置す○金堂、祖師堂の東に在り、本尊三尊の阿彌陀を安置し、左壇に光孝天皇の御像、右壇に德川家光の像を安置す○經坊、金堂の東に在り、家光寄附の一切經を藏す○觀音堂、一に灌頂堂と云ふ、祖師堂の南に在り、千手觀音等を安置す○五重塔、金堂の東南に在り、三間四方にして高さ十八間なり、特別保護建造物たり、下層に五智如來を安置す、其餘鐘樓、鎭守、

ニンニク　忍辱　佛教の菩薩因行六度の一、梵語羼提の譯語、苦痛風雨を忍耐すること、法界次第に「内心能安、忍外所辱境、故名」とあり、「ロク ハラミツ」を見よ、

ニンニクエ　忍辱衣　袈裟を云ふ、釋氏要覽に「如三幻三昧經一袈裟名二忍辱鎧一云々」、法華經に「如來衣者、柔和忍辱心是也」とあり、

ニンプ　任符　國司が任國に赴任する際、朝廷より其赴任を證明したる文書を云ふ、年給にて國司に任ぜられたるもの、其國に赴任せずして任符を返上して、更任に國替、名替、名國替を請ふ、之を任符返上更任、任符返上國替、任符返上名替、任符返上名國替と云ふ、「カウニン」、「クニガヘ」、「ナガヘ」、「ナクニガヘ」等を見よ、

ニンペイ　仁平　名義　近衛天皇御宇の年號、久安七年正月二十六日改元、三年を經て久壽と改む　出典　後漢書に「政貴二仁平一」とあるに據る（國朝年號譜）

ニンベツチヤウ　人別帳　江戸時代の戸籍帳簿をいふ、宗旨人別改（シユウシニンベツアラタメ）を見よ、

ニンミヤウテンワウ　仁明天皇　名義　御名は正良、世に深草帝と稱す　系統　嵯峨天皇第三皇子、御母は檀林皇后橘嘉智子、第五十四代の天皇　事績　弘仁元年降誕、十四年淳和天皇の太子となり、天長十年二月受禪、三月六日位に卽く、承和三年はじめて檢非違使廳を置き、六年には彈正臺、逮捕に堪へざるの故を以て其任を使廳に委ぬ、彈正の權是に於て檢非違使に移れり（ケビキシ參看）既にして九年七月、春宮帶刀伴健岑、但馬權守橘逸勢等、皇太子恒貞親王を奉じ、東國に走りて亂を謀るの風あり、卽ち詔して健岑逸勢等を捕へて配流し、太子を廢す、これ蓋し恒貞親王は藤氏の出にあらざるかゆゑに、藤原眞夏等これを喜ばず、遂に此事あるに至れるを以て之を修す、金剛壽院覺尋、長宴僧都等これを勤む（諸法要略抄）

ニンミヤウヘイシ　仁明平氏　皇別、仁明天皇の第四皇子本康親王より出づ、本康親王は上野太守、太宰帥等を經て一品に進む、長子雅望王侍從從四位上より神祇伯に進む、二子希世、臨時に平姓を賜ふ、本康の次子行忠王の二子佐幹、佐忠に、本康の三子惟時王の子寬にまた平姓を賜ふ（皇胤紹運錄）

ニンワウエ　仁王會　朝廷に於て、毎年三月及び七月に、大極殿、紫宸殿、清涼殿等にて、朝家の御祈の爲に、仁王護國般若經を講ずる儀式を云ふ、年中行事の一、また一代一度の大仁王會と稱することあり、これ天皇御一代に一度行はるゝなり、齊明天皇六年五月、始めて之を行ふ、聖武天皇神龜六年六月に、宮中井に五畿七道に命じて行はしむ、後には正月吉日を選びて行へることゝなれり（公事根源、江次第、踏武年中行事）

ニンワウキヤウホフ　仁王經法　名義　仁王經を轉讀して修する法をいふ、日月、星辰、火、水、大風、疾旱、兵賊の七難竝び起る時に此法を行ひ、又不斷之を行ふ、古は專修寺金剛壽院相承の法なり　起源　寬治四年、朝廷の爲め圓融房にて始めて之を修す、金剛壽院覺尋、長宴僧都等これを勤む（諸法要略抄）

ニヤクワウジ　若王子　所在　山城國京都上京區、禪林寺の北〇山號正東山、もと乘々院と號す　宗旨　天台宗（修驗道を兼修し、聖護院に屬したり）　起源沿革　永曆年中後白河法皇の草創にして、熊野那智權現を此地に勸請し、若王子と號す、弘安中、龜山天皇離宮を東山の地に造り給ふや、御所の鎭守とし、禪林寺新熊野とも稱せり、足利尊氏大に歸仰し、大僧正眞海を座主となす、當時堂塔輪奐壯麗を極めたりしが、應仁の兵燹に罹り、以後衰頽に歸す、明治に至り、改めて神社と爲し若王子社と名づく、本社四棟、本宮、新宮、那智、若宮相並びて南面す、一町奥に辨天洞、金峯山洞、山神祠ありて、境內頗る幽邃なり（山城名勝志、山州名跡志、京華要誌）

ニンヨイ　如意　僧の所持する道具の一、梵語阿那律の譯語なり、我國にて「マゴノテ」と云ふものと同じくして、骨角竹木等を以て手の形を作り、柄の長さ三尺許となし、背等の痒くして、手の到らざる所を搔くこと、意の如くなるが故に、此名ありとも云ひ、又講僧、柄に文字を記して忽忘に備へ（卽ち俗の笏の如し）自由に視ることを得るが故に、此名ありとも云ふ、心の表にして、形雲葉の如くするを法とすとも云ふ（釋氏要覽、持寶通覽）

ニヨイチ　如一　名義　字は卽非　系統　支那國福清縣林氏の子　事績　年十八歲出家して禪宗に歸し、明州黃檗山の隱元に參して證悟す、明曆三年日本に渡來し長崎の崇福寺に住す、寬文二年宇治の黃檗

山に登りて隱元を問候し、翌年九月支那に歸らとんし、途次豐前小倉に留まり、小倉侯に迎へられて福聚寺の開山となる、八年崇福寺に退隱し、十一年五月二十日寂す、年五十六、法臘三十九　著書　全錄、佛祖道影贊（續日本高僧傳）

ニヨ井ン　女院　名義　天皇の御母、准母、內親王等に授くる贈號を云ふ、後ちに宮城の門號を付けしより門院と云ふ〇待遇は總て上皇に准ず、院廳の職員、院司等亦上皇に准じて之を置く　起源沿革　一條天皇の時、皇太后藤原詮子を東三條院と稱せしを以て、女院の始めとす、次に太后太皇藤原彰子あり、後朱雀天皇の時女院となり、上東門院と稱す、門院の號此に始まる、爾來女院の稱は、單に某院と稱するものと、某門院と稱するものとの二種となりて、後世これを遵用せり、此兩女院は、皆天皇の御母にして、剃髮したるものなれば、御母は女院たるを以て例となせども、御母にあらざる女院も頗る多し、帝母にあらずして三后にて女院たりしは、承保元年六月後冷泉天皇の皇后章子內親王を二條院と稱せしを始めとす、爾後單に三后にして女院たるもの多し、准母にして女院たりしは、寬治五年正月媞子內親王堀河天皇の准母として、郁芳門院と稱したるを始めとし、帝母又は准母、三后にあらずして女院たりしは、建久二年六月後白河天皇の皇女覲子內親王を宣陽門院と稱したるを始めとす、女院の稱は、もと居所より起りしが、後には宮城門の名を冠し、或は地の名を取れるものあり、或は門號にも地名にもよらざるもあり、或は各女院の號に後の字を加へしもあり、後高松院、新待賢門院の如き是なり、又稱には殁後に追稱するあり、後京極院の如き是なり、いま女院の表を次頁に掲げて參考に供す）（女院小傳、女院略傳、古事類苑帝王部）

ニヨ井ンヅキ　女院附　江戸幕府の職名、女院のましまず時之を設く、臨時の官なり、二人あり、職掌等總て禁裏附に同じ、「キンリヅキ」を見よ、

ニヨ井ンノチヤウノクダシブミ　女院廳下文　女院の廳より下す文書を云ふ、書式は院廳下文に同じ、只だ前書に某院廳下とし、廳官人の署名少きの差あるのみ、院廳下文を見て、大概を知るべし、

ニヨイリンジ　如意輪寺　所在　大和國吉野郡吉野山　宗旨　淨土宗、智恩院末　起源沿革　延喜年中中日藏上人の開基する所にして、南朝の勅願寺なり、後醍醐天皇屢々幸し給ふ、正平年中興火に罹りて、堂塔烏有に歸し、元中年中世泰親王（後龜山皇子）小堂を營む、爾來漸次衰頽し、荒廢に屬せしが、近年維持金を募りて稍面目を改む、本堂は本尊如意輪座像（傳に安阿彌作）なり、如意輪塔は楠木正行が髮を載つて佛殿に納め、一族百四十餘人の姓名を記し、餓にて「かへらじとかれて思へば梓弓なきかずに入る名をぞとどむる」の和歌を彫り付けたる扉あるは、後世の僞作なり）厨子の扉に、巨勢金岡の筆なる吉野より熊野に至る景色繪あり、上に後醍醐天皇の御讖あり、正平年中燒失す、其地は庫裏の北に在り、寺內に正行の埋髮塚及び森田節齋の撰ぜる髮塚碑、藤本鐵石招魂碑等あり（京華要誌、大和廻）

ニヨイリンホフ　如意輪法　名義　如意輪觀音を本尊として修する密法、如意輪は六臂にて敬愛の尊、輪寶を以て衆生を化する故に名づく、罪障消滅息災に行ふ、公家三壇御修法の一　起源　其始め詳かならず、或は後三條天皇延久年中より始まると云ふ、東寺台密共に之を修するも、殊に鎌倉時代の中葉より醍醐報恩院にて此法を修せり（諸法要略鈔）

ニヨウクワン　女官　刀自の下にありて雜役に奉仕する官女を云ふ（眞丈雜記）又刀自、得選を云へることもあり、後世に云ふ、宮中に奉仕する凡ての婦人の總稱に用ふるものとは別なり、有職問答に「女官事、によくわんとは、大略禁中上下の官名ある女房を稱候、によう官とながくよぶは、刀自得選等の事にて候と破三仰間一畢、此分候哉、近來の云ならはし、かやうに候とあるにて、「によくわん」とうくわん」との區別を知るべし、また琨江入楚にも同じ事を云へり、然れども中古以上には、かゝる區別なかりしなり、榮花物語かゝやく藤壺に「年老いたる女官とじなど世にいひしらぬまで、御所りをたてまつる云々」、枕草子に「御かうしもまゐらず、女官まゐりてこれはなたせ給へ云々」、禁祕抄に「臺所女官、御裝束物沙汰、不可口二入供御一、但近日兼二刀自一同類諸女官等訴訟之時群參外無二遠事一、御湯殿女官、奉公物也、無二指傳緣一、尤無二便、他女官等如二浮雲歟一」、又同書に「早旦供二御湯一、主殿官人奉行、釜殿運二湯、須疱志女官二人所傳云々」、又御手水、近代內々供之、昔女官之所勤也、主水司供之、御手水女官昇之、參立三御手水間前一」と見えたり、枕草子に主殿の女官御きよめ參り終てとあるは、女孃を指したるなり、

ニヨウゴ　女御　名義　天皇の侍妾の一、後世皇后を册立せざる場合多くなりて、女御の地位また大に進み、殆んど皇后と大差なきものとなれり〇また上皇、皇太子等の侍妾にも此稱を用ひたることあり、周禮天官に「女御掌二御叙一王之燕寢一以二歲時一獻一功事一」とあり、禮記の婚義には女御を御妻とせり、我邦の女御の稱、またこれより出でしなり、

女院略譜表（本表は田邊藤哉氏が主として女院部類、女院次第、女院記、門院傳、續三宮傳等に據りして編成せり、表中〔〕括弧の符號は異説あるを示せり）

女院號	御名	御父	御母	院號以前の御資格	院號の時日	薨去の時日
東三條院	藤原詮子	藤原兼家	藤原時姫	國融女	正暦二、九、	長保三、閏十二、
上東門院	藤原彰子	藤原道長	源倫子	一條中宮	萬壽三、正、	承保元、十、
陽明門院	禎子内親王	三條天皇	藤原妍子	後朱雀皇后	治暦五、二、	寛治八、正、
二條院	章子内親王	後一條天皇	藤原威子	後冷泉中宮	延久六、六、	長治二、九、
郁芳門院	媞子内親王	白河天皇	藤原賢子	堀河准母	寛治七、正、	永長元、八、
待賢門院	藤原璋子	藤原公實	藤原光子	鳥羽中宮	天治元、十一、	久安元、八、
高陽院	藤原泰子	藤原忠實	源師子	鳥羽皇后	保延五、七、	久壽二、二、
美福門院	藤原得子	藤原長實	源方子	鳥羽皇后	久安五、八、	永暦元、十一、
皇嘉門院	藤原聖子	藤原忠通	藤原宗子	崇徳中宮	久安六、二、	養和元、十二、
上西門院	統子内親王	鳥羽天皇	藤原璋子	後白河准母	平治元、二、	文治五、七、
八條院	暲子内親王	鳥羽天皇	藤原得子	二條准母	應保元、十二、	建暦元、六、
高松院	姝子内親王	鳥羽天皇	藤原得子	二條中宮	應保二、二、	安元二、六、
九條院	藤原呈子	藤原忠通		近衛皇后	仁安三、三、	安元二、九、
建春門院	平滋子	平時信	藤原祐子	後白河女御	嘉應元、四、	安元二、七、
建禮門院	平徳子	平清盛	平時子	高倉中宮	養和元、十二、	建保二、十二、
殷富門院	亮子内親王	後白河天皇	藤原成子	安徳、後鳥羽准母	文治三、六、	建保四、四、
七條院	藤原殖子	坊門信隆	藤原休子	高倉後宮	建久元、四、	安貞二、九、
宣陽門院	覲子内親王	後白河天皇	高階榮子	准三后	建久二、六、	建長四、六、
宜秋門院	藤原任子	九條兼實	藤原兼子	後鳥羽中宮	正治二、六、	暦仁元、十二、
承明門院	源在子	我通親	藤原範子	後鳥羽後宮	建仁二、正、	正嘉元、七、
坊門院	範子内親王	高倉天皇	藤原成範女	土御門准母	建永元、九、	承元四、四、
修明門院	藤原重子	高倉範季	平教子	後鳥羽後宮	承元二、六、	文永元、八、
春華門院	昇子内親王	後鳥羽天皇	藤原任子	順徳准母	承元三、四、	建暦元、十一、
陰明門院	藤原麗子	大炊御門頼實	藤原隆子	土御門中宮	承元四、三、	寛元元、九、
嘉陽門院	禧子内親王	後鳥羽天皇	坊門信清女	准三后	建保二、六、	文永十、八、
東一條院	藤原立子	九條良經	藤原能保女	順徳中宮	貞應元、三、	寛治元、十二、
北白河院	藤原陳子	持明院基家	平頼盛女	後高倉院妃	貞應元、七、	暦仁元、十、
安嘉門院	邦子内親王	後高倉院	藤原陳子	後堀河准母	元仁元、八、	弘安六、九、
安喜門院	藤原有子	三條公房	藤原修子	後堀河皇后	安貞元、二、	弘安九、二、
鷹司院	藤原長子	近衛家實	藤原季行女	後堀河中宮	寛喜元、四、	文永十二、二、
藻璧門院	藤原蹲子	九條道家	西園寺掄子	後堀河中宮	天福元、四、	天福元、九、
明義門院	諦子内親王	順徳天皇	藤原立子	准三后	嘉禎二、十二、	寛元元、三、
式乾門院	利子内親王	後高倉院	藤原陳子	四條准母	延應元、十一、	建長三、正、
宣仁門院	藤原彦子	九條教實	藤原嘉子	四條女御	寛元元、二、	弘長二、正、
正親町院	覺子内親王	土御門天皇	源通子	准三后	寛元元、六、	弘安八、八、
室町院	暉子内親王	後堀河天皇	藤原家行女	准三后	寛元元、十二、	正安二、五、
大宮院	藤原姞子	西園寺實氏	四條貞子	後嵯峨中宮	寶治二、六、	正應五、九、
仙華門院	曦子内親王	土御門天皇	源有雅女	後嵯峨准母	建長三、三、	弘長二、八、
永安門院	穠子内親王	順徳天皇	坊門信清女	准三后	建長三、十一、	弘安二、十一、
神仙門院	體子内親王	後堀河天皇	藤原家行女	准三后	康元元、二、	正安三、十二、
東二條院	藤原公子	西園寺實氏	四條貞子	後深草中宮	正元元、十二、	嘉元二、正、
法印性慶女				准三后		弘長元、三、
義子内親王	仲恭天皇					正應二、十二、
和德門院	源和子	德川秀忠	淺井德子		後水尾中宮	寛永六、十、

月華門院	綜子内親王	後嵯峨天皇	藤原姞子	准三后	弘長三、七、	文永六、三、
今出川院	藤原嬉子	西園寺公相	師朝女三條局	龜山中宮	文永五、十二、	文保二、四、
京極院	藤原信子	洞院實雄	藤原榮子	龜山皇后	文永九、八、	文永九、八、
新陽明門院	藤原位子	近衛基平	後嵯峨院二條局	龜山女御	建治元、三、	永仁四、正、
延政門院	悦子内親王	後嵯峨天皇	藤原公子	准三后	弘安七、二、	元弘二、二、
室鄰門院	藤原愔子	洞院實雄	四條藏子	後深草後宮	正應元、十、	元德元、八、
五條院	懽子内親王	後嵯峨天皇	坊門局藤原博子	准三后	正應二、十、	永仁二、十二、
遊義門院	姞子内親王	後深草天皇	藤原公子	後宇多皇后	正應四、八、	德治二、七、
永陽門院	久子内親王	後深草天皇	藤原愔子	准三后	永仁二、二、	正平元、四、
昭慶門院	憙子内親王	龜山天皇	藤原雅子	准三后	永仁四、八、	正中元、三、
永福門院	藤原鏱子	西園寺實兼	中院顯子	伏見中宮	永仁六、八、	興國三、五、
昭訓門院	藤原瑛子	西園寺實兼	中院顯子	龜山後宮	正安三、三、	延元元、六、
永嘉門院	瑞子女王	宗尊親王	堀河具教女	准三后	乾元元、正、	元德元、八、
陽德門院	瑛子内親王	後深草天皇	藤原相子	准三后	乾元元、三、	正平七、八、
章義門院	譽子内親王	後深草天皇	藤原英子	准三后	德治二、六、	延元元、十、
西華門院	源基子	堀河具守	平親繼女	後宇多後宮	延慶元、十、	正平十、八、
廣義門院	藤原寧子	西園寺公衡	藤原兼子	後伏見女御	延慶二、正、	正平十二、閏七、
章善門院	永子内親王	後深草天皇	藤原房子	准三后	延慶二、二、	延元三、三、
朔平門院	瓘子内親王	伏見天皇	藤原季子	准三后	延慶二、二、	延元三、三、
長樂門院	藤原忻子	德大寺公孝	二條喜子	後二條中宮	延慶三、十、	正平七、二、
延明門院	延子内親王	伏見天皇	藤原季子	准三后	正和四、二、	
談天門院	藤原忠子	五辻忠繼	平高輔女	後宇多後宮	文保二、四、	元應元、十、
達智門院	韋子内親王	後宇多天皇	藤原忠子	尊稱皇后	元應元、十、	正平三、十、
萬秋門院	藤原頊子	一條實經	平成俊女中納言典侍	後二條後宮	元應二、二、	延元三、三、
壽成門院	穠子内親王	後二條天皇	平棟俊女勾當内侍	准三后	元應二、八、	
顯親門院	藤原季子	洞院實雄	賀茂能直女但馬局	伏見後宮	嘉暦元、二、	延元元、二、
崇明門院	祥子内親王	後宇多天皇	掄子女王	邦長親王妃	元弘二、五、	光厳天皇（元弘三年六月三日復位）正平七、閏三、
禮成門院	藤原禧子	四園寺實能	藤原孝子	後醍醐中宮	元弘二、五、	同三六停
宣政門院	憧子内親王	後醍醐天皇	藤原禧子	後醍醐中宮	同三六停	元弘三、十、
章德門院	璜子内親王	後伏見天皇	藤原守子	准三后	延元元年四、	正平十七、五、
新室町院	珣子内親王	後伏見天皇	西園寺寧子	後醍醐中宮	延元二、正、	延元二、五、
徽安門院	壽子内親王	花園天皇	藤原寶子	光厳妃	延元二、二、	正平十三、閏七、
宣光門院	藤原寶子	正親町實明	三條公貫女	花園後宮	延元三、四、	
新待賢門院	藤原廉子	河野公廉		後醍醐後宮	正平六、十、	正平十四、四、
陽祿門院	藤原秀子	正親町公秀		光厳後宮	正平七、十、	正平七、十一、
嘉喜門院	藤原氏（勝子）	坊門經忠	後村上天皇（北畠顯子）	後村上女御		
新宣陽門院（遵子内親王）						
崇賢門院	藤原仲子	紀通清		後光厳後宮	弘和三、四、	應永卅四、五、
通陽門院	藤原殿子	三條公忠		後圓融後宮	應永三、七、	應永十三、十二、
北山院	藤原康子	日野資康		足利義滿室	應永十四、三、	應永廿六、十一、
光範門院	藤原資子	日野資國		後小松後宮	應永卅二、七、	永享十二、九、
敷政門院	源幸子	庭田經有	飛鳥井雅冬女	後崇光院妃	文安五、三、	文安五、四、
嘉樂門院	藤原信子	藤原孝長		後花園後宮	文明十三、七、	長享二、四、
豐樂門院	藤原藤子	勸修寺教秀	飛鳥井雅永女	後柏原後宮	天文四、正、	天文四、正、
吉德門院	藤原榮子	萬里小路賢房		後奈良後宮		大永二、十、
新上東門院	藤原晴子	勸修寺晴右	栗屋元子	陽光院妃	慶長五、十、	元和六、二、
中和門院	藤原前子	近衛前久		後陽成女御	元和六、六、	寛永七、七、
東福門院	源和子	德川秀忠	淺井德子		後水尾中宮	寛永六、十、

女院號	御名	父御	母御	院號以前の御資格	院號の時日	崩薨の時日
壬生院	藤原光子	園基任	後水尾後宮	承應三、八、	明曆二、二、	
新廣義門院	藤原基子	園基音	谷衞長女	後水尾後宮	延寶五、七、	延寶五、七、
逢春門院	藤原隆子	柳筒隆致		後水尾後宮	貞享二、五、追贈	貞享二、五、
新上西門院	藤原房子	憲司敎平	冷泉爲滿女	靈元中宮	貞享四、三、	正德二、四、
承秋門院	幸子女王	有栖川幸仁親王	家女房某氏	東山中宮	寶永七、三、	享保五、二、
新崇賢門院	藤原賀子	柳筒隆賀	西洞院時成女	東山後宮	寶永七、三、追贈	寶永六、十二、
敬法門院	藤原宗子	松木宗條	河鰭秀子	靈元後宮	正德元、十、	享保十七、八、
新中和門院	藤原尙子	近衞家熙	町尻量子	中御門女御	享保五、正、	享保五、正、
禮成門院	孝子內親王	後光明天皇	小一條局庭田秀子	准三后	享保十、六、	享保十、六、

女院號	御名	父御	母御	尊號以前の御資格	院號の時日	崩薨の時日
青綺門院	藤原舍子	二條吉忠	前田利子	櫻町女御	寬延三、六、	寬政二、正、
開明門院	藤原定子	姉小路實武		櫻町後宮	寶曆十三、二、	寬政元、九、
恭禮門院	藤原富子	一條兼香	飛鳥井雅豐女	桃園女御	明和八、七、	寬政七、十一、
感化門院	藤原維子	近衞內前	吉田兼俱養女	後桃園女御	天明三、十、	天明三、十、
新皇嘉門院	藤原繁子	鷹司政熙	豐岡裴子	仁孝女御	文政六、四、追贈	文政六、四、
新清和院	欣子內親王	後桃園天皇	藤原維子	光格中宮	天保十二、閏正、	弘化三、六、
東京極院	藤原婧子	勸修寺經逸	池田仲庸女	光格後宮	天保十五、二、追贈	天保十四、三、
新朔平門院	藤原祺子	鷹司政熙	豐岡裴子	仁孝女御	弘化四、十、	弘化四、十、
新待賢門院	藤原雅子	正親町實光	四辻千榮子	仁孝後宮	嘉永三、二、	安政三、七、

追加訂正 女御の稱は、始めて書紀の雄略天皇の紀に見えたれど、況く御寢に侍するものを言へるにて、當時の的稱にあらず、この稱は、實に桓武天皇の朝に起りて、紀乙魚、百濟敬法を、これに充てたるを以て嚆矢とす、爾後妃夫人の稱漸く絕えて、女御更衣之に代る、然れども其初は、四位五位の間に過ぎずして、夫人よりは其地位卑く、殆んど嬪の改稱なるが如くなりしが、仁明天皇の朝より後、文德、清和、陽成、光孝等の數朝を歷て、宇多天皇の朝に至るまで、皇后を立て給はざりしが故に、女御の位漸く貴くなれり、蓋し當時には、後宮は位階の尊きもの其班首に居りしならん、卽ち仁明天皇の朝には女御藤原眞子あり、文德天皇の朝には女御藤原古子あり、清和天皇の朝には女御藤原多美子あり、陽成天皇の朝には姉子女王あり、光孝天皇の朝には班子女王あり、宇多天皇の朝には女御藤原溫子あり、而して其父攝關の職に居りて勢力あり、其所生の皇子、皇太子と爲り給ふ時は、超進して皇太夫人と爲り、中宮と稱す、仁明天皇の女御藤原順子、清和天皇の女御藤原基經の女穆子、醍醐天皇の女御と爲るに及び、女御の位益々貴し、爾來直ちに皇后と爲るに及び、女御の位益々貴くして、概ね女御より進みたりしものは、極めて少くして、故に女御は、多くは攝關等の女を以て之に充てたり、是に於て女御入內の儀ありて、直に三位に叙し、家司等の職員を置き、朝廷より書を賜ふあり、又命名あり、著袴等の事ありて、其式頗る壯なりしが、南北朝の頃より、女御入內の儀全く廢絕せり、其後、後陽成天皇の朝に、豐臣秀吉、近衞前久の女を養ひて掖庭に入れ、女御となしてより、女御入內の儀また興る、明治に至りて其稱を廢す○女御の名は其居所により て宣耀殿、弘徽殿、梅壺、桐壺等を女御に冠して呼び、或は私第の名を取て堀川女御、高倉女御と稱し、女王にて女御たりしは齋宮女御と稱したり○なほ天皇のみならず皇太子の

(上皇女御) 侍妾をもまた女御と稱す、上皇女御は、榮華物語花山の卷に「院の女御(冷泉上皇の女御超子)曉方に御胎息に押かゝりて云々」と見えたり、而して上皇譲位後に召されしものは、女御の宣下なかりしが、鳥羽上皇の時より、御譲位後にても女御の宣旨を下したり、

(御女宮東) 東宮女御は大鏡師尹の傳に「女君は三條院の東宮にておはしましゝをりの女御にて、宣耀殿と申して云々」、大和物語に「二條のきさいの宮云々、さてきさいの宮、春宮の女御と聞えて云々」とあり、又君寵ありしものは、女御の宣旨なきも假稱したることありき、今鏡に「白川殿あさましき御すくせおはしける人なるべし、宣旨などは下されざりけれども、世の人は祇園の女御とぞ申ける」、平家物語葵前の條に「其の名を葵の前と申ければ、內には葵の女御などぞさゝやきあざれける」と見えたり(古事類苑帝王部、同神祇部、官職要解、皇室典範)

ニヨウゴキフ 女御給

女御に給ふ年給で、

ンキフ」參看)を云ふ、給數は目一人、史生一人、又別勅給によりて年々二合を給する事あり、三代實錄に、「貞觀八年正月十三日、是日勅、女御從三位藤原朝臣多美子、自今以後、每年給二分官一人、二分官一人」とあり(史學雜誌、年給考)

ニヨウゴダイ 女御代 名義

(上略) 大嘗會御禊の時、臨時に女御の代を勤仕するものないふ(上略)

追加訂正 大嘗會御禊の時、女御も亦勤仕す、これを御禊女御と稱す、然して天皇幼稚にして女御なき時は、臨時に女御代を定めて勤仕せしめたり、然して後世に至り、女御代は、轉じて御禊定置の職となりて、成人の天皇にもこれあり、且つ女御代たる人は、御禊の後に、眞の女御となりしものも多しと雖も、女御たらざるものも亦尠からず(古事類苑帝王部)

ニヨウバウ 女房 禁中

曹司を與へられて、局住ひするもの、總稱、又院中諸家等に仕ふる女をも云ふ、後に轉じて人の妻をも言ふに至る、卽ち女官と區別する場合には、女房は身分高くして、女官は卑し、羽倉考に「禁裏院中等にて女房と云は、上﨟、小上﨟、中臈、下臈の官女を云ふ、夫より以下の官女をば女房と云はず、當時も下臈以上は長局とて一列に局あり、故に女房と云ふ歟、其より以下の者は、相合曹司などありとは云へども、其制には、あらず」と見え、眞丈雜記に「古は女の事を總て女房と云ふ、房はれやとよむ字にて、部屋と云ふに同じ、部屋を持たる位の女を女房衆と云也、部屋を持さる女をも女房と云は、うやまふ心なり、今は人の妻の事をのみ女房と云也」とあり、而して禁中には、上中下の三﨟に分つ○上﨟、上﨟の局にて、御匣殿、(上﨟) 尙侍、及び二位三位の典侍、禁色(赤又は青色)を聽されたる大臣の女又は孫を云ふ、禁色の衣にて陪膳に候ず、又小上﨟あり、尙侍及び公卿の女を云ふ、(小上﨟) 侍臣の四位五位の殿上人の女、及び諸大夫にても公卿たる人の孫は并に小上﨟となるなり、上﨟の名には多くは、小路なく、大中納言、左衞門督、帥、按察使等を付く、然れども時には小路名もありき○中﨟、命婦、侍臣の四位五位殿上人の女、(中﨟) 醫陰陽道の女等ほこの格とす、又石清水八幡別當の女も、又中﨟たるを得、小宰相、小督、小兵衞督、中將、少將、左京大夫、宮內卿、右京大夫、督、大貳、辨侍從、(下﨟) 少納言、小輔、大進等の名を付く○下﨟、攝關家の家司の女、賀茂日吉社司、及び藏人等の女は此の格とす、增候名(サブラヒナ)を稱す、宿老のものにして、賀茂祭に命婦を勤めてより國名を附す、伊勢、播磨、丹後、周防、越前、伊勢、讃岐、相模等の如し、而して此等女房のうち、上﨟內侍の外は、夜御殿朝餉の內に入らず、中﨟は朝餉の緣に候し、上﨟は緣にも候するを許さずと云ふ、又院中及び攝關家にもありて、此等の家にては大上﨟あり(榮花抄、海人藻芥、女房官品、官職要解)

ニヨウバウシヤウゾク 女房裝束 宮中

に奉仕する婦女子の服裝につきては、古制詳かならず、大寶の令制に至り、始めて禮服、制服の別あり、尋で元正天皇養老三年十二月、婦女の服を定めしことこと能はず、嵯峨天皇弘仁九年三月、勅して男女を論ぜず、常服は唐法に據らしめたれど、これ又その服裝詳かならず、平安朝時代以後に至りては、大に古制と異なる處あり、殊に平安朝時代の後宮には、唐衣、裳著、打衣、五衣、單袿、打袴、小掛袿、汗衫、細長、腰袴等の制起り、殊に袙を多く重ねたるより、世に謂十二單重と稱したり、挿鞾の正裝の圖は卽ち是なり、室町時代、應仁以來殆ど廢絕せしが、江戸時代に至りて再興せり、挿鞾の裝束の如きも、再興の制に係るものにして、著用次第も古記と異なる點少からずと云ふ、然れども大同小異にして名稱の如きは、平安朝時代

	中宮	女御典侍	命婦等	舞姫	采女
唐衣	夏紫冬萌黃織物、表綠色二重織物、地文龜甲ニ紅抱牡丹、龜甲、表文白抱牡丹	紅二重織物、地紋龜甲、表文蝶丸、裏紅板引	表白綾練貫、裏萌黃平絹板引	表萌黃二重織物、地文入子菱、表文白八藤、裏紅平絹板引	
表着	小菱綾萌黃板引	裏小菱文萌綾			
衣	赤色二重織物、地表薗染二重織物、地文入子菱ニ白ガキ牡丹、裏紅	文入子菱、表文抱牡丹、裏紅平絹	萌黃地文唐花浮織物、裏夏冬ニヨリ糸異ル		
打衣	(五)白綾紋牡丹唐草、裏紅、夏生絹裏綠紋同	白綾地牡丹唐草文、裏紅平絹	(五)綠紅經白固織物、櫻花文、裏紅平絹	(五)表白綾花菱唐草、裏紅平絹板引	
	表紅綾板引、裏紅平絹	平絹紅板引、(或云菱綾紅板引)裏紅平絹	(衣)表紅綾龍膽文、裏平絹紅板引	(衣)表萌黃綾織物櫻折枝文、裏紅(或云萌黃生絹)	
	表裏紅平絹板引、裏紅平絹	同上	(衣)表白練彩色、檜扇ニ椿、裏萌黃生絹	(衣)表白綾花菱唐草、裏紅平絹板引	
			(衣)地萌黃生絹、飛蝶自ク畫ク		

髪上具	櫛扇	小袖	袴(打)(袴)	袿	單
		海老色二重織物、紋唐松、裏紅、白生絹	紅平絹板引	表紅平絹板引、裏紅平絹、中倍アリ	冬紅綾文幸菱、夏白精好
平額、錣子、櫛	總地金銀妻紅、糸花ヲ付ク、要金物蝶鳥、緒葡萄、黄、薄紫、紅、白、紫、黄、六筋ツ、左右ニ垂ル	葡萄色二重織物、花菱文、裏紅平絹、中倍アリ	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	萌黄幸菱綾織物
			同上	同上	萌黄綾花菱文
			同上	同上	白綾織、引腰大腰ニ薩チ繍、掛帯唐衣ニ同ジ、樺唐草チ縫フ
			同上	同上	

殆ど變ることなし、猶婦女子の衣服の變遷に關して衣服(イフク)の條に詳しく述べたれば、同條の挿繪と共に參看すべし○女房裝束と云ふ名目は、早く後鳥羽天皇の著と傳ふる世俗淺深總抄に見えて、有職家には、女御(中宮内親王なども含めたるもあり)以下宮女の服裝と云ふ意味に用ひられたり、今右に禁中裝束記、女官織文圖會、其他數本を參考して、平安朝時代以後の女房裝束の一斑を表示す、唐衣裳を除く外は、色目文は時によりて差異ありて一定せず、猶挿繪と併せ參考すべし、尚ほ「フクセイ」「テウフク」「ライフク」各條參看(日本紀略、女官裝束着用次第、上代衣服考、裝束集成、服飾考、闕保之助氏説)

ニョウバウノフダ　女房簡　禁中女房等の上番を記す簡を云ふ、臺盤所に置く、禁中抄に「臺盤所三間、北間(朝餉方)敷黄端疊、東椅子、其南女房簡(入袋)辛櫃云々」とあり、三長記建久九年正月御讃位の條に、女房に簡を付することの書式を示せり、左の如し、

臺盤所日給

一番　子寅丑長午申戌丑卯巳未酉未

典侍……　命婦……

掌侍……　藏人……

……　……

二番

……　……

上﨟女房等、付裏也

正六位……

……

年號月日

ニョウバウホウショ　女房奉書　長橋局(即ち勾當内侍)が天皇の旨を奉じて下す文書を云ふ、内侍宣(ナイシセン)參看)の變化したるものにして消息體なり、次頁に其文例を示す、

ニョウバウノチモク　女官除目　女房の任ずる除目をいふ、「チモク」參看、

女藏人　朝廷に奉仕する下藏の女房を云ふ、御匣殿の御裝束裁縫等の事より、殿上の雜物を撿閲守護することを掌る、其職務等内侍と同一なれども、内侍及び命婦よりは下位に在り、新儀式親王加元服事の條に「愛内侍於二侍東戸下一召二加冠人一、進候二孫廂一、女藏人取レ緑賜レ之云々」同源氏皇子加元服事の條に「次令二内侍一召二加冠人一、應レ召參上、命婦持レ緑給レ之、拜舞退出、女藏人召二理髮者一同給レ緑」延喜式朝賀の條に「内侍一人、率二女藏人三人一、納二祿物於櫃二合一、令レ特云々、參議已上令二女藏人一賜レ之云々」とあるにて知るべし、建武年中行事供二御藥一の條に「御藥申し沙汰すべき藏人殿上に侍りて、つかさ〳〵もよほす程、女藏人ども、やう〳〵臺盤所に參り集る云々」と見えたり、

ニョウジュ　女嬬　女官の一、御殿内の掃除指油(即ち燈火)の事、及び其外の、雜役に從事す、禁祕抄に「近代不レ著」衣、只小袖唐衣也、以二左道妾一、御殿御調度屬」手、上下格子奉仕、是藏人等如在不當故也、御所中掃除指油等役

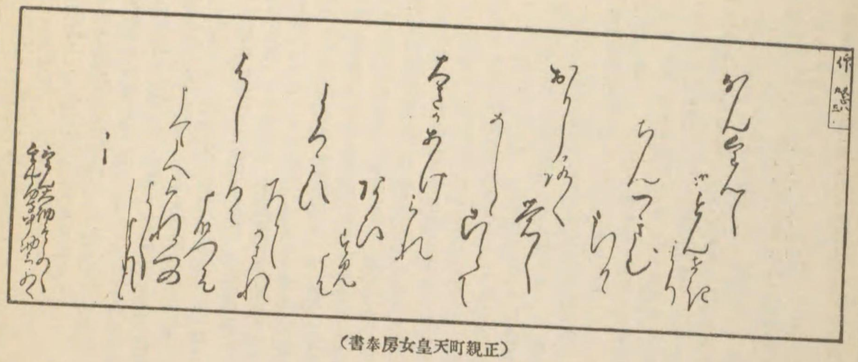

(正親町天皇女房奉書)

女嬬所レ知也、近代樣不レ可レ說、勘失二禁中禮、占二個所一爲レ宗」とあるにて其一斑を知るべし、又御即位及び朝賀の時、翳を執り龍顏を掩ひ奉る、是を執翳の女嬬と云ふ、其數十八人なり、令制にては准少初位なれども、後には五位六位に至れるものもありき

起原沿革　初め詳かならず、史に見えたるは、舒明紀の首に「於レ是近習者、栗下女王爲レ首、女孺鋪女等八人、并數十人侍二天皇之側一云々」とあるを初見とす、天武紀元年六月甲申の條にも「女孺十有餘人也」と見えたり、令制にては後宮諸司の内、内侍司に一百人、藏司に十人、殿司に六人、掃司に十人、膳司に一百五十二人を置きたり、延喜式には縫司に一百人、中宮に九十人を加へ、縫殿寮にも七十人ありしこと見えたり、女房官品に「女じゆ、これも嬪など參る、女じゆなどもとじがしたゝめて出すなり」とあり、少女を以てすること知るべし、拾芥抄によれば、女孺の宿所は桂芳坊に在りと云ふ(含義解、内裏式、禁祕抄、女房官品、拾芥抄、光台一覽)

ニョジョ井　女叙位　勅授ぜらるゝ儀式をいふ(儀式)隔年に正月八日を以て行はる、此日清涼殿、母屋の御簾を垂れずして、所々に几丁を立つ、やがて主上晝の御座に出御あり、召文によりて執筆大臣孫廂の圓座に候し、硯紙を召す、申の申文等種々あり、大納言、大納言、小納言、切紙などもあり、典侍、掌侍、命婦、藏人、中宮御給二位三位等まるべき人あらば叙せらるゝなり、かくて位記を作りて奏すれば、御所に留まりたるを、次の日、内侍人々にこれを頒つ(起原沿革)持統天皇の正月、内親王以下に位階を賜へるとあり、これ起原なるべし、宣旨町に在り、

ニョゼクワンノミヤ　如是觀院　近衛家久(コノエイヘヒサ)を見よ、

ニョテイ　女帝　皇女にして帝位に登り給へる御方をいふ、推古天皇を以て始めとし、爾來皇極(齊明)、持統、元明、元正、孝謙(稱德)、明正、後櫻町の九帝あり、推古、皇極、持統の三天皇は先帝の皇后、元明天皇は皇太子(草壁皇子)の妃、元正、孝謙、明正、後櫻町の四天皇は、孰れも皇女にて踐祚し給へり、抑も女帝の立ち給へるは、并に當時の形勢已むを得ざるに出でしものにして常道にあらず、即ち推古天皇は、崇峻天皇の崩後帝位空しく、且つ人心不穩なるの際なりしを以て、便宜上帝位に卽き、廐戸皇子(皇嗣)を以て攝政となし、尋で太子となし給へり(天皇は崇峻天皇の皇姉なり)蓋し廐戸皇子を以て、直ちに天皇となす事は、事情許さざる處なりしが故なり、元明天皇は、文武天皇の崩後、其皇子(聖武天皇)がなほ幼弱なるを以て暫く皇位に上り、元正天皇もまた、元明天皇の崩後、太子(聖武天皇)なほいまだ弱齡なるが故に子なきを以て、同じく帝位を踐み給へるなり、なほ明正天皇に至りては、御父後水尾天皇が、幕府に對する憤怒の結果、特に其繼川秀忠の女なるを以て、讓位受禪し給へるものに係り、後櫻町天皇は皇第(後桃園天皇)なほ幼なるにより、群臣の請によりて卽位し給へるなり、また齊明天皇の重祚は、太子(天智天皇)の天皇の重祚は、淳仁天皇の廢位の後、更に自ら政務を親給はんが爲めに出でたるものとす、明治に及び、皇室典範に於て、皇位は必ず皇子の承け給ふことに規定

ぜるを以て、女帝の事遂に絶ゆることゝなりたり、「テンワウ」參看、

ニヨボク　如木　「ツヨボク」を見よ、

ニヨホフギヤウクヤウ　如法經供養　名義　法華經を書寫し終へたる後に、行ふ供養を云ふ、如法經とは法の如く書寫する義なるも、後には專ら法華經を寫す事をいへり、此寫經終れば十種の法にて供養す、之を十種供養と云ふ、十種とは一華、二香、三環珞、四抹香、五塗香、六燒香、七繒蓋幢幡、八衣服、九伎樂、十合掌を云ふ　起原　慈覺大師之を始む、叡岳要記に「天長六年、慈覺大師御年三十六、於首楞嚴院梛穴中、締草庵、殖皮龕、三ケ年、晝夜三時讀法華懺法、忽好坐禪練行四種三昧、同八年初秋、天手自以〻草爲〻筆、以〻石爲〻墨、以〻禪定智水、一一字三禮、書寫妙法蓮華經、同九月十五日、梛穴中草庵、嗚呼請當山座主義眞阿闍梨、遂二十種供養二云々」と見えたり、其後屢々如法供養を行ひし事如法經手記に、文治四年九月後白河法皇十種供養を行ひし事玉葉に委しく見え、增鏡北野の雪にも「五月廿三日十種供養の御經二部、淨土の三部經もかゝせ給へり云々」、同書山もみぢの條に、弘長三年五月後嵯峨院、龜山殿にて如法經十種供養を行ひし事など見えたり、

ニヨライ　如來　佛教にて眞如より來生ぜる者をいふ、即ち佛陀といふに同じ、又如去とも云ふ、梵語多陀阿迦度と云ひ、又恒他誐他とも云ふ多他を如と譯す、如は眞理を云ふ、眞理より來れる人なれば如來と稱す、凡位より修行して、正覺を成し、乘如去ろが故に如去と云ふ、如來は化他、如去は自證の義なり、無量壽經に「從二如來一生、解法如如」、成實論に「乘如實道一來、成二正覺一、故名二如來一」と見ゆ、阿彌陀、大日、藥師、釋迦等の如來あり、「ホトケ」參看、（塵添壒嚢抄、佛語解釋）

ニヨワウ　女王　王（ワウ）を見よ、

ニヨワウロク　女王祿　「ワウロク」を見よ、

ニワウ　仁王　佛法守護の神、多くは寺門の兩側に、其像を造りて安置せり、所謂金剛神なり、普通金剛力士といふ、一に二王に作る、正法念經に「昔有二國王一名二千子一、欲レ試二當來成佛之次第一、拘留孫佛探得第一譯釋迦第四譯乃至纔至當二千歟一、第二夫人生二二子一、一願レ爲二梵王一請二千兄轉法輪一、次願レ爲二帝釋一請二千兄教法一云々」、空海の祕藏記に「金剛智、譬如二金剛强力摧二破諸物一、其智也、此智摧二滅煩惱一、譬如二金剛一、以二智慧一開二發心實相門一、以慧身一とあり、されば印度の傳說に由來し、後に敎理上より之を說明する事となれり、眞俗雜記問答抄に「諸寺門立二金剛力士一事問何、答、金剛力士經云、寺大門有二金剛力士一、能護二於三世諸佛門一、木幡仰云、右方持レ杵云二金剛一、左方無二持物一云二力士一哉、二尊通云二金剛力士一矣」とあり、經說に依れば、一人なれども後世二人となし、共に金剛力士と云へり、通鑑唐肅宗紀の註に「范成大曰、在處寺門有二兩金剛神一、是千佛敎中最後者、一名二憍至德一、二名二青蓮馨一」とあれば、已に支那にて二人となせるものなり、我國には、古く眞辨の作と云はるゝ執金剛神あり、卽ち仁王と同神なり、阿云の二音を示すものと云

ヌ

ヌカタノコホリ　額田郡　所在　三河國

ヌカノコホリ　奴可郡　所在　備後國　起原　國郡制定の際之を置きしものなるべし　沿革　和名抄に新城（ニヒキ）鴨田、位賀、額田、麻津、六石、大野、驛家等の鄕あり、拾芥抄以後又額田に從ひ、地誌提要「ヌカダ」と訓す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヌカノコホリ　額田郡　所在　備後國　起原　日本後記桓武天皇延曆廿四年の條に見ゆ　沿革　延喜式「ヌカ」と訓す、和名抄に刑部、道部、斗意、三上等の鄕あり、古圖忽哥に作り、覺知集奴可に復す、以後之に從ひ、郡名考「ヌカ」と訓じ、今又之と同じ、明治三十一年三上惠蘇の二鄕を合して比婆郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ヌキコジ　抜巾子　透額の冠の巾子を、高く抜き出したるものをいふ、堂上家の子息、元服の時これを著用す、冠（カンムリ）參看（裝束集成）

ヌキテ　抜手　相撲節（スマヒノセチ）を見よ、

ヌキノサキノジンジヤ　貫前神社　所在　上野國甘樂郡（今北甘樂郡）一宮町〇一名抜鋒大明神、本國の一宮にして、現今國幣中社　祭神　經津主命　起原　沿革　平城天皇大同元年上野地二戸を神封に充て、仁明天皇承和六年從五位下を授け、清和天皇貞觀十八年四月正四位下に進め、陽成天皇元慶四年從三位勳七等を授け、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、十六年に從二位を奉る、堀河天皇康和五年六月社司に中祓を科す、神事を懈ぜる崇、御卜に出でたるを以てなり、後堀河天皇寬喜元年十一月將軍藤原賴經、相模五郎時直を遣はして、神劔及び馬を奉らしむ、其神主は、物部牛麻呂の裔礒部氏之を世襲せり、明治に至り國幣中社に列せらる（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

ヌキホノツカヒ　抜穗使　大嘗祭（ダイジヤウサイ）を見よ、

ヌケニ　抜荷　江戸時代密貿易をいふ、抜は内密の義なり、又出買、仲買、抜買ともいふ、蓋し當時の制、外國貿易は、必ず長崎會所の手を經ざるべからざる定めなりしを（「ナガサキ」參看）其手を經ずして密に貿易を行ふにより名づく、後ちには、唐蘭以外の外船とも、密に商業を營むものあるに至る、而して禁を犯したる者は、必ず死刑に處する例なりしに、八代將軍德川吉宗の時、抜荷を行へるもの數人ありたれども皆死一等を減じ、耳鼻を削ぎて追放せり、また享保三年に捕へたる張本の者三人は、特に耳鼻をも削がず、其儘これを釋し、首領の先生三左衞門を捕へ來りて罪を償はしむ（此先生三左衞門といへるは、常に支那人の衣服を著も、支那商人と謀を合せ、支那船の中に乘込みて、密奸商を誘ひ、其身は彼の地へも渡航し、海上を自由に往來して變幻出沒を極め、蹤跡容易に知れ難きものなりき）三人の者即ちこれを捕へて奉行所に差出したり、幕府は更に又其罪をも免し、命じて抜荷を行ふ者を視察せしめたれば、奸商も一時手を收めたりといへり、尋で享保八年三月播紹文といへる者の船長崎に來りし時、奉行所より密に町使兩人に命じ、抜買人の體にて其船に近づき、金百兩を以て人參又は紗綾の類を買はしめ、數日の後、右の船頭財福を奉行所に召喚し、買ひ求めたる諸品を示して之を詰りたれば、遂に船中私販の本人五人を調査して、書上げしゆゑ、五人は禁獄せしめられしが、尋で財福丼に投獄したる五人の者共に、今後の航海を禁じて追放せしを以て、其後に來れる伊兵（シラ）梨業、部字等の鄕あり、中世沼田莊と稱して、郡名自ら變し、豐田郡に合併せらる、正保圖以後

期節を約し、漂流の體を裝はしめ、密商も九州邊の往來少なき海岸に赴きて、これを待ち受け居り、幽かに其船を認むる時は、荷造りしたる金子を小船に積み、官船の至らざる遠沖に於て、外國物産と貿易して歸れば、外船は其まゝ洋中の小島等に假泊して、清ざ去る等の事あり、故に文化二年には、支那船を海上に見掛けたる時は、隔てゝ進行すべし、また支那船の附近に碇泊すべからずとの令を出したり、されどこれを行ふもの絕えず、嘉永六年には加賀の錢屋五兵衞が、海上にて外國船と密貿易せること發覺して罪せられしことなどありき（德川太平記、皇典講究所講演、長崎貿易）

ヌサ　幣　幣帛の一種（一）神に手向るものを云ふ、（ネギフサ）繒總（總は麻の義）の義にて、事を乞ひ禱ぐとて出すより名づく、白米、榊、紙などを細截したるものなるより、切幣（切麻）または小幣ともいふ、專ら旅行の時、安全を神に祈らんが爲め、之を道路に散じて神に手向るなり、挾するに、普通の幣帛にては、携帶の不便あるより、かくは計ひたるものならん、神祇本縁に「元幣、手向之幣云云、大小神祇幣袋出（袋）所浦々迄、大小神祇幣袋出（アビル）來白紙細切、榊樒葉是細切擬幷、是少宛奉、切樣口傳有」とありて、其一疋を知らず（二）祓に出す麻、絹布、木綿、未だ繅らざる木綿麻なども共にいふ（「ヘイハク」參看（古事記傳、神道名目類聚抄、古事類苑神祇部）

ヌタノコホリ　沼田郡　所在　安藝國　起原　仲哀天皇紀二年夏六月の條に初見す　沿革　書紀淳仁紀天平寶字二年の條に、沼田、船木、安直、眞人等の鄕あり、中世沼田莊と稱して、郡名自ら變し、豐田郡に合併せらる、正保圖以後

ヌタノコホリ　沼垂郡　所在　越後國　起原　孝德天皇大化二年淳足柵を造る、天武天皇の末、越國を分て三國となすに及び、越後國に屬し、蒲原、沼垂、石船、田川の四郡あり　沿革　書紀淳足に作り、後ち沼垂に改む、和名抄に足羽、沼垂、賀地等の鄕あり、室町時代の末年金澤庄と稱して郡名自ら廢れ、遂に寬知集後蒲原郡に入る、郡名考以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヌノクマノコホリ　沼隈郡　所在　備後國　起原　天武天皇の朝、吉備國を分ちて備後國を建てし時置かれしものならん　沿革　延喜式又沼隈に作り以後同じ、和名抄に津宇、赤坂、春部、諫山等の鄕あり、郡名考「ヌマクマ」と訓じ、地誌提要「ヌノクマ」に復す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヌノヒキ　布引　相撲節（スマヒノセチ）を見よ、

ヌノヒタタレ　布直垂　大紋（ダイモン）を見よ、

ヌバカハ　奴袴　指貫（サシヌキ）を見よ、

ヌヒドノレウ　縫殿寮　名稱　「ヌヒドノツカサ」とも訓む、唐名尙衣局　所在　大內裡內朝平門

の北職掌女王及び内外命婦、宮人の名帳考課及び叙縫の事を掌る、中務省の被官職員頭一人従五位下、助一人従六位上、允一人従七位上、大属一人従八位下、少属一人大初位上、史生四人、染司二人、使部二十人、直丁二人起原治革文武天皇大寶元年に創置す、桓武天皇延暦十八年勅して允一人を加ふ、後世助に權官を置き、允を大少に別つ（令義解、令集解、類聚三代格、延喜式、官職秘抄、職原抄）

ヌヒノツカサ　縫司　職掌後宮十二司の一、裁縫、衣服、纂組の事を掌り、併せて女功及び朝粟の事なり掌る職員尚縫一人準正四位、典縫二人准従五位、掌縫四人、女孺一百人起原治革文武天皇大寶元年に創置す、後世上臈中臈など出づるに及びて、全く廢せられたり（職官志）

ヌヒベノツカサ　縫部司　職掌衣服裁縫の事な掌る、大蔵省の被官職員正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、縫部四人、使部六人、直丁一人、縫女部起原治革上古衣縫造ありて衣服裁縫の事を掌る、文武天皇大寶元年に司となす、平城天皇大同三年縫殿寮に合併す（姓氏錄、令義解、令集解、類聚三代格）

ヌボコ　沼矛　天沼矛（アマノヌボコ）を見よ、

ヌマヅジヤウ　沼津城　所在駿河國駿東郡沼津○三枚橋城ともいふ起原治革起り詳かならず、初め今川氏の兵之を守りしが、永祿中武田信玄今川氏を亡ぼし當城を奪ふ、天正九年高坂源五郎之を守る、同十年武田勝賴亡びて德川家康に屬し、同年九月本多重次之を守る、同十二年小牧戰の時に、松平康元之を守りて北條氏に備へたり、慶長五年九月康元江戸城を守るに及び、内藤信成當城を守りしが、六年二月大久保忠佐これを領す、同十八年九月嗣絶えて除封し、同十九年二月城を壞ち、安永六年四月、水野忠友此地に封ぜられ、城を復興して治す、子孫相襲ぎて明治に至り、同元年に上總菊間に移封、封土五萬石を領す（廢城考、駿河國誌、德川加除封錄、明治政覽）

ヌリゴメ　塗籠　寢殿造の室の名、周圍を壁にて塗りたる故に名づく、明取（アカリ）な付け、妻戸ありて出入の口とす、後世の納戸の類にて、專ら衣服、調度など手近き品を納め置きたり、又庭所に用ひしと見えて、源氏物語夕霧の卷に「ぬりごめにおましひとつしがせ給ひて、内よりさしておほとのごもりにけり」などあり、其他物語類に多く見えて、北の塗籠、西の塗籠など稱したり、後には身分低きものは、帳臺を塗籠にして、居間にも物置にも用ひたり（家屋雜考）

ヌリザヤ　塗鞘　漆を以て塗りたる刀の室をいふ、「サヤ」參看、

ヌリベノツカサ　塗部司　職掌諸種の漆器を塗ることを掌る、大藏省の被官職員正一人正六位下、佑一人正八位上、令史一人大初位下、漆部二十人、直丁一人起原治革景行天皇の世、日本武尊壯石足尼をして漆を干に塗らしむ、因て命じて添部官となす、其後漆部造ありて漆の事を掌る、大寶元年制定して司となし、大藏省の下に屬す、大同三年縫殿寮に併す（姓氏錄、令義解、類聚三代格）

ヌリユミ　塗弓　漆塗の弓を云ふ、真丈雜記に「弓鳥故實に、ぬり弓に籐つがふ事、先は三所籐をつがふが本なり、其外はいづ方に成りとも心次第につがふべし、定法有るべからず、總別籐をつがひても、その上をぬる事有るまじき事なり、籐は白くして置くが本なり、口うるしをさす物なり云々、三所籐とは、かぶら籐二所（上はず、本はずの付けざはなよくまくなり）矢すりの籐（にぎりの上の方を巻く）以上三所をまくなり、口うるしとは、籐の巻始と巻終の所籐の下へうるしをさして、ほどけぬ爲にする事なり、是れは騎射弓なり」と見えたり、

ね

ネアヤメ　根菖蒲　蘡の色目の名、藻鹽草に、表は白に、裏は紅なりといひ、また胡曹抄に、裏を紅梅なりともいへり、

ネイイチサン　寧一山　一寧（イチネイ）を見よ、

ネウハツ

ネウヤクシンバウ　饒益神寶　名義王朝時代に行はれたる錢貨の一種性質銅にて作る、凡徑六分強、重六分、錢文は春日雄繼の書なり起原治革清和天皇貞觀元年四月、鑄造して之を行はしめ、一を以て舊錢十に當てしむ、同十一年に至るまで通用せり、「ゼニ」の揷繪參看（大日本貨幣史）

ネギ　禰宜（禰義、祢義）　神職の一種、神主の下にありて、新年月次新嘗等の祭祀に預り、幣帛を獻ずる等の事を掌る、願ひの義なりと云ふ、後世は神職の總稱となれり、舊制は多く八位以上六十以上の人を用ふ、蓋し八位以上六十以上の人は、課役を免ぜらるゝを以て、官に於て費す所少きによるなり、女禰宜を用ふるも之と同じ、延喜式によれば、内外宮各一人にして、内宮は從七位、外宮は從八位なり、

朝野群載各六人とあり、四位一人、五位五人となりしが、二所大神宮例文によれば、更に增して十禰宜となれり、その上首を長官と云ふ、後ち權禰宜あり、四位五位に叙す、之を正權禰宜と稱す、また官符權禰宜あり、祭主の奏授にして三人なり、次に擬符權禰宜あり、六位にて未だ叙爵せざるものを云ふ、而して異姓を相續したる權禰宜の子孫は叙爵するを得ず、一生六位にて終るとも云ふ、聖武天皇天平勝寶元年十一月八幡大神禰宜外從五位下大神朝臣の姓を賜ひしことあり、これは書に見えたる最古きものなるべし、淳和天皇天長二年十二月勅して諸國小社、或は祝ありて禰宜なく、或は禰宜祝共に置きて定まりなし、自今禰宜祝共に置く神社は、女を以て禰宜とすべしと命ぜり、これ女禰宜を置くの始めなり（古事類苑神祇部）

ネコマ　猫間　親骨に、くり形を施したる扇をいふ、大臣家に限り、他家には使用せず（海人藻芥、真丈雜記、裝束集成）

ネゴログミ　根來組　纖魂百人組（テツバウヒヤクニングミ）を見よ、

ネゴロジ　根來寺　所在紀伊國那賀郡根來村大字西坂本○大傳法院とも號す、宗旨眞言宗新義派本山原治革大治五年覺鍐、聖惠法親王の助力を得、高野山に小堂を創立して小傳法院と號す、天承元年鳥羽上皇勅願所となし給ふ、同年改築して大傳法院と號し、長承元年落慶供養を行ふ、丈六の大日如來尊勝佛頂を安置し、學徒三十六口を置く、鳥羽上皇臨幸ありて傳法大會を行ひ、莊園七所を用度に賜ふ、覺鍐示寂の後、金剛峰寺の大衆大傳法院の大衆を排斥し、騷亂常に絶えず、正應三年三月頓滅、大傳法院を根來に移轉し、大に規模を擴張す、是より佛塔經巖僧坊等を造り、一山の諸堂坊舍二千七百餘宇あるに至る、建武以來世靜かならず、軍卒の狼藉甚しかりければ、僧徒兵伏を以て守護す、遂に勢を得て僧兵の第一と稱せらる、天正十三年三月、豐臣秀吉の爲に攻め燒かれ、一山悉く灰燼に歸す、慶長年中再興し、國主淺野氏、根來山の四至を正し、山林濫伐を禁止す、明曆元年德川氏蓮華律乘兩院を兩學頭と定め、寺領六十石を寄進す、爾後漸次再興するとなれり（紀伊國續風土記）

ネゴロヌリ　根來塗　紀伊國那賀郡なる根來寺に於て製造せし漆器ないふ、正應元年高野山の僧徒等、故ありて多く此に轉住して、堂宇を造營したりしが、根來椀は蓋し此際より盛んに製造せしものならん、其製法は朱漆を以てこれを塗る（黑漆を以て塗るのみぬりたるものもあり）其中或は全體黑漆塗のものあり、これを黑根來と云ふ、天正十三年豐臣秀吉の爲めに根來寺灰燼に歸し、僧徒或は闘死し、或は逃亡す（この際薩摩國の田代根占と云ふ所より朱を出す、因て根來寺の僧徒の中、この地に來り朱塗椀を作り、以て業と爲す者あり、其製根來塗に同じくして、粗なるものなり、これを薩摩椀と云ふ）

ネツケ　根付　名義印籠及び煙草入等の紐

錺等に付する器具をいふ○其意匠の材料は頗る多趣にして、神仙、妖魅、佛陀、人物を始め、禽獸、蟲魚、花實、山水、風景、各種紋樣等の類に至るまで、實物と想像物とを網羅し盡さゞるはなし起原治革寛永の頃、木阿彌光悅、野口立圃ありて根付を作りたりといふも、其作品固より多からざるべし、其後寬文天和年間、根付大に流行せんとする形勢に赴けり、而して當時、支那の製品を貴重愛賞せし餘り、支那風を摸擬して酷肖するを妙技と爲すに至れり、又當時根付の製作者は、則ち佛師、彫刻師、蒔畫師等が、本業の餘暇に之を作りて、其需用者に供したりしに過ざざりしが如く、根付專門の職工はあらざりき、降りて元祿より正德に至りては、根付の流行彌々盛んならんとするの趨勢なるを以て、其作者は亦丹精を凝らして工夫を練るに汲々たりしより、その技術も頓に發達して、頗る名品を製出し、意匠考案の上に於ても一大進歩をなせり、當時奈眞の佛工、造像の餘暇に、能人形及び小假面の根付等を作り、世に出だしいかば、大に流行して、遂に京阪奈眞地方より、盛に仕込根付を出すに至れり、尋で享保より寶曆以後に至り、根付を愛賞するもの益々多くなりたり、その主なる原因は、煙草入を用ふるにより、當時諸侯及び旗本等が、刀劍裝飾に美を盡して之れを帶用するを以て榮とせしか、巨商富豪に至りては、之れに代ふるに煙草入を腰に提げ、以て其粹美を競ひ、而してその作品の偶々善が意に合ふものある時は、大金を惜まずして之れを購求せりといふ、斯る形勢なれば、根付も亦優品奇物にあらざるよりは、嗜好に投ずる能はざるを以て、自ら其作者をして、專ら意匠を凝らして、高雅なるものを製出するに至らしめ、寧ろ細工の精巧美麗は敢て問はざりしに似たり、當時

作品の大體を見るに、其圖は古歌の意を按じ、又は俳諧の旨を撰び、有名なる畫伯に囑して下繪を畫かしむる等、注意周到頗る其考案に苦慮せり、これよりして大に美術的作品を現はすに至れり、明和より享和に至りて、其流行一層劇甚を極めしかば、始めて根付彫刻師なる專門家出づ、就中吉村周山、小笠原一齋、和泉屋友忠等妙手と稱せらる、其他法眼舟月、壽貞、雲樹洞院幣丸、爲隆、岷江、松珉齋、出目右滿、河井賴武、淸兵衞等亦名あり、いづれも意匠の斬新、刀法の自在なる、根付としては未だ曾て見ざる處のものなり、文化文政以後に至りては、奢侈の弊風益々甚しく、其材料に多く貴金屬寶石を用ふるに至れり、當時の名工には、樂只軒牛加、山口友親、鳴鶴齋法實、神子齋龍珪、森川杜園、長井蘭亭、宮坂白龍、山口岡友等あり、それより明治維新の後に及びては、此等の工藝品は頗る衰頽に歸せしが、此根付の製品は追ひ〳〵進化し來りて、終に象牙彫刻の置物となりたり、今日象牙美術の發達を來たしゝは、主に此根付等より變化し來りたるものならんか（大日本美術略史）

ネトリケミ　根取撿見　畝引撿見（セビキケミ）を見よ、

ネノヒノアソビ　子日遊　**名義** 正月初子の日、野邊に出でゝ、小松を引き、遊宴するをいふ、又小松引とも稱す　**起原沿革** 起原詳かならざれども、萬葉集大伴家持の歌に「はつ春のはつねのけふの玉箒云々」など見えたれば、稱德光仁兩天皇の頃、既に此遊びありしことを知るべし、上下一般にこのことあり、亦必ずしも小松を引かず、野外にて遊宴せること多し、後には只一種の祝日となれり、朝廷にては、この日曲宴あり、子日宴といふ、亦若菜を供し、主上饗として閣召す、士庶人亦同じ、猶七種の條を合せ見るべし（公事根源、古今要覽稿、武家名目抄）

ネハン　涅槃　初めは佛陀の入滅のことなりしが、後ち轉じて佛道修行の成就したる境界のことゝなる、梵語摩訶般涅槃那とも、泥洹とも云ひ、譯して寂滅、圓寂、圓常、滅度、無爲、不生不滅などとも云ふ、又入滅とも遷化とも云ふ、遺敎經に「佛臨二涅槃一略說二敎誡一云々、」婆娑論に「以二何義一故名二涅槃一、答、煩惱盡故名爲二涅槃一、復次火息故、名爲二涅槃一、復次三相寂、故爲二涅槃一、復次離二臭穢一、故名爲二涅槃一」とあり、涅槃經三十一迦葉品に「亦名二涅槃一、亦名二無生一、亦名二無出一、亦名二無作一、亦名二無爲一、亦名二皈依一、亦名二窟宅一、亦名二解脫一、亦名二光明一、亦名二燈明一、亦名二彼岸一、亦名二無畏一、亦名二無退一、亦名二安處一、亦名二寂靜一、亦名二無相一、亦名二無二一、亦名二一行一、亦名二清涼一、亦名二無闇一、亦名二無礙一、亦名二無諍一、亦名二無濁一、亦名二廣大一、亦名二甘露一、亦名二吉祥一云々」とあり、佛敎の說に、小乘、大乘の涅槃あり、小乘涅槃には、灰身滅智と云ひ、即ち死を云ふ、大乘涅槃には眞如實相と云ひ、即ち生死を平等觀するを云ふなり、佛の死を弔ふ法事を涅槃會と云ふ、毎年二月十五日諸佛寺にて之を行ふ、釋氏要覽に「二月十五日佛涅槃日、天下僧俗有二營養供養一、即忌日之事也」と見えたり、尾張の壽廣和尚始めて涅槃會を山科寺（興福寺）に起せし事、今昔物語に見えたり、又常樂會とも云ひしこと、執柄年中行事に見ゆ、

ネハンヱ　涅槃會　「ネハン」を見よ、

ネハンチウ　涅槃頭　禪宗の役名、堂の事を掌る（禪林象器箋）

ネヒノコホリ　婦負郡　**所在** 越中國　**起原沿革** 天武天皇の末年、三越を分ちし時建てし郡とせり、始め賣比と訓じ、後ち禰比と稱ふ、和名抄に高野、小子、大山、管田、曰理（ワタリ）、川合、大乘、高島、岡本、餘戶等の鄕あり、正保圖婦貟に作り、寬文中婦貟に改む、寬知集、元祿帳之に仍る、郡名考又婦貟に作りて「ネイ」と稱し、天保鄕帳婦貟に復す、以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ネンア　然阿　良忠（リヤウチユウ）を見よ、

ネンガ　年賀　算賀（サンガ）を見よ、

ネンガウ　年號　吾國に於て年號を建ることは、孝德天皇御宇の大化を始めとす、孝德紀、大化元年六月乙卯の條に「天皇、皇祖母尊、皇太子、於二大槻樹之下一、召二集群臣一盟曰、改二天豐財重日足姬天皇四年一爲二大化元年一」と見えたり、これ支那の制に摸倣したるものに係る、然れども如是院年代記、海東諸國記、皇代記、春秋曆略等の諸書によれば、孝靈天皇の時に列滴、應神天皇の時に煕至以下多くの年號ありし事見えたり、これ固より朝廷にて建てしものにあらずして、僧侶等の私に名付しものなるべし、而して大化は五年にして白雉と改め、又五年にして年號暫く絕え、天武天皇の時また朱鳥の號を建てしも、僅かに一年にして絕えたりしが、文武天皇大寶以後連綿として今日に及べり、本朝改元考に「本朝文武天皇創二建大寶之號一、竊此雖レ有二孝德天皇之大化、白雉、天武天皇之朱鳥一、而紀二一時之瑞一、未レ爲二定式一、故源親房正統記以二大寶一爲二年號之始一」といへるもの、亦一理なきにしもあらず、大寶以後は即位、祥瑞、災變ある場合に改元し、又辛酉甲子の年にも改元したり、之を革命革令と云ふ、改元の時には、當時の學者をして年號を勘申せしめ、諸卿をして、辨難議定せしむ、是を難陳（陳難）と云ふ、鎌倉時代以後、武家天下の權を左右するに至りしも、猶朝廷にて改元を行ひしが、江戶時代に至りては、朝廷に於て、豫め數種の年號を撰びて、これを幕府に廻送し、幕府にて、更に審議を加へ、其中の一を撰定して京都に還却し、朝廷の名を以てこれを天下に發表することゝなれり、而して從來は、年號を改むること繁く行はれ、甚しきは一ヶ年の中二回も改めたることありしが、慶應四年九月、明治と改元せられし時、其詔の中に「自今以後、革二易舊制一、一世一元、以爲二永式一」とありて、始めて天皇御一代の間、一年號たるべく規定せられたり○朝廷に於て年號を定められたる以後も、民間往々にして、私に年號を稱するものあり、異年號、また私年號と世に稱するものこれなり、猶委しくは「シネンガウ」「カイゲン」「カクメイ」「一代一號（イチダイイチガウ）」及び附錄國史年表等を參看すべし（書紀、本朝改元考、改元物語）

ネンキフ　年給　**名義** 年官年爵を給するをいふ、年官とは、天皇、太上皇、三宮、皇太子、親王、女御、尙侍、典侍、公卿、辨官等の所得とする爲めに、特に任補せる諸國の掾、目、史生等をいひ、年爵とは、太上皇、三后の所得とする爲めに、特に叙したる從五位をいふ、蓋し掾は公廨稻（「クゲタウ」參看）の十分三、目は同じく十分二、史生は同じく十分一を職祿とし、從五位は、位田八町を給せらるゝの定めなれば、幷に其官位に屬せる收入を以て、年官年爵を給ひたる人の所得と爲すなり、故に其人を任叙するも實務に當らず、また姓名を假作せることもありき、而して年官は春の除目、年爵は秋の除目（「ヂモク」參看）に之を任叙せり　**起原** 寶龜六年八月勅して、京官の祿薄く、地方官利多きを以て、地方官の公廨を割きて、其一を在京官の俸祿とす、是れ年給の濫觴なり、延曆以後は親王にも給す、是れまた皇子皇孫多くして、用途乏しきによりてなり、貞觀年中には、三宮以下公卿にも給せり　**種類** 內給、院宮給、親王給、女御給、尙侍給、典侍給、公卿給、辨官給あり、各條に述べたり、就て見るべし（史學雜誌「年給考」）

ネング　年貢　朝廷又は本家（「ホンケ」參看）領家（「リヤウケ」參看）に、其配下の人民より毎年上つる納貢物を云ふ、即ち田租を調庸をも云へり、後ち田租調庸の滅びし後は、これに當るものを稱したり、貢は獻なり、年々獻上するを云ふ、又乃貢、納貢の意とも、農貢の意とも、即ち獻ずる意なりとも云へり、尙「ナウコウ」とも云ふ）土貢（其土地より獻ずる意）とも云ふ王朝時代には概して乃貢（稀には年貢）と稱し、鎌倉時代には乃貢、年貢併稱せられ、室町時代以後は、多く年貢（稀には乃貢）と稱し、時に物成をも年貢と稱したり、江戶時代には物成を年貢と稱し、又小物成をも稱したり、然れども一般に廣く年貢とのみいひて、現今の租稅に當るものを總稱したり、按ずるに年貢とは、田畠屋敷等に賦課されたる特定の稅にて、年々一同若しくは數回を限りて、百姓より納付するものなり、多くは米なるもあれども、絹布、桑、漆または金錢等もあり、而して年貢と云ひ、乃貢と云ひ、共に政府より定めし名目にあらずして、土地人民より納むるものを漠然と云ひしものに係り、必しも確固として一定せしものにはあらざるべし、三代實錄光孝天皇仁和元年十月十九日の條に「太宰府少貳已下官人徵二贖銅一、先レ是、彼府年貢違レ期、詔下二刑官一斷レ罪」とあるは、年貢の字の見えたる始なり、政事要略調庸未進の條寬平二年九月十五日の太政官符に「五畿七道諸國司、應レ令三後司辨二濟前司任終年、調庸雜物未進一事、右太政官云々、若寄二事役人專闕一乃貢一者、加二其科一、責一如二前符一者云々」とあるは、乃貢の字の見えたる始にして、調庸の類を乃貢と云へるを知るべし、保元元年閏九月十八日の宣旨に「仰作莊園等、或載二官省符一、或爲二勅免地一、四至坪付、券契分明、而世及二澆季一、人好二貪婪一、號二加納一稱二出作一、本免之外押二領公田一、暗減二率法一、對二捍官物一、蠶食之漸、狼戾之甚也、兼名以二在廳官人郡司百姓一、補二莊官一、定二寄人一、恣募二名田一、進二課役一、郡縣之滅亡、乃貢之擁怠、職而此由」とあるは、官物即ち田租を云へるものなり、又續寶簡集所收康治元年十二月十三日鳥羽院廳下文、同二年正月二日領家下文、治承三年五月金剛峯寺下文等にも年貢の事見えたり、而して乃貢と年貢とが同一なることは、吾妻鏡に「文治三年七月廿八日、新日吉領武藏國河肥莊地頭、對二押去々年乃貢一事云々、」また八月五日の條に「就二帥中納言奉書一、被レ進二御請文一、是新日吉領武藏國河越莊年貢事云々、六月一日御敎書七月廿八日到來、勤以令二拜見一候訖、新日吉領武藏國河肥莊事、本自爲二請所一、令レ進二御年貢一候之所也、而去年領家令二逝去一之由依二承候一、不レ知レ可レ進二年貢一之所ト候云々、九月五日諸國莊公地頭等忽二諸領家所務一之由依レ有二其聞一、有限地頭地利之外、不レ可二相交一、乃貢以下不レ可レ存二懈緩一、於二違越之輩一者、可レ有二殊罪科一之由被レ定云々」とあるにて明なり、猶建武式目追加にも、同一に用ひたること見えたり、鎌倉時代に併稱したることは、前揭の吾妻鏡にて明かなりと雖も、猶二三の例を擧ぐれば、吾妻鏡元曆元年正月十一日の條に「今日陸奧國郡鄕所當事有二沙汰一、是准布之例、沙汰人百姓等私忘二本進之儀一、好二錢貨一、所濟乃貢追年不法之由、依レ有二其聞一、白河關以東者、依二下向輩所持一者不レ及二禁制一、又絹布麁惡甚無レ謂、本樣可レ令二辨濟一之旨被レ定云々、」貞永式目に「諸國地頭令レ抑二留年貢所當一事云々、」高野山文書文治元年十一月阿氏川莊年貢送文案に「進上當年御年貢絹

綿等事云々」と見えたり、室町時代に至りては、乃貢は季廻日錄に「寛正二年七月晦日、以二盛都聞一爲二阿州十七箇所御料所代官一出錢怠之故於二愚老一以二譬阿彌一寫被レ讒之、仍命二都聞一乃貢三千疋、讒者伊勢守也」と見えたる外稀にして、概ね年貢と稱したり、大内家壁書に「御分國中、所納年貢之麻布寸尺之事、古式に任、よろしく八尺を以一端とす、亦よりふ之事は、二丈五尺或は二丈六尺一端なるべし」應永八年相賀南莊生島請所狀に「請申相賀莊河南生地島畠年貢事、合、右伴請所者、夏大麥壹石、秩大豆貳石、粟一石、已上伍石分、毎無懈怠可沙汰申候」と見え、其の他の用例枚擧に遑あらず。而して此時代には土貢と稱したること、建武式目追加、侍所沙汰篇追加、官地論、大内家壁書等に見え、又物成とも稱したること、眞輪軍記、蜂須加文書、續撰清正記等に見えたり、江戸時代に至りては、物成（取高に就きて云ふ場合には取箇、出來高に就きて云ふ場合には成箇とも稱したり）小物成を年貢と云へり、田園類説に「浮役小物成は、年貢之外納るものなりと一様にいへど、小物成は總名にして、浮役は其内の一つなり（中略）年貢之事を物成と云ふによりて、小年貢と云心にて、小物成と云、然らば百姓役之外、何にても年貢之外、定納すれば皆小物成なり」と見え、地方答問書に「總て小物成幷浮役と申は、山林原野河川殺生等、其外何にても、田畑御年貢之外、定納の米金納候義にて云々」とあり、小物成は蓋し古への調に相當するものなりと雖も、之に屬するもの、内、山年貢、野年貢、草年貢、茶年貢、漆年貢、櫨年貢、楮年貢、鹽濱年貢等あれば、此等の類をも年貢と稱したること知るべきなり、されど普通單に年貢と稱する時は、主として田畠に課したる稅をいへる事、前に述べたるがごとし、田租（デンソ）調（テウ）地子（ヂシ）物成（モノナリ）小物成（コモノナリ）反見（ハケミ）の諸條參看）政事要略、平範記、伊呂波字類抄、吾妻鏡、高野山文書、貞永式目抄、武家名目抄、田園類説、地方答問書、地方凡例錄、地方算法大成、地方落穗集、地方大概集、租稅沿革篇、大日本租稅志、落幕緊治要略、年貢考）

ネングカイサイモクロク　年貢皆濟目錄　江戸時代、租稅皆納すみし時、代官より勘定所へ進むる帳簿を云ふ、地方三帳の一、又各村皆濟の後ち、代官より下付する證書をも云ふ、即ち勘定所に進むるものは、納拂明細帳を以て豫定せる租稅、其他の米金を納入し、完結の後皆濟届書を添へ、代官より勘定所へ進達するものなり、各村へ下すものは、一紙の證書を交附するものなり、今享保二年九月所定の皆濟期月を左に示す、

【海道筋】駿河、遠江、三河、（以上翌年三月）飛驒、美濃、伊勢、甲斐（同四月）【五畿内筋】山城、河内、近江、和泉、攝津、大和、播磨、丹波（同三月、但二條納有）之節は四月）【中國筋】美作、備中、但馬、備後、讃岐、伊豫、豊後、豊前、筑前、筑後、肥前、肥後、日向（同五月）【西國筋】豊後（同四月、但同上五月）石見、丹後（同六月）【北國東國筋】信濃（同二月）陸奥、佐渡（同四月）越後、越前、能登、出羽（同七月）武藏、上野、下野、上總、下總、安房、常陸、相模、伊豆（同正月）

ネングワン　年官　年給によりて、地方官及び内官を給はるを云ふ、「ネンキフ」を見よ、

年始　名義　歳首な賀するをいふ、年朝賀の儀ありて、朝廷にては、朝賀の儀ありて、公卿等は、古くより互に廻禮をもなりき、江戸時代には、元日二日三日に、諸大名、目見以上の諸役人、番士、醫師、交代寄合、表高家寄合、五百石以上の小普請の輩、年始の賀儀として登城す、其儀元日には、將軍幷に世子、白書院上段の間に著座あり、三家、加賀、越前、因州、溜詰、津山、明石、大聖寺等の諸藩主太刀目錄を獻じて賀詞を述ぶ、宴及び時服を給ふ、畢りて大廣間にて、二之間以下諸代大名、外樣大名（元日登城の分）、交代寄合、表高家、留守居、諸番頭、五位諸大夫、法印法眼の醫師の賀を受く、三千石以上は皆太刀目錄を獻ず、酒宴を賜ひ、五位以上法印法眼の醫師は時服を賜ふ、二日には將軍白書院にて、三家の嫡子、大廣間にて、國主、准國主、喜連川、外樣大名の賀儀を受け、三日には同じく白書院にて、無官の大名、大廊下溜間にて、無官の雲及び彦根、中津、高田諸藩の老臣、白書院次の間にて、江戸町年寄等の年賀を受く、又六日には諸寺の僧侶、社人、山伏、二月一日には日光門主の賀を受く、服裝は、元二日には、將軍、四品幷侍從以上は直垂、五位諸大夫は大紋、法印法眼は直綴、布衣には布衣、平士は白袴、三日には、將軍以下出仕の面面、髪斗目長上下を著す、而して諸大名、萬石以下の諸役人、高家、交代寄合、寄合の面々、三ヶ日の中に、老中、若年寄等へ、年始の賀儀として出頭し、それより同席、同僚、親戚、知友等を訪ひ、頭支配あるものは、其頭支配へも同樣出頭すべきことなりき、民間同禮の俗は、今日に異れることなし、（德川盛世錄）

ネンシャク　年爵　年給により叉五位を給はるを云ふ、「ネンキフ」を見よ、

ネンダイキ　年代記　年代の順を追うて、著名なる史的事實を、簡明に表として記載せるものを云ふ、また年表、月表とも云ふ、年を追うて表とせる故なり、年代記に、一般歴史に渡るものと（皇年

代記の類）部分に限られたるものと（金石年表の類）の二あり、我邦上古より年代記のことは、扶桑略記以下の諸書に見え、本朝書籍目錄にも和漢皇代記等あれども、何れも今日に傳はらず、年代記にて最も古きものは七大寺年表とす、本書は前後缺けて、いま存する處は文武天皇白鳳十一年より、桓武天皇延暦廿一年迄にして、永萬元年の奥書あり、原本にて存するは奈良市春日社家千鳥氏所藏の御代々皇代記を最古とす、後世應德元年皇代記、又は編年殘篇と稱す、文中白河天皇を今上とし、裏に承曆の文書あれば、白河天皇の代に出來たること明らかなり、尋で鎌倉時代以後に至りては、愚管抄の皇帝年代記（承久年中）與福寺略年代記等を始めとして、年代記の著述漸く多し、いま左に著名なるものを掲げて參考に資す○按するに、年代記又は年表は、歳月に係けて、史實を表に記したるもの、稱なれども、往々にして年表の名を冠して表の体裁を爲さゞるものあり、泰平年表のごときこれなり、いま其名に從うて、暫く此に収む、

【一般に亘れるもの】

御代々皇代記　皇帝年代記
一代要記　武家年代記
皇代記　石清水皇代記
皇代暦　皇年代略記
鎌倉大日記　皇年代本記
仁壽鏡　鳩嶺年代記
立川寺年代記　興福寺年代記
建長寺年代記　瀧淵寺年代記
假名年代記　滿願寺年代記
和漢年契　掌中和漢年契
新撰年表　泰平年表
續々泰平年表　新續泰平年表
興福寺略年代記
皇帝記抄
歷代編年集成
北條九代記
皇代略
如是院年代記
仁和寺年代記
和漢合符
應仁以來年代記
和漢合運圖
續泰平年表
續史年表

【一部分に限れるもの】

記錄年表　金石年表
皇居年表　史籍年表
續史籍年表　名家年表
逸號年表　武江年表
文苑紀年大成　異船渡來年表
名家紀年大成　假夷年代記
此の外伴信友の史籍年表に見えたるものにても五十餘種あり、　文學者年表
太平記年表

ネンチユウギヤウジノシヤウジ　年中行事障子　年中恒例の公事を註記したる衝立障子を云ふ、清涼殿の弘廂に在り、上戸に向て、人一人程の路を置きて立つ、東方に正月より六月まで、西方に十二月までの公事を書す、廢せらるゝ行事は點をかけ、新加の行事は假りに書き加へたり、國忌も又之に同じ、修覆の時總て本行に書き入るゝと云ふ、仁和元年三月藤原基經之を調進したるを始め歴代の家にても之を立てたり、禁中、院中の公事及び私家の行事を合せ書す（年中行事祕抄、有職抄、大内裏圖考證）

ネンニン　念人　弓場始の時、射手の爲に肝煎する者を云ふ、射手に從ひて左右に分れたり、この事吾妻鏡などに見えたり、上古禁中の射禮、賭弓等にも此役あり（貞丈雜記）

ネンネンヒキ　年々引　引（ヒキ）を見よ、

ネンブツ　念佛　佛陀を念誦すること、首楞嚴經に「大勢至菩薩云、我本因地以念佛心入無生忍、今於此界誓念佛人一皈三於淨土一ことあり、淨土教家の說に依れば、念佛を分ちて二種とす、一を通念佛、一を別念佛と云ふ、第一は廣く諸佛を念ずることにて、第二は阿彌陀佛を念ずるを云ふ、之を更に四種に分つ、一を稱名念佛、又は口稱念佛とも云ふ、口にて佛の名號を稱ふるなり、二を實相念佛又は法身念佛とも稱し佛の自性たる眞如實相の理體を觀念するなり、三を觀相念佛と云ふ、佛の相を觀念するなり、即ち三十二相、八十種好を念ずる類なり、四を觀像念佛と云ふ、佛像を觀念するなり、即ち畫像木像を觀念する類なり、淨土宗、融通念佛宗、眞宗は別念佛にて阿彌陀佛を念ずるなり、支那にては晉の時、廬山の惠遠同志相結びて念佛修行をなし、淨土往生を願求したり、後ち唐朝には善導觀無量壽經に依り、念佛の意義を說明して、佛陀の名號を口唱することなす、以來念佛大に興れり、我國には古く天台眞言に念佛修行のこと傳はりたるも、空也上人光勝、大原の良忍上人等出でゝ、盛に之を弘通し、法然上人に至りて念佛の意義を說明し、一宗門を建立す、其下より淨土宗、諸派及び眞宗出でゝ、今は空也念佛、良忍の融通念佛、法然門下の諸宗派あり、鎭融通念佛宗、淨土宗、眞宗を見るべし（蓮宗寶鑑、大藏法數、淨土源流章）

ネンブツジ　念佛寺　愛宕寺をいふ、ヂヤ

ネンブツジシヤク　念佛尺　物をはかる尺の名、「ハカリ」參看、

ネンブツシユウ　念佛宗　融通念佛宗（ユウヅウネンブツシユウ）を見よ、

ネンヘウ　年表　年代記（ネンダイキ）を見よ、

ネンヨ　年預　後世の年番と同じく、其年の内預りて事務をとり行ふものを云ふ、大藏省内藏寮、大膳職、院司、別當攝關家以下公卿の政所公文所、及び延曆寺、興福寺等の諸寺莊園等に置きたり、もとは別に年預を置きしにあらずして、或る職員中より一年交

菅に事務を預りしが、後には専ら年預職を置きたるもありき（朝野群載、玉葉、桃元問答）

ネリカハ 練革　練りたる革を云ふ、又いため韋とも云ふ、「イタメカハ」参看。

ネリツバ 煉鍔　煉韋の鍔を云ふ、煉韋の鍔の暗、煉韋とは、いため韋の上に煉物を付けて固めたるを云ふ（貞丈雑記）

ネリヌキ 練緯（練貫）　髪斗目（ノシメ）を見よ

の

ノ 篦　矢の體ないふ、「ヤ」を見よ、

ノウ 能　舞樂の一種、田樂能、猿樂能等あり、所謂藝能の意なるべし、後ち田樂衰へ、幸若續れ、猿樂獨り盛んなるに及び、能もまた自然の結果として、猿樂能の別名となり、更に主として、能の名稱を以て世に行はれ、本名なる猿樂能は却て忘れらるゝに至りしと雖も、時として猿樂、散樂など用ひられしことあり、謠（ウタヒ）「デンガク」「サルガク」「カウヲカ」の條參看、

ノウイン 能因　名家　俗姓橘永愷、世に古曾部入道といふ　系譜　忠望の子、兄元愷の養子となる　事蹟　白河天皇御宇前後の人なり、はじめ文章生となり肥後遊士と號す、性和歌を嗜む、嘗て藤原長能に就きて作歌の法を問ふ、長能「山深み落ちて積るもみぢ葉のかけひる上に時雨ふるなり」の詠を擧示して曰く、體裁宜しく此の如くなるべしと、之を聞いて深く領悟し、遂に長能に師事す、後ち剃髪して能因と改め、攝津國古曾部に居る、一日藤原兼房と同乘して二條東洞院に至り、遽かに車より下る、兼房怪しみて其故を問ひしに、こゝは才女伊勢御の舊跡にして庭松なほ存す、豈禮なくして過ぐるに忍びんやと答へ、行くこと數十歩、樹影見えざるに及び、始めて車に就きしといへり、其歌を重んずること此のごとし、また藤原節信といふものあり、好事の士なりと、嘗て能因に逆ひ相得て甚だ歡ぶ、能因懷中の錦嚢を探り、一木片を出して曰く、これ長柄橋の様なり、我愛藏すること久きも、今君に贈ると、節信大に喜び、また一枯蛙を出して曰く、これ井手の蛙なりと、二人愛翫し、獄を盡して去るといふ、而して藤原範國の任に伊勢に赴くや、能因之に從ひしが、會々大旱あり、卽ち「天の川苔代水にせきくだせあま降りますな神ならば神」と詠じて雨を祈りしに、須臾にして雲興り、大雨三日、遠近皆霑へりと傳へらる、能因又「都をば霞と共に出しかど秋風ぞふく白川の關」の詠あり、世以て絶唱と爲す、なほ此歌は著聞集によれば、自ら佳調と信じたれども、實事にあらずと譏られんことを恐れ、閉居して面を見ず、偖りて陸奥の旅より歸りたりと稱し、これを人に示したりとあり、大日本史には、袋草子によりて、其陸奥に遊びたるあるを證し、右の逸話は後人の附會に係るとなす、記して疑を存す、其詠歌後拾遺集に載せたる者多し、彼の百人一首に入りて著明なる「風ふく御室の山の紅葉葉は龍田の川の錦なりけり」の詠も、また同書秋の部に、永承四年內裏の歌合にと詞書して出でたり（著聞集　古今和歌集、八十島の記、歌枕等（大日本史、後拾遺集）

ノウクワン 能冠　元服（ゲンプク）を見よ、

ノウシャウムシャウ 農商務省　明治政府の官衙、農、工、水產、林野、鑛山、地質及び內外博覽會に關する事務を掌る　起原沿革　明治十四年四月、始めて之を置き、書記、農務、商務、工務、山林、驛遞、博物、會計の八局、及び農商工上等會議を設く、其後屢々官制の改革變更ありて、現今は省中を官房、總書文書、博覽會、統計會計の五課あり）及び農務商工、山林、鑛山、水產の五局に分ち、製鐵所、特許局、林區署、鑛山監督署、農事試驗所、工業試驗所、生絲檢查所、花莚檢查所、種牛牧場、蠶業講習所、水產講習所、蠶業改良事務局、林野整理審查會等を管す（法令全書）

ノキノコホリ 能義郡　國名　出雲國　起原沿革　古へ野城に作る、意宇郡を分ちて之を置く、蓋し天平以後の分置なるべし　沿革　和名抄に含代、安來、楯縫、口縫、屋代、山國、母理、野城、賀茂、神戸等の鄉あり、正保圖能儀に作り、寬文中舊に復す、郡名考「ノギ」と訓じ地誌提要又同じ、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ノコギリビキ 鋸挽　身分　武家時代に行はれたる刑名、鋸を以て罪人の首を挽きて殺すをいふ、江戸時代には只形式のみなりき　起原沿革　平治物語に、筑後守平家貞ゝ、長田忠宗を罵りたる詞の中に「哀れきやつな甘の指を甘日に切り、首をば鋸にて引切りし候はゝやと見え、源平盛衰記に、河野通信が、額入道西寂を殺せるさを記して「又鋸にて鼈殺に頸を切たりとも申す」と見ゆ、前者は永曆元年、後者は養和元年のことなれば、早く王朝時代の末に、このことの行はれしを知るべし、後ち暫く行はれざりしと見え、史籍に傳ふる處なし、室町時代の末年天下大に亂るゝに及びて、尤盛んに行はれたり、言繼卿記天文十三年八月十一日の條に見えたるは、恐らくは其濫觴なるべし、江戸時代には士庶に通じての正刑

にして、主殺の者に之を行へり　方言　王朝時代の末年に行はれしは詳かなる記逸なきも、普通の鋸にて引きたるべし、室町時代には、言繼卿記に「武家之囚人和田新五郎（三好被官）爲二京兆一被レ申二付藥師寺與一一於二モドリ橋一頸テノコギリニテ引云々、先左右手、次頸引云々、前代未聞之御成敗也」とあれば、これも普通の鋸にて引き切り、且其前に両手をも支解せしなり、後には多く竹鋸を用ひしが如し、江戸時代には、まづ罪人を引き廻にすること一日、それより日本橋南の廣場に晒して衆に示す、其法、穴晒箱と稱する、三尺四方、深二尺五寸の箱を土中に埋め、罪

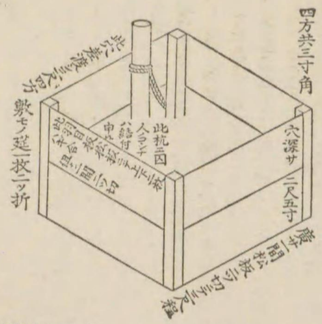

（穴晒）　（刑罪大祕錄所載）

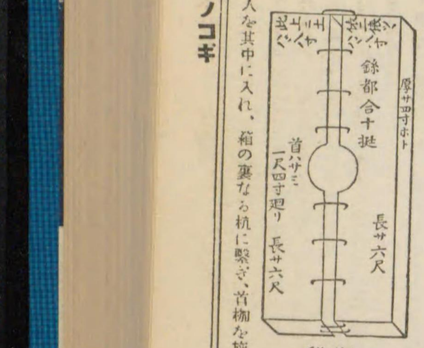

（枷首）

人を其中に入れ、箱の裏なる杭に繋ぎ、首枷を施し、その両肩に切疵を加へて、血を竹鋸にぬり傍におく、若し挽かんことを望むものあらばこれを聽す、夜は穴より出して牢屋敷に歸り、翌日また晒す、かくすること三日の後、刑場に導きて磔に行ふ、磔は別に其條あり、就きて見るべし、この時代のはじめには、眞に鋸にて挽き殺せるとありしが、後には望みてこれを挽く者なく、全く形式のみとなれり、鋸は大竹二ツ割、長さ柄ともに三尺、柄には縄を巻きたり、死刑（シケイ）參看（總見記、三河物語、科條類典、御定書百ヶ條、德川幕府刑事圖譜、古事類苑法律部）

ノコリギク 殘菊　鞠の色目の名、表は黄色にて、裏の淵青なるいふ、また裏は白なりともいへり、また裏は白なりともいへり（藻鹽草）

ノザキノツカヒ 荷前使　名稱　朝廷にて、諸國より奉る貢物の荷の初穂を、帝陵及び外戚の墓に獻らるゝ使をいふ　起原沿革　まづ十二月三日に、使定めの儀あり、使はいづれも納言已下の人を撰ぶ、かくて十二月の中吉日を擇びて遣はさる、幣に預る帝陵及び外戚の墓は、時代によりて異なれりと雖も、清和天皇の時は、十陵四墓にして、後ち增減あり、延喜以來は十陵八墓となれり　起原沿革　皇年代略記に、德川政利史料、德川幕府刑事圖譜、古事類苑帝王部）

ノシメ 髪斗目　名稱　練緯（練貫）即ち經生糸、緯絲糸にて織れる絹を云ひ、轉じて其地にて製したる衣服を稱す、和漢三才圖會に「經用練絲、用生絹絲、緯之染茶色鴨草色等、腰帶邊用他色、似鮫之髪斗故名之」、爲二諸士嘉禮之衣一と見えたり、

補説 シャラ練緯と髪斗目練緯との二種あり、シャラ練緯は、地平ならず、縮みてシボあるをいひ、更に大シャラ、小シャラの別あり、髪斗目練緯は、地平にして滑かなるをいふ、又腰明と無地との別あり、腰明は、腰の處に織縞ありて他は無地なり、無地は、總無地にして縞なし、いづれも背と左右の袖及び前の両胸に紋所一つづゝあり、又筋の織様によりて、スヂミズ、コガシ、紅筋、一ッ交と稱し、色の織様にて、綠白、紅梅などあり、共に婦人兒女の着するものなり　着用　大紋、直綴、布衣、素袍、麻上下、編緩の下に着用す、室町時代には禮服ならざりしが、華美なる服なるを以て、正儀の時に着用するものありき、江戸時代には、禮服と定め、士以上（鎗を持たすべき身分）の格式を有ざれば着ることを得ず、シャラ髪斗目は四品以上、小シャラ髪斗目は侍五位以上のものこれを着したり、又四品以上の人の家士は、主人より賜はりなればシャラを着するを得、無地髪斗目は婚禮と、葬儀との時に、着するものにして、婚禮には織色、葬儀には他の色を用ひるを本色とす（四季草、貞丈雑記、德川盛世錄）

ノシロ 篦代　矢（ヤ）を見よ、

ノシロヌリ 能代塗　名稱　出羽國山本郡能代に於て製する漆器をいふ　起原沿革　始め詳ならず、或は云ふ靈元天皇の御宇飛騨の工人山打三九郎某と云ふ者、此の地に來りて始めてこれを製す、其色淡黃にして木質透明す、時人これを能代春慶といふ、飛騨春慶と共に、春慶塗の冠たるものなり、而してこれを製する時、其細塵の點汚を忌み、船を海上に浮べて、其中にて塗るといへり、注意の厚きこと想ふべし、其製出する所のものは棚、廣蓋、重箱、折敷等にして甚精好なり、故に世人顧ることこれを愛翫す、工人業

を傳へて今に至る（王統志料）

ノセノコホリ　能勢郡　攝津國　起源

和銅六年九月、河邊郡を割きて之を置く　領域　和名抄に能勢、雄村、根根等の郷あり、明治廿九年豐島郡と合せて豐能郡と稱す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ノダカ　野高　江戸時代、野に對して課したる稅名なり、地方凡例錄に「大方山高に類し、秣場等入江の場所にても、又持添の原、或は荒立の野方など、檢地して、反別を付たるものあり、無反別の場合にても、高入になし、年貢は其村定の通り納め、又は本高の內より拔き、野高永別段に納るもあり、又く、眞狐管高等は野高と唱るもありて色々なり」と見えたり

ノダチ　野劔　毛拔形ある太刀を云ふ、朝廷にて武官警衛の爲めに帶く、又行幸の日殿上人之を帶し、文官も非常の時は之を用ふ、節會の專にせし朝儀の細儀に對して云ふ、野郊に用ふる義、一說に飾なき太刀にて野事なる心にて名づくとも云へど信じ難し、衛府の官人專ら帶する故に、衛府太刀ともいふ、また構造に毛拔形笠引の金具を設け、革緒を着け精平なるより、毛拔形劔とも、革緒劔とも云ふ、四位五位裝束抄に「大將は蒔繪野太刀、公卿の時蒔繪螺鈿野太刀、次將并四府佐は木地螺鈿野太刀也、近代次將蒔繪螺鈿野太刀をもたしむ」と見えたり（和名抄、同箋註、西宮記、北山抄、讀業考、四三條裝束抄、次將裝束抄、武家名目抄）

ノダチ　野太刀　長太刀（ナガタチ）を見よ、

ノチノイシン井　後已心院　九條忠基の法號、

ノチノ井シン井　後唯心院　一條敎輔の法號、

ノチノイチオン井　後一音院　九條房實の法號、

ノチノイチリン井　後一林院　今出川實種の法號、

ノチノイツシン井　後一心院　鷹司冬家の法號、

ノチノウヂノニフダウ　後宇治入道　藤原師實をいふ、

ノチノエンクワウ井　後圓光院　鷹司冬敎の法號、

ノチノエンケウジノミサザキ　後圓敎寺陵　堀河天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字谷口に在り、一條天皇の御陵と相列ぶ、封土の高二間半、兆域四陵を通じて東四二十間餘、南北二十間、天仁元年三月、香隆寺より遷す（陵墓一覽、平安通志）

ノチノエンシャウジサキノクワンバク　後圓成寺前關白　一條兼香（イチデウカネカ）を見よ、

ノチノエンメヤウジクワンバク　後圓明寺關白　一條兼冬（イチデウカネフユ）を見よ、

ノチノケヤカノクワンバク　後岡屋關白　近衛基嗣（コノエモトツグ）を見よ、

ノチノラノミヤノウダイジン　後小野宮右大臣　藤原實資（フヂハラノサネスケ）を見よ、

ノチノカウオン井　後香園院　二條師嗣の法號、

ノチノカウリユウジサキノサダイジン　後香隆寺前左大臣　大炊御門經光（オホヒミカドツネミツ）を見よ、

ノチノキヤウゴクセツシャウ　後京極攝政　藤原良經をいふ、

ノチノクワウフクジサキノサダイジン　後光福寺前左大臣　大炊御門經孝をいふ、

ノチノクワウメヤウセウ井　後光明照院　二條道平の法號、

ノチノクワウメヤウブジサキノセツシャウ　後光明峰寺前攝政　一條家經（イチデウイヘツネ）を見よ、

ノチノケイカウ井　後景皓院　鷹司房輔の法號、

ノチノサンバウ　後三房（サンバウ）を見よ、

ノチノジガン井　後慈眼院　九條尙經（クデウヒサツネ）を見よ、

ノチノジフリン井　後十輪院　中院通村（ナカノキンミツムラ）を見よ、

ノチノシンクウゲ井　後心空華院　鷹司輔平の法號、

ノチノシンシン井　後深心院　近衛道嗣（コノエミチツグ）を見よ、

ノチノシャウオンジゼンカフ　後成恩寺禪閤　一條兼良（イヂデウカネラ）を見よ、

ノチノジャウドジノセツシャウ　後淨土寺攝政　九條道房（クデウミチフサ）を見よ、

ノチノジャウメウジノサダイジン　後淨妙寺左大臣　近衛經平（コノエツネヒラ）を見よ、

ノチノシヨウネン井　後稱念院　鷹司冬平の法號、

ノチノシヨウメヤウ井　後稱名院　三條西公保の法號、

ノチノズ井ウン井　後瑞雲院　廣橋兼宣の法號、

ノチノズ井ケイ井　後瑞慶院　大炊御門信宗の法號、

ノチノセイカンジノミサザキ　後清閑寺陵　高倉天皇の御陵、玉海、吉記、井に清閑寺法華堂に作る、山城國京都市下京區清閑寺町に在り○石を築きて垣と爲す、高二尺許、方各一丈五六尺、後鳥羽天皇建久六年、法華堂三昧僧供田六口各二町を充つ（諸陵考、禮樂志、陵墓一覽）

ノチノセウクワウ井　後照光院　鷹司房平の法號、

ノチノゼシン井　後是心院　二條光平の法號、

ノチノゼシヨウ井　後是稱院　廣橋兼勝の法號、

ノチノセンシヨウ井　後專稱院　鷹司忠冬の法號、

ノチノダイセンコンガウ井　後大染金剛院　二條尹房の法號、

ノチノタムラノミサザキ　後田邑陵　光孝天皇の御陵、小松山陵ともいふ、山城國葛野郡田邑鄉立屋里小松原（今花園村大字字多野）に在り○醍醐天皇延喜の制、陵戸四烟を置き、四至を定め、西は芸原丘岑、南は大道、東は清水寺の東、北は大岑を限りとす、凡陵に屬し、頃幣の例に入る、形狀方正にして周圍百六十四間餘（延喜式、禮樂志、陵墓一覽、平安通志）

ノチノチリク井　後智足院　近衛房嗣（コノエフサツグ）を見よ、

ノチノチユウジヨワウ　後中書王　具平親王（トモヒラシンワウ）を見よ、

ノチノツキノワノニフダウ　後月輪入道　九條兼孝（クデウカネタカ）を見よ、

ノチノツキノワノヒガシヤマノミサザキ　後月輪東山陵　孝明天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り（陵墓一覽）

ノチノツキノワノミサザキ　後月輪陵　山城國京都市下京區今熊野町に在りて、光格天皇、仁孝天皇皇后藤原繁子、仁孝天皇皇后藤原祺子の御陵なり（陵墓一覽）

ノチノトウ井ンサキノクワンバク　後東光院　九條植基（クデウタネモト）を見よ、

ノチノトキハ井ノニフダウ　後常盤井入道　四圖寺實俊をいふ、

ノチノトクジヤウ井　後得成院　一條輔實（クデウスケザネ）を見よ、

ノチノナガラカノウダイジン　後長岡右大臣　藤原內麻呂を云ふ、

ノチノニデウ井　後二條院　藤原師通をいふ、

ノチノノミヤノサキノナイダイジン　後野宮前內大臣　德大寺公清をいふ、

ノチノフクワウラン井ンタイカフ　後普光園院太閤　二條良基（ニデウヨシモト）を見よ、

ノチノフケンジノニフダウ　後普賢寺入道　近衛忠嗣（コノエタダツグ）を見よ、

ノチノホウセイ井　後鳳栖院　花山院政長の法號、

ノチノホツシヤウジノニフダウ　後法性寺入道　藤原雅實（フヂハラノカネザネ）を見よ、

ノチノフカクサテンワウ　後深草天皇　御名は久仁、法諱素眞、常盤井殿、又富小路殿とも稱す　系統　後嵯峨天皇の第三皇子、御母は大宮院藤原姞子、第八十九代の天皇　即位　寛元元年六月十日降誕、同廿六日親王宣下、同四年正月、後嵯峨天皇の譲を受け、四歲にして卽位し給ふ、在位十三年、改元すること五、正元元年十一月、後嵯峨上皇の意によりて位を皇太弟恒仁に傳へ、院政を聽き給ふ、嘉元二年七月十六日崩ず、壽六十二、山城國紀伊郡深草村大字深草の深草法華堂陵に葬る、天皇孝友和順、讓位の後、每に後嵯峨法皇に侍して宴遊必ず從ふ、法皇崩御の後、龜山天皇親ら庶政を決し、院別當を置きて院中の事を管す、天皇預る所なし、後宇多天皇即位するに及び益々憂鬱、是に於て北條時宗、天皇の第一皇子を後宇多天皇の皇太子と爲す、天皇の意釋く、伏見天皇卽位の時、淺原爲頼の謀逆あり、衆議紛々、龜山法皇の意より出づと爲す、藤原公衡勸めて法皇を六波羅に遷さんとす、天皇泰然として曰く、浮言信に難し、何ぞ遽に此に至らん、先帝もし知るあらば、朕を何と思ひ給はんと、事遂に釋く（大日本史、陵墓一覽）

ノチノフクセウ井　後福照院　二條持基の法號、

ノチノフクワウラン井ンタイカフ　後普光園院太閤　二條良基（ニデウヨシモト）を見よ、

ノチノフケンジノニフダウ　後普賢寺入道　近衛忠嗣（コノエタダツグ）を見よ、

ノチノホウセイ井　後鳳栖院　花山院政長の法號、

ノチノホツシヤウジノニフダウ　後法性寺入道　藤原雅實（フヂハラノカネザネ）を見よ、

よ、

ノチノホフウン井　後法雲院　今出川公興（イマデガハ・キンオキ）を見よ、

ノチノホフオン井　後法音院　鷹司信房の法號、

ノチノホフコウ井　後法與院　近衛政家（コノエマサイ）を見よ、

ノチノホフジヤウジノニフダウ　後法成寺入道　近衛尚通（コノエヒサミチ）を見よ、

ノチノムラカミノミサザキ　後村上陵　圓融天皇の御陵、山城國葛野郡花園村大字宇多野に在り、〇兆域東西八町、南北十町、壙の深九尺、方廣三丈、校倉高四尺三寸、縱横各一丈、御棺を倉に安す、陵戸五烟、傜丁二十五人を置く、承平元年、四周の隍を繞ち、四年陵戸傜丁を停め、醍醐寺をして守らしむ（禮樂志、陵墓一覽）

ノチノヨラク井ン　後豫樂院　近衛經熙（コノエツネヒロ）を見よ、

ノテマイ　野手米　江戸時代納税の一種、地方凡例錄に「是は秣有る之原野等、總村持にて野手相納め、村中入會秣刈取る、村中刈り餘る程の大場ならば他村へ草札を渡し、野手米永を納めさせ、入會刈取するもあり、又前々他郷他村數箇村入會の野方もあり、郡て箇様の類は段別なき場所多し」と見えたり、

ノトノクニ　能登國　北陸道　東南は越中加賀に接し、其他は皆海に至る、東西凡拾壹里、南北凡拾八里、北陸道に屬す　形勢　加越諸山の餘脈、北海に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠　地味沿革　古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む（今の鹿島郡府中村）天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠　地味沿革　古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む（今の鹿島郡府中村）天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠　地味沿革　古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む（今の鹿島郡府中村）天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠　地味沿革　古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む（今の鹿島郡府中村）天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年に斗出して半島をなす、東面一大灣を抱き、北海第一の巨港たり、土壤薄瘠　地味沿革　古へ越前國に屬す、養老二年越前四郡を割きて本國を置き、國府を能登郡に定む（今の鹿島郡府中村）天平十三年之を越中に併せ、天平寶字元年再び之を置く、文治の初、源頼朝以て長信連に與へ、大屋莊に居り地頭職に補し、羽咋郡を以て得田章通に授け、德田に居る、兩氏皆子孫に傳ふ、元弘元年少將中院定清國守に任じ、建武の初越中に轉ず、既にして越中の人普門利清、足利尊氏の叛に應じ來り侵す、定清邀へて利清を石動山に擊ち敗死す、信連五世の孫盛連、官軍に屬し、兵敗れて京都に奔る、是時に當り國人吉見氏頼（源範頼の裔孫、尊氏に應じ、屢々官軍と爭ひ州豪の標背常なし、正平五年（北朝觀應元年）盛連の孫宗連、足利義詮の命を奉じ、國事を掌る、天授（永和）中足利義満、畠山義深を守護とす、子基國職を襲ぎ、應永五年

し、途に全國を併せ、鹿島半郡を連龍に與へ、前田利家をして國事を掌らしむ、九年利家封ぜられて七尾に治す、後ち徙りて加賀御山に治し、慶長四年羽咋鹿島二郡を割きて二子利政に與ふ、關ヶ原の役後、德川家康利政の地を沒し、兄利長に全國を賜ひ世襲す、明治維新七尾縣を置き（越中射水一郡を兼治す）既にして廢して石川縣より兼治す　沿革　古より管郡の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條を見るべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

延喜式拾芥抄	元祿圖	古圖	郡名	考明治沿革帳	郡區編制
和名抄	寛文圖	天保郷帳	地誌提要	新郡區編制
ハクヒ羽咋	同	羽咋	同	同
ノト能登	同	能登	同	同
フシヘ（エ）フ、シヘ（ウ）風至	同	風至	風至	同
珠洲	同	同	同	同

ノドワ　喉輪　鎧の具、別に喉の部に添ふるもの、

（軍器考所載）

の、また護懸ともいふ、形圖の如し、南朝紀傳、異本太平記等に始めて見えたれば、蓋し鎌倉時代より起りしものならんか、後ちには頗る繁に綴ること多くなりたり（武家名目抄、本朝軍器考、運歩色葉集）

ノナカケンザン　野中兼山　名稱　幼名傳右衛門、通稱傳右衛門、後ち主計、伯耆と稱し、更に明夷軒、兼山等の號あり　系統　長明（山内一豊の姪）の子、同族直繼に養はれて其女に配す、母は秋田萬子　事蹟　世々高知藩の家老たり、元和元年京都に生る（或は播磨）寛永十三年養父直繼の後を襲うて家老職に登るや、直ちに山林伐採の法を定め、商賈をしてこれを大阪に輸送せしめ、課するに輸出税を以てし、其額年々銀三千貫目に達せしかば、これを三分して、一は國庫に蓄藏して、不時の用に備へたり、一は參覲交替の費に當て、一は財政の欠を補ひ、一は參覲交替の費に當て、儉約令を布きて奢侈を抑へ、農民の濫りに飲酒するを禁じ、全國の酒店を限りて百八十一戸とし、更に殖産興業の方法を訓示し、養蠶を勸め、藥草染草を植ゑしめ、或は陶器の製造を奬ふにし、或は織物の産出を奬勵し、其他蜜蜂を飼養し、捕鯨の方法を確立したるのみならず、其事業中尤も特筆すべき開渠築港を能く大成せり、卽ち境野、野市、廣岡、鎌田、床鍋、本山の諸地方に、物部川、仁淀川、森川、吉野河等を引き、幾多の灌渠を穿ちて開墾に從事し、野市附近の開墾には、長曾我部氏の遺民たる所謂郷士を募りて留守居亜の資格を與へ、これを優遇して耕さしめたり、また室戸、津呂の二港を築き、柏島の沿岸を修理する等、治蹟頗る稱すべきものあり、なほ明暦二年、土佐と伊豫との境なる沖の島の所屬に關し、宇和島藩と葛藤を生じたりしが、兼山自ら江戸に出でゝ、幕府に辯疏し、遂に勝つことを得たり、是に於て兼山の名聲漸く高く、其出府せる時の如きは、老中久世廣之とは微行して兼山を訪ひ、其政見を叩き、水戸義公は藩邸に招きて、政治文學を論じたりと傳へらる、故に明暦二年藩主山内忠義致仕し、國を忠豐に譲るに及び、兼山の功を賞して禄千石を贈與し、益知と合し て一萬石を領せしめたりき、然れども兼山の爲す所、往々にして專斷の弊なきこと能はず、加ふるに租税賦役を增加し、紙菜等を藩臣の專賣と爲し、また下民の奢侈を抑へ、飲酒を制限し、踊相撲等を停止せる爲め、同僚の猜忌と庶民の怨とを買ひ、寛文五年遂に其職を辭し、采邑本山に退きて風月を友とし、また時事を語らず、同年十一月十五日遽爾病を發して歿す、年四十九、土佐郡潮江村字高視に葬る、兼山また儒學に志し、早く小倉三省、山崎闇齋等と共に、谷時中に就きて朱子學を修め、渇儒の名あり、南學の起る兼山の力與りて多きに居る、彼の藩内に令を布きて火葬を禁じたるが如き、また實に儒學研鑽の結果なりき、「ナンガク」參看（野中兼山傳、南學傳、野中遺事略、南海の偉業）

野宮　齋宮（サイグウ）を見よ、

野宮氏　姓は藤原、花山院家忠の十九世、定熙の二男左少將忠長より出づ、忠長慶長十四年七月勅勘を蒙り、同十一月蝦夷へ配流、寛永十三年勅免を蒙り、慶安五年歸洛す、其男權大納言定逸始めて氏を稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（知譜拙記、華族譜）

○忠長——定逸——定縁——定基——定後——定之
　定晴——定顯——定業——定靜——定祥（ナガ）——定功（イサ）

ノノミヤ　野宮（ヨシ）定緜

ノノミヤウチ　野宮左大臣

ノノムラニンセイ　野々村仁清　赤膚燒

ノビスパン　濃毘數般（新伊斯波儞亞）　江戸時代、今の墨西哥（メキシコ）の舊名、ヌエアイスパナの訛説なり、北米の南方に位する共和國にして、當時西班牙の殖民地なりき（西暦千八百二十四年西班牙の内亂に乘じ獨立す）慶長六年十月、德川家康より呂宋へ遣りたる復書に「弊邦與二濃毘數般一、欲レ修二隣交一、非二貴國年々往來之人一、則海路難レ通」と見え、同七年八月の復書には「木村與二濃毘數般一欲レ作二商船往來一者、不レ必爲二本邦一（中略）故自二貴國一告二彼國一者期望之」とあり、以て家康が濃毘數般と通商貿易を望みたることを知るべし、會々同十四年九月前ヒリツピン大守ドン、ロドリゴ、デ、ビベーロの乘船風波のために、上總夷隅郡田尻に漂着せるを以て、德川家康は大に優遇して、之を駿府に召見し、又江戸に赴きて秀忠に謁せしめしが、翌十五年五月四日、濃毘數般の商船、日本の何れの港に來るとも差支なき由の、西班牙王への書狀を裁し、宣敎師ブライ、アロンゾ、ムニヨスを使として西班牙におくれり、ロドリゴもまた共に歸國したりしが、此時京都商人田中勝助（當代記、米屋リウセイに作り、慶長年錄、米屋わうぜに作る）ロドリゴに從ひ濃毘數般に渡航して貿易を試みしが（當代記、慶長年錄によれば、家康の意を承けたるものなりといふ）同十六年西班牙國王ドン、フエリペ三世の命により、日本近海にありといふ金銀島を探險し、又濃毘數般總督サリナス侯ドン、ルイス、デ、ベラスコの命を奉じ、日本皇帝（家康）及び皇太子（秀忠）の許に使せんが爲め、司令官セバスチヤン、ビス

カイノは、サンフランシス號に乘じ、前年の書狀に答へ、且つ勝助を護送するの名義により、濃毘敷般を發し、九月十五日浦賀港に入港し、尋で家康、秀忠に謁見して、方物を献じ、更に宇都宮、太田原、若松、會津、米澤、仙臺より、京都、大阪、堺等を歴覽し、各地の大名及び臣下と交際を結び、港灣を視察し、布教のことを圖りしといへり、同十七年七月朔日に至り、家康父子より同總督に對し、通商を許可し布教を禁ずる旨を認めたる答書を授け、ビスカイノは之を奉じて歸國せり、既にして同十八年、伊達政宗の使を羅馬に使はすや、其使者此國を過ぎ、元和六年又使を此國に遣はしたる等のことあり、幾もなくして西班牙の來航を禁ずるに及び、濃毘敷般との通商又自ら絶ゆ、明治二十一年十一月メキシコ共和國と修好通商條約を結び、二十二年一月之を交換す（外番通書、慶長年錄、通航一覽、國師日記、ドン、ロドリゴ、デ、ビベーロ報告、セバスチヤン、ビスカイノ金銀探險報告、大日本史料）

ノベダカ 延高　江戸時代、知行を渡す時、前知行の三ッ五分取の所を、此度村方の四ッ厘取にすれば、前知行の取米を四ッにて割るなり、然る時は前の高よりも減ず、其減ずる高の分を延高と云ふ（地方落穗集）

ノベマイ 幟　延米　出目「デメ」を見よ、

ノボリ 旗に乳を附して、竿の柄に通したるものをいふ、「ハタ」の條を見よ、

ノミノスクネ 野見宿禰　歌舞伎　天穂日命十四世の孫、出雲の人、勇力を以て聞ゆ、垂仁天皇の時、當麻村に當麻蹴速といふものあり、勇敢多力にして、能く角を踏り鈎を伸ばす、恒に衆に語りて曰く、天下我力に抗するものあらば、死を以て誓を決せんと、天皇之を聞き、蹴速は天下の力士なり、當世之に敵するものありやと群臣に尋ね給ひしに、或人野見宿禰を薦めしかば、卽ち之を召し、命じて力を角せしむ、時に宿禰足を擧げて、蹴速の脇骨及び其腰を蹶てこれを折り、遂に死に致す、天皇宿禰の勇力を賞し、蹴速の地を以て悉く賜ふ、爾來留まりて朝廷に仕ふ、三十二年皇后日葉酢姫崩ず、これより先天皇殉死を禁じ給へるを以て、此時宿禰、埴を以て人馬及び諸物を作り、生人に代へて陵墓に樹てんことを請ふ、天皇之を嘉みし、命じて皇后の陵に樹てしめ、定制と爲す、埴輪又は立物と稱す（ハニワ」參看）其功によりて陶の地を賜ひ、土部職に任じ、姓を土部連と改む、これより土部連世々大喪を司ることゝなれり（大日本史）

ノヤ 野矢　鹿狩に用ふる矢を云ふ、野山にて狩の時射る故に名づく、故に又鹿矢とも云ふ、書紀に獵箭と見えたり、鹿艇（一名狩艇）に差す、羽は何羽にも限らず、羽の端を刈らず、生れのまゝにて置く（軍器考、軍用記、貞丈雜記）また内裏六事の時、陣中近衛の將佐弓箭を帶し、行幸には隨身必ず野矢を用ふる事、禁祕抄、淺深祕抄に見えたり、

ノリカケ 乘掛　江戸時代、宿驛の駄馬に、二十貫目までの行李を駄し、人之れに乘ることをいふ、五街道類寄に「大低二十貫目まで乘れば三十六貫目内外となる、之に滿潮、中數、小付、乘掛といふ云々」と見えたり、

ノリト 祝詞　神に告げ白す詞、宣說言の義にして、コトを略けるなり、俗に約めてノット、またはノトなどいへるほこれ訛なり、延喜式に「凡祭祀祝詞者、御殿御門等祭齋部氏祝詞、以外諸祭中臣氏祝詞、また「凡四時諸祭不レ云二祝詞一者、神部皆依二常例一宣レ之、其臨時祭祝詞、所司隨レ事脩撰、前二祭使一官經二處分一然後行レ之」とありて、古へ如何に祝詞を宣すべきかを知るべし、而して祝詞は、我國散文の始めともいふべきものにして、祝詞、壽詞、大祓等の數種あり（誄詞も亦此類なり）對句を設け、枕辭を冠し、巧みに言詞を修飾して優美に綴りたり、祝詞中に、御代御代に新作せられたるあり、また古のを改定したるもあれど、何頃に改作せしかは詳かならず、賀茂眞淵の說に、出雲國造の神壽詞は、舒明天皇の朝に、大祓の詞は天智天武の兩朝の頃に、崇神遷却大殿祭（タリカヘ）の詞は文武天皇の朝に、祈年、廣瀨、立田の祭の詞は奈良朝の初頃に作られたるものなるべしと云ふ、本居宣長は之を駁して大祓大殿祭、御門祭等の詞は、既に神武の朝に在りと云へり、醍醐天皇の時に至り、延喜式に、祝詞を收載せられたり（延喜式、祝詞考、古事記傳、日本文學史）

ノリモノ 乘物　駕籠（カゴ）を見よ、

ノリユミ 賭弓　名義　射禮の後朝に、左右近衛兵衞が、射を試みる儀式をいふ　儀式　正月十八日この儀あり、射手を左右に分ち、右近右兵衞を右、左近左兵衞を左とす、まづ主上射物殿へ出御あり、射手四人、立具て之を射る、南に在るもの二人、射了て退出すれば、次の者歩み進む、又次者到來をまつ、其退路は、左近は射場の北の砌より、右近は射場の東面、北間蔀の下より退く、かくすること、第一度より第三度に及ぶ、勝方亂舞して、勝負の舞を奏す、其舞は、左羅陵王、右納蘇利なり、畢て大將射手に饗を行ふ、これを「カヘリアルジ」といふ　起原沿革　清和天皇貞觀二年正月十八日始めてこれを行ふ（公事根源、江次第）

は

ハ 髀　御卽位の調度、天皇高御座に御ほす時に、御傍に髀具なり、團扇の如きものに柄を着けたるもの、左の圖にて知るべし、もと支那にて高貴の人面部を隱蔽する爲めに用ひたるに倣ひしものなるべし、柄に

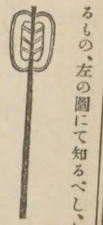

長短中の三種ありて、十八人の女孺左右より互にかざし、魚鱗の如くすると云ふ、是れ見せざらんが爲なり（江次第、代始和抄、文安御卽位調度圖）說文に「華蓋也」急就篇注「髀謂二凡鳥羽之可一レ障レ者也、舞者所レ持羽翮、以自隱髀、因名爲レ髀、一曰華蓋、今之雉尾扇、是其遺象」とありて、蓋し隱蔽するもの、左の圖にて知るべし、もと支那にて高貴の人

ハイ 拜　支體を屈折して行ふ敬禮をいふ、古訓カロガムといひ、轉じてオガムともいふ、折屈むの義、佛法の漸く盛んとなるに及び、世人多くはオカムを以て合掌叉手の事となし、通稱の拜は、字音を以てハイといひ、又轉じて禮といふに至れり、上古の拜は、座拜拍手なるが如くなれども、三韓支那と交通し彼の國の禮を模するに及び、立拜始めて起れり、然れども桓武天皇の朝までは、元旦にこそ拍手の禮を用ひしが、渤海人の其儀に陪するに由り、これを用ひざりし事あり、爾來拍手の禮永く廢せられしものゝ如くにして、終にこれを神事にのみ用ひたり（後條を見よ）これより立拜座拜のみ交へ用ひられしが、民間普通の禮は、皆座拜なりしならん、立拜には「拜あり、再拜あり、再拜はまた二拜ともいふ、又兩段再拜あり、一に四度拜ともいふ、重ねて再拜するものにして、八度拜とは、更にこれを重ぬるなり、稽首も亦拜の一種なり、古訓ヌカヅクといふ、額突の意にて、頭首を下して座に至らしむるなり、書者は起居自由ならざるを以て、其拜多く簡略に從ひ、一座再至の禮を行ふ、卽ち一度座して兩度連拜し、其間に起ざるをいふ、婦人の拜には肅拜あり、扱地拜あり、座に著くるものなり、并に頭首をして座に至らしめず、婦人には男子の立拜の時にも、はじめより座拜を用ひし事あり、三拜、九拜は、佛家に用ふるの禮なり、而して常人も僧に對する時は、これを用ひて笏を執らず、甲冑せるもの、如きは、胄を脫して跪くを禮とし、武家の弓箭を帶せるは、舞踏ざるを法とす、また撮あり、推讓の意にて、人に向ひ笏を把り、支體を神拜といふ、手を拍つを拍手といひ、後世誤りて柏手と書し、カシハデといへり、拍手の數は八開手といひて、八遍拍手するを一段とし、四段卽ち三十二遍つ事の緩急なるを以て之を分つ、短拍手は又シノビテと稱す、靜肅にするの意なり、此外再拜、四度拜、八度拜等、常禮と異なるなし、要するに神を拜するには、拍手、拜のいづれかを以てするあれども、多くは之を重ねたり、遙拜とは神社に詣でずして、其方に向ひて拜するをいふ（神事ならずとも遙拜を行ふことあり、皇居また君主等の居所に對ひして行ふが如き其一例なり）また合掌の如きは、印度の禮に

して、佛事にのみ之を用ひしが、後には神拜にも用ふるものあり（古事類苑禮式部）

ハイガ　拜賀　任官叙位の時に、御禮を申上るを云ふ、又奏慶とも、慶賀とも云ふ、

ハイカイ　俳諧　名義　理言俗語を詩化せる連歌の一體をいふ、故にまた俳諧の連歌、連俳とも稱す、俳諧なる名稱は、早く古今集以下の諸集に、諧謔の意を含みたるものを誹諧歌と稱して之を載せたりしが、所謂俳諧の起因は、諧謔的の連歌より出でたるより、其名稱を因襲して、また誹諧といひしが、後ち誹字を俳字に改めて用ふること通例となれり

起原沿革　俳諧は連歌の變體なり、はじめ平安朝の中葉以後連歌盛んに行はれたりしが、遂に一種の狂連歌と稱するものを生じ、純正連歌に遊ぶものを柿の本衆、狂連歌に遊ぶものを栗の本衆といひ、後世俳諧の濫觴を爲せり、室町時代の末葉に至り、山崎宗鑑あり、形式的連歌の羈束を脫したるのみならず、狂連歌中の狂連歌ともいふべき、極端なる一風の連歌を創始して、盛に豪宕滑落の氣を遣り、俳諧の新芽は、茲に最も力ある萌出を見たり、去れども宗鑑の試みたる新詩形は、上下二句を以て成る事、上代の連歌の如く、五十韻百韻と連續せるものにはあらざりき、永正十一年俳書の嚆矢として世に出でたる、宗鑑の犬筑波集に於て之を見るを得べし、既にして荒木田守武、彼の狂連歌と宗鑑風とを折衷して、大永五年一夜百吟を試む、所謂世の中百首、或は伊勢論語と稱し、教訓を旨とせるものなりき、天文九年獨吟千句の著あり、蓽でまた俳諧連歌の式を定めたり、純正連歌が高尙にして貴族的なるに反して、俳諧の連歌の、俗耳に入り易くして、趣味又清新なるが爲めに、連歌を捨てゝ俳諧に入るもの益々多く、隨うて其調も亂れんとするに際し、松永貞德出でゝ之れを統一し、慶長三年勅に依りて花咲翁と稱し、花の本の稱號を賜ふに及び、連歌俳諧全く劃然たる分離を見、正保三年花咲享に於て、貞德俳諧の式を定め、慶安四年には、有名なる御傘世に公にせられたり、貞德歿後數年ならずして、西山宗因（ニシヤマソウイン）參看）檀林風（ダンリンフウ）參看）を唱へ、天下擧つて之れに赴きしが、其流派の全盛を極むると共に、又一種の弊風を生じ、只管輕口的の諧謔を競ひて、俗惡なる調想共に見るべき無きに際し、松尾芭蕉出でゝ幽玄閑寂を以て生命とせる正風體の俳諧を唱道し、俳諧は茲に一變せり（マツヲバセウ）參看）かくて其角、嵐雪等、所謂蕉門の十哲以下の出づるありて、大に之を振起したるのみならず、用語また自在なるより、少しく文才ある者は皆俳諧を弄びたりしが、俳諧より出でたる發句の流行は、俳諧を壓し、遂に俳諧といへば、發句なるかの如くに思はしむるに至れるより、俳諧を解する者は、一流の俳人か、もしくは所謂宗匠と稱ぜらるゝ一部の人士に留まることゝなり、俳諧は大に衰へたり（ボック）參看）俳諧は連歌より來れるを以て、其樣式の如きも、和歌と狂歌との關係の如く、自ら難易の別あるも、連歌の法式を其儘採用したるもの多し、去嫌の如き、折方の如き、花月の座を定めたるが如き是なり、而して其第一句を發句、第二句を脇句と、第三句以下を第三句と稱し、數の順序の如く、第三句以下第四句第五句と唱へ、最後の句を挙句と稱す、又句數に依りて百韻、七十二韻、四十四、五十韻、歌仙、源氏、長歌行、短歌行、篇、首尾、三ツ物等の名目あり、此外漢和、和漢、繪畫を以てせるもの、繪と句とを連續せるもの等、變體も少からず、折に初折、二の折、三の折と續け、各表裏あり、最後の表裏を名殘の折といふ（通俗志、俳諧節用鈔、俳諧正風直旨傳、俳諧古目抄、俳諧年表、俳諧獨稽古、俳家人名錄、俳諧略史）

ハイカイジイツサ　俳諧寺一茶　小林一茶（コバヤシイツサ）を見よ、

バイシ　唱師　大法會の時、梵唄を發する僧を云ふ（ボンバイ）參看、

バイシン　陪臣　君主を有する臣屬に對して、更に臣屬の禮を取るものをいふ、即ち臣下なるもの、臣下なり、又者、又家來ともいふ、陪は重ぬる義、又ともいふも之と同じ、左傳に「王以上卿之禮饗晉仲（管仲辭曰、臣賤有司也、有天子之二守國高在、若節春秋、來承王命、何以禮、焉陪臣敢辭」と見えたり、いま江戸時代の例を以て示せば、旗本、諸大名の如きは、將軍の臣屬たるを以て、天皇に對して陪臣たり、旗本諸大名の臣下は、また將軍に對して陪臣たるが如し、其他類推して知るべし、

バイシヨウロン　梅松論　巻數二巻、經濟雜誌社刊行群書類從十三輯に收む　内容　主として足利尊氏に關する戰記なれども、遡りて鎌倉時代より書き起し、兩統俠立に關する記事等もあり、比較的に正確なるものにして、史家の參考とするに足る、記述の體は大鏡增鏡に倣ひたるもの、如く、北野に參籠したる某法師の談話に作り成したり、尊氏兄弟の榮を飛梅の開くにたとへ、其子孫の後世を老松の千歲に祝きて梅松論と名づけたり　著者　栗山愚の弊帚集に、寛正年中一圓齋遊輝親筆本の奥書によりて、細川和氏の夢想記なるべしと云へども信じ難し、文中尊氏を尊敬したるより考ふれば、足利氏の家臣の筆に成りしものなるべし、又文中當今皇仁、當今豐仁と見え、崇光院の御即位等を記したるより考ふれば、貞

和五年頃に記したるものなるべし（梅松論考）

ハイゼン　陪膳　天皇に供御を奉る時に伺候する人を云ふ、今云ふ給事人なり、主に典侍、采女等奉仕す（何れも髮上して仕ふ）又四位五位の殿上人、公卿も奉仕す、典侍は奉仕の際禁色を許されて、青又は赤色を着用す、西宮記に「節會陪膳、采女奉仕、內宴更衣典侍奉仕、御二本殿一、朝夕膳四位奉仕（女房可レ候也）朝干飯陪膳女房候、無二女房一者、五位以上候、公卿供二朝夕膳一者、挿レ笏不レ脫」叙（臨時陪膳脫レ之）膳理事、除二伊勢齋一者、可レ稱レ之、御二書御座一之時、供膳者奏二御飯一、御二他所一者、執二竟御飯一者參奏、御二殿上侍一之間、昇脫レ沓上奏レ之云々、禁祕抄御膳事の條に「役送者四位五位六位隨レ候、近代漸絕、陪膳上臈四位、候二役送一常事也、又公卿候二陪膳一上古常候也、（直衣常事也）高倉院御時、中山太政大臣常候也、其後絕事」と見えたり、即ち鎌倉以後は、男子は四位五位の殿上人奉仕し、女房は典侍采女奉仕すること、舊來の通り、りしなり、而して四位五位の殿上人は、多く朝廷の典故に明かなる人を用ひたり（西宮記、禁祕抄、三中口傳、安齋隨筆、松屋筆記）

ハイテウ　廢朝　天皇の朝政を視給はざるを云ふ、諸司に又は政を行ふこと恒の如し、令の制、天皇二等以上の親、及び外祖父母、右大臣以上、若しくは散一位の喪には廢朝三日、國忌、三等以上の親、百官三位以上の喪には廢朝一日と定めたり、禁祕抄によれば、天變、火事、蕃奏事の淺深により、五日或は三日なりしが如し、廢朝の時には音奏警蹕を止め、清涼殿の御簾を垂れ、三關を警固せしむるなり（令義解、禁祕抄、拾芥抄）

ハイデン　拜殿　社（ヤシロ）を見よ、

ハイバラマス　榛原斑　後北條氏の時、關東にて用ひたる弁の一種、安藤豐前守といへる者作り出せしに因りて安藤弁とも名づく（甲斐國志）

ハイム　拜舞　叙位任官又は祿等を賜りし時に謝する禮を云ふ、一に舞蹈とも云ふ、手にて舞ひ、足にて踏みて、一度は立ち、一度は坐し、左右に順みて、忻悅の狀を表するなり、順みるに坐立共に左右左、又は右左右の次序あり、叙位任官の時、其親族たるもの相集りて、之が爲に舞蹈するを親族拜といふ、杜工部詩集に「草諷錄事宅觀二曹將軍畫馬圖一引」盤賜二將軍一拜舞歸、輕納細綺相追飛」老學庵筆記に「先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以レ略」とあれば、支那の制度によりしものなるべし、內裏式七日會式に「被」叙人等、相二依鼬道一、拜舞訖退出云々、皇太子先起座、次親王以下下レ殿、不二升殿一者、下レ堂各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞（他皆倣レ之）」と見えたり（古事類苑禮式部）

ハイム　廢務　諸司の政を行はざるを云ふ、其期間は一日若しくは三日なれども、概ね一日にして三日は尤も稀なり、これ政務の澁滯を慮るの事によりてなり（禁祕抄、拾芥抄）

バイロ　倍臚　名義　林邑樂、平調廿九曲中の一、古人は「ベロ」といへり、一名倍臚破陣樂と稱す、古樂にて中曲、舞者四人、太平樂の答舞　起原沿革　胡人班頭德の作る所にて、楯と劍とを持ちて舞ふを例とす、我國聖武天皇の朝、婆羅門僧正佛哲等に依りて渡來し、天王寺に傳はる、又唐招提寺四月八日の倍臚會に此曲を奏するは、鑒眞和尙の傳ふる所と曰ふ「於二三陣內一奏二此曲一知勝負一此樂七反時有二舍毛首一我陣則勝」と、聖德太子守屋を敵とせる時此曲を奏して、爲めに勝を得、又源義家陣に臨むに、常に此曲を奏して克捷を得ざること

ハウ　袍　名義　束帶の表衣、ウヘノキヌともいふ、禮服なり　種類　文官武官により其制を異にす、前者の着用するを縫腋（ホウエキ）といひ、後者の着用するを襴（ホウラン）といふ、詳しくは縫腋の袍（ホウエキノハウ）襴（ホウラン）を見よ　着用　位階によりて服色を異にし、又時代に隨ひて變遷あり、まづ大寶の制、衣服令には皇太子は黃丹色、親王及び一位は深紫、二位三位は淺紫、四位は深緋、五位は淺緋、六位は深綠、七位は淺綠、八位は深縹、初位は淺縹、無位は黃袍にして、諸王の袍は之と同じく、天皇は黃櫨染、麴塵、帛の袍を召されたり、然るに弘仁以來は、四位以上皆一色の黑袍になりて、之を束の衣といひ、五位の緋は蘇芳になり、六位の青袍も、八位と同じく縹になりて、七位以下は服色の制すたれたり、されば源氏、枕草子等の出來し時代よりは、一位より四位まで黑袍、五位は蘇芳、六位以下縹の三色となれり、又地質も、人品により差別あり、平安朝時代には、五位以上、冬は表綾、裏平絹、夏は穀織といふ薄物を用ふ、六位以下は、夏冬ともに、無文の穀織を用ひるの制なりき、而して五位以上の袍の地紋は別に法度も見えず、古くは雲鶴蓬堅食の模樣多し、此の外團窠唐草、輪有、輪無、輪違杯を通例とす、四位以下は通例輪無なり、然るを稍々後よりは、別に異文の袍と唱へて任大臣の後、家々の紋を定めて着す、其紋は雲立涌、雲鶴、浮綿綾、龍臚などなり（西三條裝束抄、裝束集成、歷世服飾考、裝束圖解、裝束甲冑圖解）

ハウ　保　王朝時代以後、都市地方に於ける土地の一小區劃の名、保は隣保の義にて、令制の五條より變化したるものなり、五保のことは五人組（ゴニ

ニンゲミ）の條に委しく述べたり、參看すべし（一）

（條の市街）都市の保は、桓武天皇平安城遷都の時、京城の區劃を定めて、左右京保町に分ちたり、市宅卅二戸（一戸の長十丈、廣五尺）を一町とし、四町を一保とし、四保を一坊としたり、保を計るに、左京は西北よりして南に下る、一二七八町を一保、三四五六町を二保、十十一十二十三四町を三保、九十十五十六を四保となす、左右京を併せて三百保あり、保内の事を掌るものは刀禰と云ふ、後一條天皇の長元中既に其名稱ありし事小右記に見えたり、白河天皇應德二年、堀河天皇康和五年に於ける保刀禰の辭令は、朝野群載に見えたり、もとは京職の管下にありしが、其檢捺非違使に移るや、檢非違使の管下に屬するに至れり、後鳥羽天皇建久二年三月廿八日、後堀河天皇寬喜三年十一月三日の宣旨に、保檢非違使とあるものも、保の刀禰に外ならざるべし、鎌倉幕府にては、保内に保檢斷奉行ありて、保内の雜務を掌らしむ（二）地方の保は、其起原詳かならず、蓋し令制の五保は、家數によりて定めたるものなれど、地方は都會と異にして、一般に民戸の稀疎なりしより、五家は所在に散在して、充分に行はれざりしが、五保の制度弛廢し、制限の撤去せらるゝと共に、家數にかゝはらざる一區劃を稱する名となりて、庄園鄉保と並び稱せらるゝ迄に、大なるものとなるに至りしなるべし、後一條天皇の代、穀倉院領攝摩國小犬丸保ありしこと、壬生文書に見えたれば、古くよりありしこと知るべし、又建久六年十二月四日の同文書に、若狹國國富保を公家長日御修法供米等の領としたる事を記して「當保者、吉原安富相傳私領也、永萬元年保號以後、殊入二功力一、門二營荒野一、遙當濟四ヶ所（國富郷、積先里、龍野、大熊野浦）納物一遠年無國懈怠一而國中土民入二作保領一云々」と見えたり、

（保の方地）

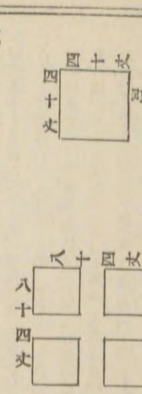

即ち以て保の起りを得べし、而して保を管するは、刀禰を置きたること、京都の保と同じ、猶「ゴニングミ」及び「メウ」の圖參看（拾芥抄、壬生文書、五人組制度の起原）

バウ　坊　市街を區劃したる行政上の名、平安京に就きて云はんに、全市を劃して之を分轄し、左右京を併せて三百保あり、保内の事を掌るものは刀禰と云ふ、後一條天皇の長元中既に其名稱ありし事小右記に見えたり、白河天皇應德二年、堀河天皇康和五年に於ける保刀禰の辭令は、朝野群載に見えたり、もとは京職の管下にありしが、其檢捺非違使に移るや、檢非違使の管下に屬するに至れり、後鳥羽天皇建久二年三月廿八日、後堀河天皇寬喜三年十一月三日の宣旨に、保檢非違使とあるものも、保の刀禰に外ならざるべし、鎌倉幕府にては、保内に保檢斷奉行ありて、保内の雜務を掌らしむ（二）地方の保は、其起原詳かならず、蓋し令制の五保は、家數によりて定めたるものなれど、地方は都會と異にして、一般に民戸の稀疎なりしより、五家は所在に散在して、充分に行はれざりしが、五保の制度弛廢し、制限の撤去せらるゝと共に、家數にかゝはらざる一區劃を稱する名となりて、庄園鄉保と並び稱せらるゝ迄に、大なるものとなるに至りしなるべし、後一條天皇の代、穀倉院領攝摩國小犬丸保ありしこと、壬生文書に見えたれば、古くよりありしこと知るべし、又建久六年十二月四日の同文書に、若狹國國富保を公家長日御修法供米等の領としたる事を記して「當保者、吉原安富相傳私領也、永萬元年保號以後、殊入二功力一、門二營荒野一、遙當濟四ヶ所（國富郷、積先里、龍野、大熊野浦）納物一遠年無國懈怠一而國中土民入二作保領一云々」と見えたり、

（坊の條）

（坊の條）

（令坊）二人、坊長三十五人を置き、坊は町より成る、凡そ坊を立つるには方四十丈を町とし四町を保とし、四坊十六保七十四町を條とし、四條六十六町を坊とし、四坊十六保七十四町を條とし、毎條に四坊を置く、坊の間に必ず大路を通じて縱橫に劃す、三條以南は四坊を管し、二條以北は各三坊を管す、左京、教業坊、二條より三條に至る、四坊十六保七十四町を管す、以下各坊皆同じ、永昌坊、三條より四條に至る、涼風坊、五條より六條に至る、安衆坊、六條より七條に至る、崇仁坊、七條より八條に至る、陶化坊、八條より九條に至る、右京、雙財坊、二條より三條に至る、その管地以下左京の教業坊に同じ、條もまた之と同じくして、永寧坊、宣義坊、光德坊、誠財坊、延嘉坊、開建坊等あり、

（條坊）條二條は各三人、北邊坊は一人を置く、又町長とも云ふ、掌る所坊令に同じ、部内白丁の清正強幹なる者を以て之に補す、若し當坊に人なき時は比坊の人を攝補す、左に坊名を掲げて參考に資す、保（ハウ）及び京都の條の挿繪參看（拾芥抄、不安通志）北邊坊、一條より土御門に至る六保二十四町を管す九坊の中には内裏内に屬し、第二坊より中御門に至る、第一坊入らず、桃花坊、土御門より中御門に至る、第一坊は内裏内に屬し、第二坊より第三坊に至る十二保四十八町を管す、銅駝坊、中御門より二條に至る、所管槐花坊に同じ、左京、教業坊、二條より三條に至る、四坊十六保七十四町を管す、以下各坊皆同じ、永昌坊、三條より四條に至る、涼風坊、五條より六條に至る、安衆坊、六條より七條に至る、崇仁坊、七條より八條に至る、陶化坊、八條より九條に至る、右京、雙財坊、二條より三條に至る、その管地以下左京の教業坊に同じ、條もまた之と同じくして、永寧坊、宣義坊、光德坊、誠財坊、延嘉坊、開建坊等あり、

（條坊）

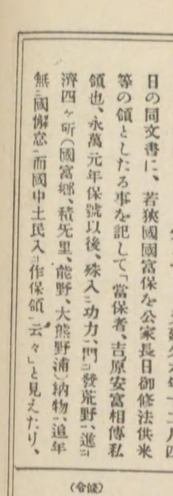

坊制圖

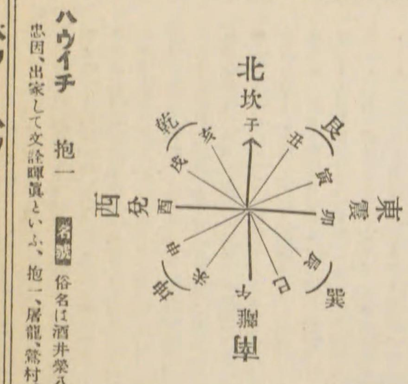

バウ　坊　室町時代、長刀を持つ侍を云ふ（眞丈雜記）

ハウアン　保安　鳥羽天皇御宇の年號、元永三年四月十日改元す、四年を經て、崇德天皇天治と改む、

ハウ井　方位　我國古より、維新前に至るまで、方位を示すに、東西南北等の稱呼の外、別に十二支等を以て示すことあり、卽ち卯を東、酉を西、午を南、子を北とす（拾芥抄）詳しくは左圖に就きて知るべし、

ハウイチ　抱一　名號　俗名は酒井榮八郎忠因、出家して文詮禪師といふ、抱一、屠龍、鶯村、雨華庵、輕擧道人、庭柏子等の號あり、特に抱一の號を以て普く世に知らる、姫路城主酒井忠仰の二男、忠以の弟に生る、長じて文藝遊技を好み、其道に堪能なりしが、寬政九年卅七歳の時、多病なりと稱し、幕府の允可を得、十月江戸築地本願寺に於て得度し、等覺院と改む、文如上人光暉の准連枝なりしを以て殊に繪畫に秀づ、早くより兄に就きて明畫を學び、後ち狩野永德、土佐光貞等に畫法を受け、更に圓山應瑞に學びて、應擧を追慕し、深く寫生を研究せり、幾もなくして、また尾形光琳の風を慕ひて其風を畫くに至る、當時谷文晁の畫名一世を蓋ふ、抱一疾く交を結びて畫法を問ひ、教を受けたることあり、而して入木道は、董堂敬義に學び、後ち其角の風を慕ひて其筆意を得たり、傍ら俳諧狂歌を好みて名吟名句また尠からず、文化十一年十一月廿九日寂す、年六十八、築地本願寺塔頭善林寺に葬る、抱一名門に生れて後ち榮門に入りしと雖も、性不羈にして素行治まらず、晩年に及びては中僧中俗の體なりきといへり（光琳百圖、尾形流印譜、屠龍之技、青簾春の曙、江戸繁昌記、扶桑畫人傳、日本佛家人名辭書）

ハウエイ　寶永　德川綱吉一同家宣一の年號、未一年は中御門天皇御宇に係る、元祿十七年三月十三日改元す、七年を經て正德と改む（年代紀、蒲廬叢話、新）

ハウエイツウハウ　寶永通寶　名錢　江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寶永の年作りたるを以て此名あり（柱玉、徑一寸二分、重二錢四分、面に、寶永通寶の文字あり、裏には、永久世用の文字を緣に印ぜり（地錢通考）寶永五年正月、新鑄して之を行はしめ、金一兩に、新錢三貫九百文より四貫に至るを以て定價とせり、同六年、人民之を不便とせるを以て遂に廢す、錢（セニ）の條の挿繪參看（大日本貨幣史）

ハウエン　保延　名號　崇德天皇御宇の年號、長承四年四月二十八日改元、六年を經て永治と改む（地錢通考）文選に「永安寢、以二祉福一長與、大漢而久存、寶至尊之所レ御、保二延壽一而宜子孫」とあるに據る、右中辨兼文章博士藤原顯業之を勘申す（國朝年號譜）

ハウカク　方角　方位（ハウキ）を見よ、

バウカシ　防鴨河使　名稱　鴨の字を畧して訓むこと故實たり（職原抄、職官志）京都鴨河の提防修繕を掌る、鴨河の水屢々汎濫して市民大に害を被れるが故に、特に此職を置きて防水を掌らしむ（職員）長官一人、衞門權佐にして檢非違使を兼帶せる者を以て臨時に任命す、判官、主典、各二人、衞門府の官人を以て之を兼ねしむ（地錢通考）初め朝廷鴨河及び葛野河兩所に別當を置きて防水を掌らしむ、天長元年制して、三年を以て還替せしむ、後改めて四年とす、貞觀三年防鴨河防葛野河二使を罷め、山城國司に專す、後ち臨時に置くことゝなれり（日本紀畧、三代格、新儀式、官職祕鈔、職原抄、職官志）

ハウキ　寶龜　光仁天皇御宇の年號、神護景雲四年十月一日改元、十一年を經て天應と改元す、肥後國より再び白龜を獻じたるを以てなり（續紀）

ハウグハ　半靴　名義　馬上にて用ふる靴をいふ　裂作禮要抄に「馬のはたらく所、革の如くして、蔽を以て作る、總じて靴と同じ事也」とあるにて知べし　考用　公卿以下侍以上、騎馬の時之を着用す（裝束集成）

ハウクワウジ　方廣寺　所在　山城國京都下京區業屋町〇世に大佛殿と稱す　考證　天台宗〇本尊毘盧舍那佛の坐像、即ち大佛　起原沿革　天正十四年豐臣秀吉地を阿彌陀峯の下に相して之を創建し、照高院法親王を導師となし供養す、舊殿棟高さ二十五間、桁行四十五間餘、梁間二十七間五尺餘なりしが、慶長元年地震の爲めに崩壞し、同七年秀頼之を再興中、火を失して堂宇灰燼となる、同十五年又工を起し十七年成る、大佛は初め木像なりしが、此時銅像に改む、然るに十九年秀頼將に開眼供養を行はんとするや、德川家康鐘銘の事に依りて之を停め、遂に大阪陣を生ず（「オホサカゲン」參看）之より妙法院の附屬となりしが、寛永二年また地震の爲に破壞せるを以て、老中松平信綱命して之を修かし、寛永通寶（文錢）を鑄、改めて木像の大佛を造り、金漆を塗る、寛政十年七月雷火の爲め、佛殿、大佛、樓門、同廊以下悉く燒亡す、其後再興すれども舊規に復せず、天保年中尾張國より半身の木像を造りて納む、現今の像是なり、佛殿、鐘樓（大鐘高さ一丈四尺、徑九尺二寸厚さ九寸）二王門址、豐太閤塔（石五輪塔數）あり〇三才圖會に、佛骨長十間、但座壇共、面長三間、眼横五尺五寸、竪二尺、鼻高五尺五寸、横四尺、鼻孔二尺、口竪二尺二寸、横八尺、耳長一丈、掌至指端二間、拇周六尺五寸、膝周二十三間、足心一丈四尺、横七尺、羅物數三百五十、大二尺五寸、白毫徑り二尺、後光高十八間横九間、蓮花壇各八尺」と見ゆ、即ち木像に就いていへるなり（平安通志、京華要誌）

ハウクワウジ　方廣寺　所在　遠江國引佐郡奥山村大字奥山　考證　臨濟宗方廣寺派の本山〇本尊釋迦牟尼佛　起原沿革　至德元年奥山六郎次郎朝臣といふ者、三河に至りて無文禪師に謁し、遂に此地に一寺を創立し、禪師を請じて開山となす、北朝康應元年（南朝元中六年）第二世悦翁、東隱院を建立し、同四年第三世空谷、臥雲院を建立し、同五年第五世仲翁藏龍院を建立し、應永二年第四世在德三生院を建立し、同五年第五世仲翁藏龍院を建立し、益々隆盛を致す、永禄十一年十二月德川家康途次當寺に一宿し、後ち天正八年九月新願所となす、同十五年六月綸旨あり勅願所となされたりと云ふ、同十八年十二月豐臣秀吉より朱印地を寄せらる、文禄元年二月火災に罹り、住持古例火定に入る、慶長八年天、大和吉野に至り、後醍醐天皇御陵の土を持ち歸りて、境内の御遺髮塔と傳ふるものあるを修理し、開山無文禪師が其皇子なることを顯揚せんことを務めたり、天明六年閏十月勅あり、開山に大慈普應禪師の諡號を賜はり、萬延元年九月、第三世空谷に大智妙覺禪師の諡號を、文久二年八月、第二世悦翁に大圓眞覺禪師の諡號を賜はり、慶應四年紫衣入院を許さる、これより益々大に隆盛を致す、從來南禪寺に屬したりしが、明治三十六年七月獨立して方廣寺派本山となる（遠江國風土記傳、方廣寺記錄）

ハウクワウジドノ　寶光寺殿　北條時宗（ホウデウトキムネ）を見よ、

ハウグワン　判官　東宮坊の官人を云ふ、「トウグウバウ」參看（内裏式）

バウクワン　房官（坊官）　門跡に仕ふる俗僧を云ふ、髮を剃り僧衣を着して腰刀をさし、魚頭を食し、妻帶なり、又廳務とも殿上法師とも云ふ、宇多法皇御室に入御の時、公卿等出家を遂げたるも、猶法體にて宮仕せしより起ると云ふ、宣守記に「坊官自二太臣息一至二殿上人子一稱レ之、是在家法師也、隨二貴所門跡一召レ仕之一云々」と見えたり、「モンセキ」參看（寺官抄、貞丈雜記）

ハウグワンダイ　判官代　院判官代（ヰンノハウグワンダイ）を見よ、

ハウケイ　方磬（磬）　樂器の一種、方響ともいふ、又「ウチナラシ」ともいへり、鐵、銅、石等を以て作る、其數十六枚、架の上下に連ね懸けて之を撃つ、御物は木架にて、唐又は撥等なし、令集解、大同四年三月の官符に、唐樂師十二人の中に方響師あり、今傳はらざるが故に詳かならず、然れども文獻通考に「後周正樂載二西涼清樂一方響一架十六枚、具二黄鐘大呂二均聲一」また「方響、其編懸之次、與二雅樂鐘磬一異、下格以レ左爲レ首、其一黄鐘、二大簇、三姑洗、四中呂、五蕤賓、六林鐘、七南呂、八無射、上格以レ右爲レ首、其一應鐘、二黄鐘之清、三太簇之清、四姑洗之清、五中呂之清、六大呂、七夾則、八夾鐘、此其大凡也、後世或以レ鐵爲レ之、教坊燕樂用レ焉、非二古制一也」また陳氏樂書に「方響之制、蓋出二於梁之鋼磬一、形長九寸、廣二寸、上圓、下方、其數十六、重行編レ之、而不レ設レ業、倚二于虡上一、以代二鐘磬一」とあるにて明らかなり（體源抄、樂器考）

ハウゲン　保元　名義　後白河天皇御宇の年號、久壽三年四月二十七日改始に因りて改元す、三年を經て平治と改む　出典　顔氏云、以保元吉也とあるに據る、式部大輔永範之を勘申す（國朝年號譜）

ハウゲンノラン　保元亂　起源　藤原忠實

に二子あり、忠通、頼長といふ、忠通父に繼ぎて攝政關白となり、内覽の宣旨を賜ふ、忠實殊に頼長を寵し、常に忠通を抑ゆ、忠通故に忠實、頼長と不和を生ず、近衛天皇の時に及び、忠實、鳥羽法皇に奏し、忠通の内覽を止め、強いて頼長に讓らしむ、忠實益々不平なり、會々近衛天皇崩ず、崇德上皇其子重仁親王を立てんとし、衆望亦之に歸す、美福門院、近衛天皇の崩御を以て、崇德上皇の咒咀に出づるとして之を妨げ、雅仁親王を立てんことを法皇に勸む、忠通亦之を推擧し、議遂に決す、是を後白河天皇といふ、是より先鳥羽法皇、近衛天皇を愛し、崇德上皇をして強いて位を讓らしむ、上皇因りて法皇と睦じからず、竝に到りて益々怨望し、又後白河天皇と不和を生ぜり、時に法皇、忠通を任用して頼長を疎んじ内覽を止む、忠實、頼長を皇太子の傅とし、且つ其内覽を復せんとし法皇に請ふ、省みられず、頼長憤怨す、保元元年七月法皇崩ず、即夜之を葬る、崇德上皇親しく其儀に臨まんとす、藤原惟方遺詔と稱し、拒みて入れず、上皇大に怒りて宮に歸り、密かに後白河天皇を廢して重仁親王を立てんことを謀る、頼長亦上皇を重祚せしめ、自ら關白たらんとし、遂に上皇に勸めて兵を擧げしむ　考證　後白河天皇、源義朝、平清盛等に勅命を下し、上皇の軍を討たしむ、義朝即ち精兵四百餘人を率ゐて、大炊御門河原に陣し、清盛は三條河原の東堤に陣し、夜に乘じて並び進み、上皇の宮を襲はんとす、是より先上皇鳥羽殿に在り、尋で白河の北殿に幸し、武士を徴す、平忠正、源頼憲、源爲義、其子頼賢、爲成、爲朝等召に應じて白河殿に到る、是に於て部署を定め、爲義は諸子を率ゐて西門を守り、爲朝は西河原の門を固め、又忠正、頼憲は東門を、平家弘は春日河原の門を扼す、時に爲朝、簒を獻じ、夜に乘じて後白河天皇を高松殿に襲はんことを請ふ、頼長許さず、遂に戰機を誤る、既にして義朝、清盛等千七百餘騎を率ゐて白川殿を圍む、爲義爲朝力戰して能く拒ぎ、勝敗未だ決せず、義朝命じて火を縱つ、會々西風沙を揚げ煙炎天に漲る、清盛等之に乘じ益々奮鬪し、遂に上皇を擁して高倉皇として宮殿を逃れ、諸門の兵皆潰ゆ　結末　上皇已に宮を逃れ、仁和寺に入りて薙髮す、頼長亦ぜんとし、途に流失に當りて斃れ、爲義忠正等皆出でて降る、即ち清盛をして忠正を、義朝をして爲義を斬らしめ、頼憲、頼賢等相尋で皆誅に伏す、獨り爲朝は逸して近江に隱れ、九州に走らんとして成らずして、平家貞に捕へられしも、無双の勇士たるの故を以て死一等を減じて大島に配流す、上皇は仁和寺に入りて謹愼し給ひしが、尋で讃岐に移され給へり、頼長の諸子十三人又配流せらる、朝廷功を賞し、清盛を播磨守に、義朝を左馬頭に、源義康を藏人とし、關白忠通を氏長者とし内覽を復す（保元物語、百練抄、保暦間記、愚管抄）

ハウゲンモノカタリ　保元物語　卷數　三卷、刊本一册　成者　保元の亂を專ら記したる假字の戰記なり、鎌倉を分ち、題號を揭げて事實を記したり、叙事虚飾多くして誤少からずと雖も、又參考に資するに足るものあり、本書は平家物語と同じく、語り物としたるより（語り物としたる證は花園院御記等にも見えたり）隨つて諸本異同を生じたり、參考保元物語に據れば、京師、杉原、鎌倉、牛井、岡崎等の數本あり　考證　參考保元物語凡例に「醍醐報恩院所藏雲記に藥室時長作とし、大外記中原師香手書する所の保元物語を上る狀には、故師梁の鈔する所としたり」と見えたり、師梁は師香の父にして、鎌倉末の人なれば、恐らくは本書著作の人にあらざるべし　主旨　參考保元物語三卷あり、參考平治物語と共に、永戸の今井弘濟、永戸光圀の命によりて考訂し、弘濟殁する後、内藤貞顯に命じて重校したるものなり、諸本の異同を註し、異説妄談に渉れるものは、實錄にて考訂したり（史學雜誌「保元物語考」）

ハウケフ井ン　寶篋院　足利義詮（アシカガヨシアキ）を見よ、

バウコ　房戸　郷戸（ガウコ）を見よ、

ハウサウ　疱瘡　名義　痰病の一種、或は豌豆瘡（其瘡形、豌豆に似るを以てなり）裘瘡（面に瘡を止むる故なり）「イモ」などと稱す、又俗に滅菜、偏瘦、又菊石ともいへり　起源沿革　唐土傳來の病にて、魏以來よりあり、而して隋の巢元方が病論ありと雖も藥方なし、唐高宗帝の時、孫眞人始めて治方を出せり、我邦にては、聖武天皇天平七年夏より冬に至る間始めて流行し、死する者甚多し、其後桓武天皇延曆九年、文德天皇仁壽三年又流行す、爾來人毎に之を患ひざるはなし、降りて江戸時代に至り、天保の末西洋より種痘の法傳來せしより、之を施して疱瘡を免るゝに至る、「シユトウ」參看（和名抄、三才圖會、倭訓栞）

ハウザウ井ンリウ　寶藏院流　寶藏院胤榮の創めたる槍術の流派〇胤榮は奈良興福寺の塔頭寶藏院の院主にして、俗姓中御門氏（或は伊賀守といふと）法印となる、性刀槍術を好み、叡山上泉伊勢守に、槍を大膳大夫盛忠に學ぶ（川上秀澄の說に、高覺流の修業者に學ぶとあり）就中先も槍術の妙を極め一派を開く、常に鎌鎧を用ひたるにより、鎌寶藏院ともいへり、然れども胤榮、疆門にありて武事を業とするは本意にあらず、吾が後嗣之を學ぶべからずと稱し、技を中村尚政に傳へ、慶長十二年八月廿六日八十

七歳にて寂す、二世櫓律師胤榮（禪榮房と稱す）思ひらく、吾が此寺は驛氏遺教の故にあらず、只先師胤榮槍術の故なり、吾槍術を繼がざるべからずと稱し、即ち胤榮の門下奥藏院の僧に就きて槍術を學び、精妙の極に達す、留來三世法印胤清（覺禪房）四世大法師胤風（覺山房）以下相繼で其技を傳ふ、かくのごとく寶藏院既に代々槍術を以て家とするが故に、出家たりと雖も、往來の際槍を持たしめ、又槍術に長ずる者なき時は無住とし、妙手の其門下に出づるなく俟ちて住持職とす、然れども陪臣地下の者を禁ず、また不淨を忌み、不幸の家に到る時にも地輻を越えず、これ春日社に奉仕するを以てなりといへり（本朝武藝小傳、國朝大業廣記、興福寺衆徒中御門系圖）

ハウサウシ ハウジ 方相氏 追儺（ツヰナ）を見よ、儀

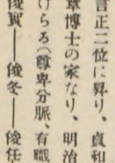

名抄に「勝示孫愉切韻云勝（博朗反）題示也」と見えたり、勝示の形は寛喜二年の神護寺圖等によれば右の如し、

バウシカブト 帽子冑 後の鍬頭巾に同じ、貞丈雜記に「平家物語に、坂四郎永覺、帽子冑に五枚冑を着ると云、右の帽子冑は、今世の鍬頭巾にて、頂上も鍬なる故、其上に常の冑を重れて着らるゝ也、常の冑二ツは重れて着る事はならぬ也」と見えたり、

ハウジギン 保字銀 名義 銀貨の一種、天保の丁銀及び豆板銀をいふ、極印に保の字あるを以て此名あり、又天保の年作りたるを以て天保丁銀、及び天保豆板銀とも云ふ 性質 丁銀は、縦二寸九分五厘、横一寸、重四十匁、豆板銀は、重四匁二分、貨率は孰も百分中銀二十六分、銅七十四分なり 起原沿革 天保八年に鑄造す、總額十八萬二千百零八貫、後ち改鑄の額、十万二千四百四十貫目なり、天保八年より安政五年までを鑄造の年限とす（大日本貨幣史）

ハウジギン 寶字銀 江戸時代に行はれた銀貨の一種、寶の字の極印あるを以て名づく、寶永銀ともいふ 性質 縦二寸九分、横一寸一分、重三十九匁、貨率は大凡百分中銀五十、銅五十なり 起原沿革 寶永三年六月、豆板銀（縦四分五厘、横五分強、重三匁二分）と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額二十七万八千百三十貫目、寶永三年より同七年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を同六年までと定めしむ（大日本貨幣史）

ハウジギン 寶字豆板銀 寶字丁銀（ハウジチヤウギン）を見よ、

バウジン 防人 名義 サキモリ「サキモリノツカサ」とも訓む 職掌 防人の名簿、戎具、食料田等の事を取扱ふ、太宰府の被管 職員 正一人正七位上、佑二人正八位上、令史一人大初位上 起原沿革 大化二年に防人の事見えたれども、司の始め詳かならず、大寶元年制定して右の職員を置く、天平十四年太宰府と共に廢せられしも、十七年太宰府を復するに及び、また之を置く、延暦十四年十一月停廢せり、二十四年再び防人を復するに當りて、防人司を復せしや否やは詳かならず、爾後防人司の名散見せる所なし（令義解、續紀、類聚三代格、史學界、太宰府考）

バウジヤウヂ 坊城氏 姓は藤原、勘修寺俊經の孫定資の二男俊實を祖とす、俗に小川坊城とも稱す、京都小川坊城に居るを以てなり、權中納言正二位に昇り、貞和六年二月薨ず、名家の一、文章博士の家なり、明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（尊卑分脈、有職袖中抄、華族譜）

○俊實―俊冬―俊任―俊繼―俊國―俊秀
- 俊顯―俊名―俊昌―俊完―俊廣―俊清
- 俊將（ハン）―俊逸（ハツ）―俊親―俊明（ハウ）―俊克（カ）―俊政（ハツ）
- 俊章（アヤ）

ハウジヤウエ 放生會 魚鳥等の人に捕へられて殺されんとするものを買ひ集めて、法を修して放ちやる法會を云ふ、水鏡に「義淨譯の金光明最勝王經九、長者子流水品に、昔し流水と云へる長者、空澤に數多の小魚ありて、將に湯死ぜんとするを見て、水を與へ食を施して彼が死を救ひ、且つ之に法を說て聞かしめしかば、彼の魚ども命終の後、天に生れたり、其の長者は釋迦の前身なる云々」と見えたり、石清水八幡宮の放生會は尤も著名なるものにして、八月十五日に行ふ、又鎌倉鶴岡八幡宮にても、之に倣ひて八月十五日行ひし事吾妻鏡に見えたり、元正天皇養老四年九月宇佐宮にて行ひしより、諸國に行はると云ふ（水鏡、吾妻鏡）

ハウジヤウデン 放生田 名義 王朝時代、放生の爲に諸國に充て置く所の田をいふ、不輸租田なり 起原沿革 陽成天皇元慶六年六月、毎國に放生田を置き、其穫稻を以て死を贖ふの資に宛よと勅し、延喜式にも、凡そ出羽國の放生田一町は、乘田を割きて永く之に充てよと見えたり（延喜式、大日本租稅志）

ハウジヤウリウ 寶生流 名義 寶生座阿彌の創めたる猿樂の一派、其家は所謂四座の一 起原沿革 座阿彌は觀世阿彌の弟なり、猿樂を以て奈良春日社に奉仕し、外山座と稱したりしが、後ち足利義詮同義滿の二代に仕へ、博學多識にして、技藝に堪能なりしを以て、大に寵を受け、此時始めて寶生と稱す、六代勝吉の時、德川家康遠州濱松に在り時召出され、爾來世々江戸幕府に仕へ、三百石を領す、當時觀世流尤も勢力ありしが、八代重友、九代友春、十一代友精等相繼ぎて名手たりしより、寶生流大に行はるゝに至れり、十五代友干は、德川家齊同家慶の師範たりしが、嘉永年中外神田にて勸進能を興行す、寶生流にて勸進能を催すこと茲に始まる、いま其家系を示せば左のごとし、「サルガク」參看、

○座阿彌―宗阿彌―養阿彌―一閑（四郎左衛門勝政）―寶山
- 勝吉―重房（九郎左衛門）―重友（清左衛門）―友春（清左衛門）―暢榮（九郎）
- 友精（九郎）―友通（九郎）―友勝（九郎）―英勝（清左衛門）―友干（彌五郎）
- 知榮（九郎）

ハウジユツ 砲術 後奈良天皇の時、葡萄牙人種子島に來りて、鳥銃及び其法を島主種子島時堯に授けしを以て、砲術の吾國に傳はれる始めとす（「タネガシマ」參看）是に於て根來寺の僧杉の房、紀州の人津田監物、筑前の人泊兵部少輔一夬の如き、皆種子島に赴きて其術を學び、頗る精妙に至る、監物の流を津田流、一夬の流を一夬流と稱す、また田布施源助忠宗といふものあり、天文六年南蠻に赴きてこれを學び田布施流を開く、其餘流頗る多し、なほ根來寺の僧には、此技に長ずるもの多くして當時其名を冒して衒を街ふものあり、伊豫の河野氏また此技を重んじ、世に河野流と稱したり、稻富流は稻富一夢（「イナトミリウ」參看）の開く處にして、細川忠興、德川忠吉、淺野幸長等幷に其門に入り、德川秀忠また幸長に就きてこれを學び、一夢の名一時天下に重かりき、此外四村丹波守忠次の四村流、三木蒐大夫の三木流等あり、また江戸幕府にても、井上、田付の二氏業を以て世々相仕ふ、田付氏は四郎兵衛直年（或は直平に作る）を祖とし、これを田付流と稱し、井上氏は外記正繼を祖とし、これを井上流又は外記流と稱す、下りて享保年間、德川吉宗、劇人ペンデレキ、レイキマンに命じて砲術を試みしめたるは、實に近時西洋砲術の隆興する起原なり、されど幕末迄

は其技發達せざりしが、天保年間、信州松代藩主眞田幸貫海防に注意し、大小の火技を研究し、其臣に片井京助、佐久間象山等出づ、この時に當り高島秋帆は、西洋新式の砲術に精しく、之を江川太郎左衛門英龍に傳へ、盛んに砲術を講習し、大に其進歩を促したり、其流は始め西洋流と稱せしが、後に高島流と改む、佐久間象山は和蘭の兵書につき、西洋大小火技を講究し、業を其徒に授け、西洋眞傳と稱す、爾來水戸齊昭、鍋島閑叟、島津齊彬等の諸藩主幷に之を奬勵せしを以て、之を能くするもの日に多きを加ふ、なほ當時までは大小砲を共に修業したるものなれども、江戸時代の中葉までは、就中小銃の技に重きをおきたりしが、幕末に及びて、大砲の術をも見るに至れり、維新の後最新の洋式傳來し、加ふるに科學の發達と、共に長足の進歩を爲しつゝある事、人の知れるが如し、「テッパウ」「タイハウ」參看(南海治亂記、武藝小傳、改選諸家系譜續編、寛永系圖、明良帶錄、淺野文書、日本教育史)

バウズ 坊主(房主) 寺院の住持を云ふ、一坊の主の義、後は僧侶の居所の名なり、吾妻鏡文治元年十一月廿二日の條に「豫州凌吉野山深雪潜向多武峯云々、到着之所者、南院內藤室、其坊主號十字坊之惡僧也」と見えたるにて知るべし、後世に至りては、住持に限らず、醫師、茶道、俳人、遊人、隱居に至るまで、剃髮の人は悉く坊主と稱し、終に惡口に之を用ふるに至りて、乞食坊主又は宿なし坊主と云ふに至れり(傍廂、倭訓栞)

バウズ 坊主 武家にて、城內又は邸內に於て、茶の湯幷に給事等の雜役を勤仕する者をいふ、剃髮にて法體なりしより名づく、幕府幷に諸大名等に之を置く、いま江戸幕府の制を擧ぐれば、同朋頭に屬し、奥坊主、表坊主あり、奥坊主はもと小納戸坊主といへり、專ら茶室を管し、將軍には勿論、毎日登城の大名諸役人に茶を進むることを職とす、人數百人內外ありて、其中別に、小道具役坊主、用部屋坊主、肝煎坊主、時計役坊主、土圭間坊主等の分職あり、表坊主は殿中に於て、大名及び諸役人に給事する事を職とす、其數多き時は、二百人以上に及べることあり、諸大名等よりの報酬甚多く、家計豐かなるを以て、奢移僭越に流れしかば、屢々同朋頭に令して戒諭せしめたり、西丸にも亦奥表坊主あり、又廣間坊主といふあり、廣間の掃除及び湯茶を掌る、而して奥表共に組頭ありて之を率ゆ、奥坊主組頭は、五十俵高、二人扶持、役金廿七兩、表坊主組頭は四十俵高、二人扶持、四季施代四兩、奥表兩坊主は、共に二十俵高、二人扶持なりき、然るに慶應二年十二月に至り、坊主の員數を減じ、壯年の者は撤兵組に編入したり(吏徵、嘉永明治年間錄、古事類苑官位部)

ハウタ 端唄 **名義** 歌謠の一種、江戸時代以後流行の端もの歌をいふ **起原沿革** 江次第大嘗會の條等に、大歌に對して小歌といへるあり、梁塵祕抄口傳抄等の頃に及びては小歌の稱失せて、大曲、今樣の區別出で來たれり、其今樣とは、やがて小歌または端唄等に比すべき、當時流行の端物唄のことなり、然るに流行はいつしか變遷して、曩に今樣といひしもの、即ち主として七五四句より成りたるものは既に古への姿となりて、更に新しきものを生ぜしかば、昔の今樣を、そのまゝ今樣とのみ呼びて、新(小唄)しき流行歌を小唄と名づくることゝなれり、これ室町時代より、江戸時代の初めに係けての稱呼なり、而してまた別に、安土桃山時代より漸く興り來りし(組歌)三絃と箏との流行につれて、組歌といふものの生じたり、組歌とは、在來の小唄の長きもの、短きもの數首を集めて、意味に於ては何の連續もなきものを、唯音樂の上に相連れて唱ふるものにして、かの糸竹大全、松の葉等に見えたる本手破手などいへるものこれなり、かく組み合せたる小唄に對して、單獨なる小唄を端唄と稱へしが、此語の起原たるに似たり、されば其中には、踊歌あり、さわぎ歌あり、石引歌あり、長さは七五、三四十節なるあり、短さは今の都々逸と全く同じきものあり、松の葉時代の所謂端唄とは、即ちこれなり(松の葉は元祿時代の撰)但小唄なる名稱は全く廢れしにあらず、なほ端唄中の特に小さき歌は勿論、かの端唄といふ名稱の生じたる後の小さき流行歌は、端唄以外のものとして、松の葉別册に揭げたれば、若し此種類のもの、汎稱を要する事あらば、小唄といひしなるべし、既にして三味の組歌は廢れて、これに代りしものは、端唄の長きもの、即ち松の葉時代に長唄と稱したるものなりき、爾來三味と箏との唱歌が漸く一致すると共に、端唄の短きものは、樂師の口に上らざることゝなりしより、長唄端唄といふ區別は必要を失ひ、二上り、三下り、本調子の歌、及び長唄といふ新しき區別生じたり、かくて專門家以外に流行せし短き唄は、凡て小唄なる稱呼の下に復歸し、江戸長唄なる名稱は、江戸杵屋一派の唱歌として起る、今日普通に長唄といふものこれなり、而して長唄の對稱たりし端唄なる語は、杵屋派に比しては、多く短小なる唱歌を唱ひし歌澤派の唱歌を呼ぶ名となれり、されば今日所謂端唄は、詩形上の名にはあらずして、音樂上の名なりと知るべし(端唄評釋)

ハウダイ 砲臺 **名義** 大砲を裝置して敵兵の來襲に備ふる所、また臺場ともいふ **起原沿革** 起

原詳かならず、寛永鎖國令の後、長崎の警衛は防海の第一要務なりとて、港口に許多の砲臺を築き、鍋島黑田の二家をして交代して、隔年に之を守らしめたり、尋で文化文政以後、北海頻りに警報を傳ふるに及び、幕府砲臺を蝦夷の各地に設けたれども、極めて微弱なりき、文化八年上總國周准郡富津の海岸に砲臺を築き、竹ヶ岡、多田良等にも設け、相連絡して外寇に備へ、松竹梅の號を附したり、富津臺場と稱す、本地を松ノ固場、陣屋を松ヶ岡と唱ふ、天保十四年代官森覺藏、羽倉外記等の支配に屬す、既にして松平下總守代りて守衛に當り、弘化四年松平肥後守の戍所となる、此時砲臺を新築して之に移すといへり、これより先文化六年相模國三浦郡に觀音崎砲臺を築きしが、嘉永六年更に品川灣の海中に六個の臺場を築き、明年に至りて成る、品川臺場これなり、老中阿部正弘これを總督し、江川英龍築造の任に當れり(此時十一個を築く筈なりしも六個のみ成る)諸大名に命じてこれを守衛せしめしが、安政三年に至り、大阪の兩河口にも築造せり、此外島津、毛利、水戸等の諸藩に於ても藩內に砲臺を築き、殊に島津氏は英船と、毛利氏は英米佛蘭の四國艦隊と實戰を遂げたるは、世人の普ねく知る處なり、維新の後以上の砲臺悉く廢し、富津、觀音崎等は改築せられ、其他要所には新に之を築き、要塞地として砲兵の守備する處となれり(長崎三百年間、水戸烈公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、續德川實紀、泰平年表、北海道志、江戸會志、續々泰平年表)

ハウヂ 寶治 **名義** 後深草天皇御宇(鎌倉執權北條時賴)の年號、寛元五年二月二十八日、代始に因りて改元す、二年を經て建長と改む **出典** 春秋繁露に「氣之淸者爲精、人之淸者爲賢、治身者以積德爲寶、治國者以積賢爲道」とあるに據る、大藏卿式部大輔爲長之を勘申す(國朝年號譜)

バウチクセン 防築錢 制札錢を云ふ、「セイサツ」を見よ、

バウチヤウ 坊長 「バウ」を見よ、

ハウヂヤウ 方丈 寺の長老住持の居處の稱、後ち轉じて長老住持の稱となる、祖庭事苑に「今以禪林正寢爲方丈、蓋取則毗耶離城維摩之室、以一丈之室能容三萬二千師子之座、有不可思議之妙事故也、唐王玄策、爲使西域、過其居、以手版縱横量之、得十笏、因以爲名云々」とあり(禪林象器箋)

ハウトク 寶德 **名義** 後花園天皇御宇(將軍足利義政)の年號、文安六年七月二十八日改元す、三年を經て享德と改む **出典** 唐書に「朕寶三德、曰慈儉讓」とあるに據る、文章博士菅原爲賢之を勘申す(國朝年號譜)

バウノテ 棒手 **名義** 棒を使用する術、また棒術ともいふ、棒は多く樫の木にて、長さ六尺乃至八尺、半棒は三尺なり、八角に削る(流により異なる處あり)また金撮棒といふは、筋金を入れ、鐵の扰子を末の處に打ちたるものなり **起原沿革** 起原詳かならざれども、篠塚伊賀守が八尺餘の金撮棒を振ひて勇力を顯はしたるとあれば、南北朝の頃には、早く用ひられしと明かなり、下りて三浦義意が白樫の丸木を一丈二尺に切り、八角に削りたるを以て敵兵を打ち倒したると等、往々にして史に見えたれど、廣くは行はれざりしもの〻如し、後世山科流、荒木流等ありて、之を敎へたりしが、通常護身の爲めとなす、また罪人を捕縛する時に、これを兩足の間に投じて倒す等のこともありき(倭訓栞、太平記、北條五代記、嬉遊笑覽、柔術劍棒圖解祕說、德川幕府刑事圖譜)

バウモンヰン 坊門院 **名號** 名は範子內親王、六角宮又土用宮と號す **系統** 高倉天皇第二皇女、母は中納言藤原成範の女 **事蹟** 土御門天皇の准母、治承二年六月內親王と爲り、同日賀茂齋院となり、養和元年正月退下す、之れ高倉天皇の崩御に依りてなり、建久九年三月皇后(資格)と爲り、建永元年九月院號、承元四年四月十二日薨す、歲卅四(女院小傳)

バウモンウヂ 坊門氏 姓は藤原、關白道隆の三子隆家より出づ、隆家五世の孫信隆、後鳥羽天皇の外祖となり、左大臣を贈らる、是より其家起る、子信淸五子隆淸、共に始めて坊門と號す、信淸の子忠淸、承久の役に忠勤す、兵敗れ薙髮して僧となり、越後に流さる、隆淸四世の孫淸忠、後醍醐天皇に仕ふ、其後世に聞えず、一族に水無瀨氏あり(公卿補任、尊卑分脈)

```
○信隆┬信淸─忠信─長信─信家─信顯─信眞
     │                 └信行─信藤
     └隆淸─淸親─基輔─後輔─淸忠─重隆
```

バウモンドノ 坊門殿 足利義詮(アシカガヨシアキ)を見よ、

ハウリヤク 寶曆 **名義** 桃園天皇御宇(將軍德川家重—同家治)の年號、寛延四年十月廿七日改元す、十三年を經て後櫻町天皇明和と改む **出典** 貞觀政要に「恭承寶曆、夤奉帝圖、垂拱無爲、氣埃靜息於茲、十餘年矣」とあるに據る(國朝年號譜)

ハウリヤクカウジユツレキ 寶曆甲戌曆 曆(コヨミ)を見よ、

ハウリヤクノヘン 寶曆變 桃園天皇の御宇、天皇の近習に德大寺公城、久我敏通の二卿あり、夙に攝關が朝權を專らにし、關東を畏怖するを

見開して悲憤に堪へず、乃ち正親町三條公積、烏丸光胤、坊城俊逸、今出川公言等十餘人と相議して互に血誓し、陰かに皇權收復の策を建つ、時に公城の家人に竹内式部あり、山崎闇齋の學說を奉じ、大義名分を論じて人心を鼓舞せり、公城、敏通、これに師事して神典儒書を研究し、また他の同志を勸說して式部の門に入らしむ、而して公城敏通等は、皇權收復を經營するには、先づ君德を培養し奉るを急務とし、寶曆五年侍讀伏原宣條をして經書を進講し、專ら式部の學說に據らしめたり、是より先式部の同志に藤井右門あり、血誓の堂上と相往來し、孫吳の書を講演して專ら軍旅の事を敎授す、是に於て血誓の堂上は心を兵學に潛め、且つ武技を講ずるを以て、御築地内(宮中及び縉紳家を總稱す)に於て、近習の堂上は、武臣の業を習ふとの風說流傳して、聞く者潛に眉を蹙む、關白一條道香之を聞いて大に驚き、同六年四月、傳奏柳原光綱、廣橋兼胤に命じて武術修業を禁止せしむ、蓋し此風說は、式部が靖獻遺言を講演するに、孔明の八陣圖を說きしに起因せるものなり、翌七年三月道香關白を辭し、近衛内前之に代る、是時に當り公城は、正親町三條公積、西洞院時名と議し、日本紀御覽の事を建言し、六月始めて神代卷御覽の事あり、公城及び坊城俊逸、高野隆古、白川資顯等旨を承けて輪番に之を進講し、皆式部所傳の垂加流の學說を用ふ、而して天皇は日本紀、孝經、大學、孟子等の講義を聞召し給ふ餘暇に、又近臣と史記、通鑑等の會讀を催し、專ら衷心を學問に寄せ給へり、血誓の堂上は言を文事に託し、相互に御前に伺候して、大柄を皇室に收復せざるべからざる事由を言上し、專ら君德を培養し奉るに注意したり、道香内前の二人は、垂加流

は本を用ひ、槨は不規則形の大石を以て長方形に圍めるを常とせり【上代】神武天皇以後に至り、形狀は瓢形のもの多く行はれ、仁德天皇の頃に至りて尤も盛大を極めたり、而して當時殉死の風ありしより、殉死者をも其傍に葬ること行はるゝこれを陪塚と稱す、陪塚は瓢形古墳にては多くはクビレタル兩側に在り、圓形古墳も亦これと同じく、其數十數箇に及べるものあり、後世車塚と稱するもの、諸地方に在るは、皆古墳と陪塚との合稱にて、其狀恰も車に兩輪あるが如きよりいへるなり、瓢形古墳に前方後圓のものと、前後共に圓形なるものと、前後兩方共に角ばりたるものとの三種あり、而して今日までに、其發見せられたる地方は、三十一箇國の多きに達す、周圍には皆濠渠あるを法としたれども、此時代の中葉以後は其事絶え、陪塚も影を留めざるに至れり、なほ瓢形古墳は、何頃まで行はれしか明かならざれども、陵墓につきていはゞ、用明天皇以後は圓形のもの、みなれば、帝皇に於ては早く衰へたるが如しと雖も、其他の貴族、地方の豪族等は依然としてこれを營み、上代を通じて行はれたり、また墳墓の地位は、古くは山巓に築きたるも、漸く下りては山麓に起し、後ち益々低地に作ること、なれり、槨は木製のものもありたれども、貴族豪族間には石槨主として行はれ、今日其發見せらるゝもの尠からず、石槨は垂仁天皇の時、石作連業が、皇后日葉酢媛崩去の際、製造したること、姓氏錄にあるを初見とすれども、安寧、孝昭、孝安の諸陵皆石槨なりしことを以て考ふれば、其製早くより行はれたるを知るべし、また陶棺の製あり、陶棺は今日までに七國二十九箇發見せられ、而も其中二十六箇は中國地方より出でたり、思ふに中國地方にて、重に用ひられしものならんか、棺

は規則正しき石を用ひ、且つ數室連合の制を設け、間々其壁に、赤色漆様な物質を附せる等のものもあり、而して垂仁天皇の時より、墳輪を以て殉死に代へ、これを墓側に植つる風を生じたり、詳しくは墳輪(ハニワ)の條を見るべし、また橫穴あり、穴居の迹なりと雖も、其他の貴族、地方の豪族等は依然としてこれも、葬穴なりともいへど、恐くは葬穴なるべし、武藏國比企郡の百穴の如きこれなり、上述の如く此時代には、石棺石槨の制なりしが故に、今日諸地方に遺蹟の發見せらるゝもの頗る多く、狹塚、人穴、石室、火塚、丸山、車塚、茶臼山等の稱も、多くは皆古墳なり、また石槨を以て呼ばるゝもの、多くは石棺の一部を爲したる大石を鬼の魚板、石舟などいへり、用ひたる所にて、此時代の墓の形狀の大概を知るを得べし、而して其制度を擧ぐれば、大化二年、詔して諸王諸臣墳墓の制を定め、王以上の墓は、其内域九尺、其外域方九尋、高五尋、役夫千人、七日に造り訖らしめ、上臣以下順次に減殺し、大仁以下有冠の人は役夫に差等あり、封ぜずして平かならしめ、庶人は單に地に収埋せしむ、下りて文武天皇大寶の制、三位以上及び別祖の氏宗に限り、墓を營むことを許さゞりき、然れども其高廣等は詳かならず、而して墓上に碑を立て、墓誌を埋むることも、早くより見えたり、雄略天皇が、小子部栖軽の爲めに、取雷栖軽之墓といへる碑柱を建てたるに、其碑破壞せしかば、更に生之死之捕雷栖軽之墓といへる碑文の柱を立てたると日本靈異記に見ゆ、また褒葬令に「墓皆立レ碑(謂碑者刻二石銘一攻也)記二具官姓名之墓一」とあり、其他大瓰采女、那須國造、藤原鎌足等皆これを立てたり、墓誌は船首王後、小野毛人等の

(代上)
(陪塚)
(瓢古形墳)
(槨石)
(陶棺)

墓より發見せられたるものあり、塔婆を置くことは大和多武峯藤原鎌足の墓側に建てしといふ十三重の卒都婆を權輿と爲すべし、然れども其風未だ普ねかりしにはあらざるなり【奈良平安朝時代】には前代の末期と大差なしと雖も、瓢形墳墓の如きは漸く衰頽し、また多くは平地に起したれども、山地に營むこともなきにあらず、形狀は多く土をやゝ高く盛り上げ、又は大石などを置きたり、卒都婆を立つるの風は、佛敎の隆盛と共に大に行はれ、仁明天皇の御陵にこれを置きたること文德實錄に見えたれば、當時より漸く流行するに至れるものならん、なほ此風庶人にまで及びたるは、宇治拾遺に濟德といへる聖の死したる時、愛宕山に葬り、石の卒都婆を立てたることあるにて知るべし、されど其塔婆は如何なる形狀なりしか詳かならざれども、光孝、冷泉、高倉諸天皇の陵のは、皆石の五輪塔(ゴリンノトウ)の挿圖參看)なり【鎌倉時代】形狀は大体前代と同じ、而して五輪の塔婆を建つることは此時代一般に行はれしもの、如し、入木弗三郎氏の說によれば、其形は、最初のものほど、屋根に反りを生ぜずして、稍々古寶塔時代の風を存し、且つ中間圓形の大さ、屋根の線とほゞ等しきを示せり、臺石は一個に限り、上部の擬寶珠まで凡その下に大石もしくは石垣を設け、一見仰ぎ見るの風を生ぜり、文字は中間圓形の石面へ、梵文を一字彫刻せるのみにして、他の文字なく、次なるは、臺石へ年號其他を刻めりといへり、其說大体に於て誤らざるに似たり、なほ此時代禪宗渡來してより無縫塔(ムホウトウ)の挿圖參看)あり、概ね禪僧の墓にこれを建つることゝなれり【室町時代】には、塔上多く寶篋院塔(ホウキヤウトウ)の挿圖參看)を建てたり、其形狀は、家屋

(奈良平安朝時代)
(古墳)
(代時倉鎌)
(代時町室)

え、宮參次第に「靴を付けてはなり袴を着し云々」など見えたるを初見とす、爾來其製によりて種々の名目あり、井に男子の着用するものなりしが、江戸時代の初期より、女子も用ふる事となりたり、而して寬文以前は長羽織なり、其内褄羽織と稱し、甚短さ一種の羽織ありき、延寶以後は少く短くなりしが、貞享の頃より元祿の中頃まで長羽織行はれ、中頃より以後短くなり、享保の頃は二尺二三寸、元文の頃よりまた段々と長くなり、二尺五六寸より三尺に餘れり、明和の頃また享保の如く短くなり、安永の末より天明に係りてまた丈長く身幅廣くなれり、なほ此時代革羽織と稱し、獸革より造りたるを、蕊之者の頭等は、之を着するを名譽と爲したり、井に通常服なりしが、維新後上下の制廢せらるゝに及び、男子は羽織袴と共に禮服として用ふること、なれり

【新編】長羽織、廣袖羽織、袖無羽織、具足羽織、陣羽織(ヘンバオリ)參看)金襴羽織、唐織羽織、鳥毛羽織、革羽織、縄羽織、紙子羽織、雨羽織、ぶつさき羽織、火事羽織(クワジバオリ)參看)三齋羽織、蝙蝠羽織等あり(武家名目抄、貞丈雜記、嬉遊笑覽)

ハカ　墓　名義　屍を埋めたる處をいふ、儀訓

柒に「跡ばかもなく、そこはかもなくなどいふ意にて、その跡のみ遺れるよりの名なるべし」といへり、「オクヅキ」とも訓し、墳墓、墓所、塚、墳、兆域等ともいふ、墳は墓上に土などにて作りたる山をいふ、また帝皇の墓は、陵(ミサザキ)參看)といへり【起原】【沿革】【太古】詳細なる事知り難しと雖も、概ね山巓に起すを常とし、身分の下れる者、もしくは土地柄の工合上、較々山腹に下れるものあり、形狀は圓形又は笠形、井に瓢形にして、豪還は多く設けざりしも、之あるもの亦なきにあらず、内部の構造は、棺

(古太)

の部分なる四隅の凸起外部へ傾き出さず、梵字を中間の方面に刻むの外、他に種々の文字を記入せず、九輪は大略木塔に似たる等の殊徴を、其初期にありては有し、而して後世はこれと反對の風を有せりと【江戸時代】には、普通の法名もしくは姓名等を刻したる墓石を建つること一般に行はれしも、五輪塔、寶篋院塔、無縫塔等も並び行はれたり、而して庶人は高大の石を用ふるを禁ぜられ、既に天保二年四月の令に、墓碑の高さ、墓石共に四尺を限り、戒名の外、院號居士號等を刻するを停められしことあり、また棺槨の制は奈良朝時代までは石造のものも行はれしが、平安朝時代以後は多く木造となり、槨もこれと同じかりしも、江戸幕府にては將軍の墳墓に石槨を用ひしことこれありき、また墓に、供養の爲板都婆（板碑）を建てたりき、陵（ミサザキ）塔（タフ）葬式（サウシキ）板碑（イタビ）參看（書紀、令義解、宇治拾遺、好古日錄、古京遺文、山城名勝志、山陵志、前王廟陵記、天保集成絲綸集、日本考古學、考古便覽、古事類苑禮式部、人類學會雜誌）

ハカセ　博士　大學寮（ダイガクレウ）を見よ、

ハカタタンダイ　博多探題　九州探題（同じ、キウシウタンダイ）を見よ

ハカタノタタカヒ　博多戰　筑前國博多（地名）元弘の變、後醍醐天皇企策成らず、北條氏の爲めに隱岐に移され給へり、夢で間を得て隱岐を脫し、伯耆船上山に幸す、時に菊池武時勤王の志あり、少貳貞經、大友貞宗と謀り、密かに擧兵の事を行在に奏す、天皇卽ち錦旗を賜ふ、九州探題北條英時、其謀を聞きて武時を召す、武時陰謀の洩れたるを知り、先んじて兵を擧んとし、貞經、貞宗等に圖る、貞經等大勢を觀望して應ぜず、是に於て武時手兵を率ゐ、英時を博多に襲ふ（戰蹟）英時亦武時の來襲を豫期せるを以て、軍勢を城外に遣はして、直に之と應戰す、武時の兵悉と雖も、皆義の爲めに命を輕んじ、殊死して戰ひしを以て、英時の兵敗れて城内に退く、武時勝に乘じて益々之に迫る、英時拒ぐこと能はずして將に自殺せんとす、會々少貳貞經、大友貞宗等六千餘騎を率ゐて英時を救ふ、武時之が爲めに大敗し遂に戰死す、子武重、阿蘇惟時等纔かに脫して本國に歸る（戰蹟）九州の諸將、變を聞きて博多に向ひ、途に菊池の敗兵を破り、首級を英時に呈する者多し、後ち數日を經て武時等の梟首せり、菊池氏の南朝に盡す事、實に茲に始まる（太平記、博多日記、大日本史）

ハガタメ　齒固　（名義）歲首長壽を祝して食する大根、爪串剌、押鮎、煮鯛鮎、猪肉（雉を代用す）鹿肉（田鳥を代用す）等ないふが故に、齒を「ヨハヒ」とも訓ず、齒固は卽ち「ヨハヒ」なり固むる心なり（地類沿革）起原詳ならず、土佐日記、江家次第、西宮記等に見えたれば、平安朝時代よりして行はれたるを知るべし、當時宮中にては元日に之れを用ひたり、卽ち内膳、右書璫門より齒固具を供し、青瓷に盛りて獻り、主上聞食給ふ、降りて室町時代には、主上晝の御座に出御あり、生氣の色の御衣を、尊卑の御直衣の上に重ねてめさる（地類沿革）起原詳ならず、北條時宗の時にても此儀ありしが如く、吾妻鏡嘉祿元年正月八日の條に若君（幼名）御齒固の儀ありしことを載せたり、室町幕府にては（鎌倉公方及び諸大名もこれと同じ）正月の吉日を用ひしこと、貞丈雜記に見えたり（裝束集成、貞丈雜記、四季草、嬉遊笑覽、古事記傳）

ハカマギ　着袴（袴着）　（名義）男女兒が始めて袴を着する儀式なり、音讀してまたチヤクコ

とも稱す（地類沿革）朝廷にてはまづ陰陽師をして其時日を卜せしめ、又着袴親を定む、着袴親は天皇もしくは時の大臣之を勤めたり、當日皇子は下袴を着し、着袴親、袴の腰を左に引廻して片結に之を結ひ、次に直衣を着す、鳴鼓奏樂等の事あり、其裝束は内藏寮より調進す、而して袴は仲哀天皇の時は合御袴（紅打三重）安德天皇の時は紅張三重御袴なりしこと史に見えたり皇女は紅の長袴を用ふ、公卿の子女の式亦之に準じて知るべし、但し其着袴親は親疏中最宿望なる者を擇び、裝束は親族の尊長より之を贈る、大臣子女の着袴は、宮中もしくは女院より賜ほりしこと多し、武家にては、鎌倉幕府は將軍着袴の時、執權の腰を結びしも儀式詳かならず、恐らくは朝廷と大差なかるべし、室町幕府にては、足利義勝の時常の御所にて此式あり、直垂を着し、其父義政自ら腰を結ひたり、蓋し當時直衣の代りに直垂を用ひしことなるべし、なほ鎌倉室町兩幕府の例、諸大名等弓箭馬匹を獻じて之を賀したりき、江戸幕府にては、大猷院殿御實紀に、正保二年正月三日、若君御袴着始あり、御座所にて御對面あり、御前にて御袴を牧野内匠頭信成奉り、昆布道正本幣の役す、神酒戴かせ給ふ、かへらせ給ひて後、御產所にて御三獻の御祝ありて、御所より青江眞宗の御脇差進らせ給ひ、若君より青江御刀、來國光の御脇差さゝせ給ふ、この日二の丸に渡らせ給ひ、元日本城に出仕の輩まうのぼり拜賀す、出仕の輩に御祝の餅を給ふ、とあるにて其大様を知るべし、なほ此日能樂の催しあり、諸大名以下よりは酒肴を献じて祝賀す、また一般の士人は、尊長または宿老、もしくは夫婦共健全にして子孫繁榮せる者を著袴親とし、吉方に向うて碁盤の上に立たしめ、左の足より之を穿たしむ、此時始めて双刀を帶す、俗に御祝指と稱し、多くは鋭利ならざるものを用ひたり（大名諸大名等は名刀を撰びて用ふ）それより產土神に參詣し、歸路親屬等を訪ひ、又婆を其家に設け、招欵するの例なりき、袴は貴賤共に麻上下を用ひたり、而して碁盤の上に立たしむることは、深曾木（フカソギ）（髮着）の條に述べたり、なほ基量卿延寶七年正月六日の條に、碁荒着袴のことを述べて、碁盤の上に立たしめしこと見えたれば、當時堂上家にても此風ありしこと明なり（地類沿革）起原詳ならざれども、西宮記に「延長二年八月廿九日於弘徽殿、親王着袴」とあり、また同書引吏部王記に「天曆四年十月承子内親王初服、袴、主上御二飛香舍一、結袴腰」と見えたれば、平安朝時代の中頃より慶く行はるゝ事となりしなるべし、而して其年齡は室町時代に至るまで、公武共に一定せず、多くは三歲より五六歲までの間に行ひしも、稀に八九歲又は十二歲に及べるもあり、又其時日も適宜に吉日を撰びたれば區々たりしが、江戸時代に至り、通常十一月吉日を用ひたれども、正月の吉日を選びたるもあり、年齡は男子五歲、女子七歲の時之を行ひたり、而して此式は古來より貴族の間に限られしが如く、一般に行はるゝことゝなりしは、恐らくは江戸時代よりなるべし、女子の着袴もまた之と同じく平人には此事なし、且つ武家時代以後は、諸書に散見する所極めて少きを見れば、男子の如く盛んに行はれざりしものならん、江戸時代には公家大名等の息女に、之を行ひしことありといへり（西宮記、吾妻鏡、玉葉、玉葉、若君儀御記錄、德川實紀、幕朝年中行事自歎合、女重寶記、千代鏡、貞丈雜記、古事類苑禮式部）

ハカリ　權衡（秤、稱）　（名義）物の輕重を量る具、ハカルといふ動詞の轉じて名詞となりたるなり（地類沿革）崇峻天皇の時、上毛野久比が吳國より齎したる奚權を、天皇知し召さずして郭れ問ひ給ひしことあるを以て考ふれば、當時權の未だなかりしを知るべし、其後舒明天皇の代に、斤兩を定むる事あれども、其制明らかならず、文武天皇の大寶令の制に至り、斤兩に大小の兩種ありて、銀銅等を量るにのみ大を用ひ、餘は皆小を用ひしめ、官私共に、大藏省及び國司の臘印を請くる事、度量の二器に同じ、夢で和銅六年四月、權衡を天下諸國に頒行ぜり、然るに延曆年間に至り、大小の用法及び其器の製作も漸く濫れて、臘印を請くる事も行はれざりしかば、勅して令制に從ふべき事を令せられき、而して延喜式の制は、湯藥を調合するにのみ小を用ひ、餘は皆大を用ひしむ、これ蓋し和銅六年の改制の時に定めしならんとの説あり、又延久年間に宣旨秤を造られしも、其製明ならず、されど諸集類抄に記せる所、令式と異らざるを見れば、恐らくは新制を設けられしにはあらざるべし、鎌倉時代より桃山時代に係けては、權衡の制令、文書に見ゆるもの稀なり、蓋し其制古今異なる處なきを以て之に及ばざるのみ、なほ室町時代には、秤座に類するものなかりしとの説もあれど、二條玉屋町御秤屋天下一ちく後」と刻したる古秤あり、二條玉屋町は京都の地名にして、御秤屋とあるは、官允を得たる故なるのみならず、三貨圖彙に「神の家は、本國は勢州にて、京室町家に仕官し、秤座免許ぜられ、夫より代々京都住也」と見え、國花萬葉記に「神善四郎（二條玉屋町）」と見えたるによれば、上に擧げらるゝ後の古秤は神氏のものなるべく、從うて當時より秤の製造を管と居たりしを知るべし、夢で天正年間德川家康の關東に入部するや、甲斐

武田氏の秤子たりし守隨兵三郎といへる者、井伊直政に就き、關八州の權衡を掌らんことを請ひて之を許され、慶長年中、神善四郎また家康より京秤座の免許を蒙る、かくして江戸時代には守隨、神の二氏にて權衡を掌ることゝなり、神氏は京秤座、守隨氏は江戸秤座たりしが、承應二年閏六月更に兩氏の分轄を定め、守隨氏の秤は東三十三ヶ國、神氏の秤は西三十三ヶ國をなして用ひしめたり、なほ此時古秤の正しからざるものは沒收し、正しきものは秤座をして烙印せしめき、而して秤座は只に其製造のみを掌るのみならず、其僞濫を防ぐが爲めに、檢定することをも委任せられたれば、時々人を派してこれを調査檢閲したり、また破損修繕等のことも、各自自由に爲すことを得ず、一切秤座の手を煩はすの制なりき、また之を僞造せるものは、引廻の上獄門、貫目に僞なきは中追放に處したり【器具】秤は、權、格、皿(又は鈎)の三部分より成る、權はハカリノオモリと訓じ、單にオモリともいへり、錘の字をも用ふ、貫によりてまた分銅とも法馬とも稱す、秤量すべき品物の目方に對する重しとなすものなり、鐵、銅、銀等にて造る、格は横木にして棹ともいふ、木材を用ひ、これに目方を盛り、中心を取る爲めに緒を付したり、取緒と稱す、皿は卽ち品物を載するの具にして殊に大なるものは鈎を用ひてこれに引き懸けたり、而して秤の形は令に載する所のもの詳かならず、職人歌合に見えたるものは全く後世の者と同じ【種類】盤秤、合秤、黑銀秤(角銀秤、繧銀秤)大直小秤、長盤直秤、小盤直秤、十匁掛秤、小直秤、小直目無秤、二分掛秤、大皿秤、中血秤、小血秤、綿秤(大引通秤、小引通秤)三十二貫秤、二十六貫秤、十六貫秤、十貫秤、六貫秤、三貫五百目秤、二貫秤、一貫六百目秤、一貫秤、中直秤、二重秤、

入子秤等あり【目方】令制は、銖(百黍の重)小兩(二十四銖)大兩(小兩の三倍「ダイリヤウ」參看)斤(大小共に十六兩の重)鈎(緜十六兩の重)屯(綿二斤の重)等あり、延喜式及び續紀所見の制は、右の外に分(一兩の四分一、卽ち六銖の重、壒嚢抄に四銖を一分とすとあるは據る所を知らず)延(三斤五兩)等あり、卽ち令制は銖兩斤とし、式制は銖分兩斤となしたるなり、式の制傳へて後世に至りしが、小兩の稱傳はらざりしは、其用廣からざりしが爲めなるべし、而して室町時代に至り文目の稱あり、文目は本と錢一文の重さ、衡の目に當るをいふ、唐の開元錢卽ち其重量なり、匁は錢と同じ、文目なり、蓋し銖絫等の名廢れて此稱あり、然れども何時に起るかを詳かにせず、按ずるに古來錢に幾文の稱あり、衡の幾目の名あるを合せ考ふるに、或は鎌倉時代より既にこれありしならんか、なほ金銀共四錢五分を以て一兩とする事、文明年間頃京都の大法なりしといへば、これ蓋し室町幕府の定めなるべし、また此頃より安土桃山時代にかけて京目田舍目の名あり、詳らかならざれども、京目といへるは、或は右に擧げたる四錢五分を以て一兩と爲せるものならんか、江戸時代には、匁を以て單位と爲せども、物に隨うて稱呼を異にす、これを大別して貫斤兩の三と爲すべし、卽ち、貫は千匁を一貫、兩は黃金は四匁八分、銀子は四匁三分、其他は四匁を一兩となせども、また五匁を一兩と爲すものもあり、斤は普通百六十匁を一斤となす(「キン」參看)而して貫斤兩は、共にそれ以上の特稱なく、只數量を冠して百千萬貫、又は斤兩といひ、匁以下は分釐毛糸等と稱す(書言字考節用集、甲斐國志、地方新朝、經濟錄、三貨圖彙、三河後風土記、古今要覽稿、德川禁令考、大日本租稅志、古事類苑稱量部)

ハギ　萩　襲の色目の名、胡曹抄、女官飾抄には、表は蘇芳にて裏は青なりといひ、藻鹽草には、表は青にて裏濃萠黃なりとも、薄色なりともいひ、雁衣抄には、裏は萠黃なりともいへり、秋之を著用す、

ハギジヤウ　萩城　【所在】長門國阿武郡萩町の西北指月山麓【起原】慶長九年四月、毛利輝元廣島より轉じて之に居城す、爾後三百六十年間毛利氏の居城たり、文久三年敬親山口に(「ヤマグチ」參看)治所を移す、明治維新の際城塞廢毀す、明治九年十月、前原一誠時政を憤り、黨與を城中明倫館に集め兵を擧げんことを謀る、時の縣令關口隆吉、兵二中隊を以て萩に迫り一誠を走らす、餘黨尙ほ之に據りて抗す、官兵海陸より攻擊して明倫館を焚き遂に之を平ぐ、之を世に萩亂と稱す(八江萩名所圖畫、明治政覽、明治歷史)

ハギダチ　佩　常用の太刀をいふ、貞丈雜記に「太刀に中中太刀、大太刀、長太刀(野太刀の事なり)などははかぬ太刀なり、それに紛れぬ爲に、はき太刀と云なり(常にはたゞ太刀とばかりいふべし)佩太刀の長さは、人の大小によりて腕の長短あり、腕の長短相應に太刀の長短あるべし、短き腕にては、長き太刀はぬく事ならず、自由にぬかるゝ位の長さを以て、自身の佩太刀の定尺とすべし、至極長きは三尺に限り、それより内二尺、又は二尺幾寸、是れ佩太刀の長さのほどらひなり」と見えたり、

ハギノタテアヲ　萩經青　襲の色目の名、表は經青、緯蘇芳の織色にて、裏の青なるをいふ(女官飾抄、胡曹抄)

ハギノト　萩戸　淸涼殿の北の間の名、「セイリヤウデン」を見よ、

ハギハラウヂ　萩原氏　卜部兼熙の十世兼

治の二男兼從、慶長十三年從五位下に叙し、豐國大明神の社務となり、萩原氏と號す、其子員從、後西院天皇に伺候し、藤原を稱すべしとの仰を蒙る、其孫兼武、正德元年、本姓卜部氏に復し藤原となる、爾來子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖、諸家知譜拙記、華族諸家傳)

○兼從—員從—兼澄—兼武—員領(元兼領)—員幹(元兼幹)—從言—員維(タダ)—員光(カズミツ)—員種(フサ)

ハギハラノヰン　萩原院　花園天皇(ハナゾノテンワウ)を見よ、

バキン　馬琴　瀧澤馬琴(タキザハバキン)を見よ、

ハギヤキ　萩燒　【名義】長門國阿武郡萩に於て製出する陶器【起原沿革】其創始を詳かにせず、永正の頃より茶器を製すと云ふ、慶長三年に至り朝鮮人李敬此地に歸化し、名を高麗左衞門と更め陶器を製す、其品高麗の韋登と稱するものに倣ふ、其質緻密ならず、釉色は淡薄なる白黃なり、當時點茶盛んに行はれ世人之を貴重す、茶碗多く、香盒花瓶灩盆之に次ぐ、其茶碗に割高臺と唱ふるものあり、臺輪に一處又は二三處缺くる所あるを以て云ふ、又缺處の無き者あり、世人通じて之を古萩と云ふ、是より後(寬文の頃)同國松本に於て更に一種の陶器を製す、是を松本燒といふ(工藝志料、古今陶甆攷)

バク　馬具　馬に乘り、または馬を飾裝する時に用ふる器具をいふ、卽ち馬背に置きて人體を安置する等の具を鞍(「クラ」參看)といふ、鞍の底に韉あり、シタグラといふ、韉の表に鞍褥(「クラシキ」參看)又鐙(「アブミ」參看)あり、鞍の左右にありて、脚を受くるものなり、鐙を貫きて鞍に連ぬるを力革と

いひ、鐙の左右に垂れて、鐙の内にあるを障泥(「アフリ」參看)といふ、なほ馬の口に銜ましめて之を仰勒するものを轡(「クツハ」參看)といひ、廊布を以て造り、轡に連れて馬を控引するものをクツハヅラといふ、後世に稱する所の手綱なり、而して馬の體を籠ちて、之を驅るものを鞭とす、乘馬に三掛を用ふ、鞦(「シリガイ」參看)は馬背の末にあり、當胸(ムナガキ)は馬胸にあり、當面(オモガイ)は馬首にあり、皆馬を絆ふものなり、又腹帶あり、馬腹を緊縮し、及び鞍を馬背に縛するものなり、又差繩あり、馬を牽くに供す、飾馬の具は、大に尋常の具に異る、鞍は唐鞍を用ひ、銀面あり、杏葉あり、雲珠あり、銀面は銀にて造り、之を馬の額に施す、杏葉は三掛に施すものにして各々數枚あり、雲珠は鞦の左右に交結する所に著く、皆美を以て主とするものなり(「カザリウマ」參看)而して軍馬には特に馬甲を被らしむる事あり(古事類苑兵事部)

ハクイン　白隱　【名號】名は慧鶴、鵠林と號す、明和六年神機獨妙禪師、明治十七年正宗國師と勅諡せらる【系統】俗姓杉山氏【事蹟】駿河國駿東郡原驛に生る、十五歳にして單嶺傳和尙に就いて得度し、沼津大聖寺息道に侍す、尋で美濃に遊び、瑞雲寺馬翁に參し、居ること一年、去りて南禪、萬休、大巧等に歷參し、尋で備後に到り、福山の正壽寺に掛錫したりしが、未だ幾ならずして東上す、途次越後に入り、高田英巖寺性徹に參す、會々慧端禪師の門人宗格、白隱を携へて信濃に赴き、慧端に見えしむ、商量數番、はじめて明眼の宗師を得たるを喜び、錫を正受庵に掛け、晨昏參叩、遂に臨濟宗の正宗を明め、關山下の法燈を續ぐ、時に年廿九、爾後また東西に雲遊して益々精彩を著け、享保元年同門の請に應じて

松蔭寺に住し、盛んに宗風を振ふ、百廢爲めに一時に興り、蔚然として東海の法窟となる、明年京都に入り、始めて妙心寺第一座に轉ず、四方の學徒爭ひ來りて掛錫し道譽遐邇に振ふ、これより隨緣應化、四方に奔走して半日の閑ある事なし、寶曆八年歸依の道俗龍澤寺を創め、請じて開山第一祖と爲す、明和の始め、大應錄を唱評するや、四來の徒預り聽くもの七百餘員の多きに達し、門弟の盛んなる古來多く聞かざる所とす、五年十二月松蔭寺に寂す、年八十四【著書】荊叢毒蘂、槐安國語、夜船閑話、息耕錄開筵普說、寒林貽寶、闡提記聞、宗鑑貽照、假名法語(年譜、日本佛教史綱)

バクエキ　博奕　賭博(バクチ)を見よ、

ハクチ　白雉　「ビヤクチ」を見よ、

バクチ　賭博(博打、博奕)　【名稱】財物を賭して勝敗を爭ふ戲をいふ、バクウチの略なり、バクウチは博を打つ人の稱なりしが、後に轉じて戲の名となれり、また博奕といひ、奕の吳音ヤクなるより、音便にてバクヤウともいへり【起原沿革】王朝時代には、錢財を賭し輸贏を爭ふものを槪言したるが如し、而して此戲の國史に見えしは、天武天皇の十四年、大安殿に御し、王卿をして博戲せしめ、御衣、袴、獸皮等を賜ひしを始めとす、されど其方法は明ならず、また之を禁ぜしは、持統天皇三年に、雙六を禁斷したるを始めとす、文武天皇の時、大寶律令を定むるに及び、嚴に制を立てゝ禁止したり、令義解に「謂博戲者、雙六樗蒲之屬」とあれば、當時行はれたるは雙六樗蒲等が重なるものなりしを知るべし、樗蒲は骰子なり、一名九采とも稱し、カリまたはカリウチとも訓ず、九采とは其目が九變するよりの名なるべし、なほ萬葉集に折木四、切木四などをカリと讀ませたるをおも

へば、四隅を用ひて博戯ぜるものならん、此外なほ、攤、意錢、七半等のことありき、以來屢々制禁ありしが、其間自ら弛緩なきにあらず、且つ博奕の種類により、賭物の品類に從ひては、必ずしもこれを禁ぜず、公卿も公然これを翫びし事あり、鎌倉時代には、以上の外四一半、目勝等の名あり、目勝は幕府にても營中にて行ひしこと史に見えたれど、後に之を禁じ、士たるもの之を犯したる時は、所職を召上げ、所帶ある者はこれを奪ひ、下賤の者は、指を截り、家を毀ち、流罪に處したり、室町時代より桃山時代にかけては、其制漸く弛み、咎ど其禁なきが如し、されど諸大名中心ある者は、領内に令して堅く禁じたりき、江戸時代には塞を簡に入れて振り出し、其目によりて勝敗を定むると主として流行し、屢れてカルタも盛んに行はれたり、又取退無盡、三笠附とは其罪博奕と同じ、此外宮、棒引紋附等の博奕類似のものあり、一時流行を極めたれども、後皆禁ぜられたりきなほ賭的は、武藝に屬して、從前は禁ぜざる所なれど、此時の方法は大に賭博に類するを以て屢々之を禁ぜり、而して此時代博奕を行ひたる者は、笥取及び宿の者は、重罪として遠島に處し、其家主、宿の兩隣、五人組等皆連座するの定めなりき、なほまた當時之を專業と爲すものあり、所謂博徒とも、長脇差とも、男達とも稱する輩皆然らざるはなし、而して其元締を爲すものを元締と名づけ、尤も勢力あり、多數の乾分を有して縄張を爭ひ、爲めに大爭闘を生じたること、普れく人の知る處なり、維新後もなほ此遺風を存す 類聚 雙六（所謂盤雙六なり（「スゴロク」參看）樗蒲、七半、四一半、目勝（此三つは塞を用ふると明かなれど、雙六より變じたるものなると明かなれど、方法は詳ならず）笥筒博奕、手目博奕（此二つは共に筒に塞を入れて振り出すなり）カルタ（種々あれども、花骨牌尤も普れく行はれたり）三笠附（俳句の一種、前句附、冠附といふも同じ（「ミカサヅケ」參看）取退無盡（「トリシン」參看）富籤（「トミクジ」參看）博引紋付（一紙に俳優の紋所四十餘書き、賭者をして其上に點にて博形數箇を畫かしめ、一箇に就きて錢四文を出さしむ、而して其圖に中りたる時は、其醵金の數に應じて賞金を與ふ）長半（又重半ともいふ）其他なほ多し、今省略に從ふ（嬉遊笑覽、古事類苑法律部）

ハクチヤウ　白張　名義　白の布子張の狩衣を云ふ、又白丁とも書す 類聚雜 狩衣と同じ（カリギヌ（シサウゾク）を見よ、主に仕丁などこれを著用するものなり、親王大臣家の仕丁は退紅、公達家の仕丁は黄檀の御直衣を用ふること、小納言參議（「トミカサヴケ」參看）以上は青色（又重色ともいふ）其他なほ多し、今省略に從ふ（嬉遊笑覽、古事類苑法律部）

ハクチヤウ　白張（白丁）　傘持、沓持、日取（シラハリ）等の仕丁を云ふ、白布（白張にしたる綿布）狩衣を著る故に名づく、如木と云ふも同し、服制の條の插繪參看（貞丈雜記）

ハクノオンサウゾク　帛御裝束　天皇神事の御裝束、即ち白地無紋の御袍（冠も帶も共に無紋）を著け給へる令を云ふ、夏は生、冬は裏表白き練の平絹なり、衣服令制服の條に「凡服色白黄丹」とあり集解に「穴云、帛衣白色（青色黄赤）爲二天皇服一也」と見えたれば、帛御衣は上古より天皇の齋御し給ふ服なりしが、嵯峨天皇、弘仁十年正月詔して、大小神事は帛御衣、其外諸節會には黄櫨の御袍を用ふること、定め給ひしより、神事の服となれり（日本記略、禁祕抄、裝束圖式、裝束集成）

ハクノゴハウ　帛御袍　帛御裝束（ハクノオンサウゾク）を見よ、

ハクバノセチヱ　白馬節會　「アチウマノセチヱ」と訓す、同條を見よ、

バクフ　幕府　（一）近衞府の唐名、後には近衞大將の家を云ひ、轉じて其人を云へり、三長記建久六年八月廿九日の條に「申刻許、參二幕府一、被レ講二兩籠詩一」とあるは、三長記の著者長兼が、左大將藤原良經の第に參りたるにて、即ち大將家を云へる例なり、また九日の條に「參二大將殿一、有二重御作文一云々、幕府御風情拔群云々」とあるは、右大將良經を云へるなり（二）將軍の唐名、史記索隱に「古者出征爲二將帥一、軍還則罷、理無二常處一、以二幕府一爲二府署一、故曰二幕府一」とあるより出づ○源頼朝鎌倉幕府を開くこと、世多く建久三年征夷大將軍たるの時を以てすれども、建久元年十一月上洛して大納言兼右大將となりし時を以て、幕府と稱するを至當とす、當時の慣例にて、幕府幕下と稱するは、近衞大將にして、近衞大將となれば、政所、侍所、藏人所以下の役所を置き、家司を任補するは、即ち政所、侍所、問注所等、一の政府を造らんが爲めなりしなり、故を以て（一旦大納言大將を辭したれども京都より歸りて、明年正月大將政始を行ひ、政所、侍所、問注所を置き、別當寄人以下を任じ、更に奉行人、京都守護、九州奉行等を任補し、命令も前右大將家政所より下知したるを以て知るべし、然れども天下を鎭するは、征夷の任尤も名實相叶ふを以て、頼朝之を望みて止まず、遂に建久三年七月に至りて征夷大將軍となれり、これより頼家實朝以下代々皆征夷大將軍となり、足利氏（室町幕府）德川氏（江戸幕府）

ハクホウ　白鳳　「ビヤクホウ」を見よ、

ハクリク　博陸　攝政（セッショウ）を見よ、

ハグリノコホリ　葉栗郡　所在　美濃國　起源　天正の末、尾張國葉栗郡の、木曾川西北の地を割て、美濃の國に屬せしめしより起る 沿革 美濃明細記葉栗に作り、後ち改めて、羽栗となす、古圖以後之に仍る、明治廿九年中島郡と合併して羽島郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ハグリノコホリ　葉栗郡　所在　尾張國　起源　稱德天皇紀、神護景雲三年九月の條に見えたり、風土記羽栗に作る、和名抄に葉栗、河沼、大毛、村國、若栗等の鄕あり、中世上門眞庄ありて、其地廣く全郡に及ぶ、後ち羽栗に作り、元祿帳又羽栗に改め、以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ハグロ　齒黑　鐵漿（カネ）を見よ、

ハコイタ　羽子板　名義　正月子女が羽子をつく板をいふ、羽子は椋の實に、羽根をつけたり、また胡鬼板ともいふ（羽子を胡鬼子ともいふ）并に羽子木板の略なり 起源 沿革 下學集に「羽子板（正月用レ之）」と見えて、ハゴイタ、ヨキイタと兩訓を施し、壒嚢抄にも羽子板の名を載せたり、下學集は文安元年、壒嚢抄は同三年の撰なれば、當時既に流行したる事をしるべし、また林逸節用集に「羽子板、胡木板（一子）」と見え、年中定例記正月十一日御對面の次第云々の條に「又今日比丘尼御所之御參（中略）御所（〳〵御みやげは、こきいた、こきの云々」などあり、按ずるに、世諺問答に「これはをきなきものゝ蚊にくはれぬまじなひなり、秋のはじめに蜻蛉といふ虫出きては、蚊をとりくふ物なり、こぎのこといふは、木蓮子などを、蜻蛉がしらにして、ほねをつけたり、これを板にてつきあぐれば、おつる時、とんぼうがへりのやうなり、さて蚊をおそれしめん爲めに、こきのことてつき侍るなり」と見ゆ、此說もし眞なりとせば、最初は夏より秋にかけて用ひしもの、いつしか變じて正月の遊戯となりたるならん、江戸時代に入りては盆々盛んに行はれ、今日なほ好んで婦女子の間に用ひらる、而して古への羽子板は、極めて粗雜なる繪畫を描きたるに過ぎざりしが、西鶴の胸算用に江戸の事をいひて「正月のけしき京羽子板、玉ぶり〳〵に、細工に金銀をちりばめ云々」とあれば、元祿頃には漸く華美に赴きしなるべし、押繪は、寛政文化の際より行はれたりといへり（骨董集、續遊笑覽）

ハコザキノミヤ　宮崎宮　所在　筑前國糟屋郡宮崎○八幡神の別宮にして、八幡大菩薩宮崎宮とも稱す、現今官幣大社 然據 應神天皇、相殿に仲哀天皇、神功皇后を合祀す 然據 延長元年八幡宮の若宮神の神託に因りて創建す、延喜の制、名神大社に列らしむ、凡神社、北大海に臨みて西域に向ふは、蓋し神慮なりといへり、降りて文治三年八月、源頼朝轉屋西郷を大宮司親重に與ふ、文永十一年十月、蒙古來侵の時、災に罹る、弘安三年九月また火災あり、其後永享六年六月又炎上す、時に世亂れて興立する人なく、假殿に遷座せしが、大内持世、文正元年三月造營の事を始め、五年を經て成り遷宮す、本社、拜殿、廻廊、樓門、四門等、形の如く造營ぜり、享祿年中又炎上せしを、天文年中大内義隆、本社を建立す、然れども遷宮の儀式古來より定例ありて、其費用多かりければ、未だ遷宮なくして假殿に在りしが、天正十五年豐臣秀吉遷宮の式を行ふ、慶長五年黒田長政入國後、社領五百石を寄せ、同十四年八月、舞樂、幷に石鳥居等を建立す、其後屢々修復造營あり、嘉永六年以後八年間朝廷より擴喪の御祈あり、凡經祀は、毎年正月三日玉取祭、五月騎射、八月十五日、放生會、流鏑馬等を行ふ、明治十八年官幣中社に列し、大正三年大社に昇格（官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

ハコスエモノツカサ　筥陶司　職員令　官内者の被管、筥、陶器等の製造を管す、全く飲食の器具のみに係れり 職員令 正一人從六位上、佾一人正八位下、令史一人少初位上、使部六人、直丁一人、筥戸百九十七戸 職員令 古記 文武天皇大寶元年に創置し、平城天皇大同三年、大膳職に併置す（令義解、令集解、類聚三代格）

ハコリ　箱訴　名義　江戸時代に於て、庶民が評定所の目安箱に投書して、將軍に直訴するをいふ 職員令 古記 八代將軍德川吉宗の時、享保六年閏七月始めてこれを設く 職員令 目安箱は毎月二日、十一日、二十一日の三日、評定所の前に出し置き（此三日は評定所の寄合日にして、式日また大寄合と稱し、老中、寺社、町、勘定の三奉行、大目付、目付等出席して評定あり、なほ立合、内寄合と稱するもあれど、老中は出席せざりき）庶人に限り（一）政治に關する意見（二）官吏の私曲（三）訴訟の滯留（但し此場合には、直訴すべきよしを、奉行所に斷はるを要す）等に就き、訴へんとすることあらば、訴狀を認め、姓名住所を明記して箱中に投ぜしむ、但匿名にして投じ、又は人を陷いれんが爲めの造言は嚴禁し、犯す者は罰あり、而してもし箱中に訴狀ありと認むる時は、徒目付これを受取りて目付に出し、目付はこれを側衆に出し、側衆より將軍に呈す、錦は將軍の左右に藏するを以て、箱の鍵も將軍自ら開きて狀を檢し、又は側衆をして讀ましめ、これを取捨するの例なりき、目安箱（メヤスバコ）訴訟（ソショウ）參看（享保集成絲綸錄、科條類典、憲敎類典、德川實紀、續德川實紀、江戸會誌）

ハコダテセンサウ　函館戰爭　明治元年

（慶應四年）幕府既に恭順の意を表し、官軍の江戸城を收むるや、幕士中の主戰論者たる海軍の副總裁榎本武揚等憤懣に堪へず、八月十九日開陽、回天、蟠龍、神速、千代田形（以上蒸船）咸臨、三嘉保（帆前船）長鯨（運送船）の八艦を率ゐて品海を脫し、書を留めて時政を誹議し、東北に走る、朝廷天下に令して糧食を與ふるを禁じ、且つ之を同盟各國に報ず、榎本等途に颶風に逢うて、三嘉保咸臨の二艦を失ひ、他は皆東走して陸前國寒風澤に泊す、時に九月、會津已に陷り、奥羽諸藩亦皆歸順す、獨り大鳥圭助等帥ゆる所の兵來り投す、拔に於て榎本等は、書を平潟口官軍總督四條隆謌に贈り、北地渡航蝦夷開拓の意見を陳じ、錨を拔いて去り、十月南蝦夷鷲木港に入る、時に函館府知事清水谷公考、龜田の五稜廓に在り、兵を潰はして之を防ぐ、東軍遂戰之を破り、五稜廓に海陸郭に據り、永井尚志を推して函館奉行となし、錢穀を散じて庶民を賑はす、警報東京に達す、總督府乃ち官軍の出羽に在る者を遣はし、赴き討たしむ、公考之が總督たり、師青森に至る、而して時既に嚴冬、風濤積雪に阻まれ留まりて發せず、東軍使を松前藩に遣はし、降服を勸む、城主松前徳廣之に應ぜず、東軍卽ち進んで城に薄り、遂に之を陷れ、更に進んで館ノ新營及び江刺を攻む、會々風濤大に起り、開陽先づ坐礁し、回天、神速の二艦亦激浪の爲めに傷く、東軍爲めに力を裘ふ、榎本等兵を携へて上陸し、先づ小砂子稻倉石の二塞を拔き、徑ちに館ノ新營に逼まる、官軍力戰遂に支へず、徳廣能石に遁る、東軍進んで江刺を徒す、徳廣終に津輕に走る、是に於て東軍五稜廓を以て本營と爲し、松前、江刺、函館に分營を置き、蝦夷の地を管し、又函館在留の各國公使、及び英佛の二艦長を召見して、港内の事務を裁決することを告げ、更に一書を裁して蝦夷の地を開拓し、永く北門の干城たらんことを政府に請ふ、朝議答へず、二年三月官軍大擧して函館に向ひ、海陸並び進む、甲鐵以下八艦先づ發し、南部の宮古港に入る、東軍の將荒井郁之助甲鐵を奪はんと欲し、伴り郤いて甲鐵等諸艦を誘ふ、官軍覺らず、之を逐うて深く港内に入る、忽ちにして敵丸雨注、官軍大に苦戰し、遂に志を遂げずして退く、是に於て官軍更に二艦を以て、函館の背を擣き、別に兵を派して寒川に伏す、而して甲鐵以下三艦は港の正面より逼まり、三方並び進んで東軍の艦長松岡磐吉能く戰ふ、激戰數次、東軍悉く其艦を失ひ、官軍の朝陽亦た轟沈せらる、官軍捷に乘じて進擊し、敵將土方歲三を斃す、東軍大に混亂す、官軍遂に進んで五稜廓に薄まる、東軍の將永井尚志辨天臺に在り、力屈して降を請ふ、大鳥圭助又千代岡を捨てゝ五稜廓に入る、主將榎本武揚等、意必死を期す、既にして城中の士氣已に沮喪し、逃亡する者相踵ぐ、榎本、大鳥、荒井等、事の爲すべからざるを知り、共に自ら刑に就き、餘衆な宥めんことを請ひ出でゝ降る、官軍乃ち大砲三十餘門、小銃千六百挺、米五百俵を收む、城兵前後出で降る者一千餘人、六月室蘭に據れる東軍の將澤眞臣亦降り、北海始めて治平に歸す（北州新話、明治歷史）

ハコダテブギャウ　箱館奉行　江戸幕府の職名、蝦夷箱館に駐在し、蝦夷全體を管轄し、邊防を修むる事を掌る、老中の支配、役金二千石、役料千五百石、在勤中の手當七百兩、芙蓉間詰とす、慶應三年九月足高役料を廢するに及び、改めて役金四千兩（奉行並は二千兩）を給したり（北記）箱館奉行支配組頭（三百俵高、後に百五十俵高、役料三百俵、役金百二十兩、燒火間詰、同支配調役（百五十俵高、十人扶持、役金九十兩）同調役並（百俵高、七人扶持、役金七十兩、後に六十兩）與力、同心等ありとなし、勘定奉行石川忠房、同目付羽太正養等をして、正養及び戸田安倫を補す、五月箱館奉行を改め、尋で七月東蝦夷地を永代收公して幕領となし、文化四年三月、更に西蝦夷地を松前氏より收むるに及び、蝦夷全體を管轄する事となりたり、此年十月また松前奉行と改む、官衙もと龜田に在りしが、此時松前に移す、文政四年奉行を廢し、蝦夷地を擧げて松前氏に還付したりしも、安政三年米國と條約を訂結したるの結果、六月再び箱館附近を收めて公領とし、また箱館奉行を置き松前を治所となしたりしが、二年三月更に東西蝦夷及び諸島を收め、奉行をして之を管せしめ、元治元年、衙を五稜廓に移せり（續徳川實紀、休明公記、松前家記、吏徴、武鑑、諸御

（院王財金）

役代々記、北海道志）

ハコネジンジヤ　箱根神社　所在　相模國足柄下郡（今足柄郡）元箱根村〇一に箱根權現とも、箱根二社權現社とも又權現堂とも云ふ（式神名帳）瓊々杵尊、彦火々出見尊、木花開耶姫尊の三座と、本地佛釋迦彌陀の二像とを安置す（今は佛像を除く）（地理）（沿革）天平寶字元年、滿願上人靈夢によりて勸請する所と云ふ、日工集に、神功皇后の時、武内大臣創むると云へるは信じ難し、緣起によれば、延曆の中頃迄、阪上田村麿が蝦夷征伐の時に當社に參詣し、弘仁八年十月、嵯峨天皇の勅により駿豆相三州の内を社領に寄せ、鳥羽上皇相模酒匂郷を寄せしとあり、大江公資國守たりし時、百首和歌を兩度奉納す、治承四年十月、源頼朝兵を起し、相模に入るや、當郡早川莊をも厚く、走湯權現と共に二所と稱し、將軍常に參詣ありたりしこと、吾妻鏡に見えたり、安貞二年十月、回祿の災に罹り、社頭僧坊悉く燒亡す、當社鎭座以來同之を陳謝せり、十二月に至り社殿を再造す、室町時代に至り、嘗領足利氏の崇敬衰へざりき、北條早雲當國を領する後、永正十六年四月、永樂四千四百六十五貫六百十四文の地を寄せたり、其の文書今に存す、大永三年六月、北條氏綱父早雲の志を繼ぎ、社頭僧坊等を新造す、天正十八年小田原陣の時、兵火に罹り、堂宇以下悉く烏有に歸せり、文祿三年二月德川家康社領二百石を寄せ、慶長十七年十一月社殿を再興す、寬文七年九月、元祿十年九月修造し、其後屢々修理を加へたり、もとは社殿僧坊頗る多く、壯麗を極めたりしが今や大に衰へ、僅に本殿拜殿等のみを存す〇祭禮は舊時、毎年六月十二日より十四日に至る〇別當を金剛王院と云ふ、古義眞言宗仁和寺末にして、箱根山東福寺と號す、開山は聖占仙人（孝靈天皇頃の人）なりと云へど信じ難し、四世滿願上人再興すと云ふ、十九世行賢の父は、源爲義同義朝に好あり、頼朝伊豆に流されし後に、頼朝に忠節を盡したり、此より別當尤も隆盛を致せり、今大に廢頽せり〇寶物、社殿には、緣太刀、赤木短刀、文書等頗る多し（新編相模國風土記稿、函山誌）

ハコネノセキ　箱根關　下那（今足柄那）箱根町の東方に舊址あり、石垣存す（起原沿革）始め詳かならず、吾妻鏡承久三年五月十五日の條に「固關足柄箱根兩方道路」と見えたり、其場所は固より明かならずと雖も、此頃既に關のありしことを知るべし、康曆二年六月、箱根盧川宿の邊に關を置き、其征錢を鎌倉圓覺寺修理料に充てし事、圓覺寺文書に見えたり、盧川宿は後の關所の所にして、元箱根の邊なりと云ふ、箱根社傳によれば、箱根の古關は横大門鳥居の邊に在りしが、後ち箱根町の東方に移されしなりとあり、疑ふべきに似たり、應永十三年六月の圓覺寺文書には、箱根山中水飲關所の事見えたり、永飲は伊豆君澤郡山中村に屬し、天正十七年秀吉山中城を築きし時に、關址を城郭内に入れしと云ふ、江戸時代に至りては、元和四年新關を置き、小田原城主をして預り警衛せしむ、後ち世々小田原城主の警衛となる、維新の際に至りて亡ぶ、此の地は東海道の要衝にして、諸人大に察尤も嚴重にして、尤も重要視せられ、檢馬、乘物等自身の跡に持たするを跡箱と稱す、將軍家は栗色塗網代の挾箱四箇を供先へ持たせ、三家、前田、島津、伊達等は金紋先箱にして二つ持たす、卽ち對箱なり（金紋は挾箱の蓋の左右に、金にて大なる紋を描きたるをいふ、但前田家なるは割紋と稱す、中央に一箇を描く、箱の棒にて、紋所の正面の中央を覆ひ、恰も一箇の紋を二分せしが如く見ゆればなり、これより次第に行はれ、江戸時代には、公家武家共に必ずこれを持たすること、なれり、武家の制は、大抵槍を立てる格式の者より使用し、片箱、對箱、先箱、跡箱等の別あり、壹箇を片箱といひ、二箇並べ持するを對箱といひ、徒の先に持たするを先箱と稱し、馬、乘物等自身の跡に持たするを跡箱と稱す、將軍家は栗色塗網代の挾箱四箇を供先へ持たせ、三家、前田、島津、伊達等は金紋先箱にして二つ持たす、卽ち對箱なり（金紋は挾箱の蓋の左右に、金にて大なる紋を描きたるをいふ、但前田家なるは割紋と稱す、中央に一箇を描く、箱の棒にて、紋所の正面の中央を覆ひ、恰も一箇の紋を二分せしが如く見ゆればな

ハコヤノヤマ　筧姑射山　仙洞御所（セントウゴショ）を見よ、

ハサミバコ　挾箱　（起原沿革）貴族が外出の時、著換の衣類等を納れ置く箱ないふ、從者をして持たしむるなり、後世飛脚の起るに及び、また之を用ひ、文書等を納めたり、挿竹の名を襲ひしものなりといふ（起原沿革）もと挿竹といふものあり、二板をもて表裏等を覆ひ、竹に挾みて擔はしむること行はれしが、此事廢れて箱に納むること、なり、舊名を踏襲して挾箱と稱す、挾するに鎌倉時代には、將軍外出の時、衣服刀劍等を唐櫃に入れて從行したりしが、室町時代には長持を用ひたり、されど不便なるより、挿竹を參考して製出することゝなりしものならんか、而して何時に始まりしといふ事明かならず、老人雜話には、大阪の津田近江守始めて製すと見え、常山紀談には、織田信長の時より起るとあり、されど川角太閤記天正十四年岩石城攻の條に「御挿箱を御取寄被成、其ふた〳〵に金銀をきりみたし、ふたごとに移しかけ申候」とあれば、當時既に此具ありしこと明かなり、これより次第に行はれ、江戸時代には、公家武家共に必ずこれを持たすること、なれり、武家の制は、大抵槍を立てる格式の者より使用し、片箱、對箱、先箱、跡箱等の別あり、壹箇を片箱といひ、二箇並べ持するを對箱といひ、徒の先に持たするを先箱と稱し、馬、乘物等自身の跡に持たするを跡箱と稱す、將軍家は栗色塗網代の挾箱四箇を供先へ持たせ、三家、前田、島津、伊達等は金紋先箱にして二つ持たす、卽ち對箱なり（金紋は挾箱の蓋の左右に、金にて大なる紋を描きたるをいふ、但前田家なるは割紋と稱す、中央に一箇を描く、箱の棒にて、紋所の正面の中央を覆ひ、恰も一箇の紋を二分せしが如く見ゆればな

ハコブミ　筥文　筥の中に入れたる申文を云ふ、叙位の時に使用す、なほ申文（マウシブミ）叙位（ジヨヰ）の條を見よ（建武年中行事註解）

り)細川、鍋島、山內、上杉等は對の先箱にして、兩井伊は片箱を徒の先に持たす、なほ三家をはじめ先箱の者、更に乘物の跡に對箱を持たするあり、并に家々の格式に從ふ、七戶藩及び高家の橫瀨氏は跡箱にして金紋を付く、また國主、外樣、帝鑑間の諸大名は、挾箱の棒に太き組紐を結ぶ、これを化粧紐といふ、三家、喜連川、上杉等は色紫、其他は黑又は茶色を用ひたり、寄合の松下氏が、三千石にて黑の化粧紐を用ひたるは特例とす、なほ萬石以下にては、先道具以上の者は、對箱を持たせ、跡道具の者は片箱なりき、其他江戶城大奧女中等も、位高きものは挾箱を持たせたり(倭訓栞、四季草、德川盛世錄、皇典講究所講演「近世武家儀從」)

ハシ　波斯　天平八年七月入唐副使從五位上中臣朝臣名代等、唐人三名、波斯人一人を率ゐて拜朝し、尋で十一月に波斯人李密翳に位を授けしことあり、また江談抄には、波斯國の語を擧げたり、波斯國のこと、我史籍に見えたるは、僅に此二事に過ぎず、而して波斯國の地位に就き二說あり(一)はペルシヤとなすものにして、三宅米吉氏の說なり、同氏は、江談抄に擧げたる語は馬來語なることを、詳細なる比較研究によりて證し、且つ馬來語を波斯語と爲したるは支那人が大食人(卽アラビヤ人)より馬來語を傳聞して、誤稱せるものならんといひ、なほ大食人は波斯の故地に都し、波斯の海港より通商せしなれば、支那に於て、波斯人の名を繼續して、又波斯人とも呼びしならんと說かれたり(人類學會雜誌百六十九號)(二)はスマトラの東北岸ダイヤモンド岬に近きパセイとなすものにして、高桑駒吉氏の說なり、同氏は諸蕃志に「波斯國在ニ西南海上一、其人肌理甚黑、鬢髮皆蚪、以ニ青花布一纏レ身、以ニ兩金串一鈐レ手、無ニ城郭一、其王早朝、以ニ虎皮一蒙レ机疊レ足坐、群下膜拜而退、出則乘ニ軟兜一、或騎レ象、從者百餘人、執レ劍呵護、食ニ餅肉飯一、盛以ニ甆椀一、而啗レ之」とあるを、隋書、舊新唐書の波斯(ペルシヤ)傳と比較するに一も符合せず、然るに右に記す處の容貌は崑崙人に類似し、食事の風は、支那の史籍の南海の風俗を記するものと一致するの故を以て、これを南海諸國の中に求めパセイならんといへり、パセイは馬來年代記によれば、はじめて回敎に改宗せしサンドラ王マリク、アル、サリーの建設せし處にして、王は國を其子マリク、アル、タヒル及びマリク、アル、マンスルの二子に分與し、マリク、アル、タヒル王は、サントラに都せり、有名なる亞剌比亞の旅行家イラン、バツタ氏がサントラに至りし頃(西曆一三四六年頃にして、卽ち我光仁天皇の寶龜年間なり)其治世なりきといひ、其他の西籍にも多く散見し、パッセ、パセンなど記したるもあれど、パレンチン氏の著書には、パシと記したるは、波斯の字音に頗る近似せり(史學雜誌「江談抄に見えたる波斯國の位置に就いて」)暫く兩說を揭げて後考を俟つ、

ハジ　櫨　襲の色目の名、藻鹽草には、表黃、裏蘇黃、雁衣抄には、表赤、裏黃なりともいへり、

ハシカ　痲疹　名義 倭訓栞に「痲疹をいひ、麥の芒刺をいふ、共にいらく〱として苛酷なる義なり、下學集に、檢をよめるは、芒刺の意也、痲疹を㾮瘡ともいへり、羅浮子云、細粟如レ痲者、呼爲レ痲也、國史には、赤斑瘡とみゆ」といへり、俗に、疱瘡は容貌定め、痲疹は命定めといへり 起原沿革 欽明天皇十三年疫病流行し、敏達天皇十四年また流行し、瘡を發して死する者國內に盈つ、其瘡を患ふ者、身燒かれ、且つ打摧せらるゝが如しといへば、是れ痲疹なるが如しといへども詳かならず、日本紀略長德四年七月の條に「天下衆庶煩ニ疱瘡一、世謂ニ之稻目瘡一、又號ニ赤疱瘡一」と見えたり、榮花物語に「今年例のもがさにはあらで、いと赤きかさのこまかなるいできて、老たる若き、上下わかずこれをやみのゝじりて、やがていたづらになるたぐひもあるべし」とあり、大槪三四十年每に流行せるが如し(玉勝間)

ハシカクシ　階隱　寢殿造にて階の上にさし出したる廂を云ふ、階の雨にぬれざる爲めなり、三內口訣に「階隱は大臣に有レ之爲レ可レ中ニ行幸一也」とあれば、大臣家以上ならでは、設けざりしものなるべし、この階段を昇りたる所にて、廂の中央部を階隱間(階隱間)また日隱間とも云ふ、古今著聞集に「階隱の間に入れて、階にしりをかけ、しばし晴間をまたれける云々」と見えたり(家屋雜考、貞丈雜記)

ハシタイロ　半色　襲の色目の名、表は薄色の濃さに、裏の同色なるものをいふ(高倉家記)

ハシタモノ　半物　女官の中にて中位にあるものを云ふ、ハシタは半の意にて、身分の高からず、また極く賤しからざる女を云へるなり、中古以來皇后、中宮以下の家には召仕しものゝ如し、枕草子に「人の家につき〲しきもの、童女、はしたもの」殿曆康和五年十一月十五日の條に「齋院御方、半物三人裝束、自ニ內方一被レ進云々」など見えたるにて、其一斑を知るべし、

ハジトミ　半蔀　「シトミ」を見よ、

ハジトミノクルマ　半蔀車　牛車の一種、物見を半蔀にしたる網代車を云ふ、上皇、親王、攝關、大臣、大將等之を用ふ、又女房も乘る例あり、但し女房には物見簾を掛けざる例なりと云ふ、網代車(アジログルマ)牛車(ギッシャ)并に同條の挿繪を見るべし(桃花蘂葉、蛙抄、物具裝束抄、有職抄、輿車圖考)

ハジニホヒノヲドシ　櫨匂威　威の一種、鎧の袖草摺等の上の方を櫨色にし、次を黃色、其次を薄黃とし、末は白糸にて威せるを云ふ、「オドシ」參看、

ハジノヲドシ　黃櫨威　威の一種、黃色に赤みさしたる絲、卽ち黃櫨色の糸にて威したるを云ふ(軍用記)

ハジノユミ　櫨弓　弓(ユミ)を見よ、

ハシバウヂ　羽柴氏　豐臣氏(トヨトミウヂ)を見よ、

ハジベ　土師部　上古朝に仕へ、埴輪土器等を造るを職とせる部民を云ふ、又ハニシベとも訓む、垂仁天皇の代始めて土師部を定む、三十二年七月、皇后日葉酢媛命薨ずるや、殉死する者數十人、天皇之を憐み、野見宿禰をして、出雲の土部を召して、土を以て人馬及び種々の器物を造り、墓側に立てゝ人の代とし、殉死を禁じたり、天皇宿禰の功を稱して土部職に任じ、本姓を改めて土部臣とす、是より土部連等常に天皇の喪葬を主れり、大寶の令制定、陵司の中に土部十人を置きたり、義解に「土部十人、掌レ贊ニ相凶禮一」(謂、凶禮者送レ終之禮、)卽土師宿禰年位高進者、爲ニ大連一、其次爲ニ少連一、並紫衣刀劍、世執ニ凶儀一」と見えたり、天應元年六月土師宿禰古人、同道長等十五人奏上して、祖先は吉凶の祭事に預りしに、今は專ら凶儀に預る、願くは土師を改めて菅原と爲さんと、其請を許す、延曆十六年四月には勅して、吉禮に預らずして凶禮のみに預るは、垂仁天皇恩賞の意にあらずとし、土部宿禰の凶儀に預る事を禁じたり(古事記、古事記傳、書紀、續紀、三代格)

ハシモトウヂ　橋本氏　姓は藤原、閑院家の一族、西園寺公相の四男實俊を祖とす、實俊參議正三位に至り、曆應四年二月薨ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる(家譜、知譜拙記)

○實俊―季經―實澄―公音―實鄕―公國
―公夏―實勝―實村―季村―公綱―實松
―實文―實理―實誠―實久―實麗(アキラ)―實梁(ヤナ)
―實頴(ヒデ)

ハシモトサナイ　橋本左內　名號 名は綱紀、字は伯綱、景岳、藜園、櫻花晴暉樓等の號あり 系統 長綱の長子 事蹟 天保五年三月、越前福井に生る、世々藩醫たり、幼にして經史を吉田東篁に學び、嘉永二年大阪に赴き、緒方洪庵に就きて、西洋醫術を修む、五年父の歿後、家を承けて醫員となる、安政元年江戶遊學を命ぜられて出府し、杉田玄白の門に入り、醫術及び蘭學を研讚せり、二年國に歸り、醫籍より拔擢せられて、書院番組となり、其冬再び江戶の藩邸に遊學す、三年、藩新に明道館を興すや、其學監に補し、翌年建議して洋書講習所、武藝所を設け、新智識を藩士に敎授するの道を開ける等、功績尠なからず、此時に際し、鎖港攘夷の論、天下に喧しく、水戶齊昭實に其木鐸たり、福井藩主松平慶永も亦鎖攘說に傾きしが、四年左內を江戶に召して侍讀となし、兼れて樞務に參與せしむ、是に於て左內、慶永を輔けて畫策せる處頗る多し、是より先、左內早く外籍を讀みて、天下の形勢に通じ、攘夷の不可を知れるを以て、大に慶永に說く處あり、慶永爲めに其非を曉り、說を改めて、開國を唱へ、通商の利を語るに至る、而して彼の有名なる左內の日露同盟論は、同年十一月藩の日付兼學監村田氏壽に贈りたる書中に見ゆ、著眼の非凡にして、見識の高きを知るべし、會々將軍德川家定多病にして嗣子なかりしかば、繼嗣問題は早くより識者の憂ふる處となり、慶永は同志と圖りて一橋慶喜を立てんとして、其運動に著手しつゝあるに當り、別に紀伊慶福を迎立せんとするの一派ありて、勢力侮るべからざるが故に、慶永等は朝廷の力を藉りて其意を遂げんとし、安政五年老中堀田正睦の上京を機とし、旨を左內に授け、入洛して縉紳間に遊說せしむ、左內卽ち桃井伊織と變名し、青蓮院宮、三條實萬、鷹司政通等の間に入說し、運動頗る勉めたりしと雖も、事遂に成らず、而して幕府には井伊直弼新に大老となり、幕威を擴張せんとせる結果、其政策に反對せる輩は、何人を問はず捕縛するとに決したるより、同年七月、左內亦藩邸に禁錮せられ、後ち數回町奉行所に於て糺問を受けしが、六年十月獄に下り、七月千住小塚原に於て斬らる、年廿六(松平慶永撰小傳、橋本景岳先生事蹟考、三條實美公記、昨夢紀事)

ハジモミヂ　櫨紅葉　襲の色目の名、表蘇芳の黑ばみたるに、裏の黃色なるをいふ、秋之を著用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看、

バジユツ　馬術　我國の上古は馬術を重んぜざりしと見え、馬に關する記事殆どなし、後ち支那との交通開くるに及び、其術も輸入したるものゝ如し、天武天皇十二年閏四月、詔して文武官に乘馬を練習せしめ、且つ騎兵を編制せるを、史に見えたる始めとす、かくて世と共に其術も進步し、文武天皇の時既に競馬のことあり、尋で朝廷の公事となり、また賀茂の競馬などありて、乘馬の術漸く精を加ふ、武門の興起するに及び、必要上之を貴び、其技の巧妙なる、後人をして驚愕せしむるものあり、源義經が三千の兵を從へ、相倶に馬に乘りて鵯越の絕險を下り、佐々木盛綱が馬に跨りて藤戶の海上を濟りしが

如きの類頗る多し、下りて室町幕府の時は、小笠原氏世々其術を傳へたり、時に上總の人大坪式部大輔慶秀入道道禪といふものあり、馬術に達し、足利義滿、同義持に仕ふ、これを大坪流の祖とし、其門に學ぶもの甚夥んにして、傑出せるものまた多し、尋で後柏原天皇の時に、八條近江守房繁といふもの、業を小笠原氏に受け、特に精絶と稱す、即ち八條流の祖なり、後世馬術ないふもの、皆此二流を以て標準とす、また佐々木流、上田流、荒木流等あり、江戸時代に於ても新當流、新八條流の開始あり、八代將軍吉宗の時、關人ケイヅルが馬術に巧なるを聞き、馬役高橋又右衞門をして、長崎に行きて就きて學ばしめ、尋でケイヅルを江戸に召し、齋藤三右衞門盛安をして、從ひて學ばしめたり、西洋の馬術我國に傳はるは、これを以て權輿と爲す 流派 大坪流、佐々木流、上田流、荒木流、八條流、新當流、新八條流等あり、なほ詳しくは各流派の條を見るべし（書紀、續紀、武術派祖錄、日本教育史）

ハシリシユウ　走衆　鎌倉室町兩幕府にて、將軍の出行に、徒歩隨行して、駈使に供する者ないふ、禮儀の時は烏帽子素袍にて小刀を佩ぶ、平常は股だちを取り太刀をはく、夜に入れば鐵鞭を取る、强壯の者を之に任ず、又歩行衆とも稱す、曆仁元年二月、將軍藤原賴經、上洛の供奉の行列の中に、歩走三十人あり、室町幕府のそれは、嘉吉元年將軍足利義教、赤松滿祐の第に臨み、弒逆の殃に遇ひし時、走衆遠山治部、市三郎等奮戰して死す、又三上某あり、走衆たり、嘗て窩に隨ひ疾走す、臆胃を傷て死す、文明中七人あり、服制の條の揷繪を參看すべし（吾妻鏡、官制沿革略史）

ハシリユゴンゲン　走湯權現　伊豆權現（イヅゴンゲン）を見よ、

ハシロ　端城　根城（ネジロ）參看）に對して其支城ないふ、羽城とも書す、養老後覺に蓍山城のことありて「仰の如く圭計頭罷出で、和睦の儀を談ずる由候へ共、此間以の外遠例に因て、端城にまかり有、此城には候はず」とあり、蒲生氏郷記に「九戸端城私賀突井と云城あり（中略）私賀の城より上方道三里ほどのあなた、九戸のかたに突井の城あり」とあるにてこれを知るべし、而して川住錄三郎氏は、長篠城の端城は、壕を隔てゝ本丸の東北に位し、三河大給城は、本丸の南、腰部に接して、はじやう曲輪と呼ぶ地あるに基き、本丸に對して二三丸等ないふなるべしといへり（端城考）三河物語に「長しの〳〵城を打まわらせ給はんとて、かけよせ給ひて、大矢を射させて御覽じければ、寨の外に本城、端城、藏屋共に、一間も殘らず燒きはらひければ云々」とあるによりて考ふるに、此端城は、本城に隣接せる地位にあるべければ、川住氏の說是なるが如しと雖も、上に擧げたること明かなり、因ておもふに端城に二種あるものなるん、記して疑を存す、

ハズバセウ　筈芭蕉　芭蕉（バセウ）を見よ、

ハセガハセツツ　長谷川雪旦　名古屋名所圖會、東都歲時記、江戸名所圖會、東都歲事記等の畫人（浮世繪人傳）

ハセガハトウハク　長谷川等伯　雲谷派の一派たる長谷川派の始祖なり、能登國七尾の人、初め狩野派を學びしが、後ち轉じて雲谷派に入り等顏に學ぶ、特に肖像寫眞に長じ、一門戸を立つ、年七旬に及びて筆力衰へず、等伯二子あり、善く家法を繼ぐ、其歿年詳かならず、慶長文錄の人なり（畫乘要略）

ハセクラツネナガ　支倉常長　名所圖會 切

（史蹟攝寫編集）

名與市、六兵衞と稱す 事蹟 伊達政宗に仕ふ、政宗國南の志あり、即ち常長に命じ、四班牙人ソテロに就て、彼の國情を聞かしめ、更に歐洲に遣す、慶長十八年九月十五日陸奥國月の浦より發し、明年一月メキシコに著し、尋で四班牙マドリッド府に入り、國王に謁し書を呈し、更に伊太利に入り、法王ポール五世に見えて書品を呈し、使事を終へ、書品を齎し八年を經て歸る、後ち南蠻を伐たんことを請ふ、既にして禁教の令あり、爲に目的を果さず、元和八年七月一日歿す、年五十二（仙臺史傳）

ハセデラ　長谷寺　「ハツセデラ」を見よ、

ハセノアサクラノミヤ　泊瀨朝倉宮　名義 雄略天皇の皇居 所在 大和國城上郡黑崎岩坂二村の間 起原沿革 安康天皇三年、之に遷都し給ふ、二十三年間の皇居となす（書紀）

ハセノナミキノミヤ　泊瀨列城宮　名義 武烈天皇の皇居 所在 大和國城上郡南出雲村 起原沿革 仁賢天皇十一年八月、天皇崩御す、同年十二月太子（武烈天皇）壇場を泊瀨ノ列城に設けて、天皇の位に卽き、この地を部と定め給ふ、武烈天皇八年十二月、天皇崩御に至るまで、卽ち九年間の皇居たり（書紀）

ハソンザイモクブギヤウ　破損材木奉行　大阪破損奉行（オホザカハソンブギヤウ）を見よ、

ハタ　旗（旌、幡）　名義 儀式戰陣等の時に用ひて、標識又は裝飾となす器具をいふ、縮を用ふる故に名づくとも、ハは長き義、タは手にて、手の長くかゝりたれば爾か云ふともいへり 名所 旗の起を旗足、または旗手、頭を旗首、旗頭の處に、旗の幅を張るべき爲に附したる横木の處を横上、旗竿に横上を結び付くる處を蟇口（又蟇木）といふ 沿革 儀式に用ふるもの〳〵中、朝廷の公事に用ふるを伏旗といふ、此外神事佛事葬禮等に用ふるものは、特種の名稱なし、軍陣に用ふるものを軍旗といふ、伏旗は卽位の條に重なるものを揭げ、また軍旗は別に其條に出しおきたり 起原沿革 伊弉册尊を紀伊國熊野の有馬村に葬る後、土俗此神の魂を祭るに、花の時は花を以て祭り、又旋吹幡旗を用ひて歌ひ舞ふといへること、書紀に見えたるを始めとす、尋で景行天皇親征して、周防の娑婆に至り給ひし時、神夏磯媛楽幡を立てゝ降伏したることあり、素幡は白旗なれば當時これを以て降伏の意を表するに用ひしこと、なほ今日の如くなりしを知るべし、なほ神功皇后紀仲哀天皇九年九月の條に「金鼓無〻節、旌旗錯亂、則士卒不〻整」と見えたり、船師滿〻海、旌旗耀〻日」とも見えこれは新羅征討の時のことなれど、以て早く一月、聖德太子旗幟に繪畫を施せることあり、おもふに從來旗に繪畫を描くこと、これを初見とす、大寶元年正月、文武天皇が朝賀を受けられし時、烏形、日象、青龍、朱雀、玄武、白虎等の幡立てしことあり、葬禮に用ひしは、黑坂命薨去の時、赤幡青幡等を用ひたるを初見とし、大寶令には、親王一品の幡四百竿、二品の幡三百五十竿、三品四品の幡三百竿、諸臣一位及び左右大臣は二品に准じ、二位及び大納言は三品に准じ、三位は二百竿、太政大臣は五百竿と規定せり、佛事に用ひたるは、嘉祥三年二月、仁明天皇御病の時、僧侶を召して加持せしめ、絹十二疋を以て纏命幡とし、十二大寺剃に懸けたるを初見とす、これよりして旗の用益々廣く、各種の場合に用ひられたり、武家時代に入りしは、戰陣の際最も必要なる器具として重んぜられしが、其製皆手長の旗なりしを、室町時代に至り、康正二年畠山政長始めて旗に乳を付け、竿に通して用ひたり、乳付の旗と稱す（後に幟ノボリ）といふ、爾來旗と幟とは別のものとして扱はるゝことゝなり、戰場の外、儀式神事等にも用ひられたり、また同じく戰國の頃より、吹流し、幡貫等も戰場に用ひられしが、幷に旗より變形したるものとす、なほ旗は笠驗、釉驗、指物にも用ふることあり、日の丸旗は、江戸時代の末年船印に制定せられしに起因し、遂に國旗となれり、「コツキ」「カサジルシ」「ソデジルシ」「サシモノ」「ゲンキ」「ソクキ」「ニジキノハタ」の各條參看（日本軍器考、武家名目抄、古事類苑兵事部）

バタイ　馬代　馬に代へて贈る金銀を云ふ、季瓊日錄永享十一年十月九日の條に「正諫院、三寶院、實相院御坊、馬代被〻獻之」、宣胤記永正五年八月六日の條に「馬代千疋、太刀遂之」、御産所日記天文五年正月十二日の條に「御馬代三百疋拜領之」などあり、按ずるに、室町時代に至りて此稱起りしものなるべし、江戸時代まで引つゞき行はれたり、而して此時代の書に、金馬代、銀馬代なとあるは、馬代金、馬代銀の意なり（梅園日記、續德川實紀）

ハタウヂ　秦氏　秦主政三世の孫孝武王より出づ、宿禰、忌寸、連、公、造等の姓あり、又大秦公宿禰、秦大藏造、秦井手忌寸、秦長藏連、秦原公、葛野秦造、朴市秦造等の姓あり、孝武王の子功滿王、仲哀天皇八年來歸し、其子弓月王、應神天皇の時百二十縣縣の人口を率ゐて歸化す、天皇大和朝津間腋上の地を賜ひ、之に居らしむ、子眞德王、普洞王を生む、普洞王、仁德天皇の時、秦氏を諸國に分置し、蠶織の貢を爲し以て服御に充つ、天皇姓波陀公を賜ふ、普洞王の子酒、雄略天皇に奏して、劫略せられたる氏族を集め、貢桑繭絹を貢進す、蠶蠶積みて山を爲す、天皇大に悅び、特に酒に號を賜ひて禹都滿佐といふ、即ち盈積利益の義なり、因て秦氏を役し、八丈の大藏を宮側に營み、其貢物を納め、始めて大藏官員を置き、酒を以て長官となす、秦氏の子孫各地に分居し、行事に因りて、分れて數氏となる（氏族志）

ハタガシラ　旗頭　大小名にして、一地方または一部族に長たるものを云ふ、鎌倉時代以後陣中には各々其氏族の標として、旗を押立て〳〵戰ひし故

に、名づけしものなるべし、幟頭に對して旗下に屬する兵士を旗子と云ふ、太平記尾張小河東池田の條に「佐々木判官入道其勇健なるものなりければ、此軍天下の勝負を許るのみにあらず、今日打負なば、弓矢の名を可ゝ失とて、僅の勢を數々になしては叶まじとて、日賀田、檜崎、儀俄、平井、赤一揆を旗頭にて、河端に傍て控へたり云々」旗名記に「天正十三年より同十五年迄伊途政宗頻ゝ仙道を攻たゝふ(中略)然れども二本松右京亮吉次仙道旗頭として城を堅く守り候故、此城は落城せず云々」東遷基業に「家成に懸川城を賜はりし後は、其甥石川數正に旗頭職を命ぜられ云々」など見えたるにて、其一斑を知るべし、

ハタケミ　畑檢見　江戸時代檢見の一種、畑に行ふものとす、德幕縣治要略に「畑檢見は往古の法にして、獨り夥作のみならず、二作三作をも爲すものあり、享保十八年、麥檢見廢止以降、是等の類定租として、容易に減租を聽許せざる事となれり、されども五畿内中國の、綿花重なる土地は、木綿檢見と稱して、幕末まで存在せしものあり」と見えたり、

ハタケヤマウヂ　畠山氏　姓は桓武平氏、村岡忠頼の長子將恒より出づ、又秩父氏といふ、將恒、武基、武常の二子を生み、武基秩父別當と號す、四世の孫重綱、四子重弘、重隆、重遠、重繼を生み、重弘は重能、有重を生む、重能、畠山莊司たり、因て氏とす、其子重忠、源頼朝に仕へ、忠亮勇敢を以て著はれしが、後ち北條氏の殺す所となる、是より畠山氏の勢稍々衰ふ、其裔篠塚伊賀守、新田義真に屬し、勇武を以て名あり、而して武常は葛西氏、重隆は河越氏、重遠は高山氏、重繼は江戸氏、有重は小山田氏を稱したり(氏族志)

ハタケヤマシゲタダ　畠山重忠　→名將傳　幼名氏王丸、長じて莊司二郎と稱す、→人物誌重能の子伊豆に擧ぐるや、重忠の父重能、叔父山田有重井に京都にありて平氏に仕ふ、故を以て重忠、頼朝の徴發に從はず、八月頼朝の部將三浦義澄兄弟と金江川に戰ひ、尋で衣笠城を攻めてこれを拔く、然れども重忠營に頼朝に歸するの意あり、既にして頼朝の軍大に振ひ、兵を引て武藏に至るに及び、長井渡に赴きて降を請ふ、頼朝其罪を許し、軍に從はしむ、壽永三年頼朝、源義仲を討つに際し、重忠義經に從うて宇治川口より進み、尋でまた鵯越を踰え、平氏を一谷に攻め、幷に殊功有り、文治三年重忠の目代、伊勢神戸を鈔掠するに座し、栄色を除きて千葉胤正の第に幽せらる、胤正間に居て調停する處あり、頼朝の怒漸く解け、伊豫沼田御厨の外、其本領を復するを得たり、尋で武藏に歸る、會々梶原景時間に乘じて重忠を讒す、重忠自ら鎌倉に出で、陳謝し、事自ら解く、五年頼朝の藤原泰衡を討つや、重忠先鋒として功あり、事平ぐの後葛岡郡を賜ふ、頼朝薨じ頼家嗣立するに當り、忠直の故を以て、遺命によりて之を保護す、元久元年重忠の子重保、事を以て平賀朝雅と隙を生ずるに及び、朝雅、妻の母牧の方に訴ふ、牧の方は北條時政の後妻なるを以て、時政即ち兵を遣はして重保を鎌倉の邸に圍み說く、時政即ち兵を遣はして重保を鎌倉の邸に圍みてこれを殺し、更に謀りて急に重忠を召す、重忠倉皇百餘騎を從へて鄕を發し、二股川に至りて、始めて重保既に殺され、北條義時大兵を率ゐて來り討つを知り、兵を鶴峯に屯し、子重秀と共に、安達藥師の陣を突きて奮闘したりしが、遂に愛甲季隆の矢に當りて死す、年四十二、蓋し重忠武勇絶倫にして資性精忠、頼ろ威望あるを以て、北條氏の爲めに忌まれたるなり(大日本史)

ハタケヤマモチクニ　畠山持國　→名將傳　幼名尾張二郎、嬪變して德本と號す、→人物誌從五位左衛門尉より累進して、嘉吉元年從三位に陞る、尋で嬪變す、二年八月管領となりて政務を聞き、文安二年これを辭し、寶德元年再び管領となり、享德元年辭す、持國久しく權を握り、威勢強大に、郎黨專横なり、初め子なきを以て姪政長を養ふ、幾もなくして義就を生み、鍾愛甚しく、遂に政長を黜け、義就を嗣とせんことを圖る、畠山氏の家宰を遊佐氏、神保氏といふ、遊佐氏尤も勢力あり、義就の生るゝに及び其傅となる、神保氏之を嫉忌し、政長を奉じて家督と爲さんとす、是に於て家中二派に分れて紛爭止まず、三年四月持國遂に政長を逐ひ、義就を嗣と定め、將軍足利義政の御敎書を得て政長を戮せんとせしかば、政長は細川勝元の邸に遁れ、山名宗全又之を援けしを以て、持國志を遂ぐるを得ざりき、既にして宗全火を持國の邸に放つ、持國叔父道祐の家に避け、義就は遊佐國助の宅に入る、都下爲めに騷然たり、尋で義就伊賀に奔り、持國建仁寺西來院に蟄居す、是に於て政長家を繼ぎ、謁を義政に執る、政長の部下神保某等持國を激するの不利を悟り、人を遣はして之を迎へ、陽に敬禮を竭す、康正元年三月薨す、年五十九、接するに持國家督の紛爭は、その餘波延いて遂に應仁の亂を生ずる起因を爲せり、「オウニンノラン」參看(野史)

ハタザシ　旗差　→職制　武家にて旌旗を持ち、または之を奉行する所職をいふ、後世旗奉行の起るに及びて旗持ともいへり、→組織軍中に旌旗を持たしめて、隊伍の標となす事は、古代よりの制度なれば、必ず旗差の所役ありしなり、後三年の繪巻物に

も、正しく旗差の者は見ゆれど、其名目は、杉原本平治物語牛若奥州下向の條に「上野國松井田と云處に、けふの亭に一夜宿せられけるに、主の男を見て、奴が眠さし頼魂所存一つは有らん、彼等を語ひて、平家を滅さん時、旗さしにせばやと思ふ云々」とあるを初見とす、而して此後は、進退に賢きもののならざれば不便なるが故に、思慮もあり、力量も過ぐれ、殊に輕捷なるものを擇びて其任に當てたり、且つ鎌倉時代より室町時代の中葉にかけては、幕府には奉行といふ所職なかりしを以て、旗差たる者、即ち旗旗の奉行なりしかば、老功の武士を補したり、鎌倉の足利氏も、京都に准じて、侍たる輩の役する事なりしといへり、大名諸家には、雜色中間などの内にて、其役にあてたれど、其身は賤しくとも、武藝に達したる者を選び、騎馬にて役せしめたり、かくて室町時代の末期より、諸家にては、多く旗奉行を置きたるより、足輕の役となりたれど、なほ古に準じて、騎馬人の役する家もありき、また此頃よりして旗持とも稱すること、なりたり、旗奉行(ハタブギヤウ)參看(武家名目抄)

ハタスソゴノラドシ　耳蒙濃威(耳坐滋)　威の一種、釉草摺の竪の兩端を耳と云ふ、其耳を蒙識にしたる威を云ふ、眞中に溜色なり、其左右を中色にし、亦其左右を濃くす「チドシ」參看(軍用記)

ハタダツケ

ハタブギヤウ　膚付　→職制　屬脊(ナメ)を見よ、

ハタブギヤウ　旗奉行　→職制　武家の職名、主將の旌旗を所管することを掌る、また旗大將、幟奉行ともいへり、江戸幕府の制は、德川氏家傳の總白の旗及び金扇の大馬標、半月の小馬標を始め、諸旗を掌る、老中の支配にして、役高二百石、菊之間縁頬詰なり、二人もしくは三人を定員とし、與力一人、同心十五人づゝ之に屬す、與力は八十石高にして、同心には三十俵二人扶持を給せり、西丸にも亦一員ありて、待遇本丸に同じ、→職制(舊)又は旗本丸に限りて此稱を用ひたり(一萬石以上を大名といひ、將軍に拜謁するを得ざるものを御家人といふ、「ダイミヤウ」、「ゴケニン」參看)蓋し軍中主將のある處は、必ず其旌旗を掲ぐ、旗本とは、其旗の傍側といふ義にして、卽ち旗營の事なり、北條五代記に「秀吉公は、西の高山に陣城を搆へ、小田原の城を見おろし、旗本には九州島津、同き大友、中國に毛利、同じき吉川、小早川を始めとして云々」と見えたる旗本はこれなり、而して旗營には近臣また親衛の士侍候せるが故に、これを指してまた旗本といふ、甲陽軍鑑末書に「武田勢を切崩し、旗本と旗本と一戰を遂げ云々」と見えたる旗本これなり、また臣禮をとる他家の士人をいへるほ、播州佐用軍記に「小寺は赤松の氏族にて(中略)近年藝州毛利輙元の旗本たり」と見えたる旗本卽ちこれなり、此種の外樣大名はまた旗大名といへり、元寛日記に「諸大名旗本諸士御禮あり」と見ゆ、かくてまた一般に家中の士を旗本と稱することとなれり、見聞雜錄に「内藤修理が子上州山家に引込みしを漸聞出し、御旗本へ被召出しが云々」とあるは、其家に召抱へられたるをいへるにて、其一例なり、江戸時代には、前にいへるが如く、萬石未滿にして將軍に拜謁し得るものをいひ、また御目見以上と唱へ、世俗單に以上と呼びたり、なほ旗本の内三千石以上にして、非役なりしものを寄合と稱し(布衣以上の役人にして非役なりしものをも又寄合といひしが、世俗之を役寄合と稱して區別したり)三千石未滿の旗本御家人にして非役のものを小普請(コフシン)參看)と稱す(御目見以上を支配、以下を組と唱

へ、旗本御家人を區別したり）而して旗本の家格は、武役の階級に依りて之を分ち、其家柄に種々の別ありしと雖も、大概兩番席（小姓組書院番）の者を以て一等とす、持高二千八百石より蝋米三百俵までなり、其次を大番席とす、持高二千石未滿、蝋米二百俵までなり、其次を小十人とす、凡二百俵以下百五十俵までなり、其他は御家人よりして小吏となり、御目見以上となりたる者にして、家柄定かならず、御家人より旗本となるには、御目見以上の役を三轉するか、若しくは三代御目見以上の家となる事を許されず、故に御目見以上の役を勤めたる者にあらざれば、御目見以上の役を勤めて、未だ永々御目見以上の格にありて、その子の代に至れば、以下に戻るものとす、而して其家政は、三千石以上の旗本に就きていはゝ、家老（重役と稱す）給人、中小姓、側用人、奥用人、納戸役、近習役、勘定方、祐筆、地方役人、藏元締、子女の附き人（傅役）目附役、吟味役、廣敷番、武藝師範役、醫者、繪師、徒士、足輕、仲間等を置き、家來は在所江戸を合せて、上下百人餘の士足輕を養ひ、多くは譜第の者なりき、在所には陣屋を設け、侍屋敷數軒あり、また米藏あり、牢獄あり、國札發行の會所あり（旗本の領地にては、死刑を執行すること能はず）地方には大庄屋、庄屋ありて里正の任に當る、三千石以下亦之に准じて知るべし、但し旗本の内にも、九千九百石を領して大名に劣らざるものあれば、百石又は百俵位の小身者もなきにあらざるが故に、一概には論じがたし、尊稱には殿樣と稱し、寄合以上にありては御前と呼びしもありき（武家名目抄、德川盛世錄、德川禁令考、舊幕府「旗本の風俗」）

ハタモトイクサブギャウ　旗本軍奉行

武家の職名、陣中旗本の軍事を總裁するを掌る、蓋し大事の行軍には、旗本に屬せる諸將も、各一隊を爲して出陣することなれば、其備々にも、軍奉行ある記に「御馬廻の軍奉行は一色の左京大夫澄純、今川の右衛門佐仲秋一兩人也云々」とある、御馬廻の軍奉行は、即ち旗本軍奉行に相當せり、されど其稱の正しく見えたるは、義光物語に「上山には里見越後在城せしか共、餓に旗本の軍奉行を被仰付たるに依て云々」とあるを始めとす、元龜天正の際には諸家にて此職を置きたりしものあるを知るべし、なほ慶長十九年十一月大阪冬の陣の時、永井直勝が旗本軍奉行たりしこと懷中記に見えたり、されどこの役ば、幕府にては將軍親征の時、臨時に置く處にして定役にあらざれば、其後亦見ゆる處なし（武家名目抄）

ハタモトハツト　旗本法度　諸士法度（シヨシハツト）を見よ、

ハタモトヤツコ　旗本奴　男達（ナトコダテ）を見よ、

ハチエウノクルマ　八葉車　名義車　牛車の一、車箱に八葉の紋（今の九曜の紋に似たり、牛車の條の挿繪を見て知るべし）を付たる車を云ふ、貴賤上下男女倘倘等も乘用す、大八葉小八葉の別あり、大八葉は公卿以上及び僧綱等の乘用にして、小八葉は四位五位の人（即ち殿上人）僧侶の有職非職等の者の乘用なり（裝束抄）殿乘用の者は、内は大八葉、袖は唐草、上は白なる正式の時、尊稱物見なるを略式の時に用ひ、親王以下は長物見小八葉を正式の時、切物見を略式の時に用ひたり（師抄、弘安禮節、海人藻芥、物具裝束抄、輿車圖考、裝束集成）

ハチカイ　八戒　「カイ」を見よ、

ハチギヤク　八虐　王朝時代の罪名、謀反（ホン）、謀大逆、謀叛（ホン）、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八罪の總稱也、謀反（ケン）とは、至尊を害せんことを謀るをいふ、犯せる者は斬、其父子は沒官、祖孫兄弟は遠流、家人、資財、田宅亦沒官す、謀大逆とは、山陵及び宮闕を毀たんことを謀るをいふ、刑丹に縁坐の法、謀反に同じ、謀叛とは、國に背き偽に從ふをいふ、犯せるものは絞、已に上道せるは皆斬す、惡逆とは、祖父母、父母を毆ち、殺さんことを謀り、伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を殺せるをいふ、犯せるものは斬す、不道とは、（一）一家死罪に非ざる者三人を殺し、（二）人を殺して手足を支解し、（三）蠱毒を造畜し、（四）壓魅し、（五）伯叔父、姑、兄、姉、外祖父母、夫、夫の父母を毆打、（六）若しくは告訴し（七）又は殺さんことを謀り（八）及び四等以上の尊長并に妻を殺せるをいふ、犯せるものは、（一）（二）は斬、其子は徒三年、（三）は絞、（四）は徒二年、（五）は兄姉ならば徒一年半、其他は一等を加ふ、（六）は假令實なるも徒一年、（七）は外祖父母、夫、夫の父母などは斬、其外は遠流、（八）は斬に處す、大不敬とは、（一）大社を毀ち、（二）大祀神御の物、（三）若しくは乘輿服御の物を盜み、（四）神璽内印を盜み、又は僞造し、（五）至尊の御藥を合和する時、誤て本方の如くならず、及び封題を誤れる、（六）至尊乘御の舟誤りて牢固ならず（八）乘輿を指斥し、情理切實せる、（九）詔使に對捍して人臣の禮なきをいふ、犯せるものは、（一）は遠流、（二）（三）は中流、（四）は神璽ならば共に斬、内印ならば盜めるは遠流、僞造せるは絞、（五）（六）（七）は共に徒三年、（八）は斬、（九）は絞に處す不孝とは、（一）祖母、父母を告訴し、（二）若しくは咒詛し、（三）若しくは罵詈

し、（四）祖父母、父母在りて、而して籍、又は（五）財を別にし、（六）父母の喪に居て嫁娶し、及び（七）樂を作し、及び（八）服を釋きて吉に從ひ、（九）偽りて祖父母、父母の死を稱し、（十）偽りて祖父母、父母の妻妾を姦するをいふ、犯せるものは、（一）は絞、（二）（三）は徒三年、（四）は徒二年、（五）は徒三年、（六）は徒二年、而して各之を離す、（七）（八）（九）（十）は各徒一年半、（十一）は妻ならば徒三年、妾は一等を減す、不義とは、（一）本主、（二）本國守、（三）業を受けたる師、（四）本部官長を殺し、（五）夫の喪を匿し、又は（六）喪に居て樂を作し、（七）若しくは服を釋き、（八）若しくは改嫁するをいふ、犯せるものは、（一）（二）（三）（四）は共に斬、殺さんと謀れるは徒三年、傷けたるは遠流、（五）は徒五年、（六）は徒一年半、（八）は徒二年、妾は二等を減じ、各之を離す、以上凡て八種の大罪なるを以て、通じて八虐と名づく、もと不赦、内亂の二罪を加へてとなれり、尤も重罪にして、大赦の時も恩典に浴するを得ざるものとす（法曹至要抄、律疏、金玉袖中抄、續日本紀考證、古事類苑法律部）

ハチザノクワン　八座官　參議（サンギ）を見よ、

ハチジフハツカシヨダイシ　八十八箇所大師　四國における弘法大師空海の遺跡たる八十八箇寺をいふ、大師を信ずる徒は、之を巡拜して祈願するなり、起原詳かならず、江戸時代には盛んに行はれしも、諸國にてもまた之を模し、新に八十八箇所の靈跡を作るに至りしより、之を區別せんが爲めに特に四國の二字を冠し、四國八十八箇所と稱す、而して之を巡拜するものを四國遍路また單に遍路ともいへり、即ち巡禮の一種なり、いま和漢三才圖會、日本歷史及地理要覽により四國八十八箇所の名を示せば左の如し、

順番	寺名	所在地
【阿波國】		
一	靈山寺（一乘院）	板野郡板東村大字板東
二	極樂寺（日照山）	同郡同村大字檜村
三	金泉寺（龜光山）	同郡板西村大字大寺
四	大日寺（遍照院）（黒谷寺）	同郡松坂村大字黒谷
五	地藏寺（荘嚴院五百羅漢寺）	同郡同村大字矢武
六	安樂寺（瑞運寺）	同郡松島村大字引野
七	十樂寺	同郡御所村大字高尾
八	熊谷寺（普明山）	阿波郡土成村大字土成
九	法輪寺（白蛇山）	同郡同村
一〇	切幡寺	同郡八幡村大字切幡
一一	藤井寺（金剛山）	麻植郡西尾村大字飯尾
一二	燒山寺	名西郡下分上山村
一三	一の宮寺（大日寺）	名東郡上八幡村字一宮
一四	常樂寺（盛壽山）	同郡國分村大字延命
一五	國分寺	同郡同村大字矢野
一六	觀音寺（千手院）	同郡同村大字觀音寺
一七	井戸寺（明照寺）	同郡南井上村大字井戸
一八	恩山寺（母養山）	勝浦郡小松島村字田野
一九	立江寺（地藏寺）	那賀郡立江村大字立江
二〇	鶴林寺（寶珠院）	勝浦郡生比奈村
二一	太龍寺（舍心山）	那賀郡加茂谷村字加茂
二二	平等寺	同郡新野村大字荒山野
二三	藥王寺（無量壽院）	海部郡日和佐村
【土佐國】		
二四	東寺（最御崎寺）	安藝郡津呂村室戸崎の南端
二五	津寺（津照寺）	同郡室戸村大字室津
二六	西寺（金剛頂寺）	同郡室戸村大字元村
二七	神峰寺（竹林山）	同郡安田村大字唐濱
二八	大日寺（法界山）	香美郡佐古村大字大谷
二九	國分寺（摩尼山）	同郡國府村大字國分
三〇	一宮寺（安樂寺）	土佐郡一宮村大字一宮
三一	壓山（竹林寺）	長田郡五臺山村
三二	禪師峰寺（八葉山）	同
三三	高福寺（雪渓寺）	吾川郡長濱村
三四	種間寺	同郡秋山村
三五	清瀧寺	高岡郡高岡町
三六	青龍寺（金那院）	同郡宇佐村大字龍
三七	新田五社（岩本寺）	同郡戸波村大字宮内
三八	雪跡寺（金剛福寺）	幡多郡清松村大字伊佐
三九	寺山院（延光寺）	同郡中村町
【伊豫國】		
四〇	觀自在寺	南宇和郡御庄村字平城
四一	稻荷宮（觀世音寺）	同郡一本松村字正木
四二	佛木寺（一顆山）	北宇和郡成妙村大字則
四三	明石寺	東宇和郡田之筋村明石
四四	大寶寺（菅生山）	上浮穴郡菅生村
四五	岩谷寺	上浮穴郡仕七川村七鳥
四六	淨瑠璃寺	温泉郡阪本村淨瑠璃寺
四七	八坂寺（熊谷山）	同郡阪本村
四八	西林寺（清涼山）	同郡浮穴村大字高井
四九	淨土寺（西林山）	同郡久米村大字鷹子
五〇	繁多寺	同郡桑原村大字畑寺
五一	石手寺	同郡道後村大字石手
五二	大山寺（瀧雲山）	同郡和氣村字大山寺
五三	圓明寺（不動院）	同郡同村大字和氣濱
五四	延命寺（須賀山）	同

五五三 島別宮（光明寺）　越智郡宮浦村大字宮浦
五六 泰山寺（金林山）　同郡日高村大字小泉
五七 八幡札所（榮林寺）　同郡清水村字五十嵐
五八 佐禮山（仙遊寺）　同郡同村佐禮山
五九 國分寺（金光山）　同郡櫻井村大字國分
六〇 橫峰寺（佛光山）　周桑郡（香苑寺距三里）
六一 香苑寺（栴檀山）　同郡小松村大字新屋敷
六二 一の宮（寶壽寺）　新居郡氷見村
六三 吉祥寺　同郡同村織王靈岳
六四 前神寺　字摩郡金田村字三角寺
六五 三角寺（庚嶺山）

【讃岐國】

六六 雲邊寺　三豐郡（今阿波三好郡佐馬地村）
六七 小松尾山（大興寺）　同郡辻村大字小松尾
六八 琴彈八幡（八幡寺）　同郡靚音寺町
六九 觀音寺　同郡同琴彈山
七〇 本山寺（持寶院）　同郡本山村
七一 彌谷寺（八國寺）　同郡大見村彌谷山
七二 曼荼羅寺　仲多度郡吉原村
七三 出釋迦寺（我拜師山）　同郡同村
七四 甲山寺（寶王山）　同郡善通寺村
七五 善通寺　同郡同村
七六 金藏寺　同郡龍川村大字金藏寺
七七 道隆寺（桑田山）　同郡豐原村大字鴨
七八 道成寺（佛光山阿彌陀院）　綾歌郡字多津町
七九 崇德天皇社（妙成壽寺）　同郡松山村大字高谷
八〇 國分寺　同郡端岡村大字國分
八一 白峰寺（洞林院）　同郡松山村大字青海
八二 根香寺　香川郡上笠居村
八三 一の宮　同郡一宮村
八四 屋島寺　木田郡潟元村大字屋島
八五 八栗寺　越智郡宮浦村大字宮浦
八六 志度寺　大川郡志度町
八七 長尾寺（觀音寺）　同郡長尾村大字長尾西
八八 大窪寺（發法山）　同郡大窪村

ハチスカウチ　蜂須賀氏（阿波德島）　姓は清和源氏、足利泰氏より出づ、長男斯波家氏の孫足代高經、足利尊氏を助けて管領となる、七世の孫正昭尾張海東郡蜂須賀村二百貫文の地を領す、依て氏となす、其子小六正利、初め齋藤道三に仕へ、後ち秀吉の手に屬して勳功あり、播磨其他の地八千石を賜はり、天正十三年四國を征せし時、功を以て阿波國を賜はり德島城に治す、慶長五年關ヶ原役起るや、至鎭、德川家康に從うて小四行長を破る、元和元年正月、至鎭松平の號を賜はる、五月大阪役の功を以て七萬石を淡路國に加賜、前封と併せて二十五萬六千石、九年九月嫡子千松麿に襲封、寬永五年五月の後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、幕來子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、德川加除封錄、華族諸家傳）

○正勝――家政――至鎭――忠英――光隆――綱通
綱矩――宗員――宗英――宗鎭――至央――重喜
治昭――齊昌――齊裕――茂韶

ハチダイシフ　八代集　勅撰集、チョクセンシフ）を見よ、

ハチダイリウワウ　八大龍王　佛敎に說ける龍神の王（一）雖陀、譯して善欲喜と云ふ、以上は兄弟にして、雨を降らすことを掌ると云ふ（二）婆伽羅、婆伽羅海に住する故に此名なり（四）和修吉、譯して多頭といふ（五）德叉迦、譯して現蓉とも、多舌とも云ふ（六）阿那婆達多、譯して無熱と云ふ、無熱地に住する故に此名ありと云ふ（七）摩那斯、譯して大身とも、大力ともいふ（八）區鉢羅（優鉢又は優波陁に作る）譯して青蓮華と云ふ、青蓮華池に住する故に此名ありと云ふ、建曆元年七月洪水天に漫りて土民苦みしかば、右大臣源實朝「時により過れば民のなげきなり八大龍王雨やめ給へ」と詠じたりしといふ（翻譯名義集、諸乘法數）

ハチヂン　八陣　陣立（ザンダテ）を見よ、

ハチヂヤウギヌ　八丈絹　伊豆、八丈島より織り出す絹ないふ、單に八丈とも稱す、按するに、八丈絹は、八丈島製出以外に、其名早く古書に散見せるものあり、宇治拾遺に「たゞの八丈わたきぬなど云々」また「八丈うるものなど、あまたよび入れてきぬ多くとりいで云々」と見え、普婆鏡治承五年五月の條及び承久三年十二月の條にも、八丈絹の名見えたるのみならず、庭訓往來にも、また尾張八丈とあり、これらは如何なるものなりしか詳かならず、伊勢貞丈は、一疋の長さ八丈ありしより名付けたるものならんといへり、それ或は然らん、而して八丈島にて製造のもの、亦何時に始まれるかを詳かにせざれども、おもふに江戸時代なりしなるべし、此時代には其需用多かりしこと諸書に見えたり、文化年間に及び、武藏八王子に於て八丈島の八丈絹に擬して縞紬を織り出し、之を黑八丈といへり（貞丈雜記、工藝志料）

ハチデウ井ン　八條院　名諱　暲子、法名金剛證、島羽天皇第三皇女、母は長實の女、美福門院、二條天皇の准母、保延四年四月內親王と爲り、久安二年四月准三后、保元二年五月尼と爲り、應保元年十二月院號、建曆元年六月廿六日崩ず、

年七十五（女院小傳）

ハチデウ井ンゴリヤウ　八條院御領　八條院は島羽天皇の皇女にて、天皇の尤も寵愛し給へる美福門院の腹に生れたまへるを以て、島羽天皇の御寵愛尤も深く、保元元年崩御の際、天皇御領の大部分を讓與し給ひ、美福門院崩御の際、又其所領を讓り給へり、故を以て八條院は八條院廳分、安樂壽院、歡喜光院、寶蓮院、四法院、蓮藏院、弘誓院、智惠光院、興善院、蓮華心院、資樹院、眞妙院等の御領數百ヶ所の多きに及べり、かくの如く所領多くして財政豐かに御座せしを以て、鎌倉時代の初期に當りては、頗る勢力ありき、關白藤原兼實の如きも、女院の勢力を借らんとし、女院の女房たる賴輔の女を妾とし、眞輔以下を生み、眞輔を女院の養子とせり、覃でその女任子、後鳥羽天皇の皇后となり、春華門院を生むや、八條院の猶子とし、後鳥羽天皇及び女院の勢を併せ借りて、大に政治上の權力を振はんとしたりしが、丹後局、源通親等に障げられて、果たさゞりき、是より先き八條院は高倉宮以仁王の女三條姬宮を猶子とし給ひ、これを寵愛し給へるを以て、建久三年女院の御領あらせらるゝや、御領を處分して、眞輔に一二ヶ所を讓與せしの外、全部を姬宮に讓り給へり、然るに元久元年姬宮薨じ給へるを以て、再び八條院之を領し、建曆元年六月薨去し給ふや、御領悉く春華門院に傳領し給へり、然るに不幸にして同年十一月十七歲を以て薨去せられしを以て、八條院領は悉く後鳥羽院領し給ひたりき、承久の後、後鳥羽上皇隱岐に流され給ふや、鎌倉幕府は悉く收めて、後高倉院に奉れり、貞應元年後高倉院崩御の後、第二皇女にて後堀河院の准母たる安嘉門院に傳領し給へり、弘安九年二月安嘉門院崩ぜらるゝや、御領を悉く山天皇に傳へ給へり、此時に當て後深草上皇は、後嵯峨院より播磨國御領、熱田社領を、鷹司院より長講堂領を傳領したるを以て、公卿諸臣等これが領家となり、恩賞に預らんとし、利慾よりして自ら兩派に分れ、以て兩統迭立を助成したりき、後ち龜山上皇八條院領を大半後宇多上皇に讓與し給へり、然るに龜山上皇四圍寺實領の女瓊子を妃となすに及びて、龍愛尤も深く、皇子生ろ、一及びて、御名を賜はりて恒明親王と稱し給ふ、嘉元三年に至りて、一旦後宇多上皇に讓り給へる八條院御領の內、安樂壽院、歡喜光院、智惠光院、蓮華心院等は恒明親王に處分し給へり、故を以て八條院廳分、安樂壽院、歡喜光院、寶蓮院、四法院、蓮藏院、弘誓院、智惠光院、興善院、蓮華心院、資樹院、眞妙院等の御領數百ヶ所の多きに及べり、かくの如く所領多くして財政豐かに御座せしを以て、鎌倉時代の初期に當りては、頗る勢力ありき、關白藤原兼實の如きも、女院の勢力を借らんとし、女院の女房たる賴輔の女を妾とし、眞輔以下を生み、眞輔を女院の養子とせり、覃でその女任子、後鳥羽天皇の皇后となり、春華門院を生むや、八條院の猶子とし、後鳥羽天皇及び女院の勢を併せ借りて、大に政治上の權力を振はんとしたりしが、丹後局、源通親等に障げられて、果たさゞりき、是より先き八條院は高倉宮以仁王の女三條姬宮を猶子とし給ひ、これを寵愛し給へるを以て、建久三年女院の御領あらせらるゝや、御領を處分して、眞輔に一二ヶ所を讓與せしの外、全部を姬宮に讓り給へり、然るに元久元年姬宮薨じ給へるを以て、再び八條院之を領し、建曆元年六月薨去し給ふや、御領悉く春華門院に傳領し給へり、然るに不幸にして同年十一月十七歲を以て薨去せられしを以て、八條院領は悉く後鳥羽院領し給ひたりき、承久の後、後鳥羽上皇隱岐に流され給ふや、鎌倉幕府は悉く收めて、後高倉院に奉れり、貞應元年後高倉院崩御の後、第二皇女にて後堀河院の准母たる安嘉門院に傳領し給へり、弘安九年二月安嘉門院崩ぜらるゝや、御領を悉く

ハチデウノサダイジン　八條左大臣　八條流　八條房繁の創めた九條眞輔（クデウヨシスケ）を見よ、

ハチデウリウ　八條流　八條房繁の創めた馬術の流派○房繁、姓は源氏、近江守と稱す、天文頃の人なり、小笠原流馬術の神妙を得、中興以來この人の右に出づる者なし、因て之を宗師と爲す、八條六郎朝繁其藝を繼ぐ（武藝小傳、武術流祖錄）

ハチデウ井ンゴリヤウ　八條院御領　八條院は島羽天皇の皇女にて、天皇の尤も寵愛し給へる美福門院の腹に生れたまへるを以て、島羽天皇の御寵愛尤も深く、保元元年崩御の際、天皇御領の大部分を讓與し給ひ、美福門院崩御の際、又其所領を讓り給へり、故を以て八條院は八條院廳分、安樂壽院、歡喜光院、寶蓮院、四法院、蓮藏院、弘誓院、智惠光院、興善院、蓮華心院、資樹院、眞妙院等の御領數百ヶ所の多きに及べり、かくの如く所領多くして財政豐かに御座せしを以て、鎌倉時代の初期に當りては、頗る勢力ありき、關白藤原兼實の如きも、女院の勢力を借らんとし、女院の女房たる賴輔の女を妾とし、眞輔以下を生み、眞輔を女院の養子とせり、覃でその女任子、後鳥羽天皇の皇后となり、春華門院を生むや、八條院の猶子とし、後鳥羽天皇及び女院の勢を併せ借りて、大に政治上の權力を振はんとしたりしが、丹後局、源通親等に障げられて、果たさゞりき、是より先き八條院は高倉宮以仁王の女三條姬宮を猶子とし給ひ、これを寵愛し給へるを以て、建久三年女院の御領あらせらるゝや、御領を處分して、眞輔に一二ヶ所を讓與せしの外、全部を姬宮に讓り給へり、然るに元久元年姬宮薨じ給へるを以て、再び八條院之を領し、建曆元年六月薨去し給ふや、御領悉く春華門院に傳領し給へり、然るに不幸にして同年十一月十七歲を以て薨去せられしを以て、八條院領は悉く後鳥羽院領し給ひたりき、承久の後、後鳥羽上皇隱岐に流され給ふや、鎌倉幕府は悉く收めて、後高倉院に奉れり、貞應元年後高倉院崩御の後、第二皇女にて後堀河院の准母たる安嘉門院に傳領し給へり、弘安九年二月安嘉門院崩ぜらるゝや、御領を悉く

○八條房繁――長尾景家――屋代重高――同　重俊
君袋陸胤――篠原織部――同　朝繁――氏家高纘――君袋高胤

ハチフ　八府　左右兵衞府、左右衞士府、衞門府、中衞府、近衞府、外衞府を云ふ、各條井に衞府（エフ）參看、

ハチボ　八墓　近皇（ヘキンボ）を見よ、

ハチマキ　鉢卷　軍陣の時髮の亂れを防ぎ、もしくは汗を快ふく請くる爲めに、頭の顱に卷く布をいふ、ひとへ鉢卷、半鉢卷、鎖鉢卷等あり、ひとへ鉢卷、半鉢卷のことは、軍用記に「鉢卷は紅の絹一幅を五重に折りてくゝるなり、兩方の端をくけて、はちまきのごとくにして、くけをより扇にて、六尺に餘るべし、これはひとへ鉢卷の寸法なり、但人の頭によるべし、半鉢卷は一丈に餘りたるなり、黑き白き二色なり、前黃絲にてとづるなり」とあり、鎖鉢卷は豐薩軍記に「妙覺其日の裝束には、鎖鉢卷を無手として、着込の上へ羽織を着云々」とあり、文字のごとく鎖なるべし、なほ高忠軍陣聞書には「鉢卷の事、布たるべし、色は白を本とするなり、廣さ長さ不定、但赤も黑もするなり」と見え、諸家常用抄には「赤色は大將ならでは仕るまじき也」と見ゆ、義經記に「もみ烏帽子に鉢卷し云々」、源平盛衰記に「採烏帽子に引立て、薄紅梅の鉢卷して云々」など見えたるをはじめとす、古へ衞府の冠帽に表額を用ひたるは、卽ち鉢卷なりといへり（古事類苑兵事部）

ハチマンザ　八幡座　貴（カブト）を見よ、

ハチマンノカミ　八幡神　八幡は世に應神天皇を祀ると爲せど誤なり、栗田博士は、神祇拾遺、神書鈔に、正八幡神は卽ち彦火々出見尊、比賣神は其

妃豐玉姫也とあるを、正説なるべしと云へり、八幡神は、古來より或は神武天皇の第三皇子とし、或は神功皇后の所生第三皇子とし、或は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊とし、或は彦火々出見尊の事蹟を以て、八幡大神の傳説とし、或は彦火々出見尊としたれども、一も應神天皇を以て八幡神としたる者なし、八幡神を應神天皇としたるは、大神比義(宇佐八幡の社家)の假託の言に出づ、其説始めて宇佐託宣集に見えたり、且つ託宣集は、比義を欽明天皇の代の人とし、其子春麿を和銅年中の人となせども共に信じ難し、聖武天皇の時に、比義の奇大神田麿等豐前宇佐に神宮を造り、神託と稱し、八幡神を奉じて、大和に赴き、東大寺大佛を拜す、朝廷其遥言を信じて、神を以て佛と同視し、天應元年遂に菩薩號を奉るに至れり、然れども朝廷また應神天皇と認めざりしが如し、弘仁十四年神功皇后を配祀するに及びて、稍々比義の言を取るもの、如きも、猶ほ明かに應神天皇とせず、貞觀年中大安寺の僧行教、武内宿禰の奇を以て八幡神を石清水に遷し祭り、公然之を其祖先武内の仕へ奉れる應神天皇を祭れりと云へるより、其説朝野に傳播し、朝廷亦之を信じ、稱するに顯祖の號を以てし、暗に應神天皇を指すものに似たりと雖も、猶ほ公然天皇とはなさゞりき、然れどもこれより皆八幡神を以て應神天皇とし、世人の信仰を受け、諸國莊園御厨を獻するもの多く、其土地に必ず八幡宮を勸請奉祀するに至れり、今諸國に八幡と稱する地名の存するは、皆其舊地なり、之に加ふるに清和源氏の諸將弓矢神として尊崇厚かりしを以て、日本全國に八幡宮多く奉祀せらるゝに至れり(八幡の神の考、八幡地名考)

ハチモンジヤジシヤウ　八文字屋自笑

名義　姓は安藤、通稱は八左衛門、自笑と號す、屋號を八文字屋といふ　沿革　世々京都鉄屋町誓願寺下る町の書肆にして、淨瑠璃本または草子類の出版發賣を業と爲したり、寛永六年生る、寛永の初の頃より江島屋其磧を聘して役者評判記、浮世草子の類を著作せしめ、自店より匿名にて出版したるに、當時の嗜好に應じたるのみならず、四川絵信の挿圖また呼び物となりて、大に世に行はるゝに至れり、世に之を八文字屋ものといふ、同七年頃より以後は、其磧の承諾を得て、其磧著作の小説類に、皆八文字屋自笑の名を署したり、これより自笑の名一時高し、蓋し自笑は非常に名譽を好みたれば、盛利益上の約束を結びて、其磧を納得せしめたるものなるべし、されば當時自笑の名を署したるものは、いづれも其磧の作なりき、然るに久しからずして自笑、其磧と不和を生じ、其磧は八文字屋を去りて獨立し、自ら江島屋を開き、浮世草子の出版に從ひ、互に相爭ひしのみならず、出版書の中に、從前自笑の名を署したる草子類は、皆其磧の作なることを暴露する等のことありて磁軋したりしが、享保四年に至りて和解し、爾來其磧の作にして、八文字屋より出版の書には、自笑と連署し、他の書肆よりして元文元年其磧歿するに及び、更に多田南嶺の名を揚げ予して、自笑著作として世に出せり、延享二年十一月歿す、年八十餘、京都二條寺町本覺寺に葬る○自笑歿してより五年の後、南嶺また逝き、一時世を風靡したる八文字屋ものは遂に衰へたり、「セツセツ」「エツマヤキセキ」(平盛衰記)

ハチリウノヨロヒ　八龍鎧　源氏重代相傳の鎧の名、源義家後三年の戰の時、八大龍王の形を、銀にて鎧の胸板に押付たるものとす、鎌倉本保元物語には、龍を八づゝ打ちて、一の板に附る故なり也とも見えたり(異本保元物語)

ハチワウジセンニンドウシン　八王子千人同心　名義　江戸幕府の職名、武州八王子に住し、甲州口を警衛し、また交替して日光江戸兩所の火の番を勤む、同心の人數千人あるによりて名づく、また八王子千本鎗の衆、長柄同心、八王子千人組とも稱す、同心百人づゝを一組とし十組あり、各組共組頭一人ありて之を率ゆ、八王子千人頭といひ、鎗奉行の支配、役高二百俵とす　沿革　武田北條二氏の遺臣にて、德川氏に歸降せるものなりとも、又は武田氏の遺臣にして、北條氏の殘黨に備ふる爲めに、八王子に在衛せしめしものなりともいひ、詳かならず、但し德川家康が關東入部の頃よりして、此團隊ありしは明かなり、承應元年六月はじめて同心一組を以て日光山の火消を勤めしむ、寛文二年正月從來千人頭二人、同心百人づゝ、日光に在りて防火の事を勤めしが、爾來頭一人、同心五十人づゝ在山すべしと令せらる、これによれば、承應以前二組にて其任に當りしことありと見えたり、尊て寶永元年十月三組三百人、其頭三員、交代して江戸に出で、府下の火の番を勤めしむ、後ち二組出府することなりしが、同五年其任を免じ、日光のみ舊のごとくならしめたり、寛政年中に至り、千人頭原胤敦に命じ、同心の子弟三十人を率ゐ蝦夷に赴きて開拓に從事せしめ事あり(柳營年表雜錄、德川實紀、官制沿革略史、古事類苑官位部)

ハツ　鈸　法要に用ふる樂器の一種、ハチとも云ふ、又銅鈸子、大銅鈸、銅盤、饒鉢(ドウバツ)とも云ふ、南齊の穆士素始めて之を造る、圓數寸あり、其大なるものは、圓數尺にして、扶南、高昌、疎勒等の諸國より出づ、并に隆起して浮漚の如く、章を以て之を貫き、相打ちて樂を和す(佛教いろは辭典、佛像圖彙)

ハツウ　鉢盂　僧尼の食器の一種、梵語波多羅(一に鉢多羅)譯して應器とも、應量器とも云ふ、佛本行經に、釋迦牟尼が商人の供養を受けんとする時、四天王金鉢銀鉢の寶器を捧ぐるも、出家の持つものにあらずとて受けず、遂に石鉢を持ちたりとあり、勅修清規に「楚鉢多羅、此譯二應量器一、今略云二鉢一」と見ゆ、僧尼の要具なり(禪林象器箋)

ハツウマウデ　初卯詣　江戸時代民間年中行事の一、毎年、正月の初の卯の日に、攝津にては住吉社、江戸にては龜井戸の天神境内なる妙義社へ參詣するをいふ、二回目の卯の日を二の卯、三回目の卯の日を三の卯と稱し、同じく參詣す、起原及び所由詳かならず、此日江戸にては、諸人皆火防符、妙義符といへる開運出世の守護符を受け、髻に挟みて歸る、また繭玉を賣る商人多し、緣喜の爲めとて購ふ者尠なからず、なほ天保二年より卯杖卯槌をも鬻ぎたりといふ、住吉にても赤俗に卯の札といへる神符を出し、諸人之を求めたりき(歳事記梁塵、東都歳事記、風俗畫報)

ハツウママツリ　初午祭　名義　毎年二月の初の午の日に行ふ稻荷社の祭をいふ、諸神記に「元明天皇和銅四年二月九日、倉稻魂神始現二于伊奈利山一、以二長暦推一之、則某日當二初午日一、今不レ用二九日一」而以二午日一、諸人參詣、俗謂二初午參一と見え、神社啓蒙に「當社影向之日、偶二月初午日、故至二今用一此日一こ

とあり、倉稻魂神は稻荷社の祭神なり、只て其基く處を知るべし、但し大和國豐秋津島卜定記には、二月九日を二月十一日に作る、いまだ孰れが是なるを知らず、なほ右にいへるは、山城國紀伊郡三つ峯の稻荷神社のことにして、同社は諸國稻荷神社の總本社なれば、諸國にてもまた之に倣へるなり(起原沿革、紀貫之集、源順集、枕草子等に山城の稻荷社へ初午詣せることを見えたれば、平安朝時代の初期既に此事ありしを知るべし、なほ夫木抄に「二月やはふ初午のしるしとて稻荷の杉はもとの葉もなし」といへる光俊の歌、「稻荷山杉の青葉なかざしつゝ歸るはしるきけふのもろ人」といへる知家の歌を載せたり、尋常の參詣者は、神蹟の杉の枝を折り歸りて、家に納むること行はれしが、後世は此事なし、江戸時代には諸國のあらゆる稻荷社にて初午祭あれど、尤も盛んなるは山城の稻荷神社にして、之につぎては、大阪の玉造稻荷、眞田山の稻荷、江戸の王子稻荷、烏森稻荷等なりき、また此日小兒をして寺子屋に入門せしむるもの多し、資井其角の句に「いの字より習ひそめてや稻荷山」などと見えたり(初午考、東都歳事記)

バツカ　暮下　近衛大將を云ふ、「バクフ」「コノエフ」を見よ、

ハツカウ　八講　法華八講(ホッケハッカウ)を見よ、

ハツキ　葉月　八月の異名なり、其義詳かならず、(一)葉落月の轉なりといひ、下學集、日本歳事記、歳時語苑等皆此説に從へり(二)類聚名物考には、此月はじめて雁來れば、初來月の略なるべしといひ(三)語意には、稻を張月の略なるべしといひ、古事記傳、古今要覽稿、亦

(上獄馬御)

此説に從へり、而して、は月といへる詞の見えたるは、後撰集の詞書には月ばかりにまた「は月中の十日ばかりに」などあるをはじめとすべし、されど葉月と漢字を當てたるは後世のことにして、これは第一説の義に從ひたるものなり(古今要覽稿)

ハツキモン　白綺門　大内裡四樂院十七門の一、閤以北の通門ともいふ、印本拾芥抄「ビヤクキ」と訓あり、豐樂殿は四廂四面の中央に在り(大内裡圖考證)

ハツケ　八家　千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須の八氏を云ふ、又鎌倉八家とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳ならず(豆相記)

ハツサク　八朔　名義　公武年中行事の一、八月一日の節ないふ、又特牲の節、田實の節、田面節、懸の節句、天中節、瓜節供、葛子節供等の名あり　沿革　朝廷の儀式は、古き時代詳かならず、室町時代には、公卿以下、杉原檀紙等種々の物を獻じ、幕府よりも太刀目錄を獻ず、皆返し賜ふ、江戸時代には、幕府より馬太刀を獻ず、御馬獻上と稱し大儀たり、馬は關東の牧場より駿馬を選びて是に充つ、當日二條大番頭使な勤む、正德三年迄は長袴なりしが、四年より衣冠に改め、諸大夫の間より昇殿す、馬には絹ばかり着せて、鞍の手綱をつけ、諸司代與力と給人と兩人、素襖にて御を關へ牽く、御車寄には頭傳奏坐せり、かくて左右馬寮の官人、裝束にて下司召連れて之を請取り、穴門より褰を下し、清涼殿の南庭へ牽く、御庭の中より女房簾を動かすを見て退出す、尋で主上鬼の間に出御あり、又幕府へ返しとして打技、大高檀紙、銚子、提手を賜ひ、兩傳奏より關東へ渡す、馬は年誓に御附の武家に賜ほるといふ、なほ馬の毛色は何色にても、目錄には月毛と

書くこと故實なりしが、堀田正倭老中の時、右筆頭久保吉右衛門、舊慣によりかく記したるを、正倭見咎めて、毛色遠へりといひしに、吉右衛門過言爲したるより、卽坐に改易せられ、爾來は毛色のまゝに記すことゝなれり。武家の儀式もまた、鎌倉時代は明かならず、室町幕府にては、朝廷の如く、公家、諸大名、外樣衆、御供衆、申次以下出仕して賀詞を述べ、太刀馬を獻ず、返しあり、江戸幕府にては、正旦に次ぎたる重儀たり、萬石以上以下出仕して賀詞を述べ、皆白帷子長上下を着用す、太刀目錄馬代を獻ずること、元日の儀と同じきも、此日は官位に關はらず、三千石以上より諸大名に至るまで悉く之を獻る。太刀獻上と稱す、また禁裡へ馬獻上の事あるは、前に述べたり【追加】【追補】もと武家より起りて朝廷に及びたるものなれども、起原洋かならず、吾妻鏡寶治元年八月一日の條に、恒例の贈物を停止すべき事を、諸人に觸れられし旨見えたり、同書を通じて八朔の記事あるは、只此一箇所のみなり、蓋し其始めは、假初より事起りしが故に、記さゞりしものにして、また同書の体裁は、年を經て恒例となりし上は、之を載せざる例なれば、前後に書きあらはさず、茲に至りて諸人の進物を停められし事のみを、記したるものなるべし、康富記には後鳥羽天皇の末つ方、鎌倉より事起ると語り傳ふとあり、而して其風朝廷に移りしこと、また明かならざれども、公事根源には「或說には、後嵯峨院まだ若宮にて、外戚通方卿の亭に御座ありし時、御閑素を慰め申さんとて、近習の男女密々奉りけるに、其後ふしぎに聖運を開かせ給ひしかば、御嘉瑞なりとて、內辨內記日記寶治元年八月一日の獻に「たのめど深きにほひとぞなる」とあるは、悉といへる風俗を詠みたるものなれば、其頃既に行はれしならん、されど幾もなく絶えたりしを、後伏見院の時、再興したれども、また連綿せず、康承二年更に再興してより以後、引續きて此儀あり、武家にても、寶治元年に進物を停止したれども、儀式は廢せざりしのみならず、其後また進獻のことあり、室町幕府には、月次の儀を重んじ、源は內々のことにてありしを、成氏年中行事には、月次の禮を停めて八朔御祝と號し、御賴進土の事のみ記したれば、重立し儀式となりしは、此頃として重んじたるが、其所以につきて二說あり、一は、天正十八年德川家康關東入部の時が、八月朔日なりしより、吉例となりたりといひ、白石手簡、殿居鑑等此說なり、二は、元和元年大阪落城の後、天下一統の賀儀なるが故なりといひ、記して疑を存す、なほ馬獻上のことは、慶長十五年より始めて史に見えたり、なほ此時代には、一般にも節日として祝賀し、知人の間互に贈答の儀ありき（拾芥抄、武家名目抄、古今要覽稿、幕朝年中行事自歌合、德川盛世錄、日次記事、內安錄、骨董集）

ハツシウマハリ　八人

イ）の職員の條を見よ、

ハツシキノカバネ

十三年十月に制定したる八種の姓をいふ、眞人、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、連、稻置是なり、此內眞人より道師に至る五姓は、舊來なき所にして、此時始めて定めたるものとす、されど史籍に、朝臣、宿禰、忌寸、道師、臣、稻置の見ゆれども、連のみ見えざるのみならず、八色以外の姓も此後なほ多し、蓋しかく制定したれども、十分に行はれざりしものなるべし、尙ほ各條及び「カバネ」參看（書紀、古事記傳、古事類苑姓氏部）

ハツシンデン　八神殿【異稱】神祇官構內に在る一殿【配置】神祇官西院の西築墻內【規模】廣さ南北十丈、東西三丈、朱の玉垣を東南北の三方に圍らし、東面三箇所（北第一殿、第五殿、第八殿の前）に鳥居を設く、北より第一殿とし、八殿相並びて東面し、丸木の堅魚木を棟上に置き、また樽風あり、殿內に御體を安ぜず、只賢木を用ふといふ（大內裡圖考證）

ハツシャウ　八省　令制に、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮內の八者を云ふ、委しくは各條を見よ、

ハツシャウヰン　八省院　朝堂院（テウダウキン）を見よ、

ハツシャウダウ　八正道　佛教の修行條目を云ふ、釋迦牟尼は、煩惱を斷滅する方法として、八正道を說けり、卽ち正見、正思惟、正語、正業、正精進、正定、正念、正命之なり（阿含經）

ハツシュウ　八宗　佛教の八宗派を云ふ、卽ち華嚴、律、法相、三論、成實、俱舍（以上南京六宗）天台、眞言（以上北京の二宗）是なり、各條參看（八宗綱要）

ハツスケ　八介　下總の千葉介、上總の上總介、相模の三浦介（以上三介と云ふ）伊豆の狩野介、出羽の秋田城介、近江の井伊介、加賀の富樫介、周防の大內介を云ふ、何頃の稱呼なるか詳かならず（安齋隨筆、類聚名物考）

ハツセデラ　長谷寺（泊瀨寺）【所在】大和國城上郡（今磯城郡）初瀨村泊瀨山○豐山神樂院と號す、又本長谷寺とも云ふ【宗旨】新義眞言宗豐山派

の本山○本尊十一面觀音、西國三十三札所の第八番【異稱】【納經】【靈驗】亀年中弘福寺の修行僧道明、文武天皇の爲めに造立す、寺傳に、養老五年草創する所と云ふ、元亨釋書に、神龜三年成り、行基導師として落慶すと、又道明、德道戮力して建立し、近江國高島郡より流出せし靈木を以て、穗主勤、穗文會をして十一面觀音を作らしむると云へり、元正天皇稻三千束を賜ひ、聖武天皇神龜元年勅して御願寺となす、神護景雲二年長谷寺に行幸して田八町を寄す、承和十四年觀音の靈驗著しきを以て、定額寺及び官長をして檢校せしむ、延喜年中料稻二千四百束と定む、創建以來火災に罹ること十數次なりしも、世間の信仰最も深く、寺運益々盛んにして、結構の宏壯今に衰へず、二王門を入れば、長廊を山腹に架し本堂に至る、慶安三年造立する所なり、本尊十一面觀音は、高二丈六尺、天文年中東大寺の佛工眞學及び丹後の作る所なり、小池坊は觀音堂の四の岡上に在り、妙音院と云ふ、天正十一年根來より移したるものにて、今の住は寬文七年德川家綱の建立する所なり○寶物に、銅盤法華說相圖あり、千體釋迦板佛とも云ふ、竪二尺五寸、幅二尺、厚六分、中央に多寶塔を鑄出し、四傍に無數の諸菩薩を充滿す、其鑄造の技精妙なり、下段に銘文あり、近年五重大塔燒失後、灰中より現出したるものと云ふ、其他觀音銅像、菅公の筆と稱する長谷寺緣起、土佐光茂筆の長谷寺繪緣起、聖武天皇所納の經卷及び經筥、香爐、彌陀來迎圖等頗る多し（續紀、三代實錄、日本紀略、長谷寺緣起、大和廻、國寶目錄）

ハツダウ　法堂　佛敎伽藍の法を說く堂を云ふ、百丈清規に「不立佛殿唯樹法堂者、受佛祖親囑云々」とあり、七堂伽藍（シチダウガラン）參看（禪林象器箋）

ハツト　法度　法規をいふ、轉して禁制の意にも用ひたり、卽ち武家諸法度、諸士法度、五山十刹法度等いへるは、幷に武家より出すべき法規の義なり、夏山雜談に「泉首を獄門といふやうなる事は、誤ても妨なし、禁制と法度とを、世俗に同事のやうに覺えたる人もあり、是等は事により也と書く、法度は、濫妨狼藉せざる事御禁制なれば、義理に背きたる事もメコ呑む事御法度なりとしてはゆるなり」といへるは、其本義にして、正に此說の如くなるべし、されど江戸時代の中葉以後は、通俗に禁制と同じ意にも用ひたること事實なり、卽ち不義は御家の御法度といひ、また博奕は天下の御法度などいひしは、法規の義にあらずして、禁制の義なりとす、されば兩樣に用ひられしこと知るべし、

ハツトク　八德【名義】胴服をいふ、形十德に似たるより、かくいへるものなるべし【關係作】瓦礫雜考に「猶近代のものにて、仕立て樣一樣ならず、尤故實もなきことなり」とあれば、定まれる制もなきことを知るべし、紋所あり、染色定まらず、地は布又は木綿等にて作れり【着用】もとは鎭臣下部等着用ぜり、蟾川記には「肩衣の上に、八德又は皮衣など打かけ、貴人の前へ參候事、いかゞに見え候也」とあれば、室町時代には士人も着したりと見ゆ（眞文雜記、瓦礫雜考）

ハツトリランセツ　服部嵐雪【名譽】通稱久馬助（或は彖助、又彖之助）後ち彦兵衞（或治助）と改む、俳名初め嵐亭治助といひ、後ち嵐雪と稱す、蕉落庵、寒蓼堂、雪中庵、不白軒、玄峯堂、石中庵、山風亭の諸號あり、法名雪中庵不白玄峯居士【葬所】詳かならず【墓標】淡路小榎並村人（綾錦卷には、江戸湯島生るとあり）承應三年生る、長じて江戸に來り、はじめ新庄隱州侯に仕へ、後ち井上相州侯（或曰河州侯）に仕へたりといふ、幾もなくして、松尾芭蕉の門に入りて、俳諧を學びたり、其時代に關しては、俳家奇人談には家を出でたる後に、蕉門に入りたりとし、風俗文選、作者列傳には、蕉門に入りたる後の出家とし、之を詳かにすること能はず、而して蕉門にありて、其高足として知られ、寶井其角と名聲を等くし、芭蕉歿後には、江戸俳壇の牛耳を執り、其門に遊ぶもの甚多からず、世に此一派を雪門と稱す、其作句に就て之れを見るに、調藻の豐富なる、格調の溫雅にして精緻なる、彼の其角が豪宕磊落の風ありしに似ざるのみならず、その性行もまた其角の放縱なるに比し、嵐雪は稍々老實なりしといふ、寶永四年十月十三日卒す、年五十四、江戸駒込竹町常驗寺に葬る、深川長慶寺の墳墓は、後ち門人の建立にかゝるといふ、嵐雪また繪畫を能くし、なほ齊雲和尙の會下に參じて、大に得る處ありしと傳へらる【門人】清水周竹、三田白峰、吉田白砂、熊谷素秋、櫻井東登（雪中庵二世）和田東湖、帶金舞山、稻十、稻川當圓、大塚窒和（一世）高野百里等尤も著はる【著書】其濱木綿、杜撰集、芭蕉翁一周忌集、わかな集、其袋、若水集（俳家奇人談、風俗文選、綾錦、江都諸名家墳墓一覽、俳家人名錄、類題發句集、俳諧年表）

ハツノコホリ　蟠豆郡【所在】三河國【起源】延喜式に始めて見えたり【沿革】和名抄に能東、八田、磯伯、意太、大川、大濱、新島、修家等の鄕あり、以後變更なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ハツバウジロノカブト　八方白兜

銀にて其全面を包みたる兜を云ふ、貞丈雑記に、「今世甍工の俗説に、胄の左右二方銀にて包みたるを、八の字にかたどり、八方白と云ふは非也、四方白は四方を銀にて包み、殘る四方は鍍地也、其鍍地の處をも、銀にて包めば八方白也、是一面に銀包の胄になる也、一面に銀をきせたるものなる故、銀のうすかれが、日よけになる也云々」と見えたり、

ハツビンハ　八品派　日蓮宗の一派、日隆を派祖とす、法華經本門十四品中に於て、適出品より、囑累品に至る八品を以て、正依の經となせるより名づく、勝劣派の一分派なり、京都の本能寺、駿河の光長寺、上總の鷲巣寺を本山とす、末寺三百三十三ヶ寺あり、明治三十一年本門法華宗と改む○日隆は、越中の人、俗姓桃井氏、字は深聞、精進院と稱す、至德二年生る、幼にして越中國圓城寺に入りて薙髪し、十八歳の時京都に上り、妙顯寺の日霽に師事し、法華經八品の深旨を究め、遂に一派を開く、應永二十七年に本興寺を、永享元年に本能寺を創め、爾來兩山師資相承ぐ、寛正五年寂す、年八十二、ニチレンシュウ」參看（佛教各宗綱要、日本佛教史綱、諸宗祖師略傳）

ハツブリ　半首（半頭）　額部を覆ふ戯製の武具、内胄を射られざる爲にして、また半頬、目の下の頬當を着たる時、顔面の全部を全く掩ひ得る料

（軍用記所載）　（北野天神記所載）

なり、此上に烏帽子、胄なども着用す、保元物語などに見えたれば、平安朝時代の末期より起りしものなるべし（本朝軍器考、軍用記）

ハツベイシ　八平氏　桓武平氏の末流にして、坂東地方の豪族たる千葉、上總、三浦、土肥、秩父、大庭、梶原、長尾の八氏を云ふ、又坂東八平氏とも云ふ、何時頃よりの稱呼なるか詳かならず（書言字考節用集、武家職考）太平記追加奥勢跡道々合戦の條に「江戸葛西三浦鎌倉坂東八平氏云々」三浦大多和合戦の條に「江戸豐島葛西河越坂東八平氏云々」など見えたり、

ハツモミヂ　初紅葉　襲の色目の名、表は萌黄、裏は青なるものの如し、秋季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看（深窓秘抄）

ハツユキ　初雪　襲の色目の名、表白、裏うすみどりのものの如し、十一月頃に用ふ、「カサネノイロメ」の挿繪參看（藻鹽草）

バテレン　伴天連　耶蘇教の傳導師をいふ、ポルトガル語パドレの轉、院主又は和尚と譯す、父の義、また破天連、頗哆連、巴禮、馬轉連、馬天連などと書したり、吉利支丹宗門（キリシタンシュウ）參看（史學雜誌、往時の西洋交通が國語に及ぼしたる影響）

バトウ　抜頭　名樂　一、或は乞食調とも云へり、一名宗妃樂と稱す、古樂にて小曲、一人舞、答舞還城樂、蘭陵王、納曾利、散手、貴德、青海波、皆西域の胡父、猛獣の爲めに噛み殺されしかば、其子獣を案めて父の仇を報ぜしに象どり、此舞を作りしともいひ、又唐土の后妃嫉妬のあまり、鬼となりしかば、棟に籠められたりしを、破り出で、舞ふ姿を摸せりとも云へり、これが傳來に就ては、遼陽門僧正、又は沙門佛哲なりとも稱し、詳かならず、伴内麻呂此曲を善くせり、競馬等の節會に用ひ、相撲節の時奏之を奏す（體樂志、歌舞音樂略史）

バトウクワンオン　馬頭觀音　六觀音の一、頭上に馬頭を戴ける觀音にして、觀音が、轉輪王の寶馬が、須彌山の四方を馳驅するが如く、大慈悲心を行ふことを形容したるものなり、大日經疏五に詳說あり、

ハトノツエ　鳩杖　鳩を以て飾としたる杖を云ふ、老人の攙ふるもの、内裏にて御賀ありし時、鳩杖を奉らしむることあり、或は臣下の算賀の時に、特に宮中より賜ふことあり、宮中に杖を許さるゝは多く此杖なり、後漢書禮儀志に「三老五更八十九十賜二玉杖一長尺九、端以レ鳩爲レ飾、鳩者不レ噎之鳥也、欲二老人不一レ噎」と見えたり、其創は、竹にて鹿杖（今の檜木杖）を造り、杖に葉のつきたる枝二ツありて、上の檜木の端に鳩を造付くと醒中漫話に見えたり、清輔奥義抄記に「ほとのつゑにすがれるすがたの云々」新後拾遺集神祇の部に「石清水社の歌會に、源家長朝臣、やはた山神やきりけんはとのつゑ老いてさかゆくみちの爲とて」などあり、亦建仁三年十一月廿三日、後鳥羽院が薩原陵成に、九十賀を賜ひし時、鳩杖を賜はれり、其時の眞經日記に、「其北置二鳩杖一以レ銀作レ之、件杖竹形也、其上居レ鳩也、有二一杖二葉一、件葉香二和歌一、老には、宮中より、優待の思召にて、之を賜ふ、

ハナアヤメ　花菖蒲　襲の色目の名、表白、裏萌黄なるものをいふ、夏季之を用ふ（藻鹽草）

ハナザクラ　花櫻　襲の色目の名、表白、裏青なるものをいふ、春季之を用ふ（胡曹抄）

ハナシヅメノマツリ　鎮花祭　朝廷に於て、毎年三月吉日を卜ひ、大神狭井の二神を祭るをいふ、蓋し春花飛散の時に、疫神分散して病を行ふが故に、其鎮遏の爲めに必ず此祭あり、故に鎮花といふ

と、令義解に見えたり、大神、狭井の二神は共に大物主神にして、前者は其和魂、後者は其荒魂なりと傳ふ、神祇官にて之を行ふ、崇神天皇の時、疾疫流行したりし時、大物主神の告により、太田々根子をして、同神を祭らしめたるに、疫病忽ちにして息みたること、史に見えたれば、それよりして此神を尊ぶなるべし（書紀、令義解、公事根源、大三輪神三社鎭座次第）

ハナリノウヂ　花園氏　姓は藤原、閑院家の一なり、正親町三條公兄の二男左近衛中將實教の男、公久を祖とす、右中將從四位下となり、寛永十二年卒す、その子實滿、參議從二位となる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○公久——實滿——公晴——實庫——公純
實章——公燕（ナル）——實路（ミチ）——公總（フサ）——實延——公季

ハナリノテンワウ　花園天皇　名諱　御名は富仁、法名遍行、萩原法皇と稱す　系統　伏見天皇の第三皇子、母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女、第九十五代の天皇、系統　永仁五年七月降誕、皇兄後伏見天皇養ひて子とす、正安三年八月、後二條天皇の皇太子となり、延慶元年八月、後二條天皇崩ずるに及び、同月踐祚、十一月十六日卽位あり、在位十一年、改元すること四、文保二年二月廿六日位を後醍醐天皇に讓る、因て尊號を上りて太上天皇といふ、元弘三年三月、後醍醐天皇隱岐より還幸あるに及び後伏見上皇と共に移りて六波羅に御し、五月また伊吹大平護國寺に幸し、留まること十八日にして京都に還る、建武二年十一月、薨髪して、萩原殿に居り、正平三年（北朝貞和四年）十一月十一日崩ず、壽五十二、山城國愛宕郡栗田口村の十輪院上陵に葬る、天皇學

ハナヂ　放出　本家より突出たる屋室をも云ふ、即ち左圖の如し、今普物

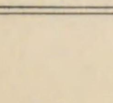

ひんがしのことにふかう、しなさせ給うて云々」また其下文に「西の放出をしつらひて、御くしあげのないなどとも、やがてこなたにまいれり云々」と見えたるが、源氏物語の諸註に、いづれも母屋なしきりたる放出としたるは謬なり（家屋雜考、貞丈雜記）

ハナヂシツトク　放十德　「シツトク」を見よ、

ハナナデシコ　花撫子　襲の色目の名、表紫、裏紅なるものをいふ、夏季着用す、「カサネノイロメ」の挿繪參看（藻鹽草）

ハナノゴシヨ　花御所　室町殿を云ふ、足利義滿室町に第を起し、花を多く植ふるより、時人稱して花の御所と云ふ（貞丈雜記）

ハナノモト　花の本　連歌宗匠の權輿たる者の稱する號、宗祇が朝廷より此號を賜ひしに始まる、按ずるに花の本の稱は、もと連歌の意に用ひたり、十訓抄に「土佐判官道濟といふものあり、源氏狹衣たてわきに覺え、歌よみ、連歌を好みて、花のもと月の前すきありきけり」と見え、太平記に「將軍家の花の下の會を、かはゆげなる遊戯と歎るものなり云々」また「花の下の連歌どもを呼び下し」など見えたり、なほ沙石集にも「花の下の十念坊ありけるが云々」ともあり、十訓抄なるは、菟玖波集の開正慈遍が眞名序に「或ニ花下一或ニ月前一」とあり、同書光圓殿の假名序に「世々のひじりのみかどら撰集に加へ、家々の道を得たる人も式目をつくりて、久しく雲の上のもてあそび、花の下のたはぶれとなれりけり」などあると同じく、風雅の趣を逸べたる詞に過ぎざれども、太平記なる花の下の會とは、連歌の會といふ事なるは論なし、依て沙石集なる花の下の十念坊などいへると合せ考ふるに、當時連歌師の事なる花の下とか、花の下衆とかいへるにはあらざりしか、更に又按ずるに、後鳥羽院の時、連歌の上手を柿本衆、下手を栗下衆と名づけられしことあれば、是等に準擬して宗匠號となりしものなるべし、宗祇の

後、宗長、里村紹叱、松永貞德、北村季吟等皆花の下と號したり、なほ紹叱の後裔は江戸幕府に仕へて、柳營の連歌師たりしより、世々此號を繼承したりともいへり（小夜の寢覺、文藝類纂、續俳家奇人談、明良帶錄、南窓閑話、野史、古事類苑文學部）

ハナハケンゲウ 塙撿校 塙保己一（ハナハホキイチ）を見よ、

ハナバタケバン 花畑番 江戸時代、小性組を云ふ、「コシヤウ」を見よ、

ハナハホキイチ 塙保己一 名號 本姓萩野、後ち師雨富須賀一の本姓なる塙を冒す、幼名辰之助、後ち千鋼、保木野一と稱し、更に保己一と改む、水母子と號す、法名和學院總撿校心眼明光居士 系統 萩野字兵衛の子 事蹟 延享三年武藏國兒玉郡保木野村に生る、五歲より肝を病み、七歲明を失ふ（年譜には五歲の時とす）寶曆十年（年譜八年とす）江戸に登り、雨富撿校須賀一の門に入り、翌年また萩野宗因に國書を、川島貴林に漢籍及び神道を、山岡俊明に律令を、東禪寺の僧孝首座に醫書を學びしが、十三年一座の衆分となり、寶曆六年、賀茂眞淵の門に入るや、されど其冬眞淵歿したれば、從學する事半年餘に過ぎざりしといへり、安永四年勾當に進み、此時保己一と改む、八年始めて群書類從編纂の志を起す、天明三年撿校に進み、四月また日野資枝に就きて和歌を學び、資枝の歿後外山光實に從ふ、五年水戸文公に見えて盛衰記の校正に預り、月俸五口を賜ひ、功華嚴の連歌師たりしより、世々此號を繼承したりともいへり（小夜の寢覺、文藝類纂、續俳家奇人談、明良帶錄、南窓閑話、野史、古事類苑文學部）

（塙忠韶氏所藏）

ハナヤマフキ 花山吹 鬱の色目の名、裏薄紫葉、裏黃なるものを云ふ、春季之を著用す（カサネノイロメ）の挿繪參看（胡曹抄、雁衣抄）

ハナレモノ 維物 甲の胴の威毛と、袖の威毛の色の違たるを云ふ（軍用記）

ハニフノコホリ 埴生郡 所在 上總國 起源 延喜式に始めて見ゆ 沿革 和名抄に、埴生、埴石、小田、坂本、横渠、河家等の郷あり、始め此郡の東境、古（一宮川南の地に沿うて、東海に至りしが、後ち郡界變遷して、其地長柄郡に入れり、郡名考、ハニ

と稱し、地誌提要「ハブ」「ハニフ」兩樣に訓す、明治十三年之を上埴生郡と改稱せり、明治廿九年長柄郡と共に廢して長生郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ハニフノサカモトノミサザキ 埴生坂本陵 仁賢天皇の御陵、河内國南河內郡藤井村大字野中に在り、西南に面して、其形前方後圓、高さ二丈、四周に隍あり、兆域方二町、守戸五烟を置く（禮樂志、陵墓一覽）

ハニワ 埴輪 名義 上古墳墓の周圍に樹てたる埴製の器物をいふ、周圍に輪の如くに並列したるより名づく、また立物ともいふ 種類 圓筒（土管形）爲したるもの、坪井理學博士の說に從へば、最初は墳墓の崩れざる爲、土留の用に供し、後には神社の玉垣と同じく、區域を定むる用に供したるならんといひ、喜田貞吉、和田千吉の兩氏は裝飾ならんといへり）土器（笠、偶、靫、楯、鉢、壺、鐘形の物等） 起源沿革 垂仁天皇卅二年、皇后日葉酢媛薨じたる時、野見宿禰が、陵墓に生人を埋立つるの風に代へんが爲め、埴を以て人馬及び種々の物の形を造りて天皇に獻じ、之を陵墓に樹て、後世の法則と爲さんことを請ひしかば、天皇嘉納し給ひ、始めて皇后の墓に立てしめたり、埴輪の制實に茲に起る、而して坪井博士は、從來陵墓の周圍に物を立て列れる風もなく、埴を以て諸種の物を摸造する風なかりしを、野見宿禰が突然此事を案出したりとは信じ難きが故に、垂仁以前早く圓筒を立て列ぬる風ありて、野見宿禰は、これよりして、其上へ土隍を作り添へることを考へしものならんといひ、喜田貞吉氏、また埴輪を述つるとき、或は垂仁以前より存したりしにあらざりしかを疑へり、併に一說として、參考

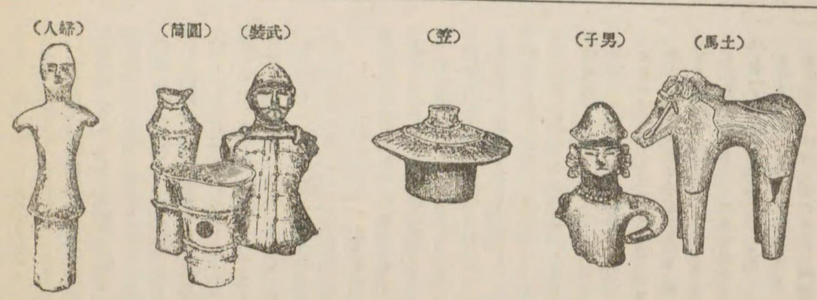

に資するに足る、これより埴輪を墓側に樹つると豪族間に流行したるがごとく、諸國に於て之を發見せり、而して統計の示す所によれば、其發見地は、凡て三十二國にして、東國地方最も多きを占めたり、これ中央學府附近は、調査十分なるが爲なるべきも、また以て其一斑を知るに足るべし、而して此風は何時まで存したりしか明かならざるも、孝德天皇の大化改新の時の詔に、埋葬に關する種々の制度を載せたれども、埴輪に及ばざるを見れば、當時既に絕えたりしか、または甚しく衰頽せるものなるべし、されど、埴輪が、文化の進歩比較的遲々たりし東北地方、殊に遠く磐城石代等に於て發見せらるゝより考ふれば、京畿附近に於て衰頽せる後も、なほ僻遠の地にありては、此風を存したりしならんとは、直ちに想像し得る所なり○埴輪土偶類（圓筒を除きて）は墳墓の如何なる場所に樹てたるかは、今なほ疑問中にありと雖も、和田千吉氏の研究によれば、甕形古墳にては、圓筒配列以外の地にて、普向ひて右の方、殊にくびれたる部分より出で、獨り土馬のみ其兩方より出でたる例、一ケ所あるのみなりといふ、これ元より一部分の研究に留まれりと雖も、記して參考に供ふ（書紀、ハニワ考、東京人類學會雜誌、古墳橫穴及び同時代遺物發見地名表、考古界「古墳における埴輪の土偶埋沒位置」同「埴輪圓筒は果して土留なるか）

ハネダブギャウ 羽根田奉行 所屬 江戸幕府の職名、武藏羽根田の工事を掌る 起源沿革 千石高、役料五百俵、老中の支配にして芙蓉間詰とす、天保十三年十二月、始めて之を置き、田中勝行を以て之に任ず、十四年三月奉行組頭を置き、笹田治部右衞門を以て之に任ず、弘化元年六月之を廢す（吏徵附錄、續泰平年表）

ババ 馬場 乘馬の練習場を云ふ、古くはウマバと訓す、馬場の本を馬出、末を馬駐と云ふ、圍らすに垣を以てす、之を埒と云ふ、其結び方に雄埒雌埒あり、雄埒は高く結び、女埒は低く結ぶといへり、埒の外に、屋舍あり、馬術を觀覽し、或は點撿する處となす、昔時武德殿前に馬場あり、天皇臨御し

て射御を覧給ふ所なり、故に武徳殿と稱す、また馬埒殿、馬場殿、又はウマキ殿とも云ひ、其馬場を内馬場と稱す、又近衛兵衛二府の馬場あり、衛府の與士の調馬場なり、又此他に相撲馬場と云ふあり、其縦横相同じきを謂ふ、此他臨時に設くる馬場あり即ち犬追物、流鏑馬、笠懸等を行ふる、時、作るものなり、其作り様一ならず、即ち犬追物の時は圓形なり、弓杖十七杖四方にして小縄あり、大縄あり、共に繞らして輪状をなす、小縄は馬場の中央にあり、徑弓杖一丈なり、大縄は其外にあり、長さ廿一尋なり、其周圍に砂をしく、之を錬際と稱す、流鏑馬の時は、長二町となし、的を三ケ所に掲ぐ、馬かへる所は兩方に屬形を作る、埒は兩方にあり、笠懸の時は省と流鏑馬の時に同じ、但しさぐりの遠さ一町となし、廣さ一尺八寸、深さ五六寸となす、矢道の廣さは弓杖一丈となす、後世武家起るに及びて、馬術益々貴ばれ、殊に江戸時代に至りては、馬術を業とする專門家を生じ、至る處に馬場を設けて、之を教習するに至れり、而して幕府にては、城内吹上其他に馬場あり、また天和二年初て湯島に馬術修練場を設け、之を新馬場と云ふ、江戸砂子には櫻馬場と記したり、之に次で寛文の頃馬喰町の馬場、享保の頃木挽町馬場、高田馬場等出來せり、蓋し尤も古きは、馬喰町の馬場にして、寛文の頃に出來たりと云ふ、此他諸國にも二三ケ所より、多きは十數ケ所の馬場を作り、藩士以下、馬術の修練場に充てたりき（倭訓栞、法量物、流鏑馬次第、江戸名所圖會、古事類苑武器部）

ハバキ 繃（刀帶金、脛巾金） 柄の承口をして動かざらしむる爲めなり、刀の刃に帶くるが故に名づく、ハヾキカネの略、一説に、脚に帶く脛布の如きが故に、脛布金の義なりともいへど穩ならず、突掛鐶、一枚繃、二枚繃、上繃、下繃、太刀脛巾、古脛巾等あり、太刀脛巾は、まちなき一枚繃ないひ、古脛巾は、切羽の小なるものを、脛巾に作り付けたるないふといへり（和漢三才圖會、日本輿名、劍甲新論、下學集、武家名目抄）

ハバキ 脛巾 今いふ脚絆也（作繒子、絹、木綿等にて作る、形圖の如し、又菜にて作れるあり、これを菜脛巾といふ、（真丈雑記所載）

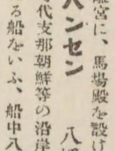

「イザヒハヾキ」とも「イチミハヾキ」とも訓む、（同條參看）著用 菜脛巾は、主上行幸の時、供奉の國司及び春日祭の使、舞人等之を着し、脛巾ほ、兵衛、衛士、主帥、赤脛巾は、衛府督佐等集會の日之を着用せり、脛巾もと裝束に付帶したるものなれば、大京都に戰死し、子顯興職親王に從ひて西海に赴く、興國元年足利尊氏、山名時氏を守護となす、正平中時氏、吉野に歸順して丹波、丹後、但馬、因幡、出雲、隱岐六國を併せ、後ち再び足利義詮に降り、諸子を分封し、本國を長子師義に與ふ、師義卒して其子氏之嗣さ、河村郡松崎に治す、元中七年其弟滿幸、之を足利義滿に譖し、擊ちて之を走らす、義滿因て滿幸を守護となす、滿幸孫に傳ふ、七世澄之に至り國勢日に衰へ、大永四年尼子經久に滅ぼさる、經久終に河村郡羽衣石の南條宗勝、久米郡岩倉の小鴨氏等を逐ひ、全國を併す、永祿中毛利元就本國を略定し、宗勝等を納れ、杉原盛重を泉山に置き、國内を鎭せしむ、天正八年豐臣秀吉西伐し、宗勝の子元續を誘降す、十年元就の孫輝元、秀吉と媾和し、本國及び備中の半を割きて之を織田氏に納る、明年秀吉、元續元清兄弟に羽衣石岩倉二城を分ち與ふ、十九年秀吉本國の半を吉川廣家に賜ふ、關ヶ原役後、德川家康、廣家及び南條氏の封を收め、中村一忠を全國に封じ米子城に治す、慶長十四年一忠卒し、嗣なくして國除す、明年加藤眞泰大洲（伊豫）に轉じ、一政事に坐して封除し、池田光政に全國を賜ふ、寛永九年光政備前に徙り、從弟光仲之に代り世襲す、明治維新鳥取縣より兼治す（參照）古へより管部の變遷左表の如し、尚ほ詳しくは各部の條參看すべし（日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

汗入	會見（アヒミ）	延喜式和名抄	古圖	郡名考（ヘグ）帳	明治沿革
同	同	拾芥抄	元祿國寛知集帳（ヘグ）	天保郷地誌提要	郡區編制
同	相見（アヒミ）會見（アヒミ）	同			新郡區編制
同	同	同			
酉伯					

日野	同	同	同	同
八橋	同	同	同	同
久米	同	同	同	同
河村	同	同	同	同
		東伯		

ハバサキモン 馬場先門 所在 江戸城廓門の一、和田倉門の南方に在り、此門内に馬場あるが故に名く、又背此の門は閉切にて、往來なかりしかば不明門とも云ふ（參照）寛文八年四月、火事の爲め馬場先門の往還を許し、橋を架す、是より馬場先門と云ふ、殿居寮に「當所は正德元年迄御門無之、文昭院樣當所にて馬場出來、朝鮮人騎射爲上覽之御床出來候後、御門出來、南角者御櫓有、明和九年大火に罹燒、日比谷御門升形の向、今石壘有之所也、當所御門外は、八代州河岸、元來增上寺舊地、朝鮮人來朝の節滯留致候所也」といへり、門衛には、諸代大名二萬石限り、番士五人、羽織袴を著く、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は外櫻田門に同じ（菜の一木、殿居寮）

ハハシロ 母代 其人の母分として、後見するものを云ふ、實母または繼母の義にはあらず（類聚名物考）天皇には准母（ジュンボ參看）と云ふ、大鏡内大臣道隆の條に「さて其の宮の上のさし次の四の御方は、御匣殿と申、御かたちいとうつくしくして、式部卿宮の母代にておはしませしも、はやうせさせ給ひにき、」源平盛衰記に「大和國の女、攝政基實公の北政所、高倉院の御母代を白河殿と號す」など見えたり、

ハハソノ 馬場殿 寢殿造にて、馬場に臨み世の馬見所に同じ、源氏物語野分卷に「うまばのおとど、南の釣殿などは、あやうげになんとて、事行ひのじろ云々」と見えたり、後鳥羽院は鎭馬を奬勵せられ、二條殿、京極殿を始め、水無瀨、宇治、鴨、泉等の離宮に、馬場殿を設けられし事、明月記に見えたり、

ハバンセン 八幡船 儀冠の徒、即ち室町時代支那朝鮮等の沿岸を侵略せる我國の逸民が乘用せる船をいふ、船中八幡大菩薩と記したる標旗を用ひしを以て、彼國人呼んで爾が云へるなり、南海通記豫州能島氏條に「この時我國の賊船各八幡宮の幟を立て、洋中に出でゝ、四藩の市舶を侵し掠めて其の財産を奪ふ、故に其の賊船を稱して八幡船と呼也」とあり、又野島流兵守徹船錄日竟にも見えたり、海軍（カイグン）儀寇（ヘカウ）參看、

ハフ 破風（搏風） 屋根の切妻の合掌形の板を云ふ、もとは神明造の千木と同一物なりしを以て、其形は直なるを本式とす、故に之を本破風とも云へり、現今之を據破風と稱す、其形ち屋背に據付たるが如き故に名づく、切妻破風の下に並べて二ツの破風を置きたるを千鳥破風と云ふ、入母屋造の四の御方は、御匣殿と申、御かたちいとうつくしくして、式部卿宮の母代にておはしませしも、はやうせさせ給ひにき、」源平盛衰記に「大和國の女、攝政基實公の北政所、高倉院の御母代を白河殿と號す」など見

き居る意なり（和漢三才圖會、家屋雜考、建築辭彙）

ハフタツ 葉二 横笛の名器、鬼丸とも名づく、朱雀天皇の重器、此笛は源博雅が朱雀門にて得たる笛なりといふ、博雅早世の後ち、僧淨藏綸旨によりて、此笛を吹く、此笛赤葉青葉各一あり、故に名づく、天下第一笛と稱す、後ち藤原道長に傳はり、後一條院御在世の時、藏人某を以て此笛を召されしことあり（拾芥抄、江談抄、樂器考）

ハフリ 祝 名稱 姓の一種 所在 古事記開化天皇の條に、御上祝とあるを初見とす、又姓氏錄に、鴨部祝、紀祝、波多祝、三歳祝等見えたり、祝部とは別なれば、混同すべからず、いま祝姓を帶びたる氏を擧ぐれば左の如し、「カベネ」參看（古事記、古

繝破風

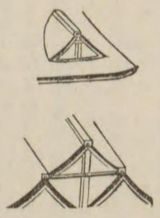

障泥破風　千鳥破風

（家屋雜考所載）

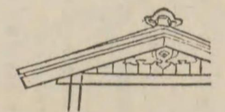

起破風

（建築辭彙所載）

先より突出したるものにして片流なるを繝破風（素經破風）と云ふ、本家に繝り付

事記傳、丹生祝氏文、新撰姓氏錄、姓名錄抄）

波多祝　三歲祝　鴨部祝　紀祝　御上祝　丹生祝

ハフリ　祝　名稱　神職の一、神社に奉仕して專ら祭祀に從事する者をいふ、祝子とも稱す、普通禰宜の下に位す、また神主、禰宜をも總稱する事あり、其義詳かならず、東雅に「袖振などいひし事のごとく、起舞して神を祭るものを稱せしにぞあるべき」といひ、儀制令には「羽振の義、羽は衣袖をいふ、立舞ふ袖などいへる義なるべし」といひ、同說なれど穩ならず、古事類苑編者の說に「はらふの義にして、攘災をいへるならん、卽ち禰宜祝は共に、新福攘災を司るものなれば、各其職の一を以て、分ちて名づけたるものなるべし」といへり、從ふべきに似たり

地理　**沿革**　仲哀紀八年正月の條に、伊賀彥といふ者を祝として、神を祭らしめたるあるを初見とす、また神功紀に紀伊國小竹、天野兩社の祝のことを載せたり、當時既に神を祭る者を祝と稱し、且神社に此職ありし事を知るべし、これより諸社にも此職ありしと見え、三輪祝（萬葉）鹿島大神祝（續日本後紀、天長十年四月）安藝國口輕神社正員祝、疑祝（類聚符宣抄、康保四年官符）片岡の祝（千載集）等見え、なほ諏訪社には大祝、擬祝、副祝（吾妻鏡、常憲院殿御實紀、儀制令）紀伊國天野社には一祝、二祝、三祝、四祝（紀伊國名所圖會）等の別を設けたりき、而して職員令を按ずるに「祝部（訓分祭主之餘辭者也、其祝者、國司於神戶中簡定、卽申太政官、若無神戶人者、通取庶人也」と見ゆ、後世祝は多く世襲となりたり、古事類苑神祇部）

ハマグリゴモンノタタカヒ　蛤御門戰　起源　文久三年、長州の藩士等京都に集り、類りに鎖港攘夷の說を唱へて、朝廷を動かし、遂に八月十三日大和に行幸し、神武天皇の陵を拜せらるべしとの勅を見るに至れり、會津薩摩の二藩これを見て、長州一派の過激黨を抑壓せんとし、急に中川宮、近衛關白等と策を定め、關下に伏奏して行幸延引のことを決し、更に長藩の堺門を警衛せるを解き、藩士の在京を禁ずると共に、堂上における過激黨たる三條實美以下の官爵を削り、その堂内を停め、宮中諸門の警備は、會薩二藩の兵を以て之に充つ、長藩士等已むを得ず、實美以下の七卿を率して本國に歸る、既にして長藩は、會薩の爲めに其勢力を失ひしを憤り、兵力を以て二藩を挫き、京都の形勢を一轉して、再び過激黨の朝廷を爲さんことを望み、辭柄を陳情嘆願に借り、家老福原越後、國司信濃、益田右衛門介に兵を授けて上京せしめたり、茲に於て長藩と會薩二藩とは、關下に戰を開くに至れり　經過　長州の三家老は、兵を具して東上し、福原越後は伏見に、國司信濃は洛西天龍寺に、益田右衛門介は山崎天王山に陣營を張りて、陳情の表を呈し、陰然謀る處あるの兆を顯はしたれば、一橋慶喜は會津藩主松平容保、薩摩藩主島津久光と謀り、三家老に日を期して歸國すべきを命じたれども敢て承服せず、慶喜等卽ち征討の策を決し、各々部署を定む、長藩茲に於て、七月十八日夜半、福原越後を首將として伏見街道より進み、松平三河守、戶田采女正を破りりて公家門に進入す、時に小松帶刀薩兵を率ゐて來り、會桑の二藩を援けて、盛んに砲撃せるを以て長兵遂に敗れ、來島以下自殺するもの多し、而して南面堺町門の方面は、竊に前夜より鷹司公の邸内に集り居たりし久坂玄瑞、眞木和泉等、天王寺より來りし兵を率ゐて、彦根、越前の勢と戰ひ、未だ勝敗の決せざるに當り、會薩の兵來援し、北風に乘じて火を鷹司邸に放ちしかば、長兵は黑烟猛火の中に包まれて散亂し、久坂玄瑞等死するもの亦多く、諸方面の兵悉く潰ゆ　結果　福原、益田、國司の三家老は、諸門の戰に敗れて、海路より本國に歸る、幕府卽ち、朝命を以て長藩主毛利慶敎父子の官爵を削り、且つ有栖川宮以下、長州與黨の公卿七十餘人の參內を停め、尋で禁闕に對して發砲せるを名とし、紀伊中納言を首將に、松平越前守を副將とし、山陰、山陽、西海、南海の二十餘藩に命じて長藩を追討するに決し、長州征伐は起れり、「チヤウシウセイバツ」參看、元治夢物語、幕府衰亡論、幕末小史、德川太平記）

ハマゴテン　濱御殿　所在　江戶芝濱、今は濱離宮と稱す　起源　沿革　芝濱附近は寬永の頃までは蘆葦叢生し、將軍鷹獵の場所なり、四代將軍德川家綱の時、この地凡五萬八千坪を德川綱重に賜ひ下屋敷となさしむ、其子家宣入りて將軍となるに及び、西丸御用御屋敷と稱したりしが、後ち濱御殿と改稱ぜり、寶永四年大に修理を加ふ、澁野土佐守長澄其工を助く、中島茶屋、海中茶屋、清水茶屋、觀音堂、庚申堂及び大手門橋等は皆この時に成れり、又從來御殿を守管せるものを、濱御殿預りといひしを、濱御殿奉行と改めたり、享保九年正月災に罹りて、茶屋以下多く燒失し、一時荒廢せしを、家齊將軍の時更に修理し、鵜の茶屋、藤の茶屋、藁葺の茶屋、御亭山殿掛、松原

腰掛、五番堀前腰掛、鹽濱、藥屋、新錢座、東屋等あり造營し、大に面目を改む、慶應二年十一月奉行を廢して海軍奉行の所轄となし、始めて石室を築き海軍所となす、明治二年七月軍務官、外國官これを管し、延遼館（註遼館）と名づく、三年十月苑地を宮內省に屬し、濱離宮と稱す、外國の賓客には往々此館を旅館に充て、或は招待することもあり、苑地大に荒廢に屬し、今は中島、海中、燕、藥葺の茶屋のみ存せり（御府內備考、瀨田問答、法令全書、圖藝考）

ハマダジヤウ　濱田城　所在　石見國那賀郡濱田町の北、松原浦龜山丘上○又龜山城ともいふ　起源　沿革　元和五年古田大膳大夫重治勢州松坂より入部して、始めて之を築く、其子重恒慶安元年卒して嗣なくして除封し、翌年松平康映入部、五代康福に至る、寶曆九年本多忠敞入部、明和六年に至り、本多康福再び本城主となりしが、天保七年康爵の時奧羽棚倉に移り、松平齊厚六万石を領し城主となる、慶應二年武聰の時、長人之を逐ひ城遂に廢す（八重葎、濱田鑑、武鑑）

ハマダヤヘエ　濱田彌兵衞　事蹟概略　詳かならず　事蹟　長崎の商人末次平藏茂房の配下にありて、海國貿易に從事し、其船長たり、當時東洋の海面には海賊の橫行甚しく、內外の商船、皆大小の銃砲刀劍を裝置せるを常とせり、彌兵衞の船も亦之を備へしが、會々其船、台灣府に寄港するや、和蘭水上警察所は、武器を引渡すべきを命じたるに、彌兵衞之を拒絕し、印度商會が斯る押領を爲すの不正當を唱へ、抵抗して屈せず、此に於て台灣總督ピーター、ヌイツ（第三代總督）は、彌兵衞を其家に招き、慇々として其始末を商議し、盛大の宴を設けて之を饗應し、彌兵衞の醉へるに乘じ、人を遣はして、彌兵衞の許諾を得たりと稱し、船中の武器を押收せり、既にして彌兵衞之を知りて大に憤激し、闔人を脅嚇するに、日本滯在の印度商會に返報すべきを以てし且闔人に服從せるシンカム種族の土人十六名を誘ひ去れり、かくて彌兵衞は暹國の後、末次平藏に出でんとし、寬永五年弟小左衞門、子新藏等を率ゐ二艘の商船に乘じて、台灣府に着し、異議なく二三の武器を引渡したり、總督ヌイツは、彌兵衞の伴ひたる十六人の台灣土人の中十一人を捕へて獄に下し、併せて日本皇帝（幕府を指すならん）よりの贈物なりとて携へ來れる品物をも沒收したれども、敢て意に介せざるが如くなりき、既にして二人の船長（何人なるか詳かならず）等は直ちに出發の願を聞届けられんが爲めに、一日ヌイツを訪問せり、ヌイツは船長に對し、出發の餘りに急激なるを意見を吐露しつゝありしに際し、別墅の園庭に潛み居たりし一隊の日本人、突然現はれ來り、衣服の下に隱しおきたる刀劍を提げて總督に源入者の一人たる彌兵衞は小左衞門、新藏の二人と共にヌイツに對して談判を開きしが、總督は直ちに急使を城中に派して事變を報じ救助を求めたり、會々船中に殘りたる彌兵衞部下の士も現場に來着し、竝に闔人との小闘はじまり、互に死傷ありしが、闔人は途に一万二千五十三斤の生糸、井に純銀八万六千マルクを彌兵衞に支拂へるを以て、彌兵衞は、總督の長子を質として長崎に歸帆せり、後ち肥後候これを聘し祿を賜ふといふ（台灣島志、事實文編）○近時、台灣に於て此擧を爲したるは、彌兵衞にあらずして天野屋太郎左衞門なりとするものあり、說は史學雜誌第七編第七號にあり、就きて見るべし、

ハマナノコホリ　濱名郡　所在　遠江國

起源　延喜式に始めて見えたり　**沿革**　和名抄に坂上、坂本、大神、驛家、貢代、英多、宇智等の鄕あり、後世大抵數智郡に入り、僅に白須賀驛を存す、明治廿九年長上及び數知轡田の三郡に屬せし區域の一部を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ハママツジヤウ　濱松城　所在　遠江國數智郡濱松○又引馬城とも稱す　**起源**　諸說あり、永正年間三善爲連久野佐渡守之家をして城を築かしむといひ、或は永正中三河國仆蝶城主大河內備中守欠綱引馬城を築くとし、又大河內兵庫助之を築くともいふ　**沿革**　永正十年三月今川義元、欠綱を當城に攻む、其後天文中より永祿八年に至るまで飯尾乘連、乘龍父子城主となる、其後飯尾の臣江間氏之を守る、同十一年十二月德川家康之を得、元龜二年岡崎より移り、天正五年新城を營み六年に至りて成る、卽ち引馬城を改めて濱松城と號す、此時本多作左衞門重次郭を作る、今に作左曲輪と稱す、天正十四年家康駿河國府に移り、同十八年堀尾吉晴城主となり、其子忠氏繼ぐ、慶長六年出雲松江に移り松平忠賴代る、同十四年掛川城へ移り永野重仲之に代り、元和五年紀伊國に移り、高力忠房又之に代る、其後寬永十五年松平乘壽、正保元年太田資宗、延寶六年青山宗俊、享保十四年松平信祝、寬延二年松平資訓、寶曆六年井上正經、文化十四年水野忠邦等相代りて封ぜらる、弘化二年井上正春六万石に封ぜられて入部、後ち子孫相繼ぎて明治維新に至り、上總鶴舞へ移封す（遠江風土記傳、濱松士產、武鑑、明治政覽）

ハマユカ　濱床　帳台（チヤウダイ）を見よ、

ハマユミ　破魔弓（濱弓）　名稱　江戶時代歲首に兒童の弄ぶ弓をいふ、後には二張立の飾り弓に矢を添へたるをいへり、破魔を射る弓の義、破魔

は、藁又は繩を圓めて作りたる的にして、其文字は借字なり、また其矢を破魔矢といふ 起原沿革 朝廷に於て正月行はれし射禮(「ジャライ」參看)の遺風なるべし、起原詳かならず、室町時代の年中行事の書等には其名見えず、いまだ行はれざりしものか、寛文七年十一月朔日の町觸の中に「はま弓結搆に致さず、射られ候樣可レ仕候」とあり、思ふに江戸時代の初期より始まりしものなるべし、これより引續き應筑波、佐夜中山集、醒睡笑等にも見えたり、なほ古くは實際にハマなる的を射たるものなりしも、此時代のやゝ末年には此事廢れ、只歲首のものとなれり、地方により其遺風を存ぜるもありき、土佐國畑といふ所にては、丸く圓座の如く組みたるものをハマとし、少し小高き所より投げてまろばし落せば、左右に人立ちて之を射るといひ、大和國吉野郡上市村にては、徑一尺餘のハマ、卽ち繩を卷きて輪を作り、中に穴ありこれを射るには、小兒數人立並びて弓矢を構へて待てば、一方の端の方よりハマを轉じ走らすを各射て、穴に中りたるを勝とす、其他に行はれしものは大差なし、以て其方法を推知すべきなり(嬉遊笑覽、貞丈雜記、四季草、倭訓栞、日本歲事記)

ハン　判　名義 書判を云ふ 起原 式 丹州書札式に「御判物は、御袖の時は宛所を不レ書(中略)宛所あれば御判必ず日下也、文躰に名字官以下不レ被レ書載、兩御判共、年號月日書續る也云々」箇禮記に「御内書、御下文、御敎書などは、充所によりて判所替るべし、公家には、判形無レ之、而草名に被レ遊と云々」とあり 補遺 文書の始めに署するを袖判と云ひ、日付の下に署するを日下御判、家督免許の文書に署するを家督御判と云ひ、所領所職相續を安堵する文書に署するを相續安堵御判、繼目判形など云ひ、所領安堵の文書に署するを安堵御判と云ふ 起原 吾妻鏡治承四年六月廿二日の條に「初加御筆并御判云々」、また文治二年十月一日の條賴朝の吉田經房に贈る狀に「遂遠の間にて候へばとて、如レ此奏聞狀に判をしてまいらせ候而、慶元盛時が手跡にて候はざらん時に、判を可レ仕候也、是一筆にて候へば、今度は判を仕候はぬに候、恐々謹言」とあるを初見とす、猶「カキハン」を見よ(武家名目抄、貞丈雜記)

ハン井
バンヰ　版位 「ハンニ」とも 蠻繪(盤繪)　鳥獸草花などの形を、丸く繪したる紋樣をいふ、蠻は盤の借音なり、隨身の著する袍に此紋を附したり、それを著したるを蠻繪の袍を略して、單に蠻繪とのみも稱したりき、なほ左近衛の隨身は獅子又は尾長鳥、右近衛の隨身には、熊又は鴛鴦などを描きたりといへり(西宮記、物具裝束抄、次將裝束抄、歌舞品目)

バンガイ　幡蓋　佛敎の器具の名、幡はほたり、持寶道塗に「抑幡幡之具爲レ物也、形圓多、足或圓二于二重三重一、頗似二塔相一」ことあり、寶幢寶幡の稱あり、衆生泰施繒幡「得二十種功德一」とあり、蓋は天蓋なり、持寶道塗に「夫蓋爲レ形也、未レ得二其實一、多形方而垂レ絹、或形圓而垂二絹幡瓔珞一」とあり、欽明天皇十三年十月始めて百濟より幡蓋を貢獻す、

ハンガク　藩學　江戸時代、諸大名が、設立したる學校をいふ、多くは其藩地にありたれども、江戸の藩邸内に設立せるものも亦尠からず、主として落士の子弟を敎育し、農工商人の如きは、入學を許さゞる所多かりき、科業は、漢籍を重にし、或は雜ふるに國學、醫術、武技等を以てしたるあり、而して敎則、敎授の有樣等は、いづれも大同小異にして、多くは幕府の學問所の制を模し、漢籍の注も朱注を用ひたれど、或は古注を用ひ、或は新古を折衷したるものもなきにあらず、費用は總て藩の負擔に係り、東修謝儀を收めず、生徒は多く通學にして、寄宿は極めて少なかりき、然るに幕末に際し、外國の關係起り、天下多事なるに及び、各藩にても新敎育を施すの必要ありしより、國學、英學、數學、航海術、洋式の砲術、練兵、醫學等を課するもの日に多く、其俊逸を拔きて之に學資を給し、江戸及び諸國に遊學せしむるものあるに至りしが、維新の際大半は廢絕に歸しなりたるもの亦尠からざるなり、いま重なる藩學を擧れば左のごとし(日本敎育史資料、日本敎育史、古事類苑文學部)

明倫堂(金澤)　經武館(金澤)　壯猶館(金澤)
造士館(鹿兒島)　演武館(鹿兒島)　養賢堂(仙臺)
明倫堂(名古屋)　學習館(和歌山)　醫學館(和歌山)
時習館(熊本)　再春館(熊本)　修猷館(福岡)
修道館(廣島)　明倫館(萩)　明倫館(山口)
博習堂(山口)　弘道館(佐賀)　好生館(佐賀)
弘道館(水戸)　弘道館(彦根)　尙德館(鳥取)
有造館(津)　明道館(福井)　正義堂(福井)
長久館(德島)　敎授館(高知)　致道館(高知)
開成館(高知)　日新館(會津)　明德館(秋田)
明義堂(南部)　興讓館(米澤)　好生堂(米澤)
演武校(米澤)　立敎館(桑名)　誠之館(福山)
成德書院(佐倉)

バンカシラ　番頭 番頭(バンシュウ)を見よ、

バンガタ　番方 番方(バンシュウ)を見よ、

バンカヂ　番鍛冶　後鳥羽上皇に召されし刀鍛冶を云ふ、後鳥羽天皇建久九年位を土御門天皇に讓り上皇と稱す、刀劍を作ることを好まれ、御親らも菊一文字等を作り給へり、故なほ以て劍工の妙手を諸國より召して、每月刀を作らしむ、備前則宗、備中貞次、備前延房、粟田口國安、備中恒次、粟田口國友、備前宗吉、備中次家、備前助宗、同行國、同助成、同助延等十二人を撰び、十二月に分ちて院内に上番せしめ、多くの刀を作らしめ給ふといへり、之を三番鍛冶と云ふ(承久記、軍器考)

ハンガミシモ　半上下 名義 上下の一種、下に常の袴を着せる麻上下をいふ、通常麻上下といへば、半上下をいへるなり 着用 長上下を着用し得ざる平士、これを着す、なほ麻上下(アサガミシモ)參看(德川盛世錄)

バンキノジユン　萬機旬　「ジュン」を見よ、

バンキン　板金 名義 薄く板の如く打延べて切て遣ふ金の種類をいふ、切金又は竿金ともいふ、延金など云もの皆同じ○形狀詳かならず、享保年中掘出したる板金を見るに、長二三寸或は四五寸にて不同なりき 起原沿革 其始め詳かならず、後の大判小判の鑄觸とす、もと判字、或は板に作り、バン金(板金也)と呼びしを、後藤判など云ふこと始まりより、判金とのみ書き來りしなり、室町時代の季、既に、板金と云へり、土佐軍記に、天正十三年判金といふことあり、甲州に在る慶長の初の文書に、其地より納候江戸判金とも見え、延寶の古帳に、石見國判銀歲貢目とも見え、元和の頃、長崎の文書に、板銀と見えたり、然れば後藤判など云ふことありてより以來專ら判金と呼びしこと分明なり(金銀圖錄、昆陽漫錄)

バンコヤキ　萬古燒 名義 伊勢國小向村に於て製出する陶器 起原沿革 元文年間伊勢國桑名の豪商沼波五左衛門弄山、始めて之を好み、樂燒を造るに巧にして、交趾或は阿蘭陀の彩色釉畫を善くし、其製眞に逼る、窯を其地の小向村に開き多く之を作る、其彩文は多く唐草を描き、又間々草花を寫す、其設色は赤黃淡青等にて、就中瑠璃の一種世に賞賛せらる、然れども工人にあらざるを以て價を求めて之を鬻らず、賞翫する者あれば之を與ふ、弄山の家萬古屋と號するを以て、陶器の名となると云ふ、後ち天明六年、幕府命じて五左衛門を江戸に召さしむ、五左衛門因りて居を江戸の小梅村に卜し、專ら陶器を造り萬古の印を鬻す、後年復び鄕里に歸りて業を營み、安永六年歿す、陶法を子孫に傳へざりしを以て、遂に廢す、文政年間小向村に森與五左衛門有節といへる者、萬古燒の廢絕を憂ひ、萬古の名を襲ひ陶業を開く、天保年間陶窯を改築し、製法を發明し、遂に名聲を擧ぐるに至る、安政二年二月同國飯野郡射和村の竹川竹齋、沼波弄山の姻族たるを傳ふといへり、窯を自園中に築き文に精德園若しくは雲錦園とあり、る所の古印をも併せ用ふ、後ち故あれども射和萬古の名入口に喧し、燒藝志料、官報、古今陶鬯攷)

ハンサイ　半濟 名義 一箇年の租入額を、折の半を付與するあり、神領等多く此法を用ふ、これを半濟地と云ふ 起原沿革 南北朝の初、足利尊氏が、叉事宜に據り、其領地等を多く此法を用ふ、これを院、宮、社寺、及び朝臣の所領より、軍用に充る爲たりと云ふ、寬永十三年、毛利秀就塾町見付の升形等を持場とし普請を爲せり○門衞には、一萬石餘の藪之間詰譜代大名衆勤番し、田安竹橋の番所と同じ、武器に、鐵砲十挺、弓五張、長柄鎗十筋、持筒二挺、半額を納むるに至る、應安元年六月、足利義滿、禁裏仙洞御料所は、他に異なるを以て半濟を禁じたる事ありき、然れども室町時代の末葉、天下大に亂るに及び、其事遂に廢して、また行はれず(式目新鈔追加、大日本租稅志)

ハンザウ　梁(匳、半挿)　湯水を盛る調度を云ふ、和名抄に「匳說文云、匳(禰爾反、一音移、漢語抄并俗用二梁字一、所出不レ詳、或說云、此器、有レ柄、半挿二其中一、故名二半挿一也)柄中有レ道可二以注一水之器也」今昔物語に「はんざうに水など入れて、たらひの手もなきなど云々」日中行事に「水司の御手水を參る、女官案にすゑて持て參る、はんざふ二、たらひの中の盤白かれのうつは物にすゑて、御やうじ二具してまゐらす」と見えたり、秩齋閒語に「はざうは湯水をつぐ物にて、俗に云ふ、湯桶の類なり、これに湯にても水にても、つぎて手洗へうげさする物なるに、近年歯ぐろめの具の盥を、あやまりてはざうと云ふはいかゞ、堂上方元服の調度、官儀式の器物に、はざうと云ふは湯つぎなり、況やはんざうとよこなまれるをや」と見えたり、一說に、貴人飯後に口そゝぐ器にて、饌菜のみに限らず、飯漱なりと云へど、信じ難し(類聚名物考)

バンザウ
ハンザウモン　伴造　「トモノミヤツコ」を見よ、　半藏門 訛傳 江戸城内廓門の一、麹町通より代官町に入る口に在り 沿革 古は麹町御門といへり、寬永江戸圖には麹町口とあり、昔此所に物頭役服部半藏の組屋敷ありしより名づけたりと云ふ、寬永十三年、毛利秀就塾町見付の升形等を持場とし普請を爲せり○門衞には、一萬石餘の藪之間詰譜代大名衆勤番し、田安竹橋の番所と同じ、武器に、鐵砲十挺、弓五張、長柄鎗十筋、持筒二挺、

持弓一組を備へたり（御府内備考、殿居寮）

ハンサツ　藩札　名義 江戸時代、諸藩の領内に於て通用せしめし一の紙札を云ふ（稀に旗本の知行所にもあり）　性質 金札、銀札、錢札、米札の種類あり、其名目は、大底銀錢又は銀札、錢札、銀券、銀切手、錢札、錢切手、米札、米幣、米切手（幷に銀若干、錢若干など記したり）とあるもの多く、或は預札、預切手、預手形、假切手、楮幣とあるものあり、其外最も異なる名目を用ひしは、産物手形、産物爲換金手形、銅鐵爲換銀手形、釣り錢の手形、人馬駄賃預り手形、肥し預り、傘二本などあるもあり○藩札の發行は、皆幕府の許可を受くるを要ぜり　起原沿革 寛文元年、福井越前家にて銀札を行ひしを以て始めとすべし、尋で同十年九月、備前の池田家あり、夫より松江（延寶二年）平戸（同五年）等の諸藩、孰れも封内に施行し、元祿の頃に及びては、諸藩用途足らざるを名とし、之を作るもの多し、寶永四年十月、幕府令して之を禁ぜしかど、享保十五年六月に及び、又之を許して年限を期ぜしむ、其令に「前々より仕來候處々に而、金銀錢札遣之儀、二十萬石以上は廿五年、二十萬石以下は十五年之間たるべく候、年數滿候而も、尚又札遣仕度儀も候はゝ、其節に至り御勘定奉行へ可ニ承合旨、挨拶可レ被ニ致候一」とあり、寶層五年、銀札の一種のみを限り、金札、錢札の類皆禁ぜらる、天保七年に至り、銀札米札の外に、更に酒札などいふもの行はれ、加之幕府の許可を得ずして、曾て禁ぜられし錢札等をも恣に發行するものあり、諸國の紙幣次第に增加したるを以て、重ねて銀札のみ使用を許すの令を發したり、明治元年銀通用を停められし時、銀札は皆錢札に改め、四年慶藩置縣の際、藩札は一般に政府の負債となし、各藩とも七月十四日の相場に據りて、新紙幣と交換せしむ、藩札處分の篩の調査に、藩札を用ひしは、凡二百八藩、旗本知行入所（丹波の藤掛、牧、但馬の小出三家、備中の戸川、豐後の木下）三縣（奈良、度會、倉敷）にて、紙幣の數は、凡四億一千七十二萬二千四百八十四枚、之を新貨に改算して、凡一千七百五十四萬六千四百二圓四十八錢七厘に至るといふ（大日本貨幣史、皇典講究所講演「近代の紙幣」、古事類苑泉貨部）

ハムザハノコホリ　榛澤郡　起原沿革 延喜式に始めて見えたり、和名抄に、新居、榛澤、暗形、藤田、餘戸等の鄕あり、戰國の頃、北境横瀨村の邊、上野國新田郡に併せられ、正保國以後また本郡に屬す、明治廿九年大里郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ハンジ　判事　名義 「コトハルツカサ」とよむ、唐名司直、大理、職制 勅狀を按覆し、刑名を斷定し、凡ての訴訟を判定す、刑部省の被管、職員 大判事二人正五位下、明法家の人を以て之に任ず、中判事四人從六位下、共に明法道の人を以て仕來候を停め、大少判事を減じて、大判事一人少判事二人とを定む、宇多天皇の初め大中少判事各二人を置く、寬平四年中判事を停め大少判事各一人となす、延長四年、又中判事を置く、又太宰府にも判事あり、同條を見よ（令義解、類聚三代格、官職祕鈔、職原鈔、職官志）　番衆（バンシュウ）を見よ、

ハンジ　般舟院　所在 山城國京都　起原沿革 大寶元年創置、其後中判事を停め、大少判事各二人を置く、寬平四年、大判事一人少判事二人となす、延長四年、又之を省きて、一人とし、二十萬石以上は廿五年、二十萬石以下は十五年之間たるべく候、年數滿候而も、尚又札遣仕度儀も候はゝ、其節に至り御勘定奉行へ可ニ承合旨、挨拶可レ被ニ致候一」とあり、寶層五年、銀札の一種のみを限り、金札、錢札の類皆禁ぜらる、天保七年に至り、銀札米札の外に、更に酒札などいふもの行はれ、加之幕府の許可を得ずして、曾て禁ぜられし錢札等をも恣に發行するものあり、諸國の紙幣次第に增加したるを以て、重ねて銀札のみ使用を許すの令を發したり、明治元年銀通用を停められし時、銀札は皆錢札に改め、四年慶藩置縣の際、藩札は一般に政府の負債となし、各藩とも七月

ハンジ　判事　名義 「コトハルツカサ」とよむ、唐名司直、大理、職制 勅狀を按覆し、刑名を斷定し、凡ての訴訟を判定す、刑部省の被管、職員 大判事二人正五位下、明法家の人を以て之に任ず、中判事四人從六位下、共に明法道の人を以て仕來候を停め、大少判事を減じて、大判事一人少判事二人とを定む、宇多天皇の初め大中少判事各二人を置く、寬平四年中判事を停め大少判事各一人となす、延長四年、又中判事を置く、又太宰府にも判事あり、同條を見よ（令義解、類聚三代格、官職祕鈔、職原鈔、職官志）　番衆（バンシュウ）を見よ、

ハンジ　般舟院　所在 山城國京都　起原沿革 大寶元年創置、其後中判事を停め、大少判事各二人を置く、寬平四年、大判事一人少判事二人となす、延長四年、又之を省きて、一人とし、二十萬石以上は廿五年、二十萬石以下は十五年之間たるべく候、年數滿候而も、尚又札遣仕度儀も候はゝ、其節に至り御勘定奉行へ可ニ承合旨、挨拶可レ被ニ致候一」とあり、寶層五年、銀札の一種のみを限り、金札、錢札の類皆禁ぜらる、天保七年に至り、銀札米札の外に、更に酒札などいふもの行はれ、加之幕府の許可を得ずして、曾て禁ぜられし錢札等をも恣に發行するものあり、諸國の紙幣次第に增加したるを以て、重ねて銀札のみ使用を許すの令を發したり、明治元年銀通用を停められし時、銀札は皆錢札に改め、四年慶藩置縣の際、藩札は一般に政府の負債となし、各藩とも七月

ハンジ　判事　名義 「コトハルツカサ」とよむ、唐名司直、大理、職制 勅狀を按覆し、刑名を斷定し、凡ての訴訟を判定す、刑部省の被管、職員 大判事二人正五位下、明法家の人を以て之に任ず、中判事四人從六位下、共に明法道の人を以て仕來候を停め、大少判事を減じて、大判事一人少判事二人とを定む、宇多天皇の初め大中少判事各二人を置く、寬平四年中判事を停め大少判事各一人となす、延長四年、又中判事を置く、又太宰府にも判事あり、同條を見よ（令義解、類聚三代格、官職祕鈔、職原鈔、職官志）　番衆（バンシュウ）を見よ、

ハンジ　般舟院　所在 山城國京都　起原沿革 大寶元年創置、其後中判事を停め、大少判事各二人を置く、寬平四年、大判事一人少判事二人となす、延長四年、又之を省きて、一人とし、

子を宮に圍む、太子亂を避けて石上振神宮に駐り給ふに際し、瑞齒別皇子また後れて至る、太子、皇子を疑うて引見するを肯ぜざりかば、皇子は他意なきを辯疏し、更に平群木菟と共に兵を率ゐて住吉仲皇子を討ち、遂に之を平ぐ、太子大に喜び、功を賞して村合屯倉を賜へり、既にして隱中天皇の立つに及び、其二年皇太子となり、六年天皇崩ずるの後位に即き、元年十月都を柴籬宮に遷す、五年正月廿三日崩ず、諱詳かならず、和泉國大鳥郡中筋村の百舌鳥耳原北陵に葬る、在位の間、風雨時に順ひ、五穀成熟し、人民富饒海內無事なりき（大日本史、陵墓一覽）

ハンジュ　判授　令制にて叙位の三等級の一、奏聞せずして、大臣以下計りて、位階を授くるを云ふ、外八位、大少初位之なり、「キカイ」「クワンキ」參看（令義解、官職雜儀）

バンシュウ　番衆　武家の職名、殿中の宿衛其他の警守等を勤番するものいふ、番方とも稱す、其頭を番頭と云ふ、後にはまた番士とも稱せり、鎌倉幕府には、大內侍行番、大番、中御所番、學問所番、出室町幕府には、近習番、小袖番等あり、江戸幕府には、大番組、書院番組、小性組、徒組、小十人組、鐵砲組、弓組、二條、大阪、駿府、甲府等の城番及び勤番等あり、重なるものは、皆別項に掲げたれば就きて見るべし、なほ職制の表參看、

ハンシュゴ　半守護　「シュゴ」を見よ、

バンショウイン　萬松院　足利義晴（アシカガヨシハル）を見よ、

ハンショウデン　半昇殿　侍臚を云ふ、侍臚は、主上殿上の間に出御の時、小板數まで上りて、龍顏を拜し奉る故に名づく、又半殿上とも云ふ、寬平遺誡に「半昇殿者、近始於ニ眞覩代一、自今以後一切停止云々」とあれば、半昇殿は清和天皇の代より始まり、宇多天皇の時停めたるが如し、されど職原抄に半昇殿の事見えたれば、其後もありしが如し（官職總抄、職官抄）

バンジョウノシュ　萬乘主　天皇を申す、孟子公孫丑篇に、萬乘之君とあるより出でたるもにして、同書梁惠王篇萬乘の國の註に「萬乘之國者、天子畿內、地方千里、出ニ車萬乘一」とあるにて、其意義を知るべし、保元物語新院御遷幸事の條に「安康天皇は繼子に殺され、崇峻天皇は逆臣に狙され給ひき、十善の君、萬乘の主、先世の宿業をばのがれ給はず云々」源平盛衰記二位禪尼入海事の條に「悲き哉、月に曇し、萬乘の玉體、蒼海の淚に影を沈御坐事を云々」と見えたり、

バンジョトリシラベシヨ　書取調所　名義 江戸幕府官設の學校、歐洲の學術を教授する所也、沿革 江戸九段坂下、小川町、一橋門外等に遷移す　起原沿革 安政二年洋學所を、始めて九段坂下に建て、三年蕃書取調所と改稱し、筆作阮甫、杉田成卿、川本幸民等を以て教授となし、開學を稽古する所となす、四年開校の式を行ふ、萬延元年之を小川町に移し、英佛の二學を加へ、化學の一科を置き、尋でまた獨魯兩語學を加へ、文久元年物産局を設くるに至り、學則を更革し、外國學校の制に倣ひ、教場を廣くし教授を盛んにせり、明治元年東京府の所管となり、二年大學南校と改稱す、四年文部省の所管となり、單に南校とのみ稱し、五年また開成學校と改め、十年東京醫學校と合併して東京大學と名づく、即ち今の東京帝國大學の前身なり（日本教育史、文部省第一年報）

ハンジリ　半尻　名義 形狩衣に似て、後ろ一尺ばかり短かく、袖口に組緒をあはび結びにして、綴ぢつけたるをいふ　裁作 後の一尺ばかり短きと、袖口に組緒をあはび結びとして、綴ぢつけたるの他は、全く狩衣と同じ、なほ狩衣の條を參看すべし、袖括は、糸六筋にて華菱にして付く、糸は青紫、紅、薄紅、黃、白等なり　着用 東宮、親王、攝家、清花等童體の時これを着用す、但し古くは童體ならざる人も着せしこと、今鏡花ちる庭の面の段に、中院雅實が、半尻なる狩衣して家居せられしこと見えたるにて知るべし、東宮の着し給ふは、經緯紫、若松、唐草、窠中十六菊、親王は、地綾、白龜甲浮文紫にて、菊の折枝なり、紋定まらず、臣下は、經緯萌黃、若しくは若松、唐草等なり、着用の次第は、まづ前張（或指貫）次に衣、

（裳束圖式所載）

牛尻、腰帶、楾扇、履と、衣文愚童訓と見えたり(衣文愚童訓、裝束集成、裝束圖式、裝束甲冑圖解)

バンズ　辨事　禪宗にて雜務に役する者の總稱、卽ち寮元、寮主、副寮、延壽、堂頭、淨頭、化主、園主、磨主、水頭、炭頭、莊主、監收等を云ふ、園主は菜蔬を栽種する事を掌り、又園頭とも云ふ、磨主は磨頭とも云ひ、舂磨の事を掌り、水頭は湯を沸かし、炭頭は柴炭を備へて寒を防ぎ、莊主は莊舍田園の事、監收は租稅を收納する事を掌る、此外湯頭、醬頭、米頭、麥頭、麻頭、殼頭、火頭、柴頭、爐頭、鍋頭、燈頭等あり(敕修淸規、禪林象器箋)

ハンセツ　半切　名義 紙の一種、元は全紙を中截したるものを云ひしが、後には別に製出せり、專ら消息に用ひたるもの、二に卷紙とも切紙とも云ふ、これ半切紙を幾枚もつぎ合せて一卷となしたる故なり、後世此種の紙の需用を增すに及び、延寶天和の頃より別に半切と云へる物を漉き出すに至れり、京西洞院にて作る物は尤も有名なり、文明日々記五年八月八日の條に「八幡田中殿より、御香水御返事調候(杉原半切)以蝕藏主之」又十二年十一月二日の條に「令朝飯次左持參大鍮色々十五卷、半切給十一卷」など見えたり 種類 京半切類、羽二重檢入、漉紋、忍ぶ、此君紙、奉書、龍形、白綴、色しぼ、和藤內、草唐紙、大雲箋、其他色半切、布目等數品あり(雍州府志、昔々物語、紙譜)

ハンセン　判錢　制札(セイサツ)を見よ、

ハンダンノショク　判斷職　執權(シツケン)を見よ、

バンタラウ　番太郎　江戸時代、自身番に附屬せる小使をいふ、卽ち自身番に詰めたる家主の雜役に使役するものにして店番ともいふ、別に一小家を自身番の傍に設け、小商賣を營む、其家を番屋といふ、火事などある時は、妻は行厨を炊出し、夫は之を背負ひて火事場に赴き、又町內の者への目標にと、晝は幟を立て、夜中は長提燈を點し、風鳴、風下等へ、各町內の番太郎二三十人宛一團となり、糧食其他雜役に奔走すといふ、「ジシンバン」參看(江戸の花)

バンチヤウ　番帳　武家に於て、出仕宿直の番を結びて張出し置く帳をいふ、又番文とも稱す、吾妻鏡仁治二年十二月八日の條に「小侍所番帳更被改之云々」建長三年六月五日の條に「五方引付更被結番之、爲六方秋田城介義景軽服之役始出仕、奉行此事云々、其番文云々(番文略す)」と見えたり、又直番帳あり、快元僧都記に見えたり、

バンチヤウ　番長　近衞府及び兵衞府の條の職員を見よ、

ハンデン　班田　名義 王朝時代天下の公民に、口分田(クブンデン參看)及びその他の賜田を班ち授くるをいふ、方法 田は六年に一たび班授す、若し身死して田を還すべくば班年(班田すべき年をいふ)に至りて卽ち收公す、班年に至るまでは、同戸內の人之を佃食し、租稻も代りて輸するなり、沒官、逃亡、死去等に因り、公に還すべき田は、皆其主なくて自ら量りて一處として還さしむ、班年に至れば、其正月三十日內に左右京職諸國司より太政官に申し、十月十一日より其田地と、給すべき人とを校勘して簿を造り、十一月一日に至りて、田を受くべき人を總集して之に給授し、翌年二月卅日內に其事を訖へしむ、班田の事兩年に渉ると雖も、前年を稱して班田とするなり、其翌年卽ち田を受けて耕種するを得る年を、初班とす、假令へば班年の翌年に生れたる子あり、次の班年に至りて六歲なり、卽ち口分を授く、其翌年を以て其者の初班とす、卽ち七歳なり、若七歳にして死せりとも、次の班年卽ち十二歳に至るまでは口分を收公せず、戸內の人之を佃食す、又班年の翌々年に生れたる子は、次の班年に至りて五歲、翌年は六歲なりといへども、これに口分を授けざるは、班田を受けたる者、其年に死すといふとも、班年に至るまでは、收公せざるを以て、平準すればなるべし、田を授くる順序は課役を先にし、不課役を後にす、其課不課の中に於ては、無きを先にし、少きを後にし、貧を先にし、富を後にす、田地の損失ある時は、班年を待たずして之を給す、神田寺田の如き不稅田は更に加授せず、而して班田の事を掌るは、五畿內は班田使、畿外は國司にして、班田使は臨時に任命して派遣す、後ちには長官次官等をおきたり 起原沿革 孝德天皇大化二年、始めて戸籍計帳、班田收授の法を造り、公民に口分田を給す、白雉三年にまた班田のことあり、尋で齊明天皇四年、天智天皇甲子歲、同天皇三年、天武天皇四年、同十年を班田の年とす、それより文武天皇大寶二年に至るまで次を逐ひて班給せり、而して大寶の時、其制始めて定まる、尋で和銅元年、同七年、養老四年、神龜三年を造籍班田の年とす、其後逐次班田あれども六年一班の法の如くに、必しも行はれざりしものあり、今は之を略す、天長五年に班田あり、この後元慶二年に至るまで、五十箇年間班田の行はれざりしと、元慶二年の勅に見えたり、また諸國一般の授給も行はれざりしこと、各地の奏言にて徵せらる、元慶四年再び班田を行ひ、仁和二年、寛平四年、昌泰元年、延喜四年等を班年とす、延喜二年の官符に、承和元年の格に、畿內は一紀一班とす、而して承和十二年には按して班せず、元慶五年に校班を行ふ、自餘の諸國は或は五六十年班給せずといへり、承和十一年より計ふれば、齊衡三年、貞觀十一年、元慶四年、一紀に當れり、然るを五年に校班せるは遲延したるなり、寛平四年、延喜四年また一紀なれども、當時の官符に、諸國も同じく一紀一班とし、新制の年を以て計班の初めとし、近年に給班せるは、班年より計ふべしといへり、各地の班年同じからざるに至りしこと、以て知るべきなり、尋で延喜十六年を班年とす、承平天慶の亂後、造籍班田のこと終に廢絶す(田制篇、大日本租稅志、職官志)

ハンデンジヨウ　半殿昇　侍臀を云ふ、「ハンショウデン」を見よ、

バンドウ　坂東　名義 相模國足柄以東を云ふ、「サカノヒガシ」とよび、又山東とも云ふ、山東とは下野國碓日峠以東の地の義なり、共に同一地方を指せるにて、坂と山とによりて其名を異にせるのみ、卽ち初めには、相模、武藏、上總、下總、常陸、上野、下野、陸奥の八國を云へり、後ち安房國を置くに及びて、坂東九國と稱し、出羽國を置くに及びて、坂東十國と稱したり、源平以後は奥羽兩國を除きて、坂東八州と稱し、或は略して單に東八國とも云ふ、南北朝時代以後には、關東と混同して、坂東を關東八州と稱したり、令義解に「東海道坂東(謂駿河與相模界坂也)東山道山東(謂信濃與上野界山也)」と見え、景行紀に「日本武尊逮于碓日坂時、有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺而東南望之、三嘆曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國也」と見え、孝德紀に大化二年三月、東國々司に下したる詔の中に「前以良家大夫使治東方八道、旣而國司之任、六人奉法、二人違令、毀譽各聞云々」と見え、古事記に「倭建命還上幸時、到足柄坂本(中略)故登立其坂三歎詔曰、阿豆麻波夜、故號其國謂阿豆麻也、卽自其國越出甲斐坐酒折宮之時(中略)擧火燒之老人、卽給東國造也」と見え、常陸風土記に「古者自相模國足柄岳坂以東諸縣、總稱我姬國(中略)至難波長柄豐前大宮臨軒天皇之世、遣高向臣、中臣幡、織田連等、總領自坂以東之國、于時我姬之道、分爲八國、常陸居其一矣」と見えたり、此等諸書によれば、坂東、山東、吾嬬國は、全く同疆域なるが如し、然れども、吾嬬國の疆域は、天武紀によれば、天皇吉野を出でて伊賀名張を經て美濃に至れるを「入東國」と記し、美濃尾張等以東の兵を召すを、東國の兵を召すと記し、萬葉集高市皇子の殯去を悲みし柿本人麿の歌に「鳥之鳴吾妻國之御軍士乎喚賜而」とあるは、此の時のことを指せるなり、又同集東歌の卷を見るに、伊豆、信濃、遠江、駿河以東諸國の歌を載せたれば、吾嬬は三關以東を指したるにて、寧ろ關東と同意に用ひられたるが如し、後世に至りても、舞樂に用ひらる、東舞に、駿河舞等あるを見れば、その東といへるは、同じく坂東の疆域にあらざりしこと明かなり、吾嬬の疆域は、本條に直接の關係なきも「アヅマ」の條に漏れたるを以て此に補説す 起原沿革 坂東山東の號は、前に引ける書紀、令義解、常陸風土記等に見えたるにて、古より稱へしを知るべし、而して風土記、孝德紀に八國または八道(國と云ふが如し)と記したるは、此時安房國なきを以て、陸奥國を含みしものと知るべし、養老二年上總國を割きて安房國を置きしより九國となる、故に續紀神龜元年四月の條に「勅坂東九國」と云へり、天平寶字三年、坂東八國の浮浪人を遷して、雄勝柵戸となし、又坂東八國に勅して、陸奥國若し急速あらば、國別二千以下の兵を差發して、相救せしめられしは、井に陸奥を除きて坂東八國と云へるなり、後ち出羽國を置くに及びて、十國となりしが故に、坂東十國と稱す、政治要略嘉祥元年十一月三日の格の文中に、坂東十國と見えたるにて知るべし、然るに吾妻鏡、源平盛衰記、平家物語等には、東八箇國と記し、陸奥出羽兩國を除きて稱へたり、蓋し是れ地形上、白河關以南を限りたるものならんも、一は軍事上、奥羽兩國は、藤原淸衡以來永く藤原氏に屬したるを以て、源平の根據地は、後の所謂關東八國に限られたるによるなるべし、太平記にも、坂東八箇國、東八箇國、または坂東の八平氏等の名見えて、坂東は八國に限りたるが如し、保暦間記に「建武元年十二月成良親王を申に、足利直義副て、關東八箇國の守護として云々」とあるは、吾妻鏡以下の諸書に見えたる坂東八箇國を、關東と稱したる初見にて、建武記の決斷所沙汰條々に「關東十箇國成敗事」とあるは、政治要略等に見えたる坂東十箇國を、關東と稱したる始見なり、是より以降、坂東の地を關東とのみ稱して、坂東と稱する事は廢るゝに至れり、「アヅマ」「クワントウ」參看、

バンドウノハツペイシ　坂東八平氏　「ハツペイシ」を見よ、

ハンニン　判任　令制にて任官の四等級の一、太政官にて任補するを云ふ、主政、主帳、家令、內舍人、及び文學才伎已上は皆判任とす、「クワンセイ」參看(令義解)

ハンニヤ　般若　佛經にて菩薩の一、智慧を司る、般若に梵語、譯して智慧と云ふ、智慧を以て一切の諸法皆空の理を悟り、愛慾の煩惱を斷つなり、蓮花の上に座し、身眞金色(或は白色と云ふ)にして六臂あり、左の第一手に寶篋を持す(尊容抄、佛教いろは辭典)

ハンニヤジ　般若寺　所在　大和國添上郡奈良町字般若寺村奈良坂の南。眞言律宗○本尊文殊菩薩【像】（原始時代）白雉五年孝徳天皇御不豫の爲めに、藏我日向臣の創立する所、聖武天皇の代官寺となし、十三重の石塔を建つ、後ち衰へしが、延喜年中醍醐寺座主觀賢再興せり、治承四年平重衡の爲に燒かる、其後四大寺の僧忍性再興し、衆縁を募りて丈六の文殊像を安置し、改めて律宗となす、一說に叡尊（忍性の師）の再興なりとも云へり、延德二年又回祿して僅に樓門を殘す、寛文年中金堂を造る、現今大に衰頽せしと雖も、金堂、經藏あり、樓門は鎌倉時代の建築たり、十三重石塔（高さ五丈）は聖武天皇の建て給ひしものなりと云ふ、元祿年中修復す、其前に笠卒塔婆とて、上に石蓋を頂ける石二基並び立てり、弘長元年宋人伊行吉の建つる所と傳ふ、寶物に鉢哦天皇宸翰と稱する般若寺の三大字の額、及び元弘元年大塔宮が、隱れ給ひて賊手を逃れしと云へる黒漆唐櫃等あり（法皇帝說、三代實錄、元亨釋書、伽藍開基記、平城坊目考、大和志料、大和巡）

バンノブトモ　伴信友　名譽　幼名銳、通稱五郎、法名善岳院道林信友居士　系統　信當の養子、實は山岸惟智の四子　事蹟　若狹小濱の藩士にして祿九十石を食む、後ち任を帶びて京都に住し、格勤の功により百五十石に至る、文政四年九月病により致仕し、爾來力を和漢學に專らにせり、初め本居宣長の碩學を慕ひ、其歿後の門人たり、性博覽强記にして、尤も考證に長じ、著はす所數百部、皆有用の書にあらざるはなし、また兵籍に精しく、考證する處黙なからず、弘化五年十月十四日、京都堀河所司代屋敷に歿す、年七十四、若狹國遠敷郡伏原村發心寺に葬る　系統　假字本末、正卜考、比古遲衣、松の藤廼、若狹舊事考、殘櫻記、高橋氏文考、上野三碑考、神名帳考證土代、中外經緯傳、長夏の山風、竹葉瓶抄、逃目錄、雜誌、文（古學小傳、慶長以來名家著述目錄）

ハンバカマ　半袴　名義　長袴を短かくしたるものなり　製作　裁縫は一に長袴に同じ、只その丈を足の踝迄に切り上げたるのみまでなり　着用　主として素襖の下に著し、又肩衣の下にも著用せり（貞丈雜記）

ハンハジメ　判始　室町時代には、將軍が就職の始に於て、御教書に判を署する儀式をいひ、江戸時代には、每歲正月三日に、老中が奉書に判を署するの判始】は、古くは吉書始（キッショハジメ參看）と異なる事なかりしが、此時代に入りて、政務の始に行ふを御判始、昇進移徙等の時に行ふを吉書始といひ、區別して稱する事となり、御判始の時には、神社に所領を寄附し、もしくは神領の訴訟等を裁斷する御教書に判を加ふる事となれり、御判始・御判始總奉行、及び御判始奉行等の職を臨時に任補し、其儀を掌らしむ、應安五年十一月廿二日足利義滿がこれを行ひしを初見とし、以後歷代皆此事あり【江戸時代の判始】は、室町時代と大に趣を異にし、每年正月三日に、老中が署判する年中行事の一たり、此日祐筆組頭奉書を認めて老中の前に持參すれば、首席より順次に筆押を自署するなり（花營三代記、武家名目抄、殿居嚢、幕朝年中行事自歌合）

ハンビタヒ　半臂　冠の一種、冠の角の上部に半月形の穴をあけ、羅を以て之を被ふ、晏天の節、天皇の召すものなり、「カンムリ」の挿圖參看（裝束集成）

ハムフノコホリ　埴生郡　所在　下總國　地域　國郡制定の時、これを置きしものなるべし、壁二箇所あり、下の方なほ、上に折り返へしておくなり、後世に至りては、襴を別にし、半臂の胸を合せ、其上より腰の邊に、引き纏ふ樣にしたるもあり、又袖を全く略し、襴を折りかへすことなきもあり、大くびは六寸にて、上ざまに狹く仕立つ、又忘緒あり　着用　束帶の時、袍と下襲との間に着す、地質は、三位以上の料、冬は小葵々綾、夏は三重襷の殺織を用ひ、四位以下は、冬平絹、夏は無紋の殺織物なり、襴は別に羅を用ふ、色は深紫に染むること本制なれど、中古以來は、倍子金にて染めたれば、黒色となれり、されば黒半臂ともいふ、裏は水色を常とす、四位以下、夏の料は、二藍にも染むることあり、上逢部は黒半臂を常制とす、中古以來、束帶に半臂を略して、用ひざりしことまゝあり、夏に下りては、專ら闕腋の下のみに著し、縫腋の時には一般に用ひざることゝなれり（衣文愚童訓、西三條裝束抄、飾抄、裝束集成、裝束甲冑圖解）

黒半臂圖（裝束圖式所載）

（前項參照）萬葉集纂輯生に作り、延喜式埴生に作りて「ハニフ」と訓ず、和名抄に玉作、山方、麻在、酢取等の郷あり、室町時代の末年、埴生莊と稱して郡名を廢し、江戸時代の初め、之を復して郡となす、郡名考、「ハブ」と稱し、地誌提要「ハブ」「ハムフ」同樣に訓ず、明治十三年改めて下埴生郡となし、同廿九年廢して印旛郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

バンブミ　番文　番帳（バンチャウ）を見よ、

ハンベイ　反閉　「ヘンパイ」を見よ、

ベンベツ　蕃別　支那朝鮮の人にして、日本に歸化したる者、及び其子孫たる氏族をいふ、なほ氏（ウヂ）姓（カバネ）參看、

ハンボ　判補　令制にて任官四等級の一、式部省にて任補するを云ふ、舍人、史生、使部、伴部、幡内、資人等は判補とす（含義解）

ハンボウ　半頬　目の下にあつる頬當を云ふ、鐵面（カナメン）を見よ、

ハンユ　半輸　調のみ輸して徭役を免ぜらるを云ふ、課戸（クワコ）參看、

ハムロウヂ　葉室氏　姓は藤原、參議大藏卿勘修寺爲房の二男樞中納言顯隆より出づ、顯隆家號を葉室と號し、葉室中納言と云ふ、子孫固て氏とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（尊卑分脈、華族誌）

○顯隆——顯頼——光頼——宗頼——宗方——資頼
　季頼——頼親——頼藤——長隆——長光——長宗
　長忠——教忠——光忠——頼繼——頼房——定藤
　頼宣——頼隆——頼業——頼孝——頼重——頼胤
　頼要——頼熙——頼壽——顯孝（ノリ）——長順（トシ）——長邦

ハヤシガホフ　林鵞峰　林春齋（ハヤシシュンサイ）を見よ、

ハヤシシヘイ　林子平　名譽　名は友直、六無齋と號す　系統　摩詰の子　事蹟　元文三年六月江戸に生る、十二三歲にして略々書史に通じ、舉止成人の如し、好みて地圖を展覽し、終日食を忘る、その書を讀むに際しては、意を章句に用ひず、最も力を經濟實務の事に注ぐ、寶曆年間兄嘉膳、仙臺藩に祿仕するに及び、子平また從うて陸奥に移りしが、其志經世に存するが故に、幾もなくして四方に漫遊し、交を諸國の識者に結び、足跡天下に遍し、明和六年仙臺藩主に上書して學政武備貨殖等の事を論ず、會々魯船北海に出沒するを知り、安永元年蝦夷に遊びて探險し、夢でまた長崎に赴くこと前後通じて三回、蘭學を修め、蘭籍を講じ、更に蘭人アーレンヘートに就きて海外の形勢を問へる等、發明する處頗る多し、天明元年又上書して貨殖學政の事を述ぶ、而して居常常に海防の不備なるを慨し、其基礎を立つるを以て竟生の任務と爲す、然れども意見當世に行はれざるを以て、始めて三國通覽、海國兵談を著はし「江戸の日本橋より唐阿蘭陀まで境なしの水路なり」と稱し、海防の策の講ぜざるべからざるを絶叫せり、通覽は天明五年、兵談は寛政三年に全部刻成りしが、幕府より「取留も無き之風聞、又は推察を以て、異國より日本を奪ひ候事可レ有之趣、奇怪異說等取交著述致し、右の內には、御要害の儀等をも相認め（中略）不レ憚公儀仕方不屆之至」と爲し、寛政四年五月、兄嘉膳の宅に禁錮して版木を沒收す、翌五年六月廿一日歿す、仙臺城下龍雲院に葬る、年五十六、世に高山彦九郎、蒲生君平と共に寛政三奇士と稱す、明治十五年正五位を贈らる（林子平）

大槻文彦氏藏（史料編纂掛蒐集）

ハヤシジユッサイ　林逃齋　名譽　名は衡、幼名は熊藏、字は德詮、逃齋また蕉隱と號す、私諡して快烈府君といふ　系統　岩村城主松平乘薀の次子、林信敬の養子　事蹟　明和五年六月江戸鍛冶橋の藩邸に生る、幼にして大學頭林述齋に儒學を學び、二人の歿後湯井太室、細井平洲に師事し、博學達識を以て漸く世に著はる、會々老中松平定信、寛政の改革を行ふに際し、學政の擴張を圖るに意あり、而して逃齋の有爲のオたるを看破し、林信敬の子なきを幸とし、寛政五年台命により信敬の嗣たらしむ、尋で大學頭となり、定信と內外相應じて學制を改革せり、是より先聖堂及び弘文院は林氏の私營に係り、元祿以後は半私半公の姿なりしが、九年改めて幕府の學舍となし、昌平阪學問所と稱し、且つ逃齋の祿千五百石を加へ、前祿と併せて三千五百石と爲す、此時また大に學制を改正し、規摸弘大となる、皆逃齋の企策する處なり、文化八年幕府朝鮮來聘の制を改め、

對馬に於て禮を受くることゝなすや、老中小笠原忠固上使となり、述齋應聽使となりて彼の地に赴く、爾後以て例となる、而して將軍德川家齊深く述齋を眷遇して機務を議し、閣老また其識見に服し、屢々政務を諮問する處あり、其重ぜられし事推知すべきなり、天保九年職を子皝に讓りて大內記と稱す、然れども舊の如く機務に參預せり、十二年七月十四日歿す、年七十四【著書】幕命により選述する所の書甚多し、寬政重修諸譜、武家名目抄、德川實紀、史料、朝野舊聞裒稿、新編武藏風土記稿、新編相模風土記稿、續藩翰譜、孝義錄等其重なるものとす、其纂述體裁、起例發凡、眞僞取捨の如き、皆述齋の手に出でざるなしと雖も、編纂に至りては、人を擇びてこれに分屬し、自ら總裁たるのみなりき、成島司直の御實紀における、塙保己一の史料及び武家名目抄におけるが如きこれなり、「セイダウ」「シヤウヘイザカガクモンジョ」參看（碑文、昌平志、續德川實紀）

ハヤシシユンサイ　林春齋　【名號】名は恕、一名春勝、また春齋と稱す、鵞峯、向陽子等の號あり、私に文穆と諡す【系統】羅山の三子【事蹟】元和四年五月京都に生る、長ずるに及び、儒を那波活所に、書道を松永貞德に學びしが、十七歲にして江戶に出で、爾來父に從うて業を承く、寬政十八年羅山と共に寬永系圖の編纂に從事し、正保三年父の職を襲ぎ、寬文元年治部卿法印に敍し、三年弘文院學士の號を賜ふ、四年國史館を忍が岡の弘文院內に興す、延寶八年家を子鳳岡に讓りて老し、同年五月歿す、年六十三、資性至孝、溫和貞愼、博覽强記にして、經史子集通曉せざるはなかりき【著書】國史實錄、本朝通鑑、鵞峯文集、王代一覽、周易諺解、孟子諺解、日本百將傳抄、論語諺解、職原鈔會通等六十餘種（野史、先哲叢談、儒職家系、本朝名家著述目錄）

ハヤシダウシユン　林道春　林羅山（ハヤシラザン）を見よ、

ハヤシノブアツ　林信篤　林鳳岡（ハヤシホウコウ）を見よ、

ハヤシノブカツ　林信勝　林羅山（ハヤシラザン）を見よ、

ハヤシブギヤウ　林奉行　【職掌】江戶幕府の職名、幕領の樹木伐採及び木材の運搬、監護人の撿察を掌る、勘定奉行の支配、持高、十人扶持（元祿八年十人扶持を給し、明和七年之を停む）燒火間詰とす、手代七人、見習二人づゝこれに屬す【起原沿革】貞享三年六月始めて四員をおき、爾來人員定まらず、十七八員に及べるもあり、尠なき時は一員の時もありき（明良帶祿、武鑑、官制沿革略史）

ハヤシホウカウ　林鳳岡　【名號】名は戇、一名信篤、字は直民、鳳岡また整宇と號す、私諡して正獻といふ【系統】春齋の二子【事蹟】幼にして大志あり、經書を通覽し、好んで詩賦を爲す、學を兄春信に承く、春信の歿後代りて諸生を率ゐ、詩禮を以て任と爲し、研精志を勵し、手卷を釋かず、初め春信聰敏絕倫にして名聲一世を傾く、鳳岡終日謙遜なること騃者の如し、蓋し聲聞を兄と抗するを欲せざるなり、春信歿するに及び、神釆煥發、事を處する流るゝが如し、人始めて其宏量を知る、尋で父に從うて本朝通鑑編纂のことを輔け、延寶八年家を襲ぎ、貞享四年二月、大藏卿法印に敍し、弘文院學士の號を賜ふ、會々將軍德川綱吉大に學を好み、文教を興すの際なりしを以て、元祿四年鳳岡に命じて束髮せしめ、從五位下大學頭に敍す、是より先儒員皆剃髮して列を方外の徒と同じくしたりしが、此に至りて士籍に列し、小性組番頭に准ぜらる、享保四年大內記と改め、明年致仕し、十七年五月歿す、年八十九、鳳岡人となり豪俊雄邁にして通博多識、家綱、綱吉、家宣、家繼、吉宗の五代に歷仕し、綱吉吉宗の二代殊に信任せらる、家宣家繼の時、新井白石信任を蒙りて權を弄し、議頗る協はず、是を以て意平かならず、屢々致仕を請ひしも許されず、蓋し家學を承けて名望あるが故なりき（野史、先哲叢談、儒職家系）

ハヤシラザン　林羅山　【名號】名は忠、一名忠勝、通稱又三郎、字は子信、祝髮して道春といふ、羅山と號す、私諡して文敏といふ【系統】信時の子、伯父吉勝に養はる【事蹟】天正十一年京都に生る、幼より學を好み、神童の名あり、文祿四年建仁寺大統庵の長老慈稽に就きて儒學を修め、學業大に進む、

林昇氏所藏（史料編纂掛蒐集）

慶長五年十八歲の時始めて朱註を讀み、遂に意を宋儒の說に留め、八年徒を集めて論語集註を講ず、時に博士舟橋秀賢奏して曰く、古より書を講ずる者、明經博士の職あり、經筵猶未だ新註を講ぜず、今信勝

匹夫にして師表の位に居り、叨りに朱學を唱ふ、僭越甚し、請ふ之を罪せんと、朝廷未だ報ぜず、また之を德川家康に告ぐ、家康郤けて曰く、道を講ずるに、新古の註を問はんやと、是に於て羅山の學大に行はる、九年藤原惺窩に師事し、又家康に二條城に見ゆ、爾來駿府、江戶、京都の間を往來し、家康秀忠の眷遇を受けしが、慶長十三年、家康の侍讀となり年俸を賜ふ、是時に當り天下新に定まり、綱紀未だ立たず、羅山常に謀議に參與し、幕府出す所の諸法度、外國に授くる國書、其他の文案概ね其手に成る、諸宗法度、禁中諸法度のごとき、皆羅山の草する處なり、十八年采邑を城州に賜ひ、元和四年また宅地を江戶に賜ふ、而して此年東西に奔走し、寧處に遑あらずと雖も、また嘗て講學を怠らず、在京の間、生徒に教授せり、寬永元年四月將軍家光の侍讀となり、これより常に江戶に住す、六年十月民部卿法印に敍せられ、明年忍ヶ岡の北地を賜うて別莊となす、羅山即ち書院を起したりしが、九年尾張義直、羅山の爲めに其地に卽きて孔子廟を營む、卽ち聖堂の起原なり、慶安四年武藏に於て采邑を加賜せられ、舊地と併せて九百二十石を食む、明曆三年正月廿三日歿す、年七十五、羅山人となり恭遜謹恪、和順優如、家康、秀忠、家光、家綱の四代に歷仕して、いまだ嘗て旨に忤はず、加ふるに博覽强記にして兼ねて詩文を能くし、また國典に通ず、江戶時代文教の起る、其力與りて多きに居る【著書】寬永諸家系圖傳、本朝編年錄、羅山涉獵抄、日本考、朝鮮考、神社考、野槌、宇多天皇紀略、鎌倉將軍家譜、京都將軍家譜、織田信長譜、豐臣秀吉譜、寬永私記、四書集註抄、駿府政事錄、羅山文集、羅山詩集、神道祕傳、折中俗解等三百餘種（野史、儒職家系、近代名家著述目錄）

ハヤト　隼人　【名義】上代大隅薩摩地方を本據として、附近に蕃殖したる一人種をいふ、敏捷勇猛なるを以て名づく、古事記傳に「猛勇を波夜志とも、登志とともいへれば、波夜と云に、猛勇き意もあるなり、隼字を書くことは、迅速きこと此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり」と見ゆ【人種】（一）大和民族と爲すもの、書紀に隼人は火闌降命の裔なりとあるによる（二）熊襲と同種族と爲すもの、熊襲と隼人とが、其居住の地を同じくしたると、且つ熊襲の如き強大なる種族が、一時に滅亡することはあり得べからざると、熊襲の名は神功紀に絕え、其以後は隼人の名のみ史に現はれたると、熊襲隼人二種族の名が、同時に史に見ゆることなき等の理由による（三）大和民族にもあらず、熊襲族にもあらず、特種の一種族となすもの、隼人の風俗言語が、大和民族と異なり、且つ隼人に對する政府の施政が、他に異なりたると、古書に熊襲隼人二種族が、同一なりとの確證なき事等の理由による、かく三說ありていまだ定說を見ず、蓋し隼人が、大和民族と別種なること疑ひなく、紀に火闌降命の後としたるが如きは信ずるに足らずと雖も、果して如何なる人種なりしかは、俄に斷じ難し【起原沿革】書紀神代卷火闌降命の事をいへる條の註に「是隼人等始祖也」とあるを文字の初見とす、而して姓氏錄によれば、允恭天皇の時、薩摩の隼人叛したれば、額田部湯坐連を遣はして征討せしめしことあり、また淸寧欽明齊明等の諸朝に、隼人の內附せること史に見えたり、然れども隼人が朝廷に奉仕せることも、其由來久しきがごとし、履中天皇紀元年の條に、近習隼人に刺領巾といふものありしを載せ、淸寧天皇紀元年十月の條にも、隼人が、雄略天皇の崩御を悲み、陵側に泣號して遂に死したるとな

載せたり、隼人が早くより皇化に服したるにあらざれば、此の如くなる能はざるなり、但し持統紀三年五月の條に「隼人、大隅阿多魁帥、各領二已衆一互進誅爲」と見え、同七月の條に「賞二賜隼人大隅阿多魁帥三百三十七人一各有レ差」と見えたるを思へば、當時なほ一部族を爲し、酋長を有したることを察すべし、而して大寶の令制を按ずるに、衞門府に隼人司あり、朝廷に奉仕せる隼人を司る、後ち大同三年衞門府の、左右衞士府に併せらるゝに及び、兵部省に隷屬せり、其隼人の職とする處は、宮門を警衞し、歌舞を奏し、竹器を製作するにありて、交番京都に出勤し、定額の員數闕くる時は、京畿に住する者を以てこれに宛てたり、蓋し當時にありては、隼人の族京畿地方に住せるもの、甚多かりしなり、なほ隼人の交替は、其始め年限定まらざりしも、靈龜九年、六月を以て限りとし、人數は八十人となしたりしが、桓武天皇の時其半を減じ、後ちには分番上下一年を以て限りとするに至りしかば、一年は京にありて職事に從事し、一年は本國にありしものなるべし、更に下りては、交替も止みて、京畿に居住せし隼人を以て、これに宛つることゝなりたり、かくのごとく隼人は朝廷に奉仕せりと雖、其九州にあるものに至りては、朝命を奉ぜざるもの尠なからず、屢々其叛せることあり、卽ちこれより先、大寶二年八月多褹の隼人叛したれば、幣帛を大宰府所部の神祠に奉じ、兵を發してこれを討たしめ、幾もなくして鎭定せりと雖も、其形勢なほ不穩なりしが故、唱更國司（薩摩國）の請を入れ、國內要害の地に、柵を立て守りを置かしめたり、養老四年二月に至り、隼人また叛し、勢頗る猖獗にして、大隅國司陽候麻呂を殺す、是に於て大伴旅人を征隼人持節大將軍、笠御室、巨勢眞人を副將軍と爲し、こ

れを征せしめ、翌年七月漸く平ぐることを得たり、されば朝廷は、大隅薩摩等の隼人等が、將來また叛せんことを慮り、同六年四月、兩國の國司は、壹岐對馬の國司と共に、其閫に際しては、必ず太宰府の官人を以て補任する事となす、これよりして其勢力大に衰へたるが如きも、天平十二年藤原廣嗣の叛するや、隼人の族これに屬せるもの多かりしが、廣嗣の敗死と共に歸順し、勢力亦振はざるに至る、蓋し漸次に皇化に服したるなり、但し朝廷に奉仕せる隼人は、其後も職を以て世襲し、南北朝の頃にも、國役として、行幸供奉雜人の料を諸國に課したること壬生家文書に見ゆ、かくの如く、隼人の一部は早く京畿に住して朝廷に仕へ、一部土着の種族も亦熟化して、固有の習俗を失ひしが、雄捍の氣風は、なほ昔日の面影を存し、所謂薩摩隼人と稱して、人の能く知れる所なり、「ハヤトノツカサ」參看（書紀、日本人種新論、歷史地理）

ハヤトノツカサ　隼人司　名稱「ハヤトノツカサ」「ハヤヒトノツカサ」「ハヤトンノツカサ」とも訓す、唐名布護署　職掌　隼人を捺按し、歌舞を教習する事を掌る、兵部省の被管　職員　正一人正六位下、後世諸大夫又は諸道井に侍等之に任ず、多くは五位六位なり、佑一人正八位上、令吏一人大初位下、史生二人、大同四年置く所、延喜式の制五人となる、使部十人、延暦十四年四人を減じ、後又一人を減す、直丁三人、隼人　配置沿革　上古より隼人を召し、狗吠を以て宮中を警衛せしむ（「ハヤト」參看）文武天皇大寶の令制隼人司を置き、衞門府に屬す、延暦二十四年隼人男女四十人の内、半を減じて二十人とす、大同年中司を廢して衞門府に併せ、尋で府廢するに及び、改めて兵部省に屬し、佑一人使部二人を減ず、四年勤して海人之を得て天皇に獻じ、後ち聖武天皇天平十五年正月十四日、太宰府より之を進獻せしより、毎年の節會に供することゝなり、爾來恒例となれり、平城天皇大同元年五月に民屋を息めんが爲め、腹赤の進獻を停めらる、嵯峨天皇の時、暮に復して、弘仁內裏式に其儀を載せられたり、降りて治承五年正月、世亂の爲め腹赤奏なく、後ち遂に廢れたるが如し、建武年中行事に「元日節會云々、七曆御曆腹赤の奏など、古は庭にすゝみて奏しけるとかや」と記されり、江戸時代に入り、寛永年間、肥後熊本城主細川忠利、これを領內に得て、仙洞に進獻したることあり（此時獻じたるは鯛の一種なりといふ）されど腹赤奏は行はれざりき（江次第、同抄、比古遲衣、好古類纂）

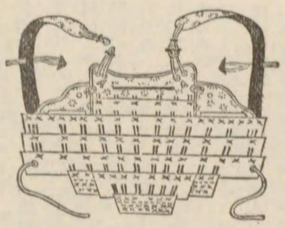
（載所圖附記用軍）

平記、明德記等に其名見えたり（書紀、日本紀略）

ハラカノソウ　腹赤奏　毎年元日節會の日、內膳司より腹赤を獻ずる事なり、其腹赤色なるを以て名づく、世に鱒魚といへり、景行天皇の御宇筑紫宇土郡長濱に

ハユマ　驛馬　驛馬を云ふ、早馬の義なり、後世は傳馬をのみ云へり、この馬に乘じて使ずるを「ハユマヅカヒ」と云ふ、驛（エキ）「エキバ」參看、

ハラアテ　腹當　腹部に着する武具の一種、板目革を横にして、すかけに綴ぢたるものなり、草摺袖もなく、只腹を包むのみに用ふ、雜兵の着するものにして、多くは鎧、腹卷を着ず、身輕に裝ふ時、用ふるものなれども、鎧の下に着する事もあり、源平盛衰記、大鏡、軍用記）

ハラノコホリ　腹當　朝廷年中行事の一、續日本後紀承和元年二月の條に見えたり　沿革　壇日本紀攝羅に作る、和名抄に上桑、下桑、廣澤、荏原、幡羅、那珂、霜見、餘戸等の郷あり、郡名考「ハタラ」と稱し、地誌提要「ハラ」に復す、今之に從ふ、明治廿九年大里郡に合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ハラヒ　祓　名義　災穢を解除するをいふ、即ち穢を去り淨に就き、惡を除き善に遷り、災厄を拂ひ吉祥を求むるなり、拂の義、古くはハラへと訓じたり、除解、祓除とも書す　起原沿革　伊弉諾尊が黃泉國に赴きて穢れたるより、日向の橘の小門の阿波岐原にて、まづ身に着けたる杖、衣服、冠、手纏等を投げ棄てたることある初見とすべし、蓋し我國俗不淨を忌むの念極めて強きを以て、此風習を生じたるなり、なほ右は穢に觸れたる場合に、自ら行ふ者なるが、別に人に科したる者あり、素盞嗚尊が、高天原

にて暴行したるより、諸神等相議し、千位置戸（「サクラヲギド」參看）を負はせ、鬚を切り、手足の爪を拔かしめたるは其初見とす、惡事を爲すは、即ちまた穢なりとして、これを解除したるものなり、かくして祓の風次第に廣く行はるゝことゝなりしが、大別して、事前に行ふものと、事後に行ふものとの二つとなす、事前に行ふものとは、祭祀、新嘗祭、踐祚の事あるに臨み、其當事者が、齋め行ふものにして、事後に行ふものとは、多くは除服の爲めにし、其他燒亡、雷震、疾病、死穢等の後に行ふものなり、罪あるものに祓を課するが如きも、亦後者の例なり、而してこれを罪人に科するは、殆んど贖罪の如きものにして、普通の罪も罰したりしが、後ちには神事の罪穢にのみ之を用ひ、桓武天皇の延喜二十年五月には、犯罪の輕重により、大祓、上祓、中祓、下祓の四等に分ち、祓の料物を出さしめたり、なほ是より以前には善祓、惡祓ありて、二重に科したりしが、此時者きて一となせり、蓋し惡祓とは惡を去るをいひ、善祓とは善に還るをいふならん、爾來常に此法によりて神賤を贖したりき、但し武家時代に入りては、此種の祓は跡を絕ちたるがごとく、史籍に見ゆる處なし、なほ祓は、神代に起因せるものなれども、大寶令の大祓の文にも、東西文部が、漢文の咒文を讀み、横刀を進ずることを載せたれば、陰陽家の說を混じたるも、甚久しき事にして、其後陰陽の祓益々盛んになり、加ふるに佛家の說をも雜へ、自ら爲すの祓は、其本意を失ふに至れり　祓具　祓は物を出して之を贖ふものにして、其物に數種あり、人形は、其人の身に代ふるものにして、之を以て身體を撫で、災厄をこれに托して、河海に流し棄つるなり、故に撫物とも、また形代とも云ふ、嘗と麻とは、上古より用ひしが、後世は麻のみを川ふ、稻及び散米は、天孫降臨の故事に起り、*茅輪（「チノワ」參看）は素盞嗚尊の故事に基くといふ、解繩は、大祓の詞に、天津罪畔物の故事に基くとある言に據りて、後世造り出したるものなるべし、また塩水、鹽湯の遺風ならんか、なほ此外に罪人に科する祓には古く素盞嗚尊に千位置戸を科したるが如きも、其後も馬太刀等を出さしめしが、桓武天皇の延曆年間、四等の祓を定むるに及び、馬、太刀、弓、矢、木綿、麻、酒、米以下、數十種の品を、其等級により出さしめたり（委しくは三代格を見よ）

祓具　大祓、六月祓（名義祓、夏祓）七瀨祓、巳の日祓（以上各條參看）河臨祓、神麻祓、百度祓、千度祓、萬度祓（これらは、陰陽師が、僧侶の誦て中臣祓詞を、百度、千度、萬度讀は祓なれども、實は祈禱を主とするなり）七坐祓、四十坐祓、八十坐祓等あり（書紀、類聚三代格、古事類苑神祇部）

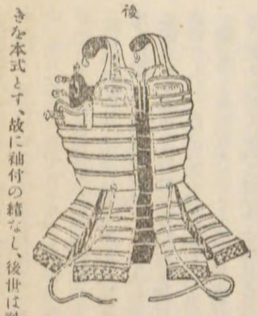
（載所圖附記用軍）

ハラマキ　腹卷　名義　鎧の一種、胴の製、腹に卷きて背にて合はす如くに作りたる武具をいふ　別稱異稱　障子板、鳩尾板、栴檀板、弦走等なく、袖なきを本式とす、故に袖付の結なし、後世は袖を付することあり、此時には綿かみの革に結び付くるなり、草摺は前後左右合せて七枚あり、小札、毛引等は、鎧の如し、なほ背にて合する樣に作りたるより、押付の板あれど、逆板と上卷とはなし、但後世此合せめの障を塞ぐ爲めに、背板といふ具を製し、それに上卷の總を付けたるものもあれど、古圖には更に見えず、而して腹卷を直垂狩衣の下に着したる裝を下腹卷、上に着したるを上腹卷といふ、また鎧のさにも着したり、此外大腹卷（源平盛衰記、小腹卷、愚管抄）胴腹卷（著聞集）などの名見えたれど詳かならず、起原沿革　何時より起りしものか明かならざれども、新儀式野行幸の條に、「應鶴御親王公卿著腹巻行騰」ことあり、扶桑略記延長六年十二月五日の條に「諸衞官人著褐衣腹卷行騰」ことあり、此腹巻腹卷は、此處に所謂腹卷と同じものなるや否や斷じがたし、源平盛衰記、平治物語等に至りて、盛んに見えたれば、蓋し平安朝時代の末年より起りしものなるべし、製作名所等は鎧（ヨロヒ）の條を參看せよ（軍用記、本朝軍器考、裝束甲冑圖解、古事類苑兵事部）

ハリガミ　張紙　法度命令を人に見せしむる爲に、壁に張りたる紙を云ふ、即ち墨書のことなり、「カベガキ」參看、

ハリゴシ　張輿　輿の一種、惣表を張りて、押緣を打ちたるものを云ふ、板輿に似て、略儀の時に用ふ、「コシ」の挿繪參看、

ハリツケ　磔（機物、張付）　名義　武家時代に行はれたる刑名、機物（ハタモノ）張付とも稱す、木柱に罪人を縛して刺突して殺すをいふ　起原沿革　養和元年に、河野通信が、額入道四寂を生虜して入付にせること、源平盛衰記に見え、源賴朝が、屋島の戰後に、長田忠宗父子を土入付にせること、平治物語に見えたれば、早く王朝時代の末年より行はれしなるべし、但

上八付といへるは、右の外前後全く所見する處なし、降りて室町時代の末、戰國の際には尤も盛に行はれ、逆磔物などいふ酷刑もありき、江戸時代には士庶を通じての正刑にして、專に行ふべき犯罪は（一）主人を殺せる者（二）親を殺せる者（三）金子を添えて捨子を貰ひ、其子を殺せる者（四）古主へ手負はせたる者（五）密通して本夫を殺せる女（六）重き謀計を企てたる者（七）主人に手負はせたる者（八）古主を殺せる者（九）闕所を破れる者（十）闕所破りの者を案内せる者（十一）偽金銀を製造せる者（十二）師匠を殺せる者（十三）親に手負はせ、又は打擲せる者（十四）主人又は親が重罪を犯せるよし、偽りて訴訟せる者等にして（一）は鋸引の上にて磔に處し（二）（三）（四）（五）（六）は引廻し（七）（八）は晒の附加刑あり、而して又（一）（二）（六）（九）の諸犯は、刑執行前に罪人死亡せば、屍を鹽詰にして、生者の如くに所置し、然る後磔に行ふ、逆機物は江戸の初世に、耶蘇教徒な刑せし以後絶えて行ひしことなし**方法**盛衰記に見えたる八付は、其方法を記さゞれば詳にしがたきも、後世と大差なかるべし、戰國の際には全く江戸時代と同じかりしこと、鳥居强右衛門磔の古圖を以ても明かなり、江戸時代には四人刑場に着すれば、非

（刑罪大罪錄所載）

人數人にて馬より下し、罪木へ仰臥せしめ、手足を横木へ縛し、四人の衣服を左右袖脇下より、腰の邊まで切り破り、胸間へ左右より卷付、繩にて三ヶ所をイボ結びにし、更に胴繩（腰の處を繩二重にて締す）澤繩（繩を磔がけに、二重に縛す）をかけ、罪木を起して地上に建つ、檢使は同心に命じて四人の名簿を改め、相違なきを確めし上、齋左衛門（機多頭）に指揮して處刑せしむ、即ち突手の非人は白衣、股引、脚半、尻端折にて繩座をかけ、まづ二人鎗を把て左右に分れ、四人の眼前に鋒を交ゆ、之を見せ鎗といふ、突手は四人の正面二尺餘を距て、聲をかけて素突を試みゝ、之を引くや否、一人躰を搆へ、右方の脇腹より肩先まで貫き、鋒先出づること一尺餘、一捻り捻て抜く、其後は左右より交々突くこと二十四五乃至三十に至り、彈左衛門死骸を改め、檢使の指令を俟ち、突手をして咽喉を左より貫く、これを止めの鎗といふ、晒は右のまゝにて三日二夜なること獄門と同じ、刑場は多くは淺草小塚原と、品川鈴ヶ森にて行ひ、又犯罪地にて之を行ふことあり、罪木は、柱の長さ二間の五寸角にて、上下二ケの横木あり、土中に埋むること三尺、木ほ樽を用ふ、又前に述べたる土八付は、平治物語に「頭殿の御墓の前に、左右の手足を以て竿を章がせ、土に板を敷きて、土八付といふ物にして、なぶり殺しにぞせられける」とあるに、逆機物は逆張付とも稱す、逆刑（シケイ）參看（磔曲類纂、寺山氏「淨瑠璃史」高野氏「淨瑠璃史」）

ハルケンチ 春檢地　江戸時代檢地の一、其年より高に入る、なり、「ケンチ」參看（地方凡例錄）

ハルノチモク 春除目　縣召（アガタメシ）を見よ、

ハルノミヤ 春宮　東宮（トウグウ）を見よ、

ひ

ヒ妃 名義 皇后の次位にありて、天皇の御寢に侍するものをいふ 起源沿革 上古は、天皇の嬪妻を稱し、其他の御寢に侍する者を、汎くキサキといへり、蓋し令制の、妃、嬪、夫人等を總稱したるものに近し、書紀を按ずるに、神代より此名ありとも、支那風に慣びて後世より追書したるものなれば、これを以て起原と見るべからず、故に其何の時に起れるかを詳かにするを得ず、文武天皇令制定の時に至り、皇后の次位に在るものを妃と稱し、且つ二人を以て定員とし、其位を四品以上と定めたり、品は皇族の位階なれば、隨つて妃も亦、皇族より擇みたることを知るべし、是に於て妃の制度始めて定まる、然れども當時妃と稱するもの甚少し、只僅かに、續紀大寶元年七月の條に、皇太妃の名あるのみ、桓武天皇の時に至り、夫人藤原旅子に妃の號を贈る、これを令制後の初見とす、此時皇族を以て充つるの制は、

書名	古圖	舊事紀	延喜式	拾芥抄	元祿圖	寛知集	天保郷帳	地誌提要	新編郡區編制
郡名（ク）考	明治沿革帳								
賀茂（コ）	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂
美嚢（ナギ）	同	美嚢	美嚢	美嚢	美嚢	美嚢	美嚢	美嚢	美嚢
三木（ミキ）	同	同	同	同	三木	三木	三木	三木	三木
加東（カコ）	加東	加東	加東	加東	加東	加東	加東	加東	加東
加西（カサイ）	加西	加西	加西	加西	加西	加西	加西	加西	加西
飾磨（シカマ）	飾東（シカマヒガシ）郡	飾磨	飾磨	飾磨	飾東	飾東	飾東	飾東	飾磨
飾西（シカマニシ）郡	同	飾西	飾西	飾西	同	同	同	同	同
揖保（イヒボ）	同	揖保	揖保	揖保	同	同	同	同	同
揖東（イヒガシ）郡	同	揖東	揖東	揖東	同	同	同	同	同
揖西（イヒニシ）郡	同	揖西	揖西	揖西	同	同	同	同	同
神崎（カンザキ）	同	神崎	神崎	神崎	神崎	神崎	神崎	神崎	神崎
神東（カントウ）郡	同	神東	神東	神東	同	同	同	同	同
神崎（カンザキ）郡	同	神崎	神崎	神崎	同	同	同	同	同
神西（カンサイ）郡	同	神西	神西	神西	同	同	同	同	同
宍粟（シソウ）	同	宍粟	宍粟	宍粟	同	同	同	同	同
佐用（サヨウ）	同	佐用	佐用	佐用	同	同	同	同	同
赤穂（アカホ）	同	赤穂	赤穂	赤穂	同	同	同	同	同
揖保（イヒボ）	同	揖保	揖保	揖保	同	同	同	同	同
揖東（イヒガシ）郡	同	揖東	揖東	揖東	同	同	同	同	同
揖西（イヒニシ）郡	同	揖西	揖西	揖西	同	同	同	同	同
揖保（イヒボ）	同	揖保	揖保	揖保	同	同	同	同	同
飯粒（イヒツブ）	同	飯粒	飯粒	飯粒	同	同	同	同	同
狹（セバ）用（ヨウ）	同	狹用	狹用	狹用	同	同	同	同	同
多可（エ）	同	多可	多可	多可	同	同	同	同	同
神東（カントウ）郡	同	神東	神東	神東	同	同	同	同	同
神崎（カンザキ）郡	同	神崎	神崎	神崎	同	同	同	同	同
神西（カンサイ）郡	同	神西	神西	神西	同	同	同	同	同
宍粟（シソウ）	同	宍粟	宍粟	宍粟	同	同	同	同	同
佐用（サヨウ）	同	佐用	佐用	佐用	同	同	同	同	同
赤穂（アカホ）	同	赤穂	赤穂	赤穂	同	同	同	同	同
揖保（イヒボ）	同	揖保	揖保	揖保	同	同	同	同	同
揖東（イヒガシ）郡	同	揖東	揖東	揖東	同	同	同	同	同
揖西（イヒニシ）郡	同	揖西	揖西	揖西	同	同	同	同	同
揖保（イヒボ）	同	揖保	揖保	揖保	同	同	同	同	同
鹿（シカ）子（コ）木（ギ）	同	鹿子木	鹿子木	鹿子木	同	同	同	同	同
赤（アカ）石（イシ）	同	明石	明石	明石	同	同	同	同	同
神明（シンメイ）式	同	神名帳	和名抄	和名抄	同	同	同	同	同
舊事紀（クジキ）	同	舊事紀	舊事紀	舊事紀	同	同	同	同	同
賀茂（カモ）	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂	賀茂

德川氏、池田鄰政を全國に封じ姫路に治す、元和三年其孫光政を因幡に移し、本多忠政を姫路に（十五萬石、後に松平直明封ず、爾後龍野（初小笠原忠眞を明石に（十萬石、後坂安政、赤穗（初池田輝興、後に森長直）林田（建部政長）小野（一柳直次）山崎（初池田恒之、後に本田忠英）三日月（森長俊、安志（小笠原長興）三草（丹羽氏）の入藩を建て共に十藩となす、明治維新編本藩を置き（鳥取の支封池田德澗）既にして廢して縣となし、更に合併して姫路縣を置き、改めて飾磨と稱す、後ちまた廢して鳥取縣の所轄に歸す**參照**古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條を見るべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

ハリマブシ 播磨節　井上播磨掾の創めたる淨瑠璃節の一派、播磨は通稱を市郎兵衛といふ京都に住し內裏の御簾製造の事を業とす、初め謠曲を學びしが、音吐逞く、緩急張弛の節、心のまゝなるより、虎屋源夫の門に入りて淨瑠璃を學び、業成るの後、古流の節諧に、注意したりしが、會々江戸萬歲を聽きて、其節に感ずる處あり、遂に一派を開き、はじめて大阪に下り、寛文の頃より世上に流布す、幾もなく受領して井上大和掾藤原要榮と稱し、操人形を興行して聲名を博ぜり、後ち播磨操と改む、其語る處尤遒勁の氣韻に富み、景事道行の類に長じ、就中うれひ修羅を得意としたり、而して其情に應じ景に合せ、色々に使ひ分けたる餘風今に殘り、播磨地と稱して、後の竹本豐竹共に此流を汲みたり、眞享二年五月十九日歿す、年五十四、京都長明寺に葬る、

播磨は大阪に於ける淨瑠璃の開祖にして、後世此地に淨瑠璃の盛大を來したるもの、實に其力による、「ジヤウルリ」參看（幸曲類纂、寺山氏「淨瑠璃史」高野氏「淨瑠璃史」）

ハルケンチ 春檢地　江戸時代檢地の一、其年より高に入る、なり、「ケンチ」參看（地方凡例錄）

ハルノチモク 春除目　縣召（アガタメシ）を見よ、

ハルノミヤ 春宮　東宮（トウグウ）を見よ、

既に壊れたり、爾來妃の稱の、史上に見はるゝもの、歷代の中僅かに二三に過ぎず、明治に及び其制を廢し、更に皇太子、皇太孫、親王、王の妻を妃と稱することゝなり、其意義全く轉化せり(古事類苑帝王部、皇室典範)

ヒ 樋 刀劍の刃に細く長く刻りたる溝を云ふ、又血槽とも書す(倭訓栞、武家名目抄)

ヒアフギ 檜扇 **名義** 檜の薄板を以て、作りたる扇を云ふ **製作** 檜の薄板は、親王以下三位以上は廿五枚、四位五位は廿三枚、六位以下は十二枚を以て作る、綴糸は白の絹糸なり、板地の繪樣は、持つ人の老少によりて差あり、普通壯年の人の使用するは、板目の泥繪に、少し散し描きたるものなり、攝家盛年の人は、兩方の表に藤の丸おしたるものなり、東宮の持ち給ふは、金青、綠青を以て、白地に鶴に松、龜に波を描き、村濃糸の垂れに、松枝を結びつけたり **使用** 束帶、衣冠、直衣などの時、公家之を使用す、もと夏冬共に通用したれども、後世蝙蝠の起るに及び、專ら冬の扇となれり、持樣は要の上二三寸の處を持つこと故實たり、女子も大儀の時檜扇を持てども、これは古くより衵扇といひて、檜扇と稱せず、「アコメアフギ」及び衣服、服制の條の挿繪參看(裝束集成、貞丈雜記、飾抄、西三條裝束抄、禮葉考、當代裝束抄、世俗淺深祕抄)

ヒアブリ 火焙(火罪) **名義** 武家時代に行はれたる刑名、罪人を燒き殺すをいふ、江戸時代にては火罪と稱せり **起原沿革** 勢州軍記に、北畠信雄が、囚人を火焙にせることあるを初見とす、これより引續き盛んに行はれしが如し、江戸時代にては、放火の罪を犯せるものに科する正刑にして火罪と稱す、尤も初世にありては、耶蘇教徒又は重罪の者に、

適宜これを科したることもありき **方法** 勢州軍記には、火焙のことを叙して「燒ニ殺之ニ」とあり、なほ土津靈神言行錄に「會津先太守蒲生氏之世、(中略)作ニ大壇ニ、植ニ一木ニ、以ニ首械ニ繫ニ罪人ニ、令ニ兩手抱ニ竹輪ニ、而束ニ麻莖ニ、燃レ之、左右前後持レ之焚レ之、罪人踴躍而死、名レ之謂ニ燒松焙ニ」と見ゆ、燒松炙と特稱すれども、これもとより火焙なれば、勢州軍記に記せるも、恐らくは此の如き方法なりしならんか、又掃聚雜談に、寛文年間、稻葉正則が、松永某、安藤某を火罪に行ひしことを述べて「其下屋敷へ、廣く穴を掘り、内には炭火を起して、大なる丸竹を架し、其上へ兩人を渡し、鯛の濱やきを燒くが如くにして焙り殺しき」とあり、これ江戸時代のことにて、殊に一諸侯の私刑なれど、尤も火焙といふ字義に適せり、戰國の際にも、か

(刑罪大祕錄所載)

かる方法行はれしなるべし、されば室町時代末年の火焙は、其法必ずしも一樣ならざりしならん、而して江戸幕府の正刑としての火罪は、必ず引廻しの屬刑あり、順路を經て四人刑場に着すれば、下働非人六人にて馬より下し、繩のまゝ罪木に登せ、輪竹の内に入れ、上臂を釣竹に結び付け、細腰、高股、兩足を柱に縛す、孰れも太繩にて二重にかけ、泥にて塗り、更に其上を小繩にて卷く、畢りて茅薪を以て四面を覆ふ、之を竈造りといふ、然る後茅一把づゝ、結びたるまゝ、二重三重に積み上げ、猶中程より上部に、茅を散じかく、用意終れば彈左衛門の手代、撿使に告げ、撿使これを撿し、下役同心に命じて名籍を調べ、相

違なきを確めたる後、薪茅にて出入口を塞ぎ、彈左衛門をして點火せしむ、非人卽ち茅二三把を一手にもち、風上より火を點じ、縋にて煽る、或は處々より點火することもあり、刑人既に焚死すと見れば、燃餘の薪茅を引き除け、非人又茅四五把づゝに火を點じて持ち、刑人の左右に別れ、一人は鼻、一人は陰嚢を燒き、女子ならば兩乳を燒く、是とゞめ焚なり、焚骸は其まゝにして三日二夜晒しおくこと獄門と同じ、死刑(シケイ)參看(甲陽軍鑑、御定書百ヶ條、刑罪大祕錄、德川政刑史料、古事類苑法律部)

ヒウガノクニ 日向國 **位置** 東南海に臨み、西は肥後、大隅、薩摩、北は肥後、豐後に至る、東西凡十七里、南北凡四十里、西海道に屬す **形勢** 地形は南北に長く、沿海の地委蛇折轉して東南に亘り、頗る平沃の壤あり、山脈西北を繞りて南走し、支脈國内に散布し、西境尤も峻奧なり **起原沿革** 上古襲國に屬す、瓊々杵尊高千穗宮(今諸縣郡都城宮丸村其遺址なりといふ)に居給ふ、皇曾孫彥火々出見尊東征の師を起し中國を戡定す、是を神武天皇と爲す、景行天皇十二年西征して襲國を平げ、始めて本國を定め、國造を置く、和銅六年四郡を割て大隅國を建つ、後ち國府を兒湯郡に置く(府址佐土原に在り、今那珂郡に屬す)保元中土持信綱に臼杵郡縣莊を賜ふ、源頼朝、薩摩守護島津忠久をして本國の守護を兼ねしむ、建保の初、將軍實朝其兼職を罷む、建武中興、忠久五世の孫貞久再び守護を兼ぬ、初頼朝伊東祐時を兒湯郡都於鄕の地頭に補す、足利尊氏の叛するや、祐時の玄孫祐持及び土持榮宣等皆之に屬す、尊氏畠山直顯を守護とし、來て諸縣郡穆佐郡に鎭せしむ、正平五年祐持の子氏祐直顯と共に、足利直冬に應じて官軍に屬し、島津氏と戰ふ、既にして和を媾ず、十

三年肥後の菊池武光來り伐ち、大に直顯を破り、三股城を拔く、十六年島津貞久、直顯を逐ひ、悉く諸縣郡を併す、應永中氏祐の子祐安、勢漸く强大、島津氏を破て赤江川南北の地を取る、寶德三年將軍義政、祐安の孫祐堯を守護に補す、祐堯遂に土豪十二黨を滅し、宮崎郡を取る、是に於て土持宣綱(榮宣五世の孫)臼杵郡に據り、島津氏亦諸縣郡の數城に據て相峙し、本國の地三分す、文明十七年祐堯の子祐國、那珂郡を畧し、飫肥城を圍み、島津氏の兵と戰て敗死す、其孫義祐に至て島津氏と兵連て、解けず、永祿四年遂に飫肥城を取る、天正五年島津義久大擧來り侵し、都於陷り、義祐及び其嗣祐兵出て豐後に奔り、此地皆島津氏に歸す、土持親成(宣綱五世の孫)亦島津氏に屬す、六年大友義鎭兵を遣り來り攻め、土持氏を滅して其地を取る、俄にして義久兵を分て大友氏の諸堡を陷れ、全國を併す、豐臣氏の九州を定むるや、地を割て祐兵を飫肥五万七千石に、高橋元種を縣五万石に、秋月種實を高鍋三万石に封じ、諸縣郡を島津氏に與ふ、慶長八年德川氏、島津以久を佐土原三万石に封す、十八年高橋元種事に坐して除封し、有馬直純代封せられ、延岡に移る(後に内藤政樹)凡て四藩となす、明治維新悉く之を縣とし、既にして廢して美々津都城二縣を置く、明治五年肥後球摩郡米良十四村を兒湯郡に屬す、更に合併して宮崎縣を置く **管郡** 古へより管郡の變遷左表の如し、尙は詳しくは各郡參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

書紀		子湯			・
延喜式(エ) 和名抄(ワ)	臼杵	兒湯	諸縣(モロカタ(エ) ムラカタ(ワ))	宮崎(エ) 宮埼(ワ)	那珂
拾芥抄	同	同	同	宮崎	同
古圖(コ) 元祿圖(ゲ) 寛知集(ク)	同	同	同	同	那珂(ゲ) 那河(コ) 那賀(ク)
郡名考(グ) 天保郷帳(テ)	同	同	同・	宮埼(グ) 宮崎(テ)	那珂
明治沿革 地誌提要 郡區編制	同	同	同(モロガタ(チ) ムラカタ(チ))	同(ミヤザキ(チ))	同
新郡區編制	東臼杵 西臼杵	同	東諸縣 西諸縣 北諸縣 南諸縣(大隅國囎唹郡編入)	同	南那珂

ヒウチブクロ 火打袋 火打鎌、火打石、火口、藥等を入るゝ袋を云ふ、軍陣旅行等の時の用心とす、縫樣は、織物等を丸く切りて、さし渡六七寸許にして裏を付け、縫ひて緣に糸にてがゝりを付け、緒を通して引しむる樣にす、又革にても作る、太刀の一の足の根に結び付く、日本武尊東夷征伐の時、大倭姫命、天叢雲劍に火打袋付けて參らせしを始めとす(軍用記、貞丈雜記)

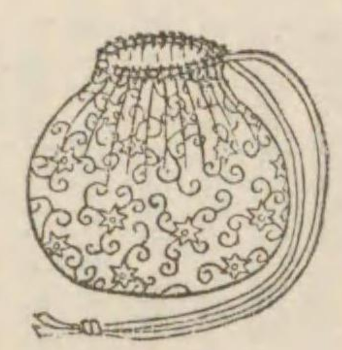

ヒエノジンジヤ 日吉神社 **所在** 近江國滋賀郡、舊比叡山の西谷、横川の間小比叡、後ち之を神路山に移す○小比叡と稱し、之を地主神と爲す、二の宮にして、現今官幣大社(其大宮を大比叡と稱し、大物主神を祭る、大日吉神社を參看すべし○世に山王と稱するは、僧最澄、唐の天台山國淸寺に山王祠あるに准據して、比叡山に延曆寺を創建したる時、此宗の守護神として大三輪神を祭り始めて大比叡神と稱し、古來より在來れる日吉神と共に山王の名付けしより起る、然れど僧家の私號なりしも、

いつしか、眩惑されて遂に一般に稱するに至れるなり **祭神** 大山咋神、相殿に御妻鴨玉依姫神 **起原沿革** 創建の年月詳かならず、弘仁の年僧最澄、佛寺を比叡山上に建て、大三輪神を遷し、日吉大宮といひ、本社を山下に移して二宮小比叡神といふ、大同元年近江の地二戸を神戸に充て、貞觀元年從五位上を授け、元慶四年從四位上に叙し、延喜の制、名神大社に列る、天元五年音樂走馬を奉り、七月勅願によりて、十一月中申の日に臨時祭を行ふ、長久四年、毎年内藏寮官幣を奉るを制し、五年廿二社に加へらる、後三條天皇延久三年十月行幸あり、日吉行幸此に始まり、以來屢々御幸行啓あり、四年四月始めて官幣を立て祭を行ふ、永保元年十一月、永く廿二社の列に加へ、保安四年白河法皇日吉神輿を修めて本社に還し奉らしむ、これより先鳥羽、崇德の頃より、延曆寺僧徒若し訴ふる所あれば、本社の神輿を奉じ、兵甲を帶び、京に入り事を訴ふ、世に是を神輿振と云ふ、若し請ふ所得ざれば神輿を棄てゝ去る、朝廷神威を畏れ、其意に從ひ、或は慰めて神輿を還らしむ、其時必ず奉幣あり、壽永二年九月正一位を授け、建久三年賀茂臨時祭に准じて臨時祭を行はしむ、順德天皇の建保元年より、臨時祭に殿上の使あり、此頃より恒例の祭祀となりしものに似たり、安貞二年本社及び諸末社洪水の爲めに流損せるを以て、御體を大宮に遷し、明年四月に至て遷宮を行ひ、正元元年災に罹り、越前に勅して造營せしむ、正平六年十二月叡山の請に因て臨時祭を行ふ、元龜年中、織田信長延曆寺を燒きし時より、祭禮一旦中絶せしが、天正十九年再興せり、凡日吉祭は四月及び十一月の中申日を用ふ、其冬祭を臨時祭といふ、今に至て四月大津浦に神幸あり、其式の盛なること祇園會の如し、初

天智天皇庚午の年、鴨蘇主宇志麻呂、祝部として仕へ奉りしより、其裔世々大慺を執て神幸の祝詞を奏す、此日又幸鉾を立て垣火を燃し、志賀浦の柱を取て賀茂社に奉り、賀茂祭の後、葵を本社に奉るは、蓋し上古別雷神を天降し奉りし時の遺風なり、凡大小比叡雨社に仕ふる者、禰宜神主祝權禰宜神主祝等三十餘人、各其牛を分て左方右方と云ふ（日吉社記、淡海地志、神祇志料、古事類苑神祇部）

ヒヲドシ　緋威　威の一種、緋色に染めたる革、即ち紅花にて染めたる革にて威したるを云ふ、又朱縅、日縅、火威、火鳥、緋懸、氷魚縅、日威、鈔威、日鳥魚威とも書く、また紅威とも云ふ、單に緋威と云へば革の緋威を云ひ、糸の緋威は糸緋威と云ふ（軍用記、貞丈雜記）

ヒヲノツカヒ　氷魚使　朝廷にて、山城宇治川、近江國上川の網代より供御の氷魚を召す使を云ふ、和名抄に「鮨、今案、俗云氷魚是也、白小魚名也、似鮎魚、長一二寸者也、」延喜内膳式に「山城國近江國氷魚網代、各一匹、其氷魚始二九月一、迄二十二月卅日一貢之」と見えたり、

ヒヲリノヒ　射禮日　射禮（ヰヤライ）及び手番（テツカヒ）を見よ、

ヒガキクワイセン　菱垣廻船　名義　江戸時代、大阪より貨物を江戸に運漕する廻船の一種、其船、垣楯の筋を菱垣にするを以て名づく　起原　沿革　元和五年泉州堺の人、紀州牟婁郡富田浦にて、二百五十五石積の一船を借りて、之に大阪より木綿、油、綿、酒、酢、醤油其他の商品を搭載して江戸に運送したるに始まる、尋で寛永元年大阪北濱町泉屋平右衛門、江戸積問屋を起し、同四年毛馬屋、富田屋、大津屋、鹽屋の數戸、また此業を開けり、然るに正保年中に至り、攝津傳法村の商人、試に駿河の廻船を雇入れ、之を大阪に乗廻し、海路より貨物を江戸に下せるものありしに、數回差なく、江戸に達せしかば、是に於て海運の便なるを悟り、大阪及び西宮兵庫等の商人は、始めて貨物を運漕するの揔船を開きたりと いふ、これ大阪なる廻船の濫觴にして、當時は小早と唱へ、二百石より四百石積までの船にて往來し、江戸に組合もなく、物貨の決算、雜船の處分、船頭の曲事等頗る紛亂せしかば、元祿七年江戸荷主大阪屋伊兵衛、荷主を十組に分ち、又大阪に廿四組を定め、大行事を置き、諸船を統理せしめ、重立たる荷主の内を選びて船手極印元となし、菱垣廻船を表する燒印を押し、往復の度毎に船足船具等を調査せしめたり、而して菱垣廻船は、大阪廿四組と江戸十組とに關するもの、及び幕府と諸藩との荷物に限りて登載し、他の商品或は己の買積を爲すことを禁じたりき、然るに享保十五年酒店組は分離して別船とし、之を樽廻船と稱す、爾來兩廻船相協和せざりしが、安永二年樽廻船に塔載貨物の分界を爲し、船株鑑札を與ふる事となりしより、菱垣廻船一時海上に勢力を得たれども、幾もなくしてまた衰退したれば、文化五年町方用達杉木茂十郎之を愍ひ、諸規則を改正し、百方經營して、新船百艘を備へ、十組の仲間を擴めて六十五組となし、挽回するを得たるも、久しからずして再び衰へしが故に、屢々官に哀訴し、遂に天保十四年十組の取扱に樽船に塔載すべからざるとを命ずるに至る、時人これを菱垣一方積といへり、然るに天保仲間停廢の令あり、菱垣廻船廿四組の株爾來運輸を管理する者なく、弊害百出せるを以て、廿四組の荷主中、絲、油、紙、木綿、藥、砂糖、戴、蠟、塵芥の九店相計り、更に船舶を造りて菱垣廻船の業を擴張せり、而して此頃における船舶は皆千石以上の大船なりきといふ、十組問屋（トタミトヒヤ）及び船の挿繪等參看（雲錦隨筆、日本商業史）

ヒカクシノマ　日隱間　階隱（ハシカクシ）を見よ、

ヒカゲノカヅラ　日蔭蔓　名義　冠の巾子に結びて、垂下したる紐をいふ　異作　古へは、蠶といふ蔓草を用ひしも、中世以來は、細き圓組又は分組の糸を代用せり、長さ一丈二尺餘なり　着用　禮服著用の際に用ふ、結び目は纓の上にあり、色は重に青白等にして、年少の者は、紅梅、白梅交、萌黄色を用ひたり、又高倉家傳によれば、大臣白、殿上人紅梅、地下萌黄と見ゆ、「カンムリ」の挿繪參看（裝束集成、裝束圖式）

ヒガシイチデウ井　東一條院　名號　藤原立子、法名清淨覺　系統　後京極陽白藤原良經の女、母は中納言藤原能保の女　事績　順德天皇の中宮、仲恭天皇の御母、承元三年東宮に入りて御息所となり、同四年十二月從三位に叙せられ、同廿九日女御と爲り、同五年正月中宮と爲り、承久四年三月院號、嘉祿二年八月十日落飾、寶治元年十二月廿一日崩ず、年五十七（女院小傳、女院記、三宮傳）

ヒガシクゼウチ　東久世氏　姓は村上源氏、久我權大納言晴通の曾孫通廉始めて氏を稱す、參議正三位に至り、貞享元年九月薨ず、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（家譜）

○通廉——博高——博胤——通積——通武——通唐

通岑——通德——通禧

ヒガシサンデウ井　東三條院　所在　山城國京都二條の東洞院の東、南北二町、東西一町、

起原沿革　重明親王の第にして、藤原氏之を傳領せしより、藤原氏の女にて、已に母皇となれば、常に此に居住するとゝなれり、寛平九年八月に、宇多上皇井に皇后此所に遷御せらるゝあり、また天元三年六月、一條天皇は此所に誕生せられたりき、本朝文粹大江匡衡の文に「洛城有二形勝一、世謂二之東三條一、昔是大相國之甲第、傳爲二左丞相之花亭一、聖上不レ忘二舊里一、再備二天臨一、始遷二槃花一、一日禮外祖於當時、今准二紫禁一、二年移二朝儀於此地一云々」とあり、第内鎭守に角振明神、華明神あり、永延元年十月從四位下、久安六年正一位を授く、又持佛堂に普賢堂あり（山城名勝志、平安通志）

ヒガシサンデウ井ン　東三條院　名號　藤原詮子　系統　東三條關白藤原兼家の第二女、母は攝津守藤原仲正の女、時姫　事績　一條天皇御母、圓融天皇の女御なり、天元元年宮に入り女御となり、凝華舍に居る、天元五年正四位下に叙せられ、寛和二年三月正三位に進み、一條帝登阼するに及び、尊びて皇太后と爲す、正暦二年九月落飾、長保三年閏十二月二十二日崩ず、御年四十（日本略紀、女院小傳、女院記）

ヒガシサンデウノオトド　東三條大臣　藤原兼家（フヂハラノカネイヘ）を見よ、

ヒガシサンデウノサダイジン　東三條左大臣　源常をいふ、

ヒガシサンデウノダイリ　東三條内裏　山城國京都三條の北、東洞院の西、烏丸の東に在り、もと滋家の宅にして、後に白河法皇の皇居となる、類聚雜要抄に「大治元年二月二日戊戌、白河院移二御新三條殿一、播磨守家保朝臣造畢云々」保元物語に「内裏は高松殿なりしが、分内狹くして便宜惡かりなんとて、俄に東三條殿へ行幸なる云々」百錬抄平治元年の條に同年十二月九日夜、右衛門督信頼卿前下野守義朝等謀反、放二火上皇烏丸御所一、奉レ移二上皇、上西門院於一本御書所一」などあり、烏丸御所と云ふも此地のことなり（平安通志）

ヒガシゾノウヂ　東園氏　姓は藤原、中御門家の一族、園基任の二男基敎始めて氏を稱す、左近衛中將從四位上となり、寛永十三年卒す、其子基賢權大納言正二位となり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（華族譜）

○基敎——基賢——基量——基雅——基禎——基辰

基治——基仲——基眞——基敬——基愛

ヒガシニデウ井ン　東二條院　名義　藤原公子、法名圓鏡智　系統　四圓寺實氏二女、母は大納言藤原隆衡の女、貞子　事績　後深草天皇の中宮、寛元四年二月從三位に叙せられ、建長八年十一月入内して女御と爲り、正嘉元年正月中宮と爲り、正元元年十二月院號、永仁元年六月尼と爲り、嘉元二年正月廿一日崩ず、年七十三（女院記、女院小傳）

ヒガシノシユウ　東衆　室町幕府の時、出家の人、幕府に參するに、東向の衆より出仕するを云ふ、委しくは四衆（ニシノシユウ）の條を見よ、

ヒガシノタイ　東對　對屋（タイノヤ）を見よ、

ヒガシバウジヤウウヂ　東坊城氏　姓は菅原、五條高長の男參議長經の二男茂長始めて氏を稱す、茂長治部卿正三位に至り、康永二年二月薨ず、文七年第十五世常如の時、本堂再建を經營し、同十年に至りて成る、享保四年第十七世眞如の時、大門再建を經營し二十一ヶ年を經て、元文四年三月に落成す、天明八年正月第十九世乘如の時、火災に罹りて、諸堂燒失し、僅に寶庫のみ全きを得たり、幾もなく河内入尾大信寺の堂宇を移して假堂となし、寛政元年三月影堂の再建を企圖す、將軍德川家齊爲め

資長——綱忠——輝長——益長——尚長——總長」

夏長——任長——德長（ヨシ）

ヒガシホングワンジ　東本願寺　所在　京都市下京區烏丸通り七條上る常葉町　宗旨　眞宗、大谷派の本山○本尊安阿彌作阿彌陀佛　起原沿革　慶長七年本願寺第十二世敎如の時（本願寺の草創は、西本願寺の條に述べたれば參看すべし）德川家康の歸依により、後陽成天皇の勅許を得て、今の地に本寺を建立し、敎如住持となる、是より先文祿元年十一月、本願寺第十一世顯如寂し、嫡子敎如後を繼いで第十二世となりしが、母如春尼故ありて、敎如の弟准如を住持となさんとし、豐臣秀吉に哀願し、遂に敎如を境内の裏門に隱退せしめたり、後ち家康、本願寺の勢力大なるを忌ひ、其勢を殺がんとを圖り、敎如が不遇の地にあるを好機とし、東に隣接して敷地を寄附し、別に一寺を建立せしめ、上野國厩橋妙安寺に安置せる親鸞自作の像を迎へしむ、これより本願寺は東西兩寺に分れ、西本願寺を表、東本願寺を裏と云ふことゝなる、慶長九年假本堂落成し、本尊及び親鸞の像を安置す、寛永十六年第十三世宣如の時、德川家光六條七條の間において、新屋敷地二十六箇町を更に寄附ぜり、同年宣如、影堂再建を經營し、萬治元年上棟、葺で落成し、假影堂を集會堂となす、寛文七年第十五世常如の時、本堂再建を經營し、同十年に至りて成る、享保四年第十七世眞如の時、大門再建を經營し二十一ヶ年を經て、元文四年三月に落成す、天明八年正月第十九世乘如の時、火災に罹りて、諸堂燒失し、僅に寶庫のみ全きを得たり、幾もなく河内入尾大信寺の堂宇を移して假堂となし、寛政元年三月影堂の再建を企圖す、將軍德川家齊爲め

に巨材を寄附して工事を督励す、八年十一月第二十世遠如の時、本堂再建の工事を起し、十年に至りて影堂本堂共に落成し、同年大門再建の工事を起し、享和元年に至りて落成す、然るに文政六年十一月再び火災に罹る、八年家齊再び巨材を寄附す、同十年再建を企圖し、天保六年三月に至りて兩堂共に落成す、嘉永元年第二十一世厳如の時、大門再建の工事功を竣ふ、然るに安政五年六月三たび火災に罹りて燒失し、六年二月假堂を建立し、八月德川家茂先例に依り巨材を寄附す、萬延元年八月落成す、文久三年七月四たび火災に罹る、慶應元年十二月朝廷より兩堂再建の綸旨を下し、併せて金若干を賜ふ、明治十二年厳如再建のことを諸國の末寺檀徒に告ぐ、十三年四月朝廷重ねて金若干を賜ひ、再建の工事を督勵したまふ、廿二年五月九日影堂上棟し、廿五年十一月十九日本堂上棟す、廿八年四月本尊等を遷座し、大供養の法會を修す、卽ち今の堂宇なり○影堂（大師堂と云ふ、二重屋根作り）外陣の正面に、見眞二大字の勅額を掲げ、内陣に親鸞の像并に歷代門主の畫像を安置す○本堂（阿彌陀堂と云ふ）影堂の南に在り、中央に本尊阿彌陀佛の立像、左右に今上皇帝聖躬萬歲、孝明天皇尊像を安置し、北の脇壇に聖德太子、南の脇壇に法然等の像を安置す○鐘樓、舊建築物は、慶長七年伏見桃山城より移したるものなりしも、安政五年燒失したり、明治卅六年七月當初の構造に摸して再建し、卅七年十一月落成す ○集會堂、寢殿、拜領御殿（明治十四年大宮御所の一部を拜領し、三十四年三月移し、建立したるもの）此外黑書院、白書院、玄關、香部屋、寶庫、案所等あり、現境内二萬一千九百三十二坪三合、境内所有地七條畑地火防地等を合せて、五萬七千五百六坪八合三勺あり、

附屬末成園は、下京區、枳殼馬場東玉水町にありて、一萬六百一坪餘あり、名園を以て名あり、別院は内地に四十七ヶ所、清國に一ヶ所、韓國に三ヶ所あり、末寺八千三百三十七ヶ寺、說敎場二百九十八ヶ所あり（大谷寺誌、大谷派本願寺名所圖會）

ヒガシヤマテンワウ　東山天皇　第一百廿一代

御名は朝仁、第一百十三代の天皇、靈元天皇の第二皇子、母は敬法門院藤原宗子、内大臣宗條女、新上西門院藤原房子を養母と爲す、第百十三代の天皇、延寶三年九月降誕、天和二年靈元天皇の儲君となり、三年皇太子に立ち貞享四年三月二十一日受禪、四月二十八日卽位す、在位二十二年、一日位を中御門天皇に讓る、仍て尊號を上りて太上天皇といふ、十二月十七日崩ず、壽三十七、山城國愛宕郡今熊野村の月輪陵に葬る（野史、纂輯御系圖、陵墓一覽）

ヒガシヤマドノ　東山殿　藤原道家及び足利義政をいふ、各條を見よ、

ヒカヘノジンジヤ　氷川神社　所在武藏國足立郡（今北足立郡）大宮町高鼻○大社といふ、又三宮ノ内大明神ともいへり、武藏國の一宮にして、現今官幣大社（式内）大己貴命、素盞嗚尊、稻田姫命出雲國杵築大社を遷し祀りたる所にして、天平神護元年武藏國造に摸して再建し、卅七年十一月落成す ○集會堂、寢殿、拜領御殿（明治十四年大宮御所の一部を拜領し、三十四年三月移し、建立したるもの）此外黑書院、白書院、玄關、香部屋、寶庫、案所等あり、現境内二萬一千九百三十二坪三合、境内所有地七條畑地火防地等を合せて、五萬七千五百六坪八合三勺あり、

宮社の造營あり、夢で慶長九年社領二百石を增して三百石とし、寬文七年再び造營あり、祭祀は、每年十二月十日に行ふ、其他正月三ヶ日、天下泰平の御祈禱、七日奉射、六月十五日神輿渡し等あり、神主岩井、角井、物部等事を掌る、明治の代官幣大社に列す（新編武藏風土記、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

ヒカミノコホリ　氷上郡　所在丹波國　起原始めて崇神天皇紀六十年七月の條に見ゆ　沿革和名抄に前山、竹田、美和、春部、船城、佐沼、伊中、賀茂、氷上、石生（イソフ）、餘戸等の鄕あり（鄕名異同一覽、國郡沿革考）

ヒガン　彼岸　季節の名　春分または秋分の初日より數へて、第三日を始めとし、其後七日間を彼岸といひ、彼岸の第四日を中日といふ、此七日間は俗人寺院に參詣し、佛に供し齋に飽す、又僧侶は、讀經法談を爲す、之を彼岸會といふ、到彼岸の略、般若心經註に「梵云波羅蜜多、此云到彼岸、諸佛地謂之彼岸」とあり、飜譯名義集に「波羅蜜諸經論中、多飜二到彼岸一、生死爲二此岸一、涅槃爲二彼岸一、煩惱爲二中流一、菩薩以二無相知惠一乘二禪定舟航一、從二生死此岸一、故知理定以明二波羅蜜一、此日金剛般若經を讀みたるより起りし稱なるべし　起原沿革　天竺にては、春秋の二分は、日正東に出でて、正西に沒するが故、之を時正といふとは書に見えたれども、未だ彼岸を修することを聞かず、支那にてもまた然り、卽ち此事我國に入りて起りたる風俗なりとす、日本後紀を按ずるに、延曆廿五年二月の官符に、諸國國分寺の僧をして、春秋二仲月、別七日、禁德天皇の爲めに、金剛般若經を轉讀せしめしことあり、天野信景は、之を以て彼岸會の權輿なるべしと

へり、なほ源氏物語にも「十五日彼岸のはじめにて」「彼岸のはてなど見え、蜻蛉日記にも「二月十九日になりぬ（中略）ひがんに入りぬれば」とも見えたれば、古くより行はれしことを知るべし、蓋し春秋は、晝夜の中間にして、二分は、晝夜平等なれば、身心適合し、修業に宜しき時節なり、且つ淨家にては、時正を以て日想觀（十六觀經に見ゆ）の時期を定むるより、隨うて一七日の法筵を開き、沒日を觀念し、西方淨土を識知せしむるの因を推して彼岸會と名付けしものならん、而して之を曆書に載する事となりたるは、昔時談義說法は比叡山の阪本に限り、廿一ケ所の談義所ありて、能辯の僧說法し、他の寺院にては絕えてこれなかりき、故に都鄙の善男善女阪本に群集して聽聞するもの、彼岸の時節を辨知せずして、迷惑せしより、叡山より曆家に請ひ、書き載せて賣ひしより、いつとなく時候の樣に定まりしならんとの說あり、或は然らん、江戸時代には、家々牡丹餅團子等を造りて佛に供へ、又隣家親戚等への贈答あり、彼岸中は一般に佛參墓參の人多く、諸寺にては七日の間、施餓鬼供養を行ふ、また江戶市内の人は六阿彌陀へ參詣するも流行したり、六阿彌陀とは、

（六阿彌陀詣）

一番上豐島村　西福寺
二番下沼田　延命院
三番四ヶ原　無量寺
四番田端　與樂寺
五番下谷廣小路　常樂院
六番龜戶　常光寺

にして、また山の手六阿彌陀、西方六阿彌陀等あれども省略に從ふ（日本歲事記、善庵隨筆、東都歲事記、風俗畫報、東京歲事記）同、彼岸の說）

ヒキ　引　江戶時代租を減除するを云ふ、地形地味の變革、及び水旱風蝕等あれば、則ち之を點檢して其租を減除するなり、而して引に諸種あり、年々引とは陣屋數、郷蔵數、堤數、濱代、道代等、其地に須要なるものあれば、永く潰地となし、其用に供へて租を除くなり、連々引とは、山崩川缺池成石沙入等、人工を盡くせば、終に起返すべきものゝ租を除くなり、地不足引とは、山崩堤切入石沙入等にて田地遺損し、舊石盛に應ずるに足らず、因て其不足を量り租を除き、或は田界の分明ならざるもの、又は從來の路狹く、之を廣めし等の地租を除くなり、溜井數引とは、用水溝池數地の租を除くなり、溝代引とは、用水溝を作るに、水路を他村に取るものあれば、熟議の上、數地に係る租米作德米を償ふ、之を井料米又は水代米と稱す、是れ百姓の缺損たるべからざるを以て、其數地の租を除くなり、堀田數引とは、多水の田溝地の類田場、盡く種藝すれば水腐となる、因て田内を掘上げ畔を作り、其土を積みて田内を掘上げし所は、水集り種藝すべからざるを以て其租を除くなり、溏引とは、風雨高浪等にて、海邊防潮の堤等破壞して田地に及び、再築と雖も以て、潰地となりし所の租を除くなり、淵成引とは、洪水の爲め田畠の川成川缺となり、遂に深淵となりし所の租を除くなり、山崩引とは、大雨地震等にて山陵崩壞し、石沙田畠に入りし所の租を除くなり、石沙入引とは、洪水にて川堤破壞し、石沙田畠に流入し、又は大雨にて山谷の川流水溢れて、石沙田畠に流入せる所の租を除くなり、土取場引とは、道堤の營繕に供ふる土は、概ね堤外附洲原野等の空地に取ると雖も、其費用多く、又は近所に空地なき時は、已むを得ず高内の地を潰して之を取り、其租を除くなり、土置場引とは、洪水の爲め泥土田畠に流入し、之を棄つるに所なく、田畠の内を潰して之を置き、其地租を除くなり、野地成引とは、地勢の低き所は雨水停滯し、水邊の低き所は惡水浸漬等にて、作毛腐敗し、復蒲蘆生して、到底耕作し難き所の租を除くなり、冷水場引とは、冷水田中に涌出して、作毛登熟せざる所の租を除くなり（地方凡例錄）年期引とは、手餘荒地となりし所を、年期を定めて地租を除くなり云ふ、踊下年期引とは荒地を起返すも、地味尙ほ熟せざるものは、亦年期を定めて地租を除くを云ふ、四壁引とは、四圍墻壁の倣六尺一分を除きて檢するを云ふ（取箇例書）其他一作引、竿違引、石盛違引、石間引、鄕蔵引、伊勢屋敷引、江梅敷引、井堰敷溝敷引、懸水堰敷引、永荒場引、荒場引、荒地引、川成引、池成引、川缺引、石置引、押堀引、神田引、神佛免引等あり、各條參看（大日本租稅志）

ヒキ　比木　千木（チギ）を見よ、

ヒキアハセ　引合　檀紙（ダンシ）を見よ、

ヒキイレエボシ　引入烏帽子　掛緒をか

けずして、其まゝ頭に引入れて冠るをいふ。烏帽子其物の名にあらず、又其種類を問はざるなり。立烏帽子にも、風折烏帽子にても、其他何にても、通じてしか稱すること知るべし。近世は烏帽子の製作固くなりたれば、引入難けれど、昔は柔かなれば、容易に、頭に引き入るゝこと出來たるなり（貞丈雜記）

ヒキオビ　引帶　裳の附屬品。裳（モ）を見よ。

ヒキゴシ　引腰　裳の附屬品。裳（モ）を見よ。

ヒキタテエボシ　引立烏帽子　**名義**紙にてうすく大さびに作りたる烏帽子をいふ。**制作**緣はヘンヌリにしたり。其他は皆梨子打烏帽子に同じ。只其後方を引立てたるを異にするのみ。地は主に精好を用ふ。又布にても作れり。**着用**專ら出陣の時、冑の下に着用す。「エボシ」參看（裝束集成、貞丈雜記、節抄、隨兵日記、當代裝束抄）

ヒキツケシユウ　引付衆　**沿革**鎌倉室町兩時代の職名。評定衆の補助にして、訴訟を聽斷し、庶務を施行し、兼ねて政所の簿書を註記する事を掌る。**名義**引付といへるは、もと記錄の名より出でたる名稱なり。即ち政所にては、訴訟の顚末を註記し、其訴に關係せる奉行人の姓名を傍書したる記錄を、賦銘引付と云ひ、又營中平常の規格を記せしものを引付と云ふ。其他何事にもあれ、後證となすべき事を記錄せし物をばしか稱せり。引は導引の意、事の手引となすべき由緣あり。付は著識の義。今世物を記したるを、書附といへるに同じ。さて引付衆は、政所に祗候して、訴訟以下の公務を沙汰し、記錄所の職員たるを以て、かく稱せるなり。**起原沿革**將軍藤原賴嗣の時、建長元年十二月、始めて三番を置く、三方引付とも稱せり。評定衆北條政村、外二人を以て引付頭人に兼補し（爾後北條氏を以て、必ず頭人と

（引付頭人）

す）寄人の内、藤原行方外四人を以て引付衆とし、訴訟に壅滯なからしむ。同四年將軍宗尊親王の時、五番として、人員を增加す。同六年また引付衆を十四人とす。弘長二年四五の二番を停めて更に三番とし、文永三年引付沙汰を停め、引付頭人は評定衆、引付衆は寄人に還れり。同六年引付を復し、更に頭人五人、衆十餘人を補す。正應三年二番を停む。永仁元年之を停め執奏を置き、同三年引付を復し五番を置き、乾元元年また增して八番を置く。後屢々增減あり。遂に北條氏の末年、國家多事なりし故、此紛更を致せるなり。凡訴人を召すは、引付頭人の奉書を用ひ、其訟を聽くは一番每に二十事を定とす。又近國の大社、鎌倉諸堂の修理は、引付にて聽斷せしむ。弘長元年訟獄壅滯するを以て、引付衆を召して之を督責し、評定衆及び引付衆の誓書を徵す。每番に右筆を置き、公事の裁判の座に候じ、文案の記錄を掌る。政所寄人の內にて此を兼ぬ。室町幕府に至り、建武中、鎌倉の制に倣ひ、引付衆五番を置き、頭人五名を補す。職掌鎌倉に同じ。足利氏の族なる吉良、石橋、山名、一色、細川、畠山諸氏を頭人に補する時は正頭と稱し、また攝津、二階堂、伊勢、波多野、佐々木等の他氏を頭人に兼補する時は、權頭と云ふ。此內に地方頭人、神宮頭人、禪律頭人の類、職掌によりて區別あり。引付衆はまた、內談衆とも稱す。政所の次官なるを以て、內評定の時に事務を議するによりてかく名づく。內評定を、常には內談と云ふ。文筆の事を掌るにより、右筆衆とも云ひ、又分掌あるにより、奉行衆ともいへり。鎌倉の時の如く、別に右筆を置かず。凡そ訴訟有れば、先づ管領に稟す。管領、賦奉行に命じて撿勘せしめ、其受くべき者は、事項を訴狀に題し、これを開闔に付す。開闔これを引付頭人に告げ、裁判者を定む。訴

（內談衆）

訟落居の時、解狀を封じて訴人に返す。訴人受けて、更に一通を寫して、主者に封進し、左證に備ふるを例とす。曆應二年、引付頭人、及び奉行人等、訴訟を壅滯すること二十日を經る者は控訴を許し、引付に命じ、期を刻して申理せしむ。又每月頭人の第に會集し議議を盡す。此を式日內談と云ふ。歲首及び將軍始めて職を襲ふが如き時は、則ちこれを幕府に行ふ。此を內談始といふ。議者、奏者、著到、闔子（當議の次第によりて、發議人の前後を定む）の四役を設く（皆右筆を以てこれに充つ。議者を上首とす）其儀、執事衆員左右に班列す。雜壮硯蓋を執り、闔役の前に置く。闔役起ちて闔を硯蓋に盛り、擧りて抽籤し、衆員に示す。奏者目錄を執りて執事に進む。讀畢りて發議者事を決す。衆員唯諾す。議畢りて議者席を進め、例に循うて月日姓名を署し、座に就きて酒を賜うて罷む。これ室町一代の制なり。〇また開闔あり、引付衆を進止し、署務を整理す。引付衆の典故に慣熟したる者を選びこれに補す。又例として御前衆を用ふ。後ち未奉衆も亦預る（武家名目抄、官制沿革略史）

（式日內談）（引付開闔）

ヒキナホシ　引直衣　「オヒキナホシ」を見よ。

ヒキノコホリ　比企郡　**地名**武藏國　**沿革**延喜式に始めて見ゆ。**沿革**和名抄に郡家、渭後、都家、醎瀨等の鄕あり。今男衾郡南境の地大半を併せ、都家、又橫見郡の全部を併せて、舊比企郡の一部を入間郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ヒキハダ　引膚　皮の一種。其紋蟾蜍の肌膚に似たる故に、蟇肌ともいふ。皺文、波文とも書す。此皮にて作りたる鞘袋を、俗に引膚とも云ふ。引膚尻鞘の略なり（撰要抄、武家名目抄、貞丈雜記）

ヒキマハシ　引廻　**名義**江戶時代、斬罪以上の重刑者に附加する刑名。犯罪人を馬上に縛し、其罪狀を紙幟に記し、市內、或は犯人の住所、犯罪の場所等を引廻して衆人に示し、然る後本刑に行ふ。**方法**出牢、前者、手續等は死罪者と同じく取計ひ、牢改番所前にて、周り三寸程の太繩を腰繩となし、牢の細引を增繩にかけ、夫より牢屋見廻へ案內をなし、死罪の箇條と同樣、撿使の申渡濟みたる後、囚人なれば撿使より出役の引廻撿使、町方與力受取り、

（刑罪大祕錄所載）

死罪同樣に、非人人足取圍み、裏門前より出で、非人四人を抱き馬に乘す。馬に乘せ方は、鞍の上へ藁一枚打懸けて囚人を乘せ、三筋の繩を鞍へ引通へ、非人左右兩人にて其繩を取り、動かざる樣になす。重病の者は曲錄と唱ふる木へ結び付け、鞍へ繩付く。引廻撿使は、町方與力幷同心人馬上にて付添へ、下役同心は囚人の人數に因り同じからず。但撿使與力は、仕置の前日、日番又は懸りの町奉行に申渡す。引廻し歸の節は、牢屋敷より出見ホシの者一同へ通

知し、死罪場に出づ。囚人を裏門前にて馬より下し引入、撿使與力同心引續き入り、撿使場へ出で、死罪者の如く取り計ふ。引廻の行列は、先拂非人五人、幟持手代り共非人三人、捨札持手代り共同三人、鎗二本、手代り共谷之者四人、但拔身、捕道具三本、同上谷之者四人、囚人附非人四人、牢頭谷之者二人、牢鎖小屋頭二人とす（刑罪大祕錄）

ヒキメ　蟇目（引目、挽目）　**名義**鏑の一種、木製にして中を空にし、且つ數個の穴を穿ちたるものをいふ。響き目の略。目は穴なり、之を射る時、穴に風入りて音響を發するが故に名づく。射るべき者を疵けずして、之を倒すべき爲めの製にして、犬追物、笠懸等に用ふ。四季草に、大なる物なる故、重くして飛びぬ故、中を空にゑりぬきて輕くする也、中を空にしても、猶重き故、穴あけて、風に乘じて飛ぶ樣にたくみたる物也、鳴らすべき爲に、穴をあけたるにあらず、穴あるもの故、風吹き入りて自然に鳴る也、鳴音ある故、鳥獸これに驚き恐るゝ也とも見ゆ、其飛ぶ音蟇の鳴くに似たれば、蟇目といふとも、蟇の目は夜よく物見る者なれば、元來夜、魔性の物を射べき爲に、爾か名付くともいへるは、俗說にして取るに足らず。**製作**朴の木にて作る。桐竹を用ふるは略なり。大小は其人の弓勢に從ふ。竪橫の寸法は一寸迄にするといふ。假令竪の長さ五寸ならば、橫の太さは六寸にし、八寸ならば九寸とするが如し。まかぶらより蟇目じり迄の長さは、蟇目總長さの四分の一、まかぶらより上の口迄の長さは、同四分の三とす。なほ目柱は蟇目くじけざる爲めに竹を厚くして彫り入るゝなり。なほ古くは蟇目くりといふ職人ありて、空にくりたりしが、後世は其法絕えたれば、竪に二つに割りて中をくりて、後に合はするがごとくなりたり。

穴は犬射蟇目は五つ、笠懸蟇目は六つ穿つ、また竹の根にて製りたるは、生の時中をくりぬき、穴は穿たず。詳しくは左圖を見るべし。

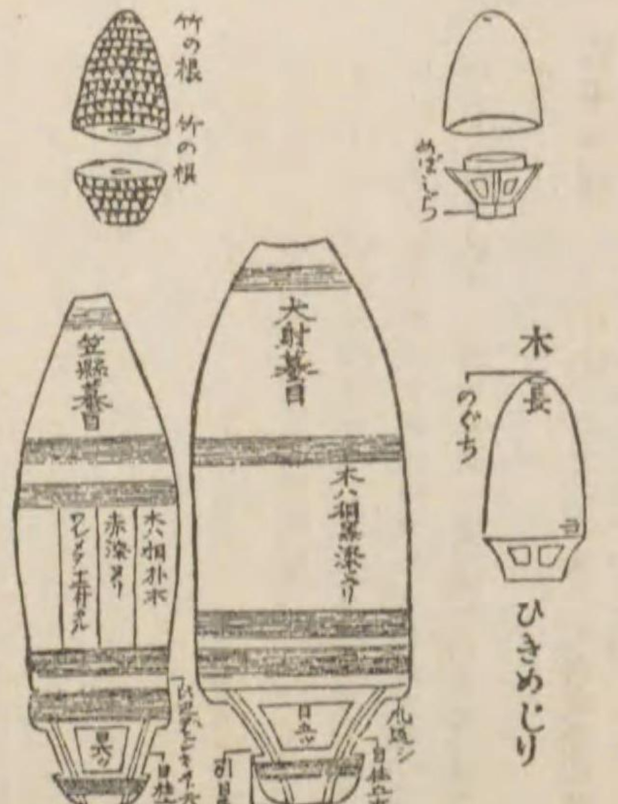

種類大射蟇目（犬追物に用ふ）笠懸蟇目（笠懸に用ふ）小笠懸蟇目（小笠懸に用ふ）中蟇目（丸目にてこがし篦なり）大蟇目、小蟇目（長さの大小によりて名く）猪子蟇目、竹根蟇目（竹の根にて製る）まんだら蟇目（蟇目頭の所に、更に小さき蟇目を作り付けたるもの）**起原沿革**三條院いまだ東宮なりし時、源賴光が東三條院の東宮御所に參りて、蟇目にて狐を射たること今昔物語にあるを初見とす。尋で阿部宗任が小さき蟇目にて犬を射、後鳥羽院が大蟇目にて、天竺冠者といへるものを、射給へる事あり。なほ伊勢三郎能盛が竹の根蟇目にて、後藤基清の從僕を射、和田義盛が蟇目にて無體の下郎を射たることあるなどおもへば、蟇目の起りは、疵つけずして生捕などする爲に、射倒すの用なりしを知るべし。これを武技に用ひたるは、建久元年四月に、鎌倉幕府にて小笠懸ありし時、下河邊行平が蟇目を獻じたることあるを始めとすべし。爾來笠懸、小笠懸、犬追物にこれを用ひ

しこと、屢々史籍に見えたり、なほ室町時代よりは、武家にて誕生のことある時、之を射ること慣例となる、いま貞丈雜記所載の圖を右に示す（今昔物語、古今著聞集、吾妻鏡、宗五大双紙、高忠聞書、今川大草子、四季草、貞丈雜記）

ヒキメカハ 引目革 染革の一種、細き竪筋あるなり、武人之を用ひて甲冑を綴る（工藝志料）貞丈雜記には「黑ぬりの韋に赤うるしにて、わらびての樣なる紋を書きたる韋を云ふなり、貞衡說なり」と見ゆ、

ヒギヤウシヤ 飛香舍 【名稱】內裏五舍の一、藤壺ともいふ、藤を庭に植ゑられたるを以て此名あり、歷世女御入內の儀を行はるゝ所にして、又皇后の御在所となりし事多し【所在】內裏の西北に位し、淸涼殿の北、弘徽殿の西に在り【沿革】桓武天皇宮城經營の時には未だ此舍なし、弘仁九年の勘文にも其名見えず、是より以後の造作にかゝれりと雖も、其年代詳かならず、廣さ五間四面（廂等を除く）西二間を塗籠とし、東三間を身舍と爲す、四方に廂あり、また東及び西北に孫廂、南及び東北に簀子あり、全舍を周らすに築垣を以てし、南面の西方、東面の南北に各小門あり、而して南面簀子の中央に階あり、南庭に出づ、南庭は遣水を引き、藤及び菊、秋葉、女郎花等の草木を植ゑたり、南簀子の東方凡第二間の所に、半間の打橋を架す、夫より廊（南面の東廊と云）を渡り戶を過ぎて淸涼殿の西北廊に通ず、東簀子の南端以北に沓脫あり、西は、南面に南北三間東西二間の西廊ありて南庭に出づ、西南簀にて東簀子なり、北は、東西各二間の所に渡廊ありて凝花舍に通ず、今は京都皇后宮御殿の北玄暉門の內に在り、中門あり、丹楹檜皮屋檜木造にして、西南を母屋とし、其東を東廂とし、其東に孫廂あり、北を北廂とし、三面に椽あり、欄を設く、西方廊より常御殿其他に通ず、東南北に築垣あり（大內裏圖考證、平安通志）

ヒキヤク 飛脚 【名稱】江戶時代、信書貨物等の郵送を業とせるものをいふ、迅速に送り屆けるの意なるべし【起原沿革】天正十八年德川家康江戶に入府するや、馬込勘解由、高野新右衞門、小宮善右衞門を道中傳馬役となし、はじめて繼飛脚給米を與ふ、繼飛脚此に起る、繼飛脚とは、各驛にて人馬を繼ぎ代へて遞送せるより名く、幕府を開くの後も之に准據したりしが寬永十年諸道各驛皆繼飛脚給米を給せらる、而して諸侯も亦其采邑より江戶に往復する飛脚をおかざるはなかりき、而して私人にしてこれを營みたるは、元和元年大阪城定番の諸士、東海道各驛の驛長と議し、其家隷を以て飛脚と爲し、每月三度、入の日を限りて東海道を往復せるを始めとす、人呼びて三度飛脚といふ、これを三都定飛脚の濫觴とす、（三度飛脚）其後大阪の商賈等之に倣ひ、飛脚を以て業となすものありと雖も、皆其名を大阪在番諸士の下卒に藉り、其法被を服し、双刀を帶びて、路次の賊難に備ふ、（町飛脚）尋で寬文三年に至り、三都商賈等相議し、新に町飛脚問屋拖宰領と稱して、始めて賈人の旅裝を爲す、當時大阪飛脚の江戶に着するや、各其旅亭の戶外に於て、筵席を敷き、書狀及び貨物を排列して路人の縱覽に供し、路人もし自己の姓名を認むるものあらば、飛脚に請うて之を領し、且其歸便を問ひて復書を投ずるを常とせり、此年町飛脚東海道通行の日程を定めて、公私の別なく、每月二日、十二日、廿二日を以て發す、人呼びて又三度飛脚といふ、（三度飛脚）寬文十一年大阪飛脚商等江戶同業者と議し、始めて兩地商賈の金銀遞送を爲す、依て金飛脚の招牌を揭ぐ、其後組合中、月番を定めて之を擔當し、名づけて手板組と稱したり、元祿十一年三度飛脚問屋ありと雖も定期發着を爲さず、時に公用物の遞送を遲滯するを以て、大阪町奉行安藤駿河守、飛脚總問屋十六人に諭し、每日順番を以て發せしむ、又路次日限を定めて五日、六日、七日、八日の四種に分つ、（步行飛脚）尋で正德五年には東海道步行飛脚始まり、享保三年には、上州高崎に、九年には陸奥福島に、十四年には上州伊勢崎に、二十年には上州藤岡に飛脚問屋を營むものあり、これより諸國に於て、續々興り、通達の便次第に開けたり、既にして元文四年大阪飛脚問屋柳屋嘉兵衞柳屋早飛脚を始む、路次騎馬を以て往復す、時人呼びて通馬早飛脚といふ、（早飛脚）寬保二年手板組飛脚商相議して、東海道及び中國筋遞送法を改正し、江戶大阪間金百兩賃銀十一匁、銀一貫目賃銀七匁、荷物一貫目賃銀六匁とす、延享元年江戶飛脚商近江屋嘉平次、島屋佐右衞門、江戶屋吉郞兵衞等官許を得て、摺狀急便を發す、是より先江戶若狹屋忠右衞門、登早馬繼飛脚を開き、路次停渡に遇へば、其駄中より急用に係る書狀行李を拔擢し、別に飛脚に付し、宰領尾行して之を點撿するの法なりしが、官許を經ざりしを以て、寬保二年禁止せらる、因りて近江屋等其法に倣ひ駄中より急便を擢出し晝夜の別なく遞夫三人を以てこれを送る、延享三年島屋佐兵衞、陸奥福島京都間を往復する荷物の保險及び金銀爲替を開く、天明二年始めて定飛脚問屋の株式を許し、每年金五十兩を納めしむ、江戶飛脚商等相議し、新に官准を得て、大阪定飛脚問屋と稱す、明治以後郵便の制度發達するに及び此事途に廢す（驛遞史稿、日本商業史）

ヒキリヤウ 引兩 紋所の名、輪の中に線を引きたるものを云ふ、一線なるを一ッ引兩、二線なるを二引兩（見聞諸家紋には輪なく二畫のみなり）三線なるを三引兩と云ふ、一ッ引兩は大中黑（單に中黑とも云ふ）と云ひ、新田氏之を用ひ、二引兩は足利氏、三引兩は三浦氏用ひ、後ち諸氏用ふるに至れり、軍器考に「新田大中黑は日の字に象り、足利二引兩は月字に象れり、其の本兩家は、嫡男と二男なる故に、日月の二象を分つて旗の文としたり」と見え、大塚嘉樹は「引兩の義詳ならず、一說に横に黑く引たるを龍蛇の形象にとり、上天騰蛇の勢に擬れる義にて、一龍二龍と云へるを、借字にて書きたりと云へり、然れども引龍のこと根據なきを以て信じ難し、按ずるに引兩は引靈なるべし、一引兩二引兩は日月精靈の靈にて、兩は字畫を省く爲めに借りたるものなり、胡曹抄に天子御袍文竹桐御兩凰とあるを、楹記に竹桐五靈凰と書したるにて證とすべし」と云へり、類聚名物考に「一引兩は新田家の紋にて、卽ち中黑と云へり、二引兩は足利家の紋にて、その元は幕の紋より出て、中の幅を黑くし、上下白きを新田家に用ひ、中の幅を白くして、上下黑きを二引兩といひ、足利の紋と云へるなり、後は衣服の紋に用ふる事ともなれり、此外に三浦は三引兩も有也、或說に兩家の系譜に云傳へしは、日月の御紋を朝廷より賜はりしを、日月の古字を用ひ紋とすと云へり、今案に是は今世衣服の紋と云ふ事出來し後に、丸の內にさまざま形を書なせるに依て、かやうの事も思ひよれるにや、古へ旌旗幔幕の紋にて、此意かなひ難しといふべし」と云へるは、頗る當を得たる說なり、太平記瓜生舉旗事の條に「家々の旗の文共を云沙汰しける處に、末座なる者二引兩と大中黑と何れか勝れたる文にて候覽と問ければ、美濃將監文の善惡をば暫置く、吉凶と云者、大中黑程目出たき文は非じと覺ゆ、其の故は前代の文に三鱗形をせられしが滅びて、今の世二引兩に成りぬ、是を又亡さんとする文は一引兩にてこそあらんずらめと申ければ云々」と見え、其起原に關しては、同書新田足利確執奏狀の事の條に「重寳共を披見し給ふに、錦の袋に入たる二引兩の旗あり、是は義祖八幡殿、後三年の軍の時、願書を添て籠られし御旗なり」とあれば、義家の時より用ひたるものならんか、三浦の三引兩は左衞門尉義村が、常に用ひし幕、五布の中、三布を黃紫紅にそめ、上下を白くしたりしが、衣服の紋とするに及び、美麗に過ぎたるを以て、上下の白き所を丸とし黃紫紅を三引としたるなりと云ふ、江戶時代、諸侯中但馬村岡の山名氏之を用ふ○二引兩の白きは、肥後熊本の細川、美濃苗木の遠山、肥前平戶の松浦、下野喜連川氏等家紋と爲し、堅に二引兩をゑがきたるものは、出羽龜田の岩城氏家紋に用ふ（軍器考、旗紋引兩之字義、倭訓栞、類聚名物考、德川實紀、武鑑、諸家紋鑑）

ビク 比丘 僧を云ふ、女の出家したるものを比丘尼と云ふ、梵語にして一に苾芻と云ふ、譯して乞士と云ふ、涅槃經に「能破二煩惱一故名二比丘一、破二我等想一修二戒定慧一度二三有四流一安二處無畏道一故名二比丘一」毘婆娑論に「手足勿二妄犯一節言順二所行一常樂二定意一是名二眞比丘一」とあり、佛教の戒律には男子出家して具足戒二百五十戒を持する者を比丘とし、女子出家して具足戒五百戒を持する者を比丘尼とするなり、

ヒグチウヂ 樋口氏 姓は藤原、高倉永家の二男親具入道一齋の二男信孝を祖とす、慶長十七年叙爵して侍從に任じ、元服昇殿を聽さる、慶安四年從二位に叙し、後參議に任ず、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる（華族譜）

○信孝──信康──康熙──基康──冬康──宣康
┗壽康（ヒサ）──保康（モリ）──功康（コト）──靜康──誠康（ナリヤス）

ビクニ 比丘尼 「ビク」を見よ、

ビクニゴショ 比丘尼御所 江戶時代尼寺の資格、內親王女王等の出家して、住持せる寺院を云ひ、又は之に准じて公卿の女、住持せる寺院をも云ふ、故に又女王御所とも云ふ、（女王御所）內親王女王等の出家して、一寺の住職たるものは中古よりありしも、未だ確たる寺格は定まらざりしが、江戶時代に至りて一定し、大聖寺、寶鏡寺、曇華院、光照院、靈鑑寺、圓照寺、林丘寺、中宮寺を御宮室とし、女王等の其時の天皇の御猶子となり住持となり、慈受院、三時知恩院、法華寺、瑞龍寺を御禪室とし、攝政關白家の女子又は養子たるものを任じたり、寶曆年中より、總持寺、寶慈院、本光院を此列に加へたり、維新以後廢せらる（光台一覽、雲上明鑑、雲上示正鑑）○今明治元年の雲上示正鑑により、比丘尼御所を左に示す、其中重なるものは別條に說明せり、就て見るべし、

寺號	異名	宗旨	所在	所領（石）
大聖寺	御寺（ミテラ）御所	禪	京都烏丸上立賣下ル町	四五二
寶鏡寺	百々（モモ）御所	禪	同寺之內小川西へ入	三八七
曇華院	竹御所	禪	同東洞院三條上ル町	六八四
光照院	常盤御所	四宗兼學	同安樂小路	三三六
靈鑑寺	谷御所	禪	同鹿ヶ谷	一三〇
圓照寺	山村御所	禪	奈良山村	三〇〇
林宮寺	音羽御所	禪	山城修學院村	三〇〇
中宮寺	斑鳩御所	法相律	大和法隆寺村	四〇八

【以上御宮室】

慈受院	烏丸御所	禪	京都新烏丸通丸太町一丁上ル	九
三時知恩寺	入江御所	淨土鎭西	同新町上入江殿辻子	一四
法華寺	氷室御所	戒律	奈良法華寺村	三一〇
瑞龍寺	村雲御所	日蓮	京都西堀川本誓願寺上ル同寺之内天神辻子東	三〇〇
總持院	薄雲御所	禪		一三
寶慈院	千代御所	禪	同上京木ノ下町	六一
本光院	藏人御所	天台	同上京二階町同北野眞盛辻子	三〇

【以上御禪室】

此外雲上明鑑に院家に慈雲院（大聖寺々家、所領六石）攝取院（同上）大歡喜寺（大聖寺抱寺、四十一石、京都寺町通筋遺橋、蓮華淨寺（同抱寺、七十五石、京都嵯峨村今林）繼孝院（禪、六十九石、京都上京繼孝院町）養林庵（禪、三十一石、京都上京休齋辻子）大慈院（淨土、百九十五石、寶鏡寺內）慧聖院（淨土、二十五石、大慈院內）瑞花院（淨土、四十石、大慈院內、繼孝院以下寶鏡寺末寺）等あり、

ヒクラウド 非藏人 藏人所（クラウドドコロ）を見よ、

ヒクワン 被管 令制にて上官に直隷する官を云ふ、假令ば中宮職大舍人寮畫工司內藥司中務省の被管、大學寮は式部省の被管たるが如し（令義解、標注職原鈔、職原鈔逃解）後世武家時代に於て、大小名等に隷屬して、其節度を奉じたる武士をも被管と稱したるは、右の古制に基きたる俗稱なり、

ヒクワンシユウ 被管衆 地侍を云ふ、眞丈雜記に「被管衆と云ふは、古知行所に地侍とて、昔より其の地に居住し來りたる侍あり、其侍を地頭より支配して、免し仕ふなり、被管と書きて管ぜらるるとよむ也、支配を受くると云ふ心なり、家臣同意に地頭へ奉公するなり」と見えたり、

ヒゲキリ 髭切 源氏重代の寶劍の名、源義家、眞任宗任を攻めし時十人の首を斬りしに、皆髭共に斬れければ髭切と名付たり、奥州の住人文壽と云ふ鍛冶の作なりと云ふ、後ち之を賴朝に傳ふ（平治物語）

ヒケシヤク 火消役 定火消（ヂヤウビタシ）を見よ、

ヒコナギサタケウガヤフキアヘズノミコト 彦溫建鵜茅葺不合尊 出見尊の皇子、母は豐玉姬、初め彦火々出見尊、海神國に至り、豐玉姬と婚す、其歸るに當り、姬妊みたりしが、後ち姬は日向に來り尊を生む、時にいまだ產屋を葺くに及ばずして生れたるより、葺不合尊と名付たりといふ、父尊の崩後高千穗宮に都し、伯母玉依姬を娶り給へり（古事記）尊の御母井に皇后は、海神の女なれば、外戚の威によりて、勢力を有せられしこと、想像するに難からざるなり、

ヒコネシヤウ 彦根城 所在近江國犬上郡彦根町金龜山 慶長八年井伊直勝幕府の命により之を築く、九年七月移る、其後二十年を經て成る、大津等の城材を移して之を造る、外廓井伊氏三十五萬石を領し累世此に居住し、明治に至る、廢藩後も城郭を存す（近江國輿地志略、明治政覽）

ヒゴノクニ 肥後國 南は日向薩摩、北は筑後豐後、西は海に至る、東西凡十九里、南北凡二十八里、西海道に屬す、形勢三面重巒綿亘し、東南殊に峻險幽邃、人跡到らざる所多し、西方天草鞏島錯峙して肥前島原に對し、肥筑二疆を疏し、支脈州內に偏く、水利亦多し、然れども海濱淺序にして碇泊に便ならず、土壤膏沃（起原沿革）「ヒノミチノシリ」ともいふ、上古肥前と合して火國と稱す、後に阿蘇萬北の二國を置く、國郡制定の後、分れて肥後國を建つ、延曆の年、大國と爲す、國府を飽田郡に置く（今の古府中在歷屋敷及び宮寺村等其遺址なりと云）延久二年藤原則隆、菊池郡を賜ひ菊ノ城に居り（今深川村）菊池氏と稱す、則隆五世の孫隆直、平氏を援けて國守に任ず、後五世武房、蒙古の兵を破り、其功を以て國守を襲ぐ、元弘中其孫武時王事に死し、子武重國守に任じ、守護に補し、隈部城（後隈府と稱す）に居る、足利尊氏の叛するや西海諸國皆之に應ず、武重獨り官軍に屬し、征西將軍懷良親王を迎へて之を入代郡高田に奉ず、正平中武重の弟武光、少貳大友二氏を破り、豐前を略し、筑後肥前を併せ、日向に入り、西海九州殆んど官軍に屬す、孫武朝に至り、屢々足利氏の將今川貞世、大內義弘等と戰ふ、既にして官軍日に衰へ、諸國皆叛く、元中媾和の後、武朝本國を領する故の如し、後八世武包に至て國人服せず、永正の末武包出て肥前に奔る、國人大友義鑑の弟義武を迎へて菊池氏を繼がしむ、天文二十三年大友義鎭、義武を誘殺し、其地を併せ、赤星親家を隈府に置き、國內を鎭せしむ、初阿蘇大宮司惟澄、官軍に屬し戰功あり、子孫安蘇郡を領す、菊池氏の衰ふる終に自立す天正の末、州の豪族志を島津氏に通じ、地皆其壤奪する所となる、豐臣氏四征し、島津氏の侵地を收め、阿蘇氏の邑を沒し、佐々成政を守護とし、隈本（後熊本に改む）に鎭す、尋で成政を誅し、加藤淸正を熊本二十五萬石に、小西行長を宇土二拾萬石に封す、關ヶ原の役、淸正東軍に屬す、德川氏行長の封を收めて之を淸正に與へ、天草郡を寺澤廣高に加賜す（子

	書紀續紀	延喜式	拾芥抄	元祿國圖	寬知集	古國
	三代格抄	和名抄				郡名考
	舊事紀	玉杵名（タマキナ）	玉名（タマナ）	同	同	天保鄉帳
皮石	合志	同	同	同	同	郡區編制
山本	山本	同	同	同	同	地誌提要
山鹿	同	同	同	同	同	明治沿革帳

閼宗	阿蘇	同	同	同	同	新郡區編制
鞠智	菊池	菊地	菊池	菊池	菊池	郡區編制
菊池						

		託麻	託麻	託麻	託麻	郡名異同一覽
		同	同	同	同	
		同	同	同	同	
		同	同	同	同	
		同	同	同	同	
		託麻	託摩	託摩	託摩	
		飽託				

聖高の時創封）寬永九年淸正の子忠廣罪を獲て國除し、細川忠利代て封ぜられ、其弟立孝を宇土に分封す、忠利の子光尙、其弟利重に新田三萬五千石を分つ、又球摩郡に相良氏あり、慶久中相良長賴始めて之を領し、人吉に居る、其七世の孫定賴、其子前賴共に官軍に屬す、玄孫爲續に至り、菊池氏の衰に乘じ、八代城を取る、其八世の孫長每の時、豐臣德川氏を歷て封邑故の如し、凡て四藩とす、明治維新熊本支封を高瀨と稱す、既にして皆廢して縣となし、更に之を合併して八代、熊本二縣を置き、尋で八代を熊本に併せ、改めて白川と稱す、後ち又熊本縣とし管轄す（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽）

		益城	同	同	同	
		宇土	同	同	同	
		八代	同	同	同	
北分（ホクブン）	葦北	同	同	同	同	
葦北	蘆北	同	同	同	同	
蘆北	葦北	同	同	同	同	
球磨（クマ）	球磨（クマ）	球磨（クマ）	球磨（クマ）	球磨（クマ）	球磨（クマ）	

（備考）閼宗は風土記逸文に見ゆ、

ヒコホホデミノミコト 彦火々出見尊 神武天皇 瓊々杵尊の第三皇子、母は吾田鹿津姬、日向高千穗宮に都す、尊はじめ山の幸あり、一日相約して釣竿と弓矢とを交換して獵を試みたるに、尊は海魚を得ず、却て釣竿を失ひしかば、火闌降尊に責めしを以て、尊は鹽土老翁の言により、海神宮に趣きて、海神の女豐玉姬と婚を結び、遂に針を得て兄に返したり、また此時海神より潮滿玉潮涸玉を得、これを以て兄を服從せしめたりき（古事記）これ蓋し尊兄弟互に權力を爭ひし結果、尊は海神の救助により、其勢力を借りて、火闌降尊を屈服したる事を語れる神話なるべし、

ヒコホニニギノミコト 彦火瓊々杵尊 「アマツヒコホニニギノミコト」を見よ、

ヒゴンアヲ 比金襖 鎧の色目の名、表青の裏ばみたるにて、裏二藍なるをいふ（西三條裝束抄、胡曹抄）

ヒサシ 廂（庇） 寢殿造にて、身舍の外、簀子椽の內なる細長き處を云ふ、大概一間にして、身舍と限ろに障子又は格子を以てす、廂の四方は格子にて四隅に妻戶あり、又廣廂とも、廣椽とも云ふ、後世は入側と云ふ、簀子椽の處を孫廂とも云ふ、或は又廂の外に屋を出だし、格子蔀等を設くるもあり、孫廂の下を土間にしたるを土廂と云ふ（家屋雜考、建築辭典）

ヒサシノクルマ 廂車 網代廂車（アジロヒサシノクルマ）を云ふ、此外唐廂車、檳榔の廂車等あれど、單に庇車とは云はず、各條を參看すべし、

ヒサシノフダ 廂簡 鎌倉幕府にて、昵近を許されたる人の姓名を書きたる札を云ふ、小侍所の番衆は、大概父祖三代經歷の人々にして、此中より昵近を許されたる人を御簡衆と云ひ、其姓名を記したる札を、御所の廂の間に置きて、一番より六番迄結番を定めらる、是を廂御簡と云ふ、禁中の日給簡の如し（武家名目抄）

ヒサシバン 廂番 將軍廂御所に宿直侍衞する衆を云ふ 起原沿革 宗尊將軍の時、正嘉元年十二月、廂御所結番を定められ、宿直侍衞に供す、十人を以て一番とし、六番あり、此を廂の衆と云ふ、近衞少將以下、朝宮六人を以て番頭とす、元來、仙洞に此儀あるにより、使を京都に遣はして奏請す、即ち旋筆を以て、番頭の名籍を書して下し賜ふ（官制沿革略史）

ヒザツキ 膝突（軾） 敷物の一種、薄綠、藍、布などにて作り、膝の下に敷くに用ふ、大さは、約半疊位なり、名目抄に「膝突、或軾、陣軾之外、有二所司軾一」延喜式に「軾一枚（長二尺五寸、廣一尺）料編二

鷹一枚、生糸一両、苧二両、長功一人、中功一人小半、短功一人大半、江次第に「數ニ膝突ニ一枚（爲ニ嘗ニ御酒）所司座ニ云々」建武年中行事正月五日叙位の條に「藏人召仰す、陣座に向ひて、ひざつきにつきてこれを仰すこと見え、なほ江次第には軾布と記したる所あり（後訓栞）

ヒサマツウヂ　久松氏　松平氏の條、伊豫松山、伊勢桑名、伊豫今治、下總多古等の部を見よ、

ヒザマル　膝丸　源氏重代相傳の名劍、源爲義より其嫡子義朝に傳ふ（保元物語）平家物語劍巻には、滿仲より代々嫡子に傳ほりし事見えたり、

ヒザマルノヨロヒ　膝丸鎧　源氏重代相傳の鎧、義家より爲義、爲義より義朝に傳ふ、保元物語新院召ニ爲義一條に「此ひざ丸と申は、牛手がしらがひざのかはをとり、おどしたりければ、牛のせいや入けん、常にげんじて主をきらひける也、さればちりはらはんとても、精進けつさいして取出しけるとなり」とあれど、信じがたし、

ヒサンギ　非參議　「サンギ」を見よ、

ヒシ　斐紙　雁皮紙（ガンヒシ）を見よ、

ヒシカタナ　匕首刀　小刀を云ふ、「カタナ」を見よ、

ヒシカハモロノブ　菱川師宣　名稱　通稱吉左衛門道茂の子（系統）安房國平群郡保田に生る、初め縫箔刺繍を業とし、土繪を描ぐ必要上より繪畫を學びしが、天性畫事に巧なりしを以て、業を改めて江戸に來り、土佐の畫風を修め、更に岩佐又兵衛の筆意に倣ひて別に一家を爲し、名聲一時甚だ高きを以て名あり、されば天和貞享の頃より、版刻の畫本數十部を著はして專ら世に行はる、世に江戸繪と稱して印刻の畫を賞美すること、師宣より始まれりといふ、尤も美人畫に長じ、また戯畫の圖に巧なり、正德四年八月二日歿す、年七十七、江戸谷中の某寺に葬る（墓制）正續浮世繪類考、同追考、增補近世逸人畫史、浮世畫人傳）

ヒシカハリウ　菱川流　菱川師宣の創めたる浮世繪の流派、系統左の如し（「ヒシカハモロノブ」參看）（浮世繪類考、近代世事談、浮世畫人傳）

菱川師房（長男）
- 菱川師永（次男）
  - 菱川重喜（長男）
  - 菱川彌右衛門（第）
- 菱川政信
- 菱川友房
- 古山師重——古山師政
- 菱川正之丞

ヒシカハリウ　菱川流　菱川師宣の創めたる浮世繪の流派、系統左の如し（「ヒシカハモロノブ」參看）（浮世繪類考、近代世事談、浮世畫人傳）

ヒシキ　非職　非藏人を云ふ、「クラウドドコロ」を見よ、

ヒシキノヒト　非色人　公家にて禁を聽されざる者を云ふ、「キンジキ」を見よ、

ヒシジユウ　非侍從　「ジジユウ」を見よ、

ヒシヅメノマツリ　鎭火祭　名稱　朝廷にて、火災を防がんが爲め、六月十二月の兩度、吉日を撰び、宮城四方の外角に於て祭る、陰陽寮之を勤仕し、卜部祭事を行ふ（儀式）（延喜式）太古伊弉册尊火神軻遇突智を生み給ひて、須臾百千の夜叉を總領して、北洲を守護す、故に北方が國土人民に害を爲さんことを慮り、水神匏川柒墻山姫を生みて、之に備へしといへる神話、神代紀に見えたり、鎭火祭ほ、之に基くものなるべし、文武天皇の大寶令の制に於て、はじめて夏冬の二季に行ふことに定められ、靈以前より之ありしならん、爾來雨度の祭、絕えず朝廷に於て行はれたり（令義解、延喜式、古事類苑神祇部）

ヒシノモン　菱紋　紋所の名、源義光之を家紋に用ふ、初め源頼義、夢に園城寺新羅明神に詣で、路に高祖六孫王經基に逢ふ、經基葵葛にて作れる衣を持ち、頼義を招きて曰く、汝今子を生まん、我此衣をその子に授けんと、頼義之を受けたりと見て覺めき、是より先、妻懷胎、夢の日を以て義光を生む、頼義大に喜び、葵の文ある衣を以てその産衣となす、是より當流菱を以て紋と爲す、後世種々なる變形を生じ、唐菱（一名大内菱と稱す、大内氏之を用ふ）松皮菱、割菱、武田氏之を用ふ○三菱、四割菱の下の一箇を除きたるもの、近江仁正寺の市橋氏之を用ふ○四菱、菱形四ツを菱形に組み合せたるもの、粟田口、南部、柳澤の諸氏之を用ふ○丸に四菱、松前氏之を用ふ○幸菱、常陸牛久の山口氏之を用ふ○米倉菱、武藏金澤の米倉氏之を用ふ、三階菱、大中小の菱形を三段に重ね、其外廓をとりたるもの、上州諸西の林、豐前小倉の小笠原、播州安志の小笠原、肥前唐津の小笠原諸家之を用ふ（諸家系圖纂、見聞諸家紋、武鑑）

ビシヤモンテンワウ　毗沙門天王　（ヴァラ）佛經にて四天王の一、梵語、吠室羅摩拏の約轉、多聞また普門と譯す、身に七寶金剛莊嚴の甲冑を著け、左手に三戟を執り、右手を臆に押す、或は右手に寶塔を捧げ、鉾を持する像もあり、福德の神にて、須彌山の半、第四層の水精埵に居す、北方の主にて、无量百千の夜叉を總領して、北洲を守護す、故に北方天とも稱す、我國古來より七福神の一として崇敬せり、「ジチフクジン」參看（曼荼羅抄、七福神考、祕藏記、佛敎いろは辭典、尊容抄、佛語解釋）

ビシヤモンダウ　毗沙門堂　新撰姓氏錄山城國宇治郡山科村字安朱所在天台宗、門跡の一、地歴　延曆年中、僧最澄草菴を京北出雲路に構へ、自刻毘沙門天の像を安置して出雲寺と號す、世人之を毘沙門堂と呼ぶ、後ち漸く興隆し、京北の巨刹にして法親王の御住院なりしかば、毘沙門堂門跡といへり、天正年間織田信長の爲め、兵火に罹りて灰燼す、爾來荒廢せること數十年、唯其寺名のみを存したり、慶長年中後陽成天皇勅して僧天海に寺號を賜ひ、其修興の事を命ぜらる、江戸幕府また安祥寺境域の一半を割かしめ、本寺を此に移す、天海未だ功を竣へずして寂す、寛文年中天海の高足公海、遺志を繼ぎ、寛文五年勅許を得、更に此所に中興して、是より再び代々法親王の御住院となり、天台座主に兼補せらるゝ名刹となれり（不安通志、京華要誌）

ヒシロノミヤ　日代宮　曜向日代宮（マキムクノヒシロノミヤ）を見よ、

ヒスマシ　樋洗　厠等を掃除する卑賤の女を云ふ、又單にスマシとも云ふ、儀訓栞に「をさめ、みかはなどの類なれば、乾清の義なるべし、ほし反ひも也、女工の賤業をもて、名目によべるにや」と云へど、疑はし、和名類聚抄に「廁厠、說文云、圂（音威、和名比、廁也、圂語註云、廁ニ音投ノ行ニ清厠ニ也」と見え、その箋註に「按比、蓋厠中受糞之器、今厠中猶存比遼古之名、人放糞則捉去、掃清之、司之女胥曰比須萬之ごと說きたり、從ふべきに似たり、枕草子に「おほやけ人すまし」大鏡に「后宮のすましなど見ゆ、また孟津抄に「すましは下女なり、最下のものなり」とあり、

ヒセツクワン　被接官　或る官司に屬せる四等官（「シトウクワン」參看）以外の官職を其所屬の官司に對して稱する詞、假令ば侍從、內記、監物に、中務省の被接官、文章博士、助敎等は大學寮の被接官、宣旨の類なり（職原抄逸解）被接官は、古來正史に其名見えず、江戸時代有職家が、唐制の流內、流外等に配當して、稱へ出でたるものならん、然れども、中右記嘉承二年十二月廿二日の條に「陰陽博士依爲ニ陰陽寮所攝之官ニ也」とあれば、或は此等より起りしものならん、

ビゼンケンチ　備前檢地　慶長年間、伊奈備前守忠次が關東諸國の田圃に行ひたる檢地をいふ（邊尻）

ビゼンチユウナゴン　備前中納言　宇喜多秀家（ウキダヒデイヘ）を見よ、

ヒゼンノクニ　肥前國　筑前及び海、西南及び西は海里、南北凡二十五里、西海道に屬す（形勢）東北山を負ひ、東南河を帶び、地勢二支を分ち、西南海に突出す、其西北一支は平戸島となり、五島群嶼に連る、其南方一支は更に兩腋を分ち、左に鰐浦を抱き、右に佐賀灣を擁す、灣の北方は平衍にして、土壤肥沃、九州に冠たり（ヒノミチノクチ）ともいふ、上古肥後と一國にて火國と稱す、景行天皇西征の時、此國に至りし事あり、後ち國造を置き、國府を佐賀郡に置く（遺址今久知井村にあり）嘉祿の初、將軍藤原賴經、少貳氏を以て國事を管せしむ、足利尊氏の叛するや、少貳真經等之に屬す、應後の菊池武宣、獨り勤王の師を起し、國の豪族有馬（高來郡）大村（彼杵郡）二氏等之に應ず（高來郡）大村（彼杵郡）二氏等之に應ず、皆征西將軍の節度を受く、正平中菊池武光盡く全國を有し、南朝因て守護を兼領せしむ、建德の初より足利義滿、今川貞世、大內義弘等を遣はして九州探題となし、菊池氏を擊たしむ、國內の豪族松浦諸黨首として之に附し、千葉大村諸氏皆之に降る、應永三年澁川滿頼九州探題となり、筥崎縣城に居り本國を管す、正長元年其從子滿直之に代り、子敎直に傳ふ、文明中敎直卒し、嫡孫萬壽立つ、猶幼なり、少貳政資之を逐ひ、綾部城を取る、明應六年政資、大內義興に敗られ、奔りて小城郡多久城に據り、終に自殺す、九年澁川敎直の孫尹繁探題に補し、基肄郡蔀屋城に居る、少貳資元（政資の子）大友政親の婿となり、猴復を圖り、遂に義興と和し、國守に任ず、天文の初、澁川義長（尹繁の子）基肄郡國部城に居り筑藤振はず、資元と相合し大內氏と戰ひ、義長敗死し、資元和を媾ず、是より先千葉氏稍々强大にして、小城佐賀杵島三郡を領す、後ち分れて二流となり、互に相鬩ぐ、少貳冬尙（資元の子）の弟胤賴、千葉胤胤の嗣となり小城に居り、同族胤連と兵を搆ふ、永祿二年佐賀の龍造寺隆信、胤連を援け、冬尙、胤賴を擊ちて之を殺し、遂に東部の七郡を取り、佐賀城に居り、聖感目に振ふ、平戸の松浦隆信、岸嶽の波多親等皆款を送る、有馬義直、高來、藤津、彼杵、杵島の四郡を領し、鼎立之に抗す、天正五年龍造寺隆信と戰うて大に敗れ、義直僅に高來一郡を保つ、隆信遂に筑後を專し敗後に入る、十二年隆信島津氏と戰うて敗死す、子政家不肖なり、其臣鍋島直茂代りて事を祿る、十五年豐臣秀吉西征し、政家に蔀領七郡を賜ひ、有馬晴信（高來郡日野江）大村喜前（彼杵郡大村）松浦鎭信（松浦郡平戸）波多親（同郡岸嶽）五島純玄（同郡福江）等封邑を領する故の如し、政家薨で封を鍋島直茂に讓る、文祿の初、秀吉征韓の師を起し、行營を松浦郡名護屋に築き、大に海內の侯伯を會す、波多親罪を獲て收封せられ、寺澤廣高

之に代り移りて唐津に治す、關ヶ原の役、鍋島直茂款を東軍に納れ、故封を保ち(佐賀三拾万石)世襲す、其支封を小城(直茂の子勝茂第二子元茂)蓮池(勝茂第三子直澄)鹿島(直茂第四子直朝)とす、大村嘉前、松浦鎭信、五島玄雅(純玄の子)亦皆西軍に屬せず、封疆舊に仍る、元和の初、有馬直純(晴信の子)を日向に移し、松倉重政を島原に封ず(後松平忠恕)正保中唐津の寺澤堅高狂疾を以て國除し、屢々變更あり、最後に小笠原長昌を封ず、元祿二年松浦棟(鎭信の曾孫)其弟昌に新田壹万石を分つ、凡十藩なり、また江戶幕府の制、長崎奉行を置き、長崎及び外國通商の事を管す、明治維新の際長崎府を置き、既にして皆廢して縣とし、又合併して長崎伊萬里二縣とし、後ち伊萬里を廢して更に佐賀縣を置く **管郡**古へより管郡の變遷左表の如し尙ほ詳しくは各郡の條幷に「ヒノクニ」參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史 舊事紀 風土記(フ)	延喜式(エ) 和名抄(ワ)	拾芥抄	古圖(コ) 元祿圖(ゲ) 寛知集(ク)	郡名考(グ) 天保郷帳(テ)	明治沿革 帳 地誌提要	郡區編制	新郡區編制
基肆(紀)	基肆(エ) 基肄(ワ)	基肄	基諱(コ) 基肆(ク、ゲ)	基肄(グ)	同	同	三養基
	養父	同	同(ク、ゲ)	同	同	同	
三根(紀)	三根	同	同(ク、ゲ)	同	同	同	
	神埼	神崎	神埼(コ、ゲ) 神崎(ク)	神埼(グ) 神崎(テ)	同	同	同
榮(フ)	佐嘉	同	佐嘉(ク、ゲ) 佐賀(コ)	佐嘉	佐賀	同	同
	小城	同	小城(ク、ゲ) 小成(コ)	小城	同	同	同
	杵島	同	同	同	同	同	同
葛津(舊)	藤津	同	同	同	同	同	同
	高來	同	同	同	同	北高來 南高來	同 同
	彼杵	同	同	同	同	西彼杵 東彼杵	同 同
梅豆羅(紀) 末羅(古、舊) 上近(三) 下近(三)	松浦	同	同	同	同	東松浦 西松浦 北松浦 南松浦	同 同 同 同

ビゼンノクニ 備前國 **境域**東は播磨、西は備中、北は美作、南は海に至る、東西凡拾貳里、南北拾壹里、山陽道に屬す **形勢**東西の兩河美作より來りて、國內を貫流し、兒島一郡海灣を抱きて備中に連り、島嶼碁布讚岐に接し、運輸に便なり、北方山多く平地少し、南方稍々衍沃なり **起原沿革**古へ吉備國と稱し、備中、備後、美作の地を併稱せり、神武天皇東遷の時、行宮を此國に建て高島宮といふ、崇神天皇の御宇、吉備津彦及び其弟稚武彦命此國を巡撫す、應神天皇の御宇、吉備國を分ちて、稚武彦命の孫御友別命の兄弟子孫に賜ふ、その裔蕃衍し、吉備朝臣等皆其の後なり、而して吉備氏は、又國造を世襲せり、天武天皇の御宇、分て、備前、備中、備後の三國と爲す、本國十二郡を管す、元明天皇和銅六年、六郡を割きて美作國を置き、國府を上道郡に定む(今の國府市場村)鎌倉幕府の初め、土肥實平、梶原景時をして守護たらしめ、佐々木盛綱に兒島郡を賜ふ、後ち加治長綱を以て守護となす、建武中興の際松田盛朝を守護とし、兒島高德に兒島郡を賜ふ、足利尊氏の叛するや、州豪田井、飽浦等之に應ず、高德之を討ち克たず、盛朝亦賊に降る、尊氏其族石橋和義をして和氣郡三石に據らしめ、官軍に抗す、新田義貞、弟脇屋義助をして來り伐たしむ、利あらずして歸り、全國悉く尊氏に歸す、後ち尊氏、赤松則祐を守護とし、傳へて孫滿祐に至り誅に伏し、山名持豐代りて守護に補す、應仁二年赤松政則、其臣浦上則宗をして、山名の守護代小島大和守を逐ひ、其地を併せ、則宗を守護代とし、三石城に治し、松田元隆をして西方四郡を管せしめ、津高郡金川に治す、文明の初則宗京都所司代となり、元隆守護代の事を行ふ、五年元隆卒し、子元成襲ぎ、頗る專恣近邑を攻畧す、十五年赤松政則之を擊ちて克たず、元成遂に自立して四郡に據る、永正の末則宗の子村宗亦叛し、赤松義村(政則の嗣)を弑して四郡を奪ふ、子宗景に至り、和氣郡天神山の城に移り、勢漸く衰ふ、其臣宇喜多直家上道郡沼城に據り、永祿中松田元堅(元成の玄孫)を殺して其地を併せ、終に全國及び美作を領有し、宗景僅に一城を保つ、天正元年直家岡山に移り、五年宗景を逐うて自ら國主と稱す、豐臣秀吉の西伐するや、直家欵を納れ其封土を保つ、九年直家卒し、子秀家嗣ぐ、關ヶ原の役秀家西軍の元帥となり、兵敗れて出亡す(後ち八丈島に謫死す)、德川家康、小早川秀秋を本國及び美作に封ず、秀秋卒して國除し、慶長八年池田輝政の子忠繼を分封し、其弟忠雄に傳へ、寛永九年子光仲の時因幡に徙り、光仲の從兄光政代り封ぜられ岡山に治し、備中五郡の內を併領す、明治維新改めて岡山縣を置き管轄せしむ **管郡**古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條、幷に「キビノクニ」の條を參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

六國史 古書	延喜式 和名抄	拾芥抄	古圖(コ) 元祿圖(ゲ) 寛知集(ク)	郡名考(グ) 天保郷帳	明治沿革 帳 地誌提要(チ) 郡區編制	新郡區編制
大伯(紀)	邑久	同	同	同	同	同
	赤坂	同	同	同	同	赤磐
石无(古)	磐梨	同	磐生(コ) 磐梨(ク、ゲ)	磐梨(グ)	同	
藤原(續) 藤野(續)	和氣(延)	同	同	同	同	同
	上道	同	同	同(グ)	同(チ) 同(チ)	同
三野(紀、舊)	御野	同	御野(ク、ゲ) 三野(コ)	御野	同	御津
	津高	同	同	同	同	
	兒島	同	同	同	同	同

ヒゼンヤキ 肥前燒 肥前國に散在せる諸窯にて製造する燒物の總稱、卽ち唐津窯、有田窯、大河內窯、三河內窯、白石窯、志田窯、小田志窯、吉田窯、松ヶ谷窯、及び長崎の龜山窯等より製出す、「カラツヤキ」「アリタヤキ」「シライシガマ」「シダガマ」「コダシガマ」「カメヤマガマ」參看(古今陶甕攷)

ビゼンヤキ 備前燒 **名義**備前國伊部村にて製出する陶器、世人單に備前と呼び、また伊部、火襷等の稱あり、其質一にして其觀を異にせり **起原沿革**窯の創始詳かならず、應永年間始めて此に窯を開く、當時造る所のものは、唯種壺、種浸壺の農具のみに止まる、其後花瓶酒壜等を作る、天正年間工人始めて茶壺を造る、後世古備前と稱す、其良工を三日月六兵衛といふ、所作の陶器に缺月の記號を印す、故に此名あり、又一工人あり、能く茶器を作り、櫻花の記號を印す、幷に微青色の釉を施し、其火候度に過ぎ、茶褐色に變ずる物を以て佳とす、皆肥厚にして、其質堅實なること我邦に冠たり、後世に至りて擂盆酒壜を製するを以て名を得、備前すりばち、備前とくりと呼べり○伊部と稱するは、茶褐色の釉を施し、而して其上に更に黃色の濃釉を撒し、種々の形狀を爲し、以て備前と稱を別にす、偶像あり、動物像あり、茶壺食器に至るまで奇形のもの多し○火襷とは、紅線の束縛するが如き斑文あるを以て名く、其質白土にして全體に釉なし此窯も亦天正年間より始まる○古來職工家あり、森氏、木村氏、頓宮氏、金重氏、大響氏、寺尾氏なり、工人業を傳へて今に至る、燒物の(ヤキモノ)の挿繪參看(工藝志料)

ヒゼメ 火責 **名義**武家時代に於ける拷問の一種 **沿革** **方法**後醍醐天皇の時に、二條爲明が、六波羅にて拷問せられし時、炭火を盛んにして、其上に青竹を破りて敷き並べ、雜色左右に立ち雙び、兩手を引張りて、之を步ませんとせしことあれば、當時旣にこの種の拷問行はれたるを知るべし、室町時代の末年卽ち戰國の際には、屢々行はれし者のごとく、其法は鐵箸を赤く燒き、背と尻との邊に押あて、燒爛らしめしといふ、江戶時代には、寛永四年に耶蘇敎徒を火責にせること、記錄に散見せる外には其例なし、「ガウモン」參看(太平記、耶蘇天誅記、德川政刑史料)

ヒソクイロ 秘色 襲の色目の名、表は經の紫に、緯の青なる織色にて、裏の薄色なるものをいふ(雜事抄)

ヒダカミノクニ 日高見國 (一)廣く平らなる土地の汎稱 (二)陸奧の一部の稱にして、幷に上古使用せられたり、(一)大祓詞を初めとす、釋紀に公望私記を引きて「中臣解除文云々、又四方之國止、大倭日高見之國乎、安國止定奉天云々、公望竊案、四方望高遠之地、可レ謂二日高見國一歟、指似レ不レ可レ言二一所之稱一謂レ耳」と見えたり、書紀通釋に「鈴木重胤云、日高見之國の號は、其始高千穗宮にて、稱へ始めたるならむ、其は古事記に、皇孫命御天降の處に、朝日之直刺國、夕日之日照國と詔へる大御言ぞ、日高見之國と云語の起とは聞えたる、然れば日高見の號は、此傳を以て說べし、如レ此に四方は皆晴れ、朝日より夕日迄、天津日の甚能く見ゆるが故に、日高見の國の號起れるなり、景行紀東夷之中有二日高見國一、また蝦夷已平、自二日高國一還と見え、常陸風土記に置二信太郡一、此地本日高見國也とあるは、地名なれど、元來地形に依て號する所なるべし、古事記傳に、何國にまれ、廣く平なる所を云ふと云ひ、又續紀三、紀伊國阿提飯高牟漏三郡とある飯高を、和名抄には日高郡とあり、又豐後國郡名の日高は、比多と和名抄に見ゆ、風土記には日田とあり、是に因て思へば、飛驒國も日高國か」と云へり、現存六帖に、出づる日の高見の國を安國と祈る末をば神や照さむと詠めるは、後釋に「日高見國とは、山遠くして、打晴て平に廣き地を云也、山の遠き地にては、山と空と日との間遠くして、日の高く見ゆる物なればなり、大和の國の中央は、廣く平なる地なるを以て如レ此云へり、何れの國々に至るも皆同じ事なり」と云へり、之を要するに日高見は、その地形より云へるものにして、必ずしも一所に限らざりしが如し、(二)景行紀二十七年武內宿禰の奏言の條に「東夷之中、有二日高見國一云々、是總曰二蝦夷一、亦土地沃壤而曠之、擊可レ取也、」また四十

年の條に「爰日本武尊則從二上總一轉入二陸奥一云々、蝦夷既平、自二日高見國一還之、西南歷二常陸一云々」と見えたり、その位置に關しては、新井白石は、陸奥多賀の邊なりと云ひ、鈴木重胤は、陸奥國桃生郡に日高見神社あるより、其附近ならんと云ひ、田口卯吉氏は、常陸國なりといへり、蓋し田口氏は、常陸風土記に「分二筑波茨城七百戸一置二信太郡一、此地本日高見國」とあるに據りしものなるべし、此より甲論乙駁して、或は陸奥國磐釜近傍と爲すものあり、久米邦武氏の日高見考出でゝ、陸奥國宮城野地方なりとしたるより、田口氏も前說を取り消して之を贊成したり、これより後ち日高見國の位置に關する學說は、[illegible]一定したるが如し、然るに喜田貞吉氏は、仙石亮氏が、陸奥國北上川沿岸の平地と云ひたるものにて、北上は則ち日高の訛言なるべしと云へるを一大卓見なりとし、更に進で、日本後紀に見えたる續日本紀奏上の際の上表文中に「伏惟天皇陛下、德光二四乾一、道契二八荒一、握二神鏡一以照二萬機一、懷二寶珠一以臨二九域一、遂使二仁被一渤海之北一、猶種歸レ心、威振二日河之東一、毛狄解レ息」とある日河は、後の北上川を指したるものにして、修辭の都合上、渤海の二字に對する爲め、日高見川の文字を省略したるものに係る、延喜式に桃生郡日高見神社あるなど思ひ合すべし、吾妻鏡文治六年二月の條に北上川の名見えたれば、日高見の轉訛は、鎌倉時代以前なること明かなりと說き、なほ言語學上よりも、中古の例波行の音を轉訛して、屢々加行となすことあれば、愈々北上は日高見の轉訛にして、日高見國は北上川流域なるべしと斷定せられたり、從ふべきに似たり（古事紀傳、書紀通釋、史海、歷史地理「日高見國と日高川」、「日本地名辭書」）

ヒダグンダイ　飛騨郡代　江戸幕府の職名、飛騨、加賀、越前、美濃等十萬石の地を管し、行政司法の事を掌る、本陣は飛騨高山に、出張所は越前本保、美濃下河邊に在り、勘定奉行の支配、四百俵高、燒火間詰とす、地役人に頭取六人、同格一人、地役人三十人、同見習六人あり（飛原濱雄）安永六年五月之を置く、郡代（グンダイ）天領（テンリヤウ）地役人（ヂヤヤクニン）巡看（吏徵、同附錄、武鑑）

ヒタゼニ　鐚錢　錢貨の中にて、大われ、かたなし、ほろ錢、其他惡しき錢をいふ、泉貨鑑に「按るに利家治世の時より起れり、其頃は皆唐宋の錢を渡來して通用せり、故に民俗、私に其錢文を擬鑄て、之を挾ものあり、皆銅色鈍赤、文字爰漫して、錢貨至て惡薄云々」といへり、以て其趣を知るに足るべし、

ヒタクミ　飛騨工　王朝時代、飛騨國より朝廷に貢したる木工をいふ、飛騨國人は古へより木工の技に長じたるが故に、早くより、工人を朝廷に貢する義務を課せられたり、大寶の令制に「凡畿內及諸國、庸調共免、每二里點一匠丁十人一、每二四丁一給二廝丁一人一、一年一替、餘丁輸レ米、充二匠丁食一」と見ゆ、蓋し匠丁を以て當るが故に、特に庸調を免ぜられたるなりと、延喜式にも「飛騨國調不レ輸、但浮浪人輸二商布一」、「凡飛騨匠丁百人、其返抄、准二調庸例一」、「凡飛騨國者、免二當年徭役一、每レ歲二役滿還國者、免二當年調一」、「凡飛騨匠丁一百人、三箇年間、停二四人一」とあれば、貞觀以前、貢人の數十人なりしこと明かなり）然れども工役頗る苦痛なりしが如く、飛騨工の逃亡せること屢々なるを以て、令して、これを捕捉せしめしと、延曆十五年、弘仁二年、同五年、承和元年等の國史官符に見ゆ、而して其工人は、工匠の技に巧なりしこと勿論なりと雖も、亦往古より多く木の子を出す、木の子はホヾヒキともいふ、後の木挽なり、王朝時代の末年には、工人よりは、寧ろ木挽職のもの多かりき（令義解、延喜式、類聚三代格、三代實錄、工藝志料、雜波江、松の落葉）

ヒタタレ　直垂　もと貴人の衣の具なりしが、後ち公武諸人の常服となり、江戸時代武家にては、侍從以上の著する禮服となれり、又下襲ともいひ、鎧直垂に對して出仕直垂とも云ふ、武人の鎧の下に著るもの、鎧直垂と云ふ、安齋隨筆には、庶人の常服にて、常にヒタと著重る服なる故に名くといひ、武家名目抄には「直垂は「ヒタレ」又「ヒタヽレ」とも云ひて、もと水干より出でたり、水干の類に、狩衣の首上の如くなれば、著るにくび上な內へ折て、方領の如く引ちがへて著るなり」と方領に調し、身を二幅にして直垂と名付たるなり」といへど疑はし、撿松日記に「直垂はもとは宿直に、夜寒を凌がん料に、綿入たる衣を著て、袴によりそひなどして、夜を明かせしものなるべし、宿直衣袋に入てもて出で、宿直裝束の上に打著て帶などもせで、ひたぶるにうちたれて著たれば、ひたゝれとは云ひしなるべし」と云へり、從ふべきに似たり（裏作）仕立方は、裏襖に同じ、袖の下に露紐あり、前方の兩袖、背の五箇所に菊綴あり、露紐菊綴共に組緒を用ふ、地質は紬、生絹、精好、布を用ふ、色定まらず、木闇地、帝黃、紅材菓等を用ひ、其外人の好によりて、種々の色を用ふ、近代に至り菊綴の上に家紋を付け、袖は一幅半としたり、但布直垂（大紋）は二幅なり袴は長袴にして、前腰、後腰共に白紬を用ひ、太き糸にて上さしあり、

後腰に板を入れ、板の上に兩角を丸くするなり、猶左の圖（前五圖は真文雜記、後四圖は集古十種所載毛利家藏鎧直垂圖に據る）を見て一班を知るべし、

ツユ　丸キ組緒也色定ラズ

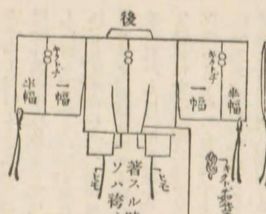

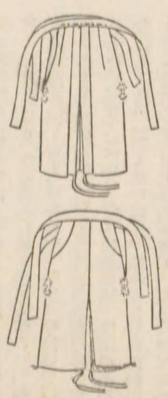

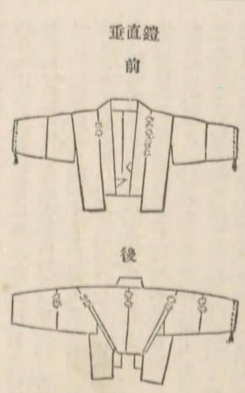

ヒタヽレ　裾の形

古ハ直垂ノ袴ノ下ニハ必精好ノ白大口ヲ重ネテ著タリ大口ヲ重ネザルヲ「スヒヤレト云ヒテ略儀也

鎧直垂は、出仕直垂より袖すぼみ、裾短くして、袖にも裾にも括りあり、菊綴も稍々出仕直垂と異なれり、上圖にて大概を知るべし、委しくは兵具雜記に就て見るべし（裏作）元來略服なるを以て、別に故實なし、初めは貴人男女の寢衣に著し、又五位六位以下の武士が、宿直の時に用ひたりしが、武家時代には、公卿の諸大夫は、布直垂を用ひ、其他は絹直垂（重に練絹、精好）を用ひ、色は人の好によりて一定せず、江戶時代武家には、四位侍從以上は絹、五位諸大夫は布を著せり、布直垂は大紋と稱す（ダイモン）巡看）共に長袴を著用す、將軍は萌黃、紫、紅等の色を用ひしを以て、諸人は之を憚りて用ひざりき、黑は凶事の者なれば、忌みて著用せず（飛原濱雄）始め詳かならず、忠見集歌合にある人ひたゝれ得させんとあなる云々」とある初見とす、之は夜の具にて常服にあらず、台記別記に「次召二家行朝臣一、賜二比多々禮一（褶前黃）仰云、路頭定有二寒氣一、以レ之禦二寒云々一、玉葉文治六年正月十一日兼實の女任子入內の條に「主上云々、入二夜御殿一、西戶御帳西帳中云々、自レ本安二內藏寮御衾一、幷紅御直垂等一、次三位殿脫二御袴一、御衣ヲ北方ニ押遣テ臥御衾二云々」と見えたれば、男女共に貴人は、夜著に用ひたるを知るべし、此外中右記、宇治拾遺等に見えたり、蓋し是等によりて考ふれば、直垂は、もとは衾類に云ひたりしが、後には烏帽子を著け、常服にも用ひ、又鎧の下に著けて、鎧直垂など稱するに至りしものなるべし、武家の常服の如くなりたるは、いつの頃なりしか、詳かならざれども、野府記覽和元年十一月三日の條に「召二陸彼父真盛朝臣一之直垂一（黃衣、爲二甲介裏一悉損」、續江談抄に「真信公記天慶度云、征東大將軍坐二御門督藤原忠文赴一東軍一、予使「時名」贈二金鋌百文及精好綾二端一畢、件綾著二甲介裏一之料也、以二紅梅綾一云々」兵範記に「直垂、元武士之服也、爲二直仕一總之、文門之直衣相同也」と見えたれば、武人が早くより著けたること明かなれども、常服となりしは、蓋し保元以後のことなるべし、山槐記治承二年正月二日の條に、平維盛が櫟原に狩したりし時、折烏帽子、直垂、小袴、行縢にて騎馬せしことを見え、明月記元久元年七月十二日の條に、藤原頼實が直垂を著て、御狩に參會せしこと見えたれば、この頃には公家武家共に用ひたること明かなり、鎌倉時代までは、諸人の望にまかせて、別に制なかりし

(鎧直垂)

が、建武式目追加に載せたる、貞治六年十二月二十九日の禁制に「中間以下鎧直垂之絹裏絹腰并烏帽子懸不レ可レ用事」とあるより、以後は侍以下のものは、絹を用ふるを得ざることゝなれり、江戸時代には、武家侍從以上の禮服(大紋は除く)と定められ、將軍以下之を著用せり○鎧直垂、源平盛衰記入道院參の條に「入道既に腹卷を著給ける上は、一門の卿上雲客數十人各思々の鎧直垂に色々の鎧著て、中門の廊に二行に著座せられたり」と見えたり、然れども鎧の下に水干なども著けしこと、保元平治物語、源平盛衰記、平家物語等の中に見えたれば、一般に鎧直垂を著用せしにあらで、各その好む所に任せしものなるべし、然れども錦直垂のみは、大將軍たる人ならでは、著るを得ざりき、齋藤實盛が北國に出征せんとせし時、錦直垂を望みしに、平宗盛之を許さゞりき、又源義經が、兄頼朝の大場の陣に參りし時、左右なく錦直垂を著、白旗をさゝせたる心得ずと、頼朝の咎めたるを、平家物語異本、平治物語に見えたるにて知るべし、また後醍醐天皇を隱岐に護送せる千葉貞胤以下十人の武士等、撰みて色々の綾織物の水干直垂など云ふものを、樣々に織盡し、精好を盡したること、增鏡に見えたるにて、一定せざりしを知るべし、建武二年に、武者所の武士が、鎧直垂に蜀錦、吳綾、金紗、金襴、紅紫の類は、警固の時に著すべからざることを令したり、これ鎧直垂の制を設けし始めなり、然して室町時代に至りては、水干は殆ど絶えて、鎧直垂のみ一般に用ひらるゝに至れり **種類** 地質色等によりて名づく、錦直垂、赤地錦直垂、紺地錦直垂、細筋直垂、金襴直垂、木蘭地直垂、三滋目結直垂、褐直垂、村濃直垂、大引兩直垂、二引兩直垂等あり、此他武器考証、武家名目抄等によれば百數十種の多きに上れり(古今要覽稿、安齋隨筆、貞丈雜記、武家名目抄、歷世服飾考、後松日記)

ヒダチノクニ　常陸國

疆域 西は下野下總、南は下總、北は磐城、東は海に至る、東西凡十一里十八町、南北三十里十町、東海道に屬す **形勢** 磐城の諸山分岐して南走し、那珂久慈二水之を劃して東流す、筑波峯その東南に突起し、山勢北迤して下野諸山に連る、南方平原多く、衆水西來滙して霞浦と爲り海に注ぐ **起原沿革** 上古は蝦夷之に居住す、崇神天皇の朝之を討ち平げて、新治、筑波、茨城の國造を定め、日本武尊東征の後、那賀、久慈、多珂の國造を置く、孝德天皇の朝、始めて之を併せて六郡と爲し、常道國を置き、後ち常陸と改稱す、國府を茨城郡に置く(府中是なり、今新治郡に屬し石岡と云ふ)天長中、親王の任國となし、守を太守と稱す、平治中平清盛奏請して、佐竹忠義を國の介に任じ、本國の事を管せしめ、久慈郡太田城に居る、治承の末、源頼朝兵を遣はして忠義を擊ち之を殺す、忠義の從子秀義陸奥に奔る、頼朝北伐の日、秀義來歸し、舊邑に復するを得たり、頼朝又小田知家に筑波郡を授け(小田城に治す)建久四年大掾義幹の地(茨城、新治、鹿島、行方の四郡)を收めて、其支族資幹に與へ、府中城に治す(大掾氏は平國香大掾たるより世襲し、義幹は其九世の孫なり)佐竹小田二氏互に國の介に任じ、國事を知る、建武中興、足利尊氏を守護とす、既にして佐竹貞義(秀義五世の孫)尊氏の叛に應じ、大掾高幹(資幹七世の孫)小田治久(知家七世の孫)官軍に屬し、後ち皆尊氏に降る、關東管領足利氏の八館の列を定むる時、三氏皆其班に入る、應永の末江戸通房(初那珂郡に居り、後茨城郡川和田城に居る)大掾氏を襲ひ、其水戸城を取り、勢威頗る振ふ、爾後大掾氏月に衰へ疆域大に蹙まる(この時佐竹氏久慈、多賀、那珂、茨城の四郡を領し、小田氏筑波、新治、河内、鹿島、行方、眞壁信太七郡五拾三城を擁す)天正二年小田氏治(治久八世の孫)上杉の故臣太田資正と戰ひ、城陷て自盡し小田氏亡ぶ(知家より治久に至る十四世)獨佐竹義重兵勢頗る盛なり、十八年江戸重通(通房六世の孫)大掾淨幹(高幹十世の孫)を滅し、悉く全國を併せ、子義宣をして水戸城に居らしめ北條氏と相抗す、北條氏の亡ぶるや、義宣欵を豐臣氏に送り本國を領する故の如し、關ヶ原の役畢り、德川氏其封を削りて出羽秋田に移し、家康の六子信吉を水戸に封ず、信吉夭して嗣なく十一子頼宣之に代り、駿河に轉ずるに及びて、十二子頼房を封ず(三十五萬石)其支封を府中(慶長六年六郷政乘を封ず、元祿中頼房の五子頼隆封を受く)宍戸(頼房の七子頼雄)と云ふ、又松平信一を土浦に(後に土屋政重)松平康直を笠間に(後に牧野貞通)山口重政を牛久に封じ、寛永中頼房の庶長子頼重、封を下館に受け、尋で讃岐高松に移り、寛文中増山正彌代て封ぜらる(後に石川總茂)其他谷田部(初下野茂木細川興元)下妻(井上正長)麻生(新莊直頼)三藩を置き凡て十藩、明治維新府中を改めて石岡と稱し志筑藩(本堂親久)を設く、磐城の守山藩(水戸の支封松平頼之)松川に移り、水戸の傅相中山信徵藩列に班し(松岡)凡て十三藩となる、既にして皆改めて縣とし、又廢して新治茨城二縣を置き、後ち茨城一縣となる **管郡** 古より管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

	筑波	河内	信太	行方	鹿嶋	眞壁	新治	茨城			那珂	久慈	多珂
古事記 書紀 續紀 三代實録 舊事紀	菟玖波(紀) 筑波(續)						珥比麼利(紀) 新治(續)	茨木(古)			那賀(續三) 那加(後) 仲(古舊)		
延喜式 倭名抄	筑波	河内(カフチ)	信太(シダ)	行方(ナメカタ)	鹿嶋	眞壁	新治(ニヒハリ)	茨城(ムハラキ)			那珂	久慈	多珂
拾芥抄	同	同	同	同	同	同	同	同			那河	同	同
吾妻鏡(ア) 古圖(コ) 元祿圖(ケ) 寛知集(ク)	同(ク、ケ)	同(ク、ケ)	同(ク、ケ)	同(ク、ケ)	同(ク、ケ)	眞壁(ク、ケ)		同(ク、ケ)			那河東 那河西(ア) 那賀 那河(ク、ケ)	久慈東(ア、ク、ケ) 久慈 久慈西	同(ク、ケ)
郡名考 天保郷帳 明治沿革帳 地誌提要	同	同	同	同	同	同		茨城(イバラギ(ク))		新治	那珂	久慈	多賀
郡區編制	同	同	同	同	同	同		東茨城	西茨城	同	同	同	同
新郡區編制	同	稲敷		同	同	同		同	同	同	同	同	同

ヒダツテンワウ　敏達天皇

名號 御名は譯語田皇子、また渟中倉太珠敷天皇と申す **系統** 欽明天皇の第二皇子、母は皇后石姬皇女、第三十代の天皇 **事蹟** 欽明天皇十五年皇太子となる、三十二年天皇崩ず、明年位に卽き、譯語田幸玉宮に都す、蘇我馬子大臣たり、六年百濟より經論若干卷、并に律師、禪師、比丘尼、呪禁師、佛工、寺工等を貢したれば、詔してこれを難波大別王寺に置く、八年新羅また佛像を獻ず、十三年鹿深臣、佐伯連(二人名を闕く)百濟より歸り、各佛像一軀を齎せり、馬子殿を造りて之を安ず、佛法是よりして彌漫するに至る、十四年二月疫疾行はれ、民死するもの多し、三月大連物部守屋、大夫中臣勝海等、以て佛法を興行するの結果とし、奏して其法を禁斷せんことを請ふ、卽ち詔して佛像塔殿を燒き、餘像を難波の堀江に投ず、既にして京都瘡を患ふるもの尠なからず、民間仍て、佛像を燒くの致す所と爲せり、六月馬子病により三寶を奉ぜんことを請ふ、天皇もと文史を好みて佛法を信ぜず、馬子に詔して曰く、汝獨り之を爲せ、他人を惑はすこと勿れと、八月十五日崩ず、壽詳かならず、河內國石河郡太子村の河内磯長中尾陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

ヒダノクニ　飛驒國

疆域 東は信濃、西は加賀美濃、南は美濃、北は越中に至る、東西凡十七里、南北凡二十里、東山道に屬す **形勢** 地勢最高、萬山四周し、西北峻嶺險流にして、棧道編筏僅に往來を通ず **起原沿革** 仁德天皇六十五年、宿儺なる者あり、人民を掠略す、仍て武振熊をして誅さしむ、史に見ゆる者此に始まる、大寶令斐陀に、萬葉集斐太に作る、國郡の制定まるに及で二郡を管す、淸和天皇貞觀十二年益田郡を置き三郡となる、古へ國府を大野郡に置く(今の灘鄕高山之なり)北條氏の末守護小笠原貞宗國事を兼知す、建武中興姉小路高基、國司に任じ、世々小島に居る、足利尊氏の叛するや、貞宗之に應じ、子長政に至るまで國事を兼管して、國司と相抗す、國司相傳ふる三世、尹綱に至り、應永中將軍義持、京極高光の弟高數をして來り攻め、尹綱敗死す、義持本國を高光に賜ひ、尹綱の從子師言を以て國司を襲がしむ、文明中尹綱の孫基綱復國司となり細江に居る、初高光家臣三木正頼櫻洞城に居て國を監す、其曾孫嗣頼に至て松倉城に居り、國內の豪族高山山田鍋山畑の諸黨を脅制す、弘治の初姉小路氏絶ゆ、嗣頼姉小路氏を冒し、因て國守に任ず、子自綱嗣ぐ、天正十三年豐臣氏金森長近を遣して之を擊たしむ、自綱拒戰克たずして出亡す、乃ち長近を封じて高山に治せしむ、六世頼時に至り、元祿中德川氏其封を出羽上山に移し、前田綱紀に命じて戍隊を高山に置かしめ、代官伊奈氏田賦を掌る、既にして城を毀ち戍を罷め、郡代を置き國事を統しむ、明治維新改めて高山縣とす、後ち廢して筑摩縣より兼治す、また廢して山梨縣と爲して管す **管郡** 古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

	益田	大野	荒城
延喜式 和名抄	益田(マシタ)	大野	荒城(アラキ)
拾芥抄	同	大原	同
元祿圖 寛知集	同	大野	同
天保郷帳 郡名考	同	同	吉城
明治沿革帳 地誌提要 郡區編制 新郡區編制	同	同	同

ヒダリジンゴラウ　左甚五郎

名號 本姓伊丹氏(或はいふ河合氏)實名詳ならず、名人忌辰錄には宗惠に作る **事蹟** 播磨明石の人なりとも紀伊根來の人なりとも、讃岐高松の人なりともいひ定說なし、後ち山城伏見に居をトし彫刻を業とす、技、神に入るの妙ありて、名聲頗る高く、聚樂邸桃山城の承塵、欄間、其他の神社佛閣等に彫刻を施したり、或はいふ、京都室町六條に居をトしたりしが、其頃祇

國會へ出す鯉形を彫刻して名を擧げたりと、而して其名の高きが爲、彫刻物のやゝ古雅なるものは、名を甚五郞に托するもの尠からず、なほ甚五郞は生來左利なりしより、人假名して左甚五郞と呼びたるより、遂に左を以て氏とするに至れり、性極めて寡欲にして、常に貧なりしかば、人これを注意したるに、甚五郞笑ひて「樂はまづしきにあり梅の花」と吟じたりといふ、寛永十年四月廿八日歿す、年四十一(又七十一に作る)子宗心、孫勝政、京都今出川に住し、また妙手として現はる(歌俳百人撰、野史、實事譚、工藝志料、名人忌辰錄、工藝鏡)

ヒヂカタウヂ　土方氏(伊勢薦野)　姓は淸和源氏、大和守賴親七世の孫土方太郞季治の十一世治賞、始めて尾張に下向し、斯波家に屬す、六世久治、織田信長に仕ふ、其男勘兵衞雄久、織田信雄に仕へ屢々勳功あり、一字を授けらる、天正十二年三月尾張犬山城を賜はり、四萬五千石を領す、同十八年豐臣秀吉に仕ふ、秀吉薨じて後、雄久大野治長と謀り、德川家康を殺さんとす、謀露はれて、佐竹氏に預けらる、慶長五年六月下野國小山に於て家康に召出され、加賀に至り、前田利長に內旨を告げ、北陸を鎭む、功を以て加賀國野々市に於て一萬石を賜ふ、同七年正月河內守に任じ、同年伊勢薦野に移る、九年下總國田子に於て五千石を賜はり、併せて五萬五千石を領す、子孫相襲ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、家譜)

○雄久(カツ)――雄氏――雄高――雄豐――豐義――雄房
└雄端(マサ)――雄年(チカ)――雄貞――義苗(タネ)――雄興――雄嘉
└雄永――雄志(ユキ)

ヒチリキ　篳篥(觱篥)　**名義** 樂器の一種、一名を悲篥又は笳管といふ、羌胡龜茲國の樂器なり、其音悲哀栗然たるを以て此名あり、笛、笙、篳篥を樂の三管と稱す　**構造** 竹を管となし蘆を頭と爲す、形ち胡笳に類して大小あり、大なるものは大篳篥と稱し、長さ一尺八寸、小なるものは小篳篥と稱し、長さ六寸、共に九孔あり、七孔は表に、二孔は裏にあり　**名所** 首、竹の本を云ふ、舌持、蘆舌を管の頸より挿み定むる所、舌、乾蘆を用ひて之を製す、義嘴舌の一名、圖紙(ツガミ)、蘆舌の下方を卷く紙の名、世目(セメ)、籐を以て作る、縮、蘆舌の口の開くを制する具、木にて作る　**孔名** 丁(テイ)、上より第一孔、黃鐘の淸聲、上(ジャウ)、上より第二孔、背面に在り、雙調の淸聲、一(イチ)、第三孔、四(シ)、第四孔、平調、六(リク)、第五孔、一越、凡(ハン)、第七孔、神仙、工(コウ)、第八孔、盤渉、五(コ)、第九孔、黃鐘濁聲、舌(セツ)、皆寒の音、雙調濁聲、無(ム)、第六孔、背面に在り、漢土にては勾と稱す　**起原沿革** 我國傳來の年詳かならず延喜の年大石峯良といへる者あり、其藝に堪能なり、世に此人を以て祖と爲す、其子富門相承け、村上天皇に當曲を授け奉まつる、其子後中書王、其子土御門右大臣、其子源師任相傳承し、源家の篳篥と名づけて南京狛氏の輩之を傳ふ、又金田府生和邇部用光とて此道の達者あり、其子光枝其子則光、其弟子狛光則是又同狛氏の篳篥なり、光枝の弟子得近、其弟子時定、其弟子貞時、其弟子師任、其弟子仁和寺法師伊賀法橋慶信、其弟子三宅成貞(正光と改名)大に名あり、仍て三宅氏の一派あり、其子守正、正役に傳へ、其弟子に中原近茂あり、中原の一派を開く、彼茂光が弟子に上野守藤原敦家とて熟達の人あり、男敦兼、其子實家能く繼承して道盛んなり、遂に安倍氏に至り世々其家道となる、又敦家の孫季行、其男重季及び定能に至り、楊梅、二條の二流に分れ、殆ど鼎足の如く其藝を傳へしが、應仁年中に至りて此二流絕えたり、雅樂(ガガク)の挿繪を見よ(體源抄、續教訓抄、歌舞品目、樂器考)

ヒッカウセン　筆耕錢　制札錢を云ふ、「セイサツ」の條を見よ、

ヒツギ　日嗣　天日嗣(アマツヒツギ)を見よ、

ヒツケタウゾクアラタメ　火附盜賊改　**職掌** 江戶幕府の職名、江戶市中を巡廻して火災を豫防し、盜賊を逮捕し、博徒を考察する事を掌る、始め若年寄の支配、千五百石高、六十人扶持、後老中ちの支配、千五百石高、百人扶持　**起原沿革** 寛文六年始めて之を置き、御持之頭と先手頭とより各々出役して此事に從ふ、元祿十二年これを廢し、十五年再び此職を置き、先手頭のみの出役となし、先手頭一人づゝ、其組の與力同心を率ゐて、職務を行へり、之を本役といふ、又十月より翌年三月まで六ヶ月の間、特に他の先手頭一組をして本役の職を補助せしむ、本役加役共に役扶持を給せり、然るに文久二年十二月出役加役を停めて、新に役名となし、若年寄の支配に屬したりしが、後ち老中の支配となり、役扶持を增したり、されど老中の支配となりしこと詳かならず、元治三年以後の武鑑には、皆老中支配と注したれば、文久二年以後元治元年以前に變更したるものなるべし、慶應二年これを廢す(德川實紀、武鑑、古事類苑官位部)

ヒツサゲ　引提　打刀を云ふ、常に指すことなく、手にて引提ぐる故に名づく、「ウチカタナ」參看、

ヒツシキ　引敷　**名義** 腰當をいふ　**製作** 羚羊の皮、鹿の皮等にて造り、裏に布を縫ひ付け、紐緒なり　**着用** 毛の方を表にして腰に纒ひ、緒は前にて結ぶ(犬追物記、貞丈雜記)

ヒツソク　逼塞　**名義** 江戶時代における士人及び僧侶の閏刑、門扉を鎖して謹愼せしむるをいふ　**方法** 右の如く門扉を鎖し、白晝は出入するを禁ずれども、夜中には陰に潛門より出入するを默許したり、閉門に比して一段輕きものとす　**種類** 五十日、三十日の二種あり(德川政刑史料、古事類苑法律部)

ビッチュウノクニ　備中國　**疆域** 東は備前、西は備後、北は伯耆美作、南は海を隔てゝ讃岐に對す、東西凡十一里、南北十七里餘、山陽道に屬す　**形勢** 地形北に至り漸く縮り、崇嶺美作伯耆に連り、大川中央を貫流し、瀕海土壤膏沃　**起原沿革**「キビノミチノナカ」とも訓む、古へ吉備國の地なり、天武天皇の時、始めて分ちて本國を置く、國郡の制定まるに及び、九郡を管す、國府を賀陽郡に置く(今八田部村國府城址あり)鎌倉幕府の初、土肥實平梶原景時をして守護たらしむ、元弘中高橋英光守護となり、松山城に居る、足利尊氏叛して山陽を徇へ、高師秀を守護となす、正平中山名時氏吉野に歸順するや、州の豪族秋庭重朋之に應じ、共に師秀を逐ひ重朋守護代となり松山に居る、天授中足利義滿、細川賴之をして守護を兼ねしむ、應永中其弟滿之職を襲ぎ、上房郡井の山に治す、二子基之滿重相繼ぎ、滿重の孫勝久に至り、文明明應の際、細川秋庭二氏皆衰へ、莊元資は小田郡猿掛に據り、三村宗親は成羽に在り、各統屬する所なし、永正六年上野賴久、秋庭氏に代て守護代となり松山に居る、十二年將軍義稙、細川政春を以て守護に補し、淺口郡鴨方に治す、既にして大內尼子二氏、各々入侵して尼子氏遂に西北諸郡に據る、天文二年莊爲資、上野氏を滅し、徙て松山に居り、小田下道上房三郡を併す、二十二年三村家親(宗親の子)毛利元就に附し、穗田爲資(猿掛城主)を攻めて之を降し、川上小田二郡を取る、永祿三年家親毛利氏の援を乞ひ、莊高資(爲資の子)を殺して松山に據り、勢漸く强大なり、九年美作に入り宇喜多直家の刺客に殺され、子元親嗣ぐ、元龜元年直家來り侵し鴨方を攻め、細川通政を殺し元親を松山に圍む、毛利氏兵を遣して之を救ひ、直家を擊て之を卻く、天正二年織田信長西伐を圖り、元親を誘降す、明年毛利氏の兵松山を陷れ、元親を殺し、細川通董を降し、盡く全國を併す、十年豐臣秀吉、大擧して來り伐ち、高松(賀陽郡中島村)を圍む、毛利氏終に河邊川以東の地を割て和を媾ず、後ち秀吉其地を以て宇喜多秀家に加賜す、關ヶ原役畢り德川氏毛利氏の地を削り、秀家の故地を收めて小早川秀秋に與へ、又戶川逵安を庭瀨に(後に板倉重高)木下家定を足守に、蒔田廣定を淺尾に封ず(後に子弟を分封して藩列を除く、文久中裔孫廣孝に至り舊に復す)秀秋卒して封除し(其五萬石の地を池田忠繼に賜ふ)小堀政次をして松山城に居て國務を掌らしむ、子正一に至て職を罷む、天和の初、池田長幸を松山に(後に板倉勝澄)伊東長實を岡田に封じ、寛文の末池田光政新墾田を其二子政吉(二萬五千石、後に鴨方藩)輝祿(一萬五千石、後に生坂藩)に分與す、元祿中關長治を新見に移封す(舊美作の宮川)凡て八藩なり、明治維新松山を改めて高梁と稱し、成羽藩(山崎治祇)を立て倉敷縣を置く、尋で皆廢して縣となし、又之を深津縣に併せ、更に改めて小田縣を置く、明治八年小田縣を廢し、岡山縣の管轄に歸す　**管郡** 古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし(地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書)

書紀 舊事紀							蚊屋(紀) 加夜(舊)				後城(紀)
延喜式 和名抄	小田	淺口	窪屋	津宇(ツウ)(エ) 津(ツ)(ワ)		下道(シモツミチ)	賀夜(カヤ)(エ)		英賀(アカ)	哲多(テタ)(エ)	後月(シツキ)(エ)(ヒツキ)(ワ)
拾芥抄	同	同	同	同	河上	下道	賀陽	上方	同	同	同
古圖(コ) 元祿圖(ケ) 寛知集(ク)	同	同	同	同	河上(コ、ク) 川上(ケ)	同	賀陽(コ) 賀夜(ク) 加陽(ケ)	上方(ク) 上房(コ、ケ)	英賀(ク) 阿賀(コ、ケ)	哲多(ク、ケ) 哲田(コ)	同
郡名考(グ) 天保郷帳	同	同	同	同	川上	同 シモミチ(チ)	賀陽 カヤウ(ク)	上房 ジヤウボウ(ク)	阿賀	哲多 テッタ(ク)	同
明治沿革帳 地誌提要(チ) 郡區編制	同	同	同	同	同	同 カダウ(チ) 同 シモツミチ(チ)	同 カヤ(チ)	同	同	同	同
新郡區編制	同	同	都窪		同	吉備		上房	阿哲		同

ヒットウニン　出人頭　室町時代、三管領四職以下奉行人等に至るまで、當時幕府の政務に預りて、評議の席に列する者を云ふ、また出頭衆とも云ふ、禪家の俗語より出でたる語にして、評議の席

頭に出座するの意なり、大名諸家にても皆是れに倣ひ、老臣奉行人を凡て出頭衆と云へり、然れども全く定まれる職名にあらず、廉富記嘉吉二年八月の條に「去廿二日御評定始日、與二頭人波多野出雲守一座席令二相論一也、爲二評定衆一上者任二位階上首一可レ着二頭人出頭上一之由、肥前申レ之云々」とあるを初見とす（武家名目抄）

ヒデン井ン　悲田院　名義　王朝時代、孤兒、病者を養ふ所にして、施藥院の別所なり、左右の京職、九箇條の令に依て、京中路邊の孤兒病者を見るに隨て、施藥院及び悲田院に送るなり　所在　京鴨川の西　起原沿革　天平二年五月、光明皇后、始めて設けらる、始め左右兩京に在りたるが如し、延喜式に「凡東西悲田、毎年冬季所給古弊疊三十枚者、下二行施藥院一總計彼院及兩悲田當時所養病者孤兒定數、均今分給」と見えたり、拾芥抄の時、鴨川の一箇所となれるか、同書に西畔に在りといへり、施藥院（セヤクキン）參看、

ヒト　毗登　姓の一種、皆外國より歸化せるもの、卽ち蕃別の人々に限られしがごとし、いま其姓を帶びたる氏は神、大角集、伯太首神、國背宍人、狛、凡、韓等とす（姓氏錄、拾芥抄、姓名錄抄）

ヒトガタ　人形　祓（ハラヒ）を見よ、

ヒトジチ　人質　和親、降伏、もしくは逢心なきの證として、親戚家臣を人に致すをいふ、又證人とも稱す、古くはムカハリといへり、神后紀に、仲哀天皇の九年十月、皇后が新羅を親征し給へる時、新羅王、微叱己知波珍干岐を出して質となしたる事あるを初めとす、これより後、新羅百濟等常に質を我國に送りたり、尋で武家時代に入り、諸豪族間戰爭のこと屢々あるに及び、廣く行はるゝに至りしが、其尤も盛んなりしは、室町時代の中葉以後、卽ち戰國の際なりき、江戸幕府にても、其初期には、諸大名をして質を幕府に納れしめ、之を證人といひしも、幾もなくしてこれを停めたり、然れども諸大名の妻子をして江戸に置かしめしことは、此時代を通じて行はれ、以て暗に質に擬せり、蓋し質は元來契約の保證なれば、約に背きたる時は、質を殺したること尠からず、故に又約を破らんとして、質を奪ひしことも多かりき（武家名目抄、古事類苑兵事部）

ヒトツバシケ　一橋家　德川氏の分家にして、三卿の一、「トヲガハウヂ」（一橋の部）及び「サンキャウ」の條を見よ、

ヒトツバシモン　一橋門　江戸城內廓門の一、神田橋門の西に在り、德川氏入國の時、大きなる丸木の一ツ橋をかけしより、其名起れりと云ふ、眞享三年江戸繪圖には、伊豆橋とあり、瀨名貞雄の說に、古より一ツ橋と云ひしは疑なし、延寶八年江戸圖に、今の民部卿治齊卿の御屋形は、松平伊豆守屋敷なり、因て一ツ橋を其頃私に伊豆橋ともいひしと見ゆといへり、按ずるに、此橋欄干葱花子の銘に、一ツ橋萬治三年辛未二月吉日と鐫す、伊豆橋の名の俗稱なること明かなり、門衞には、譜代大名、帝鑑、雁之間衆二萬石限り勤仕す、其以下勤者半年なり、番士四人羽織袴着用、武器に、鑓筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令神田橋と同じ（御府內備考、殿居鑑）

ヒトツヒキリヤウ　一引兩　「ヒキリヤウ」を見よ、

ヒトツヤナギウヂ　一柳氏（攝磨小野）　姓は藪智氏、其先は河野氏より出づ、河野四郎通信の十三世の孫宣高、大永中伊豫を去て美濃に赴き、土岐賴藝に仕へ、一柳氏と改む、藩翰譜に、尾張一柳御廚に住せし故に名づけしならんといへり、世々厚見郡西野村に住す、孫直末、豐臣秀吉に仕へ、美濃竹鼻城一萬石を領す、天正十八年戰死す、弟直盛其後を繼ぎ、尾張黑田城三萬石に封ぜらる、慶長五年德川家康に仕へ、屢々功あり、六年伊勢神戸城に移る、寬永十三年直重伊澤四條に移封す、而して伊豫高野一萬石を弟直家に、同小松一萬石を弟直頼に分封す、寬文五年直興事に坐して除封ぜられ加賀國に謫す、因て支族直家の孫直次をして宗家を繼がしむ、正保元年攝磨小野一萬石を賜ふ、子孫いづれも相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、家譜）

○宣高——直高——直末——直盛——直重——直興
直次——末禮——末晃——末榮——末英——末昭
末周——末延——末彦——末德
伊豫小松（一萬石）
○直頼——直治——頼德——頼邦——頼壽——頼欽
頼親——頼紹——紹念

ヒトフデカギリ　一筆限　江戸時代撿地帳面に、一廉づゝに田畑屋敷を書き載せたるを云ふ（舊幕府條治要略）地方凡例錄に「是は水帳及び名寄帳等の面に、一段歩にても、五畝三畝程にても、田畑一枚限りに一打を爲し、何畝何歩は何某と幾つも記し置き、撿見の節に內見帳、荒地起返し、小前帳等にも、田畑何枚限に何畝何歩と認めて田畑に建札を爲し、帳面と引合するその廉々を一筆と唱ふる也、帳面に一打ちて認る事故一筆といひ習はしたると覺

ゆ、假令ば五廉に記せば、五筆といひ、十廉あれば十筆と唱ふる也」と見えたり、

ヒトへ　單（單衣）　名義　袒の下に着用する裏なき衣をいふ、男子の着するものと、女子の着するものとの二種あり　着用　主として紅の綾を用ひ、冬は强、夏は板引にすること男女共に同じ、又、女子は萌黃をも用ひ、男子は若年は重菱の紋、老年は遠菱、極老は白色を用ひたり、建久二年の宣旨に四位以下の地下は、綾の單を着用すべからざるよし令せられき、夏は下に汗取を着ざり（裝束圖式、女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成）

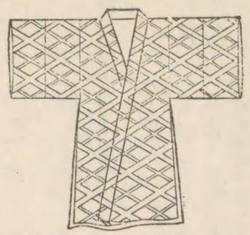

男子著用の單（裝束圖式所載）

ヒトへガサネ　單重　名義　單衣を二つ、端を縫ひ捻り重ねたるをいふ　製作　單衣二枚、捻り重ねたること前にいへるが如し、裕にあらず、地質は生織物、又は綾等を用ひ、色は普通蘇芳、女郎花等なり　着用　夏季に女子これを着用す（女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、羽倉考）

ヒトヨギリ　一節切　樂器にて笛の一種、尺八の短きものなるべし、和名抄に、「兩節間、俗云與二止加波一」とあれば、竹を截り兩節の間にて製したる故に、名づけたるものなり、室町時代、連歌師宗長の吹きたるもの、或は野田城にて芳休が吹きて、信玄是を聞くとて殺されたるも、此一節切なりと云ふ（箋註倭名抄、雜波江、樂器考）

ヒトリ　火取（薰爐）　調度の一種、薰物をたく香爐を云ふ、火取香爐の略なり、銀にて作り、上に銀の籠を蓋へり、或は外は木にて作り、蒔繪を施し、內は銅陶器を塡めて、上に金の籠をするもあり、中古貴族の家にては、二階の棚の上段に置きて香をたきて匂をしめたり、テヒトリ一疋を知るべし（倭名抄、雜遊「ヒヒナアソビ」を見よ、真丈雜記）

ヒナアリビ　火繩筒　鐵炮（テツパウ）を見よ、

ヒナハヅツ

ヒニン　非人　名義　賤民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし　起原沿革　起原詳かならず、橘逸勢の姓を改めて非人と稱せしめられしこと前にいへるが如し、稱にあらず、地質は生織物、又は綾等を用ひ、色は普通蘇芳、女郎花等なり　着用　夏季に女子これを着用す（女官飾抄、裝束甲冑圖解、裝束集成、羽倉考）

ヒトヨギリ　一節切　樂器にて笛の一種、尺八の短きものなるべし、和名抄に、「兩節間、俗云與二止加波一」とあれば、竹を截り兩節の間にて製したる故に、名づけたるものなり、室町時代、連歌師宗長の吹きたるもの、或は野田城にて芳休が吹きて、信玄是を聞くとて殺されたるも、此一節切なりと云ふ（箋註倭名抄、雜波江、樂器考）

ヒトリ　火取（薰爐）　調度の一種、薰物をたく香爐を云ふ、火取香爐の略なり、銀にて作り、上に銀の籠を蓋へり、或は外は木にて作り、蒔繪を施し、內は銅陶器を塡めて、上に金の籠をするもあり、中古貴族の家にては、二階の棚の上段に置きて香をたきて匂をしめたり、テヒトリ一疋を知るべし（倭名抄、雜遊「ヒヒナアソビ」を見よ、真丈雜記）

ヒナアリビ

ヒナハヅツ　火繩筒　鐵炮（テツパウ）を見よ、

ヒニン　非人　名義　賤民の一種、乞丐の徒なり、人中に齒せざる者の義なるべし　起原沿革　起原詳かならず、橘逸勢の姓を改めて非人と稱せしめられしこと前にいへるが如し、非人といふ文字の初見なれども、元より後世の非人とは同じきものにあらず、推古天皇朝、聖德太子建悲田院、而之悲田院、洛外悲田寺以爲二乞食在廓一、其魁首爲二長吏一、廓外者爲二非人一、衆其長吏相攸、使レ監二臧不一混住一也」とあれども、また證據あるにあらず、按ずるに、京都祇園社に屬する賤民にて、犬神人といふものあり、掃除等の賤役に從ひ、死人、不淨物等の取方づけの事をも爲せり、山門敷訓記にては、犬神人を指して非人といへり、應安元年のことなれば、室町時代には犬神人の類を非人といへることを知るべし、また後愚昧記建德二年四月の條に、犬神人が河原者と死屍の衣裳を奪ひ合ひたる事を載せたり、思ふに河原者も乞丐の賤民にして、犬神人と相似たるものなるべし、蓋しまた非人に屬するのならん、而して此種の賤民にして、石清水鶴岡八幡等の大社に屬せるものを長吏といへり、長吏は卽ち機多なり、因て按ずるに、長吏、機多、犬神人、河原者、非人などいへるは、只場合によりて稱を異にせるに留まり、要するに同種のものなりなるべし、江戸時代に入りては、機多と非人と其性質を異にし、同じく賤民なれども、機多は獸皮を製するを職業とし、非人はさることには關せず、其貧しき者は、市中に出で、乞食を事とせり、江戸にては車善七、松右衞門の二人にて之を總轄し、共に非人小屋頭と稱す、善七は淺草に、松右衞門は品川に住したり、共に機多頭彈左衞門に隷屬せり、而して非人が幕府に對する公役としては、罪人の取扱にして、引廻人ある時は護衞の任に當り、死刑執行の時には、其雜役并に跡片付等の事に從へり、而して世人の之を賤むこと機多と同じく、婚嫁を爲さざるはいふまでもなく、機ありとして、敷居より內に入るを許さざるのみならず、煙草の火を使用するをも謝絕せり、明治四年八月、非人の稱を廢し、平民と爲す、世是を新平民と稱す、なほ非人の預に屬する牢屋あり、溜と稱す（タメ）塗看（和漢三才圖會、蕉石雜誌、德川政刑史料、刑罰大總錄、史學雜誌「機多非人の由來」、皇典講究所講演「機多非人考」）

ヒニンコヤアヅケ　非人小屋預　「アヅケ」を見よ、

ヒニンテカ　非人手下　江戸時代に於ける庶人の屬刑、非人頭に下付して其指に編入するをいふ、重きものは遠國に遣はし、其地方の非人手下と爲す、これを遠國非人手下と稱したり、なほ入墨又は晒の上にて此刑に處するものもありき（御定書百ヶ條、德川政刑史料、古事類苑法律部）

ヒネリブミ　捻文　手紙の一種、書狀を卷きて、捻りたるものを云ふ、又立文とも云ふ、普通は

上短く、下長く捻り、婦人に送るには上を長く、下を短く捻ること故實なりと云ふ、捻り樣は、書狀の上を禮紙（ライシ）參看）にて卷き、更に其上を白紙にて竪に包み、其上下の書狀より餘る分を、筋違へに左へ折り、又右へ折りて更に裏の方へ折るなり、書狀の卷きたる幅は定まりなきも、杉原などは大概一寸二三分許りと云ふ、禮紙は謹上書（等輩に用ふ）の時は書狀と別の紙とを用ひ、進上書（上輩に用ふ）の時は、友紙（書狀と同じ）を用ひ、進上又謹上を書かば封〆をかゝず、これなき時には〆を書くなり、今左に捻り樣を示す（貞丈雜記）

第一圖

横筋の上下は書狀の餘

第二圖

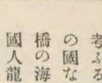

一圖を折りたる圖

此所上下共裏の方へ折返せば次の圖の如し

第三圖

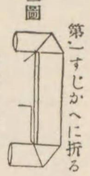

第二すじかへに折る　第三此如折る　第四如此折る

第四圖

上の方卷目はなしひらめるなり　下の方卷目は押平めずして丸みあるやうにするなり

紙捻にて結ぶ

第五圖

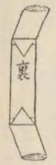

上下共に同じ

此外紙捻にて結ぶ口傳及び捻文竪狀の表卷の圖あれど省畧す、

ヒノウヂ　日野氏　姓は藤原、右大臣內麿の長子眞夏より出づ、眞夏の孫家宗の時、山城宇治郡日野の別業に法界寺を創立す、眞夏の孫資業、日野法界寺藥師堂を建立す、是より日野氏と稱す、十一世の孫資名（資朝の兄）北朝に仕へて權大納言に至る、名家の一、子孫足利將軍と結び、其家益々盛んなり、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、其支族に裏松、四辻、烏丸、柳原、竹屋、日野西、外山、豐岡、三室戸、北小路等あり、是等を總稱して日野家と云ふ（尊卑分脈、有職袖中抄、華族譜）

○眞夏——資業——實綱——有信——實光——實長——有國——資業——家光——資實——俊光——資名——時光——資康——重光——義資——重政——勝光——政資——內光——晴光——輝資——光慶——弘資——資茂——輝光——資時——資枝——資矩——資愛——資宗——資貴——資秀——資謙

ヒノヲマシ　檜尾陵　後村上天皇の御陵、また觀心寺陵ともいふ、河內國南河內郡川上村大字寺元に在り、圓丘、方二丈許なりといふ（山陵志、陵墓一覽）

ヒノオマシ　晝御座　天皇が、日中に出御の時に座し給ふ御座をいふ、清涼殿の身舍、東方に向ひ、御帳を立て御座を設く、御座の飾は前に獅子狛犬あり、繧繝綠牙敷の疊二帖を敷き、中央に茵一枚（中店綾、端錦裏打）を置き、御座の南端に御劔（鞘、東、柄四）を備へ、御座の前の板に御硯筥を置き、錄鈿彎繪の瓦硯、筆臺龜形の水入等あり、清涼殿の圖參看（延喜式、禁中抄、禁腋祕抄、政事要略、大內裏圖考證）

ヒノカミ　日神　天照大神（アマテラスオホカミ）を見よ、

ヒノカミ　日上　上卿を云ふ、公事の日第一の公卿、諸事を奉行するより名づく、「ジャウケイ」を見よ（有職問答）

ヒノカミ　火神　迦具土神をいふ、古事記に「次生二火之夜藝速男神一、亦名謂二火之炫毘古神一、亦名謂二火之迦具土神一（中畧）故伊邪那美神者因レ生二火神一遂神避坐也」とあり、

ヒノギヨザ　晝御座　「ヒノオマシ」を見よ

ヒノクニ　肥國　今の肥前肥後地方の古稱、また火國に作る、古事記、伊弉諾伊弉册二尊國生みの條に「肥國、謂二建日向日豐久士比泥別一」とあるを初見とす、建日向日豐久士比泥別は、卽ち此地方を支配せる神の名なるべし、而して舊事紀には「肥國謂二速日別一、日向國謂二豐久士比泥別一」とあるより、或は建日向日豐久士比泥別の句に誤りありと說くものあれども、古事記の本文によるに、筑紫島のことをいひて「此島亦身一而有二面四一」と見え、四分國ありしこと明かなれば、日向國を立つる時は、五國となり、之と合はず、舊に從ふべきなり、而して景行紀に「天皇從二葦北一發船、日沒遙視二火光一往之、得二着岸一問二其火光處一對曰、是八代縣豐村、尊二其火一不レ得レ主、故知、非二人火一故號二其國一曰二火國一」と見ゆ、火國は肥前肥後兩風土記に八代郡火邑とありて、卽ち和名抄にある肥伊郷なり、今日の八代郡、野津、宮原、有佐、種山の諸村に當る、故にこの火國は一小國の名に過ぎずして、今日の兩肥地方を汎稱せる、

古事記に所謂肥國とは同じからず、古人往々これを混同し、景行紀なる火國を、古事記の肥國と同樣に考ふるものあるは誤なり、但し肥の國の名義は、火の國なるべし、按ずるに、肥國の火は、後世にも、松橋の海上に陰曆七八月の頃、盛んに見ゆることあり、國人龍燈と稱して神火となせり、おもふに、古くより此火ありしが爲め、火國といひしものなるべく、肥の字は宛て字なること明かなり（景行紀にある火は、海上の火にあらず、船中より岸の方に見えたる火を望み給ひしものにして、龍燈とは別なり、混すべからず）後ち國郡制定の時、肥前肥後の二國に分る、「ヒセンノクニ」「ヒゴノクニ」參看（古事記傳、不知火考、事蹟通考）

ヒノクマノアコノヲカノヘノミサザキ　檜隈安古岡上陵　文武天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字栗原に在り○高さ三丈、兆域方三町、陵戶五烟を置く（延喜式、陵墓一覽）

ヒノクマノイホリノミヤ　檜隈廬入野宮　名義　宣化天皇の皇居　所在　大和國高市郡檜隈村　地名　原沿革　宣化天皇元年正月、都を檜隈廬入野に遷し宮號となせり、同四年二月天皇崩御に至る迄、卽ち四年間の皇居たり（書紀）

ヒノクマノオホウチノミサザキ　檜隈大內陵　天武天皇、持統天皇の御陵、大和國高市郡高市村大字野口に在り○南面にして八角形、高さ五丈、池溝を繞らす、正面に石門を設く、持統天皇元年冬之を築く、延喜の制、兆域東西五町、南北四町陵戶五烟を置く（延喜式、禮樂志、陵墓一覽）

ヒノクマノサカアヒノミサザキ　檜隈坂合陵　欽明天皇の御陵、大和國高市郡坂合村大字平田に在り○西面にして、前方、後圓、高四間、廻三十四間、溝を以て環らす、兆域方四町、陵戶五烟あり、推古天皇二十八年、砂礫を陵上に敷き、域外に土山を築き、諸氏をして大柱を樹てさしめらる（延喜式、禮樂志、陸墓一覽）

ヒノサウゾク　晝裝束　東帶を云ふ、東帶は盛儀に著ざるものなるをもて、直衣を宿衣と云へるに對して稱するなり、「ソクタイ」參看（枕草子春曙抄）

ヒノタメシ　氷様　元日節會の日、宮內省より氷室收藏の氷の厚薄等の有樣を奏上するを云ふ、延喜式に「凡藏氷之處、收氷多少、及氷厚薄每レ歲具錄、元日群臣未レ喚之前、省之輔以上將二氷司一入奏、并進二氷樣一、其詞曰、宮內省申久主水司今年收氷若干處、氷若干室、厚若干寸已上、益若干寸已上、減若干寸已上、若干室、仕奉事申給云々」とあるに據れば宮內省の被管主水司より之を奏すれども、筑前の撥は非常に厚く、平家の約三倍なりと、古は氷の厚薄により、年內の豐凶を卜し、若し氷らざる時は、氷の御祈として、其厚薄を檢し、今年もよく氷りて、目出たき由のためしを奉るなり、而して書紀仁德天皇の六十二年五月、額田大中彥皇子闘鷄野に獵したる折、氷室の氷を得て、天皇に獻ぜられしに、斜ならず感ありしこと見えたり、爾來諸國に氷室を設置し、帝室の御用とす、但し氷樣を奏する事につきては、起原詳かならず（書紀、延喜式、公事根源）

ヒノニシウヂ　日野西氏　姓は藤原、日野家の一、廣橋權大納言總光の三男總盛を祖とす、子孫相襲さて明治に至り、華族に列し、子爵を授けら

○總盛——光氏——國宣——國豐——國弘——資敬
資興——勝貫——延光——光暉——延榮——光善

ヒノモト　日の本　「ニホン」を見よ、

ビハ　琵琶　名義　樂器の一種、琵琶錄に「以手前曰レ琵、以手却曰レ琶」とあり、其器を彈ずる狀によりて名づく、また胡琴とも稱す、箏、和琴と併せて樂器の三絃ともいへり、構造　雅樂に用ふるものは、其體圓にして首曲りて頸長し、長さ三尺七寸、是れ天地人と五行とを法るなりといふ、絃四筋、これ四時を象るなりといへり、槽は紫檀紫藤となりて、撥は黃楊を以て作る、平家琵琶は雅樂のものと同じ、薩摩琵琶は、平家に比すれば胴の所橢圓形を爲し、首曲らず、全體堅固に製し、全體の形他より大なり、筑前琵琶は平家と反對に竿長くして胴短し、撥は、平家筑前は略同一形狀を爲せども、筑前の撥は非常に厚く、平家の約三倍あり、薩摩のは、平家のそれと厚相似たれども、形は全く異なり、蝙蝠の羽を擴げたるに似たり、なほ筑前の三四の兩絃は、同音を發すること他のものと著しく相違す　名義　所　甲、琵琶背面の總名、漢土にて槽と云ふ、木綸、甲に彫縷するをいふ、遠山、甲の表に壓金點の如く刻成せる所、腹板、表の板總名、額、腹板の本、覆手の所、撥面、撥を用ふる所に革を張りたるもの、半月、腹板の表、覆手鹿頭の間に在る穴、滿月、覆手の下に在る一圓の穴、隱月、覆手の下に在る小穴、常に撥本を納むる所、覆手、又伏手と云ふ、腹板の上、絃本を持つ所、此物に孔を穿ちて四絃を張るなり、通絃孔、覆手通絃の孔、猪目、通絃孔の周、疣瘤を以て飾と爲す者、螺通、鹿頭の上、柱の兩邊、螺通ばかりの處、磯、腹の周を總ての名、落

帶、機を張る革の名、鹿頭、柱を設くる所、匡口、鹿頭と接續の所、海老尾、鹿頭の末、屈折海老形の如き所、半手轉手さしたる所、卽ち絃門の外邊、絃門、半手の中にゐりたる所、承絃、絃の末を承くる所、乗竹、承絃の外に當る竹片、轉手、絃を巻きつくる者、世幾、腹板の中の中程に帶の如き横木を容る、猿尾、鹿頭の裏面の頭、絃門に接し高起する所、兎眼、轉手の木口○絃の名には一(第一絃)乙(第二絃)ク(第三絃、行字の省文)上(第四絃、上字の古文)以上四を放絃と稱す()柱の名には一柱、承絃の方を上とす、工、下、七、八、二柱、凡、十、ヒ、卜、三柱、フ、乙、ミ、ム、四柱、斗、コ、之、也あり(以上雅樂ものに就きていふ、他も概ねこれに異なるなし)

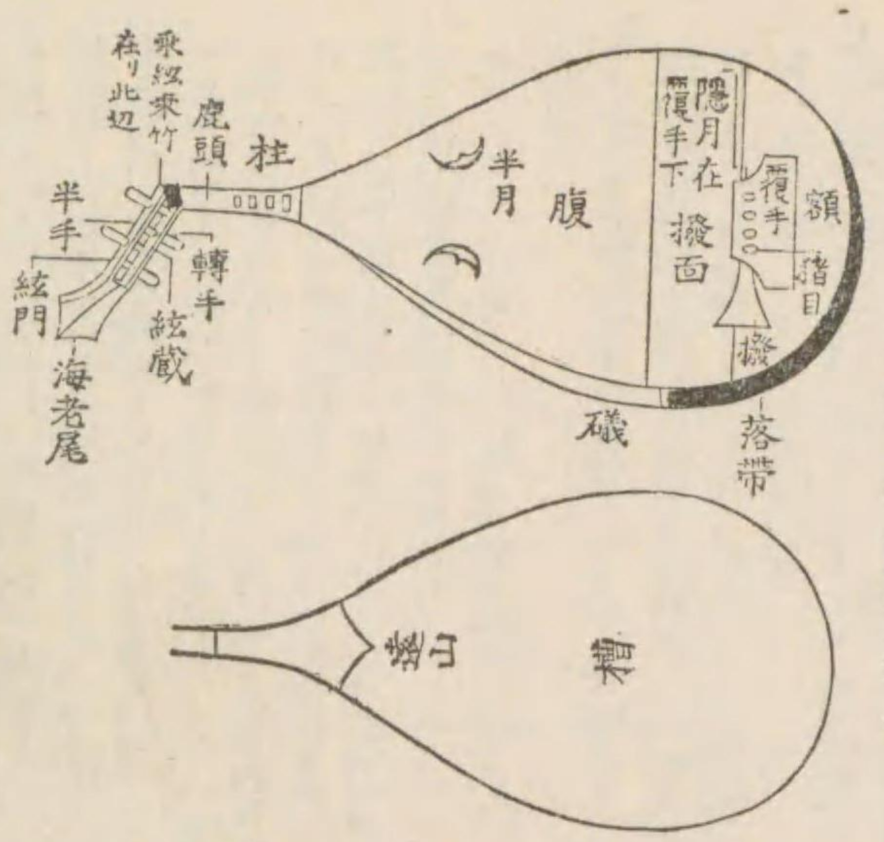

(樂家錄所載)

種類 **流派** 琵琶(雅樂に用ふるもの之なり)平家琵琶、薩摩琵琶、筑前琵琶 **起原沿革** 昔支那より傳來せるものなりといへども、時代詳かならず、令集解引く所の大同四年三月二十八日官符に琵琶師あり、當時既に行はれたりしことを知るべし、されど其盛んになりたるは仁明天皇以後のことに係る、承和年中藤原貞敏入唐して、劉二郎(或は廉承武に作る)に就き、祕曲を傳へて歸り、名手として世に重んぜられしより、廣く世に弄ばるゝ事となりたるがごとし、俗に貞敏を以て琵琶の祖と爲すは、これが爲にして、實はこれを中興したるものなり、爾來主として貴族間に行はれ、遊宴の際は必ず琵琶を彈ぜる事、王朝時代を通じての風俗にして、蟬丸源博雅のごとき、皆これに堪能なるを以て名あり、又僧侶隱者等の間にも弄ばれしが、江戸時代に及びては僅に堂上家のみに限られ、所謂雅樂として用ひられしに留まりたりき

(平家琵琶)

【平家琵琶】後鳥羽院の時、信濃前司行長、叡山の僧生佛といへるに敎へ、平家物語を語らしめたるもの、やがて平家琵琶の起因なり、これより以後、普通の琵琶は縉紳の間に弄ばれ、雅樂として用ひらるゝに留まり、一般娯樂の爲としては、專ら平家琵琶世の嗜好に投じて流行する事となれり、生佛の後、如一撿校あり、其弟子に覺一、城一あり、覺一は雨夜の城丁の名によりて著名なる名手にして、足利尊氏と親みあるを以て、瞽者漸く勢あり、後世平家琵琶に城方、都方の兩派あるも、其源は皆如一、覺一、城一を祖とすといへり、按ずるに、生佛の事は徒然草に載せたれど、平家物語を琵琶に施したる證は見えず、思ふに奥淨瑠璃の如く、拍子のみにて語りしものなるべく、而して琵琶を彈じて之に和するに至れるは、如一の頃よりならんか、龜田安道の說には、覺一に始まるといへり、かくて室町時代に入りては專ら瞽者の彈ずる處となり、稱して琵琶法師ともいひ、詞曲を平曲と名付く、(按ずるに、法師にして琵琶を彈ずるは、早く源氏物語明石巻に「入道琵琶の法師になりて云々」とも見え、小右記寛和元年七月十八日の條に「召ニ琵琶法師〈令レ盡ニ才藝ニ」とも見えたれば、古きよりの事なれども廣く之を業とするに至りしは、室町時代以後の事なり)而して如一は、久我氏の出たりしを以て、いつとなく平家琵琶は、久我氏の管掌する所となり、撿校の職に至るものは其免許を得る事となり、琵琶法師もまた撿校の所管に屬したり、江戸時代の制、亦之を因襲したりしが、京都にては前田撿校、秦野撿校宗匠として著名なりしより、二流互に競爭し、前田撿校の流は後ち江戸に傳播せり、江戸撿校は百餘家ありしと雖も、平家を語るものは十數人に過ぎざりしといふ、なほ江戸にては、芝上野の兩廟にて忌辰の獻奏、また諸大名の第宅落成の式、官位昇進、或は大商賈の開業等、凶禮慶事に付き、公私に關らず用ひられしも、船中及び琴三味線を奏したる後席にては、決して之を彈ぜざりき、されど其曲古雅にして、俗耳に入り難きを以て、日を逐うて衰退し、明治以後に僅に合田春悅、土岐善靜等ありて、其命脈を支へしが、合田既に歿し、平曲の傳統今や殆んど絕えんとするの狀況に陷れり

(薩摩琵琶)

【薩摩琵琶】平曲の分派たること疑を容れざれども、起原詳かならず、思ふに室町時代の末年より江戸時代の初めにかけて、琵琶法師の流派して九州に入りしものゝ創めたるものなるべし、薩摩大隅の地方、特に薩摩に於て盛んなるを以て此名あり、蓋しこれを以て士氣を鼓舞するの具に供し、他の淫樂に近づくを避けしめたるものにして、男子の好みて琵琶を弄すること、なほ江戸の婦女が三味線におけるよりも甚しかりき、維新の後東京にも傳來し、近時やゝ盛んに青年の間に行はる

(筑前琵琶)

【筑前琵琶】起原また詳かならざれども、恐くは薩摩琵琶と相前後して、九州に流派したる琵琶法師の創めたるものならん、もと荒神琵琶と稱す、專ら筑前の地方に行はる、維新後博多の釀造家加納熊二郎氏、始めて吉田竹子女史、橘智定氏等と共に荒神琵琶を改良し、名づけて筑紫琵琶といひしが、明治三十一年筑前琵琶と改む○名器に、玄象、牧馬、玄上、青山、渭橋、小琵琶、無名、元興寺、井手、木繪、末濃等あり(琵琶錄、琵琶血脈、古今著聞集、夜鶴庭訓抄、絲竹口傳抄、歌舞品目、禮樂志、西遊記、歌舞音樂略史、平家詞曲記、史學雜誌「琵琶法師」新小說「筑前琵琶」)

ヒハダ　檜皮　襲の色目の名、表蘇芳の黑みありて、裏花田なるをいふ(桃華蘂葉、逍遙院裝束抄)尙ほ宸翰裝束抄に「表檜皮色、裏同色也、或花田、裏兩說共無レ苦事也、老者白裏云々」と見えて、說一定せず、

ビハドノ　枇杷殿　山城國京都、近衞南、室町の東に在り、或は云、鷹司の南、東洞院西一町と、今は蛤御門內梅林の邊に當れり、藤原基經の家、其子仲平之を領す、江談抄に「仲平大臣者、富饒人也、枇杷殿一町、內四分之一立ニ住屋一、殘皆立ニ倉庫一、珍寶玩好不レ可レ勝計一云々」と見えたり、後ち道長に傳領し三條天皇の中宮妍子此に居す、世に枇杷太后と稱す(拾芥抄、平安通志)

ヒバリゲ　雲雀毛(鷂毛、騮)　馬の毛色の名、黃白雜るものを云ふ、後世雲雀毛と稱するは、黃にして諸色の交れるものを云ふ、詩魯頌に「有レ騮」註「黃白曰レ騮、孔氏曰、黃而微白色雜名レ騮」萬葉集倭名抄等に此名見えず、建久中より始めて見え、吾妻鏡建久三年八月十八日の條に、鷂毛と見えたり(驪黃物色圖說)

ヒヒナアソビ　雛遊　**名義** 三月三日上巳の節に、雛を飾りて遊ぶをいふ **調度** 男女一對の人形を飾る、これを雛人形といふ、もとは只男女の形を示せるのみなりしが、後世は男は束帶、女は十二單を著し、俗に內裏雛と稱し、雲上を模することゝなれり、これに附從して、五人囃子などいへる色々の人形をも飾り、箪笥、長持、挾箱、貝桶、御厨子、黑棚、駕籠、茶道具等諸種の具を並列し、桃花、白酒、貝類、菓子、草餅、蓬餅、菱餅、膳部等を供ふ **起原沿革** 雛はもと手遊の人形にして、多く紙にてつくれり、崇神天皇の頃よりありたりといふ說あれど確ならず、只釋日本紀に引きたる公望私記に見えたれば、承平の頃には、既に此遊ありしことを知るべし、されど由來手遊の具なれば、時節など定まりしにはあらず、其三月上巳に用ふることゝなりしこともまた詳かならざれども、飛鳥井榮雅が「都には彌生の空ののどけくてひなのあそびもおもひやるかな」といへる歌、月刈藻集にあれば、後土御門天皇の時以前よりの事なるは疑ふべからず、蓋し上巳に用ふるは、上巳の祓の人形と、雛とが混同したるものなるべしと、古今要覽稿に見ゆ、從ふべし、されば古へは、必ずしも女子に限らず、男子も弄びしこと、御產部類記に引きたる九記の天曆東宮御殿祭の條に、雛の料といふものを擧げたるにて分明なり、かく上巳の具となりしより以來、公武上下に關せず、一般にこれを飾りて、上巳を祝すること盛んに行はれ、時に江戸時代には、女の節句と稱し、尤も丁寧にせり、女子はじめて生れて此節に逢ひ、又は婦女嫁して此節に逢ふなば、初の節句と稱して、一層盛んに祝すること慣例なりき、なほ上巳の條を合せ見るべし(古今要覽稿、武家名目抄、嬉遊笑覽、華實年浪草、骨董集、還魂紙料、德川盛世錄)

ヒビヤモン　日比谷門　江戸城內廓門の一、外櫻田門の東、今の日比谷公園の傍に在り、現今取毀ちて跡形なし、寛永四年之を建て、南方の石壁を淺野長晟築くといふ、同六年に江戸總曲輪の堀石垣の普請大名之を勤めたりしが、日比谷門の舛形石垣、松平正宗之を築くといふ、門衞は、一萬石餘の外樣、柳間大名參勤交代の衆、一箇年勤仕し、番士四人、羽織袴着用、武器に鐵砲十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く、法令は、神田橋、及び櫻田の諸門に同じ(御府內備考、殿居囊)

ビフクモン　美福門　大內裡外廓十二門の一、壬生門ともいふ、壬生氏の造れるを以て此名あり、大內裡の南面二條大路に通ずる東端の門にして、朱雀門の東に在り、桓武天皇延曆十三年、宮城經營の時、越前國之を造り、壬生氏之を監す、大さ五間、戸三間、二閣なり、左衞府之を門衞す、東西各一間、東西二面各二間、丼に粉壁す、嵯峨天皇弘仁九年、更に額を改め弘法大師の筆額を揭ぐ永祚元年大風の爲に顚倒す、正曆四年七月雷電落ちて門柱燒亡す、寛弘四年正月、藤原行成詔を奉じ額字を修飭す、長元七年八月大風また是を倒す(日本紀略、拾芥抄、大內裏圖考證)

ビフクモン井ン　美福門院　**名號** 藤原得子、法名眞性定 **系統** 贈太政大臣長實の女、母は左大臣俊房の女源方子 **事蹟** 鳥羽法皇其美を聞きてこれを納れ大に寵あり、保延二年四月從三位に叙し、翌年五月近衞天皇を生む、是に於て法皇に說き、崇德天皇に諭し强て位を近衞天皇に讓らしめたり、近衞天皇既に卽位の後、尊びて皇后(資格)となし、久安五年更に院號を上る、既にして近衞天皇の崩ずるや、崇德上皇の咒咀する處となし、大に上皇を怨む、會々上皇は、皇子重仁親王を立てんとするの志あり、門

院は心之を欲せざりしかば、再び法皇に勸めて後白河天皇を立つ、故を以て後白河天皇は門院に母事し給へり、上皇大に望を失ふ、保元五年法皇崩ず、門院卽ち鳥羽成菩提院に於て剃髮す、旣にして保元の亂あり、門院實に其亂階を造れるなり（「ハウゲンノラン」參看）永曆元年十一月廿三日崩ず、年四十四（女院小傳、大日本史）

ヒブミ　日文　神代文字（ジンダイモジ）を見よ、

ヒヘギ　引倍支　板引（イタビキ）を見よ、

ヒヘギ　曳倍木（引倍木）　**名義** 袙の裏を取り放ちて、表許りなるをいふ **着用** 四八九月頃これを著用す、極暑の時著用すともいふ說あれど、誤りにて、盛夏の間は却て之を略したるなり、袙（アコメ）參看（西宮記、裝束集成、裝束甲冑圖解）

ヒボコ　日矛　天照大神、卽ち日の神の持給ひし矛を、寫取りて作りたるものをいふ、書紀神代卷一書に、石凝姥を冶工となし、天香山の金を採て日矛を作りし事見えたり、なほ古語拾遺、釋日本紀等を見るべし、

ヒン　嬪　**名義** 夫人の次位に居りて天皇の御寢に侍するものをいふ **起原沿革** 書紀履中天皇の紀に、嬪の文字始めて見えたれども、後世支那風を學びて、追書したるものに係り、當時此稱ありしにあらず、文武天皇の時撰定せる大寶の令制には、嬪四員を置き、四位五位と定めたり、然れども其稱は天智天武の兩朝に見えたるのみにて、以後全く廢絕に歸せり、明治に及びて其制を廢す（古事類苑帝王部、皇室典範）

ヒムガシナリノコホリ　東生郡　**所在** 攝津國 **起原** 古へ難波大郡と稱す、和銅中、國郡の名を定むるに及で、稱せしなるべし **沿革** 日本紀、難波大郡、又難波郡に作る、和名抄に、古市、郡家、酒人（サカント）、味原、餘戶等の鄕あり、古圖東成に作り、寬知集舊に復す、元祿帳又東成に作り、以後之に仍る、郡名考「ヒガシナリ」と訓じ、地誌提要又之に從ふ、明治廿九年住吉郡を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ビンゴノクニ　備後國　**境域** 東は備中、西は安藝、北は伯耆出雲、西北は石見、南は海に至り、群島相連なりて伊豫に接す、東西凡十三里、南北凡十九里、山陽道に屬す **形勢** 群嶺北方に聳峙し、東南稍々平曠、土壤膏腴 **起原沿革** 古へ吉備の地なり、「キビノミチノリ」とも訓ず、天武天皇の代始めて置く、十二郡を管す、後に十四郡と爲る、國府を葦田郡に置く（舊府中村と稱す、今の府川村是なり）鎌倉幕府の初、土肥實平梶原景時を守護とす、建武中足利尊氏叛して西に奔るや、朝廷淺山條就を守護として神邊に治す、旣にして尊氏東上し、國の豪族宮、三吉諸氏悉く之に應ず、正平四年尊氏、其庶子直冬をして鞆に居らしめ、中國探題と稱して國事を掌る、後ち吉野に歸順し、京都に入り、兵敗れて石見に奔る、十七年山名時氏、本國を畧定し、終に足利義詮に降る、明德の初、子氏清謀叛して誅せられ、備中の守護細川滿之、其子基之相繼ぎて守護を兼攝す、嘉吉中時氏の曾孫持豐、赤松滿祐を誅する功を以て守護に補し、次子是豐を遣して神邊に治す、文明中宗家政豐（是豐の從子）の次子俊豐入て守護を襲ぐ、傳へて山名氏政に至り、天文七年大內義隆に滅ぼさる、時に尼子經久亦北疆を蠶食す、安藝の毛利元就、大內氏に附し、宮、三吉、杉原諸氏を降す、天文の末大內氏亡び、全國皆毛利氏に歸す、關ヶ原役畢り、德川氏毛利氏の地を削り、本國を以て福島正則に賜ふ、元和の初罪有て其封を收め、八郡を割て淺野長晟に賜ひ、又水野勝成を福山に封ず、寬永九年長晟其次子長治を三次に分封す（後に三世長經卒して嗣なく、宗家に併す）元祿中水野勝岑（勝成の玄孫）早夭して封除し、松平忠雅代り封ぜらる、寶永中之を桑名に移して阿部正邦を封ず、明治維新福山藩となす、尋で深津縣と改稱し、又之を廢し、小田廣島二縣より分置す、明治八年小田縣を岡山縣に合し、九年全國廣島縣の管轄に屬す **管郡** 古へより管郡の變遷左表の如し、尙ほ詳しくは各郡の條參看すべし（地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書）

六國史 萬葉集 日本靈異記(レ)	安那(紀) 穴(萬)	深津(紀)	龜石(紀) 神石(三)		品遲(古、紀) 品治(靈)		甲努(紀)
延喜式(エ) 和名抄(ワ)	安那	深津	神石 カメシ	沼隈	品治	葦田	甲奴 カフヌ(エ) カフノ(ワ)
拾芥抄	同	同	同	同	同	同	同
古圖(コ) 元祿圖(ケ) 寬知集(ク)	同	同	上石(ク) 石 神石(ク、ケ)	同	同	葦田(ク) 蘆田(コ、ケ)	甲奴(ク) 甲怒(コ、ケ)
郡名考(ゲ) 天保鄉帳	同	同	神石 シンセキ(ゲ)	同 ヌマクマ(ゲ)	同	蘆田	甲怒 カフヌ(ゲ)
明治沿革帳 地誌提要(チ) 郡區編制	同	同	同 カメイシ(チ)	同 ヌノクマ(チ)	同 ホムヂ(チ)	同	甲奴 カフノ(チ)
新郡區編制	深安		同	同	蘆品		同

水調(万)	世良(三)	三谷(上)				
御調 ミツキ	世羅 セラ(エ)	三谿 ミタニ	三次 ミヨシ	三上	奴可 ヌカ(エ) ヌ(ワ)	惠蘇
同	同	同	同	同	同	同
同	世羅(ク、ゲ) 世良(コ)	同	三次(ク、ゲ) 三吉(コ)	同	奴可(ク、ゲ) 怒歌(コ)	同
同	世羅	同	三次	同	奴可	同
同	同	同	同	同	同	同
同	同	雙三		比婆		

ビンソギ　鬢曾木（鬢剪）　**名義** 女子十六歲の六月十六日に、鬢末を剃る儀式をいふ、一に深曾木とも月見ともいひ、男子の元服に比すべきものなるを以て、また女の元服とも稱す、後世は男子も月見の式を行ひたり **儀式** 堂上家の例に就きていはゞ、まづ鬢親とて、鬢を剃ぐ役に當るものを定む、多くは女子の許嫁せる所の夫婿を以てこれに充て、もし未だ許嫁せざる時は、父兄代りて鬢親を勤む、當日脇留の小袖を着し、其上に五衣、唐衣、裳、紅袴等を着け、吉方に向ひ、碁盤の上に立ち、足の下に賀茂川石二つを踏む、鬢親進みて鬢剪にて左右の鬢を剃ぐ、畢りて式三獻の祝義あり、なほ夜に入り十六種の菓子を臺に載せて月に供す、中央に饅頭を置く、女子箸を以て其饅頭の中央に穴を明け、穴より月を視ふ、故にまた月見とも稱するなり、而して男子にて此式ある時は鬢を剪く事なく、只脇留の祝儀を行ひ、後に月見の事あり **起原沿革** 御湯殿上日記享祿三年六月廿六日の條に「上らうびんそぎにて、五色五か、御てんしんまゐる」とあるを初見とす、但し廿六日は十六日の誤なるべし、これより後は群籍に散見し、江戶時代には前後を通じて行はれたり、されど月見の事は古くは記したるものなく、忠利宿禰記、寬文二年六月十六日の條に「夜に入月見の作法有レ之由也」とあるを始めとす、思ふに江戶時代に入りて起りしものならんか、また男子にて之を行ひしは、元祿三年六月十六日に、東山天皇十六歲の時、月見の祝儀ありしを初見とすべし、爾來引つづきて行はれしと見え、書に見えたるもの尠なからず、而して鬢曾木の式は、主として朝廷及び公卿間に行はれたるものなれども、德川千姬（秀忠の女、豐臣秀賴の室）德川和子（秀忠の女）及び德川綱吉の女等の行ひし例あれば、武家にても、此事ありしを知るべし（御湯殿上日記、忠利宿禰記、基量卿記、孝亮宿禰記、阿菊物語、資勝卿記、堂上聞書、大江俊光記、古事類苑禮式部）

ヒンダウ　貧道　出家のことを云ふ、飜譯名義集に「沙門具名二沙門那一此云二乏道一以レ爲二貧福田故能斷二衆生饉乏一」とあり、これによれば、聖道を修行して生死の貧窮を斷滅する義なり、又釋氏要覽に「指歸云、道則道レ物之稱也、屬二三乘聖人所一レ證之道一也、謂我寡二少此道一故曰二貧道一」とあり、是に依れば聖道に得る所乏しと云ふ義にして、出家が自ら稱することなり、僧史略に「洪魏兩晉沙門對二君王一亦只稱二貧道一」とあり、後說事實に合へるが如し、

ヒムロ　氷室　氷を貯藏する所をいふ、仁德紀六十二年五月の條に、額田大中彥皇子鬪鷄野に獵したる時、氷室の氷を得て天皇に獻りし事見えたれば、當時旣に氷室の設置ありしを知るべし、大寶令の制には宮內省主水司にて之を掌る、延喜式によれば、氷室の所在地は、山城國葛野郡德岡、同愛宕郡小野、同栗栖野、同土坂、同賢木原、同石崎、大和國山邊郡都介、河內國讚良郡讚良、近江國志賀郡部花（江次第龍華に作る、從うべし）丹波國桑田郡池邊の十ヶ所なり、而して供御の氷は四月一日より九月卅日まで、中宮、東宮、齋內親王、妃夫人、尙侍并に侍從等に供するは、五月一日より八月卅日まで主水司より進獻する定めにして、其他進物所冷料、釀酒並に盛所冷料に用ふるもの雜給氷等、皆それ〳〵に分量の規定あり、詳しくは延喜主水式に就きて見るべし、此事何時代まで行はれしか詳かならざれども、朝廷の衰ふると共に廢絕せしものならん、なほ諸國氷室の氷の厚薄を奏上する儀あり、氷樣といふ、「ヒノタメシ」參看、

ヒメヂジヤウ　姬路城　**所在** 播磨國飾磨郡姬路市姬山〇又白鷺城ともいふ、東西各十町、南邊十一町、北邊七丁、其以內を內廓とす、太閤丸、二之丸あり、又天主閣あり **起原沿革** 起原詳かならず、或は赤松貞範の創始といひ、或は小寺賴秀の所築ともいふ、初め赤松政則此に在りしが置鹽山に移るや、執事小寺豐職之を守る、其後子孫相繼ぐ、天正中小寺宗四、豐臣秀吉を迎へて中國を經畧す、八年秀吉其城廓を修め、中國出師の根據となす、慶長五年池田輝政本城に入り、十五年五層樓を築き、羽柴秀長、家定、勝俊等相守る、城の內外を修め、十八年長子利隆に播州を分與し本城に治せしむ、元和三年光政鳥取に移り本多忠政之に代る、其孫政朝に至り、寬永十六年松平忠明之に代る、其後慶安元年松平直基、二年松平忠次、又榊原政房、寬文七年松平直矩、天和四年本多政武、寶永元年榊原政邦、寬保元年松平明矩等相替代して封ぜらる、寬延二年酒井忠恭十五萬石

に封ぜられてより、子孫相繼ぎ縉紳に至る、其後陸軍の所轄に屬し、第十師團の兵營となる（播磨古城沿革誌、武鑑、明治政覧）

ヒモロギ　神籬　名稱　上古神祭の時、清淨の地を選び、廻りに常盤木を植ゑ、以て神居となすものをいふ、社殿の類なり、後世室内庭上等にて神祭の時、神木を机上に奉安して神座と爲すもの亦之より出づ（古事類苑神祇部）而して神籬の釋義に數說あり（一）榮清木（フンモロキ）の略、榮樹を立て、それを神の御室として祭るよりの名なり（古事記傳）（二）檜垣（ヒモロキ）の意、神社には垣結ひまはすものなる故にいふ（類聚名物考）（三）生諸木（オヒモロキ）の略、もと神靈の憑繼り坐る森の樹立を指ていへり、卽ち神靈の留まりたる生諸木なれば名付く（鐘通雪）　地　原始時代　皇孫降臨の時、高皇産靈神詔して吾孫天津神籬と天津磐境とを葦原中國に起樹て、吾孫の爲めに齋かるべし、汝天兒屋命、天太玉命ぱ、天津神籬を持て、葦原中國において吾孫の爲に齋奉れと宣ひ、其後神武天皇大倭國畝傍の橿原の宮にして、卽位の元年皇天二祖の詔に從ひ、神籬を建て、神を祭り、崇神天皇六年の秋懸笠縫邑に、磯城神籬を立てられしことなど、書紀、古語拾遺に見えたり（東雅）なほ垂仁紀には、新羅王に天日槍が持ち來り獻りたる寶物の中に熊神籬の名見ゆ、古事記傳の說に「熊は借字にて、隈隅（クマスミ）など、同言にて、隱れこもりて、露ならぬをいふ、さてこは、韓國にて神を祭るに、其神體を坐する具にて、世に佛像を入れ置く厨子といふ物などの如く、作りたるものなるべし、こは皇國の神籬とはやうかはりて、外をかこみて、内のあらぼに見えず、隱れる故に、くまひもろぎと、皇國にて名けたるなるべし、もとより神籬のきまにはあらざれども、神の御かたを坐するものなる故に、其名あれば、當時既に官制定まりしならん、大寶元年職員を制定す、延曆十四年使部十人を減す、十八年督を從四位下、佐を從五位上に昇せ、少尉少志各二人を增す、大同三年兵衞各百人を減す、弘仁二年舊數に復す、同年使部二十人を減す、後世大小尉增し、近衞天皇の時、各二十人とし、後白河天皇の時各五人を增し、土御門天皇の時には更に增して、三四倍に至りしと云ふ（令義解、續紀、後紀、三代格、延喜式、官職補鈔、職原鈔、職官志）

ヒヤウゴ　兵庫　攝津國武庫郡、いま神戸市の一部を爲す、東南端に位す、もと務古水門（むこのみなと）と稱す、神功紀十年二月の條に、其名はじめて見えたり、當時既に難波より西航する要津たりしが、三韓との交通開け、其貢船來往するに至りては、常に此港にも碇泊したりき、後ち輪田泊と稱し、所謂五泊の一たり（ゴハク）築島、古來より造船瀨使造大輪田泊使等をおき、石壁防波堤を築きて、停泊の船を保護するに勉めたりしが、屢々風波の爲めに破損を繕り、修理ぜるとまた數度なりき、治承四年平清盛命じて修築せしめしと雖も、なほ成功に至らざりしもの、如し、此年清盛都を福原（ふくはら）に移す、福原は今の攝野より福原を經て、兵庫の海岸に至れる一帶の地、これなり、當時宋の商船此港に來りて貿易せるもの多かりしを見れば、其繁榮なりしこと、想像するに難からざるべし、建久年中に至りて石堤始めて完成す、實に僧重源の功なり、之を經島（ふみしま）と稱す（平家物語に清盛の時成立ぜるが如く書したるは誤なり）而して兵庫の稱は、東大寺所藏延慶元年十二月二十日の文書に「攝津國兵庫經島云々」とあるを初見とす、蓋し鎌倉時代に入りて輪田泊の名衰へ、專ら兵庫と稱するといなりしものなるべし、南北朝時代に至り、楠木正成、新田義貞

等が、足利尊氏の大軍を邀へて此地に戰ひしことは、有名なる事實にして、夥れく人の知れる所なり、かくて豐臣秀吉の頃に至りては、純然たる百貨輻輳の商業地となり、四國中國九州の海陸産物の大阪市に入るもの、皆一度此地を經るに至れり、江戸時代にも關西の要津として、益々繁榮を極めしが、慶應三年五月、港を開きて外國互市場となし、神戸を以て外人の居留地となしたるより、兵庫神戸共に頓に面目を改め、加ふるに神戸の港も亦眞港なりしより、船舶の入津日に多く、遂に兵庫神戸を合して神戸市とし、兩港を總稱してまた神戸港といふ事となりたり、但し部分につきては、なほ神戸泊所、兵庫泊所といひ、これを區別す（史學雜誌「兵庫築島考」、歷史地理「上古の兵庫港」、神戸開港史、大日本地誌）

ヒヤウゴグサリノタチ　兵庫鎖太刀　柄も鞘も、銀ののべがねにて包み、帶取に銀の鎖を付けたる太刀を云ふ、兵庫鎖とは、兵庫寮にて作りし鎖にて、極めて上手なる故に賞美せしなり、太平記公家一統政道條に「宮は兵庫鎖の丸鞘の太刀に、虎の皮の尻鞘かけたるを、太刀懸の牛に結てさげ云々」と見えたり、又黃金にて作りたるを御所作兵庫鎖と云ふ、同じく太平記に見えたり（貞丈雜記、武家名目抄）

ヒヤウゴブギヤウ　兵庫奉行　江戸幕府の職名、攝津國兵庫に駐在し、外國交易其他兵庫市街の事を管す、一人を定員とす、老中の支配、役高千石、役料現米六百石、美容間詰とす、兵庫奉行支配組頭ありてこれに屬す、組頭は百五十俵高、役料二百俵、役金八十兩を給す　地　原始時代　元治元年十一月始て置きしが、慶應元年十月兵庫の開港を中止せる時之を廢したりしも、同三年六月開港を許すに至り、再び此職をおきたりしが、何時頃よりか、一等を減き用ひたり、雅樂（ががく）の條挿繪を見よ（和名抄、樂家錄、狹衣品目、禮樂志、樂器考）

ヒヤウゴレウ　クラノツカサ」とも訓む、左右あり、唐名武庫署　地　現在　大内裏安嘉門の四方、諸陵寮の東方　地　原始時代　兵庫の儀仗及び兵器の出納を掌る、勅により兵器を請ふ者あれば、覆奏して渡す　職員　頭左右各一人正六位下、大允左右各一人正七位上、少允左右各一人從八位上、少志各一人（後二人）從八位下、醫師各一人（養老五年置）從八位上、府生各四人、兵衞各四百人、使部各三十人、直丁各一人、　地　原始時代　川明天皇紀に、兵衞の稱見えたれど、天武天皇朱鳥元年に、左右兵衞の別つ、後世寮を改めて兵庫及び兵遣、鼓吹のし、工部及び大角小角部十二人皆本寮に隷す、一人となし、史生四人を兵部省に隷す、次で兵部省の被管となりしが、間もなく舊に復し、延喜三年整師一人を減く、後世勘に權官を置く（書紀、令義解、延喜式、官職補鈔後附、職原鈔、職官志）

ヒヤウシ　拍子　樂器の一種、木屬にて、神樂、催馬樂、東遊等の歌曲に其形笏に似たるを以てなり、又百師とも拍板ともいふ、古き物語などには「ひやうし」といへり、源氏繪合卷に「ほうしたる木を以て造る、其形ち笏（五）寸、上は横二枚を合せて二寸六分、厚二分五厘、下は横二枚を合せて一寸六分、厚さ二分五厘、外面四方、竪法、平齊の方と割口となて、二枚を重ねて之を用ふ、蓋し倭部の遺法なり　地　原始　我邦上古より之を用ひたり、神代記に「於介」、また「木々合々」とあるもの其起りなり、

ヒヤウシ　評定所　名稱　江戸幕府重高の裁判所なり、寺社町勘定三奉行管轄の事件にして特に重大なるもの、三奉行中、二者互に關聯したる事件、及び大名旗本の訴訟、井に越訴、其他事荷も幕府に關係せるもの等を裁判す　地　現在　江戸城内、和田倉門外龍の口　職員　事件の輕重種別等により裁判組織を異にす、其大要を擧ぐれば（一）老中直裁判三奉行、大目付、目付、陪席す（二）三奉行立合裁判、目付陪席す、一坐掛と稱す（三）三奉行、大目付、目付立合裁判、五手掛と稱す（四）寺社町奉行立合裁判、四手掛と稱す（五）主任奉行、大目付、目付立合裁判、三手掛と稱す、而して評定所の定式の集會に、立合、式日寄合なる二種の定日あり、立合は毎月六日、十四日、二十五日（後ち四日、十三日、二十五日となる）に、三奉行、側衆、目付出席し、三奉行の管轄違、爭論、其他重き公事訴訟の裁判、及び吟味等を行ふ（明治三年までは、老中も出座したりしが、其後中止ぜ

り）式日寄合は毎月四日、十二日、二十二日（後ち（合寄日式）二日、十一日、二十一日となる）に、三奉行、大目付、目付出席す、其内一回は老中も出席するなり（初め老中は毎回出座したりしが、後ち一回丈出座する事となる、但し老中の出座は、奉行の捌き方を見る爲なりといふ）三奉行管轄道、交渉、其他輕き公事訴訟の裁判及び吟味等を行ふ、而して立合、式日等にて決し難きものある時は、吏員全體の總評議に附す、之を大寄合（大寄合）といふ、井に徒目付、小人目付、四獄石出帶刀等も、當日出勤して事務を執る、また所司代は式日立合に、遠國奉行は立合に、其在府ぜる時には列席して傍聽する事あり、吟味等落着の上其宣告は、目見以上以下の者は大目付より、庶人は掛りの奉行よりするを法とす、此外なほ別に内寄合（内寄合）と稱し、三奉行各自月番の役宅に於て、毎月九日（後ち六日となる）十八日、二十七日に、同役の者相會して評定し、支配下の公事訴訟の裁判を爲すことあり、卽ち同役立合裁判なり、町奉行内寄合には、與力、同心、四獄石出帶刀、町年寄、勘定奉行内寄合には、代官、評定所留役、寺社奉行内寄合には、家士中の寺社役陪席す、また三奉行が、評定所の内座に於て評定する事あり、これを内座寄合（内座寄合）といふ、而して一座掛、五手掛等は、立合式日等の評定後、これを行ふことあり、また臨時になく意見を開陳し、裁判の公平を期するにあり、然るに後世は其會議に及ばず、最初發言したるものの意見に決するの風ありしより、屢々合を出して疵飾したること多かりき（補遺）老中、三奉行、大目付、目付等を主腦とし、勘定吟味役、徒目付、小人目付、四獄石出帶刀、町年寄等も參集して事に從ふ事上に進べたるがごとし、而して評定所に專屬ぜる職員中、重なるもの左の如し、評定所留役、三奉行より各々其屬僚を出役せしむ、卽ち勘定、寺社町兩奉行支配吟味物調役の出役なり（役料等本役と同じ）され老中は毎回出座したりしが、後ち一回丈出座する事となる、但し老中の出座は、奉行の捌き方を見る爲なりといふ）三奉行管轄道、交渉、其他輕き公事訴訟の裁判及び吟味等を行ふ、而して立合、式日等にて決し難きものある時は、吏員全體の總評議に附す、之を大寄合（大寄合）といふ、井に徒目付、小人目付、四獄石出帶刀等も、當日出勤して事務を執る、また所司代は式日立合に、遠國奉行は立合に、其在府ぜる時には列席して傍聽する事あり、吟味等落着の上其宣告は、目見以上以下の者は大目付より、庶人は掛りの奉行よりするを法とす、此外なほ別に内寄合（内寄合）と稱し、三奉行各自月番の役宅に於て、毎月九日（後ち六日となる）十八日、二十七日に、同役の者相會して評定し、支配下の公事訴訟の裁判を爲すことあり、卽ち同役立合裁判なり、町奉行内寄合には、與力、同心、四獄石出帶刀、町年寄、勘定奉行内寄合には、代官、評定所留役、寺社奉行内寄合には、家士中の寺社役陪席す、また三奉行が、評定所の内座に於て評定する事あり、これを内座寄合（内座寄合）といふ、而して一座掛、五手掛等は、立合式日等の評定後、これを行ふことあり、また臨時になく意見を開陳し、裁判の公平を期するにあり、然るに後世は其會議に及ばず、最初發言したるものの意見に決するの風ありしより、屢々合を出して疵飾したること多かりき（補遺）老中、三奉行、大目付、目付等を主腦とし、勘定吟味役、徒目付、小人目付、四獄石出帶刀、町年寄等も參集して事に從ふ事上に進べたるがごとし、而して評定所に專屬ぜる職員中、重なるもの左の如し、評定所留役、三奉行より各々其屬僚を出役せしむ、卽ち勘定、寺社町兩奉行支配吟味物調役の出役なり（役料等本役と同じ）され老中は毎回出座したりしが、後ち一回丈出座する事となる、但し老中の出座は、奉行の捌き方を見る爲なりといふ）三奉行管轄道、交渉、其他輕き公事訴訟の裁判及び吟味等を行ふ、而して立合、式日等にて決し難きものある時は、吏員全體の總評議に附す、之を大寄合（大寄合）といふ、井に徒目付、小人目付、四獄石出帶刀等も、當日出勤して事務を執る、また所司代は式日立合に、遠國奉行は立合に、其在府ぜる時には列席して傍聽する事あり、吟味等落着の上其宣告は、目見以上以下の者は大目付より、庶人は掛りの奉行よりするを法とす、此外なほ別に内寄合（内寄合）と稱し、三奉行各自月番の役宅に於て、毎月九日（後ち六日となる）十八日、二十七日に、同役の者相會して評定し、支配下の公事訴訟の裁判を爲すことあり、卽ち同役立合裁判なり、町奉行内寄合には、與力、同心、四獄石出帶刀、町年寄、勘定奉行内寄合には、代官、評定所留役、寺社奉行内寄合には、家士中の寺社役陪席す、また三奉行が、評定所の内座に於て評定する事あり、これを内座寄合（内座寄合）といふ、而して一座掛、五手掛等は、立合式日等の評定後、これを行ふことあり、また臨時になく意見を開陳し、裁判の公平を期するにあり、然るに後世は其會議に及ばず、最初發言したるものの意見に決するの風ありしより、屢々合を出して疵飾したること多かりき（補遺）老中、三奉行、大目付、目付等を主腦とし、勘定吟味役、徒目付、小人目付、四獄石出帶刀、町年寄等も參集して事に從ふ

ヒヤウヂヤウシユウ　評定衆

（補遺）鎌倉室町兩幕府の職名、鎌倉幕府にては、執權と共に政所に列し、政事を參議し、吏務を執行す、或は政所執事、問注所執事等を攝し、又は引付頭人を帶す、室町幕府の制亦之に准據す（地原沿革）嘉祿元年始めて之を置く、爾來北條氏の族若くは大江、清原、中原、三善の諸氏、及び二階堂、齋藤等の如く、文筆に堪へたる諸士、此職を世襲ぜり、又三浦、千葉、安達、結城、宇部宮、佐々木等武門の名家も、まゝ補ぜられし事あれども、此等は文筆の家にあらざれば、父子其職を襲ぬれしこと多からず、人員は十五六名に過ぎず、建長中引付衆を置くに及びて、評定衆の子弟、先づ引付衆となり、後ち此衆に轉ずる事となれり、文永三年評定衆十四人をして結番せしめ、これを三番に分ち、更直して訴訟を聽かしむ、此時また政所問注所の兩執事に命じ、連日參會して其議に與らしめ、且問注所より、文士二人を連日差して、文書を掌らしめたること、吾妻鏡に見えたり（按ずるに、吾妻鏡の本文には、九人の評定衆を賦らるとありて、交番の交名には十四人を載せたり、思ふに番毎に三人は其主職にて、自餘は佐職につけられしなるべし）室町幕府にては、文和三年評定始の儀ありし事、御評定着座次第に見えたるをはじめとす、之より中原、三善の諸流（攝津、太田、町野、飯尾、布施等）井に二階堂、齋藤、波多野の諸族中、其任に堪へたる者を以て此職に充て、更に將軍家の一族なる吉見、石橋、山名、一色等の諸氏に命じ、評定席に臨み、中原、三善等の上に列して、政務を議定し、代る〳〵引付頭人の職を攝せしむ、但當時の制一門の嫡は、引付を經すして、直に評定衆

（出番評定衆）に補するが故に、他姓の評定衆を出世評定衆と號し、一等を降せり、而して一門の輩も、はじめは諸家と同じく評定衆と稱したりしが、中頃より頭人とのみ稱する事となりたれど、其職掌に至りては、卽評定衆の掌る處なり、思ふに文筆の徒と、其稱を同じくするを嫌ひしものなるべし、此外土岐、佐々木の諸氏も、足利尊氏同義詮の頃は、一門の輩と共に、評定の席に列し、引付頭人をも帶せしが、應仁の亂後にも、引付の番文には、頭人の列に載せたれど、常には評定衆といへることなし、伊勢氏も足利義滿の頃より評定の列に加はり、頭人をも帶する家となりしが、康曆中政所執筆を攝せしより、其職を世襲せしかば、又常には評定衆と稱せず、政所とのみいひたり、之を以て評定衆といへるは、攝津二階堂、波多野、町野等の族に限れるが如くなりたれども、原より定格としたるにあらざれば、猶引付衆よりも轉補し、稍には以上の諸氏以外の人にして、補ぜられしもありき、常時評定衆を指して宿老ともいへり、これ全く長老宿德の所職なればなり、かくて幕府の衰頽と共に、評定衆のごときも有名無實となり、只僅かに元服等の儀に際して、評定始を行ふに過ざりしが、永祿元龜の際に至り、全く廢絕したり、また式評定衆あり、「シキノヒヤウヂヤウシユウ」參看○鎌倉の管領家にても亦此職をおきたり（武家名目抄）

ヒヤウヂヤウブギヤウ　評定奉行

（補遺）鎌倉室町兩幕府等の職名、評定衆の進止を指揮し、評定の時、座次を點定し、儀節を整頓する事を掌る、重職たるを以て、評定衆の内、長老たる者此職に補し、必ず引付頭を兼ぬ（補遺）建長三年六月五日、政所の評定始に、引付頭人安達義景を奉行としたること、吾妻鏡に見えたるをはじめとす、爾來評定もしくは寄合の席に於ても、管領の次、問注所執事の上にして、席中のことを攝したりき（但北條氏の一族は、引付頭を兼ぬる者と雖補任せず、これかの一族は年齒なくして評定衆となり引付頭をも兼ぬるがゆゑなり）建武中興の時、鎭守府に諸奉行をおきし際、鎌倉の制に准じ、評定衆の内、引付頭人たる者を以てこれに補したり、室町時代にもまた先踪に從ひ、足利尊氏が府を開くのはじめ、早く畠山國清引付頭人を以て此職を兼ね、爾來評定衆の世家佐々木、二階堂、攝津の輩、年齒の順次によりて補ぜられしが、應仁大亂後は、規式の際にのみ設けらるゝ所職となり、常置のこと遂に廢す、なほ鎌倉の管領家にても、管領の次、問注所執事の上にして、席中のことを攝したりき（武家名目抄、官制沿革略史）

ヒヤウドウ井ン　平等院

（補遺）山城國久世都宇治町○鳳凰堂の稱あり（補遺）天台淨土兼學○本尊丈六阿彌陀佛、定朝作（地原沿革）此地源融の別莊なりしが、陽成天皇行宮を建て給ひ、宇治院と稱す、宇多天皇朱雀天皇離宮となし給ふ、長德年中藤原道長の山莊となり、其子頼通に傳はり、永承七年改めて佛寺と爲し、平等院と號し、天台宗三井門流院に屬したり、其阿彌陀堂の屋上に鳳凰を置くが故に、鳳凰堂の稱あり、天喜元年堂成るに及び、四百口の僧侶を請じて之を慶す、四年に法華堂を、康平四年に多寶塔を造る、藤原氏全盛の時、其莊嚴を極めしが、後ち衰へ、文曆元年大修理を加へたり、此地は戰亂の際必爭の地なるを以て、屢々兵火に遇ひ、只鳳凰堂、鐘樓、釣殿のみは、其災を免れ今に存す、明應年中近衛家より大に修理を加へ、堂塔を建て、豐臣德川の二氏また修理を加へ

し事あり、後ち天台淨土兩宗を以て、輪番執務せしが、後ちまた淨土のみにて維持するに至る○本堂即ち鳳凰堂にして、寺の中央に在りて北面す、今特別保護建造物たり、方五間、檜十本を以て成り、三方縁あり、廣五尺、基に版石を以て築き、瓦を葺ぜり、屋は東西棟にて摶風造り二重五屋、屋背東西に金銅鳳凰を對立す、左右に步廊あり、東西に出づ、方七間廣二間、更に北に折ること六間、其折るゝ所の上に小樓を架ぜり、方二間、堂後亦步廊あり、十間餘、全体の形鳥の雙翼を張り尾を曳くが如し、内部は南位に佛壇を設く、小組折上二重格天井にして、楣間には廿五菩薩を刻す、黑漆丹雘五彩を施ぜり、天井の格子及び佛壇には、寶玉螺鈿を嵌す、三方の扉板羽目板には九品淨土を圖す（繪は繪所長爲成筆、經文は左大臣俊房の筆）安置の佛像は、本尊（地原國寶）及び小像五十餘體なり○鈎殿、瓦屋にして北面す、特別保護建造物たり、昔時宇治川の水此下を流れ、源融釣を垂れたる所なりといふ、十一面觀世音（國寶）を安置す○鐘樓、院内に在り○扇の芝、傳に源頼政自殺の所といふ、石碑を立つ、駒繋松鐙懸松あり、皆頼政の故跡なりと云ふ（山城名勝志、平安通志、京華要誌）

ヒヤウブ　屏風

（名義）調度の一種、室内に立てゝ風を防ぎ、又は物を遮ぎる爲めに用ふる具、中古以來尤も重ぜられて、殿内裝飾の具として缺くべからざるものとなり、即位、大嘗會、四方拜、節會は勿論、立后、入内、元服、賀賀以下重大の儀式には、必ず用ひられ、その儀式によりて、各異なる屏風を立廻らしたり、また殿内の裝飾としての屏風の立て方は、頼緊雜要抄に見えたり、就て見るべし（補遺）木を格子のごとくに組立て、高大凡四五尺（八尺に至

るもあり）幅二三尺位とし、その上に紙又は布、絹等を張り、文字、繪畫、地圖等を書きたり、一枚なるは所謂衝立にして、二枚以上八枚に至るものあり、折目（蝶番）は上下二所に革にてわなをつけ、其わなへ紐を通したりしが、今は紙布にて張り續けたり、その材料及び制は、延喜內匠寮式等に委しく見えたり【起原沿革】正倉院に鴨毛屛風存ぜるを見れば、早くより屛風の行はれしことを知るべし、中古以來宮中に諸種の屛風を用ひられたり、即ち即位調度には孔雀形屛風あり、神事の時には黑形屛風、大宋屛風等、御馬御覽（賀茂祭に御覽の用とあり）には馬形屛風（「ウマカタノビヤウブ」參看）佛名には地獄變屛風（「ヂゴクヘンノビヤウブ」參看）等を用ひられたり、其他宮中に用ひられたるものに、漢書、打毬、坤元錄、變天圖、賢聖、山水、文集、樂府、月次、カンナンキウ、和歌屛風等ありしこと、江談抄、江次第、枕草子以下の諸書に散見せり、室町時代以後、江戸時代に至りては、將軍を初め諸侯、金に任せて、當時有名の畫工をして圖せしめ、善美を盡したり、また德川家康同家光の如きは、枕屛風として、世界の地圖を畫かしめて、航海幷に各國の形勢を常に注意したりと云へり、駿府記に「慶長十六年九月廿日南蠻世界圖屛風有二御覽一、而及二異域國々之御沙汰一云々」と見えたるにても、其の一斑を知るべし、此外和蘭人上陸圖、各國の帝王又は其風俗等を屛風とし、現今に傳はるもの少からず、なほ此時代に入りて屛風の用頗る廣く、士庶人等皆之を使用したりき【種類】（一）構造又は（二）屛風に畫きたる書畫により種々の名稱あり、（一）高さによりては、八尺、七尺、六尺、五尺、四尺、三尺等の屛風等あり、又枚數によりては、八枚折、六枚折、四枚折、二枚折等の屛風あり、張りたるものによりては、鴨毛、織物、絹張、布張、綱張、網代、金、銀屛風等あり（二）は前に揭げたる宮中の諸屛風及び江戸時代に用ひられたる世界圖の屛風南蠻人上陸圖屛風また馬揃屛風以下一々揭ぐるに堪へず、此他古來より著名なるは、法隆寺藏蓮花圖絹本著色二曲屛風、東寺藏絹本著山水色屛風等は、共に國寶となれり、

ヒヤウブシヤウ　兵部省　【名稱】「ツハモノヽツカサ」とも訓す、唐名兵部【所管】大內裡朱雀門內、式部省の四【職掌】兵政を總管し、中宮職、春宮坊、六衞府の舍人、齋宮寮の門部等を判補し、衞士、防人、健兒を管し、鎭守府の官人、太宰府及び諸國の帶仗官、幷に六衞府長官以下の馬料、左右馬寮、兵庫寮等の事にも關係せり、又武官兵士の名帳、考課、選敍、位記、及び朝集、祿賜、假使、兵器、儀仗、城隍、烽火等の事を掌る、被管に兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり【職員】卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大丞一人正六位下、少丞二人從六位上、大錄一人正七位上、少錄三人正八位上、史生十人、和銅元年六人を置き、大同四年四人を增す、書生十人、弘仁四年置く、省掌二人、天長七年置く、使部六十人、延喜式三十人となす、直丁四人【起原沿革】上古兵馬は物部大伴二氏掌りしが、天武天皇の時、兵政官を置く、大寶元年兵部省と改め職員を置く、後世大輔少輔に權官を置く、當省は國家の兵權を掌るが故に、民部省に次での重職なり、故に令制、卿を以て四位官となすと雖も、王朝時代の末より、稀には親王を任ずることありしも、多くは公卿の兼官となれり、大少輔又名家の五位の人を任じ、中には淸家の公達をも補するに至れり、建武中興の時、護良親王を以て、兵部卿となし、大に兵權を振張せしも、幾もなくして天下擾亂し、有名無實のものとなれり、明治二年二月軍務官を廢して、再び兵部省を置き、卿、輔、丞、錄、史生、省掌、使部の職員を定め、下に兵學寮、武庫司、會計司、糺問司を置く、四年八月官制を改め、軍醫寮を增し、會計司を廢して、造兵司を置く、五年二月陸海軍省を置き、本省を廢す（令義解、續紀、延喜式、類聚三代格、官職祕抄、職原鈔、職官志、法令全書）

ヒヤウブノテツガヒ　兵部手結　「テツガヒ」を見よ、

ヒヤウマシ　兵馬司　【職掌】牧畜、兵馬、郵驛公私の牛馬等のことを掌る、兵部省の被管【職員】正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、使部六人、直丁一人【起原沿革】文武天皇大寶元年制定す、大同三年左右馬寮に倂す（令義解、官職祕抄後附）

ヒヤウモン　豹文（平文）　種々の色をまぜて色どりたるを云ふ、烏帽子にも、素襖にも、直垂にもあり、烏帽子は掛緒を靑赤白にて彩色したるを云ひ、素襖、直垂は紋を種々の色にて彩色したるを云ふ（貞丈雜記）

ヒヤウラウブギヤウ　兵粮奉行　【職掌】安土桃山時代における武家の職名、兵粮を辨備して、兵士に配當することを掌る、出陣の時に定む、臨時のものなり【起原沿革】天正十年二月織田信長信濃を攻めし時に、菅尾九右衛門兵粮奉行たりしこと安土日記にあるを初見とす、多くは物頭の類を以て充つ、豐臣氏の時に至り、五奉行の中より兵粮奉行とし、兵粮の倉を預る藏奉行を兵粮小奉行と稱す、大名諸家にては、小荷駄奉行たる者、倉方の有司を率ゐて、兵粮配當の事を掌れり（武家名目抄）

ヒヤウラウマイ　兵粮米　【名義】武家時代、幕府または武門の棟梁たるものより、兵に供する爲め、特に諸國に賦課したる米をいふ、兵亂米とも云ふ、兵粮米を徵收する使を兵粮米使又は兵粮米催使、兵粮米を徵發する所を兵粮料所と云ふ【起原沿革】治承四年十二月、平淸盛が高倉院の院宣を受けて、諸國公田莊園に兵粮米を課したること山槐記にあるを、史に見えたる始めとす、蓋し此時諸國に源氏蜂起したるを以て、之を征討する兵士の粮食に給せしなり、尋で壽永元年三月再び兵粮米を課し、人民苦みたること吉記に見えたり、後ち源義仲平氏を破り、長驅して京都に入るや、又平氏に倣ひて兵粮米を課したりき、然るに三年正月義仲粟津に戰死せしを以て、翌二月に至り、五畿七道諸國に令して之を停止せしむ、この後源範賴同義經の部下、平氏追討の武士等軍粮に缺乏せしを以て、兵粮米と稱し、諸國の莊園より徵收したり、元曆元年五月二十四日源義經令して、高野山傳法院領七ヶ莊內の兵士兵粮米供給雜事役を免除したること、根來寺文書に見え、宮寺緣事抄元曆二年正月賴朝下文に「近年之間依二平氏追討一、守護武士等、或猥抑二留御年貢一、或充二催粮米一云々」と見えたるを以て知るべし、其後幾もなくして平氏亡び、天下靜謐に歸せんとせし時に當り、賴朝、弟義經と隙を生じ、義經を追捕し、奸濫に備へんことを名として、文治元年十一月二十九日、勅許を得て、再び全國の公田莊園に課し、段別に三升を徵收したり、兵粮米を徵收するには、地頭をして其任に當らしめ、別に幕府より兵粮米使を發遣して取立てたり、然るに兵粮米は官物の內より徵收して、別に人民を苦めざる方法を取りしと雖も、地頭等は之を口實として、押領亂暴せしを以て、領家人民の困苦を來たし、之を訴ふるもの多きを以て、文治二年正月高野山領の兵粮米を停止し、二月後白河院御領弓削莊、神崎莊等の兵粮米を停め、三月に至り終に五畿七道諸國兵粮米を停止せり、この後は一定の土地を指定して兵粮料所としたり、然れども臨時事あるに當りては又兵粮米を課したり、承久の役段米三升の兵粮米を課したるが如き是なり、この時も文治の時と同じく、武士等兵粮に事寄せて亂暴せるを以て、亂後直に停めたり、足利尊氏の時、兵粮料所を置きて、兵粮米を徵收せり、蓋し鎌倉幕府に倣ひしものなるべし、建武式目追加觀應三年七月二十四日の令に「以二近江、美濃、尾張三箇國一本所領半分事、爲二兵粮料所一當年一作可レ預二置軍勢一之由、相二觸守護人等一訖、」同八月二十一日の令に「次軍勢發二向所々一八箇國（近江、美濃、伊勢、志摩、尾張、伊賀、和泉、河內）本所領事、爲二兵粮料所一當年一作可二均分一之由、先度被二定下一之處云々」と見え、其他太平記以下の諸書にも見えたり、戰國時代以後の兵粮はいかなる方法によりて徵收せしか詳ならず、而して此時代は多く單に兵糧と稱したり、豐臣秀吉の時に及び、僅に其遺制を見る、即ち慶長元年十月、園城寺領江州便宜の地を兵粮料所に充つべしと令せることあり、爾後遂に廢絕す（國學院雜誌「兵粮米考」）

ビヤクガウ　白毫　佛陀の眉間より發する光のことを云ふ、法華經妙音菩薩品に「爾時釋迦牟尼佛、放二大人相肉髻光明一、及放二眉間白毫相光一、徧照二東方百八萬億那由他恒河沙等諸佛世界一」とあり、觀佛三昧經に「太子生時、白毫眉間舒長五尺、樹下將レ成レ道時長一丈四尺五寸、成道已長一丈五尺、外現二十楞一、內現二空相一、放レ之、能遍二十萬一、圓卷如二秋滿月一、分明皎淨色映二雪珂一、當二於眉間一云々」とあり、

ビヤクコロウ　白虎樓　大內裡八省院內四樓の一、右樓、西樓、龍尾道西樓ともいへり、大極殿の西南に位し、蒼龍樓と相對す、構造等總て蒼龍樓に同じ、「シヤウリウロウ」を見よ、

ビヤツコタイ　白虎隊　明治戊辰の役、會津藩にて、藩士の子弟より、年十五以上十七以下の者を選みて編成せる軍隊の名、隊長は日向內記にして、訓練は佛國兵式なり、士中、寄合、足輕の三隊に別つ、士中白虎は、上士の班の子弟にて、一隊三十八人あり、時は慶應四年（明治元）八月二十二日の戰に、士中白虎の一隊、藩主に從ひて瀧澤村に至り、戶の口原に奮鬪し、二十三日萬難を排して若松城に入らんと爲しゝに、道旣に塞がりて入ることを得ず、飯盛山上より望めば、烟焰天に漲り、五重の天主閣は、黯雲滅沒の中にあり、隊士等誤りて城陷ると爲し、主辱めらるれば臣死すと慷慨し、跪て城を拜し、環座して自刄するもの、飯沼貞雄、林八十治、簗瀨竹次、西川勝太郎、井深茂太郎、石田和助、伊藤俊彥、有賀織之助、津川喜美（以上十六歲）簗瀨勝三郎、野村駒四郎、篠田義三郎、鈴木源吉、間瀨源七郎、安達藤三郎、永瀨雄次（以上十七歲）等十六人、世に十六白虎隊と稱す、會津籠城（アヒヅラウジヤウ）參看（白虎隊事蹟、維新史料）

ヒヤクサイ　百濟　「クダラ」を見よ、

ヒヤクシヤウダイ　百姓代　村役人（ムラヤクニン）を見よ、

ビヤクチ　白雉　孝德天皇御宇の年號、大化六年二月十五日、穴戶國司草壁連醜經、白雉を獻じたるを以て改元す、白雉五年天皇崩御の後、天武天皇白鳳と改元するまで、年號なきこと凡十九年間なり（書紀）

ヒヤクニンイッシュ　百人一首　藤原定家（フヂハラノサダイヘ）を見よ、

ヒヤクニングミ　百人組　鍛冶百人組（テツカヒヤクニングミ）を見よ、

ビヤクホウ　白鳳　私年號の一種（一）其時代に關して諸説あり、大職冠傳に孝德天皇五年より十六年間繼續すとし（二）古活字版水鏡（凡十一年繼續）古代年號（凡六年間繼續）年代記、皇代記、二中歷（凡二十三年間繼續）海東諸國記（凡二年間繼續）和漢合運圖等いづれも齊明天皇七年を白鳳元年とし（三）古代年號紀、神皇正統記は天智天皇元年より（凡六年間繼續）とし（四）釋中抄所引の帝皇系、山家要略、廿二社古式所引の扶桑明月集、和漢合運、鷹河風土記等は弘文天皇（書紀天武天皇元年）元年を白鳳元年とし（五）古代年號紀（凡九十三年間繼續）鷹河風土記（凡十二年間繼續）は天武天皇元年を白鳳雉とし、合運圖に白鳳に作る（六）水鏡には天武天皇二年を白鳳雉元年とし、如是院年代記白鳳に作れり、「ジネンカウシ」參看（栗里雜著）

ヒヤクマンタフ　百萬塔　塔（タフ）を見よ、

ヒヨシノジンジヤ　日吉神社　「ヒエノジンジヤ」を見よ、

ヒライヅミノタチ　平泉館　所在　陸中國西磐井郡（今磐井郡）平泉村に舊址あり、平泉停車場の傍にして、高舘の南、從來御所屋敷の名あり、東西三町、南北三町許、今田圃となりて農家數軒あり、官道を挾めり　地理沿革　初め藤原清衡陸奥六郡を領し、江刺郡豐田館にありしが、嘉保元年此館を營みて移れり、之を奥御館と云ふ、爾來基衡、秀衡、泰衡、相繼きて之に居す、而して秀衡の時伽羅御所を構へて常に之に住せり、吾妻鏡に「秀衡館事、金色堂四方、並二無量光院北、構二宿館一號二平泉館一、西木戸、有二鏑子國衙家一、同四男隆衡宅相二並之一、三男忠衡家者、在二于泉屋之東一、無量光院東門構二一廓一、號二加羅御所一、秀衡常居所也、泰衡相繼尋二居所一焉」と見ゆ、文治五年九月泰衡、源頼朝の攻むる所となり、居館を焼きて逃れたり○柳御所は、平泉館の北に在り、清衡基衡の居所にして、流人前民部少輔藤原基成之に居し、義經も亦暫く之に居たりと云ふ（平泉志）

ビラウゲノクルマ　檳榔毛車　牛車の一種、檳榔の葉を細くさきたるもので、車體を蓋ひし車を云ふ、檳榔なき時は菅を用ふ、單に毛車とも云ふ、太上天皇以下四位以上のもの之を用ふ、又女官、僧正法印大僧都等の僧侶も之に乘る、然れども庇牛飼、物見簾以下階級により差あること勿論なり、仿抄に簾蘇芳（綵浮線綾）下簾（蘇芳下濃）綀（蓮菅革綀）疊（經綱端）帘（大臣黃金物、納言已下黑漆金物、執柄家納言間散物、大臣之後黃金物）とあるにて其一斑を知るべし、牛車（ギッシヤ）及び同條の挿繪を見よ、

ビラウヒサシノクルマ　檳榔廂車　牛車の一種、車體の前後及び物見の上に廂ある檳榔毛の車を云ふ、又檳榔毛廂車とも云ふ、眉の唐棟の如くなり、又雨眉とも云ふ、太上天皇、親王、攝關大臣等之を用ふ、牛車（ギッシヤ）及び同條の挿繪を見よ（師抄、有職抄、輿車圖考）

ヒラヲ　平緒　名稱　東帶の時裝飾として胸の上に着くる平組の緒、劍の具なり　裝束抄　古くは、太刀の帶の結び餘りを、長く垂らしたりしが、後世全く別物となれり、長さ二尺餘、幅三寸餘、絲にて組みたるものに、色絲を以て種々の模樣を刺繍す、後には、家の紋を付したるもあり　着用　東帶の時、袍の上に着け、太刀の帶とは別にして前に垂る、この垂れたる部分を垂といふ、衣服及び服制の挿繪中東帶の圖を參看すべし（裝束圖式、裝束甲冑圖解）

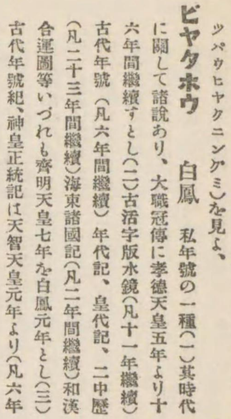

（服色圖解所載）

ヒラオソバ　平御側　御衆（ゴシユウ）を見よ、

ヒラガナ　平假名　「カナ」を見よ、

ヒラカノコホリ　平鹿郡　所在　羽後國　地理　續紀淳仁天皇の天平寶字三年九月の條に始めて見ゆ　沿革　和名抄に山川、大井、色知（オチ）、山本、塔甲、御船、益刀、餘戸等の鄉あり、正保圖平刈に作り、寛文中、舊に復して平鹿となす、寛知集以後之に仍り、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

ヒラギヌ　平絹　「ヘイケン」を見よ、

ヒラザ　平座　旬（ジユン）を見よ、

ヒラザヤノタチ　平鞘太刀　野劍を云ふ、裝束に紫革の緌垂あり、上皇略儀の御幸の時、御車の内に入れらる、攝關以下公卿將軍出行の時、車の内に入れて、下車の後に先駈に持たしめ、身に佩ぐ事なし（名目抄、西三條裝束抄）

ヒラシキ　平敷　天皇御座の疊を云ふ、卽ち敷き並べたる常の疊の上に、主上御座の料に繧繝端

疊二帖を敷き、其上に中儀綾御錦裏打一枚を敷くなり、高御座に對したる詞なり、又平敷御座とも云ふ、清涼殿の帳臺の前、東廂に敷設す（禁祕抄、安齋隨筆）

ヒラタアツタネ　平田篤胤　考證　通稱大角、初名元琢、また胤行、後ち篤胤と改む、大壑また眞菅屋、氣吹屋等の號あり、私諡して神靈能眞柱大人といふ　沿革　大和田祚胤の四子、平田篤穩の養子　事蹟　安永五年八月廿四日出羽國秋田城（久保田城）下下谷地町に生る、幼時漢籍を中山青莪に、醫術を叔父大和田柳元に學びしが、繼母の酷遇に堪へず、寛政七年、歳二十の時、家を脱して江戸に赴き、或は消防夫となり、成は市川團十郎（七代目白猿ならん）の弟子となり、或は商家の炊夫となり、具さに辛苦を嘗む、十二年備中松山の藩主板倉侯の家士平田篤穩の知遇を受け、遂に養はれて其嗣子となる、享和元年始めて本居宣長の著書を讀みて古學を修めんとし、松坂に名簿を送りて其門人となりしも、其年九月宣長歿したるを以て、遂に親しく教を受くることを得ざりき、文化八年十二月駿河に寓して古史成文を撰び、また古史徵の稿を草し、爾來著々として著述に從ひ、徒を集めて、盛んに古道を唱道したりしが、文政六年仕を致して板倉家を去り、浪人となり、此年富小路貞直の執奏により、古史成文、古史徵、古事記傳記等數部の著書を、光格上皇に上り、六人部是香の周旋により、また仁孝天皇へも獻じ、天保八年更に大扶桑國考をも進獻せり、九年秋田藩主佐竹侯、篤胤の篤學を聞き、切に其歸藩を望みしを以て、命に應じ、再び秋田藩士となり、祿百石を給せらる、然るに其著天朝無窮曆、頗る幕府司天臺の說に遵へるの故を以て、幕府の忌憚に觸れ、天保十一年藩邸に對し、篤胤を在國せしむべしとの命ありしかゆゑに、篤胤は翌年江戸を去りて本國に歸る、幾もなくして旅本近臣となり像緣を加增ぜられしが、同十三年九月十一日歿す、年六十八、秋田城北なる廣澤山正洞院に葬る、明治十六年正四位を贈らる　著書　古史成文、古史徵、古史傳、古史系圖、神字日文傳、疑字編、靈能眞柱、赤縣大古傳、志都能石室、皇國度制考、赤縣度制考、印度藏志、天朝無窮曆、三大考緒々、天說緯々、皇典語彙、神道大意、神道大意百餘部（大壑君御筆）、伊吹能舍先生著撰目錄）

ヒラツヅキ　樋螺鈿劍　名稱　樋あり、一說に、樋の弟子となり、或は商家の炊夫となり、具さに辛苦を嘗む、十二年備中松山の藩主板倉侯の家士平田篤穩の知遇を受け、遂に養はれて其嗣子となる、享和元年始めて本居宣長の著書を讀みて古學を修めんとし、松坂に名簿を送りて其門人となりしも、其年九月宣長歿したるを以て、遂に親しく教を受くることを得ざりき、文化八年十二月駿河に寓して古史成文を撰び、また古史徵の稿を草し、爾來著々として著述に從ひ、徒を集めて、盛んに古道を唱道したりしが、文政六年仕を致して板倉家を去り、浪人となり、此年富小路貞直の執奏により、古史成文、古史徵、古事記傳記等數部の著書を、光格上皇に上り、六人部是香の周旋により、また仁孝天皇へも獻じ、天保八年更に大扶桑國考をも進獻せり、九年秋田藩主佐竹侯、篤胤の篤學を聞き、切に其歸藩を望みしを以て、命に應じ、再び秋田藩士となり、祿百石を給せらる、然るに其著天朝無窮曆、頗る幕府司天臺の說に遵へるの故を以て、幕府の忌憚に觸れ、天保十一年藩邸に對し、篤胤を在國せしむべしとの命ありしかゆゑに、篤胤は翌年江戸を去りて本國に歸る、幾もなくして旅本近臣となり像緣を加增ぜられしが、同十三年九月十一日歿す、年六十八、秋田城北なる廣澤山正洞院に葬る、明治十六年正四位を贈らる　著書　古史成文、古史徵、古史傳、古史系圖、神字日文傳、疑字編、靈能眞柱、赤縣大古傳、志都能石室、皇國度制考、赤縣度制考、印度藏志、天朝無窮曆、三大考緒々、天說緯々、皇典語彙、神道大意、神道大意百餘部（大壑君御筆）、伊吹能舍先生著撰目錄）

ヒラデンノツルギ　樋螺鈿劍　名稱　樋の中に螺鈿を摺り込みたる劍をいふ、一說に、樋あるは非なり　製作　金銀の樋、或は瑠璃水精の樋に、唐草等諸種の模樣を螺鈿にて摺り込む、鞘は蒔繪、裝束藍革、白鮫柄なり　着用　行幸の際、公卿之を帶す（裝束集成、裝束拾葉抄、餝抄、裝束圖式）

ヒラノノジンジヤ　平野神社　所在　山城國葛野郡大北山村平野○現今官幣大社　祭神　今木、久度、古開、相殿比咩神の四神を祀る、後世或は本社の祭神を仁德天皇なりと云ひ、或は今木神は日本武尊にして、源氏の氏神、久度神は仲哀天皇にして平氏の氏神、古開社は仁德天皇にして、高階氏の氏神、比咩神は天照大神にして大江氏の氏神なりといふも信ずるに足らず、而して伴信友は、今木神は、桓武天皇の御母高野皇太后の遠祖百濟國王を祀れると說き、吉田東伍氏亦之に贊し、なほ同氏は相殿比咩神を以て桓武天皇外祖母大枝眞妹の祖神なりといへり、井に從ふべきに似たり、久度神は卽ち竈の神ならず、伴信友は大和の地方ならん（諸家知譜拙記、系譜、華族譜）延曆元年十一月に、田村後宮今木大神に從四位上を授けたること、續紀に見えたるをはじめとす、田村宮は奈良田村に在り、淳仁天皇の皇居たりき、延曆十三年に至り、はじめて平野社を建てこの地に移す、古度古開の二神も、承和三年今木大神昇叙の時、同じく加階ありしこと續日本後紀にあれば、田村の後宮より共に移されたる、宮内鎭座の靈なるべし、比咩神は嘉祥元年平野無位比賣神に從五位下を授けしこと續日本後紀に見えたり、思ふに此頃よりして祭りしものならん、延喜の制名神大社に列し、月次新嘗祈年等案上の祭に預り、後また廿二社の一に列す、天元四年二月園融天皇行幸あり、平野行幸（平野祭）此にはじまる、これより屢々行幸（平野行幸）あり、平野祭は毎年四月十一日の上申日に行ふ、其濫觴は、或は延曆弘仁の間に起るといひ、或は仁壽貞觀の間ともいひて詳かならず、而して此祭には、皇太子必ず社頭に參向し、神前の儀式あり、また桓武天皇の御齋及び大江和氣氏等の氏人見參に預る等の例もあり、毎年四月十一日の上申日、卽ち例祭の日、同時に之を行ふ、五位殿上人使を勤め、東遊走馬等あり、幣帛等は喑々加茂臨時祭の如し（臨時祭）（續神考、古事類苑神祇部、大日本地名辭書）

ヒラバリ　平張　アゲバリ　平に張りて日覆などにする幔に對したる名なり、和名抄屏障類に「帟周禮注平張（羊蓋切、和名比良波利）」と見えたり、

ヒラマツウチ　平松氏　姓は平氏、西洞院時慶の二男時庸始めて氏を稱す、時庸元時興と云ふ、權中納言正二位に至り、承應三年七月薨ず、子孫相襲ぎて華族に列し、子爵を授けらる（諸家知譜拙記、系譜、華族譜）

○時庸——時量——時方——時春——時行——時升」
「時章——時亨——時門（カド）——時保（ヨリ）——時言（コト）——時厚（アツ）

ヒラヤナグヒビルシヤナ 毘盧遮那（毘盧舎那） 梵語、摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大の義、毘盧遮那の解に二義あり（一）密教に大日如来を云ひ（二）顯教には偏一切處と云ふ（一）毘は遍、盧遮那は光明照と譯す、除闇遍明の義、煩惱の昧浄く衆德悉く備はり、身土相稱ひ、一切處に遍きこと、日光の照さゝる處なきが如し、大日經疏に「大毘盧遮那者、梵音毘盧遮那者、是日之別名、即除暗遍明之義也、照世間日則有二方分一、若照二其外一不レ能レ及レ内、明在二一邊一不レ至二一邊一、又唯在レ晝光不レ燭レ夜、如來智慧日光則不レ如レ是、遍二一切處一作二大照明一矣、無二有一内外方所晝夜之別一、乃至如レ是等種々因緣、世間之日不レ可レ爲レ喩、但取二其小分相似一故加二大名一曰二摩訶毘盧遮那一也」と見えたり（二）毘は遍、盧遮那は一切處と譯せり、煩惱の體淨く、衆德悉く備はり、身土相稱うて一切處に周遍する故なり、大應法敎に「梵語毘盧无遮那華、言二徧一切處一、以二眞如平等性相常照身土无碍一故也」普賢觀經に「釋迦牟尼名二毘盧遮那徧一切處一、即身亦徧非二唯光徧一也」と見えたり、

ヒルノギヨサ 晝御座 「ヒノオマシ」を見よ、

ヒロウブギヤウ 披露奉行 幕府の職名、評定始の時、奏事の役に從ひ、御前御沙汰始には公事披露を爲し、將軍の許可を得て其事を奉行すること掌る、また當日には訴訟以下の公事を沙汰し、將軍の台聽に達し、又許可を蒙りて裁判を爲す事あり、御前奉行とも稱す、恩賞方の内、引付衆たるもの、兼ぬる所なり 起原沿革 鎌倉時代には披露奉行を定置したることなしと雖も、永仁中暫く引付方を留め、評定衆寄合衆の内より奏事の職を置き、公事披露の事を役せしめ、暫くまた引付を復したる時、なほ奏事なば廢せずして、更に設置したることあり、これ披露奉行の濫觴といふべし、室町時代に及びはじめて職名となる、文和三年五月評定始の時に披露奉行椙原左近大夫の名、御評定着座次第に見えたり、なほ同書至德二年二月十二日、御恩沙汰の條にも披露奉行人飯尾肥前守、雅樂備中守、飯尾善左衞門爲久、松田主計允とも見ゆ、下りて正長二年に至り、披露奉行人は各結番の次第を守りて參勤し裏白の條數は三ヶ條に過ぐべからず、時刻は巳刻たるべし、以後に於ては、これを略せしむべしまた奉行人等、訴狀を請取りて、披露する事は、向後將軍の上裁もしくは賦別奉行の外は停止すべしと規定したり、なほ式評定衆も、規式の披露を勤むれども、當日訴訟以下、公事の奉行を勤仕せざるが故に披露奉行の内に加はらず、「シキヒヤウヂヤウシュウ」參看（御評定着座次第、建武式目、武家名目抄）

ヒロシゲ 廣重 歌川廣重の創めたる浮世繪の一派「ウタガハヒロシゲ」「ウキヨエ」を見よ（ウタガハヒロシゲ）を見よ、

ヒロシゲハ 廣重派 歌川廣重（ウタガハヒロシゲ）を見よ、

ヒロシマジヤウ 廣島城 所在 安藝國沼田郡廣島市の中央、東西九町南北十三町、前廊中城後廓の三區に分つ、本丸を俗に（サイマ）いふ 起原 天正十七年毛利輝元、郡山城より徙りて之を創築す 沿革 慶長五年關ヶ原島正則清洲より轉じて城主となる、元和五年除封、淺野但馬守長晟之に代り和歌山より入部す、四十二萬六千石を領す、爾後子孫相續ぎ明治維新に至る、同二十七年征清の役大本營を此に移さゞられ、二十九年四月解かる、今五師團の兵營となす（藝藩通志、明治政覽、法令全書）

ヒロセノコホリ 廣瀨郡 所在 大和國 起原 始めて崇峻天皇紀に見ゆ、蓋し地勢上より考察するに磯城の分地なるべし 沿革 類聚國史廣瀨に作る、和名抄に城戸（キノヘ）、上倉、下倉、山守、散吉（サヌキ）、下勾（アガリ）等の鄕あり、拾芥抄、又廣瀨に從ひ、以後同じ、明治廿九年葛下郡を合併して北葛城郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

ヒロセノジンジヤ 廣瀨神社 所在 大和國北葛城郡河合村川合現今官幣大社 祭神 若宇迦乃賣神（五穀を護る神、卽ち倉稻魂命（ウカノミタマ）なり）を祀る、また大忌神、廣瀨河合神とも稱す 起原沿革 崇神天皇の御宇に、河合村の里長に神託ありて建立せることゝ、廣瀨社緣起に見えたれど詳かならず、而して其正しく史に見えたるは、天武天皇四年四月に、大忌神を廣瀨河曲に祭らしめ、翌五年七月また此事ありしを始めとすべし、延喜の制、名神大社に列し、祈年月次新嘗の案上官幣、祈雨の奉幣に預り、後ちまた二十二社の一に列す、廣瀨祭は風災を鎭弭し、年穀を禱祈するものにして、每年四月七月の四日これを行ふ、五位以上一人を祭使として、各幣帛を奉らしむ、龍田神社の祭と同日同時に行ふを以て、世に廣瀨龍田祭と稱す（書紀、古事類苑神祇部）

ヒロタノジンジヤ 廣田神社 所在攝津國武庫郡大社村廣田〇官幣大社 祭神 天照大神の荒魂、後世更に八幡、住吉、南宮、八祖の四神を合祀し、廣田五社と稱し、また西宮とも號す 起原沿革 神功皇后新羅より凱旋し海路難波に赴かんとし、務古水門（武庫瀨田祭）

に至りて船進まず、これをトふに、天照大神誨へて曰く、我が荒魂は皇居に近づくべからず、當に御心廣田國に居るべしと、皇后即ち葉山媛をして此地に就いて祭らしめたるとき、神功紀に見えたれば、此時鎭座ありしを知るべし、延喜の制、名神大社に列し、祈年月次相嘗新嘗等の案上官幣及び祈雨の幣帛に預り、後また二十二社の一に列す、祭紀は每年七月七日例祭神拜あり、八月十八日に後の例祭を行ふ、而して攝社の中に、蛭子を祀れる祠あり、世に四宮夷と稱し著名なり（書紀、諸神記、古事類苑神祇部）

ヒロハシウヂ 廣橋氏 姓は藤原、日野家の一、日野兼光の五男四辻權中納言賴資より出づ、名家の一にして、准大臣を極官とす、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる（尊卑分脈、有職袖中抄、華族譜）

○賴資——經光——兼仲——光業——兼綱——仲光」
「兼宣——兼鄕——綱光——兼顯——守光——兼秀」
「國光——兼勝——總光——兼賢——綏光——兼茂」
「貞光——兼廉——兼賴——勝胤——伊光——胤定」
「光成（シゲ）——胤保——胤光——賢光（マサ）

ヒロハタウチ 廣幡氏 正親町天皇の皇孫智仁親王の三宮忠幸王に姓源を賜ひ、尾張國に下りて武家となる、後ち歸京して淸華に列し、寬文七年正月正三位に叙し、八年十二月權大納言に至る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる（諸家知譜拙記、華族譜）

○忠幸——豐忠——長忠——前豐——前秀——經豐」
「基豐——忠禮（アヤ）——忠朝（トモ）——忠隆

ヒレ 領巾 名義 上古女子が、頸より肩に掛けて裝飾となしたる巾をいふ、歷世服飾考に、ひれは振手の約りたる名なれば、この領巾も本は振んる、形詳かならず 沿革 書紀崇神天皇の卷に「埴安彦之妻吾田媛、取二倭香山土一裹二領巾頭一而云々」とあるは、史籍に見えたる始めなれども、必ず太古より用ひしものなるべし、書紀天武天皇二十一年三月の詔に「亦膳夫采女等之手纏肩巾、並莫レ服」とありて、大寶の令條にも見えざれば、當時公事には用ひざる事となりたるなり、但慶雲二年四月に、采女の領巾を舊に復すことゝなりしならん、なほ私事には一般に服用したり、其後延喜式、西宮記等所載の女官の服制には、皆領巾あるを見れば、いつしか再び公事に用ふる事となりしなるべし、鳥羽天皇の朝以後遂に用ひざるに至れり（裝束集成、歷世服飾考）

ヒレ 平禮 「エボシ」參看、

ふ

フ 傅 東宮坊（トウグバウ）を見よ、

フ 符 被管または解を以て言上すべき者に對し、其上官より下せる公文をいふ、唐制より出でたるものにして、唐六典に「凡上之所以達下於縣、縣下之所以達上於州、州上於臺省、臺省上於尚書省、尚書省下於州、州下於縣、縣下於鄕、皆曰レ符」と見えたり、符は、卽ち主務又は監督官廳より、其下級官廳に下せる公文の式にして、例令（一）太政官より八省又は諸國（二）民部省より諸國（三）國より郡に向ひては之を下せども、その被管にあらざるものへは、之を下すことなし、而して（一）を太政官符、略して單に又官符といひ（二）を省符（三）を國符とも稱す、公式令に、太政官より國に下す符、卽ち官符の書式を載せたり、今一例として左に示す、

太政官符其國司
其事云々 到符執行
大辨位姓名 史位姓名
年月日 使人位姓名
鈴劾

八省彈正臺等の符も之に准ず、而して在京の諸司に下す時は、使人位姓名及び鈴劾を注せざるものとす（黑板博士說）

フウス 副寺 禪宗にて、監寺を助けて一寺の事務を執るものを云ふ、專ら會計の事卽ち常住の金穀錢帛米麥等一切の支收出納を掌る、古は虛頭と云ふ、後ち寺によりては僧頭とも、財帛とも掌財とも云ふ、備用淸規に「副寺之職、職小任重、衆人命脈所レ繫、米鹽當レ須細潔、粥飯貴レ得二精豐一、醬黃豆鼓合辨、及レ時壇醋姜油滿足供衆云々」とあり、副寺に三人あり、維那の上一人、上副寺といふ、維那の下二人、下副寺と云ふ（禪林樂器篇）

フウゾクウタ 風俗歌 雅樂に用ふる歌曲の一種、古代諸國に行はれたる歌謠、卽ち、國風歌の意なり、略して風俗とも稱す、もとは「クニブリ」といひ、物語類には「フゾク」と記せり、歌舞品目に「もと諸國にて、民の口すさみにせし歌曲どもを採擇して、大歌所よりすゝめて、公事に用ひられしと云

々」と云へるが如く、諸國の流行謡の中、曲調のよきものを撰びて、貴族等の歌ひしより、雅樂にも用ひしものなるべし、故に後世の郢歌と同じく、七言に發したるが多し、大嘗會の時、悠紀主基兩國より奉る歌、及び大歌所の歌中に、近江ぶり、水莖ぶりなどあるは、皆所々の風俗歌なり（振とは曲節の意なり）而して其風俗歌の、後ち轉じて神樂、儛馬樂、今樣等に入りたるもの亦多し、今傳ふる風俗歌は、神樂、儛馬樂と同じく、延喜の頃、定められしなるべし、其曲は小筑波（フツクバ）より彼行（カノユク）まで二十五曲あり（歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史）

フウゾクマヒ　風俗舞　諸國の風俗を樂につくりたるものにして、風俗歌に和して之を舞ふ、淳和天皇の天長四年、天皇紫宸殿に御して、侍臣に酒を賜ひ、音樂あり、其後右京大夫百濟勝義に、同國の風俗の舞を奏せしめ給ひしこと史に見えたり、勝義は百濟王の裔にして、即ち歸化人の子孫なれば、累世自國の風俗舞を家に傳へしなるべし、又貞觀元年大嘗會を行はれし時にも、悠紀、主基兩國が風俗の舞を奏せしことあり、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏せられし由、代々の史に見えたり（歌舞音樂略史）

フウドキ　風土記　名義　諸國の風土、卽ち山川原野村名の源由、古老の舊聞異事、及び其土地より出づる產物等を記したる書籍を云ふ、後世の地誌なり　起原沿革　元明天皇和銅六年始めて諸國に令し、風土記を奉らしむ、續紀に「和銅六年五月甲子制、畿内七道諸國郡鄕著ニ好字一、其郡内所レ生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具錄二色目及土地沃瘠山川原野名號所由一、又古老相傳舊聞異事一、載二于史籍一言上」とあるもの是なり、これによりて諸國より漸次奉りし書籍は卽ち風土記にして、今に傳はれるは常陸、播磨、出雲、肥前、豐後の五風土記のみなり、後に至りて此等風土記も散逸し、或は勘進せざりし國もありしと見え、延長三年に至り、諸國に令して勘進せしめたり、朝野群載所載の延長三年十二月十四日の太政官符に「五畿七道諸國司、應下早速勘二進風土記一事、右如レ聞諸國可レ有二風土記文一、今被二左大臣宣一偁、宜レ仰二國宰一令中勘進上若無二底本一、探求郡内、尋二問古老一、早速言上者、諸國承知、依レ宣不レ得二違遲一、符到奉行」とあるを初見とすべし、おもふに神代より、既に存したりしならん、また繼體紀なる春日皇女の歌に「流れ來る、竹の、いくみ竹、篠竹、本方（モトヘ）をば、琴に造り、末方（スエヘ）をば、笛に造り、吹きならす、三諸が上に、昇り立ち云々」と見え、また同書毛野臣の妻の歌にも「平方（ヒラヘ）ゆ、笛吹きのぼる、近江野や云々」と見えたり、此種の笛は、所謂和笛と稱するものにして、また神樂の時に用ひたるより神樂笛と稱す、後ち三韓唐との交通開くるに及び、横笛あり、狛笛あり、并に雅樂に用ふ、大寶の制、治部省の被管に雅樂寮あり、其職員の中、笛師二人あり、雜笛を教ふる事を掌り、笛生六人あり、雜笛を習ふ（フキ）ことを掌り、別に笛工八人あり、朝儀の時、吹奏のことに從へり、なほ天武紀十四年九月戊午の詔に「凡諸歌男、諸歌女、笛吹者、卽皆己子孫、令レ習二歌笛一」と見えたるによれば、古來傳習の歌笛を世業とせしめたりしが如し、而して類聚國史大同四年三月丙寅の條に「定二雅樂寮雅樂師一歌舞師四人、笛師二人、唐樂師十二人、横笛二人、高麗樂師四人、横笛、篳篥、莫目、舞等師也、百濟樂師四人、横笛、篳篥、莫目、舞師也云々」と見ゆ、また延喜式に、横笛師は、和笛を解せざれば、任用することを得ずとあれば、其頃までは、和笛を重んじたりしなる知るべし、而して笛は、其他の樂器と共に大に繙紳の間に流行したりしこと、日記物語等に見えたり、また尺八は、體源抄に、知足院關白の說を載せて、尺八に二種あり、長きものは、太笛に似たり、短なるものは音篳篥に似たり、近代樂府脫して用ひず、保元三年正月廿三日、左近將曹清原助雅の子旨を奏じ、古譜に依りて尺八を吹けりと見えたれば、當時同じく弄ばれしこと明かなり、爾來笛は、主として雅樂又は繙紳間にのみ存し、其他にはあまり多く用ひざりしが、室町時代能樂の起るに及び、はじめて能管あり、江戸時代俗曲の行はれ、清樂の輸入せるより、俗曲の横笛及び明笛あり、近時また洋樂傳はりて、更に洋式の諸笛あり　種類　神樂笛（大笛、木笛、長笛、和笛とも稱す、「カグラブエ」參看）横笛（龍笛、羌笛、篴とも稱す、「ヲウテキ」參看）狛笛（高麗笛とも書す）歌笛（東遊に用ふ、中管とも稱す、狛笛の少し大なるものなり、後世廢して用ひず、狛笛を以てこれに代ふ）尺八（「シャウ」參看）篳篥（「ヒチリキ」參看）能管（能樂に用ふ）明笛（清樂に用ふ）并に俗曲の横笛、其他洋曲に用ふるもの其數多く、また樂器の用を離れたるものに、鳥笛、鹿笛等あり、鳥獸の音を發するものにして、これを呼びよせるの用に供す　構造　各種類の條に述べたれば就きて見るべし　名所　口穴のある方を面とし、なき方を背となし、吹口の右端を首とし、左端を尾とす、口穴は神樂笛、狛笛、歌笛は七口、横笛は八口あり、口穴の名は左圖のごとし、上圖は横笛、下圖は狛笛、神樂笛、歌笛等なり、而して中六の二口を合て丁と稱す○笛の譜に宜陽殿竹譜（太田丸譜）南竹譜（眞保親王譜）長竹譜（博雅三位譜）綿譜（王監物賴吉譜）懷竹譜（大神判官惟季譜）等あり（書紀、懷竹抄、樂道類聚、音樂略解、歌舞音樂略史）

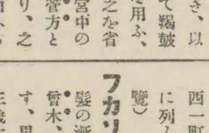

フエイ　武衛　兵衛府の唐名、「ヒヤウエフ」を見よ、

フガク　舞樂　名義　專ら舞踏を主とせる雅樂をいふ、其曲管絃と同じ、但奏法の異なるのみ、この樂は聲樂と異り、身體の周旋手足の屈伸の如き、一曲中數十の法あり、加之用ふる所の裝束器具其種類多數にして、一々之を詳記しがたし、茲にはその梗概を記すのみ、詳しくは體源抄、教訓抄、仁智要錄、樂家錄、龍鳴抄、樂道類聚、音樂略解、如關祉話）

フカクサノウダイジン　深草右大臣　大炊御門信量をいふ、

フカクサノホツケダウ　深草法華堂　後深草、伏見、後伏見、後光嚴、後圓融、後小松、稱光、後土御門、御柏原、後奈良、正親町、後陽成の諸天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字深草に在りて、兆域面積三百四十二坪餘、今の法華堂は明治元年に再造せり（陵墓一覽、平安通志）

フカクサノミカド　深草帝　仁明天皇を稱す、「ニンミヤテンワウ」を見よ、

フカクサノミサザキ　深草陵　仁明天皇の御陵、世に東車塚と稱す、山城國紀伊郡深草村大字深草に在り○清和天皇貞觀三年に四至を定め、八年また改定し、東は大臺、南は純子内親王家、北は谷、西は眞觀寺に至るを限りとなす、延喜式の制、東西一町五段、南七段、北二町、守戸五烟を置き、近陵に列し、頒幣の例に入る（延喜式、禮樂志、陵墓一覽）

フカソギ　深曾木　名義　幼童髮置の後、其髮の漸く長じたる末を剃り整ふる儀式をいふ、又髮曾木、剃髮、垂髮（剃るといふを忌みてなり）とも稱す、男子は五歲、女子は四歲に行ふを例とすれども、三歲六歲もしくは七八歲にして行ひし事もあり、日時は二月、四月、十一月の中、吉日を擇びて之を行ふを法と爲す由、拾芥抄に見えたれども、例証の尤も多きは、十一月、十二月にして、三月、八月、九月等にも行ひしとなきにあらず　儀式　其兒の髮置の式に從事せるものを髮親と定め、當日まづ幼童を碁盤の上

に立たしめ、吉方に向はせ、加茂紀河の石を取りてこれを兩手に握らせ、兩足にも亦同石を踏ましめたる後、嬰親兒の髮を左右に分ちて其末を剃ぐ、而して其剃きたる髮は、河中に投するの風なりき（原漢文）

後一條天皇の皇女、章子、馨子兩内親王がこれを行ひしこと、榮華物語にあるを初見とす、また源氏物語にも、榮上此式ありしこと見えたれば、平安朝時代より行はれたることを知るべし、爾來朝廷幷に公卿間には、繼新前さで必ず其儀あり、武家の例は書に見ゆること尠なきを以て、明かならざれども、伊勢駿河守貞順記に、五歲にて行ふこと見えたれば、室町將軍家にても此儀ありしならん、江戸幕府にては、明和二年德川家治の女萬壽姬これを行ひしことあり、されど要するに貴族間の儀式にして、一般には其儀なかりしものに似たり（榮花物語、源氏物語、拾芥抄、伊勢貞順記、德川實紀、古事類苑禮式部）

フカンデンデン　不堪佃田　天災地變等によりて荒損し、營種に堪へざる田地を云ふ、不堪に、例不堪と、過分不堪との二あり、十分一までの損害を例不堪、十分の二以上の損害を過分不堪と云ふ、光孝天皇仁和元年四月勅して遠江國蓁原郡百姓口分田の代に不堪佃田を授く、是より先き水害に遭うて流損崩埋す、元慶四年使を遣はして檢按す、その後國宰頻々申請せしを以て、是に至り詔して之を許せしなり、これ不堪佃田の史に見えし初めとす、類聚三代格仁壽四年十月の官符に「應ニ依實言ニ上損并不堪佃田疫死百姓賑給飢民及破損官舍堤防等ノ事、右案ニ弘仁十年五月廿一日格（國（中略）但損田荒田言上之期、承前程限事爲ニ促進ニ宜ク不堪佃者八月之内申、損田者預申ニ損狀ニ十月内申ヘ、其遠國九月今水之損、通計行程ニ一依ニ前格ニ」とあり、これ不堪佃田を奏すること

の史に見えし始めなり（不堪佃田奏は、官奏を見るべし）（田制篇）增補の部參看、

フキヌキ　吹貫　旗幟の一種、丸き輪に、長き絹を張り、竿に付けたるものをいふ、輪の内を風の吹き貫くの義なり、絹の長は、大抵旗幟と同じ、また（次條）竹を半月形にためて、絹を張りたるを吹流（鬱行或は野襖ともいふ）といふ、即ち吹貫の類にして、吹貫を二分したるが如きものなり、幷に其末が風に靡き飄るべきため、細くたち切りたり、吹貫は、會津陣物語に「最上方に、俄に紅の吹貫を持上げたり」とあり、吹流は福富覺書に「掃部頭殿（中略）吹流も赤き絹、八幡大菩薩と書」とある等、戰國時代の末より、軍陣に用ひたること諸書に散見せり、なほこの二つとも、指物（「サシモノ」參看）としても用ひられしと、甲陽軍鑑、松隣夜話等に見ゆ（武家名目抄、愚得隨筆、武器二百圖）

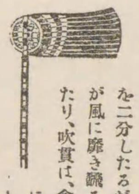

フキヨウ　不空羂索法　密教の修法の一、不空は心願、不空の成就せしむる義なり、不空羂索觀世音菩薩を本尊として修す、不空羂索觀世音菩薩は、一面三目四臂なりと、三面六臂なるもあり、三面二臂なるもあり、一面三目十八臂なるもあり、十一面卅二臂なるもあり、持物等各々同じからず、然れども一面三目八臂の像、尤も流布す、委しくは不空羂索陀羅尼自在王呪經、不空羂索神變眞言經等にあり、我國には弘仁四年藤原冬嗣、興福寺内に南圓堂を建立し、不空羂索の像を造立安置したることあれども、其法を修したる起原等は詳かならず（阿娑縛抄、扶桑略記）

フクラカジャウ　福岡城　所在　筑前國早良郡福岡　起廢沿革　慶長五年黑田長政新に工を起し、數年にして成り、名島より移りて治所となす、五十二萬石を食む、子孫相傳へて明治維新に至る、今本丸を遺し兵營となる、十二師團の所管に屬す（繪城起原、明治政變）

行せり（江戸幕府）にても、其開府の前は、老中を奉行又年寄といひしは、前代の稱を襲ひたるものなり、而して此時代には政務幷に軍事に關する各種の奉行、卽ち寺社奉行、勘定奉行、陸軍奉行、海軍奉行等頗る多く、大概は常置の職なりき、なほ鎌倉室町江戸三幕府の職名としての奉行の名は、職制の條の表に掲げたれば、就きて見るべし（武家名目抄、古事類苑官位部）

フキヨク　部曲　上代臣、連、伴造、國造、村首等の有したる私民を云ふ、カキ又はカキノタミと云ふ、又民部と書きて同じくカキとも云ふ、儀訓栞に「顯宗紀に民をよめり、藩籬の義なるべし、部曲をもよめり、」姓序考に「部曲をばトモベ又はムレと訓むべし、トモベは伴部の意、ムレは群の義なり、總てもの丶多く集れるをムレ、ムラなど云へるは古言也」俚言集覽に「民部、雄略紀、垣、カキはカコミなりといへり、コミ反キ也」など見え、歷史地理所載「古代の鄉と戶と家に就きて」の論文中に、諸書に家人又は部曲、民部をカキベとも云ふは、家垣（イヘカキ）内の部民の意なりと云へり、また宮崎博士は、廣く私家の從者を云へるものなり、安閑紀の古訓に部曲を氏奴（ウヂヤツコ）とよませ、天智三年の條に、民部家部とあるを、天武紀四年の條に、同じ人民のことを指して、部曲といへるにて證とすべし、其語源は、韓語の皆叱智、女眞語の古出と類似して、友伴の義に從者の義を兼ねたるものなりと云へり、從ふべきに似たり、猶委しくは同博士の部曲考を見るべし、按ずるに部曲の民は上代よりあり、豪族は皆之を有したるを以て、頗る勢力ありしが、孝德天皇の大化二年、詔して、悉く之を停廢せり、

フク　復　上古租調を免除することをいふ、書紀、天智天皇五年七月の條に「大水、是秋復ニ租調ニ

フクカン　覆勘　鎌倉時代訴訟に關して裁斷を下したる後、原被兩造の申請により、重ねて之を審理するをいふ、卽ち判決に對し、訴論人（原被兩造）若しくは之に服せざれば、重ねて先の引付頭人（ヒキツケシュカ參看）に繼續の子細を陳述す、頭人其言ふ所理なければ受理せず、理あれば重ねて本引付に附し、先の下知につきて沙汰するを云ふなり（沙汰未練書）

フクゲ　服解　朝廷の官員が、重服中現任の官を解かるゝを云ふ、令義解に「凡職事官遭ニ父母喪ニ幷解官、自餘（謂非ニ重喪者ニ）皆給ニ暇」とあるに知らるべし、重服によりて解官せざれば、服終るの後本官に復す、之を復任と云ふ（令義解、同集解、貞丈雜記）

フクシママサノリ　福島正則　名將　號幼名市松、後ち剃髮して馬齋と號す　系統　與左衛門某の子（野史には新右衛門正光の養子、實は星野成政の子とし、落穗集また新右衛門に作り、新右衛門は豐臣秀吉の父と、異父同母弟なりと記せり、今諸諺に從ふ）　事蹟　秀吉が播磨の守護たりし時、正則羽柴を以て其近臣となり、天正六年播磨三木の城攻に軍に從ひしより以來、鳥取、山崎等の諸戰皆功績あり、十一年志津ヶ嶽の戰に、七本槍の一人として武勇一軍に冠す、食邑五千石を賜ひ從五位下に叙し、左衛門尉となる、因て左衛門大夫と稱す、十三年伊豫國今治城十萬石に封ぜらる、十五年九州征討の陣に從ひ、十六年肥後宇土の一揆を平げ、十八年小田原征伐の軍起るに及び、また韮山城を拔く、文祿元年朝鮮に渡航し、威名を海外に振ひ、四年尾張國淸洲城に移りて二十萬石に加增し、尊で從四位下侍從に叙任し、羽柴の姓を賜ふ、慶長四年德川家康の養女を以て子正之に配す（前年秀吉薨ず）五年關ヶ原の役には家康に與

フキヤウ　夫金　奉行　或事務を尋ち執行ふ人ないふ、後ち武家の職名となる、上長の命を奉けて、其事を行ふの意、はじめ動詞たりしなり、朝廷にては公事の日、其公事を奉はり行ふ人をいへり、中古以來の日記に屢々見えたり、卽ち四方拜の奉行、元日節會の奉行、踏歌節會の奉行等のごとし、これらに準據して、武家にてもま

フキン　フギヤウ

フギン　諷經　佛經を諷誦することをいふ、叢林の大衆は必ず修淨規に「鳴鐘集衆諷經」とあり、夏中諷經に赴かざるを經典を諷誦すべきことゝす、一切經」とあり、諷經の大衆は必ず諷するの法あり、若し敬同に及べば、住持小紙片に罰金一斤を方丈の式を書して、佛殿の柱に貼せしめ、罰金一斤を方丈に納めしむる等のことあり（禪林象器箋）

フキヨウ　不空羂索法　密教の修法の一、不空は心願、不空の成就せしむる義なり、不空羂索觀世音菩薩を本尊として修す、不空羂索觀世音菩薩は、一面三目四臂なりと、三面六臂なるもあり、三面二臂なるもあり、一面三目十八臂なるもあり、十一面卅二臂なるもあり、持物等各々同じからず、然れども一面三目八臂の像、尤も流布す、委しくは不空羂索陀羅尼自在王呪經、不空羂索神變眞言經等にあり、我國には弘仁四年藤原冬嗣、興福寺内に南圓堂を建立し、不空羂索の像を造立安置したることあれども、其法を修したる起原等は詳かならず（阿娑縛抄、扶桑略記）

フクラカジャウ　福岡城　所在　筑前國早良郡福岡　起廢沿革　慶長五年黑田長政新に工を起し、數年にして成り、名島より移りて治所となす、五十二萬石を食む、子孫相傳へて明治維新に至る、今本丸を遺し兵營となる、十二師團の所管に屬す（繪城起原、明治政變）

し、三成等の軍を破る、戰畢るの後ち、功によりて安藝備後の二國四十九萬八千石を賜ひ、廣島城に居す、八年四位少將に進む、同年七月德川秀忠の女、豐臣秀頼に嫁するに際し、上方の諸大名起請文を書して秀頼に呈す、實に正則の計策する處なり、會々十六年秀頼上洛して家康に面會せんとするや、池田輝政、淺野幸長、加藤清正等これに供奉して京都に赴きしが、正則獨り病と稱して大阪に留まる、これ蓋し深謀の存したるが爲なりきといへり、既にして大阪冬夏の陣起るに及び、家康深く正則に慮る處あり、命じて關東の留守たらしむ、元和三年參議從三位に進みしが、五年六月恣に廣島城を修したるに座して封を奪はれ、更に津輕の地四萬五千石を賜ひたれども、翌月改めて信濃國川中島に移され、信濃越後に於て、四萬五千石を賜ひ、信濃高井野村に蟄居を命ぜられたり、寬永元年七月謫所に卒す、歲六十四、而して正則の死幕府に聞え、堀田正利撿使として川中島に赴きしが、いまだ至らざるに先だち、正則の家臣津田四郎兵衞、正則の死屍を火葬せるを以て幕府これを責めて遂に采邑を沒收す(藩翰譜、野史、德川實紀)

フクシヤウグン 副將軍　將軍に副として、兵士を統率する臨時の官、大寶令の制、出征の師一萬以上には副將軍二人をおき、三千人以上には副將軍一人をおくの定めなりき、欽明紀廿三年七月の條に「遣二大將軍紀男麿宿禰一將レ兵出二哆唎一副將河邊臣瓊缶出二居曾山一云々」とあるを初見とす、然るに中古以來大將軍副將軍の職を任ずること自ら絕え、偏に一軍の首將を呼びて大將軍とし、次將を副將軍と稱すること、なりたり、平家物語に「大將軍には小松の權亮惟盛卿、副將軍には薩摩守忠盛」など見えたるは、宣旨によりて補任せられしものにあらず、されど

朝廷の命に出でたる將帥にして、その名稱も、全く私の稱呼と稱するを得ざるに似たり、但し太平記に「先ヽ一番に中書王の副將軍として被レ還たりける千種宰相中將忠顯卿、坊門少將正忠云々」とあるは、當時の俗稱か、然らされば著者の意にて認めたるものにして、平家物語のそれとは、大は赴を異にし、正しく次將の代名詞たるに過ぎざるものとす、また別に權副將軍あり、令制を按ずるに、一萬人以上の軍には副將軍二人とあれば、其內の一人は權副將軍とも稱すべきなれど、其名の見えたるは、續紀に鎭守府權副將軍佐伯宿禰久良麿、また陸奥鎭守府副將軍百濟王英孫等ありて、鎭守府の他に所見なきを以て考ふれば、只鎭守府のみにこれありしものなるべし、されどこれまた邂逅の事にして、多くは聞えず、後ち弘仁年中鎭守府の官員を定めたる時、將軍一員を制定したれば、爾來權官を置くこと廢絕したり、「シヤウグン」參看(令義解、書紀、續紀、武家名目抄)

フクシヤウジ 福祥寺　【所在】攝津國八部郡(今武庫郡)須磨村大字西須磨字上野○上野山と號す、世に須磨寺と云ふ【宗派本尊】天台宗○本尊聖觀世音【起原沿革】光孝天皇仁和二年の創建にして、開基は文鏡上人とす、傳に、昔漁人須磨海に於て、一檀木所造の觀音像を得、小宇を結びて之を安置す、靈驗尤も著し、終に天聽に達し、文鏡に命して造らしむといへり、久壽年間源頼政之を崇敬し造營して鎭守等を起し、頗る繁榮を極む、後世に至る迄坊舍十七字を有せし巨刹なりしが、今荒廢を極め、堂宇僅かに二三を存するのみ、寺寶には、有名なる靑葉笛、武藏坊辨慶若木櫻の制札、平敦盛自筆の和歌等あり、然れども靑葉笛の贋物なる事は、湯淺常山既に辨じ、若木櫻の制札は、平家物語によりて僞作せし事、名所圖會に見え

たり、又門前に若木櫻、本堂の左に源義經腰掛松あれど共に信じ難し(伽藍開基記、和漢三才圖會、攝津國名所圖會)

フクセイ 服制　太古既に冠、衣、帶、裳、袴、襌、履等あり、服飾の由來久しきを知るべし、凡、當時貴族の男女は、多く珠玉を以て飾とす、其衣は左衽窄袖にして襴なく、衽を約するに紐を以てす、衣の下に襌を著け、襌の上に裳を著く、これを上下服と稱す、紀元九百年代の頃までは、概ねこの制なりき、一千年代以來、外國交通頻繁なるに至り、彼土の織工を貢らしめ、漸く古風を變じたり、故に雄略天皇は、遺詔して朝野の衣冠未だ鮮麗ならざりしを恨とし給へり、推古天皇十一年始めて位階の制を定め、各々當色の絁を以て冠とす、項は撮總べて囊の如く、縁を著くといへり、十六年皇子諸王以下、幷に金髻華をつく、其服は錦、紫、繡、織、及び五色の綾羅を用ふ、十九年菟田野に獵せしに、諸臣の服色皆冠色に從ひ、幷に髻華を著けたりといふ、孝德天皇大化二年、改めて七色十三階の冠を制す、一曰織冠、服色深紫を用ふ、二曰繡冠、服色上に同じ、三曰紫冠、服色淺紫を用ふ、四曰錦冠、服色眞緋を用ふ、五曰青冠、服色紺を用ふ、六曰黑冠服色綠を用ふ、七曰建武、服色詳かならず、天武天皇十三年また爵位名號を改めて、階級を增加し、朝服の色を定む、淨位以上幷に朱華、正位深紫、直位淺紫、勤位深綠、務位淺綠、追位深蒲萄、進位淺蒲萄とす、持統天皇四年、百官及び畿內有位者の上日を考へ、善最、功能、氏姓の大小を以て、冠位を量り授く、其朝服は、淨大壹以下、廣貳已上黑紫、淨大參以下廣肆已上赤紫、正八級赤紫、直八級緋、勤八級深綠、務八級淺綠、追八級深縹、進八級淺縹、上下綺の帶、白袴を通用す、其餘

常の如し、文武天皇大寶元年、始めて新令に依り、改めて官位服色を制す、親王四品以上諸王諸臣一位皆黑紫、諸王二位以下、諸臣三位以上赤紫、直冠上四階深緋、下四階淺緋、勤冠深綠、務冠淺綠、追冠深縹、進冠淺縹、皆漆冠なり、綺帶、白襪、黑革舃、直冠以上皆白縛口袴、勤冠以下白脛裳、これ漢韓交通以來、彼土の制をも斟酌して、定められたるものにして、是に至りて其制大に備はる、而して衣服令によれば、禮服、朝服、制服の三等あり、幷に別條に出したれば就きて見るべし、また禁色の制あり(「キンジキ」參看)なほ天皇御服は、上古以來帛衣を用ひら、聖武天皇天平四年正月、始めて冕服を服し給ふ、弘仁の制、大小の祭祀、及び諸陵の奉幣には、帛衣を用ひ、卽位、元正朝を受け給ふには、袞冕十二章を用ひ給ふ、之を禮服といふ、又黃櫨染及び麴塵の御袍等あり、皆大小の朝禮に用ひらる、後世衣冠或は直衣を用ひ給ふこともあり、童帝は、空頂黑幘、日形天冠を召し、大袖小袖御裳を用ひらる、女帝の御服は同じかれども、白衣にして繡を用ひず、皇后の御服は弘仁の制、助祭に帛衣を用ふ、蓋し上古以來の例なり、又元正朝賀には褘衣を用ひ、大小の諸會には、鈿釵、禮服を用ひらる、後世册立、受賀には、白綾の衣裳を用ひらるゝこととなり、而して禮服以下其制に違ふものは、式部彈正總て之を糾彈す、嵯峨天皇弘仁九年詔して、諸臣の常服は男女を論ぜず、唐制を用ひしむ、但し五位已上の禮服及び諸朝服の色、衞仗の服は舊制に依りて改めず、朝綱漸く弛ぶにあたりて、服飾奢侈に流れ、一條天皇已後は、闊袖廣袴、舊制に違へること少からず、白河天皇の時に至りては、品制盡く亡びたり、鳥羽天皇の時、內大臣源有仁務めて服飾の新意を好み、古制の柔輭なるを厭ひ、

專ら剛稜を尙び、一時之に倣ひしかば、是に於て又大に變革せり、凡袍に縫掖闕掖の二種あり、共に下襲、半臂、衵、單、大帷、表袴、大口袴等を用ふ、また直衣、小直衣、狩衣、布衣、直垂、水干、長絹、素襖等あり、また東宮童親王の服に半尻あり、神事の服に小忌衣あり、女官の服に唐衣、五衣、小袿、裳、打衣、掻取等あり、衣服令に定むる所と大に異なり、武家時代に入りても、禮服朝服には變革なしと雖も、將軍は袍の外に、直衣、直垂、水干等を用ひ、神事には淨衣を用ひ、公家に對する時は、重に狩衣を用ふ、庶民は直垂、小素襖、肩衣、袴及び胴服等を用ひしなり、江戶時代また其制概ね同じかれども、直衣は法會及び晴の宴會に用ひ、小直衣は兩山の拜等に用ふ、また長上下、半上下の制あり、武臣は三家三卿は直衣、その他は袍なり、また直垂、狩衣、大紋、布衣、素襖等あり、又庶民に至るまで押並べて肩衣、羽織、袴を禮服として用ひたり、維新後、古來の服制一變し、專ら歐米の法を斟酌し、大禮服、通常禮服の制を立てらる、然れども民間猶ほ舊時の服を用ふるもの多し(日本制度通)衣服(イフク)女房裝束(ニヤウバウシヤウゾク)冠(カンムリ)位階(キカイ)十二單(ジフニヒトヘ)幷に各種類の條下參看せよ、

フクセウヰンクワンパク 福照院關白　二條滿基をいふ、

フクヘキ 復辟　攝政(セツシヤウ)を見よ、

フクミコウバイ 莟紅梅　襲の色目の名、表は紅梅、裏蘇芳色なるもの、春之を用ふ、「カサネノイロメ」の挿繪參看(重色目)

フクモン 覆問　鎌倉時代裁判の時、引付(「ヒキツケシユウ」參看)にて問答終りし後ち、頭人引付衆等評議中に訴論人卽ち原被兩造が共に所存あ

りて、申述べんとすることあらば、重ねて問答を遂ぐ、之を覆問と云ふ(沙汰未練書、鎌倉時代裁判手續考)

フクリン 覆輪　器物の緣(フチ)のみを、金銀等にて覆ひ飾れるものを云ふ、金にて飾れるを金覆輪、銀にて飾れるをば白覆輪と云ふ、鐔、鐙、鍔、鞍等に多く用ひたり(倭訓栞、貞丈雜記、軍用記)覆輪鎧とは、絲威の鎧の胸板、肩上推付板、冠板等の端々の捻返を金銀又は細金にて覆輪取りたるを云ふ、絲の色覆の性質によりて紫絲金覆輪鎧、黑絲白(銀)覆輪、唐紅白覆輪等の名あり、保元平治物語、平家物語、太平記等に見えたり、覆輪太刀とは鍔も覆輪にて、鞘のみれの方に、股寄鞘の半分程あり、刀の方に芝引鞘の半分程ある太刀を云ふ、この芝引股寄を長く通じたるを長覆輪と云ふ、保元平治物語、平家物語、源平盛衰記、太平記等に金覆輪、白幅輪、長伏輪、小幅輪等の太刀あり、鞍に金覆輪、黃覆輪、白覆輪、角覆輪等の名、平家物語等に見えたり、

フグルマ 文車　文書書籍等を入るゝ車を云ふ、山槐記治承三年十二月五日の條に「前關白文書、於二大內左兵衞陣屋一被レ合二目錄一云々、被レ召二寄文車七輛櫃百餘合一、衞士守二護之一、今日十餘合云々」と見えたり、牛車(ギツシヤ)の挿繪參看、

フクロクジユ 福祿壽　壽老人(ジユラウジン)を見よ、

フクワウヰン 普光院　足利義敎(アシカガヨシノリ)を見よ、

フクワウヲンヰン 普光園院　二條良實の法號、

ブケ 武家　武士(ブシ)を見よ、

ブケアヅケ 武家預　「アヅケ」を見よ、

フケシユウ　普化宗　[名義] 禪宗の一派、普化禪宗の略、普化禪師（唐の人）を開祖と爲るが故に名づく、其宗徒を薦僧といふ、古く行脚修行の用として薦席を携へたるが爲なり、後ち薦の字の俗なるを忌み、虚無空寂の義により虚無僧と改む、其宗義とする處は普化禪師と臨濟禪師と、機緣の語錄とにあり、曰く「普化居常、入レ市振レ鐸曰、明頭來、明頭打、暗頭來、暗頭打、四方八面來、旋風打、虚空來、連架打、臨濟一日令二僧把持一云、或過二不明不暗一時如何、師托開曰、來日大悲院裏有レ齋、僧回擧似濟、濟曰、我從來疑著此漢」明暗兩頭を坐斷して、明暗不到の處に徹底し、後ち始めて一枝の竹管を以て大法輪を轉ずるを得とす、之を本則といふ（僞僧）（本則）[起原沿革] 薦僧の名は、始めて三十二番職人歌合に見え、其判詞に「薦僧は、三昧紙ぎぬを肩にかけ、面桶腰につけ、貴賤の門戸によりて、尺八を吹く外には別の業もなき事にや」とあり、白き衣の上に黄色の袖なき物を重ね著、腰に面桶と薦席の卷きたるを帶び、尺八を吹く體を描けり、此歌合は、岩瀨京傳の考證に從へば、天文六年以前の書なりといへり、然らば、室町時代の中葉よりして、薦僧といへる、尺八を吹奏して托鉢する一種の僧の生じたるを知るべし、また雍州府志、汲江庵の條に「中世有二異僧一號二朗庵一不レ知二何處人一也、慕二普化振鈴之作略一常好二尺八一自號二普化道者一尺八一枝之外、不レ携二一物一有レ人問二佛法一則一吹而去、與二大德寺一休和尚一善レ友」と見ゆ、（朗庵）朗庵は文明頃の禪僧なり、世これを以て普化宗薦僧の祖となすものあれど、朗庵と前後して、薦僧といへる僧の生じたること、三十二番職人歌合によりて明かなれば、朗庵を薦僧の祖とはなし難けれども、朗庵よりして、薦僧と普化宗と、はじめて結び付られしもの（暮露）にあらざるか（古へぼろぼろといへるものあり、暮露とも書す、早く明惠上人（高倉天皇の承安三年に生れ、六十歲にて寂す）のぼろぼろの草子に見え、また徒然草にも「世を捨てたるに似て我執深く、佛道を願ふに似て鬪爭を事とす」と見えたり、蓋し不秩序なる社會に生じたる半俗半僧の徒にして、また薦僧の類なり、思ふに薦僧は、或は暮露と同一系統を有せるものにあらざるか）爾來薦僧といへるもの、社會の一階級に存したりしが、當時未だ一定の宗名制度と稱すべきものなく、唯斯の如き一種の佛敎的流俗ありしのみ、薦僧もまた極めて卑き地位にありしことは、林道春の野槌に、ぼろぼろの事を說きて薦僧に及び、僧とも見えず、俗とも見えず、又山伏とも見えず、刀をさし、尺八を吹き、背には、筵を負ひ、人の門に立ちて物を貰ふ、これまたぼろぼろの類にして、丐人の徒なりとあり、以て江戸時代の初期には、全く室町時代中葉のそれと同じく、大に顯はれざりしことを見るべし、然るに後世普化宗の徒が、金科玉條と爲す慶長十九年幕府より發したりと稱する、薦僧の掟書内に「薦僧之儀者、勇士浪人一時之爲二隱家一不レ入二守護一之宗門、依而天下之家臣諸士之席、可二定置一之條、可レ得二其意一事」また「虚無僧取立之儀、諸士之外、一向坊主、百姓、町人、下賤之者、不レ可二取立一事」などの條あり、此條目は僞書にして、三上博士は、四代將軍の末頃に、浪士中の或者が薦僧寺に入り、窮策を案じて、僞條目を作りたるものなるべしといへり、從ふべし、而して幕府が薦僧に關して發したる最初の法令は、延寶五年十二月のを以て始めとし、其定むる所も、極めて些々たる事に係れり、思ふに薦僧といへるものが、社會の勢力を得るに至りしは、蓋し此時代以後の事なるべし、また普化宗なる名稱の起りて、禪宗の一派たるに至りし事は、何時にあるか詳かならざれども、延寶五年の法令には、虚無僧諸派本寺中とのみありて、普化宗の名なし、吾人の見聞したる所にては、享和二年に一月寺及び鈴法寺より、寺社奉行所に呈出したる書の中に「普化禪宗の儀は云々」とあるを尤も古しとす、爾來屢々法令文にも見ゆ、是また江戸時代中葉以後に生じたる宗名なるべし、なほ前にいへる慶長十九年の掟書は僞作なりと雖も、其徒は此條目を本據として、これに違ふことある時は、堂々幕府に對して、條目の履行を迫りたるより、いつとなく有功の條目と變じ、普化宗は、勇士浪士一時の隱家たるの實を現はすに至れり、故に武士にして復讐を圖り、または讒に會うて身を容るゝに所なき者は、多くこれに投じて其目的を貫くの便を得たり、されど其弊また之に伴ひ、無賴の徒其宗門に歸するものありしより、或は木賃米代をも拂はず、押して止宿し、或は合力を强請し、もしこれに應ぜざる時は、尺八を以て百姓町人を打擲する等のことありしのみならず、總本寺等は、尺八は宗徒以外禁止の法令を利用し、本則授與の名を以て利慾を逞うせしかば、百姓町人も亦本寺の許可を得て、尺八を弄するに至り、宗門漸く墮落して、一種の演藝家となり、遂に明治十年に及びて廢宗に歸し、住僧は民籍に編入せられたり、なほ寺院の數は、古くは百二十餘箇寺に達したりしも、幕末には九十二箇寺のみなりき [宗派及風俗] 下總一月寺（勸詮派）武藏鈴法寺（括惣派）を以て、普化一宗總本寺觸頭とし、宿寺を江戸に設く、これを江戸番所また風呂屋ともいふ、又京都明暗寺（寄竹派）常陸心月寺（小菊派）上野理光寺（小笹派）高崎慈常寺（梅地派）ありて、諸派の本寺を支配す、また本寺以下其寺に從

うて、末頭、直末、孫末、配下等の稱あり、而して宗務に當れるものを、住職、看主、院代、出役、役僧、番僧に分つ、住職は剃髮し、看主は有髮なり、而して入宗を請ふ者あれば（一）まづ入門の趣意を尋問し、不忠不義等、武士道に於て欠くる事なしと認めたる上（二）武家勤仕の證人連印捺印の證文を取り（三）兩刀其他一切の所持品を收納せしめ（四）入宗金を請求し（五）次に祖師開山の靈前に於て、師弟の契約を結びて宗具を授與し（六）諸般の條目掟書を讀み聞かせて本人の請判を求め（七）終りに取名印、即ち門弟取立の證印を授け、茲にはじめて徒弟となる、但し武士道に欠け、もしくは犯罪ある者、幷に武士以外の僧侶百姓町人下賤の者は、門に入るを許さゞりき、脫俗に關して、はじめより宗法に熱心なるにあらずして、一時其身を容るゝ爲めに入宗せる輩は、一旦歸俗の機到來すれば直に脫宗して其家を嗣ぐ、これ普化宗の特有にして、不幸の武士が、本宗に負ふ處少なからざるは、實に此點にありき、而して宗具は、尺八、天蓋、袈裟又は掛絡等を著し、木太刀、懷劍の準帶を許されたりき、但し其風俗に變遷ありしことは、博物筌に「承應明曆の頃、野郎あたまにはあれど、散髮にて、常の編笠をかぶり、白布のひとへを上に着たるは、そのかみの紙衣の遺意なるべし、此體元祿のはじめまでも然り、其頃より袈裟を着たり、笠は其後迄も、淺く開きたるなり（中略）延享の頃に至りて、大かた衣服も今のやうに、丸くけ帶などになりしが、笠は下の方廣き窓ある編笠なり（註略）錦の笛袋を腰に下げ、笠も窄める形を用ひて（註略）だて風なりしは、明和以來なり」とあるにて知るべし [流派] 養澤派、義文派、司祖派、芝鄰派、隱巴派、確南派、野木派、兒派、夏潭派（以上早く滅ぶ）靳詮派、括惣派、梅士派、小菊派、寄竹派、根笹派、不智派（攝州府志、嬉遊笑覽、德川禁令考、日本佛敎史綱、卅二番職人歌合註、密嚴敎報「普化宗略史」、史學雜誌「普化宗に就て」）

ブケシヨハット　武家諸法度　江戸時代諸大名の遵奉すべき憲章をいふ、二代將軍德川秀忠の治世、元和元年七月始めてこれを發布せり、世に元和令と稱す、爾來七代家繼、十五代慶喜を除く外、歷代の將軍就職の初に於て、諸大名を營中に召して頒布するを例とせり、但時勢を察して、多少の增減修飾を加ふるをなりしが、八代吉宗の時、元和の令を其儘用ひしより、後ち數代の間これに倣ひ、嘉永七年の令に、大船製造を許可する一條を加へし外、皆元和令を襲用したりき、今一例として左に元和令を示すべし（德川實紀、德川禁令考、古事類苑法律部）

武家諸法度

一文武弓馬之道、專可二相嗜一事、
左文右武、古之法也、不レ可レ不二兼備一矣、弓馬是武家之要樞也、號レ兵爲二凶器一不レ得レ已而用レ之、治不レ忘レ亂、何不レ勵二修練一乎、

一可レ制二群飮佚遊一事、
令條所レ載、嚴制殊重、耽二好色一業二博奕一是亡國之基也、

一背二法度一輩、不レ可レ隱二置於國々一事、
法是禮節之本也、以レ法破レ理、以レ理不レ破レ法、背レ法之類、其科不レ輕矣、

一國々大名小名、並諸給人、各相二抱士卒一有下爲二叛逆殺害人一告上者、速可二追出一事、
夫挾二野心一之者、爲下覆二國家一之利器上、絕二人民一之鋒劍、豈足二允容一乎、

一自今以後、國人之外、不レ可レ交二置他國者一事、
凡因レ國、其風是異、或以二自國之密事一告二他國一、或以二他國之密事一告二自國一、佞媚之萌也、

一諸國居城、雖レ爲二修補一必可二言上一、況新儀之構營、堅令二停止一事、
城過二百雉一國之害也、峻壘浚湟、大亂之基也、

一於二隣國一企二新儀一結二徒黨一者有レ之者、早可レ致二言上一事、
人皆有レ黨、亦少二達者一、是以、或不レ順二君父一乍違二于隣里一、不レ守二舊制一何企二新儀一乎、

一私不レ可レ締二婚姻一事、
夫婚合者、陰陽和同之道也、不レ可二容易一、易睽曰、匪レ寇婚媾、志將レ通、寇則失レ時、桃夭曰、男女以レ正、婚姻以レ時、國無二鰥民一也、以レ緣成レ黨、是姦謀之本也、

一諸大名參覲作法之事、
續日本紀制曰、不レ預二公事一恣不レ得レ集二己族一、京裡二十騎以上、不レ得二集行一云々、然則不レ可レ引二卒多勢一、百萬石以上、不レ可レ過二二十騎一、十萬石以下、可レ爲二其相應一、蓋公役之時者、可レ隨二其分限一事、

一衣裳之品、不レ可二混雜一事、
君臣上下、可レ爲二各別一、白綾、白小袖、紫袷、練無文小袖、無二御免一衆、猥不レ可レ有二著用一、近代郎從諸卒、綾羅錦繡之飾服、甚非二古制一焉、

一雜人恣不レ可二乘輿一事、
古來依二其人一、無二御免一乘家有レ之、御免以後乘家有レ之、然近來及二家郎諸卒一乘輿、誠濫吹之至也、於二向後一者、國大名以下、一門之歷々者、不レ及二御免一可レ乘、其外昵近之衆、並醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可レ乘、家郎從卒、恣令レ乘者、其主人可レ爲二越度一、但公家門跡、並諸出家之衆者非二制限一、

一諸國諸侍可レ被レ用二儉約一事、

富者彌誇、貧者恥不及、俗之澆薄、無甚於此、所以令嚴制也、

一國主可以攝治政務之器用、

凡治以國道在得人、明察功過、賞罰必當、國有善人、則其國彌殷、國無善人、則其國必亡、是先哲之明誡也、

右可相守此旨者也、

慶長二十年卯七月日

フケデンソウ　武家傳奏　「デンソウ」を見よ、

フケドノ　富家殿　藤原忠實を云ふ、

フゲンエンミャウホフ　普賢延命法　密教修法の一、普賢菩薩を本尊として、壽命の延長を祈禱する增益法を云ふ、金剛壽命陀羅尼經に依る、承保二年十月宮中に於て始めて嚴修せられ、後ち天台宗の皇慶此法を以て名あり、皇慶より覺鏡、院昭、聖昭、契中相承したり（諸法要略抄）

フゲンジノセツシャウ　普賢寺攝政　近衛基通（コノエモトミチ）を見よ、

フゲンボサツ　普賢菩薩　佛經にて菩薩の一、梵語に、Samantabhadra（サマンタバドラ）又は Bhadra（バドラ）と云ふ、或は又偏吉と譯し、賢首と云ふ、彼我の國土に往來して、佛陀の教化を扶け、衆生を濟度す、又延命の德あるを以て普賢延命菩薩とも、單に延命菩薩とも云ふ、延命の祈禱を行ふ時其本尊となす、釋迦佛にありては、普賢（右）文殊（左）と共に三脇士とするを常とす、身は月色の如く、內外明徹、慈悲の相を顯はし、右手に金剛杵を持し、左手に金剛鈴を執り、五佛の寶冠を頂き、大蓮花の上に坐し、六牙の白象に乘る、又別に兒普賢あり（尊容抄、佛教いろは辭典）

フコ　封戸　王朝時代皇室また諸王諸臣の勳功、位階、職分ある者に賜はる戸口を云ふ、封を賜ふに民戸を以てする故に名づく、食封（ジキフ）參看、

フサウコク　扶桑國　日本の別稱、もとは支那の書より出でたり、元慶六年八月、日本書紀竟宴してより、皆此說に傾きたり、元來支那にて扶桑國の名見えたるは、屈原の離騷に「飲余馬於咸池兮、揔余轡乎扶桑、折若木以拂日」とある始めとす、扶桑は木の名にて、此名木を產する所なるが故に、其の地名に呼びたる者係りて、此の木が周代已に支那人に知られたるも明かなり、又呂氏春秋の爲欲觀に「北至大夏、南至北戸、西至三危、東至扶桑」とあれば、周末既に東方の一地方を指す稱呼となりたる知るべし、然して之は單に東方を指すのみにて、其位置不明なり、山海經には一層委しく扶桑國の位置を示し、東海の中にありとし、大人國、君子國、青邱國、黑齒國の事を記したり、又淮南子に「東方之極、自碣石山過朝鮮貫大人之國、東至日出之次、搏木之地、青土樹木之野」と見えたり、「日出之次」、「大人之國」、「君子國」と云へるは、共に支那人の五行說より出でたる者なり、五行說によれば、東方は木德にて青色に屬する故に、日出の域を扶桑と云ふなり、支那人が東方を木德仁者の住地と迷信して、此處に大人君子不死の國ありと信じたる者にして、その扶桑國と云ひ、大人國と云ふも、架空の說に過ざざるなり、從來我國の學者が、我日本を指したる者と說きしは、此の傳說の起りし理由を知らざりしによるなり、故に支那人の地理上の知識が東方に廣がるに從うて、扶桑の地は漸次東方へ移り行きたり、昔時漢人が黃河流域に限られしときには、今日の山東省が扶桑國なりしならんも、山東省も漢人の領內に入るや、更に東に移りて朝鮮半島となり、燕齊以後支那人が韓地と往來交通するや、扶桑は更に東方に移りて、我國を指すに至り、支那人又我國人と往來交通するや、更に東方に移れり、文獻通考に「又倭國一名日本、在中國直東、扶桑後在倭國之東、約去中國三萬里」と見えたり、梁書東夷傳によれば、倭國の東に文身國即ちアイヌあり、文身國の東に大漢國あり、大漢國の東に扶桑國ありとし、一層東方に扶桑國が移りしを以ても、單に東方を云へる名稱たること知るに足らん、委しきことは白鳥博士の「扶桑國に就て」の論を見るべし（大扶桑考、又「扶桑國」、地學雜誌「蝦夷國に就いても）

フサウリヤクキ　扶桑略記　卷數　三十卷、現存のものは殘闕本にして、史籍集覽一、國史大系六卷に收めたり　內容　神武天皇より堀河天皇迄の史實を漢文にて記述せる編年史にして、六國史等に見えざる記事も尠なからず、蓋し多くの古書を參酌綜合して編纂したるものに係り、往々引用書を註したり、而して其引用書の、後世に傳はらぬものもありて、頗る有益なる書なれども、著者が僧侶なるを以て、靈異記等に見えたる奇蹟、幷に神社佛閣の緣起の確ならぬものを掲げ、また好みて異說を載せたれば、本書を讀むものは、此點に關して、多くの注意と取捨とを要す、今傳はる所は、文政五年の官本にして、神武天皇より神功皇后の初年までと、七卷の聖武天皇下記より、廿一卷の陽成記までの闕卷あるを以て、拔萃本一冊を附錄として其闕を補へり、拔萃本は狩谷望之が言ふ所の古鈔節本即ち是なり、史籍集覽本は鈔節本を以て直に闕卷を補ひ、伴信友見る所の清和記闕卷と、高野山舊藏の陽成記等と增補したり、國史大系本も增補したる所は全く同じきも、尾張眞福寺本、高野山本、金勝院本、新井白石所藏鈔

（日本戒牒布）

節本、祕閣本、皇典講究所本、井上小杉兩博士所藏本等に據りて增補校訂を加へ、更に略記考證を參考して、その說を籤頭に示したり、群書一覽載する所の扶桑略記は、第一卷醍醐天皇延喜二年五月加賀の國分寺に、布薩戒本田二町を置き、清和天皇貞觀五年二月能登國々分寺に三町を置きしこと、文德實錄、三代實錄に見えたり、延喜の制にも布薩戒本田は、不輸租田なりしこと主稅式に見えたり、

フサントクシンチ　不三得七　名義　古へ收租の率にて、每人營む所の町段に付き、收穫の十分七を收め、十分三を免すをいふ、若し十分八を收め十分二を免すると不二得八、十分六を收め十分四を免すると不四得六と稱す、後世の所謂定免法（ヂヤウメン）參看）なり　出典略說　桓武天皇延曆十六年六月詔して、始めて不二得八の田租を設け、尙收穫に水旱蟲霜の爲め、損傷八分の內、四分以上に及ぶときは又之を減損す、同十九年四月、不二得八の法、百姓堪へ難きを以て、不三得七の法に改む、同廿一年七月、每戶に率を立て、當に不二得八の法に由らしめ、七分以上を損する戶は、特に制限を立て、五分以下の損は、之を通計して、一分に過ざざれば、二分を通計し、三分以下と爲し、七分以上を收めしむ、平城天皇大同元年十一月、また不三得七の舊例に復し、尋で同三年九月、不四得六と爲して、通計の法を用ひざらしむ、隆りて保元平治以後、兵農分れてより、諸國の租法大に變じ、四公六民など稱するに至る（大日本租稅志）

フシ　武士　常に武衛を習ひ勵み、戰陣に出づるを職とするものを云ふ、武人とも武者とも、軍士とも、戰士とも云ひ、モノノフとも、サムラヒとも云ふ、其家を武家と云ひ、其門流を武門とも云ふ、又その家を弓馬家とも弓箭家とも云ふ、弓箭を持し、馬に跨り

て、征戰を事とする故なり、源頼朝右近衞大將となり幕府を鎌倉に開き、尋で征夷大將軍となりしより後は、公家(朝廷)に對して將軍(幕府)及び之に隷屬する御家人の大小名等を武家と云ひ、將軍を武家棟梁又は弓箭長者とも云へり、弘簡錄に「唐天寶十一載改ニ諸衞士一爲ニ武士一」とあるより出でしものなるべし、我國にて武士の名の見えたるは、續紀寶龜二年十一月の條に「恪勤工巧武士總五十五人、賜ニ絲人十絢一」とあるを始めとす、また平家物語に「預りの武士難波次郎經遠御車を寄せて云々、」百練抄に「正治元年二月十四日武士等、相ニ具左衞門尉中原政經、藤原基清、小野義賢一參ニ院御所一云々」など見ゆ、(武者)武者は續古事談に「大安寺の釋迦佛は、天の造りたる也、其をうつして佛師康尙此佛を造れり、維敏、滿仲など云ふ武者より始めて、結緣助成せり云々、」保元物語に「惟行二の矢を番て引ん／＼としけるが、心神忽にくれ(中略)馬より倒に落けるが矢に荷はれて暫く落(中略)餘りに武者の剛なるも、却ておこがましく覺えける云々、」(軍士)軍士は舊事本紀に見えたれども、これは後世の武士とは異なり、吾妻鏡文治五年六月廿七日の條に「此間奧州征伐之外無ニ他事一、此事依レ被レ申ニ宣旨一、被レ催ニ軍士等一云々」建保元年五月四日の條に「將軍家令レ尋ニ聞軍士等勳功之淺深一給云々、」(武家)武家は吾妻鏡文治二年二月廿五日の條に「北條殿自ニ去年一在京執ニ行武家事一、之間云々、」園太曆文和元年五月廿六日の條に「一昨日飛脚到、武家以外騷之體也云々、」康富記文安四年十二月廿九日の條に「高大史員職語云、今年伊勢大神宮造替行事方本樣使諸道輩、可ニ下向一候處、依ニ公方要脚不足一、令ニ延引一了、或年延不レ可レ然之由、武家奉行開闔等申沙汰之間云々、」(武家棟梁)武家棟梁は、梅松論に「實天下の將軍武家の棟梁にて云々、」太平記節度使下向條に「今までは武家(棟梁)棟梁と成ぬべき人なきによりて云々、」弓箭家は太平記節度使下向の條に「尊氏卿默然として、暫くは物も不レ宜、其有て我譜代弓箭の家に生れ、僅に源氏の名を殘すと雖も云々、」(弓箭長者)弓箭長者は太平記雲景未來記の條に「將軍と申すは、弓矢の長者にて海內の衞護の人也、」(武門)武門は吾妻鏡元曆二年十二月廿三日の條に「前對馬守親光爲ニ公家一、爲ニ武門一、抽ニ大功一訖云々、」(弓馬家)弓馬家は吾妻鏡文治二年三月廿六日延朗上人の事を云ふ條に「此上人者、多田新發滿仲八代苗裔對馬太郎義信男(註略)也、出ニ累葉弓馬之家一入ニ一實圓乘之門一云々、」太平記箱根下合戰條に「尾張右馬頭(中略)三百餘騎變レ轡、弓馬の家に生れたるものは、名こそ惜め、命をば惜まぬ者を云々」などと見えたり、「サムラヒ」「ブシダウ」等參看すべし、猶ほ武士武門の起原沿革等は、日本歷史評林に收めたる內藤耻叟、栗田博士、青山延光諸氏の論說及び國學院雜誌所載の武家の源委(內藤耻叟氏)讀史餘錄等に就て見るべし、

フシウ　俘囚　王民にして、蝦夷の略する所となりて、賤隷と成りし者をいふ、單に俘ともいふ、尙ほ夷浮(イフ)を見よ(續紀)

フシカゲ　節陰　矢(ヤ)を見よ、

ブジキ　夫食　**名義** 江戶時代、農民が食料としたる米穀をいふ **貸付法** 地方(チカタ)一國一郡等非常の凶作か、不時の災害を蒙りたる時には、村民の請願により、夫食を貸し付くる事あり、これを下よりは夫食拜借といひ、上よりは夫食貸付といふ、其法は、男一人につき、米は二合、麥は四合、粟稗は八合、女一人につき、米二合、麥二合、粟は四合の比例を以て與へ、翌年より、無利足五ヶ年賦を以て返納せしむ、されど其間凶歲あらば一ヶ年延にして先へ送り越したり、但し六十歲以上十五歲以下の男は女に準じ、三歲以下は男女共算入せず、而して村民より夫食拜借のことを、郡代代官所に願ひ出づれば、吏人、其家々軒別に改め、米穀家財等の貯、幷に親類緣者の助力の有無等を詳しく調査し、農具の外、賣代になる品、全くこれなきを見定めたる上、郡代代官より夫食料借伺證書を、勘定所に呈して指令を請ひ、其許可を得て貸し付くるものにして、一切代金を付與し、米穀其物は貸さず、其代金は幕府の金藏より、郡代代官にて請取り、まづ三十日分を限りて渡し、其後も三十日毎にこれを渡す、なほ代金は正、四、七、十の四月に勘定所へ書き上げおき、下米直段を以て、冬の夫食は十月の相場、春の夫食は正月の相場を以てし、夏に至れば、參出來するにつき貸し渡さず、されども餘儀なき事情ありて、貸渡すとせば、四月の相場を以てせり、右は幕領の事なれども、私領にては所々の下米相場にて、三十日毎に貸出すといへり(地方凡例錄、田園類說、舊幕縣治要略)

フシキアン　不識庵　上杉輝虎(ウヘスギテルトラ)を見よ、

ブシダウ　武士道　**名義** 武士の遵奉したる道德を云ふ、武士の守るべき道の義、尙武の氣象に忠孝、勤儉、慈悲(博愛)節操、禮讓等の諸德を具へたるもの是なり、猶委しく云へば、其君たり、主たるものに忠實を盡すを第一要義とし、武道を練磨し、節操を奬勵し、恩義を重じ、然諾を守り、卑怯未練を耻とし、名を重じ、祖先を傷けざらんことを誡む、又武道とも、士道とも、モノノフノミチとも云ふ、淸正記の訓誡七條の內に「學文之事可レ入レ精、兵書を讀、忠孝の心懸專たるべし云々、武士の家に生れてより太刀刀をとつて死る道本意なり、常々武士道の吟味をせざれば、潔よき死は、仕にくきものにて候間、能々心を武事に刻む事肝要に候、」武訓に「武士の道、內には忠孝義理を以て、本として兵法を知り、外には武藝を習ひ、武備をも乏しからざるを以て助けとす、」武道初心集に「武士道に於て肝要と仕り候は、忠勇義の三ツに止り申候、忠勤の武士、節義の武士、勇剛の武士を申候」と見ゆ、井上哲次郎氏は「武士道は、武士が從來實行し來りし處の道德にして、蓋し日本固有の氣象之れが基礎となり、後ち儒敎と禪とを交へ、この三者の融合調和によりて發達せるものにて、我邦に一種特異なるものなり」と云へり **起原** 武士道は源平武士以後、大に發達奬勵せられたるものなりと雖も、もと國民固有の尙武の氣象より出でたるものにて、其淵源する所深し、特に大伴、佐伯、物部諸氏は、世々武官にて朝廷を守護し、軍務を專らにせしかば、累代武事を奬勵し心膽を練磨し、常に「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、大君の邊にこそ死なめ、徒には死なじ」と稱す、子孫を訓戒し、又東國の人は「額に箭は立つとも、背には箭は立てじ」と唱へて、戰場には進むを知て、退くが如き卑怯を誡めたり、其剛勇敢爲の氣慨ありしこと想見するを得べし、大化二年上古の族制政治を改革し、郡縣政治を施くや、武器は悉く收めて兵庫に納れ、武官にあらざるものは、諸王大臣と雖も私に之を帶ぶることを禁じ、徵兵令を布き、諸國の壯丁四分一を點じて兵とし、軍團の制を設け、其一部を割きて衞士防人とし、京都及び九州の邊要を戍らしめたりき、故を以て後來一部に發達したる武藝も一般に普及するに至れり、特に東國の兵士は、昔時よりの訓誡により、益々忠君愛國の念盛なりき、故を以て大化改新の第一に、東國の國司を召して論す所ありき、天武天皇は東國の人を率ゐて弘文天皇と爭ひ、終に天下を治め給ひ、淳仁天皇は東國の人を召して朝廷の護衞とし給へり、太宰府に防人を置くや、之を諸國の軍團に徵せしも、幾もなくして專ら東國の兵士を以て邊防を戍らしめたり、昔時交通不便の時に當り、東國より九州に赴く者、今日の兵士が海外に赴くよりも猶ほ難しとする所、然かも東國の士は「大君のみを畏こみ磯にふり海原渡る父母を置きて」「今日よりは顧みなくて大君のしこのみたてと出で立つわれは」「天地の神を祈りて幸箭ぬきつくしの島をさしてゆくわれは」と高吟しつゝ、勇氣凜々鄕里を出で立ちたりき、千載のもと之を讀む、懦夫をして起たしむるに足る、この時に當り、獨り防人のみならず、東北蝦夷を征服せし鎭兵も、又東國の士なりき、聖武天皇以來蝦夷の勢猖獗なるを以て之を征服せんとし、鎭守府を置き、諸柵を設け、相武總常野の兵を、鎭兵として之に配し、大伴家持、同弟麿、坂上田村麿等征東將軍となり、征東大使となり、東國の士を率ゐて終に征服したりき、かくの如く東國の士は、防人となり鎭兵となり、多くの辛苦を甞め、加ふるに祖先以來武勇を以て著はれし大伴氏一族に率ゐられしを以て、關東武士は益々剛勇敢爲の氣象に富めり、玆に於て關東は早く既に勇武の本地となり、武門武士の中原となれり、東北蝦夷平ぎ、西邊要の憂ひ少く、泰平久しくして藤原氏政權を握るに及びては、月卿雲客詩歌管絃を事とし、武事を卑みて、夷狄の所業としてこれを退け、加之藤氏一族にあらざれば、高位高官に昇ることを得ず、撿非違使の如き卑官すら、容易に得ること能はざりき、故に京都に意を得ざる者は、去て地方に赴き、豪族と結び、永住して住人となり、其地位を固むるに至れり、是れ實に諸國に武門武士の起る所以なり、後朱雀天皇の代平將門叛するや、平貞盛、下野住人藤原秀鄕之を伐て平ぐ、其子孫關東に蔓延して頗る勢力を有したりき、後一條天皇長元元年、平忠常上總に據りて叛す、源賴信關東の兵を發して之を討す、後冷泉天皇の代陸奧の酋長安倍賴時同貞任の叛するや、源賴義亦關東の兵を率ゐ、前後九年餘を費して征服したりき、是に於て源氏の勢は、平氏に代りて關東を壓するに至れり、殊に賴義の子義家、將帥の器を以て、前九年役に從ひ、旣に武功を顯はし、後三年の役出羽の淸原家衡を伐ちて之を平ぐるに及び、東國の武士は全く義家の恩威に服するに至る、其子義重は上野新田に住し、新田氏を稱し、義國は足利に住じ、足利氏を稱し、其族關東に蔓延せり、又義家の弟義光の子孫は、甲斐に武田、常陸に佐竹氏あり、勢盛んなり、此時に當りて獨り源氏のみならず、諸國豪族漸く多し、平氏は相模に三浦、伊豆に北條、武藏に秩父、下總に千葉、伊勢に平氏、藤氏は下野に宇都宮、伊豆に狩野、伊藤、加賀に富樫、進藤、肥後に菊池の諸氏あり、かくのごとく豪族各々その國に住して土地を領し、門葉蔓延すれば、分家して他所に移る、其時には居所の地名を冠して苗字とし、或は荒野を開發し、或は山林を占む、其大にして名田を多く有せるを大名又は高家と稱し、小にして名田小きを小名又は黨と云ふ、斯くの如く私有の庄園多く、財產豐かなるを以て、各子弟從僕を養ひて私兵とせり、之を家の子、郞等又は家人と云ふ、家人と主人との關係は、數代繼續するを以て、其間益々親密となり、終に全く君臣の關係を生じ、主君は家人郞等を愛して之を訓育奬勵し、家人は互に武事を習練し、禮儀を重んじ、主